

目次

第1章	総則	
第1	目的	1
第2	用語	1
第3	基準の範囲	1
第2章	通則	
第1節	審査上の留意事項	2
第2節	各論	
第1	消防用設備等の設置単位	3
第2	令別表第1の取扱い	8
第3	令第8条等に規定する区画の取扱い	26
第4	床面積・階の取扱い	37
第5	無窓階	46
第6	収容人員の算定	52
第7	届出の添付図書等	55
第3章	消防用設備等別審査基準	
第1	消火器具	75
第2	屋内消火栓設備	78
第3	スプリンクラー設備	90
第4	泡消火設備	156
第5	不活性ガス消火設備	165
第6	ハロゲン化物消火設備	179
第7	粉末消火設備	194
第8	屋外消火栓設備	207
第9	動力消防ポンプ設備	208
第10	自動火災報知設備	209
第11	ガス漏れ火災警報設備	236
第12	漏電火災警報器	240
第13	消防機関へ通報する火災報知設備	243
第14	非常警報設備	259
第15	避難器具	290
第16	誘導灯及び誘導標識	302
第17	消防用水	336
第18	排煙設備	341
第19	連結散水設備	346
第20	連結送水管	348

第21	非常コンセント設備-----	361
第22	無線通信補助設備-----	362
第23	非常電源-----	367
第24	総合操作盤-----	394
第25	パッケージ型消火設備-----	413
第26	パッケージ型自動消火設備-----	415
第27	特定駐車場用泡消火設備-----	421

第4章 その他

第1	「小規模社会福祉施設の防火安全指針」について (平成22年3月25日安指第572号 予防部長通知) -----	426
第2	「就寝施設を有する防火対象物等の防火安全指針」の一部改正について (平成22年3月30日安指第577号 予防部長通知) -----	445
第3	「高層建築物の計画に対する指導指針」の改正について (平成10年4月9日消指導第286号 予防部長依命通達) -----	451
第4	消防ヘリコプター屋上緊急離着陸場等の設置指導について (平成2年3月30日消企第217号・消指導第313号 消防局長通達) -----	466
第5	「横浜市火災予防条例第4条第1項第19号カの取扱いについて」の一部改正について (平成30年11月26日消指第460号 指導課長通知) -----	477
第6	ちゅう房設備に附属するフード及び排気用ダクトの基準 (昭和60年8月26日消指導第115号 予防部長通知) -----	486
第7	フード等用簡易自動消火装置の設置基準について (平成6年4月1日消指導第2号 予防部長通知) -----	505
第8	可動式ブースの取扱い (令和3年2月19日消指第585号 予防部長通知関係) -----	515

第5章 早見表

消防用設備等設置基準項別早見表-----	531
----------------------	-----

第 1 章 総 則

第 1 目 的

この基準は、消防法施行令（昭和36年政令第37号）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）及び横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の規定に基づき設置される消防用設備等について、技術基準の法令解釈及び一般的な施工例を示し、また、本市で適用する指導基準を示すことにより、抽象的又は解釈、裁量の余地がある部分を明らかにし、審査事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

第 2 用 語

- 1 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- 2 令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 3 規則とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 4 条例とは、横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）をいう。
- 5 条例規則とは、横浜市火災予防規則（昭和49年3月横浜市規則第23号）をいう。
- 6 告示とは、消防庁告示をいう。
- 7 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 8 建基令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- 9 J I Sとは、日本産業規格をいう。
- 10 耐火建築物とは、建基法第2条第9号の2に規定するものをいう。
- 11 準耐火建築物とは、建基法第2条第9号の3に規定するものをいう。
- 12 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- 13 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- 14 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- 15 防火設備とは、建基令第109条に規定するものをいう。
- 16 特定防火設備とは、建基令第112条に規定するものをいう。
- 17 防火戸とは、防火設備である防火戸又は特定防火設備である防火戸をいう。
- 18 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- 19 準不燃材料とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。
- 20 難燃材料とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
- 21 認定品とは、規則第31条の4に定める登録認定機関により認定を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具をいう。

第 3 基準の範囲

この基準は、令、規則及び条例に定める以外の事項で第1に定める目的に必要なものを定めるものとする。

第2章 通 則

第1節 審査上の留意事項

- 1 本基準の適用にあたっては、行政手続法（平成5年法律第88号）及び横浜市行政手続条例（平成7年3月横浜市条例第15号）の趣旨に基づき、法令、条例等の抽象的又は解釈、裁量の余地がある部分について、また、指導基準となる部分については、関係者に説明を十分行い、協力を得た上で指導すること。
- 2 消防用設備等の設置については、防火対象物に火災が発生した場合の覚知、通報、避難、消火及び延焼防止を含む消火活動等の防災対策を総合的な視野に立って審査すること。
- 3 消防用設備等に関する各種技術開発が著しいことから、これらの消防用設備等の機能、信頼性等を十分把握するように努め、実態にあった指導をすること。
- 4 消防用設備等は、できるだけ有機的に相互に関連して活用できるよう設置指導すること。
- 5 消防用設備等のうち、自主設置のもの及び他の法令に基づいて設置するものについても、原則として、本基準を適用するものとする。
- 6 令第27条（消防用水）及び条例第55条（固定避難用タラップ）における高さが31mを超える建築物とは、最上階の軒の高さが31mを超えるものとする。
- 7 特異な設置計画等、審査上判断が困難なものについては、主管課と協議すること。
- 8 法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）を含む防火対象物にあつては、原則として、防火対象物全体を法第17条で規制し、危険物施設部分の規制にあつては、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）の基準により設置することとし、詳細にあつては主管課と協議すること。
- 9 本基準中、●が表示されている部分は、指導基準を示す。

第2節 各 論

第1 消防用設備等の設置単位

1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（令第8条、令第9条、令第9条の2、令第19条第2項及び令第27条第2項）がない限り、敷地でなく、棟であること。

（注）棟とは、原則として独立した一の建築物又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。

2 建築物と建築物が渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）、地下連絡路（その他これらに類するものを含む。以下同じ。）又は洞道（換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下同じ。）により接続されている場合は、原則として1棟であること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、消防用設備等（屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備及び消防用水を除く。）の設置について別棟として取り扱うことができるものであること。

(1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合

ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。

ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては6m、2階以上の階にあつては10mを超えるものであること。ただし、次の（ア）から（ウ）までに適合する場合は、いずれの階であっても2m（双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備を延焼防止上有効に設置したものにあっては1m）以上とすることができる。

（注）建築物相互間の距離は、次によること。

① 渡り廊下上における最短の歩行距離（開口部から開口部まで）とすること。

② 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合は、水平投影距離によること。

③ 渡り廊下で接続される建築物の階数が異なる場合は、2階以上の階が接続される場合と同等として取り扱うこと。

④ 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、それぞれの接続される階における距離によること。

（ア）接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に限る。次の（イ）において同じ。）については、次のa又はbによること。

a 防火構造で造られていること。

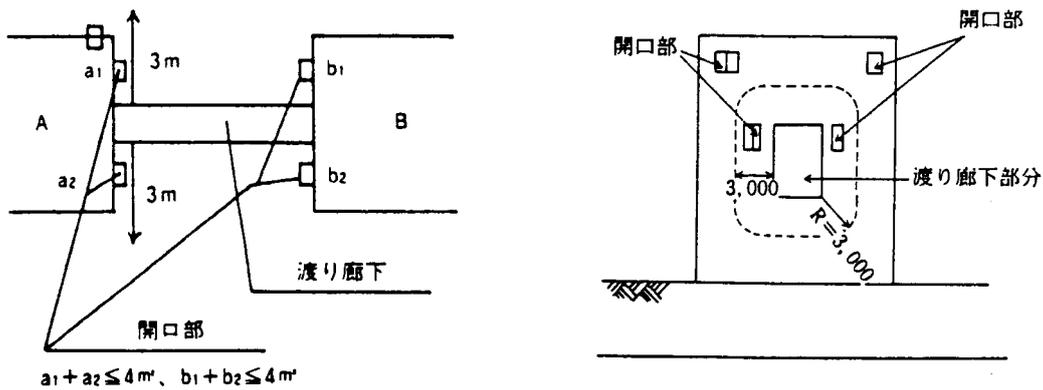
b a以外のものについては、防火構造の扉その他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

（注）渡り廊下の接続部分からの3m以内の範囲は、原則として、建物の渡り廊下の存する側以外の面へ回り込まないものとする。

（イ）前（ア）の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4㎡以内の開口部で防火戸が設けられている場合にあつては、この限りでない。

（注）① ただし書の適用にあたって、建築物相互間の距離が3m以上で、かつ、渡り廊下が準不燃材料で造られたものにあつては、開口部面積を問わないことができるものであること。

② 面積4㎡以内の開口部とは、第1-1図のようにAとBの防火対象物が接続する場合、A側又はB側の開口部面積の合計が4㎡以下のものをいうものであること。



第 1 - 1 図

(ウ) 渡り廊下については、次の a 又は b によること。

a 吹き抜け等開放式であり、建築物との接続部には防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものに限る。b（b）において同じ。）が設けられていること。

(注) 開放式とは、次のいずれかに適合するものをいうこと。

- ① 廊下の両側面の上部が、天井高の 2 分の 1 以上又は高さ 1 m 以上廊下の全長にわたって直接外気に開放されたもの
- ② 廊下の片側面の上部が、天井高の 2 分の 1 以上又は高さ 1 m 以上廊下の全長にわたって直接外気に開放され、かつ、廊下の中央部に火炎及び煙の伝送を有効に遮る構造で天井面から 50cm 以上下方に突出したたれ壁を設けたもの

b a 以外のものについては、次の（a）から（c）までに適合すること。

(a) 建基令第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

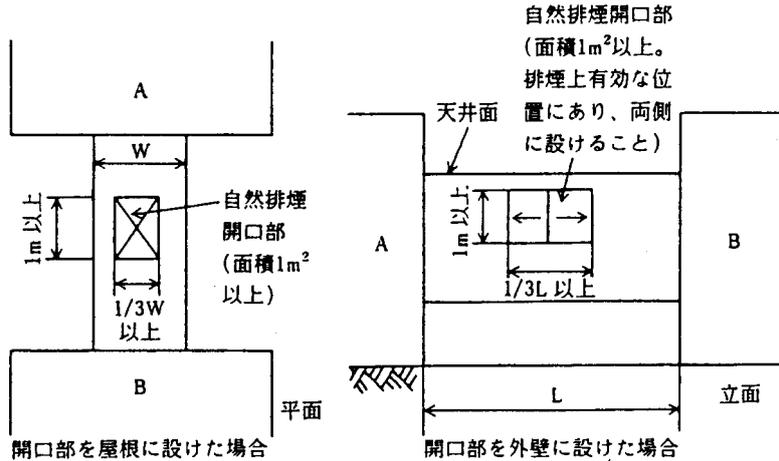
(b) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計は、いずれも 4 m² 以下であり、当該部分には a で定める構造の防火戸が設けられていること。

(注) 防火戸としてシャッターを設ける場合は、くぐり戸付きとすること。

(c) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。

ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りでない。

a' 自然排煙用開口部については、その面積の合計が 1 m² 以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては渡り廊下の幅員の 3 分の 1 以上の幅で長さ 1 m 以上のもの、外壁に設けるものにあつてはその両側に渡り廊下の 3 分の 1 以上の長さで高さ 1 m 以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。



第 1-2 図 渡り廊下の自然排煙用開口部の例

b' 機械排煙設備にあつては渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては非常電源が附置されていること。

(注) 自然排煙口及び機械排煙設備の設置については、建基令の規定を準用すること。

第 1-1 表 渡り廊下で接続する建築物を別の防火対象物とすることができる要件

種別	要件						
廊下の用途	通行又は運搬の用途のみに使用されるもので可燃物の存置等がないこと						
廊下の幅員	接続する建築物の主要構造部の構造が木造の場合は 3 m 未満、木造以外の場合は 6 m 未満						
接続する建築物相互間の距離	建築物相互間の距離が 1 階の場合は 6 m 超、2 階以上の場合は 10 m 超						
	上記の数値以下の場合 (最低必要距離は原則 2 m 以上。双方に閉鎖型スプリンクラーベッドを用いたスプリンクラー設備又はドレンチャー設備設置の場合は 1 m 以上)	接続される建築物の外壁及び屋根の構造(右の 1、2 又は 3 のいずれか)又は開口部の大きさ等 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td>構造</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 防火構造であること 2. 防火構造のへいが設けてあること 3. 閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けてあること </td> </tr> <tr> <td>開口部</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 面積の合計が 4 m²以下であること 2. 防火戸であること </td> </tr> </table>	}	構造	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防火構造であること 2. 防火構造のへいが設けてあること 3. 閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けてあること 	開口部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 面積の合計が 4 m²以下であること 2. 防火戸であること
				}	構造	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防火構造であること 2. 防火構造のへいが設けてあること 3. 閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けてあること 	
	開口部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 面積の合計が 4 m²以下であること 2. 防火戸であること 					
	廊下の構造棟	開放式以外の場合	吹き抜け等開放式で、かつ、建築物との接続部に自閉式若しくは煙感知器連動閉鎖式の防火戸を設置				
構造 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td>構造耐力上必要な部分(右の 1、2 又は 3 のいずれか)その他の部分—準不燃材料</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 鉄骨造 2. 鉄筋コンクリート造 3. 鉄骨鉄筋コンクリート造 </td> </tr> </table>			}	構造耐力上必要な部分(右の 1、2 又は 3 のいずれか)その他の部分—準不燃材料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 鉄骨造 2. 鉄筋コンクリート造 3. 鉄骨鉄筋コンクリート造 		
}				構造耐力上必要な部分(右の 1、2 又は 3 のいずれか)その他の部分—準不燃材料	<ol style="list-style-type: none"> 1. 鉄骨造 2. 鉄筋コンクリート造 3. 鉄骨鉄筋コンクリート造 		
	接続部の開口部 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td>開口部の大きさ—合計 4 m²以内</td> <td rowspan="2"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自動排煙開口部 2. 機械排煙設備 3. 閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー </td> </tr> <tr> <td>開口部の構造</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のもの </td> </tr> </table>	}	開口部の大きさ—合計 4 m ² 以内	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自動排煙開口部 2. 機械排煙設備 3. 閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー 	開口部の構造	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のもの 	
}	開口部の大きさ—合計 4 m ² 以内		<ol style="list-style-type: none"> 1. 自動排煙開口部 2. 機械排煙設備 3. 閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー 				
	開口部の構造	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防火戸で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のもの 					
排煙設備(右の 1、2 又は 3 のいずれか)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自動排煙開口部 2. 機械排煙設備 3. 閉鎖型ヘッドのスプリンクラー設備又はドレンチャー 						

(2) 建築物と建築物が地下連絡路（天井部分が直接外気に常時開放されているもの（いわゆるドライエリア形式のもの）を除く。以下同じ。）で接続されている場合、次のアからクまでに適合する場合

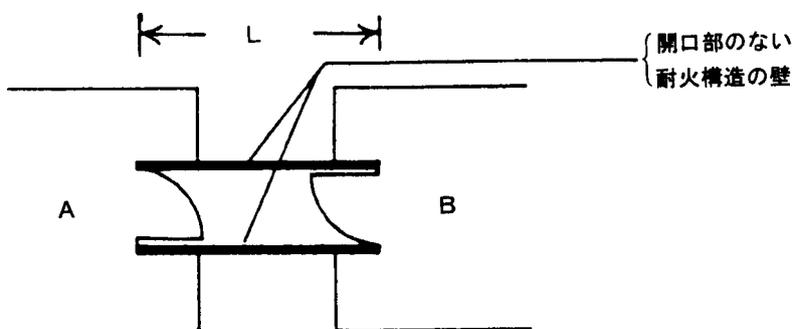
ア 接続される建築物又はその部分（地下連絡路が接続されている階の部分を用いる。）の主要構造部は、耐火構造であること。

イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上支障がない状態のものであること。

ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は、不燃材料であること。

エ 地下連絡路の長さ（地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。）は6 m 以上であり、その幅員は6 m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効に設けられている場合は、長さ2 m 以上とすることができる。

（注）第1－3図において建築物A、B相互間の地下連絡路の長さはLによること。



第1－3図

オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端が出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

カ 前オの出入口の開口部の面積は4 m²以下であること。

キ 前オの出入口には、特定防火設備である防火戸で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

ク 地下連絡路には、(1)ウ(ウ) b(c)により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

(3) 建築物と建築物が洞道で接続されている場合、次のアからエまでに適合する場合

ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続される建築物内に設けられるもので2 m²以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

イ 洞道は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、建基令第112条第20項、第21項及び第129条の2の5第1項第7号の規定を準用すること。

エ アの点検のための開口部（建築物内に設けられているものに限る。）には、防火戸（自動閉鎖装置付きのものに限る。）が設けられていること。

3 建築物と建築物が複数の渡り廊下、地下連絡路又は洞道（以下「渡り廊下等」という。）で接続される場合は、次に適合する場合に限り、2(1)イ、ウ(イ)ただし書及びウ(ウ) b(b)並びに同(2)エ(幅員に限る。)、カ及び同(3)アかつこ書の適用にあたっては、それぞれの数値を加算しないことができること。

- (1) 接続されるそれぞれの建築物において、渡り廊下等の接続部分が建基令第112条の規定に基づく異なる防火区画に存すること。
 - (2) 複数の渡り廊下等が重層するものにあつては、床（最下層の床を除く。）を耐火構造で造るとともに当該床の接する外壁は、建基令第112条第16項の規定に適合すること。
 - (3) (2)以外のものにあつては、渡り廊下等の外壁の相互間の中心から5 m以内（いずれの渡り廊下等も1階に存する場合は、3 m以内）にある外壁を耐火構造で造るとともに、当該外壁の開口部に防火戸を設けること。
- 4 前2(2)のほか、建築物と建築物（地下駅舎を含む。）が地下コンコース、公共地下道（令別表第1（16の2）項の地下道を除く。）を介して接続している場合で、次の各号に適合するものにあつては、別棟として扱うことができるものであること。
- (1) 接続される建築物の距離（最も近い開口部間の距離とする。）が20m以上（接続される部分又はその直近に排煙上有効な吹き抜け又は地上へ通じる2以上の階段を有するものにあつては10m以上）であること。
 - (2) 接続される部分の開口部の面積の合計が8 m²以下であること。ただし、接続される部分又はその両端部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられている場合はこの限りでない。
 - (3) 前(2)の開口部には、特定防火設備である防火戸で随時開くことのできる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖するもの（防火シャッターである場合は、くぐり戸付きとする。）が設けられていること。
 - (4) 開口部以外の接続部分は、耐火構造の床又は壁で区画されていること。
- 5 別棟とみなされた場合、各棟の消防用設備等の設置に関する防火対象物の項の判定（以下「項判定」という。）及び床面積の取扱いは、それぞれ次によること。
- (1) 項判定は、原則として、各棟の用途に応じて行うこと。
 - (2) 各棟の床面積は、当該床面積に応じて渡り廊下等の部分の床面積を按分したものをそれぞれ加算したものとすること。
- 6 その他
- (1) 消防用設備等の設置については、渡り廊下等の部分を含め設置すること。
 - (2) 建基法第44条第1項ただし書の規定に基づき設けられたアーケードにより、複数の建築物が接続される場合は、それぞれ別の建築物とみなして取り扱うこと。
 - (3) 屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備及び消防用水の規制については、渡り廊下等により接続された建築物は、原則として一棟として取り扱うこと。ただし、次のアからウまでに適合する場合は、別の建築物として取り扱うことができる。
 - ア 渡り廊下等は、すべて不燃材料で造られていること。
 - イ 渡り廊下等は、前2の基準に適合するものであること。
 - ウ 接続される相互の建築物の各部分が、当該建築物の1階の外壁間の中心線から1階にあつては3 m以内、2階以上の階にあつては5 m以内の範囲に存しないこと。

第2 令別表第1の取扱い

1 共通事項

(1) 項判定にあたっては、防火対象物の使用形態、管理状況、火災時の危険性等を考慮するものであるが具体的には別表の例によること。

(2) 工場、病院、学校等で同一敷地内に独立した防火対象物（以下「独立棟」という。）を有するものにあつては、原則として、それぞれの独立棟の用途で項判定すること。

(3) 令第1条の2第2項後段に規定される「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるもの」とは、次のア又はイに該当するものとする。

ア 令別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下「令別表防火対象物」という。）の区分に応じ、第2-1表（イ）欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる同表（ロ）欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。）で次の（ア）から（ウ）までに該当するもの

（ア）当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。

（イ）当該従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。

（ウ）当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

第2-1表

区分	（イ）主用途部分 （これらに類するものを含む。）	（ロ）従属的な部分 （これらに類するものを含む。）
(1) 項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣装部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	専用駐車場、売店、食堂、喫茶室、ラウンジ、展示室、ホール、プレイガイド、クローク、プロダクション、観覧場の会議室
(1) 項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、（その他上欄を準用）	食堂、喫茶室、専用駐車場、図書室、売店、展示室、遊戯室、遊技室、クローク、託児室、サロン、談話室、結婚式場
(2) 項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、クローク
(2) 項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	売店、食堂、喫茶室、専用駐車場、談話室、クローク
(2) 項ハ	客室、通信機械室、リネン庫、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店
(2) 項ニ	客席、客室、通信機械室、リネン庫、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店
(3) 項イ	客席、客室、ちゅう房、宴会場、リネン室	結婚式場、専用駐車場、売店、ロビー
(3) 項ロ	客席、客室、ちゅう房、宴会場、リネン室	結婚式場、専用駐車場、売店、託児室、会議室

区分	(イ) 主用途部分 (これらに類するものを含む。)	(ロ) 従属的な部分 (これらに類するものを含む。)
(4) 項	売店、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	催物場、写真室、遊技室、結婚式場、専用駐車場、美・理容室、診察室、集会室、喫茶室、キャッシュサービス、ビアガーデン、カルチャースクール
(5) 項イ	宿泊室、フロント、ロビー、ちゅう房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、宴会場、結婚式場、バー、会議室、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室、売店、プール、サウナ室、写真室、催物室、展望施設、喫茶室
(5) 項ロ	居室、寝室、ちゅう房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、管理人室	売店、専用駐車場、ロビー、面会室、娯楽室、体育施設、ケア施設
(6) 項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、ちゅう房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室、受付、臨床研究室	食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、美・理容室、浴室、喫茶室
(6) 項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、ちゅう房、診療室、作業室	売店、専用駐車場、喫茶室、美・理容室
(6) 項ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、ちゅう房、診療室、作業室	売店、専用駐車場、喫茶室、美・理容室
(6) 項ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、ちゅう房、体育館、教養室	食堂、専用駐車場
(7) 項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、ちゅう房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、談話室、学生会館の集会室、運動施設、学童保育室、同窓会・PTAの事務室、コミュニティスクール
(8) 項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、鑑賞室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場
(9) 項イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、託児室
(9) 項ロ	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	専用駐車場、売店、小規模サウナ、コインランドリー
(10) 項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預かり所、ロッカー室、仮眠室、救護室	売店、食堂、旅行案内所、喫茶室、両替所
(11) 項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会所	宴会場、ちゅう房、結婚式場、専用駐車場、売店、図書室、研修室、喫茶室
(12) 項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室、見学者用施設	売店、食堂、専用駐車場、託児室、診療所、娯楽室、浴室
(12) 項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、リハーサル室、ホール	売店、食堂、専用駐車場、集会室、クローク、ラウンジ
(13) 項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	売店、食堂、管理室
(13) 項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場

区分	(イ) 主用途部分 (これらに類するものを含む。)	(ロ) 従属的な部分 (これらに類するものを含む。)
(14) 項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの）	売店、食堂、専用駐車場、展示室
(15) 項	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫、談話室、控室、教養室、浴室、視聴覚室	売店、食堂、専用駐車場、診察室、体育室、喫茶室

(注) ① (ア) から (ウ) までの具体的な運用に必要な判断基準を第2-2表に示すので参考とすること。

② (ア) から (ウ) までのいずれかに該当しない部分を有するものは、複合用途防火対象物として取り扱うこと。

第2-2表

条 件	左 欄 の 運 用
(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が主用途部分の管理権原を有する者と同様であること。	固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持、改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であること。
(イ) 当該従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。	従属的な部分は、主用途部分に勤務する者の福利厚生及び利便を目的として設けられたもの、主用途部分を利用する者の利便を目的としたもの、その他これらに類するものでおおむね次の条件に適合するものであること。 (1) 従属的な部分は、主用途部分から通常利用に便する形態を有していること。 (2) 従属的な部分は、道路等から直接出入りする形態（非常口又は従業員専用出入口を除く。）を有しないものであること。
(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。	主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であること。

イ 主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分（令別表第1(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分（以下「(6)項ロ等」という。）を除く。）

(注) 「利用者を入居させ、又は宿泊させるもの」とは、夜間において利用者が就寝を伴う用途における火災危険に着目したものであり、入院や入所を含むものであること。

なお、利用者に対して日中に行っている役務（治療や保育等）が夜間を通して行われるのみで宿泊を伴わないものについては、原則、該当しないものであること（以下「利用者を入居させ、又は宿泊させるもの」という。）。

(注) 「主用途部分以外の独立した用途に供される部分」として、(6)項ロ等と(6)項ロ等以外の部分が混在する場合にあっては、当該(6)項ロ等以外の部分のみを「従属的な部分を構成すると認められる部分」として取り扱うこと。

(注) 共用される部分の床面積の按分は、次によること。

- ① 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。
- ② 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- ③ 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- (4) 令別表防火対象物の用途は、各項のイ、ロ、ハ又はニの号ごとに判定するものであり、同一項内のイ、ロ、ハ又はニの用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うものであること。
- なお、令別表第1(6)項イ、ロ及びハにおける(1)から(4)まで又は(1)から(5)までの区分については、特定の消防用設備等に係る設置基準が異なるものの、原則として、同一の細項目であることから、(1)から(4)まで又は(1)から(5)までに掲げる詳細な分類が混在しても、複合用途防火対象物として取り扱わないものであること。
- (5) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって判定すること。ただし、消防用設備等の設置については、それぞれの使用実態に適応したものとするよう指導すること。
- (6) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、前(1)から(5)までによるほか、次により取り扱うものであること。
- ア 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡以下の場合、当該防火対象物は、一般住宅に該当するものであること。
- イ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、当該防火対象物は、当該令別表防火対象物に該当するものであること。
- ウ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡を超える場合、当該防火対象物は、複合用途防火対象物に該当するものであること。
- エ 令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合（5%以内の違いをいう。）、当該防火対象物は、複合用途防火対象物に該当するものであること。
- (注) ① 一般住宅は、前(3)アで定める従属的な部分に含まれないものであること。
- ② 一般住宅と令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と令別表防火対象物部分の床面積の合計とで用途を判定すること。
- (7) 危険物施設は、その利用形態により、令別表第1各項のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。
- (8) 項判定にあたっては、令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。
- (9) 一の防火対象物に複数の同一業態の令別表第1(6)項ロ又はハに掲げる用途が存する場合で、令別表第1(6)項ロに規定する「避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させるもの」及び「避難が困難な障害者等を主として入居させるもの」の判定基準が伴うものについては、単に施設名称又は当該用途が存する階が異なる等外形的要素のみではなく、防火対象物の各部分について、それぞれの運営主体、事業形態、サービスの提供の実態等から区分できる単位ごとに判定するものであること。

2 複合用途防火対象物

- (1) 前1(3)又は(6)により、令別表第1(16)項に掲げる防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、令別表第1(1)項、(2)項イからハまで、(3)項、(4)項、(6)項イ(4)、ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く。）、ニ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「特定用途部分」と

いう。) が存するものであっても同表(16)項口に掲げる防火対象物として取り扱うものであること。

この場合、当該特定用途部分は、当該特定用途部分以外の用途のうち、当該用途に供される部分の床面積の合計が最も大きい用途に従属するものとみなす。

ア 特定用途部分以外の部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の90%以上であること。

イ 特定用途部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。

(2) 令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに前1(3)イ及び前(1)を適用するものであること。

別表 令別表第1の定義等

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(1) 項イ	劇場 映画館 演芸場 観覧場	1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であつて客席を有するものをいう。 2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であつて客席を有するものをいう。 3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であつて客席を有するものをいう。 4 観覧場とは、スポーツ、見世物等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であつて客席を有するものをいう。	野球場 寄席 客席を有する各種スポーツ施設 音楽堂 競輪場 サーカス	1 客席には、いす席、座り席、立ち席が含まれるものであること。 2 小規模な選手控室のみを有する体育館及び事務所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項として扱わない。
(1) 項ロ	公会堂 集会場	公会堂、集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設をいう。	貸ホール 貸講堂 公民館 結婚式場※	(1)項イの備考に同じ。 興行的なものとは、月5日以上使用するものをいう。 ※披露宴会場は(3)項ロ
(2) 項イ	キャバレー カフェー ナイトクラブ その他これらに類するもの	1 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。 2 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 3 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。	バー サロン クラブ ディスコ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第1号から第3号までの適用を受ける「風俗営業」に該当するもの又は、これと同様の形態を有するものをいう。ただし、(3)項イに掲げるものを除く。
(2) 項ロ	遊技場 ダンスホール	1 遊技場とは、設備を設けて、客に遊技又は競技をさせる施設をいう。 2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。	基会所 マージャン屋 パチンコ屋 ボーリング場 ゲームセンター ビリヤード カラオケ施設	1 一般的に風営法第2条第1項第7号及び第8号の適用を受ける「風俗営業」に該当するもの若しくは娯楽性の強い競技に該当するものをいう。 2 飲食を主とするものは(3)項ロとして取り扱う。 3 主としてスポーツ的要素の強いテニス・ラケットボール場、ジャズダンス・エアロビクス教習場等は、(15)項として取り扱う。 4 一のカラオケ施設に、複数のカラオケを行うための個室を有するものは(2)項ニとして取り扱う。
(2) 項ハ	風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（(1)項イ、(2)項ニ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。） その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	1 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のうち、次のア〜ウに掲げる店舗型性風俗特殊営業をいう。 ア 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業（風営法第2条第6項第2号に規定するもの） イ 専ら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）として、次の(7)、(4)に掲げる風営法施行令（昭和59年政令第319号。以下「風営令」という。）で定めるものを経営する営業（風営法第2条第6項第3号に規定するもの） (7) ノードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号に規定するもの） (4) のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第2号に規定するもの） ウ 前ア、イに掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として風営令で定める次のもの（風営法第2条第6項第6号に規定するもの） 店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見た面会の申込みを当該異性に取次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、同項第1号又は第2号に該当するものを除く。） 2 その他これに類するものとして総務省令で定めるものとは、次のア、イに掲げるものをいう。 ア 電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗 イ 個室を設け、当該個室において異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗	ファッションヘルス 性感マッサージ 個室マッサージ イメージクラブ SMクラブ ヌードスタジオ のぞき劇場 出会い系喫茶 セリクラ 同性の客に役務提供するファッションヘルス等	1 店舗型性風俗関連特殊営業のうち、ソープランド（(9)項イ）、ストリップ劇場（(1)項イ）、ラブホテル及びモーテル（(5)項イ）、アダルトショップ（(4)項）、テレフォンクラブ及び個室ビデオ（(2)項ニ）等に分類されるものについては、本項として取り扱わない。 2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではない。

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(2) 項ニ	カラオケボックス その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの	1 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。 2 その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗のうち、総務省令で定めるものとは、次のア〜ウに掲げるものをいう。 ア 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗 イ 店舗型電話異性紹介営業を営む店舗（風営法第2条第9項に規定するもの） 店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことにより営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。 ウ 客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号）	インターネットカフェ 漫画喫茶 複合カフェ テレフォンクラブ 個室ビデオ	1 一の防火対象物に、複数のカラオケ等を行うための個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれない。 2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではない。
(3) 項イ	待合 料理店 その他これらに類するもの	1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し又はあっせんして客に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。	料亭 割烹	一般的に風営法第2条第1項第2号の適用を受け「風俗営業」に該当するもの又はこれと同様の形態を有するものをいう。
(3) 項ロ	飲食店	飲食店とは客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	喫茶店 スナック ドライブイン ビアホール 結婚披露宴会場 ライブハウス スタンドバー	1 風営法第33条の適用を受ける「深夜においても酒類提供飲食店営業」についても、本項として取り扱う。 2 ライブハウスとは、客席（すべの席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。
(4) 項	百貨店 マーケット 物品販売業 展示場	1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。 2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の人に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	日用品市場 画廊 ガソリンスタンド コンビニエンスストア 自動車販売展示場	1 卸売問屋は本項として取り扱う。 2 レンタルショップは本項として取り扱う。 3 展示室（ショールーム）のうち、次のすべてに該当する場合は、(15)項又は従属的な部分として取り扱う。 (1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの (2) 販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもの (3) 不特定多数の者の出入りが極めて少ないもの

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(5) 項イ	旅館 ホテル 宿泊所 その他これらに類するもの	<p>1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のをいう。</p> <p>2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のをいう。</p> <p>3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。</p>	<p>保養所 ユースホステル ロジ モーテル 簡易宿泊所 レンタルルーム 住宅宿泊事業法に基づく届出住宅</p>	<p>1 特定の人を宿泊させる施設であっても、旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用があるものは、本項として取り扱う。</p> <p>2 トレーラーハウスを宿泊施設として賃貸するものは、本項として取り扱う。</p> <p>3 その他これに類するものに該当するか否かの判断については、次のアからエまでに掲げる条件を勘案し、実際に宿泊が可能であるかどうかにより判定する。 ア 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。 イ ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。 ウ 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設に在ること。 エ 施設利用に対して料金を徴収していること。</p> <p>4 住宅宿泊事業法に基づく届出住宅については、人を宿泊させる間、住宅宿泊事業者が不在とならない旨（規則第4条第3項第10号に規定する旨をいう。）の届出が行われた届出住宅であり、かつ、宿泊室の床面積の合計が50平方メートル以下となるときは、当該届出住宅は、住宅（法第9条の2に規定する住宅の用途に供される防火対象物（令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物（寄宿舎、下宿又は共同住宅）の部分を含む。）として取り扱う。</p>
(5) 項ロ	寄宿舎 下宿 共同住宅	<p>1 寄宿舎とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。</p> <p>2 下宿とは、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。</p> <p>3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。</p>	<p>マンション アパート 社員寮 研修所の宿泊施設 母子寮 シニアリブイン サービス付き高齢者向け住宅</p>	<p>1 長屋は本項に該当しない。</p> <p>2 1階が長屋で2階が共同住宅のものにあつては棟全体を本項として取り扱う。</p> <p>3 研修所に付帯する宿泊所であっても、短期間（1か月未満）利用する形態は、(5)項イとして取り扱う。</p> <p>4 サービス付き高齢者向け住宅その他高齢者を住ませることを目的としたマンション等については、状況把握サービス及び生活相談サービスのみの提供を受けている場合や個別の世帯ごとにより訪問介護等を受けている場合で有料老人ホームに該当しないものは(5)項ロとして取り扱い、食事の提供等により有料老人ホームに該当するものは(6)項ロ又はハと取り扱う。 なお、有料老人ホームに該当するもので要介護状態区分が3以上の者が施設全体の定員の半数以上の場合、(6)項ロ(1)として取り扱い、半数未満の場合、(6)項ハ(1)として取り扱う。</p>

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項イ	病院	<p>次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）</p> <p>(i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。 (2)(i)において同じ。）を有すること。</p> <p>(ii) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。</p> <p>※総務省令で定めるものとは、次のいずれにも該当する体制を有する病院をいう。</p> <p>① 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは2、26床を超えるときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制</p> <p>② 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直を行わせる者を除く。）の数が、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を下回らない体制</p> <p>※その他の職員とは、歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師、その他病院に勤務する職員（委託により警備に従事させる警備員は含まず、病院に常駐し、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者を含む。）をいう。</p> <p>※職員の数の算定を行う棟の患者の看護等を異なる棟に勤務する職員が担当している場合で、火災発生時に当該異なる棟に自動火災報知設備の火災信号を移報することにより、当該職員が迅速に駆けつけ、初期消火や避難誘導等を実施できる体制が確保されている等、適切な対応ができると認められる場合は、当該職員を職員の数に含めて算定することができる。</p> <p>※病床数とは、医療法第7条に規定する病床数をいう。</p> <p>※総務省令で定める診療科名とは、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2に規定する診療科名のうち、次に掲げるもの以外のものをいう。</p> <p>① 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科</p> <p>② 前号に掲げる診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項と組み合わせた名称</p> <p>③ 歯科</p> <p>④ 歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2号ロ(1)及び(2)に定める事項とを組み合わせた名称</p>	病院 介護医療院	<p>1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって患者20人以上の入院施設を有するものをいう。</p> <p>2 あん摩、マッサージ、はり、きゅう等の施設については、(15)項として取り扱う。</p> <p>3 保健所は、(15)項として取り扱う。</p> <p>4 介護医療院とは、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>なお、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者の入所を想定していることから、令別表第1(6)項イ(1)(i)及び同表(6)項イ(2)(i)に該当するものとして取り扱う。</p> <p>5 現に診療科目中に医療法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第36号）による改正前の医療法施行令第3条の2に規定する診療科名である皮膚泌尿器科及び肛門科については、総務省令で定める診療科目名には該当しない。</p> <p>6 麻酔科を標榜する場合は、標榜している診療科名のうち、麻酔科以外の診療科名により、判断する。</p>
	診療所	<p>次のいずれにも該当する診療所</p> <p>(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。</p> <p>(ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</p> <p>※4人以上の患者を入院させるための施設とは、許可病床数が4以上であるものをいう。</p>	クリニック 介護医療院	<p>7 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。</p>
	病院 診療所 助産所	<p>病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所</p>	病院 クリニック 介護医療院	<p>8 助産所とは、助産師が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦又はじょく婦の収容施設を有しないもの又は9人以下の入院施設を有するものをいう。</p> <p>9 許可病床数が4以上でも、一日平均入院患者数（1年間の入院患者延べ数を同期間の診療実日数で除した値）が1未満のものは、(6)項イ(3)として取り扱う。</p>
	診療所 助産所	<p>患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所</p>	クリニック	

項	用途	定義	具体的な施設例	備考	
(6) 項口	老人短期入所施設	<p>1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものを短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において介護を受けることが困難なものを入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるため介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難であるものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 軽費老人ホームとは、無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームを除く。）をいう。</p> <p>5 有料老人ホームとは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものを供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。</p> <p>6 介護老人保健施設とは、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>7 老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、その他これらに準ずる施設に短期入所させ、養護することを目的とする事業を行う施設をいう。</p> <p>8 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設とは、心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行う施設をいう。</p> <p>9 認知症対応型老人共同生活支援事業を行う施設とは、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づいて認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。</p> <p>10 避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）をいう。</p>		<p>1 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、要介護状態区分が3以上の者の割合が施設全体の定員の半数以上のものをいう。また、介護居室の定員を超えて、一般居室に要介護状態区分が3以上の者が入居している施設については、要介護状態区分が3以上の者が、施設全体の定員の半数以上の場合に本項として取り扱う。</p> <p>2 施設全体の定員を定めているが、介護居室の定員を定めていないものについては、要介護状態区分が3以上の者の割合が、施設全体の定員の半数以上の場合に本項として取り扱う。</p> <p>3 サービス付き高齢者向け住宅その他高齢者を住まわせることを目的としたマンション等で、食事の提供等により有料老人ホームに該当するもので、要介護状態区分が3以上の者が施設全体の定員の半数以上の場合に本項として取り扱う。</p> <p>4 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」とは、次のいずれかに該当するものをいい、本項として取り扱う。 なお、いずれにも該当しない場合は、(6)項ハ(1)として取り扱う。 (1) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させないことが明らかでない場合であって、月に概ね5日間以上反復継続して、複数の避難が困難な要介護者を施設に宿泊させるサービスを提供しているもの (2) 宿泊サービスを利用する要介護状態区分が3以上の者が宿泊サービス利用者全体の半数以上のもの 5 利用者が比較的短期間に入れ替わる場合については、それぞれ次のとおり取り扱う。 (1) 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」については、3箇月分の項判定を行い、(6)項口に判定された日の割合が半数以上の場合に本項として取り扱う。 (2) 「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」については、次のいずれかに該当する場合に本項として取り扱う。 ア 3箇月の平均として、月に5日間以上、複数の避難が困難な要介護者を施設に宿泊させるサービスを提供しているもの イ 3箇月分の項判定を行い、(6)項口に判定された日の割合が半数以上の場合に本項として取り扱う。</p> <p>6 複合型サービスとは、介護保険法施行規則第17条の12に規定される、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組み合わせにより提供されるサービス（看護小規模多機能型居宅介護）をいう。</p>	
	養護老人ホーム				
	特別養護老人ホーム				
	軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）				
	有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）				
	介護老人保健施設				認知症高齢者グループホーム
	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設				宿泊サービスを提供する老人デイサービス事業を行う施設
	老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）				複合型サービス
	老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設				
	その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの				
(2)	救護施設	11 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。			
(3)	乳児院	12 乳児院とは、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。			

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(4)	障害児入所施設	<p>13 障害児入所施設とは、次に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び自立活に必要な知識技能の付与</p> <p>(2) 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、自立活に必要な知識技能の付与及び治療</p>		
(6) 項ロ	<p>(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であって、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）</p>	<p>14 障害者支援施設とは、障害者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。</p> <p>※総務省令で定める区分とは、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第5号から第7号までに掲げる区分をいう。</p> <p>15 短期入所を行う施設とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>16 共同生活援助を行う施設とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。</p>		<p>7 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、障害支援区分が4以上の者がおおむね8割を超えるものをいう。</p> <p>なお、障害支援区分認定を受けていない者については、障害支援区分の認定基準を参考としながら健康福祉局と連携の上、障害に伴う必要な支援の度合を適切に判断する。</p> <p>8 共同生活援助のサテライト型住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第210条第2項に規定するサテライト型住居をいう。）については、(5) 項ロとして取り扱う。</p>

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項ハ	<p>老人デイサービスセンター</p> <p>軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）</p> <p>老人福祉センター</p> <p>老人介護支援センター</p> <p>有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）</p> <p>老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設</p> <p>老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）</p> <p>その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p>	<p>1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障があるもの等（養護者を含む。）を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 軽費老人ホームとは、無料又は低額な料金を、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームを除く。）をいう。</p> <p>3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金を、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>5 有料老人ホームとは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活に必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。</p> <p>6 老人デイサービス事業を行う施設とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センターその他の施設に通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者又はその養護者に必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>7 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設とは、心身の状況、置かれている環境等に応じて、それらの者の選択に基づき、それらの者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜及び機能訓練を供与する事業を行う施設をいう。</p> <p>8 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イ及びロに掲げるものを除く。）</p>		<p>1 「ロ(1)に掲げるものを除く。」とは、要介護状態区分が3以上の者の割合が施設全体の定員の半数未満のものをいう。また、介護居室の定員を超えて、一般居室に要介護状態区分3以上の者が入居している施設については、要介護状態区分が3以上の者が、施設全体の定員の半数未満のものをいう。</p>
	(2)	更生施設	9 更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。	

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項ハ	助産施設	10 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。	地域小規模児童養護施設	2 小規模なグループによる養育を行うために乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設における本体施設の敷地外に存する分園として運営される分園型小規模グループケアについては、本体施設と同じ用途として取り扱う。 3 小規模住居型児童養育事業については、養育者の住居等において養育を行う事業であることから、(5)項口として取り扱う。ただし、専ら乳幼児の養育を常態とする場合は、(6)項口又はハとして取り扱う。
	保育所	11 保育所とは、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が20人以上であるものに限る、幼保連携型認定こども園を除く。）をいう。		
	幼保連携型認定こども園	12 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の幼児に対する教育及びに保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設をいう。		
	児童養護施設	13 児童養護施設とは、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。		
	児童自立支援施設	14 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。		
	児童家庭支援センター	15 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。		
	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設	16 一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。）その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。		
児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設	17 家庭的保育事業とは、家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児について、家庭的保育者（保育士その他厚生労働省令で定める者）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業をいう。	児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設		
その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	18 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設（(6)項口に掲げるものを除く。）をいう。			
(4)	児童発達支援センター	19 児童発達支援センターとは、次に掲げる区分に応じ、障害児を日々保護者の下から通わせて、当該各号に定める支援を提供することを目的とする施設をいう。 (1) 福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練 (2) 医療型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療	児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う施設（児童発達支援センターを除く。）	4 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。
	児童心理治療施設	20 児童心理治療施設とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。		
	児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）	21 児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。 22 放課後等デイサービスを行う施設とは、学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児について、授業の終了後又は休業日に、施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。		

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6)項ハ	身体障害者福祉センター	22 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。		5 「ロ(5)に掲げるものを除く。」とは障害支援区分が4以上の者がおおむね8割以下のものをいう。
	障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）	23 障害者支援施設とは、障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。		
	地域活動支援センター	24 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。		
	福祉ホーム	25 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護を行う施設	26 生活介護を行う施設とは、主として昼間に入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他日常生活上必要な支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う施設をいう。		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を行う施設	27 短期入所を行う施設とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設	28 自立訓練を行う施設とは、障害者につき自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。		
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設	29 就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障害者につき、一定の期間生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設	30 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）	31 共同生活援助を行う施設とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。			

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(6) 項 二	幼稚園 特別支援学校	1 幼稚園とは、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。 2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。		小学校、中学校等に置かれる特別支援学級は、(7)項として取り扱う。
(7) 項	小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 中等教育学校 高等専門学校 大学 専修学校 各種学校 その他これらに類するもの	1 小学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。 2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校をいう。 3 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。 4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。 5 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。 6 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。 7 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。 8 専修学校とは、前1から7までに掲げる学校以外の教育施設で、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。 9 各種学校とは、前1から8までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう。 10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。	消防学校 警察学校 理容学校 学習塾 外国語学校 洋裁学校 料理学校 タイピスト学校 コンピューター学校 経理学校 看護学校 予備校等 職業訓練所 自動車教習所	1 学校の体育館、講堂（観覧施設のないものに限る。）及び図書館は、本項として取り扱う。 2 各種学校等の認可を得ていないものは、当該用途部分の床面積の合計が115.7㎡以上のものを本項として取り扱い、それ未満のものは、(15)項として取り扱う。 3 放課後児童クラブ、放課後キッズクラブ等の放課後児童健全育成事業を行う施設は、(15)項として取り扱う。
(8) 項	図書館 博物館 美術館 その他これらに類するもの	1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し保存して一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する施設をいう。	郷土館 記念館 文学館 点字図書館	
(9) 項 イ	蒸気浴場 熱気浴場 その他これらに類するもの	1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3 その他これらに類するものとして、個室付浴場を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものを含む。	ソーブランド サウナ風呂	
(9) 項 ロ	公衆浴場	(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	銭湯	主として本項の公衆浴場として使用し、一部に熱気浴場のあるものは、全体を本項として取り扱う。
(10) 項	車両の停車場 船舶、航空機の発着場	1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットフォームを含む。）、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。 2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着する埠頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。	大さん橋 シティ・エア・ターミナル	
(11) 項	神社 寺院 教会 その他これらに類するもの	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		1 一般的に、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に定める宗教団体の施設が該当する。 2 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。 3 礼拝堂及び聖堂は、規模形態にかかわらず本項に該当する。
(12) 項 イ	工場 作業所	1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところでの機械化が比較的高いものをいう。 2 作業所とは、物の製造又は加工を主として行うところでの機械化が比較的低いものをいう。	製造所 集配センター	運送会社等の中継施設（荷捌きを含む。）については、(14)項として取り扱う。
(12) 項 ロ	映画スタジオ テレビスタジオ	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム、テレビ又はそれらのビデオテープ等の記録媒体を作成又は編集する施設をいう。		

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(13) 項イ	自動車車庫 駐車場	1 自動車車庫とは、自動車を運行中以外の場合に専ら格納する施設をいう。 2 駐車場とは、自動車を駐車（客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停車）させる施設をいう。	ゴルフカート格納庫	駐車場のうち、自転車のみを保管する部分については(15)項として取り扱い、オートバイを保管する部分については本項として取り扱う。
(13) 項ロ	飛行機、回転翼航空機の格納庫	飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。		
(14) 項	倉庫	倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。		自家用の農業収納庫は、原則、令別表の防火対象物として取り扱わない。
(15) 項	その他の事業所	その他の事業所とは、(1)項から(14)項までに掲げる防火対象物以外のものをいう。 なお、事業所とは、営利的事業であると非営利事業であるとを問わず、事業活動が専ら行われる一定の施設をいう。	官公署 事務所 銀行 理容室 美容室 ラジオスタジオ 発電所 ごみ焼却場 火葬場 写真館 温室 動物園 動物病院 畜場 スポーツ施設 変電所 電車車庫 納骨堂 駐輪場 はり灸院 職業訓練施設 研修所 クリーニング店（取り次ぎ店） 接骨院 エステティック店	1 事業とは、一定の目的と計画に基づいて、同種の行為を反復継続して行うことをいう。 2 外観、名称等が(1)項から(14)項までに該当しないからといって、安易に本項を適用するものではなく、その実態により判断したうえで該当する項がない場合に本項に該当するものとして取り扱う。 3 スポーツ施設で観覧席（小規模な選手控室を除く。）を有しないものにあつては、本項として取り扱う。 4 葬儀場は本項として取り扱う。 5 電車車庫のうち、車両の保管以外に車両の点検及び整備を伴うものは、(12)項イとして取り扱う。
(16) 項イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの			令別表第1中同一の項の中でイ、ロ、ハ又はニに分類された防火対象物の用途に供されるものが同一の防火対象物に存するものにあつては、(16)項として取り扱う。 なお、(6)項イにおける(1)から(4)までの詳細分類並びに(6)項ロ及びハにおける(1)から(5)までの詳細分類については、この詳細分類を異にすることをもって(16)項としては取り扱わない。
(16) 項ロ	(16)項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物をいう			
(16)の2) 項	地下街	地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。		1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものとして取り扱う。 2 地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は、地下街に含まれないものであること。 3 地下鉄の駅舎のコンコースに店舗、事務所その他これらに類する施設が連続して存在する場合も、本項に含まれる。
(16)の3) 項	建築物の地階（(16)の2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に存するものに限る。）			

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(17) 項	文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物	<p>1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的遺産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上、価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの</p> <p>2 重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移のため欠くことのできないもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの</p> <p>3 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの</p> <p>4 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡以外の文化財で、地方公共団体の区域内に存するもののうち当該地方公共団体が指定したもの</p> <p>5 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したもの</p>		<p>本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般をいい、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。</p> <p>なお、文化財保護法の規定により登録される登録有形文化財は、本項に含まれない。</p>
(18) 項	延長50m以上のアーケード	アーケードとは、日よけ、雨よけ等のため路面上に連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物の施設をいう。		
(19) 項	市町村長の指定する山林			
(20) 項	総務省令で定める舟車	<p>1 舟とは、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定を適用しない船舶等で総トン数5トン以上の推進機関を有するものをいう。</p> <p>2 車両とは、鉄道営業法（明治33年法律第65号）、軌道法（大正10年法律第76号）若しくは道路運送車両法（昭和26年法律第185号）又はこれらに基づく命令により消火器具を設置することとされる車両をいう。</p>		<p>1 船舶安全法第2条第1項の規定を適用しない船舶等とは次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 船舶安全法第2条第2項に規定する船舶</p> <p>ア 災害発生時のみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの</p> <p>イ 係船中の船舶</p> <p>ウ 告示（昭和49年運輸省告示第353号）で定める水域のみを航行する船舶</p> <p>(2) 船舶安全法第32条に規定する船舶</p> <p>総トン数20トン未満の漁船で専ら本邦の海岸から20海里以内の海面又は内水面において従業するもの</p>

項	用途	定義	具体的な施設例	備考
(20) 項				<p>2 鉄道営業法及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に基づく消火器並びに軌道法に基づく消火器具を設置しなければならないものは次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 鉄道運転規則（昭和62年運輸省令第15号）第51条で定める機関車（蒸気機関車を除く。）、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車</p> <p>(2) 新幹線鉄道運転規則（昭和39年運輸省令第71号）第43条で定める旅客用電車の客室又は通路及び運転室</p> <p>(3) 軌道運転規則（昭和29年運輸省令第22号）第37条で定める車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室</p> <p>3 道路運送車両法に基づく消火器具を設置しなければならない自動車は、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条で定める次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 火薬類（火薬にあつては5kg、猟銃雷管にあつては2,000個、実包、信管又は火管にあつては200個をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(2) 危険物の規制に関する政令別表第3に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(3) 道路運送車両の保安基準別表第1に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(4) 150kg以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(6) 放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の3第1項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第8条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第19条の規定により運送する場合に使用する自動車</p> <p>(7) 乗車定員11人以上の自動車</p> <p>(8) 乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(9) 幼児専用車</p>

第3 令第8条等に規定する区画の取扱い

1 令第8条に規定する区画（以下「令8区画」という。）の取扱いについては、次によること。

(1) 構造等

令8区画は、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次に示す構造を有することが必要であること。

ア 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢、かつ、容易に変更できない耐火構造であること。

（注）堅牢かつ容易に変更できない耐火構造

① ブロック、ALC、ガラスブロック等。ただし、木造建築物については、火災による倒壊及び延焼等を考慮し、当該部分が自立できる構造とする。

② 壁式鉄筋コンクリート（壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。）、プレキャストコンクリートカーテンウォール

イ 建基法第2条第7号の規定に基づき、建基令第107条に定める耐火性能とする。

ウ 令8区画の耐火構造の床若しくは壁の両端又は上端は、当該防火対象物外壁面又は屋根面から0.5m以上突き出していること。ただし、次の（ア）又は（イ）に該当する場合はこの限りでない。

（ア）耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物

a 令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたる耐火構造であり、かつ、これらの部分に開口部がない場合又は開口部がある令8区画を介して接する相互の距離が0.9m以上確保され、これに防火設備が設けられていること。

b 同一階で開口部が相対し、かつ、相互間の距離が3.6m以下の場合、当該開口部に防火戸が設けられていること。

（イ）耐火建築物又は準耐火建築物

a 令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が耐火構造であり、かつ、これらの部分に開口部がない場合又は開口部がある令8区画を介して接する相互の距離が0.9m以上確保されていること。

b 前（ア）bに同じ。

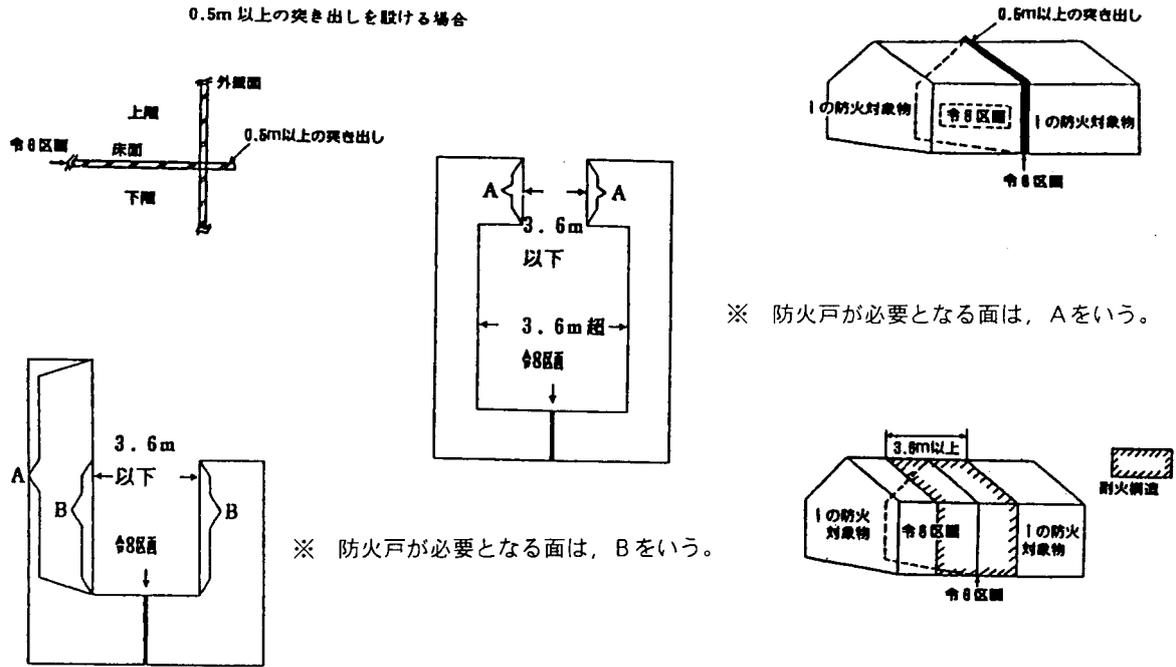
（注）令8区画を介して接する相互の距離が0.9m以上の開口部間の距離の取扱いは、躯体寸法とする。

ただし、耐火建築物又は準耐火建築物の場合については、開口部間に、次に掲げるもので貫通部に埋め戻しがなされている場合は、設けて差し支えない。

① 換気上必要な給気口又は換気口で内径150mm未満のもの又は150mm以上のものでFD付きのもの

② 厨房のレンジフードからの排気口でFD付きのもの

③ 空調機器を設置するためのスリーブ配管等

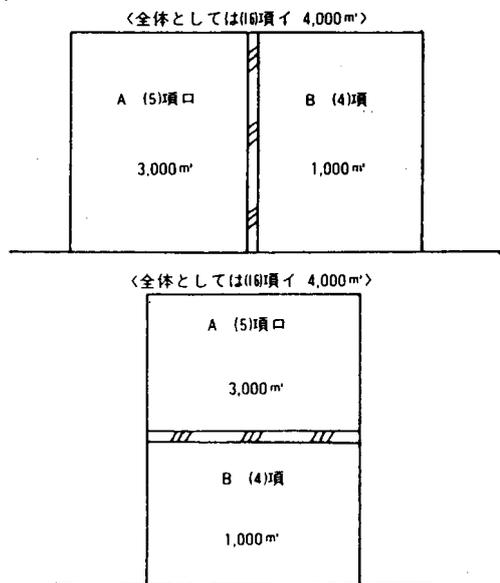


第3-1図

(2) 取扱い等

ア 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分ごとに別の防火対象物とみなして消防用設備等を設置すること。ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあつては、下の部分の階数を算入すること。

例①



開口部のない耐火構造の壁（以下同じ）

(注) ① A・Bのうち少なくとも壁を支持する一方が主要構造部を耐火構造とした防火対象物であること（当該壁が自立する構造のものを除く。）。

② 項の判定については、第2、2(2)を参照のこと。

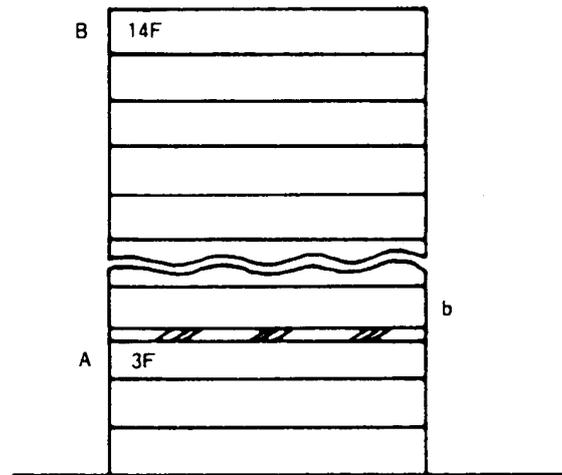
(注) Bは主要構造部を耐火構造とした防火対象物であること。

A→延べ面積3,000m²の(5)項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→延べ面積1,000m²の(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

第3-2図

例②



A→階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→階数14の防火対象物として、また、b部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

第3-3図

イ 開口部のない耐火構造の壁で区画されている階に階単位の規制（例えば、令第11条第1項第6号、第12条第1項第8号等）を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取り扱うこと。

ウ 令8区画を貫通する配管等について

令8区画を配管及び当該貫通部（以下「配管等」という。）が貫通することは、原則として認められないものである。しかしながら、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管等について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、当該区画の貫通が認められるものである。この場合において、令8区画を貫通する配管等について確認すべき事項は、次のとおり。

(ア) 配管の用途は、原則として給排水管で、別記「令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて」に示す鋼管又は鋳鉄管（以下「鋼管等」という。）のほか、消防防災用設備機器性能評定委員会（（一財）日本消防設備安全センターに設置）において性能評定されたものとする。ただし、電線管、ガス管等については、第3-1表に示すとおり耐火建築物又は準耐火建築物に限り、令8区画を貫通することができるものとする。

(イ) 1の配管の外径は、200mm以下であること。

(ウ) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあっては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。

(エ) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200mm以下の場合にあっては、200mm）以上であること。

(オ) 配管及び貫通部の耐火性能は、当該貫通する区画に求められる耐火性能時間以上であること。

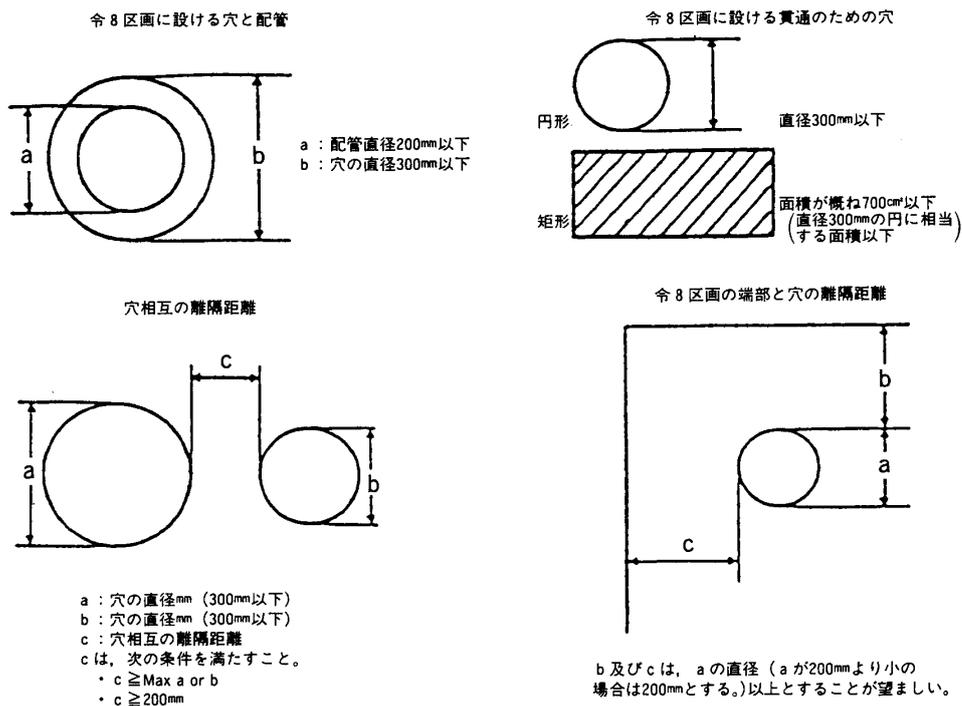
(カ) 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するとともに、当該区画に求められる耐火性能時間以上の耐火性能を有するよう施工すること。

(キ) 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

第3-1表

設備種別等	令第8条区画適用の可否	
	認める	認めない
空調設備 冷暖房設備 を含む。	鋼管等を用いる冷水配管及び温水配管	冷暖房、換気用ダクト等 (ダンパー付きを含む。)
輸送・処理 設備		ダストシュート メールシュート リネンシュート
給排水 衛生 設備	鋼管等	左記以外の配管 種別例 塩化ビニール 陶管 ヒューム管
電気	鋼管等を用いる配管又は、防火区画を貫通するものとして認められたもの	
ガス	①ガス工作物の技術上の基準を定める省令第65条に規定する導管材質のうちJIS G 3454又はJIS G 3452を使用するもの ②PVC被覆フレキ管 (JIS G 4307「冷間圧延ステンレス銅帯」SUS304の円筒にJIS K 6723「軟質ポリ塩化コンパウンド」第1種第2号で被覆したもの)	

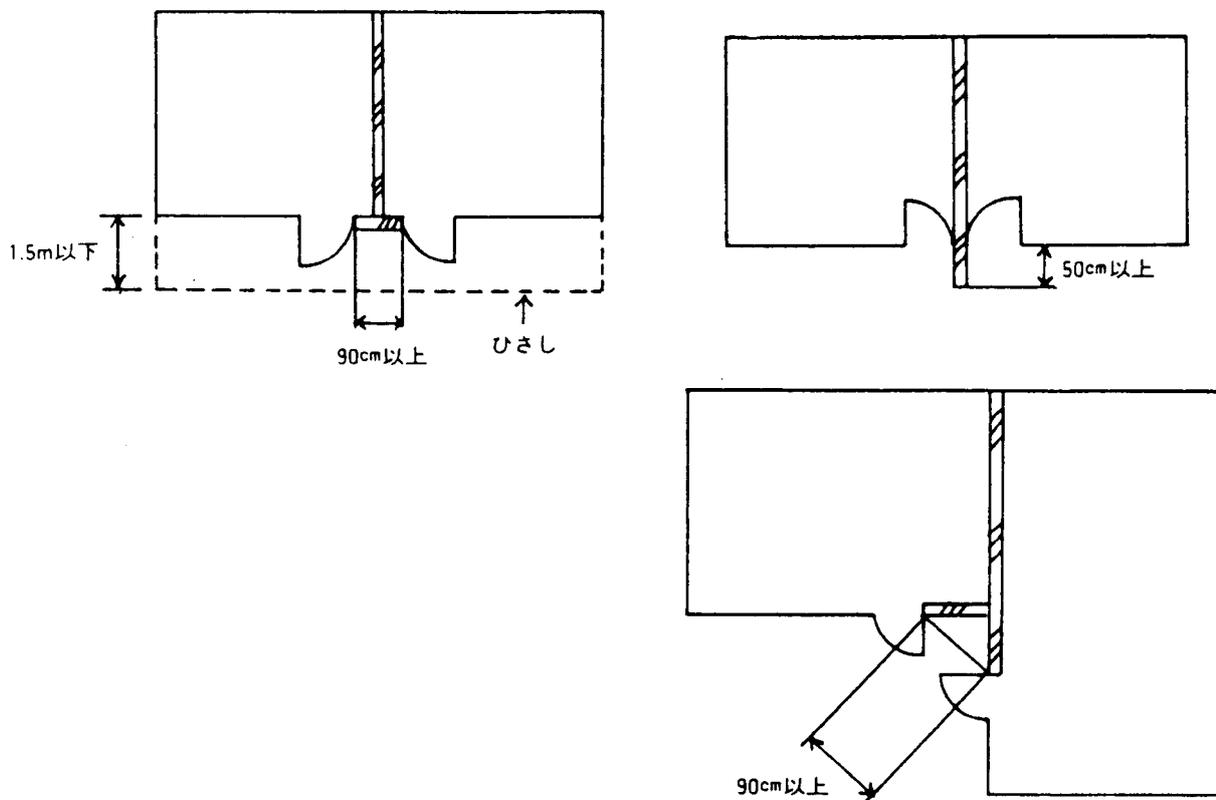
※給排水管以外は、耐火又は準耐火建築物に限る。



第3-4図

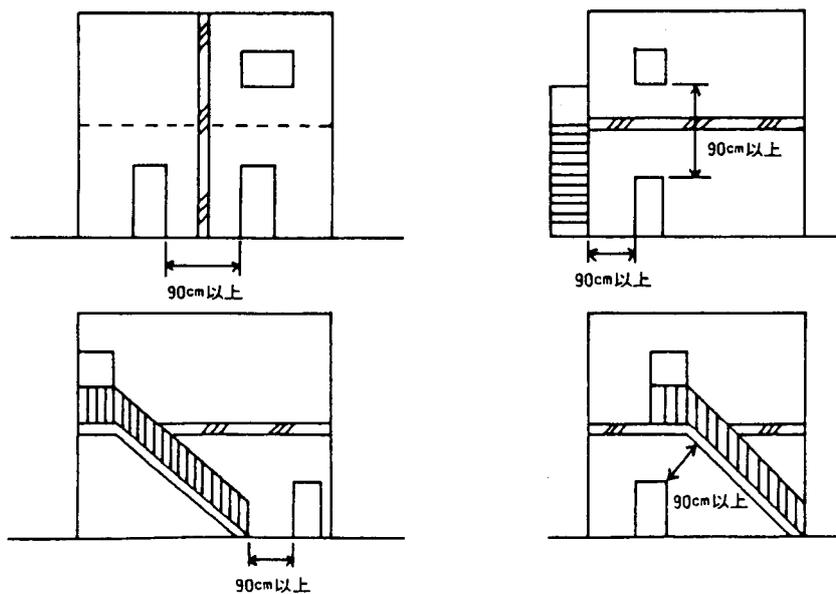
(3) 開口部のない耐火構造の床又は壁で区画された部分の外壁に設ける開口部は、他の区画された部分の外壁の開口部と延焼防止上有効に隔てられていること。

(注) ① 具体的な運用は、第3-5図及び第3-6図の例により取り扱うこと。



第3-5図

(注) 準耐火構造以外の場合は、当該壁又は床の双方への防火戸の措置が必要となる。

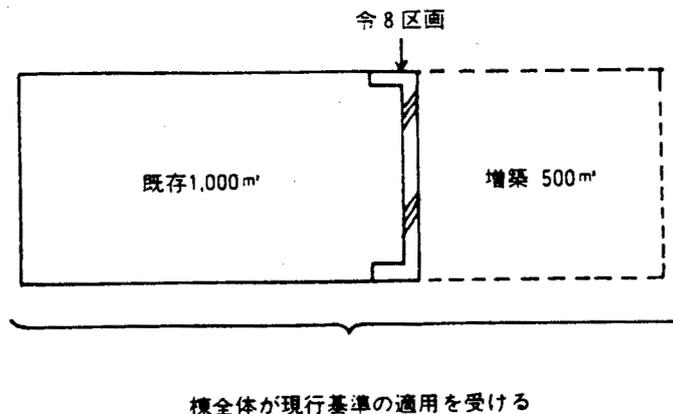


(注) 階段と開口部の距離については、階段の床又は屋根から90cm以上とする。

第3-6図

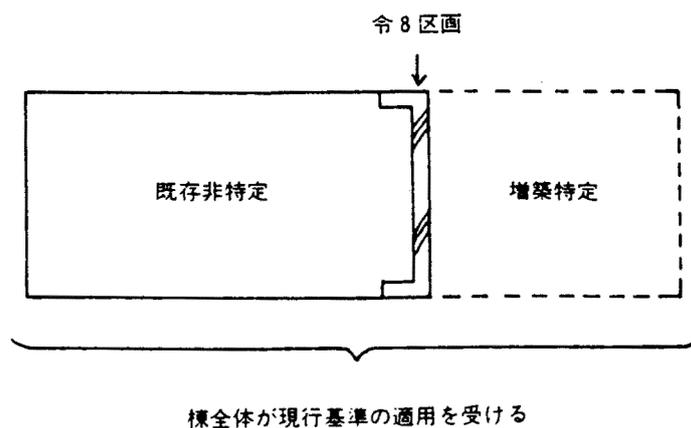
(4) 法第17条の2の5第2項と令第8条の関係は、次によること。

ア 令8区画を設けて増築等をした場合の法第17条の2の5第2項第2号の関係



第3-7図

イ 令8区画を設けて増築等をした場合の法第17条の2の5第2項第4号の関係



なお、消防用設備等の設置については、非特定部分と特定部分が、
令8区画されているので、それぞれの基準を適用する。

第3-8図

2 規則第13条第1項及び第2項に規定する区画（以下この項において「規則第13条区画」という。）については、次によるものとする。

- (1) 規則第13条区画は2以上の階にわたらないこと。
- (2) 規則第13条区画を配管等が貫通する場合は、建基令第112条第20項、第21項及び第129条の2の5第1項第7号の規定を準用すること。ただし、風道に設けるダンパーにあっては、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。
- (3) エレベーターの出入口は、規則第13条第2項第1号ハに規定される開口部の構造に該当しないものであること。ただし、次のア又はイのエレベーターに設ける出入口の戸については、同規定に適合するとみなして扱うことができる。

- ア 建基令第129条の13の3に規定する非常用エレベーター
 - イ 共同住宅等の開放廊下に面して設置されるエレベーター
- 3 規則第30条の2及び条例第47条第1項第2号の防火戸は、常時閉鎖式のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズ溶断によって閉鎖するものとする。
- なお、当該区画を配管等が貫通する場合は、建基令第112条第20項、第21項及び第129条の2の5第1項第7号の規定を準用すること。
- 4 特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成17年告示第2号。以下「位置・構造告示」という。）に規定する特定共同住宅等の住戸等の床又は壁の区画（以下「共住区画」という。）を貫通する配管等については、次によるものとする。
- (1) 位置・構造告示第3、3(4)ホの規定によるほか、別記「令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて」により設置されている鋼管等又は共住区画を貫通するものとして消防防災用設備機器性能評定委員会（（一財）日本消防設備安全センターに設置）において性能評定された配管等については、位置・構造告示に適合するものとして取り扱って差し支えないものであること。
 - (2) 共住区画を貫通する燃料供給配管のうち、次により設置されているものにあつては、位置・構造告示第3、3(4)に適合するものとして取り扱うことができる。
 - ア 配管の用途は、共同住宅の各住戸に設けられている燃焼機器に、灯油又は重油を供給するものであること。
 - イ 配管はJ I S H 3300（銅及び銅合金の継目無管）を含むものであること。
 - ウ 当該配管を含む燃料供給施設は、「共同住宅等の燃料供給施設に関する運用上の指針について」（平成15年8月6日消防危第81号）に適合するものであること。
- 5 直接外気に開放されている部分（常時外気に面する部分からおおむね5m未満の部分等をいう。）に面する換気口等で、「直径0.15m未満のもの」及び「直径0.15m以上で防火設備が設けられたもの」は、規則第13条第1項第1号の2、第12条の2第1項第1号及び第2号、第13条第1項第1号、同条第2項、第28条の2第1項第4号及び第4号の2、同条第2項第3号及び第3号の2並びに7号省令第3条第3項第4号の適用にあたり、同号ハに規定する開口部として取り扱わないものとする。

別記

令 8 区画及び共住区画を貫通する鋼管等の取扱いについて

1 鋼管等を使用する範囲

令 8 区画及び共住区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側 1 m 以上の範囲は鋼管等とすること。ただし、次に定める(1)及び(2)に適合する場合は、貫通部から 1 m 以内となる部分の配水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。

(1) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。

(2) 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニール製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

2 鋼管等の種類

令 8 区画及び共住区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

(1) J I S G 3442 (水配管用亜鉛めっき鋼管)

(2) J I S G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)

(3) J I S G 3452 (配管用炭素鋼管)

(4) J I S G 3454 (圧力配管用炭素鋼管)

(5) J I S G 3459 (配管用ステンレス鋼管)

(6) J I S G 5525 (排水用鋳鉄管)

(7) 日本水道協会規格 (以下「J W W A」という。) K 116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)

(8) J W W A K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)

(9) J W W A K 140 (水道用耐熱性硬質化ビニルライニング鋼管)

(10) 日本水道鋼管協会規格 (以下「W S P」という。) 011 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)

(11) W S P 032 (排水用ノンタルエポキシ塗装鋼管)

(12) W S P 039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)

(13) W S P 042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)

(14) W S P 054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)

3 貫通部の処理

(1) セメントモルタルによる方法

ア 日本建築学会建築工事標準仕様書 (J A S S) 15「左官工事」によるセメントと砂を容積で 1 対 3 の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分に充填すること。

ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

(2) ロックウールによる方法

ア J I S A 9504 (人造鉱物繊維保温材) に規定するロックウール保温材 (充填密度 150 キログラム / 立方メートル以上のものに限る。) 又はロックウール繊維 (充填密度 150 キログラム / 立方メートル以上のものに限る。) を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。

イ ロックウール充填後、25mm 以上のケイ酸カルシウム板又は 0.5mm 以上の鋼板を床又は壁と 50mm 以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

4 可燃物への着火防止措置

配管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合には、(1)又は(2)の措置を講ずること。

(1) 可燃物への接触防止措置

アに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。

ア 被覆材

ロックウール保温材（充填密度150キログラム／立方メートル以上のものに限る。）又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

イ 被覆方法

(ア) 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cmの範囲には、もう一重被覆する。

(イ) 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の壁の両面から左右60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30cmの範囲には、もう一重被覆する。

(2) 給排水管の着火防止措置

次のア又はイに該当すること。

ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

イ 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から150mmの範囲内に存在する可燃物にあつては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの（木軸、合板等）であること。

5 配管等の保温

配管等を保温する場合にあつては、次の(1)又は(2)によること。

(1) 保温材として4(1)アに掲げる材料を用いること。

(2) 給排水管にあつては、J I S A 9504（人造鉱物繊維保温材）に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えないこと。この場合において、3及び4の規定について、特に留意されたいこと。

6 配管等の接続

配管等を1の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

(1) 配管等は、令8区画及び共住区画を貫通している部分において接続しないこと。

(2) 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。

なお、イに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

ア メカニカル接続

① ゴム輪（ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。）を挿入管の差し口にはめ込むこと。

② 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

③ 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。

④ 押し輪又はフランジで押さえること。

⑤ ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

イ 差込式ゴムリング接続

① 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。

② ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。

ここで用いるゴムリングは、E P D M (エチレンプロピレンゴム) 又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。

③ ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。

④ 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。

⑤ 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

ウ 袋ナット接続

① 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。

② ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。

③ 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

④ 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

エ ねじ込み式接続

① 挿入管の差し口端外面に管用テープおネジを切ること。

② 接合剤をネジ部に塗布すること。

③ 継手を挿入管にねじ込むこと。

オ フランジ接続

① 配管の芯だしを行い、ガスケットを挿入すること。

② 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。

③ 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締め付けること。

(3) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

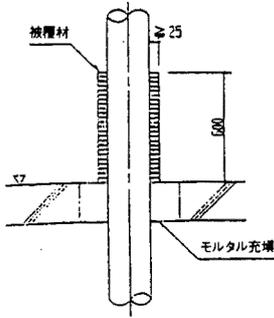
7 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

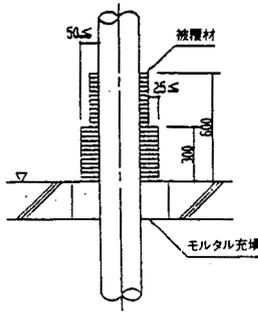
(参考)

施工方法の例 (鋼管等の表面の近くに物がある場合)

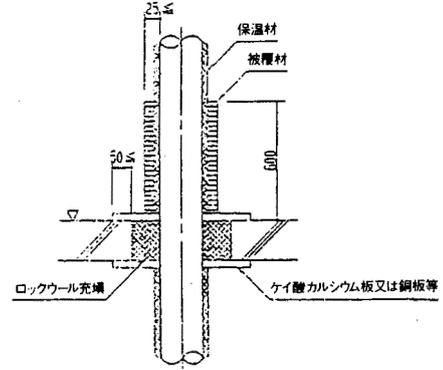
配管径 $\leq 100 \phi$



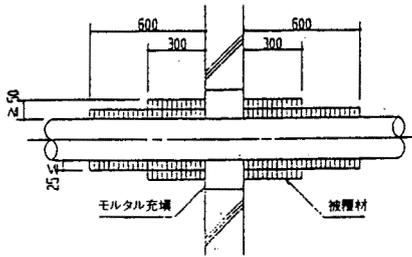
$100 \phi < \text{配管径} \leq 200 \phi$



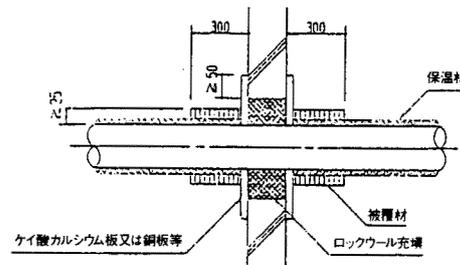
配管径 $\leq 100 \phi$



$100 \phi < \text{配管径} \leq 200 \phi$



配管径 $\leq 100 \phi$



第4 床面積・階の取扱い

1 床面積の算定

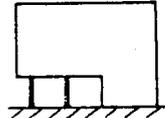
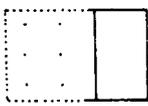
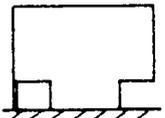
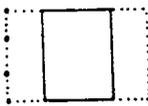
消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定は、次によること。

- (1) 建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断すること。

例えば、次の各項に掲げる建築物の部分の床面積の算定は、それぞれ当該各項に定めるところによるものとする。

ア ピロティ

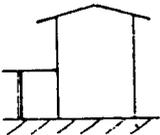
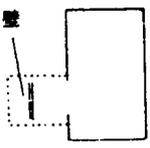
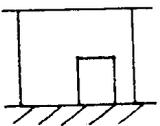
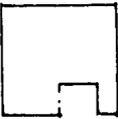
十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しないこと。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分	左記以外の部分で、例えば自動車車庫、自転車置場等に供する部分など
			

第4-1図

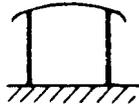
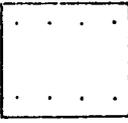
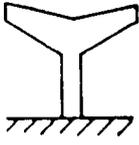
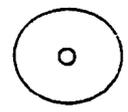
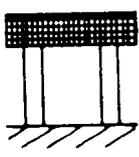
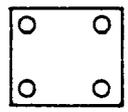
イ ポーチ

原則として床面積に算入しないこと。ただし、屋内的用途に供する部分については、床面積に算入する。

	立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
庇 型			右記を除き、原則として床面積に算入しない	屋内的用途に供する部分
寄り 付き 型				

第4-2図

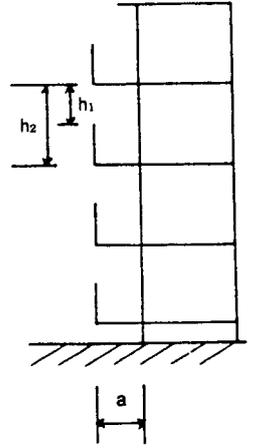
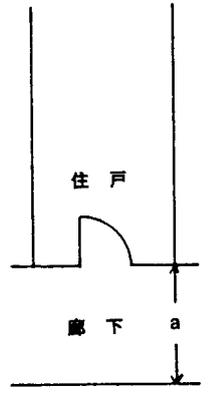
ウ 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物は、アのピロティに準じること。

	立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
公共用歩廊			十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分	左記以外の部分
傘型				
壁を有しない門型				

第 4 - 3 図

エ 開放廊下

外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1m以上であり、かつ、天井の高さの2分の1以上である廊下については、幅2mまでの部分を床面積に算入しないこと。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		h_1 : 当該廊下の外気に有効に開放されている部分の高さ h_2 : 当該廊下の天井の高さ a : 当該廊下の幅 $h_1 \geq 1.1\text{m}$ 、かつ、 $h_1 \geq 1/2 h_2$ で、 a のうち2mまでの部分	左記以外の部分

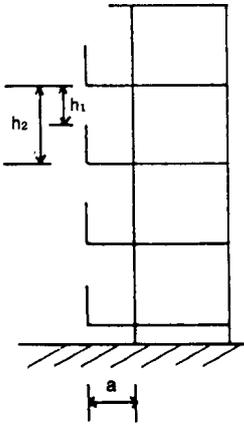
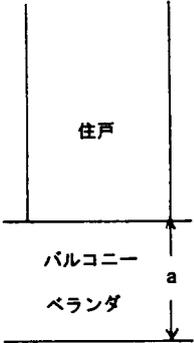
(考え方)

上記のような一定の条件を満たす廊下については、十分な開放性を有し屋外部分とみなし得るものとして、原則として床面積に算入しません。ただし、幅2m(芯々)を超える廊下については、その部分を自転車置場、物品の保管等の屋内的用途に用いる場合が想定されるため、十分な開放性を有するものであっても、幅2mを超える部分は床面積に算入すること。

第 4 - 4 図

オ バルコニー・ベランダ

エの開放廊下に準じること。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		h_1 : 当該バルコニー・ベランダの外気に有効に開放されている部分の高さ h_2 : 当該バルコニー・ベランダの天井の高さ a : 当該バルコニー・ベランダの幅 $h_1 \geq 1.1\text{m}$ 、かつ、 $h_1 \geq 1/2 h_2$ で、 a のうち2mまでの部分	左記以外の部分

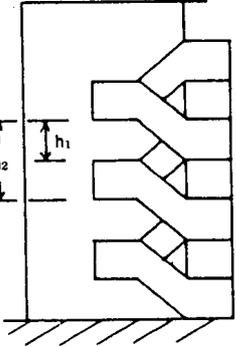
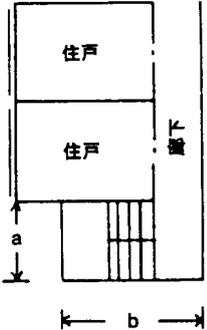
第4-5図

カ 屋外階段

次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しないこと。

(ア) 外気に有効に開放されている部分の長さが、当該階段の周長の2分の1以上であること。

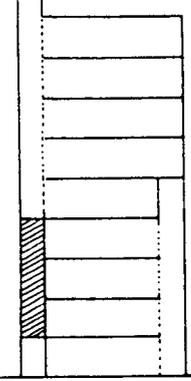
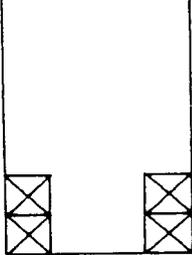
(イ) 外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1m以上、かつ、天井の高さの2分の1以上であること。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		外気に有効に開放されている部分の長さ $\geq 1/2 \times 2(a + b)$ で、 $h_1 \geq 1.1\text{m}$ 、かつ、 $h_1 \geq 1/2 h_2$ h_1 : 当該階段の外気に有効に開放されている部分の高さ h_2 : 当該階段の天井の高さ	左記以外の部分

第4-6図

キ エレベーターシャフト

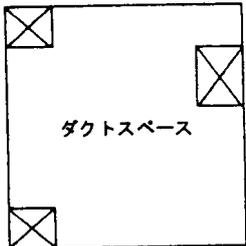
原則として、各階において算入すること。ただし、着床できない階であることが明らかである階については算入しない。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
	 <p>EVシャフト</p>	乗降口がない階の部分 高層階専用エレベーター で、乗降口のない低層階 部分の場合など	左記以外の部分

第 4 - 7 図

ク パイプシャフト等

各階において床面積に算入すること。

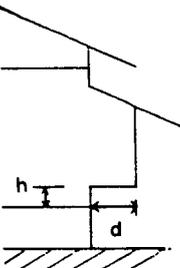
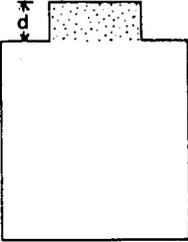
立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
	 <p>煙突</p> <p>ダクトスペース</p> <p>パイプスペース</p>	煙 突	ダクトスペース パイプスペース

第 4 - 8 図

ケ 出窓

次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しないこと。

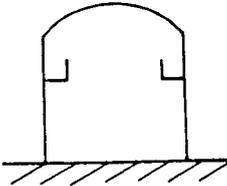
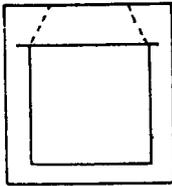
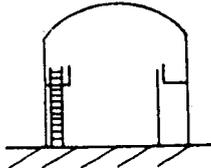
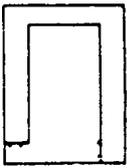
- (ア) 下端の床面からの高さが、30cm以上であること。
- (イ) 周囲の外壁面から水平距離50cm以上突き出ていないこと。
- (ウ) 見付け面積の2分の1以上が窓であること。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		$h \geq 30\text{cm}$ 、 $d < 50\text{cm}$ 、かつ、見 付け面積の $1/2$ 以 上 が窓であるもの h : 下端の床面からの 高さ d : 周囲の外壁面から の水平距離	左記以外の場合

第4-9図

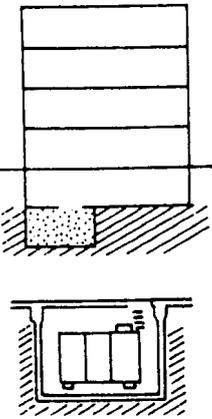
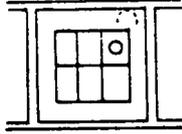
コ 体育館等のギャラリー等

原則として、床面積に算入すること。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合は、算入しないこと。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		保守点検等一時的な 使用を目的としてい る場合	左記以外の場合
			

第4-10図

サ 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピットタンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しないこと。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するもの	左記以外の場合

第4-11図

(2) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入するものであること。

(3) ラック式倉庫の延べ床面積の算定については、次によること。

ア ラック式倉庫の延べ床面積は、原則として各階の床面積の合計により算定すること。この場合において、ラック等を設けた部分（ラック等の間の搬送通路の部分を含む。以下この(3)において同じ。）については、当該部分の水平投影面積により算定すること。

イ ラック式倉庫のうち、①ラック等を設けた部分とその他の部分が準耐火構造の床又は壁で区画されており、当該区画の開口部には防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は火災の発生と連動して自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられているもの又は②ラック等を設けた部分の周囲に幅5mの空地が保有されているものにあつては、次により算定することができること。

(a) ラック等を設けた部分の面積により算定すること。

(b) 当該算定方法により令第12条第1項第5号に掲げる規模に達するラック式倉庫にあつては、ラック等を設けた部分に対してスプリンクラー設備を設置すれば足りること。この場合において、令第12条第4項の適用については、当該倉庫の構造によることとしてよいこと。

ウ ラック等を設けた部分の面積が、延べ面積の10%未満であり、かつ、300㎡未満である倉庫にあつては、当該倉庫全体の規模の如何によらず、令第12条第1項第5項に掲げるラック式倉庫に該当しないこと。

エ 自動式ラックのものは、階数を1として床面積を算定し、積層式ラック（広がりをもった床板（グレーチング、エキスパンドメタル等を含む。）を有し、階層が明確なもの）については、階層ごとに床があるものとして算定する。

(4) 駐車のために供される部分の床面積は、次によること。

ア 車路は床面積に算入するものであること。ただし、防火対象物の屋上以外で上部が開放された部分（庇又はバルコニー等の下で、十分な開放性を有する部分を含む。）は、算入しないものとする。

(注) 車両進入用の傾斜路は、屋上に該当しないものとする。

イ 第4-12図のように区画された駐車のために供される部分以外の部分を介して、2箇所以上の駐車のために供される部分が存する場合は、それぞれの駐車のために供される部分ごとに床面積を算定すること。



第4-12図

ウ 外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの）下に設けられた駐車場、さく、へい等で囲まれた部分は、当該工作物の水平投影面積に算入するものであること。

エ 立体自動車車庫等（建築物の一部に機械式駐車装置を設置した場合を含む。）は、機械式駐車装置の構造、仕様等にかかわらず当該装置の設置されている建築物又はその部分の水平投影面積を床面積とすること。

オ 令第13条に規定する昇降機等の機械装置により車両を駐車させる防火対象物の収容台数の算定については、機械式駐車装置を複数近接して設置した場合、設置される駐車装置相互間が6 m以下となるものにあつては、耐火構造の壁等により延焼防止措置が有効に施されている場合を除き、それぞれの機械式駐車装置の収容台数を合算すること。

- (5) 令第13条第1項第6欄で定める「発電機、変圧器、その他これらに類する電気設備（以下この号において「電気設備」という。）が設置されている部分」及び同項第7欄で定める「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下この号において「鍛造場等」という。）」の床面積の算定は、当該電気設備又は鍛造場等における火気使用設備が据え付けられた部分にその周囲からの水平距離が、次のア又はイに掲げるうち短い距離で囲まれた部分を加算して算定すること。この場合、同一の室内に電気設備又は鍛造場等の火気使用設備が複数設置されている場所にあつては、それぞれの合計床面積とするが、近接するためにア又はイによる部分が重複する場合にあつては、重複加算しないものとする。また、屋上に電気設備又は鍛造場等の火気使用設備が複数設置されている場所にあつては、それぞれの床面積とし、近接するためにア又はイによる部分が重複する場合にあつては、それぞれの合計床面積とするが、重複加算しないものとする（規則第6条第4項及び第5項の適用についても同様とする。）。

ア 5 m

イ 不燃材料の壁、天井、床又は防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。）で区画されている部分までの距離

※ 「その他これらに類する電気設備」とは、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入遮断器、計器用変成器等が該当し、次に掲げるものは該当しないものとする。

- ・配電盤又は分電盤
- ・電気設備のうち、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの
- ・電気設備のうち、容量が20 kVA未満（同一の場所に2以上の電気設備が設置されている場合は、それぞれの電気設備の合計）のもの

※ 「その他多量の火気を使用する部分」とは、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等のうち、最大消費熱量の合計が350 kW以上のものが設置されている場所が該当するものとする。

- (6) 駅舎で次のいずれかに該当する部分は、床面積に算入しないこととする。

ア 延長方向の1面以上が直接外気に開放されたプラットホーム。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (ア) 上屋の屋根が2以上のプラットホームにわたって連続し続けるもの
- (イ) プラットホームの上部に改札、コンコース等が存することにより上方が閉鎖される部分が生じるもののうち、当該閉鎖される部分の延長方向の長さの合計が上屋の同方向の長さの3分の1を超えるもの
- イ 外気に開放されたピロティ、ポーチ状の部分又は延長方向の面が外気に開放されている通路状部分等で屋外部分とみなされるコンコース
- (7) 地下駅舎の床面積は、次により算定すること。
- ア 改札口内にあつては、軌道部分を除き、すべてを算入する。
- イ 改札口外のコンコース等にあつては、改札口、駅務室等の施設から歩行距離20m以内までの部分を算入すること。ただし、20m以内に随時開くことのできる自動閉鎖装置付きの特定防火設備である防火戸又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備である防火戸が設置されている場合は、当該防火戸の部分までとする。
- (8) 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さが奥行き2倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないこと。ただし、収容人員の算定にあつては、当該観覧席の部分を含むものとする。
- (9) 地下街及び準地下街の地下道は、店舗、事務所等の各部分から歩行距離が地下街にあつては20m、準地下街にあつては10m（各数値未満の場合は当該距離）以内の部分の床面積に算入する。ただし、随時開くことのできる自動閉鎖装置付きの特定防火設備である防火戸又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備である防火戸が設置されている場合は、当該防火戸の部分までとする。
- (10) 防火対象物の一部に危険物施設が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあつての床面積は、当該危険物施設を含めて算定すること。
- (11) 階に対する消防用設備等の設置に係る規定の適用の際、同一階が屋外空間等で隔てられている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合にあつては、隔てられた部分又は区画された部分ごとに床面積を算定できるものであること。
- （注）床面積の算定から除外された部分であっても、消防用設備等の設置については必要な場合があるので注意すること。

2 階の取扱い

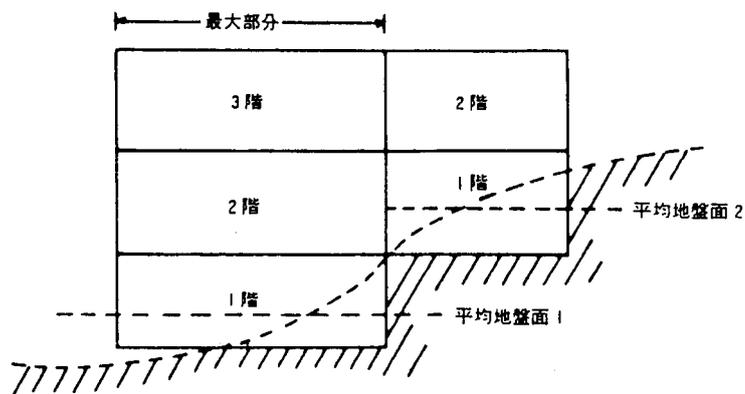
消防用設備等の設置にあつての階数の取扱いは、建基令第1条第2号及び第2条第1項第8号によるほか、次によること。

- (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、階数に算定するものであること。
- （注）床と棚の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱う。
- (2) 小屋裏、床下等の部分を利用して設ける物置等（以下「小屋裏物置等」という。）で、次に該当するものについては階とみなさないこととし、かつ、その部分は床面積に算入しないこと。
- ア 一の階に存する小屋裏物置等の部分の水平投影面積の合計は、当該小屋裏物置等が存する階の床面積の2分の1未満であり、かつ、2階床下物置、1階天井裏物置、2階から利用する1階小屋裏物置及び1階ロフトの水平投影面積の合計は、1階床面積及び2階床面積のそれぞれの2分の1未満とすること。
- なお、当該物置等の最高の内法の高さは1.4m以下とすること。
- イ 二以上の小屋裏物置等の部分が、上下に接する場合の小屋裏物置等の天井の高さの合計は、1.4m以下とすること。
- ウ 共同住宅、長屋等は、住戸単位とし、かつ、建物全体で前各号の規定を満たすこと。

※ 階の中間に設ける床（ロフト状に設けるもの）については、居室の直上に設けないこと。ただし、当該部分の直下の天井の高さが2.1m以上ある場合については、この限りでない。

(3) 自動式ラック倉庫及び立体自動車車庫
（機械式駐車装置の設置された部分を含む。）の可動床は階数に算定しないこと。

(4) 斜面、段地の敷地に存する建築物のうち、平均地盤面が複数生じることにより、当該建築物の同一階が部分によって階数が異なるものにあつては、当該階における最大の部分を占める階数を当該階数として扱うこと。



第4—13図

第5 無窓階

無窓階以外の階の判定は、規則第5条の3によるほか、細部については次により取り扱うこと。

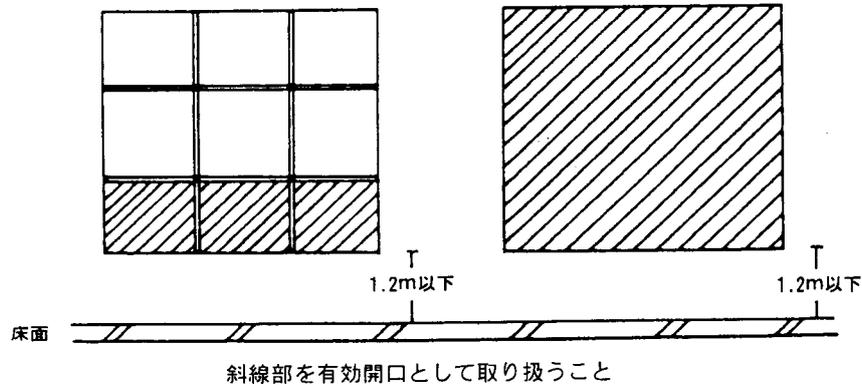
1 開口部の位置

(1) 規則第5条の3第2項第1号に規定する「床面から開口部の下端までの高さ」については、次によること。

ア 踏台は原則として認めないが、次の条件のすべてに適合する場合はこの限りでない。

- (ア) 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
- (イ) 開口部が設けられている壁面とすき間がなく床面に固定されていること。
- (ウ) 高さは30cm以下、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。
- (エ) 踏台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。
- (オ) 避難上支障がないこと。

イ 開口部が容易に外すことができない桟等で仕切られている場合は、下端が床面から1.2m以内にある開口部のみを有効開口として取り扱うこと。

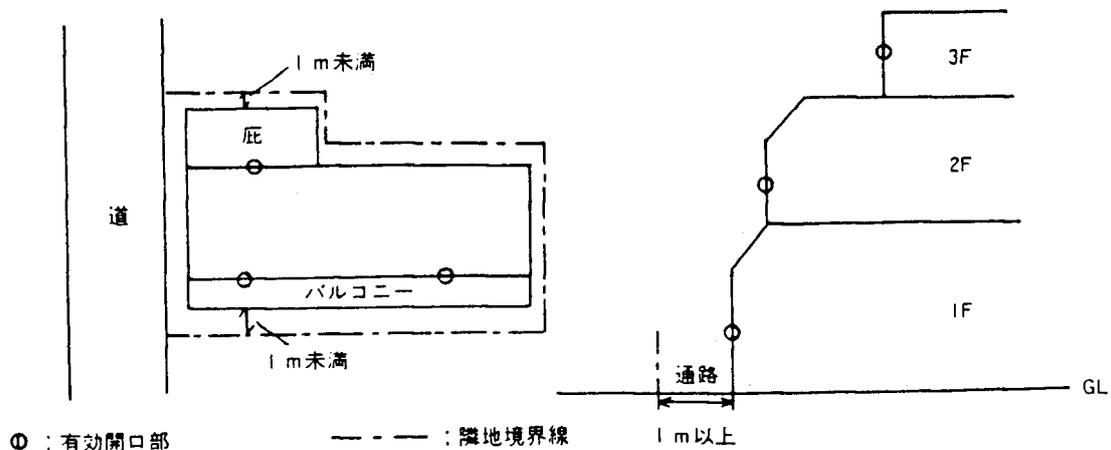


第5-1図

(2) 規則第5条の3第2項第2号に規定する「通路その他の空地」について、次に掲げる空地等は「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

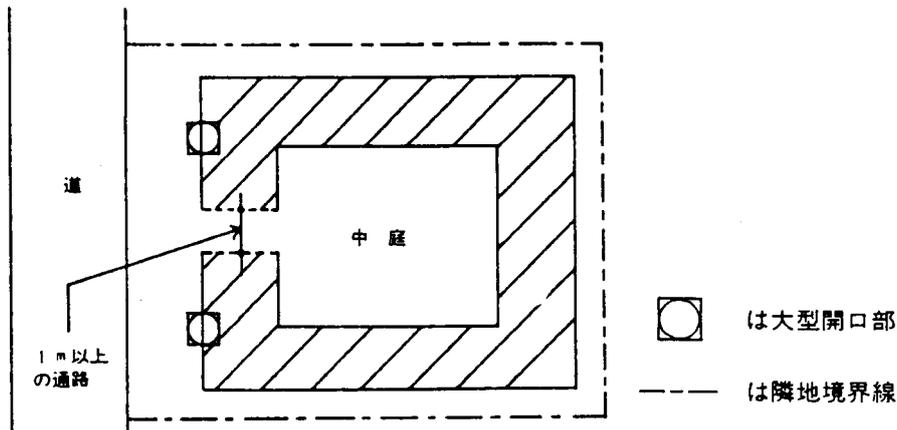
ア 国又は地方公共団体等の管理する公園で将来にわたって空地の状態が維持されるもの

イ 道又は道に通じる幅員1m以上の通路に通じることができる広場、建築物の屋上、庭、バルコニー、屋根、階段状の部分で避難及び消火活動が有効にできるもの



第5-2図

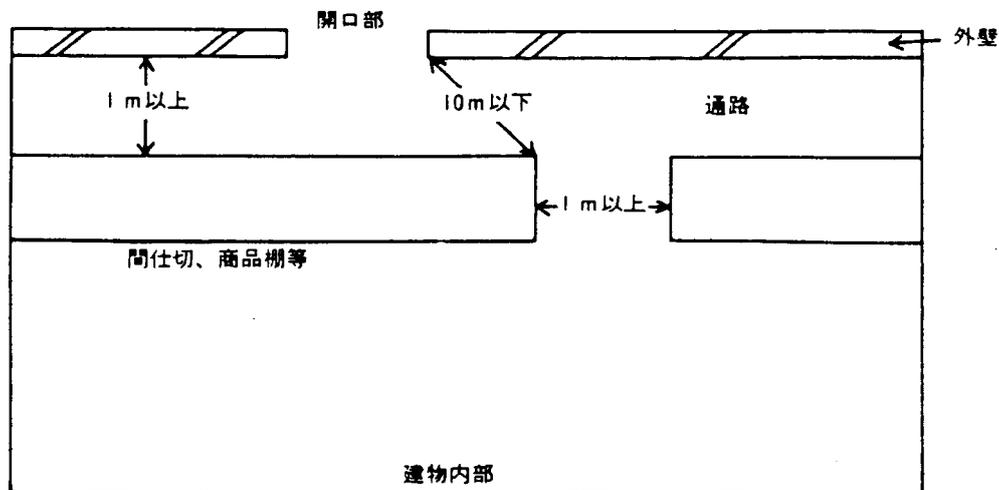
- ウ 1 m以内の空地又は通路にある樹木、へいその他の工作物で避難及び消火活動の妨げにならないもの
- エ 傾斜地、河川敷その他消火活動が有効に行えるもの
- オ 周囲が建物で囲われている中庭等で、当該中庭から道に通じる通路があり、次のすべてに適合するもの
 - (ア) 通路の幅員は1 m以上であること。
 - (イ) 中庭に面する部分以外の有効外壁に直径1 m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部が2以上あること。
 - (ウ) 中庭に面する部分以外の有効外壁の開口部で必要面積の2分の1以上を確保できること。



第5-3図

(3) 規則第5条の3第2項第4号に規定する「開口のため常時良好な状態」について、次に掲げる状態は、常時良好な状態として取り扱う。

- ア 格子、ルーバー、広告物、日除けその他の設備により避難及び消火活動上妨げにならないもの
- イ 開口部と間仕切壁等の間に通路を設け、間仕切壁等に出入口を有効に設けたもので、次のすべてに適合するもの
 - (ア) 通路は通行又は運搬のみに供され、かつ、可燃物等が存置されていないこと等常時通行に支障ないこと。
 - (イ) 通路及び間仕切壁等の出入口の幅員はおおむね1 m以上であること（この場合、通路の幅員が場所により異なる場合はその最小のものとする。）。
 - (ウ) 間仕切壁等の出入口と外壁の当該開口部との歩行距離は、おおむね10m以下であること。



第5-4図

2 開口部の構造

規則第5条の3第2項第3号に規定する「外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として、次に掲げる開口部を有効開口部として取り扱うことができる。

(1) ガラス窓

第5-1表に掲げるもの。ただし、これら以外のものであっても、外部からの一部破壊等により開放できると認められる場合は、実際に開口する部分を有効開口部として取り扱うことができる。

(2) シャッターの開口部

ア 避難階に設けられた手動式軽量シャッター付き開口部（シャッターの底部に施錠機構があるもの以外にあっては、屋外から水圧で開放できる装置（「シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて」（昭和52年12月19日消防予第251号）に適合しているものに限る。以下「水圧開放装置」という。）のうち、シャッター等の施錠を開放する方式のものを備えた場合に限る。）

イ 共同住宅の雨戸として設けられたもの又はそれと同等のもので、開口部に建基令第126条の7第5号に規定するバルコニー等の消防活動スペースが確保され、かつ、屋外より消防隊が特殊な工具を用いることなく容易に開放できる手動式軽量シャッター付き開口部（J I S A 4704で定めるスラットの板厚が1.0mm以下のものに限る。）

ウ 煙感知器の作動と連動して解錠する手動式軽量シャッター付き開口部（非常電源付きに限る。）

エ 屋内外から開放できる電動式シャッター付き開口部（非常電源付きに限る。）

オ 煙感知器の作動と連動して開放する電動式シャッター付き開口部（非常電源付きに限る。）

カ 防災センター、中央管理室等の常時人がいる場所から遠隔装置により開放できる電動式シャッター付き開口部（非常電源付きに限る。）

キ 水圧開放装置のうち、シャッター等の押しボタンスイッチ等を作動させる方式のもの（非常電源付きに限る。）又はシャッター等を開放する方式のものを備えた開口部

（注）非常電源は、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものとし、非常電源回路は、耐火配線とすること。

ク 屋外から常時手動で解錠できるサムターン付き軽量シャッター等

(3) ドア

ア 手動式ドア（ハンガー式のものを含む。）で屋内外から容易に開放できるもの。ただし、ガラス部分を有する手動式ドアのうち、当該ガラスを容易に破壊することにより内部の施錠を解錠できるものを含む。

イ 電動式ドアで、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当するもの

（ア）第5-1表において、開口部全体を有効開口部として算定に加えることのできるもの

（イ）停電時であっても、非常電源の作動又は手動により開放できるもの

(4) 二重窓

（1）から（3）までの開口部が組み合わせられたもの（有効開口部の算定については、開口面積の少ない方で行う。）。ただし、設置の状況から避難上又は消火活動上有効でないとするものを除く。

第5-1表

ガラス開口部の種類		開口部の条件		判定	
				足場有り	足場無し
普通ガラス ※1	厚さ6.0mm 以下	引き違い戸		○	○
		F I X		○	○
鉄線入りガラス	厚さ6.8mm 以下	引き違い戸		△	△
		F I X		×	×
	厚さ10.0mm 以下	引き違い戸		△	×
		F I X		×	×
網入りガラス	厚さ6.8mm 以下	引き違い戸		△	△
		F I X		×	×
	厚さ10.0mm 以下	引き違い戸		△	×
		F I X		×	×
強化ガラス	厚さ5.0mm 以下	引き違い戸		○	○
		F I X		○	○
耐熱性ガラス ※2	厚さ5.0mm 以下	引き違い戸		○	○
		F I X		○	○
合わせガラス	※3	引き違い戸		△	△
		F I X		×	×
	※4	引き違い戸		△	×
		F I X		×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表（合わせガラスを除くほか、網入りガラス及び鉄線入りガラスにあつては、厚さ6.8mm以下のものに限る。）により評価し、全体の判断を行う。				
低放射ガラス (Low-Eガラス)	基板（板ガラス等）について本表により評価し、判断する。				

※1 普通ガラスとは、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス、熱線反射板ガラス等をいう。

※2 強度が普通ガラス（厚さ6.0mm以下）と同等のものに限る。（例：耐熱結晶化ガラス（製品名「ファイアライト」））

※3 ① フロート板ガラス（厚さ6.0mm以下）+PVB（ポリビニルブチラール）（30mil（膜厚0.76mm）以下）+フロート板ガラス（厚さ6.0mm以下）の合わせガラス

② 網入板ガラス（厚さ6.8mm以下）+PVB（ポリビニルブチラール）（30mil（膜厚0.76mm）以下）+フロート板ガラス（厚さ5.0mm以下）の合わせガラス

※4 ① フロート板ガラス（厚さ5.0mm以下）+PVB（ポリビニルブチラール）（60mil（膜厚1.52mm）以下）+フロート板ガラス（厚さ5.0mm以下）の合わせガラス

② 網入板ガラス（厚さ6.8mm以下）+PVB（ポリビニルブチラール）（60mil（膜厚1.52mm）以下）+フロート板ガラス（厚さ6.0mm以下）の合わせガラス

③ フロート板ガラス（厚さ3.0mm以下）+PVB（ポリビニルブチラール）（60mil（膜厚1.52mm）以下）+型板ガラス（厚さ4.0mm以下）の合わせガラス

(注) 次のいずれかに掲げるフィルム（内張り用、外貼り用は問わない。）を貼付したガラスは、第5-1表の基板ガラスにより評価し、判断する。

① ポリエチレンテレフタレート製窓ガラス用フィルム（JIS A 5759に規定するもの）のうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。）以外で、基材の厚みが100 μ m以下のもの

② 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚みが400 μ m以下のもの

[凡例] ○…開口部全体を有効開口部として算定に加えることのできるもの

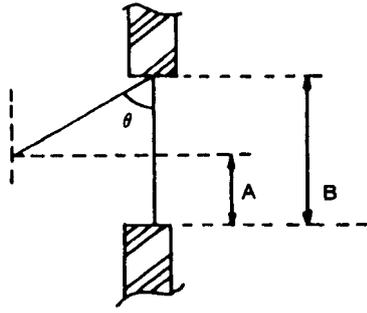
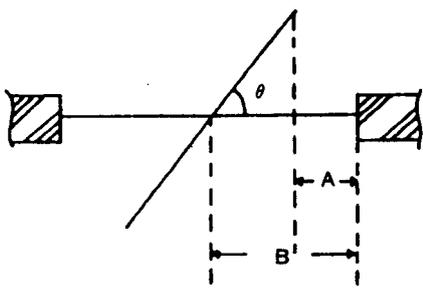
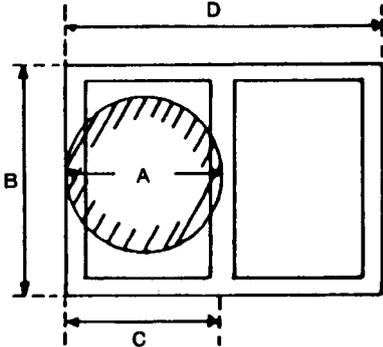
△…ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分（第5-2表の例によること。）を有効開口部として算

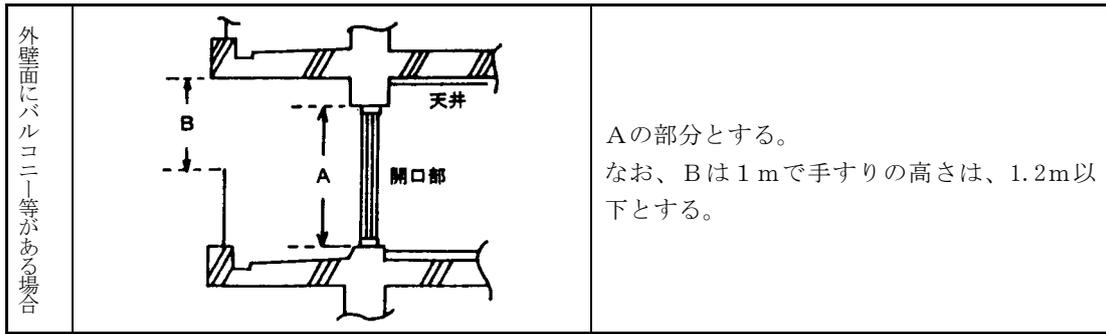
定に加えることのできるもの（クレセントやレバーハンドル自体に鍵付きとなっている等の特殊なものについては、個別に判断すること。）

×…有効開口部として扱えないもの

- (注) ① 「足場有り」とは、避難階又は外部バルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているものをいう。また、バルコニーとは、建基令第126条の7に定める構造のもの又はこれと同等のものをいう。
- ② 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放でき、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるものをいう。

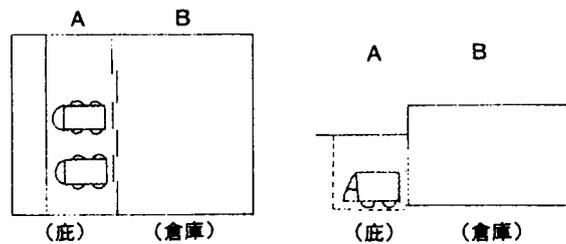
第5-2表

	型 式	判 断
突き出し窓	 <p>(注) θ は、最大開口角度 ($0^\circ \sim 90^\circ$)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$</p>
回転窓	 <p>(注) θ は、最大開口角度 ($0^\circ \sim 90^\circ$)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$</p>
引き違い窓（上げ下げ窓を含む。）	 <p>(注) 1 A及びC = $1/2 D$ 2 Aは、50cmの円の内接又は1mの円の内接</p>	<p>A又はB×Cとする。 なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同様以上として取扱うことができる。 B = 1.0m (0.65m) 以上 C = 0.45m (0.4m) 以上 (注) () 内は、バルコニー等がある場合</p>



3 その他

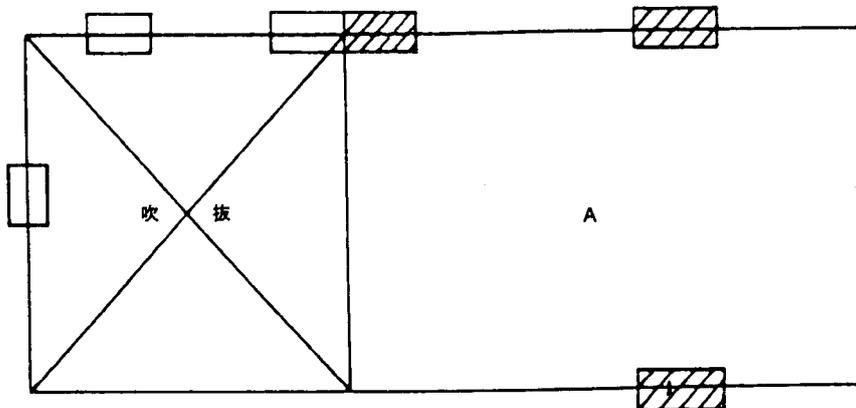
- (1) 同一階が屋外空間等で隔てられている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合にあっては、隔てられた部分又は区画された部分ごとに無窓階の判定を行うこと。
- (2) 無窓階の判定は、開口部がすべて閉鎖した状態で行うこと。
- (3) 第4 床面積・階の取扱い 1 (1)により、十分に外気に開放されている部分で、かつ、屋内的用途に該当する部分については、床面積の算定上は当該部分を算入して行うとされているが、無窓階の判定を行ううえではこれによらないものとする。



第5-5図

(注) ポーチ部分の面積Aは、十分外気に開放されているが、自動車車庫としての用途を有すると認められるため、床面積の算定上は算入される。したがって、建築物の床面積は倉庫部分の面積Bと合算して(A+B)となるが、無窓階の判定上は、ポーチ部は外部空間として取り扱い、床面積Bの1/30の開口部の有無により判断するものとする。

- (4) 吹き抜けの存する部分の床面積及び開口部の取扱いは、次によること。
 - ア 床面積の算定は、当該床が存する部分とする。
 - イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



A : 床面積を算定する部分 開口部の面積を算定する部分

第5-6図

第6 収容人員の算定

収容人員の算定は、規則第1条の3の規定によるほか、次によること。

1 共通の取扱い

(1) 従業者の取扱いは次によること。

ア 従業者の数は、正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における最大勤務者数とすること。ただし、短期間かつ臨時的に雇用されるものにあつては、従業者として取り扱わない。

イ 交代制勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複して在所する交代時の数としないこと。ただし、引き継ぎ以後も重複して就業する勤務形態にあつては、その合計とすること。

ウ 指定された執務用の机等を有する外勤者は、従業者の数に算入すること。

エ 階単位で収容人員を算定するにあつて、2以上の階で執務する者については当該階に指定された執務用のいす等を有し、継続的に執務するとみなされている場合は、それぞれの階の人員に算入すること。

オ 階単位に収容人員を算定する場合、従業者が使用する社員食堂等は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定すること。ただし、その数と当該階で執務する従業者の数を合計した数が全従業者の数よりも大きい場合、当該階における従業者の数は、全従業者の数とする。

(2) 収容人員を算定するにあつての床面積の取扱いは、次によること。

ア 単位面積当たりで除した際に生じる小数点以下の数は切り捨てるものであること。

イ 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めないものであること。

ウ 床面積は概念上建築物に限るものとされているが、建築物以外の工作物にあつても通念上必要と認められる場合は準用すること。

(3) 規則第1条の3第1項の表中の用語等の運用は、次によること。

ア 「客席の部分」とは、観客等が観覧等の目的で占める観覧席等の用に供する部分をいうこと。また、当該部分の通路の部分については、収容人員算定の対象からは除かれること。

イ 「固定式のいす席」とは、個々のいすが一定の位置に固定される構造のものをいい、ロビー等に置かれるソファ等常時同一場所に置かれ、かつ、容易に移動することができないものを含むこと。

ウ 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分の意味で、非固定式（移動式）のいす席を設ける部分、大入場（追入場）を設ける部分や寄席の和風さじき等をいう（令別表第1(4)項を除く。）。

エ 長いいす席の正面幅を0.4m又は0.5mで除す場合は、1つ1つの長いいすについて除算し、そのつど端数の切り捨てを行うものとし、正面幅の合計について一括してその除算を行うものではないこと。

オ 旅館、ホテル等内の集会、飲食又は休憩の用に供する部分のように、利用者が宿泊者、従業員等別に算定した者に限られる部分は、当該部分の収容人員は算定しないことができる。ただし、避難器具又は地階及び無窓階の収容人員により設置が義務付けられる非常警報設備の設置義務の適用にあつては、当該部分を他の階の者が利用する場合に限り、当該部分の収容人員を算定するものとする。

2 防火対象物の区分ごとの取扱い

(1) 令別表第1(1)項に掲げる防火対象物

ア 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず、観客が立って観覧する部分をいうものとし、いす席の縦（横）通路の延長部分、非常口その他の出入口の扉が回転する部分は含まれないこと。

イ 立見席を設ける部分の床面積を0.2㎡で除する場合の「客席の部分ごとに」については、立見席を設ける部分が2以上ある場合は、それぞれの部分ごとに除算し、その商を合算することとし、この合算数値において端数が生じた場合は切り捨てること。

(2) 令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物

ア 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数については、次によること。

(ア) ボウリング場は、レーンに附属する固定式のいす席の数とする。

(イ) ビリヤードは、1台につき2人とする。

(ウ) 麻雀は、1台につき4人とする。

(エ) カラオケルームは、カラオケマイクの数と固定いす席の数を合算する。

(オ) ルーレット等ゲーム人員に制限のないものについては、台等の寄り付き部分の0.5mにつき1人として算定する。なお、遊技人員が明確に限定できるものについては、その数とする。

イ 芸者、コンパニオン等で派遣の形態がとられているものについては、従業員として取り扱うものでないこと。

(3) 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物

ア 外商関係者は、長期的に見て、その勤務時間の過半を当該防火対象物における勤務にあてる場合は、従業員として取り扱うこと。

イ 「主として従業員以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用に供する部分又は客の利便に供する部分（便所等を除く。）をいい、売場内の商品陳列ケースの部分及び通路部分を含むものとするが、事務室、従業員のロッカー室、商品置場等は含まれないこと。

(4) 令別表第1(5)項に掲げる防火対象物

ア ダブルベッド又は2段ベッドについては、ベッドの数を2として算定すること。

イ 「簡易宿所」とは、ユースホステル、山小屋又は簡易宿泊所の類をいうものであること。

ウ 「主として団体客を宿泊させるもの」とは、その構造及び利用の実態から見て団体客を宿泊されることが過半に及ぶもの又は通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度の使用実態になるものをいう。

エ 一の宿泊室に和室部分と洋室部分が併存するものについては、それぞれの部分について算定された収容人員を合算すること。ただし、スイートルーム等これらの部分が同時に宿泊利用されることのないことが明らかかなものは、この限りでない。

オ 和式の場合の宿泊室の面積には、押入れ、床の間、便所等は含まれないものとし、畳の部分に限定されること。

カ 収容人員の算定は、宿泊室ごとに行うものとし、簡易宿所等で各室が3㎡未満である場合には各室1名として算定すること。

キ 共同住宅において、1住戸につき、ワンルームタイプ（1LDKを含む。）にあつては2人、ファミリータイプにあつては3.5人とし、合計時の小数点は切り上げるものとして取り扱うこと。ただし、賃貸契約等により、一の住居における居住者の数があらかじめ定められている場合は、当該居住者の数とすることができる。

なお、いずれの場合においても、竣工後は実態に即して見直しを行うこと。

(5) 令別表第1(6)項に掲げる防火対象物

ア 「病室」とは、患者を入所する部屋をいい、治療室及び手術室は含まれないものであること。

イ 「病床」とは、入所患者の寝床をいい、その数は、洋式の場合はベッドの数に対応する数とし、和式の場合は、通常の使用状態による収容患者数に対応する数であること。

ウ 患者又は見舞い客等が利用する食堂がある場合は、待合室の例により算定すること。

エ 婦人科病院の場合にあつては、未熟児を収容する保育箱及び乳幼児のベッドも病床の数に含まれること。

オ 予約診療制度を実施している診療所等についても本項の防火対象物として同様に算定すること。

(6) 令別表第1(7)項に掲げる防火対象物

階単位に収容人員を算定する場合は、次によること。

ア 一般教室については、教職員の数と児童、生徒又は学生の数とを合算して算定すること。

イ 特別教室等については、その室の最大収容人員とすること。

ウ 一般教室と特別教室等が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。

エ 講堂等については、最大収容人員とすること。ただし、講堂等と一般教室、特別教室等とが同一階に存する場合、講堂等の最大収容人員と講堂以外の収容人員のいずれか大きい方を当該階の収容人員とすること。

(7) 令別表第1(9)項に掲げる防火対象物

ア 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、火焚場及びボイラーマンの居室は含まれないこととし、蒸気浴場、熱気浴場その他これに類するもの場合は、その浴場をいうこと。

イ 蒸気浴場、熱気浴場等の特殊浴場に従属するトレーニング室等のサービス室は、休憩の用に供する部分として算定すること。

(8) 令別表第1(10)項に掲げる防火対象物

車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事するものとして食堂、売店等の従業者を含めること。

第7 届出の添付図書等

1 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等計画届出

条例第78条の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置（変更）の計画を届け出る場合は、原則として次によること。

(1) 届出日

届出は、当該建築工事に着手する前までに届け出ること。ただし、建築確認申請を伴う場合には、申請の提出に合わせて提出するよう指導すること。

(2) 届出単位

一敷地を届出単位として行うものとする。

(3) 縮尺等

添付図書は、折り上りでA4サイズとし、図面の縮尺は100分の1とする。ただし、縮尺については、100分の1以外のものでも計画内容が明確に判断できる場合は、これによらないことができる。

(4) 添付図書及び記載要領等

ア 建築確認申請を伴う場合は次に掲げるものとする。

(ア) 建築確認申請図書と同じ内容のもの（構造計算関係を除く。）

(イ) 法令、条例にもとづき設置が必要となる消防用設備等の種類に応じて第7-1表、第7-2表に記載されるもの（(ア)に重複するものを除く。）

(ウ) 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の種類に応じて第7-1表に記載されているもの（(ア)に重複するものを除く。）

(エ) 特殊消防用設備等に応じて日本消防検定協会又は法第21条の48第2項に規定する登録検定機関が行う当該特殊消防用設備等の性能評価に関する基本方針が記載されているもの

イ 前ア以外の場合は、次の(ア)及び(イ)とすること。

(ア) 付近見取図、配置図、仕上表、各階平面図、2面以上の立面図及び断面図

(イ) 前ア(イ)から(エ)までによること。

2 工事着工の届出

法第17条の14の規定に基づく工事整備対象設備等の工事着工の届出は、原則として次によること。

(1) 届出日

工事に着手しようとする日は、次によるものであること。ただし、この日に最終的に添付図書が確定していない場合、その時点における一応の添付図書を提出することとし、確定した段階で差替えを行うこと。

ア 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備については、各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。）の取付工事又はポンプの据付工事をしようとする日

イ 自動火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備については受信機を（当該工事に受信機を含まないときは、感知器又は検知器）、火災通報装置については装置を設置しようとする日

ウ 避難器具については、取付金具の設置工事をしようとする日

エ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等については、次によるものであること

(ア) パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備の格納箱の取付工事をしようとする日

(イ) パッケージ型自動消火設備

パッケージ型自動消火設備の放出導管（放出口を直接取り付ける放出導管を除く。）の接続工事をしようとする日

- (ウ) 共同住宅用スプリンクラー設備
アのスプリンクラー設備に係る工事に準じた日
- (エ) 特定駐車場用泡消火設備
アの泡消火設備に係る工事に準じた日
- (オ) 共同住宅用自動火災報知設備
イの自動火災報知設備に係る工事に準じた日
- (カ) 住戸用自動火災報知設備
イの自動火災報知設備に係る工事に準じた日
- (キ) 特定小規模施設用自動火災報知設備
イの自動火災報知設備に係る工事に準じた日
- (ク) 複合型居住施設用自動火災報知設備
イの自動火災報知設備に係る工事に準じた日

オ 特殊消防用設備等については、アからウまでの消防用設備等に準じた日

(2) 届出単位

防火対象物ごと又は消火設備、警報設備、避難設備、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等、特殊消防用設備等ごとを一括して届け出るものとする。ただし、工事着手の日が著しく異なる場合等にあつては、この限りでない。

(3) 縮尺等

前1(3)によること。

(4) 添付図書及び記載要領等

規則第33条の18の規定により、工事整備対象設備等の種類に応じて、第7-1表によることを原則とするほか、次によること。

ア 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等計画届出により、消防機関へ提出した計画内容に変更がない図書については、省略することができるものとする。

イ 次に掲げるものについては、一の届出書に代表して添付することにより、個々の届出書への添付は省略することができるものとする。

- (ア) 付近見取図
- (イ) 意匠図（建築平面図、断面図、立面図等）
- (ウ) 関係設備共通の非常電源関係図書
- (エ) 防火対象物の概要表

ウ 部分的な改修等の場合にあつては、当該改修等の内容が把握できる範囲の図書で足りること。

3 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出及び防火対象物の使用開始の届出

法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出及び条例第73条の規定に基づく防火対象物の使用開始届出については、原則として次によること。

(1) 届出日

ア 規則第31条の3第1項の「消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合」とは、消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等試験結果報告書の作成が終了したときとする。この場合、消防用設備等の試験基準（「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成14年9月30日消防予第282号）又は規則第31条の3の2に規定する設備等設置維持計画の試験方法に基づく自主検査が履行され、不備事項等については是正されているものとする。

イ 防火対象物の使用開始届出

条例第73条第1項の「使用開始日」とは、防火対象物の主たる用途として使用開始されるための構造設備等が整った日とする。

(2) 届出単位

防火対象物ごとを一括して届け出るものとする。

(3) 縮尺等

前1(3)による。

(4) 添付図書及び記載要領等

前1(4)及び第7-1表を準用するほか、表7-2表による。ただし、前1の届出に添付された図書と同様のものとなる場合は、これを省略することができるものとする。

4 火を使用する設備等の設置の届出との関係

前1から3までにかかわらず、条例第74条の規定に基づく火を使用する設備等の届出に添付した図書と同一となるものは、省略することができるものとする。

5 消防用設備等に係る軽微な工事に関する運用

消防用設備等の着工届、設置届、消防検査等については、消防用設備等を新たに設置する場合及び既存の消防用設備等の増設、改造等を行う場合を対象としているが、当該消防用設備等に係る工事の区分、内容等に応じ、次のとおり運用することとする。

(1) 消防用設備等の着工届について

法第17条の14の規定に基づく消防用設備等の着工届は第7-3表1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものであること。ただし、第7-3表2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち第7-4表に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことで、着工届を省略することができるものとする（軽微な工事又は第7-3表6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く。）。

ア 令第36条の2第1項に掲げる消防用設備等に係る工事については、着工届の有無にかかわらず、当該消防用設備等に係る甲種消防設備士が行うこと。

イ 甲種消防設備士は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書（設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等）及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。

ウ 防火対象物の関係者は、消防用設備等の修理、整備等の経過一覧表等に所要の事項を確実に記録するとともに、規則第31条の4第2項に規定する維持台帳に所要の書類を添付して保存し、査察時等に提示できるようにしておくこと。

(2) 消防用設備等の設置届及び消防検査について

法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等の設置届及び消防検査は、第7-3表1から5までに掲げる消防用設備等に係る工事について要するものであること。ただし、第7-3表2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、第7-4表に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次により取り扱うことができるものとする。

ア 軽微な工事にあつても、設置届を省略することはできないものであること。

イ 軽微な工事にかかる消防検査については、設置届に添付された消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により消防検査を行うこととし、現場確認を省略することができるものとする（当該軽微な工事又は第7-3表6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く。）。

ウ 軽微な工事に係る事項については、査察等の機会をとらえ、維持台帳に編冊された経過一覧表及び試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、消防用設備等が適性に設置・維持されていることを確認すること。

(3) 運用上の留意事項について

前(1)及び(2)により運用をするにあたっては、次の事項に留意するものとする。

ア 消防用設備等の「撤去」については、着工届及び設置届を要しないものであるが、防火対象物の関係者から事前に情報提供を求めること等により、その実態を把握することが望ましいこと。

イ 消防用設備等に係る軽微な工事については、次によること。

(ア) 消防用設備等に係る軽微な工事については、甲種消防設備士により適切な工事が行われていることを前提に着工届及び消防検査の簡素化を図ったものであること。したがって、法第17条の5の規定による消防設備士の業務独占に係る工事以外の工事については、今回の運用の対象外であること。

(イ) 消防用設備等に係る軽微な工事の範囲については、第7-4表に掲げるとおりであるが、これらに該当するか否か判断が難しいものにあつては、甲種消防設備士に対して、事前に相談、協議するよう指導すること。

(ウ) 一の消防用設備等について、第7-4表に掲げる軽微な工事を反復して行う場合にあつても、1回の工事が軽微な工事の範囲内であれば、着工届を省略できるものとして取り扱ってよいこと。

なお、短期間に反復して行われる場合にあつては、その理由、工事工程等を確認しておくこと。

(エ) 自動火災報知設備の感知器10個の移設（軽微な工事に該当）と受信機の改造（軽微な工事に非該当）を同時に行う場合、当該自動火災報知設備について、着工届の省略を認められないこと。

(オ) 屋内消火栓箱2基の増設（軽微な工事に該当）と自動火災報知設備の感知器15個の増設（軽微な工事に非該当）を同時に行う場合、屋内消火栓設備については、着工届の省略を認めてよいこと。

(カ) 軽微な工事に係る着工届が提出された場合、これを受理すること。

(キ) 軽微な工事にかかる消防検査については、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により行うこととされているが、これらの書類のみでは基準適合性の確認を十分行うことができない場合にあつては、現場確認を行うこととしてよいこと。

(ク) 軽微な工事に係る消防検査について、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書等の確認により行った場合にあつても、消防用設備等が当該技術基準に適合していると認められる場合にあつては、規則第31条の3第3項の規定に基づき消防用設備等検査済証を交付することができること。

ウ 条例第73条第3項に基づく届出及び検査についても、「消防用設備等に係る届出等に関する運用について」（平成9年12月5日消防予第192号）を準用し、省略することができるものとする。ただし、消防用設備等に係る軽微な工事以外の防火に関する規定について、現場確認の必要な場合には、省略を認められないこと。

第7-1表

<p>消 火 設 備</p>	<p>屋内消火栓設備、スプリンクラー設備（ドレンチャー設備を含む）、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、連結散水設備、連結送水管、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、特定駐車場用泡消火設備、共同住宅用連結送水管</p> <p>(a) 付近見取図 防火対象物又は製造所等の所在地付近の略図</p> <p>(b) 防火対象物又は製造所等の概要表（別記様式第1）</p> <p>(c) 消火設備の概要表（別記様式第2、第3、第4、第10又は第11）</p> <p>(d) 平面図 消火設備の設置に係わる階の防火区画、各部屋の用途等を明記したものと及び消火設備の機器等の配置、配管状況等を明記したもの</p> <p>(e) 断面図 消火設備の設置に係わる階の断面を明記したもの</p> <p>(f) 配管系統図 消火設備の構成、配管の経路、口径等を系統的に明記したもの</p> <p>(g) 配線系統図及び展開図 配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記したもの</p> <p>(h) 計算書 次に掲げる事項を明記したもの なお、算出に用いる各種係数の根拠を明記すること。 * 所要の水量又は消火薬剤量等の算出方法 * 加圧送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法 * 配管、継手、弁類等の摩擦の損失の計算を含む所要揚程等の算出方法 * 電動機等の所要容量の算出方法 * 非常電源の容量の算出方法</p> <p>(i) 使用機器図 加圧送水装置、ノズル、弁、警報装置等に使用されている機器及び非常電源に係る機器の詳細を、明記したもの</p> <p>(j) 操作盤又は総合操作盤の概要表（別記様式第9）及び関係図書</p>
<p>警 報 設 備</p>	<p>自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備、非常警報設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、特定小規模施設用自動火災報知設備、複合型居住施設用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備</p> <p>(a) 付近見取図 防火対象物又は製造所等の所在地付近の略図</p> <p>(b) 防火対象物又は製造所等の概要表（別記様式第1）</p> <p>(c) 自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備の概要表（別記様式第5、第6又は第7）</p> <p>(d) 消防機関へ通報する火災報知設備のうち、火災通報装置については、取扱い通知（H13. 3. 29消指導第232号）中別記第1号様式「火災通報試験票」</p> <p>(e) 平面図 警報設備に係る防火区画、各部屋の用途等を明記したものと及び警報設備の機器等の配置、配線状況等を明記したもの</p> <p>(f) 断面図 警報設備の設置に係る階の断面を明記したもの</p> <p>(g) 配線図 電線管口径、配線本数、電線路の立ち上がり、警戒区域等を明記したもの</p> <p>(h) 操作盤又は総合操作盤の概要表（別記様式第9）及び関係図書</p>
<p>避 難 設 備</p>	<p>避難器具、誘導灯</p> <p>(a) 付近見取図 防火対象物等の所在地付近の略図のほか、避難器具を設置する場所付近に器具の使用又は、設置に障害とする恐れが有るかどうか判断できるもの</p> <p>(b) 平面図 設置位置、種類のほか、誘導灯の場合には、大きさ（A級、B級、C級）等を明記したもの</p> <p>(c) 概要表（避難器具） 避難器具には、別記様式第8号に、設置に係る階の防火区画、階段及び各階ごとの用途等を明記したものを添付</p> <p>(d) 立面図（避難器具） 避難器具には、設置に係る部分の立面を明記したもの</p> <p>(e) 配線系統図（誘導灯） 誘導灯には、分電盤からの配線方法、使用電線及び工事方法等を明記した配線系統図</p> <p>(f) 仕様書（誘導灯） 誘導灯には、姿図、種類、非常電源の内蔵・別置の別その他必要な事項を明記した仕様書</p> <p>(g) 設計図及び計算書（避難器具）</p>

<p>避難器具を取り付けるための開口部の詳細、避難器具の取り付け金具、取り付ける部分の詳細（強度の算出方法を含む。）を明記したもの</p> <p>(h) 非常電源（誘導灯） 別置型の場合、消火設備等欄の非常電源の例によること。</p> <p>(i) 操作盤又は総合操作盤の概要表（別記様式第9）及び関係図書</p>

第7-2表

設備の種類	添付書類	記載要領等
消火器 簡易消火用具 非常警報器具 誘導標識	1 案内図 2 平面図 3 仕様書	「平面図」には、当該器具等の設置位置を明記すること。 「仕様書」には、当該器具等の概要、機能、構造等を明記すること。
動力消防ポンプ 消防用水	1 案内図 2 配置図 3 仕様書 4 配管 5 計算書 6 使用機器図	第7-1表の消火設備の例によること。
排煙設備 加圧防排煙設備	1 仕様書 2 計算書 3 案内図 4 平面図 5 風道系統図 6 配線図 7 非常電源	「仕様書」には、設備の概要及び使用器材の機能、構造等を明記すること。 「平面図」には、防煙区画、排煙口及び手動起動装置の位置を明記すること。 「風道系統図」には、階別の平面系統及び立面系統を明記すること。ただし、平面系統については平面図に明記することができる。 「非常電源」は、消火設備欄の非常電源の例によること。
非常コンセント設備 共同住宅用非常コンセント設備	1 案内図 2 平面図 3 立面図 4 配線系統図 5 仕様書 6 非常電源	「平面図」及び「立面図」には、非常コンセント等の設置位置、立面図、箱内器具の配置状況等を明記すること。 「配線系統図」には、次の内容を明記すること。 (1) 常用電源及び非常電源の配線 (2) 開閉器等の位置、種類、容量等 「仕様書」には、非常コンセントの種類、容量及び非常コンセント箱の構造、材質等を明記すること。 「非常電源」については、消火設備欄の非常電源の例によること。
無線通信補助設備	1 案内図 2 配線図 3 平面図 4 使用機器図	「案内図」には、防火対象物の所在地並びに目標となる道路及び防火対象物の入口等を明記すること。 「配線図」は、電源系統図、設備系統図、設備平面図の順とすること。 「設備系統図」には、配線の立上り、引下げ及び機器の配置状況等について階別、系統別に明記し、各機器（構成部品）における損失、利得及びびく射レベルを併記すること。 「設備平面図」には、設備系統を構成する機器、配線等を平面的に明記すること。 「平面図」は、設備平面図と兼ねることができるものであること。 「使用機器図」には、保護箱、混合器、分配器、空中線等の各機器の姿図、展開図仕様等を明記すること。

第7-3表 消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る工事の区分

<p>1 新設 防火対象物(新築のものを含む。)に従前設けられていない消防用設備等又は特殊消防用設備等を新たに設けることをいう。</p>	
<p>2 増設 防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。</p>	<p>工 事 に 該 当</p>
<p>3 移設 防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。</p>	
<p>4 取替え 防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。</p>	
<p>5 改造 防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。</p>	
<p>6 補修 防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。</p>	
<p>7 撤去 防火対象物に設置されている消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。</p>	

第7-4表 軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増 設	移 設	取 替 え
屋内消火栓設備 屋外消火栓設備	①消火栓箱 → 2基以下で既設と同種類のものに限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐水量、揚程）、配管サイズ及び警戒範囲に影響を及ぼさないものに限る。	①消火栓箱 → 同一の警戒範囲内での移設	加圧送水装置を除く構成部品
スプリンクラー設備	①ヘッド → 5個以下で、既設と同種類のもので、かつ、散水障害がない場合に限る。 → 加圧送水装置等の性能（吐水量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。 ②補助散水栓箱 → 2個以下で既設と同種類のものに限る。	①ヘッド → 5個以下で防護範囲が変わらない場合に限る。 ②補助散水栓箱 → 同一警戒範囲内での移設	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
水噴霧消火設備	①ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置の性能（吐水量、揚程）、配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド → 1の選択弁において2個以内 ②手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁、一斉開放弁を除く構成部品
泡消火設備	①ヘッド → 既設と同種類のもの → 1の選択弁において5個以内 → 加圧送水装置の性能（吐水量、揚程）、配管サイズ、泡混合装置、泡消火剤貯蔵量等の能力に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド → 1の選択弁において5個以下で警戒区域の変更のない範囲 ②手動起動装置 → 同一放射区画内で、かつ、操作性に影響のない場合に限る。	加圧送水装置（制御盤を含む。）、泡消火剤混合装置、減圧弁、圧力調整弁を除く構成部品
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。） → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ②ノズル → 既設と同種類のもの → 5個以下で薬剤量、放射濃度、配管のサイズ等に影響を及ぼさないものに限る。 ③移動式の消火設備 → 既設と同種類のもの → 同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 既設と同種類のもの → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	①ヘッド・配管（選択弁の二次側に限る。） → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ②ノズル → 5個以下で放射区域の変更のない範囲 ③移動式の消火設備 → 同一室内に限る。 ④制御盤、操作盤等の電気機器、起動用ガス容器、操作管、手動起動装置、火災感知器、放出表示灯、スピーカー、ダンパー閉鎖装置、ダンパー復旧装置 → 同一室内で、かつ、電源容量に影響を及ぼさないものに限る。	すべての構成部品 → 放射区画に変更のないものに限る。
自動火災報知設備	①感知器 → 既設と同種類のもの → 10個以下 ②発信機、ベル、表示灯 → 既設と同種類のもの → 同一警戒区域内に限る。	①感知器 → 10個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。 ②発信機、ベル、表示灯 → 同一警戒区域内に限る。	①感知器 → 10個以下 ②受信機、中継器 → 7回線を超えるものを除く。 ③発信機、ベル、表示灯
ガス漏れ火災警報設備	①検知器 → 既設と同種類のもの → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	①検知器 → 5個以下で警戒区域の変更がない場合に限る。	受信機を除く。
避難器具（金属製避難はしご（固定式のものに限る。）、救助袋、緩降機）	該当なし	①本体・取付金具 → 同一階に限る。 → 設置時と同じ施工方法に限る。	①標識 ②本体・取付金具 → 設置時と同じ施工方法に限る。

別記様式第1号

防火対象物・製造所等の概要表

建 築 物 の 概 要						
名 称			所 在 地			
用 途			階数 (階層)	地上	階	階
主要構造部	耐火構造・準耐火構造・その他 ()			延べ面積	㎡	
階 別	床面積 (㎡)	用途又は室名	構 造	内装仕上げ		特記事項
				天 井	壁	
そ の 他						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 消防用設備等の設置に係る階について、各階ごとに記入する。

屋内消火栓設備・屋外消火栓設備 } の概要表
 水噴霧消火設備・泡消火設備

水源	専用・兼用	種別	地下ピット・床置き・その他()		有効水量(当該設備用)	m ³		
加圧送水装置	ポンプ方式	ポンプ, 電動機	専用・兼用	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力				
		電圧	V	(φ) × (ℓ/min) × (m) × (kW)				
		呼水装置	有・無	有効容量	ℓ	減水警報の標示場所		
	起動用圧力タンク	有・無	容量	ℓ	ポンプの設置場所			
高架水槽方式	有効落差	m	圧力タンク方式	加圧圧力	MPa	内容積	m ³	
屋内消火栓	1号	個	2号	個	易操作性1号	個	合計	個
屋外消火栓	個	ホース	長さ	m	本	表示灯	専用・兼用	
噴霧ヘッド	標準放射量	ℓ/min・標準放射圧力		MPa・放射角度		°		
泡放出口	フォームヘッド	個・フォームウォータースプリンクラーヘッド					個	
	高発泡用泡放出口	個・泡ノズル					個・その他()	個
泡消火設備の方式	固定式(全域・局所)・移動式	高発泡・低発泡	一斉開放弁	A				個
泡消火薬剤	種別	たん白泡・合成界面活性剤・水成膜泡		貯蔵量	ℓ	希釈容量濃度	%	
	混合方式	差圧混合方式・管路混合方式・圧力入混合方式・ポンプ混合方式・その他()						
放水(出射)区域	区域数	最大放水(出・射)面積	m ²	放水(出・射)	ℓ/min	最大放出体積	m ³	
	区域	最小放水(出・射)面積	m ²	放水(出・射)	ℓ/min	最大放出体積	m ³	
起動装置	ポンプ起動方式	自火報発信機・専用スイッチ・起動用水圧開閉装置・流水検知装置・その他()						
	起動感知方式	スプリンクラーヘッド・感知器・その他()				手動式開放弁		
自動警報装置	流水検知装置	A	個	圧力検知装置	個	その他		
配管	立上がり管口径	A	材質	専用・兼用()				設備
	止水弁	逆止弁			その他()			
ブースタンク	ポンプ, 電動機	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力				補助水槽		
		φ ×	ℓ/min ×	m ×	kW	m ³		
		φ ×	ℓ/min ×	m ×	kW	m ³		
電源	常用電源	単相・三相 AC	V	電灯回路・動力回路				
		DC	V	AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用
	非常電源	自家発電設備	単相・三相 AC	・ DC	V	KVA	使用別	専用・共用
		蓄電池設備	DC	V	AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別
非常電源専用受電設備		単相・三相 AC V						
配線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他()						
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他()						
	警報回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他()						
	その他の回路	I V電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他()						
その他								

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢の併記してある欄には、該当事項を○印で囲むこと。

スプリンクラー設備の概要表

水源	専用・兼用	種別	地下ピット・床置き・その他 ()		有効水量(当該設備用)	m ³		
加圧送水装置	ポンプ方式	ポンプ, 電動機	専用・兼用	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力				
			電圧	V	(φ) × (L/min) × (m) × (kW)			
	呼水装置	有・無	有効容量	L	減水警報の表示場所			
	起動用圧力タンク	有・無	容量	L	ポンプの設置場所			
高架水槽方式	有効落差	m	圧力タンク方式	加圧圧力	MPa	内容積	m ³	
スプリンクラーヘッド等	閉鎖型 (高感度)	(温度 °C 個)・(温度 °C 個)	減圧弁					
	閉鎖型 (標準型)	(温度 °C 個)・(温度 °C 個)						
	小区画型	(温度 °C 個)・(温度 °C 個)						
	側壁型	(温度 °C 個)・(温度 °C 個)						
開放型ヘッド	個・補助散水栓					有・無		
設備の方式	湿式・乾式・予作動式	自動警報装置	流水検知装置	A	個	圧力検知装置	個	
ポンプ起動方式	起動用水圧開閉装置・流水検知装置・その他 ()					送水口 (双口型)	個	
起動感知方式	スプリンクラーヘッド・感知器・その他 ()				手動式開放弁			
一斉開放弁	A 個		電動弁等	A 個				
配管	管	立上がり管口径	A	材質	専用・兼用 (設備)			
	弁類	止水弁	逆止弁		その他 ()			
放水型ヘッド	固定式 (個)・可動式 (個)		一斉開放弁	A 個				
加圧送水装置	放水型ヘッド用ポンプユニット型	ポンプ, 電動機	専用・兼用	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力				
			電圧	V	φ × L/min × m × kW			
	呼水装置	有・無	有効容量	L	減水警報の表示場所			
	起動用圧力タンク	有・無	容量	L	ポンプ設置場所			
起動感知方式	感知器・走査型の感知器・その他 ()							
配管	管	立上がり管口径	A	材質	専用・兼用 (設備)			
	弁類	止水弁	逆止弁		その他 ()			
ブーストポンプ	ポンプ, 電動機	口径 × 吐出量 × 全揚程 × 出力				補助水槽		
		φ ×	L/min ×	m ×	kW	m ³		
	ポンプ, 電動機	φ ×	L/min ×	m ×	kW	m ³		
		φ ×	L/min ×	m ×	kW			
電源	常用電源	単相・三相 AC V		電灯回路・動力回路				
		DC V	AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用	
	非常電源	自家発電設備 単相・三相 AC・DC V		KVA	使用別	専用・共用		
		蓄電池設備	DC V	AH	充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用
非常電源専用受電設備		単相・三相 AC V						
配線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ()						
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()						
	警報回路	耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()						
	その他の回路	IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ()						
その他								

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢の併記してある欄には、該当事項を○印で囲むこと。

不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備 } の概要表
 粉末消火設備

放出方式	全域放出方式・局所放出方式・移動式		制御盤設置位置		
貯蔵容器等	蓄圧(高圧式・低圧式・その他())・加圧				
起動方式	手動電気式・手動ガス式・自動式				
音響警報	音声・サイレン・音声+サイレン・ブザー・その他()				
放出表示灯	設置個数	箇所	回転灯等	設置個数	箇所 赤色表示灯 専用・兼用
消火薬剤	種別			設置場所	
	容器別数量	kg×容器本数 kg×容器本数		本 本 =総数量	kg
加圧用ガス	窒素ガス・二酸化炭素	数量	m ³ ・l・kg	容器本数	本
配管	管				
	弁類	選択弁・放出弁・減圧弁・閉止弁・その他()			
放出区域	区域数	最大	放出面積 m ²	放出率 kg/S	放出体積 m ³
	区域	最小	放出面積 m ²	放出率 kg/S	放出体積 m ³
移動式消火設備の数	箇所				
電源	常用電源	単相・三相 AC V		電灯回路・動力回路	
	非常電源	DC V AH		充電方式	トリクル・浮動
自家発電設備 単相・三相 AC・DC V kVA		使用別		専用・共用	
蓄電池設備 DC V AH		充電方式	トリクル・浮動	使用別	専用・共用
配線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他()			
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他()			
	警報回路	耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他()			
	その他の回路	I V電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他()			
	放出区域名	階	面積	体積	換気口 換気装置 排出措置 消火薬剤量 ヘッド数
1			m ²	m ³	有(閉)・無 有(停)・無 機械・自然 kg 個
2			m ²	m ³	有(閉)・無 有(停)・無 機械・自然 kg 個
3			m ²	m ³	有(閉)・無 有(停)・無 機械・自然 kg 個
4			m ²	m ³	有(閉)・無 有(停)・無 機械・自然 kg 個
5			m ²	m ³	有(閉)・無 有(停)・無 機械・自然 kg 個
6			m ²	m ³	有(閉)・無 有(停)・無 機械・自然 kg 個
7			m ²	m ³	有(閉)・無 有(停)・無 機械・自然 kg 個
その他					

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢の併記してある欄には、該当事項を○印で囲むこと。

自動火災報知設備の概要表

(その1)

感 知 器	機 種		蓄 積	自 動	遠 隔	種 別	個 数
	式 型 ()						
	型 式 番 号 第	号	製 造 会 社 名				
	式 型 ()						
	型 式 番 号 第	号	製 造 会 社 名				
	式 型 ()						
	型 式 番 号 第	号	製 造 会 社 名				
	式 型 ()						
	型 式 番 号 第	号	製 造 会 社 名				
	式 型 ()						
	型 式 番 号 第	号	製 造 会 社 名				
	式 型 ()						
	型 式 番 号 第	号	製 造 会 社 名				
	式 型 ()						
	型 式 番 号 第	号	製 造 会 社 名				
	式 型 ()						
	型 式 番 号 第	号	製 造 会 社 名				
	発 信 機	屋内型	型 級	個	型式番号	発第	号
屋外型		型 級	個	型式番号	発第	号	製造会社名
表 示 灯	V 個						
中 継 器	種 別		回 線 数	電 源 供 給 方 式			設 置 台 数
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()			
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()			
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()			
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()			
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()			
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()			
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()			
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()			
	自動・遠隔・アナログ・その他 (型式番号 中第 号)			専用 (予備電源 V AH)・受信機・その他 ()			
製 造 会 社 名							

受信機	蓄積式・二信号式・アナログ式・自動試験機能付き・遠隔試験機能付き・その他()										
	P・GP型		級	/	回線	R・GR型	自火報点数	点	その他()	点数	点
	予備電源(DC		V	AH)	設置場所		階		室		
	型式番号		受第		号		製造会社名				
表示器	/		回線	台	自火報点数	点	その他点数	点	予備点数	点	
	/		回線	台	自火報点数	点	その他点数	点	予備点数	点	
電源	常用電源		単相・三相AC V 非常電源専用受電設備回路・電灯回路・動力回路								
	非常電源		非常電源専用受電設備 単相・三相AC V								
音響装置	主音響装置		ベル・サイレン・電子ブザー・音声合成・その他()								
	(付蔵されているものを除く)		鐘径	mm	定格DC	V	mA	個			
			型式番号()		製造会社名						
	音声切替装置		型式番号()		認定番号()		製造会社名				
配線	常用電源回路		ケーブル露出・電線管露出・電線管理設・その他()								
	非常電源回路		耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他()								
	警報回路		耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他()								
	その他回路		I V 電線・ケーブル露出・電線管露出・電線管理設・その他()								
関連設備		消火設備()・火災通報装置・誘導灯信号装置									
		常用警報設備・放送設備・その他()									
工事者区分	電源工事										
	配線工事										
	配線工事										
	配線工事										
	機器の取付け工事										
その他											

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 選択肢の併記してある欄には、該当事項を○印で囲むこと。
 - 感知器記入欄の()内は、その機能又は性能を記入すること。
 - 関連設備の消火設備()内は、その設備等の種類を記入すること。

消防機関へ通報する火災報知設備の概要表

火 災 通 報 装 置	品 名 ・ 型 式		型 式 番 号			
	製 造 会 社 名					
	設 置 場 所		階 室			
	遠 隔 起 動 装 置	設 置 場 所	電 話 機 付	(1)	(2)	(3)
			(台)	(4)	(5)	(6)
		場 所	電 話 機 な し	(1)	(2)	(3)
			(台)	(4)	(5)	(6)
	選 択 信 号 送 出 方 式		D P 方 式 (1 0 P P S 、 2 0 P P S) ・ P B 方 式			
	自 動 火 災 報 知 設 備 連 動		有 ・ 無			
	常 用 電 源		A C V			
予 備 電 源		D C V A H				
M 型 発 信 機	設 置 場 所		基			
工 事 者 区 分	電 源 工 事					
	配 線 工 事					
	機 器 の 取 付 工 事					
	工 事 担 当 者 (電 話 工 事)		氏 名		資 格	
そ の 他						

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 選択肢の併記してある欄には、該当事項を○印で囲むこと。
 - 3 工事者区分欄には、設備会社名等を記入すること。

ガス漏れ火災警報設備の概要表

検知機	検知対象ガス	空気より軽い都市ガス	空気より重い都市ガス	その他のもの		
	個数	個	個	個	個	
中継器	回線	個	電源	専用方法 受信機供給方法 その他の方法	予備電源 V AH	
受信機	区分	型	回線数	/ 回線		
	附属装置	附属回路				
	予備電源	V	AH	設置場所	階	
電源	常用電源	単相・三相 AC V		電灯回路・動力回路		
		DC V AH	充電方法	トリクル・浮動	使用別 専用・共用	
	非常電源	蓄電池設備		充電方法	トリクル・浮動	使用別 専用・共用
		DC V AH	インバーター出力	VA		
自家発電設備		単相・三相 AC V	KVA			
警報装置	音声警報装置	増幅器出力		スピーカー個数	非常用放送設備と兼用	
		定格 W	個		有・無	
	ガス漏れ表示灯	中継器附属のもの			その他のもの	
		個			個	
検知区域警報装置	検知器附属のもの			その他のもの		
	個			個		
配線	常用電源回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ()				
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()				
	検知器回路警報装置回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()				
	その他の回路	I V電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ()				
工事者区分	電源及び配線			機器取付		
製造者名	受信機製造会社		型式番号			
	中継器製造会社		型式番号			
	検知機製造会社		型式番号			
その他						

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 選択肢の併記してある欄には、該当事項を○印で囲むこと。

避難器具の概要表

防 火 対 象 物 の 概 要								
名 称				所 在 地				
用 途				階数 (階層)	地上	階	地下	階 塔屋 階
主要構造物	耐火構造・準耐火構造・その他 ()					延べ面積	㎡	
避 難 器 具 の 概 要								
階 別	床面積	用 途	収容人員	無窓該当	階段の数	減 免 数	設 置 数	避難器具の種別 (個数)
								は()・袋()・緩()
								は()・袋()・緩()
								は()・袋()・緩()
								は()・袋()・緩()
								は()・袋()・緩()
								は()・袋()・緩()
								は()・袋()・緩()
								は()・袋()・緩()
								は()・袋()・緩()
避難器具の種別								
型 式 番 号								
設置場所の状況 (用途, 構造等)								
開口部の大きさ 縦 × 横 (cm)								
腰 高 (cm)								
操作面積 (㎡)								
固 定 位 置								
固 定 方 法								
固定部材にかかる 設計荷重 (kgf)								
固定部材の許容 応力 (kgf)								
そ の 他								

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 避難器具の種別 (個数) は、「は」は金属製避難はしご、「袋」は救助袋、「緩」は緩降機を表し、 避難器具の種別の後の () 内にそれぞれの種別ごとの設置個数を記載すること。

操作盤・総合操作盤の概要表

□ 操 作 盤	品 名 ・ 型 式				
	音 響 装 置	□ベル・□ブザー・□音声警報・その他 ()			
	表 示 方 法	□CRT・□グラフィック・パネル・□窓・その他 ()			
	製 造 会 社 名				
	監視場所 (副監視) (遠隔監視)	階 室			
	電 源	常 用 電 源	A C	V	
		非 常 電 源	□非常電源専用受電設備・□非常電源 (自家発電設備)・□蓄電池設備 D C V A H		
	□ 総 合 操 作 盤	消 防 用 設 備 等	□ 屋 内 消 火 栓 設 備	□ スプリンクラー設備	□ 水 噴 霧 消 火 設 備
			□ 泡 消 火 栓 設 備	□ 不 活 性 ガ ス 消 火 設 備	□ ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備
			□ 粉 末 消 火 設 備	□ 屋 外 消 火 栓 設 備	□ 自 動 火 災 報 知 設 備
□ ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備			□ 放 送 設 備	□ 誘 導 灯	
□ 排 煙 設 備			□ 連 結 散 水 設 備	□ 連 結 送 水 管	
□ 非 常 コ ン セ ン ト 設 備			□ 無 線 通 信 補 助 設 備		
□ 避 難 設 備 ・ 建 築 設 備 等	避 難 設 備 ・ 建 築 設 備 等	□ 排 煙 設 備	□ 非 常 用 の 照 明 装 置	□ 機 器 換 気	
		□ 空 気 調 和	□ 非 常 用 エ レ ベ ー タ ー	□ 防 火 区 画 (構 成 機 器 設 備)	
		□ 防 煙 区 画 (構 成 機 器 設 備)	□ 非 常 錠 設 備	□ I T V 設 備	
		□ ガ ス 緊 急 遮 断 弁	□	□	
		□	□	□	
		□	□	□	
工 事 者 区 分	工 事 者 区 分	電 源 工 事			
		配 線 工 事			
		配 線 工 事			
		機 器 の 取 付 工 事			
		機 器 の 取 付 工 事			
		機 器 の 取 付 工 事			
そ の 他					

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 選択肢の併記してある欄には、該当事項を□印内をチェックすること。
 - 3 工事者区分欄には、設備会社名等を記入すること。

パッケージ型消火設備の概要表

種 別	I型×()台 ・ II型×()台												
認 定 番 号	号 型式記号												
消火薬剤貯蔵容器等	加圧・蓄積 (MPa)			材質		内容積			× 本				
消火薬剤	種 別	型 式 番 号											
	貯 蔵 量	(1台あたり) × 本 =											
加 圧 用 ガ ス	ガスの種別	窒素・二酸化炭素											
	充 填 量	(1台あたり) × kg						充填圧力		MPa			
ホース等	材 質							ノズル切替有無		有 ・ 無			
	寸 法	長さ m (I型・II型)											
	ホース収納方式	リール収納方式 ・ ホース架収納方式											
設 置 場 所	設 置 階												
	台 数												
電 源	常用電源回路	単相・三相 AC V 電灯回路・動力回路											
		DC V AH	充電方式：トリクル・浮動 使用別 ・ 専用・共同										
	非常電源回路	種別 () DC V AH 充電方式：トリクル・浮動 使用別 ・ 専用・共同											
配 線	表示灯回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ()											
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()											
放 射 性 能	放 射 率	/min											
	放 射 距 離	m											
	全量放射時間	秒											
備 考													

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢の併記してある欄には、該当事項を○印で囲むこと。

パッケージ型自動消火設備の概要表

認定番号・設置台数		認定型式番号		号×	台	型式記号				
消火薬剤貯蔵容器等		加圧・蓄圧 (MPa)		材質		内容積		× 本		
消火薬剤		種別		型式番号						
		薬剤量		容器別数量		× 容器数 本		× 容器数 本		
加圧用ガス		ガスの種別		窒素・二酸化炭素		充填量 (1台あたり)		MPa		
本体設置状況		薬剤貯蔵容器等		接地端子		有・無				
感知部	感知器の種別		式 型 ()		型式番号：感第		号×		種 個	
			式 型 ()		型式番号：感第		号×		種 個	
			式 型 ()		型式番号：感第		号×		種 個	
			式 型 ()		型式番号：感第		号×		種 個	
検出方式										
音響装置		音声・サイレン・音声+サイレン・ブザー・その他 ()				運動有無		有 () 無 ()		
手動起動方式										
放出導管		主管 材質： 呼び方：		分岐管 材質：						
放出口		材質：		放射量：		/min				
補助散水栓		屋内消火栓 (1号・2号・易操作1号) ×		台		I型 ×		台		
電源		常用電源回路		単相・三相 AC V		電灯回路・動力回路				
		非常電源回路		種別 ()		充電方式		トリクル・浮動		使用別 専用・共同
配線		常用電源回路		露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ()						
		非常電源回路		耐火電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()						
		警報回路		耐熱電線・電線管露出・電線管理設・その他 ()						
		その他の回路		I V電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管理設・その他 ()						
階	階面積	主な用途		同時放射区域数	最大同時放射区域面積	放出口数		備考		
階	m ²			区域	m ²	個				
階	m ²			区域	m ²	個				
階	m ²			区域	m ²	個				
階	m ²			区域	m ²	個				
階	m ²			区域	m ²	個				
階	m ²			区域	m ²	個				
階	m ²			区域	m ²	個				
合計				区域		個				
備考										

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 選択肢の併記してある欄には、該当事項を○印で囲むこと。

第3章 消防用設備等別審査基準

第1節 消防用設備等の設置指導基準

第1 消火器具（令第10条、規則第5条の2及び第6条から第11条まで、条例第45条及び第46条関係）

1 用語の定義

- (1) 令第10条第1項第1号ロに規定する「火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたもの」とは、業として飲食物を提供するため、当該飲食物の調理を目的として、法第9条に規定する「火を使用する設備」又は「火を使用する器具」（防火上有効な措置をして総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたものをいう。

なお、火を使用する設備又は器具に、同条に規定する「その使用に際し、火災の発生のおそれのある設備」又は「その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具」は含まれない。

- (2) 規則第5条の2に規定する「防火上有効な措置」とは、次に掲げる装置を設けることをいう。

ア 「調理油過熱防止装置」とは、鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置をいう。

イ 「自動消火装置」とは、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号）第11条第7号に規定するもののうち、火を使用する設備又は器具を防護対象物（自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。）とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置をいう。

ウ 「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」とは、加熱等によるカセットボンベ内の圧力上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等をいう。

なお、鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスの供給を停止してガス漏れを防止する立ち消え防止安全装置については、「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」に該当しない。

エ 家庭用ガスコンロを飲食店等の厨房設備又は器具として使用する場合において、当該家庭用ガスコンロに組み込まれているグリルに次のいずれかの機能が設けられているときは、「防火上有効な措置」が講じられたものとして取り扱う。

(ア) グリル過熱防止機能（グリル庫内やグリル受け皿の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能）

(イ) グリル消し忘れ消火機能（グリルの火を消し忘れた場合でも一定時間経過後に自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能）及び炎あふれ防止機能（グリル庫内で発火した場合でも、グリル庫内からの炎あふれを防止する機能）

2 設置場所等

- (1) 令第10条第2項第2号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」については、規則第6条第6項の規定を満足する範囲で、廊下、通路、室の出入口付近とすること。

- (2) 規則第9条第2号に規定する消火器具に支障となるおそれが少ない箇所の例は、次の場所であること。

ア 容器又はその他の部品が腐食するおそれのない場所

イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所

ウ 乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩は、雨水等がかからない措置を講じるとともに、地盤面又は床面から

の高さが10cm以上となる台所等の場所

(3) 水槽に付置する消火用バケツは、当該水槽の直近の場所に設けること。

3 付加設置その他

(1) 規則第6条第3項に規定する少量危険物又は指定可燃物の貯蔵又は取り扱う数量の算定は、「危険物規制事務審査基準」(平成2年7月5日消危第125号)第2章第1節の第3の例によること。

(2) 規則第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいうものであること。

なお、条例第45条第2項第2号の規定についても、これを準用する。

ア 蓄電池設備(定格容量と電槽の数の積の合計が、4,800A・セル(アンペアアワー・セル)以上のものに限る。)

イ 直流にあっては750V以上、交流にあっては600V以上の電路に接続する電気機器で、次に掲げるもの(可搬式のものを含む。)

(ア) 発電機、配電盤又は電動機

(イ) 変圧器(出力が5kVA以上のものに限る。)

(ウ) 溶接機(出力が5kVA以上のものに限る。)

(エ) 静電装置設備

(オ) 整流器(出力が5kVA以上のものに限る。)

(カ) その他(ア)から(オ)までに類するもの

ウ 急速充電設備(全出力20kW以下のもの及び全出力200kWを超えるものを除く。)

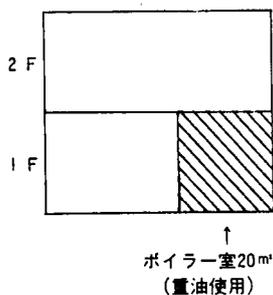
(3) 規則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」とは、条例第74条第1項第1号から第4号の2までに規定する設備(第3号の2ちゅう房設備にあっては、入力合計が117kW以上のものを含むものとする。)を設置する場所をいうものであること。

なお、条例第45条第2項第3号の規定についても、これを準用する。

(4) 令第10条第1項第1号ロに掲げる防火対象物で延べ面積が150㎡未満のものについては、規則第6条第5項の規定による能力単位の合計数の加算を行わないこと。

(5) 令第10条第1項又は条例第45条第1項の規定に基づき防火対象物に設置される消火器が規則第6条第4項又は第5項、条例第45条第2項に基づき電気設備、ボイラー室等に設置される消火器と同一の適応性を有し、かつ、能力単位及び歩行距離を満足する場合にあっては、重複設置は必要ないものとして取り扱うこと。

(例1) 令第10条第1項による消火器の設置義務のある防火対象物に規則第6条第4項又は第5項に規定する部分が存する場合



(12) 項イ 延べ面積380㎡

(各階190㎡) 耐火建築物

○建物について

$380 \geq 150$ (令第10条第1項の設置基準面積)

$$\frac{380}{100} = 3.8 \rightarrow 4 \text{ 単位}$$

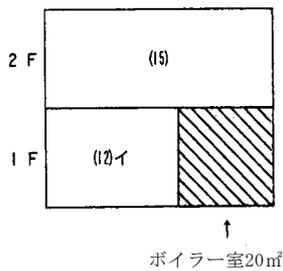
○多量の火気使用場所について

$$\frac{20}{25} = 0.8 \rightarrow B \text{ 1 単位}$$

設置例 { 2 F 2 単位
1 F 2 単位 + B 1 単位

2 FにはA火災適応消火器を設置すればよく、1 Fについては、各部分から歩行距離20m以下であれば、A、B火災適応消火器を設置すれば、ボイラー室専用の消火器はなくてもよい。

(例2) 条例第45条第1項による消火器の設置義務のある防火対象物に同条第2項に規定する部分が存する場合



(16) 項口 延べ面積240㎡

(各階120㎡)

○建物について

240 ≥ 150 (条例第45条第1項の設置基準面積)

消火器設置義務あり

○ボイラー室について

条例第45条第2項該当

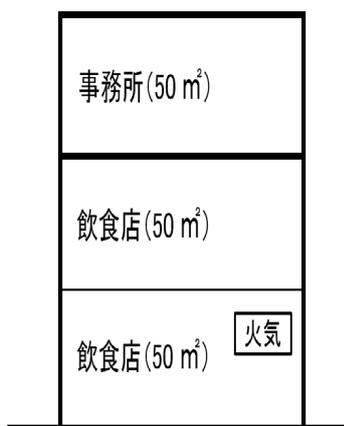
2Fには、A火災適応消火器を設置し、1Fについては、各部分から歩行距離20m以下であれば、A、B火災適応消火器を設置すればボイラー室専用の消火器はなくてもよい。

(6) 条例第45条の規制対象となる小規模特定飲食店等の能力単位の計算方法については、次の例による。

(例) 複合用途防火対象物 (16項イ/延べ面積150㎡: 令第10条及び条例第45条適用)

- ・ 3階は50㎡以上、1階及び2階は「小規模特定飲食店等」に該当＝政令規制あり。
- ・ 延べ面積150㎡の複合用途防火対象物＝条例規制あり。

※ただし、3階は、第45条第1項ただし書により条例での設置対象外



能力単位の計算

【3階部分の事務所 (政令規制)】

- ・ 規則第6条の規定に基づき、200㎡で除す。
 $50\text{㎡} \div 200\text{㎡} = 0.25$
- ・ 3階部分に必要とされる能力単位は、0.25となる。

【1階及び2階の飲食店 (政令+条例規制)】

[政令規制]

- ・ 規則第6条の規定に基づき、100㎡で除す。
 $100\text{㎡} \div 100\text{㎡} = 1 \dots \text{①}$

[条例規制]

- ・ 条例第45条の規定に基づき、1階及び2階の合計面積を150㎡で除す。
 $100\text{㎡} \div 150\text{㎡} = 0.67 \dots \text{②}$
- ・ 1階及び2階は、政令及び条例双方の基準を満たす必要があるため、必要とされる能力単位は、1となる。

4 標識

規則第9条第4号に規定する標識の形状等は、次によること。●

- (1) 標識の大きさは、短辺8cm以上、長辺24cm以上とすること。
- (2) 地を赤色、文字を白色とすること。
- (3) 文字の大きさは5cm角以上とすること。

5 簡易消火用具

(1) 材質等

ア 水バケツ及び消火専用バケツの容量は、10L以下で、かつ、容易に変形しないものであること。

イ 膨張ひる石は、J I S A 5009に、膨張真珠岩 (真珠岩を材料としたものに限る。) は、J I S A 5007にそれぞれ適合するものであること。

(2) 設置の能力単位

設置する箇所ごとに、規則第6条第1項に定める能力単位が1以上になるように設けること。

第2 屋内消火栓設備（令第11条、規則第12条、条例第47条、平成9年告示第8号、平成13年告示第19号、平成20年告示第32号及び平成25年告示第2号関係）

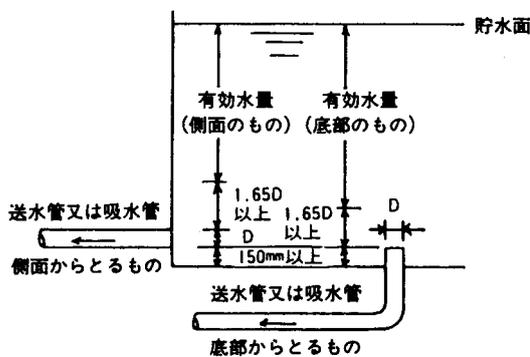
1 水源

- (1) 水源には、減水した場合、自動的に補水できる装置を設けること。●
- (2) 水源は、常時有効水量を貯えることができ、かつ、規定水量が連続して取水できるものとする。
- (3) 水源の有効水量は、他の消防用設備等と兼用する場合にあっては、それぞれの規定水源水量を加算して得た量以上とすること。ただし、消防用水と兼用する場合にあっては、水源の使用方法が異なることから、(4)イを準用し、消防用水の有効水量を確保すること。
- (4) 水源の有効水量の算定は、次によること。

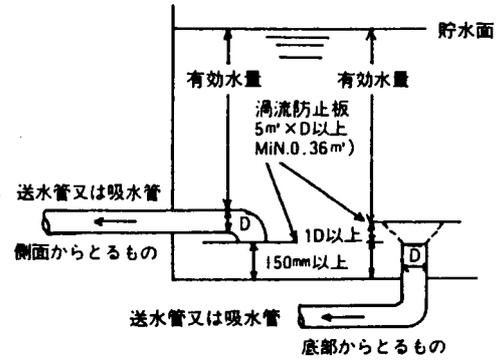
ア 消防用設備等専用の場合

(ア) 水槽の側面又は底部に送水管又は吸水管を設けるもの

有効水量の算定は、第2-1図又は第2-2図の例によること。



第2-1図

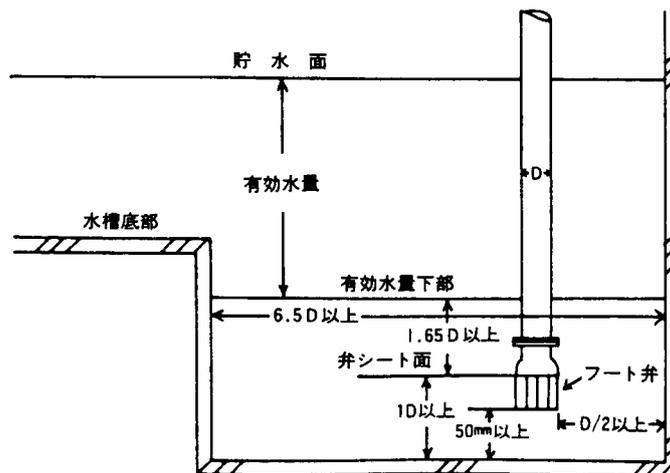


第2-2図

(イ) 水槽上部から吸水管で吸水するもの

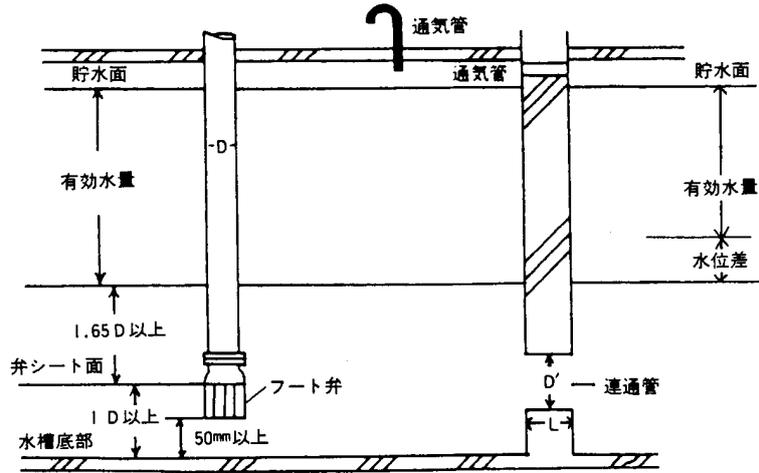
有効水量の算定等は、第2-3図又は第2-4図の例によること。

a サクションピットを設ける場合



第2-3図

b サクシヨンピットを設けない場合又は連通管を設ける場合



第 2 - 4 図

(注) 有効水量の下辺部が連通管の下辺部より下方にある場合は、水位差は連通管の下辺部からとるものとする。この場合、連通管の断面積は、次式で算定した数値以上とすること。(連通管の長さLは、1.5m以下とする。)

$$A = \frac{Q}{0.75\sqrt{2gH}} = \frac{Q}{3.32\sqrt{H}} \text{ 又は } D' = 0.62\sqrt{\frac{Q}{\sqrt{H}}} \quad \left(\text{又は } H = \left(\frac{Q}{3.32 \times A} \right)^2 \right)$$

A : 管内断面積 (m²)

D' : 連通管内径 (m)

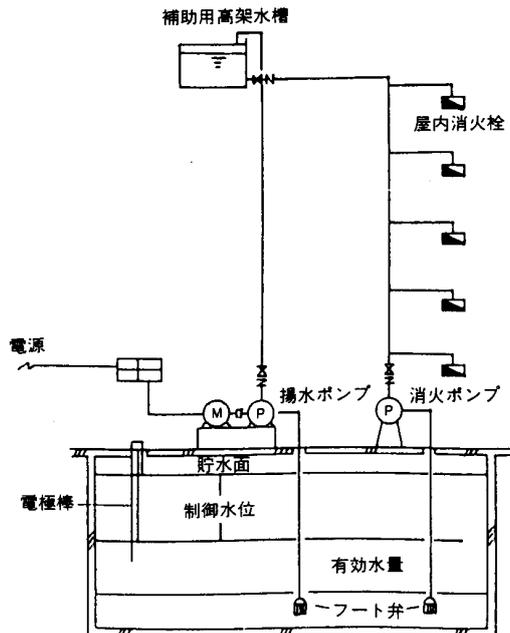
Q : 連通管の流量 (m³/sec)

g : 重力の加速度 9.80m/sec²

H : 水位差 (m)

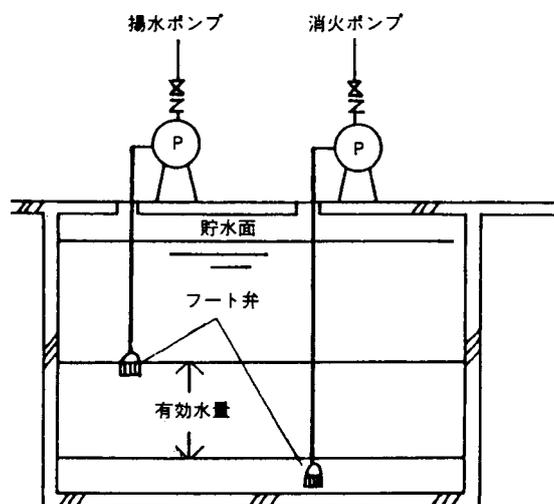
イ 雑用水等の水源と併用する場合

(ア) 当該雑用水等の用に供する水量が、電氣的に自動制御されるものにあつては、当該制御される水位までを有効水量とすること。

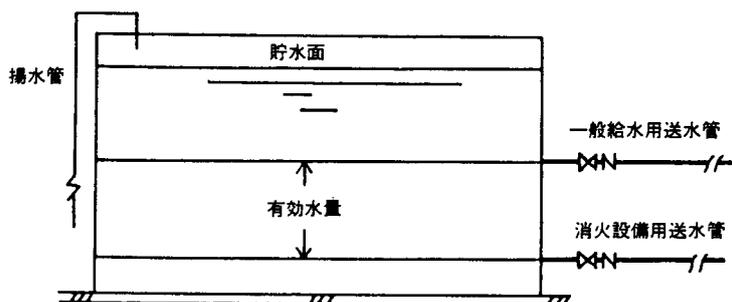


第 2 - 5 図

(イ) 加圧送水装置にポンプを用いる場合にあつては、当該消火設備のフート弁の上部に他のポンプのフート弁を、高架水槽を用いる場合にあつては、当該消火設備の送水管の上部に他の設備の送水管を設け、その間の水量を有効水量とすること。



第 2 - 6 図



第 2 - 7 図

ウ 加圧送水装置に水中ポンプを用いる場合は、最低運転水位を有効水量の最低水位とすること。

(5) 水槽と外気との間には、管の呼びが100A以上の通気管を水槽ごとに設けること。ただし、当該通気管を設けた水槽と水槽間を連通管の断面積の10分の1以上の断面積を有する通気管により接続された水槽については、この限りでない。●

(6) 水槽は、鉄筋コンクリート、ステンレス鋼板製等耐食性及び耐熱性のあるものとする。ただし、2(1)イ(イ) a から d までに定めるいずれかに設ける場合は、繊維強化プラスチック製等のもの（以下「FRP製等」という。）とすることができる。

2 加圧送水装置

加圧送水装置にポンプを用いるものにあつては、次によること。

(1) 設置場所

ア 令第11条第3項第1号ホに規定する「点検に便利な箇所」とは、機器の点検ができる空間、照明、排水等を確保できる場所にあること。

イ 水中ポンプ以外のポンプ

(ア) ポンプは凍結するおそれのない場所に設けること。

(イ) 令第11条第3項第1号ホに規定する「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所」とは、次の a から d までに定めるいずれかの場所であること。

- a 加圧送水装置等（ポンプ、電動機と制御盤、呼水装置、水温上昇防止逃し装置、ポンプ性能試験装置、起動用水圧開閉装置等及びその附属機器をいう。以下同じ。）の専用の不燃室
- b 飲料、雑排水等に用いる加圧送水装置等を併置した専用の不燃室
- c 屋外、主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上等で加圧送水装置等を点検に支障がないよう不燃材料（ガラスにあっては網入りガラスに限る。）で区画した場所
- d その他、火災による被害を受けるおそれがないよう、特に有効な措置を講じた場所

（注） 不燃室とは、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり及び屋根）で区画され、かつ、窓、出入口等に防火設備を設けた室をいう。ただし、ボイラー設備等の火気使用設備のある室及び可燃性の物質が多量にある室については、該当しないものであること。

なお、不燃材料で造った壁、床又は防火設備に接する外壁について、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅90cm以上の部分を準耐火構造とし、又は外壁面から50cm以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁その他これらに類するもので防火上有効に遮られている場合においても、不燃室として取り扱うことができる（準耐火構造としなければならない部分に窓、出入口等がある場合においては、防火設備を設けなければならない。以下第2において同じ。）。

（ウ）湿気が滞留するおそれのない場所に設けること。●

ウ 水中ポンプ

（ア）水中ポンプは点検のためのふたの真下に設けること。

（イ）水中ポンプは貯水槽の底面から5cm以上の位置に設置し、貯水槽の壁面から当該ポンプの中心までの距離は、ポンプストレーナー部分の外径の2倍以上とすること。

(2) 機器

ア 設置することのできる加圧送水装置

規則第12条第1項第7号ニに規定する加圧送水装置は、認定品とすること。●

なお、中継ポンプとして用いる加圧送水装置等にあつては、押し込み圧力を考慮したものとする。

第2-1表 加圧送水装置の認定区分（例）

機器	区分	基本型	ユニットⅠ型	ユニットⅡ型	ユニットⅢ型	単独制御盤
ポンプ		○	○	○	○	
電動機		○	○	○	○	
フート弁		○	○	○	○	
圧力計、連成計		○	○	○	○	
呼水槽			○	○	○	
制御盤				○	○	○
ポンプ性能試験装置			○	○	○	
バルブ類			○	○	○	
水温上昇防止用逃し装置			○	○	○	
非常動力装置					○	

イ 附属装置等の変更

前アの加圧送水装置等の附属装置等は、次に定めるところにより変更できるものとする。ただし、設置後の改修等におけるポンプ、電動機、附属装置等の交換は、同一仕様又は同一性能のものとする。

（ア）ポンプの設置位置が水源より低い場合における水温上昇防止用逃し配管の位置の変更（ただし、流量に著しい影響をおよぼさないこと。）

（イ）立上り管の頂部位置が当該加圧送水装置より低い場合、ポンプ吐出圧力計を連成計への変更

（ウ）水源水位がポンプより高い場合のフート弁の変更

（エ）非常電源による加圧送水装置の起動を行う場合の制御盤リレーの変更

- (オ) 排水場所に合わせた場合の流量試験配管の変更（ただし、流水量に著しい影響をおよぼさないこと。）
- (カ) 圧力調整弁等を設ける場合のポンプ吐出側配管部の変更
- (キ) 耐圧の高性能化を図る場合のポンプ吐出側止水弁の変更

ウ 吐出量

(ア) 地階を除く階数が5以上の防火対象物（各階に設置する屋内消火栓が1個の場合に限る。）にあつては、次によること。

- a 令第11条第3項第1号に掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備（以下「1号消火栓」という。）にあつては、300 L/min以上とすること。
- b 令第11条第3項第2号イに掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備（以下「2号消火栓」という。）にあつては、140 L/min以上とすること。
- c 令第11条第3項第2号ロに掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備（以下「広範囲型2号消火栓」という。）にあつては、180 L/min以上とすること。

(イ) 同一防火対象物で他の消火設備と加圧送水装置を併用するものにあつては、各消火設備の規定吐出量を加算して得た量以上の量とすること（併用は、規則第12条第1項第6号イ及び第7号ハ（ニ）の措置ができる場合に限る。）。

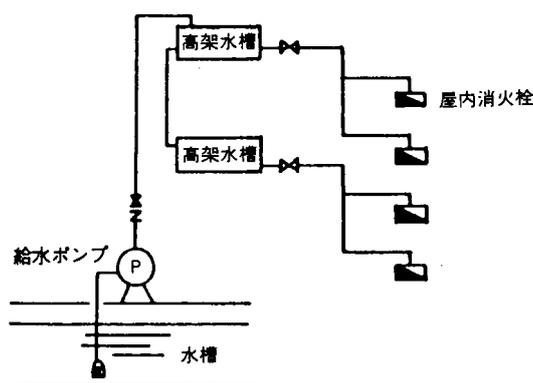
(ウ) 棟が異なる防火対象物（同一敷地内で、管理権原が同一の場合に限る。）で加圧送水装置を共用するものにあつては、それぞれの防火対象物ごとに必要となる規定吐出量を加算して得た量以上の量とすること。ただし、次のいずれかに該当する防火対象物にあつては、当該防火対象物のうち規定吐出量が最大となる量以上の量とすることができる。

- a 隣接する防火対象物のいずれかが耐火建築物又は準耐火建築物であるもの
- b 防火対象物相互の1階の外壁間の中心線から水平距離が1階にあつては3 m以上、2階にあつては5 m以上の距離を有するもの

エ 放水圧力が0.7MPaを超えないための措置

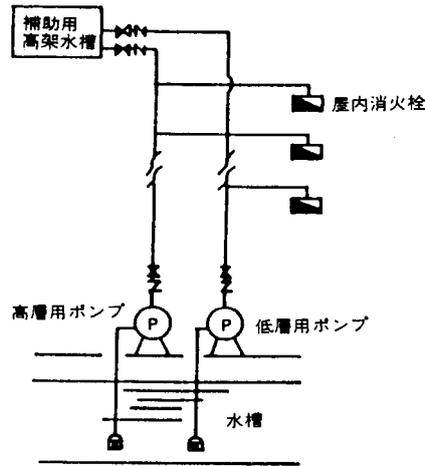
規則第12条第1項第7号ホに規定する「放水圧力が0.7MPaを超えないための措置」は、次によること。

(ア) 高架水槽の高さを考慮して設ける方法



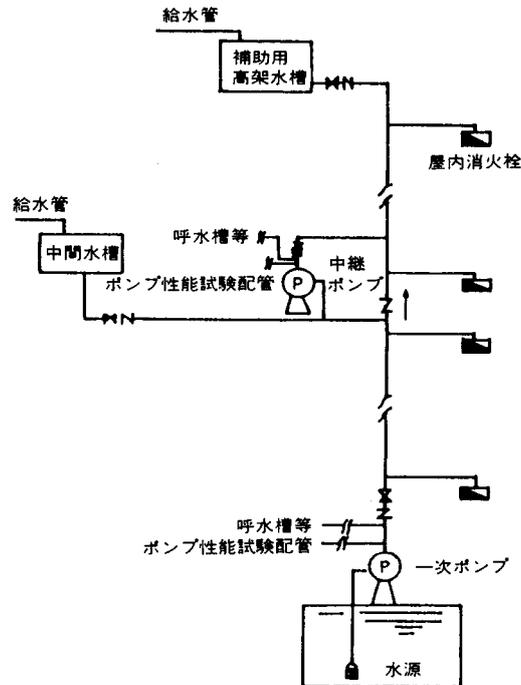
第2-8図

(イ) ポンプ揚程を考慮し、配管を別系統にする方法



第2-9図

(ウ) 中継ポンプを設ける方法



第2-10図

(エ) 減圧機構を有する消火栓開閉弁を設ける方法

(オ) 減圧弁又はオリフィス等による方法

- a 減圧弁は、減圧措置のため専用の弁とすること。
- b 減圧弁は、水压により自動的に流過口径が変化し、圧力制御を行うものであること。
- c 減圧弁の接続口径は、取付け部分の管口径と同等以上のものであること。
- d 設置階は、当該設備の設置される最下階から3階層（地階を含む。）以内とすること。
なお、中継ポンプの吐出側直近の当該ポンプの受けもつ階層についても同様であること。
- e 設置位置は、枝管ごとに開閉弁等の直近とし、点検に便利な位置とすること。
- f 減圧弁には、その直近の見やすい箇所に当該設備の減圧弁である旨を表示した標識を設けること。

(カ) その他の屋内消火栓設備の機能に支障のない方法

オ 水中ポンプ

(ア) 水中ポンプの吐出側配管には、逆止弁、仕切弁及び連成計を設け、かつ、当該ポンプ吐出口から逆止弁に至る配管の最頂部には、自動空気抜き弁を設けること。

(イ) ポンプ駆動用配線で水槽内の配線は、耐食、耐水、絶縁性の十分あるものとする。

カ 制御盤

種別ごとに次の表により設置すること。

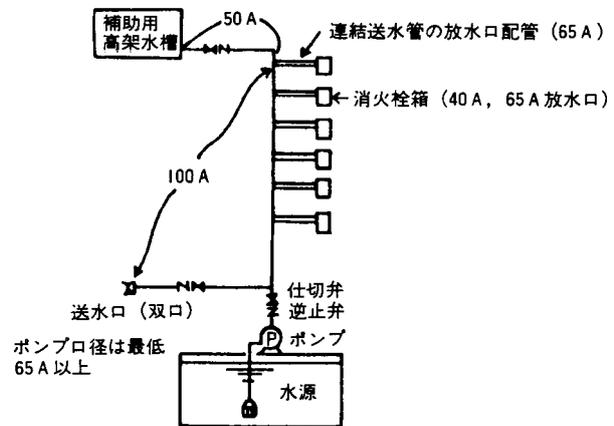
第 2 - 2 表

制御盤の区分	設 置 場 所
第 1 種制御盤	特に制限なし
第 2 種制御盤	不燃室
そ の 他	不燃室（電気室、機械室、中央管理室、ポンプ専用室その他これらに類する室に限る。）

3 配管

(1) 連結送水管の放水口が設置された階のすべての屋内消火栓の直近に放水口が設けられているものについては、規則第12条第1項第6号イただし書により、当該連結送水管と兼用して差し支えないものであること。この場合、第20連結送水管 2 (1)アからウまで及び第 2 - 11 図の配管系統図によること。

※ 屋内消火栓に減圧の措置をする場合は、ポンプ等は、減圧を考慮した性能とすること。



第 2 - 11 図

(2) 5以上の階を受けもつ立ち上がり配管の口径は、1号消火栓にあつては65A以上、2号消火栓にあつては40A以上、広範囲型2号消火栓にあつては50A以上とすること。●ただし、連結送水管の配管を兼用するものにあつては、100A以上とすること。(第20 連結送水管 2 (5)により連結送水管の主管の内径の特例を適用するものにあつては、当該口径とすることができる。)

(3) 配管は、高架水槽又は補助用高架水槽（以下「高架水槽等」という。）に連結するか、若しくは起動用圧力タンクにより常時充水すること。

(4) 高架水槽等の材質は、鋼板又はFRP製等とし、吐出部直近には、仕切弁、逆止弁及び可撓継手を設けること。

(5) 補助用高架水槽の容量は次によること。●

ア 屋内消火栓設備単独の補助用高架水槽

1号消火栓及び広範囲型2号消火栓の場合にあつては0.5m³以上、2号消火栓の場合にあつては0.3m³以上とすること。ただし、当該水槽の水位が低下した場合に呼び径25A以上の配管により自動的に給水できる装置を設けた場合にあつては、当該容量を0.2m³以上とすることができる。

イ 他の水系消火設備と兼用の補助用高架水槽

スプリンクラー設備と兼用する場合にあつては1m³以上、スプリンクラー設備以外の設備と兼用する場合にあつては、0.5m³以上（この場合、前アのただし書を準用できる。）とすること。

(6) 高架水槽等へ連結する配管径は、立上り管の配管径の2分の1以上とすること。●

(7) 止水弁及び逆止弁は、容易に点検できる場所に設け、かつ、当該弁である旨の表示を直近の見やすい位置に設

けること。

- (8) 配管には、空気だまりが生じないような措置を講ずること。
- (9) 配管は、専用支持金具にて堅固に固定されていること。
- (10) 建築物の接続部分等で、地震動による曲げ又はせん断力を生ずるおそれのある部分の配管施工は、極力行わないこと。ただし、建築物の構造、形態等から、これら部分を配管貫通する場合は、可とう継手を設け、配管の保護を施すこと。
- (11) 屋上又は最遠部には、試験用テスト弁を設けること。●ただし、最上階の消火栓より放水試験ができる場合は、この限りでない。
- (12) 屋外配管等直接外気に面する部分に設ける配管等で凍結するおそれのある部分には、凍結防止のための措置を講ずること。●
- (13) 配管には、排水弁を設け、管内の排水ができるようにすること。●ただし、消火栓開閉弁等から有効に排水できるものにあつては、この限りでない。
- (14) 配管の材質は、規則第12条第1項第6号ニ（イ）の規定によるほか、定格全揚程時における配管部分の圧力が1.6MPa以上となるものにあつては、J I S G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する配管を使用すること。
- (15) 管継手の材質は、規則第12条第1項第6号ホ（イ）の規定によるほか、当該管継手の設置場所の使用圧力値以上の圧力値に耐える仕様のものを設けること。
- (16) 規則第12条第1項第6号ニ（ロ）及びホ（ロ）に規定する合成樹脂製の管及び管継手は、認定品とすること。●
- (17) バルブ類の材質は、規則第12条第1項第6号ト（イ）及び（ロ）の規定によるほか、当該バルブ類の設置場所の使用圧力値以上の圧力値に適用するものを設けること。
- (18) 配管工事完了後、主配管は屋内消火栓設備に使用する最高吐出圧力の1.1倍の空気若しくはガス圧又は1.5倍の水圧を3分間以上加えた場合、接続部等から漏水（漏えい）又は破損等を生じないよう施工すること。
- (19) 配管に設ける止水弁等には、常時開又は常時閉の表示をすること。
- (20) 配管は、原則として土中に埋設しないものとするが、やむを得ず埋設する場合は、次のいずれかによること。
- ア 日本水道鋼管協会のW S P-041（消火用硬質塩化ビニール外面被覆鋼管）又はW S P-044（消火用ポリエチレン外面被覆鋼管）を用い、接続部分は専用継手（異種鋼管にあつては絶縁性のものとする。）により施工する。
- イ 前(14)の配管にポリエチレン等の塗覆装を施し又はこれと同等以上の耐食性を有するものを使用する。
- ウ 埋設後毎月1回以上前(18)に準じた試験を実施する。
- (21) 棟が異なる防火対象物で加圧送水装置を共用する場合で、各棟に至る配管を埋設した場合にあつては、各棟の立ち上がり配管の地上部分に止水弁を設け、「常時開」の表示をすること。

4 起動装置

- (1) 起動装置として起動用水圧開閉装置を用いる場合は、規則第12条第1項第7号へに定める遠隔操作できるものとみなし、その機能等は、次によるものとする。
- ア 消火栓開閉弁を開放することにより起動すること。
- イ 専用とし、加圧送水装置の直近に設けること。
- ウ 水圧開閉器は、当該開閉器の位置における配管内の圧力が次の（ア）又は（イ）のいずれか高い圧力の値に低下するまでに起動するよう調整されたものであること。
- （ア）最高位又は最遠部の消火栓の開閉弁の位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差（ H_1 ）による圧力に次の数値を加えた圧力

a 1号消火栓の場合： $H_1 + 0.2 \text{ MPa}$

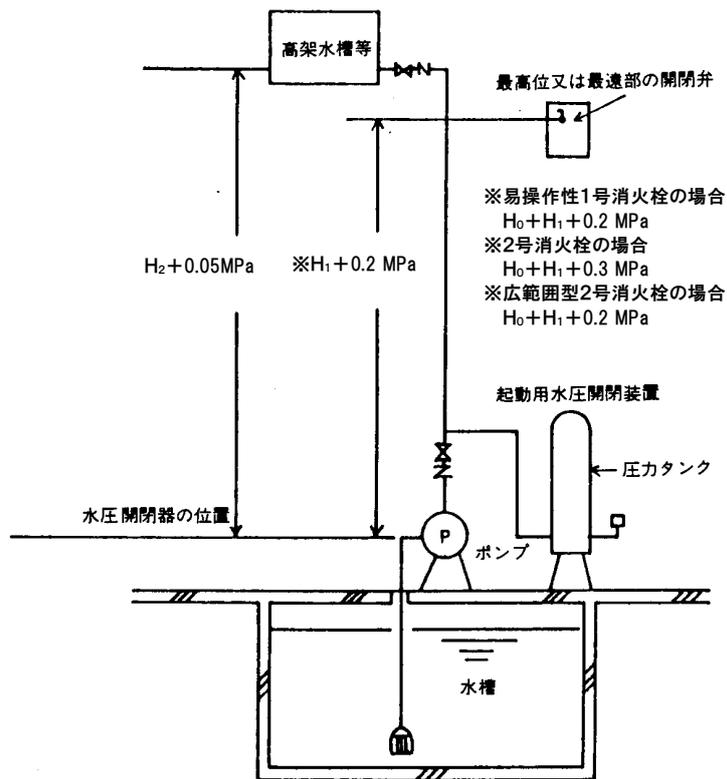
b 易操作性1号消火栓の場合： $H_0 + H_1 + 0.2 \text{ MPa}$

c 2号消火栓の場合： $H_0 + H_1 + 0.3 \text{ MPa}$

d 広範囲型2号消火栓の場合： $H_0 + H_1 + 0.2 \text{ MPa}$

※ H_0 は、易操作性1号消火栓、2号消火栓又は広範囲型2号消火栓の弁・ホース・ノズル等の摩擦損失としてあらかじめ算定された機器仕様書等に明示された数値をいう。

(イ) 高架水槽等の位置から、起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差 (H_2) による圧力に0.05MPaを加えた値の圧力



第2-12図

(2) 押しボタン式等の遠隔操作部は、保護カバーが取り付けられていること。ただし、消火栓箱内に設けられたものにあつては、この限りでない。

(3) 防災センター等にポンプが起動した旨を的確に移報すること。●

(4) 雨水等の浸入するおそれのある場所に設けるものにあつては、有効な防護措置を講ずること。

5 貯水槽等の耐震措置

貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等（以下「貯水槽等」という。）の耐震措置は、次によること。

(1) 加圧送水装置の吸入管側（床上槽から接続される管又は著しく横引き部分が長い管に限る。）、吐出管側に可撓継手を用いて接続すること。

(2) 貯水槽等は、地震による振動等により破壊、移動、転倒を生じないように固定用金具、アンカーボルト等で壁、床、はり等に堅固に固定すること。

6 非常電源、配線等

(1) 非常電源、配線等は、第23非常電源の基準によること。

(2) 常用電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次により敷設すること。

ア 低圧のものにあつては、引込み開閉器の直後から分岐し、専用配線とすること。

イ 特別高圧又は高圧による受電のものにあつては、変圧器二次側に設けた配電盤から分岐し、専用配線とすること。

7 消火栓箱等

(1) 1号消火栓（イからカまでについては、易操作性1号消火栓を除く。）

ア 設置対象

令第11条第3項第1号に定める防火対象物以外のものであっても、可燃性物品が多量に存在するものについては、努めて1号消火栓又は易操作性1号消火栓とすること。●

イ 消火栓箱の位置

(ア) 消火栓は、容易に使用ができ、かつ、避難口又は階段に近い場所に設けること。●

(イ) 消火栓箱から防火対象物のすべてに消火可能であること。この際、消火可能かどうかについては、ホースを延長する経路、ホースの長さ、放水距離等を総合的に勘案し判断すること。

ウ 消火栓箱の構造

次によること。●

(ア) 大きさは、収納された弁の操作及びホースの使用に際し、ホースのねじれ、折れ、ひっかかりその他に障害を生じないものであること。

(イ) 扉は、容易に開放でき、ホース延長活動に支障がなく、かつ、避難上障害とならないものであること。

(ウ) 消火栓箱は、不燃材料で造られていること。

(エ) 消火栓箱の色は、努めて認識しやすいものとする。

(オ) 排水することのできる排水口等が設けられていること。

エ 消火栓

(ア) 規則第12条第1項1の2号に規定する消火栓は、認定品とすること。●

(イ) 開閉弁のハンドルは、当該弁を容易に開閉できるように設けること。

(ウ) 連結送水管と配管を共用する場合にあつては、減圧機構付き（呼び16K）の開閉弁とすること。

オ 筒先及びホース

(ア) 筒先は、開閉装置付きのものとする。●

(イ) ホースは呼称40又は50のもので、長さ15mを2本、ノズルは、口径が呼称13mm以上のものを1本、それぞれ接続して設置すること。ただし、消火栓箱から半径15m以内にその階のすべての部分が包含される小規模の防火対象物等に設置する場合にあつては、長さ10mのホースを2本とすることができる。

カ 灯火及び表示

(ア) 消火栓箱に表示する「消火栓」の文字の大きさは、1字につき、20cm²以上とすること。●

(イ) 消火栓箱の赤色の灯火は、消火栓箱の上部に設けること。ただし、消火栓箱扉表面の上端部に設ける場合は、この限りでない。

(ウ) 前（イ）の赤色の灯火は、円錐型、平面型又はリング型等で、省令第12条第1項第3号ロ又はハ（イ）の規定に適合すること。●

(エ) 消火栓箱の表面又は扉を開放したときの見やすい箇所に操作方法をわかりやすく表示すること。●

(オ) 連結送水管の放水口を併設収納する消火栓箱の表面には、直径10cm以上の消防章又は前（ア）に規定する文字の大きさに「放水口」と表示すること。

(2) 易操作性1号消火栓、2号消火栓及び広範囲型2号消火栓

ア 設置対象

旅館・ホテル・社会福祉施設・病院等、就寝施設を有する防火対象物及び物品販売業を営む店舗にあつては、努めて易操作性1号消火栓、2号消火栓又は広範囲型2号消火栓とすること。●

イ 設置方法

同一防火対象物には、同一操作性のものを設置すること。●

ウ 消火栓箱の位置

7(1)イを準用すること。

エ 消火栓箱の構造

7(1)ウを準用すること。

オ 灯火及び表示

7(1)カ((エ)を除く。)を準用すること。

カ 機器

認定品とすること。●

8 総合操作盤

(1) 規則第12条第1項第8号ハの規定により、消防長が火災予防上必要があると認めて指定する防火対象物は、別記の「消防法施行規則第12条第1項第8号ハに規定する防火対象物の指定」(平成19年3月23日安全管理局告示第1号。以下「局告示第1号」という。)によること。

なお、局告示第1号2に規定する「防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況等から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないと認めるもの」とは、次に掲げるものが想定されること。

ア 無人又は無人に近い収容人員の防火対象物で火災予防上支障がないと認められるもの

イ 傾斜地、段地の敷地に存し、最下階に消防車両が接近できる地盤面(以下「消防活動面」という。)を有している防火対象物で、次のいずれかによるもの

(ア) 消防活動面にスプリンクラー設備等の送水口が設置され、地階部分の各階の消火活動に際しては、地上階と同等に活動できると判断されるもの

(イ) 規則第5条の2の規定を準用し、地階部分のすべての階が普通階と同等の開口部(幅員2m以上のドライエリア等に面する開口部を含む。)の面積を有しているもの

ウ 局告示第1号2(2)の規定に該当する防火対象物のうち、水噴霧消火設備、泡消火設備等が設置される部分(地上階に設置される部分を含む。)の床面積の合計が地階部分の床面積の合計のおおむね10%未満の面積で、防火管理体制により火災予防上支障がないと認められるもの

エ 局告示第1号2(3)の規定に該当する防火対象物のうち、規則第30条に規定する排煙機又は給気機が設置されていないもの

(2) 総合操作盤は、第24総合操作盤の基準によること。

別記

安全管理局告示第1号

消防法施行規則第12条第1項第8号ハに規定する防火対象物の指定

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第12条第1項第8号ハ（第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第5項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条第10号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号において準用する場合を含む。）の規定に基づき、消防長が指定する防火対象物を次のとおり指定し、平成19年4月1日から施行する。

平成19年3月23日（最近改正 平成27年9月30日 消防局告示第2号）

横浜市安全管理局長 橘川 和夫

- 1 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物を除く。）で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が10,000平方メートル以上の防火対象物
 - (2) 地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が20,000平方メートル以上の防火対象物
- 2 地階の床面積の合計が5,000平方メートル以上の防火対象物（令別表第1(5)項ロ及び(16)項イに掲げる防火対象物（同表(16)項イに掲げる防火対象物にあつては、小規模特定用途複合防火対象物のうち、同表(5)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の90パーセント以上であり、かつ、当該用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものに限る。）を除く。）で、次のいずれかの消防用設備等が設置されているもの。ただし、消防長又は消防署長が防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況等から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないと認めるものにあつては、この限りでない。
 - (1) 令第12条第1項又は横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号。以下「条例」という。）第48条第1項の規定に基づくスプリンクラー設備
 - (2) 令第13条第1項又は条例第49条第1項の規定に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式のものを除く。）、不活性ガス消火設備（移動式のものを除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式のものを除く。）又は粉末消火設備（移動式のものを除く。）
 - (3) 令第28条第1項の規定に基づく排煙設備

第3 スプリンクラー設備（令第12条、規則第12条の2から第15条まで、昭和48年告示第7号、平成8年告示第6号、平成10年告示第5号、平成13年告示第19号及び第37号、平成20年告示第32号、平成25年告示第2号関係）

1 用語の定義

(1) 令第12条第1項第1号ハに規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者」（以下第3において「総務省令で定める者」という。）とは、乳児、幼児のほか、規則第5条第5項に該当する者（障害支援区分が4以上の者）であって、規則第12条の3第1号から第6号までのいずれかに該当する者をいう。

「主として入所させるもの」とは、総務省令で定める者の数が利用者のおおむね8割を超える施設をいう。

(2) 規則第13条の2第4項第1号ホに規定する「可燃性の可燃物」とは、危険物、指定可燃物のほか、ウレタンホーム、錦糸、マッチ類、化学繊維類など、着火性が高く、延焼速度の速いもの又は同様の状態にあるものをいう（書物、書類等を除く。）。

2 水源

第2 屋内消火栓設備1を準用すること。

3 水量及び性能

(1) 一のスプリンクラー設備に異なる種別のスプリンクラーヘッドが使用される場合の水源水量、ポンプの吐出量等にあつては、その値が最大となる種別のスプリンクラーヘッドに係る規定により算出すること。

(2) 標準型ヘッド（小区画型ヘッドを除く。）及び側壁型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の水源水量を求める場合のスプリンクラーヘッドの設置個数について、乾式又は予作動式の流水検知装置が設けられている場合には、規則第13条の6第1項第1号及び第3号に規定する個数に1.5を乗じて得られた個数とされているが、結果が小数点以下の数値を含む場合にあつては、小数点以下を切上げ整数とすること。

(3) 小区画型ヘッドを用いるスプリンクラー設備については、乾式又は予作動式（乾式のものに限る。）の流水検知装置の使用を想定していないことから、水源水量の割り増し規定が設けられていないものであること。

4 加圧送水装置

第2 屋内消火栓設備2（(2)ウ（ア）を除く。）を準用するほか、補助ポンプ（配管内の水圧を規定の圧力に保持するためのポンプ）を用いる場合は次によること。●

(1) 補助ポンプは専用とすること。

(2) 水源は、呼水槽と兼用しないもので、かつ、自動給水装置を設けること。

(3) 起動圧力に減少した時又は停止圧力に達した時には、確実に起動・停止が行われること。

(4) 補助ポンプは、加圧送水装置の止水弁の二次側配管に接続することとし、当該接続配管に止水弁及び逆止弁を設けること。

(5) 補助ポンプの作動中にスプリンクラーヘッドが開放した場合、起動装置の作動及び放水性能に支障が生じないものであること。

5 配管

第2 屋内消火栓設備3（(1)、(2)、(5)及び(11)を除く。）を準用するほか、次によること。

(1) 配水管又は枝管の管径が第3-1表の例により設けられた場合にあつては、規則第12条第1項第6号チに定める「水力計算により算定された配管の呼び径」とみなすことができる。この場合、枝管（直接ヘッドの取付けられる管。）に取り付けられるヘッドの個数は、片側5個を限度とする。

なお、こう配屋根や建築構造上やむを得ず片側5個を超える場合は、片側8個を限度とし、ヘッドの許容数は（ ）内の数とする。

第3-1表

区 分		管の呼び					
		25	32	40	50	65	80
許 容 ヘ ッ ド 数	同時開放ヘッド数10まで	2 (2) 以下	3 (3) 以下	5 (5) 以下	10 (8) 以下	—	—
	同時開放ヘッド数20まで	2 (2) 以下	3 (3) 以下	5 (5) 以下	10 (8) 以下	20 以下	—
	同時開放ヘッド数30まで	2 (2) 以下	3 (3) 以下	5 (5) 以下	10 (8) 以下	20 以下	40 以下

(注) ラック式倉庫を除く。

(2) 送水口からスプリンクラー設備の配管に至る配管の口径は、100A以上とすること。●

(3) 送水口の直近の配管に止水弁及び逆止弁を設けること。●

(4) 補助用高架水槽の容量は、1 m³以上とすること。●

(5) 配管をリング状に結合（以下「ループ配管」という。）した場合の摩擦損失計算については、「ループ配管の摩擦損失計算例（別記1参照）」による計算方法によることもできること。

6 起動装置

起動装置は、規則第14条第1項第8号の規定によるほか、次によること。

(1) 起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあつては、当該起動用水圧開閉装置の水圧開閉器の位置における配管内の圧力が、次のいずれか大きい方の圧力の値に低下するまでに、起動するよう調整されたものであること。また、当該起動用水圧開閉装置は、専用とし加圧送水装置の直近に設けること。（第3-1図参照）

ア 最高位のヘッドの位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差（H1）による圧力に0.15MPaを加えた値の圧力

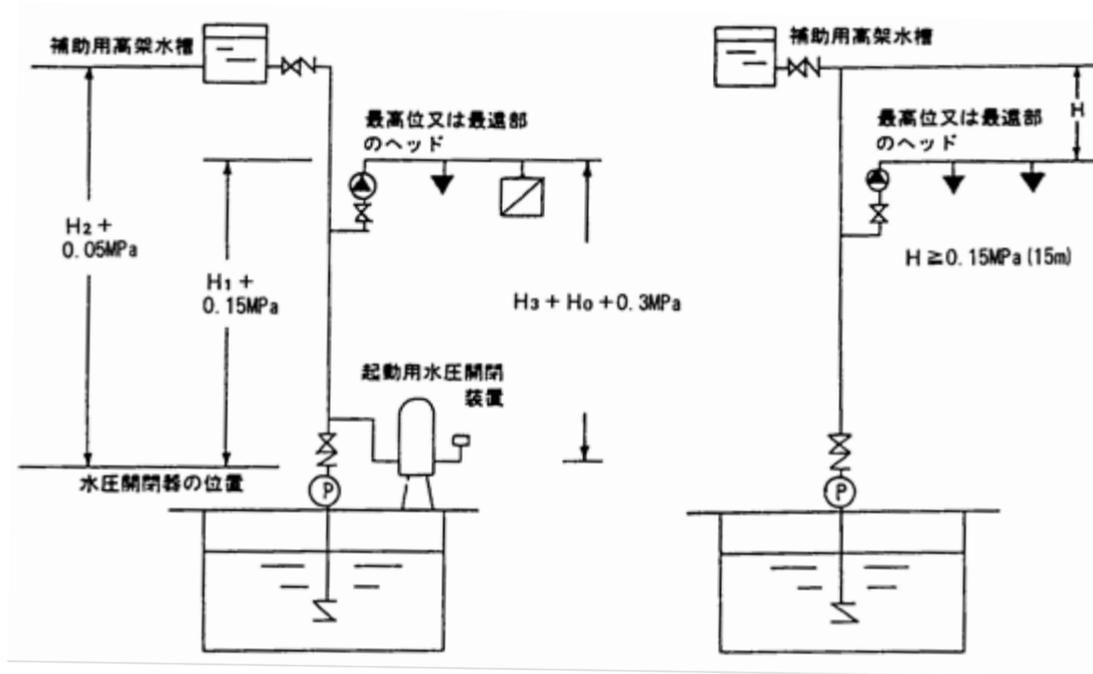
イ 補助用高架水槽又は中間水槽の位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差（H2）による圧力に0.05MPaを加えた値の圧力

ウ 補助散水栓を設置するものは、次の（ア）、（イ）を合計した数値に0.3MPaを加えた値の圧力

（ア）最高位の補助散水栓の位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差（H3）

（イ）補助散水栓の弁・ホース・ノズル等の摩擦損失としてあらかじめ算定された機器仕様書等に明示された数値（H0）

(2) 流水検知装置（自動警報弁に限る。）の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあつては、補助用高架水槽からの最高位のヘッドの位置までの落差（H）による圧力が0.15MPa以上とすること。（第3-2図参照）



第3-1図

第3-2図

7 送水口

(1) 機器

ア 規則第14条第1項第6号ロに規定する送水口の結合金具は、差込式のものとする。

イ 規則第14条第1項第6号へに規定する送水口は、認定品とする。●

(2) 設置方法

ア 個数

(ア) 規則第13条の6第1項第1号に定める同時開放個数又は同時放水個数が30個以下のものにあつては、第3-2表の例によること。(それぞれのヘッドの吐出量が80L/minとなる場合) ●

第3-2表

スプリンクラーヘッドの同時開放個数又は同時放水個数	送水口の設置個数
10個以下	1
11個以上	2

(イ) 同時開放個数又は同時放水個数が30個を超えるものにあつては、当該設備に必要な加圧送水装置の送水量又は吐出量(いずれも単位をm³/minとする。)を1.6m³/minで除して得た値の個数とする。●

(ウ) 前(ア)、(イ)に該当しないもの(小区画型、側壁型、放水型等)にあつては、当該設備に必要な加圧送水装置の送水量、吐出量を勘案した個数とする。●

イ 位置

送水口の設置位置は、当該建築物又は工作物等が面する道路側で、かつ、消防ポンプ自動車容易に接近して送水操作ができる位置とすることとし、2以上の送水口を設置するものにあつては、当該送水口をそれぞれ相離れた位置に設けること。ただし、送水源の位置が限定される場合にあつては、相離れた位置としないことができる。

ウ 連絡装置

条例第68条の2第1項の各号に掲げる防火対象物にあつては、送水口付近に防災センターと連絡可能な通話装置を設けること。●

8 流水検知装置及び自動警報装置

(1) 流水検知装置の受け持つ区域は、次によること。

ア 一の流水検知装置等が受け持つ区域は、3,000㎡以下（工場、作業所等で主要な出入口から内部を見とおすことができる場合にあっては、12,000㎡以下）とすること。●

イ 次の（ア）及び（イ）に適合する場合にあっては、2以上の階を受け持つことができるものであること。

（ア）防火対象物の階又は塔屋で設置されるヘッドの個数が10個未満である場合

（イ）前（ア）の階が自動火災報知設備の技術上の基準に従い有効に警戒されている場合

(2) 流水検知装置の一次側直近に、制御弁を設けること。

(3) 流水検知装置は、次に掲げる場所に設けること。●

ア 点検等に際し、人が容易に出入りできる場所であること。

イ 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない場所であること。

(4) 小区画型ヘッドを用いるスプリンクラー設備の流水検知装置は、規則第14条第1項第4号の2により湿式のものとしており、流水検知装置の二次側の配管を乾式とすることはできないこと。また、予作動式のものを使用する場合には、湿式とすることが必要であること。

(5) 規則第14条第1項第4号ニに定める受信部には、ヘッドが開放した階又は放水区域を表示する機能を備えた自動火災報知設備の受信機も含まれるものであること。

(6) 放送設備を令第24条の基準に従い、又は基準の例により設置した防火対象物にあっては、スプリンクラー設備の有効範囲に存する自動火災報知設備の感知器と連動で当該放送設備が鳴動する措置が講じられている場合には、規則第14条第1項第4号ただし書の「自動火災報知設備により警報が発せられる場合」と同等に取り扱うことができるものであること。また、令第21条第3項の規定により、スプリンクラー設備等の有効範囲内の部分の自動火災報知設備の感知器を設置しない場合には、当該スプリンクラー設備等の作動した旨の信号と連動して当該放送設備を鳴動する措置が講じられている場合には、前記と同様の取扱いができるものであること。

9 試験装置

(1) 末端試験弁は、容易に点検できる場所に設けること。●

(2) 末端試験弁は、みだりに開放することができない措置を施すとともに、その付近に十分に排水できる措置を講ずること。●

(3) 排水に専用の配管を用いる場合は、末端試験弁の配管の口径以上の管径のものとし、かつ、排水ます等へ有効に排水できること。

(4) 規則第14条第1項第1号ニに定める「作動を試験するための装置」は、弁及び排水管を用いたもの等によること。

(5) 同一階の配管系に放水量の異なるスプリンクラーヘッド又は補助散水栓が設けられる場合の当該配管の末端に設ける末端試験弁は、当該流水検知装置の検知流水定数に相当する放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口を設ければ足りるものであること。

10 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

(1) 規則第13条第3項に掲げるスプリンクラーヘッドの設置を要しない部分については、次により運用すること。

ア 第1号の「その他これらに類する場所」とは、化粧室、洗濯場、脱衣場、掃除機洗い場及び汚物処理室等が該当するものであること。ただし、火を使用する設備が設けられている場合を除く。

イ 第2号の「その他これらに類する室」とは、電話交換機室、電子計算機室に附帯するデータ保管室、関係資料室、放送室、防災センター（総合操作盤を設置するものに限る。）、中央管理室等が該当するものであること。

ウ 第3号の「その他これらに類する室」とは、ポンプ室、空調機械室、冷凍機室、ボイラー室等が該当するものであること。

エ 第4号の「その他これらに類する室」とは、蓄電池、充電装置、配電盤、リアクトル、電圧調整器、開閉器、コンデンサー、計器用変成器等が該当するものであること。

オ 第5号の「その他これらに類する部分」とは、ダクトスペース、メールシュート、ダストシュート、EPS、小荷物専用昇降機の昇降路等が該当するものであること。

カ 第6号の「その他外部の気流が流通する場所」とは、外気に面するそれぞれの部分からおおむね5m以内の箇所をいうものであること。ただし、はり、たれ壁等の形態から判断して、火災の発生を有効に感知することのできる部分を除くものとする。

キ 第7号の「その他これらに類する室」とは、次に掲げる室等が該当するものであること。

(ア) 回復室、洗浄滅菌室、器材室、器材洗浄室、器材準備室、滅菌水製造室、無菌室、洗浄消毒室（蒸気を熱源とするものに限る。）、陣痛室、沐浴室、既消毒室（既滅菌室）、ME機器管理供給センター室

(イ) 無響室、心電室、心音室、筋電室、脳波室、基礎代謝室、ガス分析室、肺機能検査室、超音波検査室、採液及び採血室、天秤室、細菌検査室、培養室、血清検査室及び保存室、血液保存に供される室、解剖室、光凝固室

(ウ) 人工血液透析室に附属する診療室、検査室、準備室、透析機械室

(エ) 特殊浴室、蘇生室、バイオクリン室（白血病、臓器移植、火傷等治療室）、新生児室、未熟児室、授乳室、調乳室、隔離室、観察室（未熟児の観察に限る。）、遺体用冷蔵室、水治療室

(オ) 製剤部の無菌室、注射液製造室、洗浄・滅菌室（蒸気を熱源とするものに限る。）

(カ) 医療機器を備えた診療室、医療機器を備えた理学療法室（温熱治療室、結石破碎室等）及び霊安室

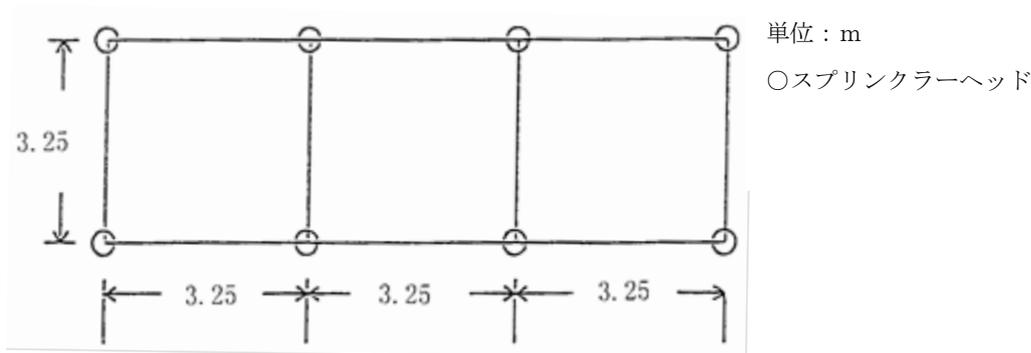
(2) ヘッド配置

ア 標準型ヘッドを設ける場合のヘッドの配置については、原則として格子配置（正方形又は矩形）とすること。

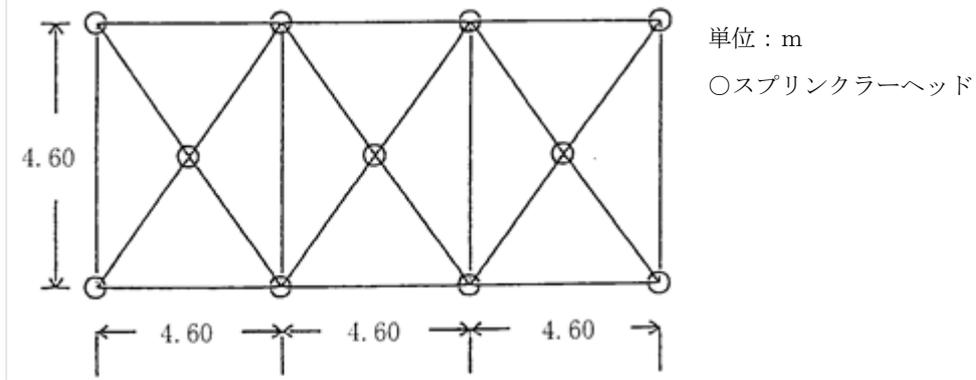


第3-3図 格子配置の例

その1 各部分からの水平距離2.3mの場合



その2 各部分からの水平距離2.3mの場合



第3-4図

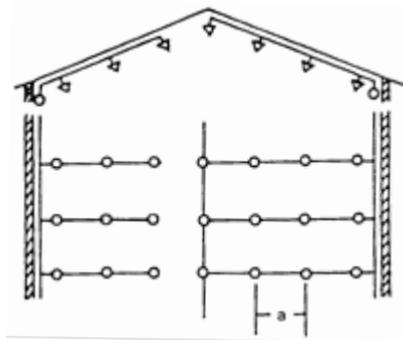
イ 傾斜天井等の配置の間隔

(ア) スプリンクラーヘッドを取り付ける面の傾斜が 17° を超えるもの

屋根又は天井の頂部より当該頂部に最も近いヘッドに至るまでの間隔を当該傾斜面に平行に配置されたヘッド相互間の間隔の $1/2$ 以下の値とし、かつ、当該頂部からの垂直距離が 1m 以下となるように設けること。ただし、この場合、当該頂部ヘッドが設けられるものにあつては、この限りでない。(第3-5図参照)



正方形又は矩形配置の場合

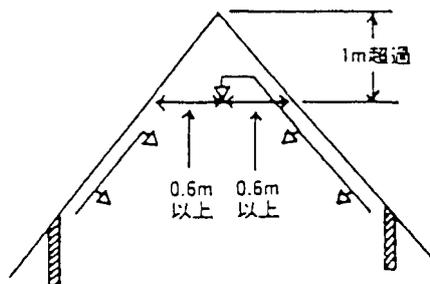


第3-5図

(イ) スプリンクラーヘッドを取り付ける面の傾斜が 45° を超えるもの

屋根又は天井の頂部にヘッドを設ける場合にあつては、当該屋根又は天井と当該ヘッドとの水平離隔距離を 0.6m 以上とることにより、当該屋根又は天井の頂部からの垂直距離が 1m を超えて設けることができる。

(第3-6図参照) ●

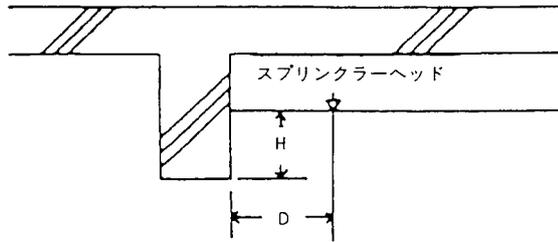


第3-6図

(3) 設置方法

ア 共通事項

(ア) はり、たれ壁等がある場合のヘッドの設置は、第3-7図及び第3-3表の例によること。ただし、同図H及びDの値については、ヘッドからの散水が妨げられる部分が他のヘッドにより有効に警戒される場合にあっては、この限りではない。●



第3-7図

第3-3表

D (m)	H (m)
0.75未満	0
0.75以上 1.00未満	0.10未満
1.00以上 1.50未満	0.15未満
1.50以上	0.30未満

(イ) ルーバー等（取付けヘッドの作動温度以下で溶融等し、かつ、熱感知の障害とならないものを除く。）の開放型の飾り天井が設けられる場合にあっては、飾り天井の下方にもヘッドを設けること。ただし、格子材等の厚さ、幅及び状態が著しく散水を妨げるものではなく、開放部分の面積の合計が飾り天井の70%以上であり、かつ、ヘッドのデфлекターから飾り天井の上部までの距離が0.6m以上となる場合にあっては、下方のヘッドを設けないことができる。

(ウ) スプリンクラーヘッドは表示温度の区分による識別表示以外の塗装はしないこと。

(エ) 開口部に設けるスプリンクラーヘッドは、当該ヘッドの軸心から離隔距離が壁面に対して、0.1m以上0.45m以下となるよう設けること。

(オ) 種別の異なるスプリンクラーヘッド（放水量、感度の種別等）は同一階の同一区画（防火区画されている部分、たれ壁で区切られた部分等であって、当該部分における火災発生時において当該部分に設置されているスプリンクラーヘッドが同時に作動すると想定される部分をいう。）内に設けないこと。ただし、感度の種別と放水量が同じスプリンクラーヘッドにあっては、この限りでない。

イ ラック式倉庫に設けるスプリンクラーヘッド

(ア) 「ラック式倉庫の防火安全対策のガイドラインについて」（平成10年7月24日消防予第119号。以下この号において「ガイドライン」という。別記2参照）により設置すること。

なお、ガイドライン第4、11(1)イ(ウ)の自衛防災資機材（可搬防災ポンプ、ポンプ自動車等）を備えた自衛消防隊としては、条例で定める自衛消防隊が該当すること。

(イ) 規則第13条の5第5項第3号に規定する、他のスプリンクラーヘッドから散水された水がかかるのを防止するための措置を防護板とする場合は、次により設けること。ただし、スプリンクラーヘッドを天井、小屋裏等に設ける場合にあっては、設けないことができる。

a 防護板の構造は、金属製のものとし、その大きさは1,200cm²以上のものとする。

b 防護板の下面より、デфлекターまでの距離は、0.3m以内とする。

c 上部のヘッドからの消火水により感熱に影響を受けない箇所に設置すること。

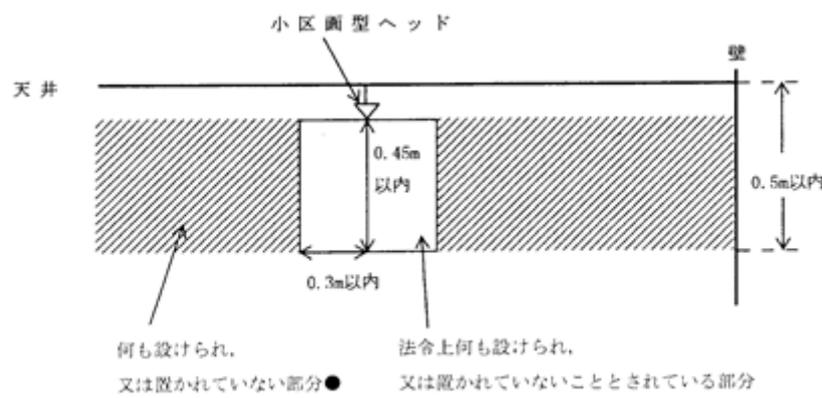
ウ 小区画型ヘッドにあっては、次によること。

(ア) 規則第13条の3第2項第1号に規定する「宿泊室等」には、宿泊室、病室、談話室、娛樂室、居間、寢室、教養室、休憩室、面会室、休養室等が該当すること。

(イ) 小区画型ヘッドは、規則第13条の3第2項第3号の規定により「各部分の一のヘッドまでの水平距離が2.6

m以下で、かつ、一のヘッドにより防護される部分の面積が13㎡以下」となるように設けることとされているが、同一の宿泊室等に二以上のヘッドを設ける場合には、次によること。

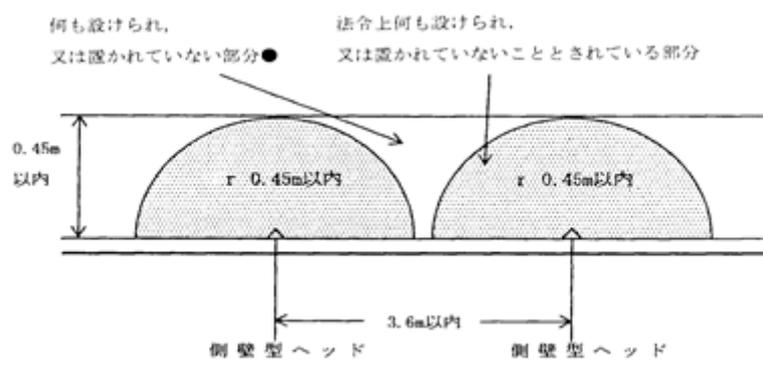
- a ヘッド相互の設置間隔が、3 m以下とならないように設置すること。
- b 小區画型ヘッドのデフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向の0.3m以内には、何も設けられ、又は置かれていないこととされているが、放水した水が宿泊室等の周囲の壁面等の床面から天井面下0.5mまでの範囲を有効に濡らすことが必要であることから、当該ヘッドのデフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向の壁面までの間の範囲には、何も設けられ、又は置かれていないこと。●



エ 側壁型ヘッドを用いるスプリンクラー設備について

(ア) 規則第13条の3第3項第1号に規定する「廊下、通路その他これらに類する部分」には、廊下、通路、フロント、ロビー等が該当すること。

(イ) 側壁型ヘッドのデフレクターから下方0.45m以内で、かつ、水平方向0.45m以内には何も設けられ、又は置かれていないこととされているが、そのうち水平方向については、次の例によること。●



(4) 補助散水栓

ア 補助散水栓は、規則第13条各項の部分の有効に警戒できるように設置すること。この際、有効に警戒できるかどうかについては、ホースを延長する経路、ホースの長さ及び放水距離等を総合的に勘案し判断すること。

イ 補助散水栓を設置した部分は、令第11条第4項、令第19条第4項、令第20条第5項第2号及び第3号において、スプリンクラー設備と同等に扱えること。

ウ 規則第13条の6第3項第7号に規定する補助散水栓は、認定評価品とすること。●

エ 同一防火対象物には、同一操作性のものを設置すること。●

オ 表示灯は、規則第12条第1項第3号ロによるほか、第2 屋内消火栓設備7(1)カ(イ)及び(ウ)の例によること。●

カ 補助散水栓の配管は、各階の流水検知装置又は圧力検知装置の2次側から分岐設置すること。ただし、スプリンクラーヘッドを設けない階に補助散水栓を設置する場合で、次による場合は、5階層以下を一の流水検知

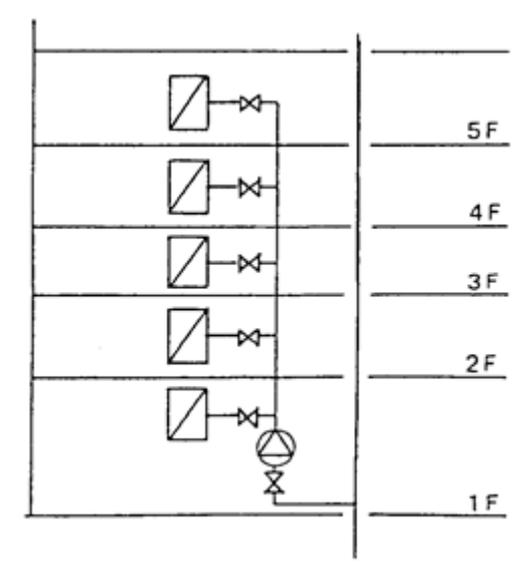
装置から分岐することができる。

(ア) 地上と地下部分で別系統とすること。

(イ) 補助散水栓で警戒する部分は、自動火災報知設備により有効に警戒されていること。

(ウ) 補助散水栓の1次側には階ごとに仕切弁を設置すること。

(エ) 規則第14条第1項第11号ニに定める措置が講じられていること。



第3-8図

11 放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備

(1) 放水部の性能

ア 放水区域の選択及び放水操作は、原則として自動放水とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、手動とすることができること。

(ア) 当該防火対象物の防災要員により、当該高天井の部分における火災の監視及び現場確認並びに速やかな火災初期対応を行うことができる場合

(イ) 当該高天井の部分の利用形態により、非火災報が発生しやすい場合

(ウ) その他、当該高天井の部分の構造、使用形態、管理方法等の状況に応じ、放水操作を手動で行うことが適当と判断される場合

なお、上記(ア)から(ウ)までの場合にあっては、次に掲げる要件をすべて満足すること。

(エ) 管理、操作等のマニュアルが作成されていること。

(オ) 防災センター等において、自動又は手動の状態が表示されること。

(カ) 操作者は、当該装置について習熟した者とする事。

イ 前アによるほか、次のすべてに適合するものについては、防災センター等以外の場所において手動で操作できるものとする事。

(ア) 操作可能なそれぞれの場所において、その時点での操作権のある場所が明確に表示されること。

(イ) 操作可能なそれぞれの場所において、操作状況が監視できること。

(ウ) 操作可能な場所相互間で同時に通話できる設備を設けること。

(エ) 操作可能な場所には、放水型ヘッド等により警戒されている部分を通過することなく到達できること。

(2) 高天井部分の取扱い

令第12条第2項第2号ロ並びに規則第13条の5第6項及び第8項の規定により放水型ヘッド等を設けることとされている部分(以下「高天井の部分」という。)については、次によること。

ア 床面から天井までの高さについては、次により測定すること。

(ア) 天井のない場合については、床面から屋根の下面までの高さ（令第12条第1項第5号参照）

(イ) 防火対象物の部分が高天井の部分に該当するか否かについては、当該防火対象物内の同一の空間としてとらえることのできる部分（防火区画等されている部分）の床面から天井までの平均高さではなく、個々の部分ごとの床面から天井までの高さ

(ウ) 天井が開閉する部分については、当該天井が開閉された状態における床面からの高さ

イ 次のいずれかに該当する部分については、高天井の部分に該当しないものであること。

(ア) 階段又はエスカレーターの付近に設けられる小規模な吹き抜け状の部分（おおむね50㎡未満）

(イ) 天井又は小屋裏が傾斜を有するものである等の理由により、床面から天井までの高さが、局所的に令第12条第2項第2号ロ並びに規則第13条の5第6項及び第8項の規定に掲げる高さとなる部分（おおむね50㎡未満）

(3) 高天井の部分とそれ以外が同一空間となる場合の取扱い

高天井の部分と高天井の部分以外の部分とが床、壁等により防火区画されていない場合には、次により設置すること。

ア 火災を有効に消火できるように、それぞれの部分に設置されたスプリンクラーヘッドの放水区域等が相互に重複するように設置すること。

イ 境界部分にたれ壁を設ける等、それぞれの部分に設置されたスプリンクラーヘッドの感知障害、誤作動等を防止するための措置を講じること。

ウ 一のスプリンクラー設備に放水型ヘッド等と放水型ヘッド等以外のスプリンクラーヘッドが使用される場合であって、それぞれの種別のスプリンクラーヘッドから同時に放水する可能性のある場合にあつては、当該スプリンクラー設備の水源水量、ポンプの吐出量等については、それぞれの種別のスプリンクラーヘッドについて規定される量を合算した量とすること。

なお、防火区画内に設置した放水型ヘッド等以外のスプリンクラーヘッドの設置個数が、規則第13条の6第1項に規定する個数に満たない場合の算出は、次によることができるものとする。

(ア) 水源水量にあつては、次の内最大のもの

- a 高天井の部分の防火区画内に設置した放水型ヘッド等以外のスプリンクラーヘッドの設置個数に1.6㎡を乗じて得た水量に当該防火区画内に設置した放水型ヘッド等に必要水量を合算した水量
- b 防火対象物の放水型ヘッド等以外のスプリンクラー設備に必要な水量
- c 防火対象物の放水型ヘッド等に必要な水量

(イ) ポンプの吐出量にあつては、次の内最大のもの

- a 高天井の部分の防火区画内に設置した放水型ヘッド等以外のスプリンクラーヘッドに必要な性能及び当該防火区画内に設置した放水型ヘッド等に必要性能を同時に得られる吐出量
- b 防火対象物の放水型ヘッド等以外のスプリンクラー設備に必要な吐出量
- c 防火対象物に設置された放水型ヘッド等に必要な吐出量

エ 高天井の部分の床面が、隣接する高天井の部分以外の部分に設置された閉鎖型スプリンクラーヘッドにより有効に包含される場合には、当該高天井の部分については、放水型ヘッド等を設置しないことができること。

オ 高天井の部分以外の部分の床面が、隣接する高天井の部分に設置された放水型ヘッド等により有効に包含される場合には、当該高天井の部分以外のスプリンクラーヘッドを設置しないことができること。この場合において、高天井の部分以外の部分に係る感知障害がないように特に留意すること。

12 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備

前2から9までによるほか、次によること。

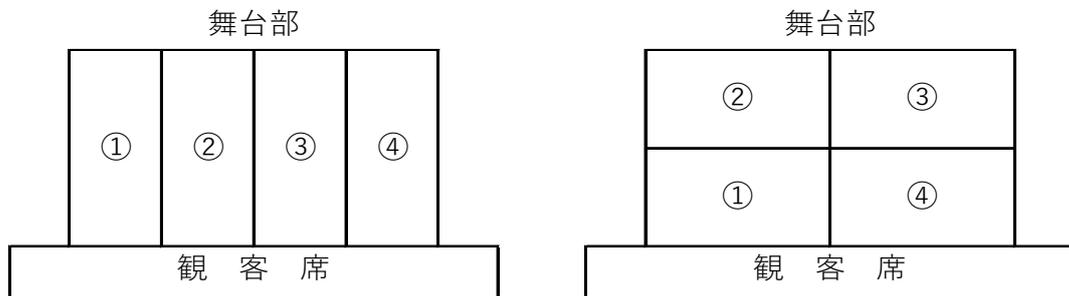
(1) ポンプ吐出量

ポンプを併用又は共用する場合にあつては、第2屋内消火栓設備2(2)ウ(イ)及び(ウ)の例によるものであること。ただし、閉鎖型スプリンクラー設備のポンプと共用する場合にあつては、両設備の設置部分が有効に防火区画されている場合に限る、所要吐出量の大きい方が吐出量とすることができるものとする。

(2) 放水区域

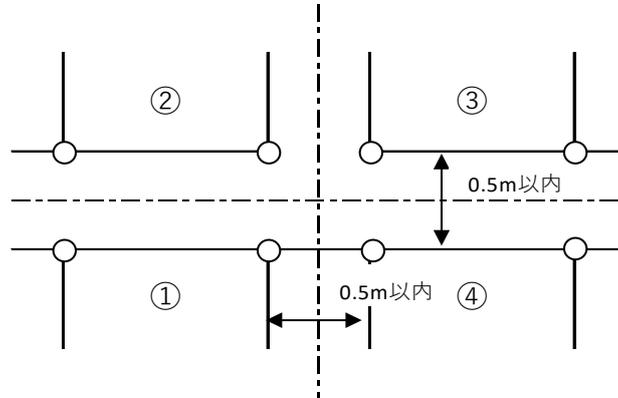
ア 2以上の放水区域を設ける場合の一の放水区域の面積は、100㎡以上とすること。●

イ 放水区域を分割する場合は、第3-9図の例によること。



第3-9図

ウ 各放水区域が接する部分のヘッドの間隔は、第3-10図によること。



第3-10図

(3) 一斉開放弁又は手動式開放弁

一斉開放弁の起動操作部又は手動式開放弁(30秒以内に全開できるものに限る。)は、一の放水区域につき2以上を異なる場所に設けること。●

(4) ヘッド配置

ア 開放型スプリンクラーヘッドは、舞台部、スタジオ部分及び脇舞台の天井(ぶどう棚が設けられる場合にあつては、当該ぶどう棚の下面)に設けること。

イ ぶどう棚の上部に電動機、滑車及びワイヤーロープ等以外の可燃性工作物を設ける場合は、ぶどう棚の上部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを設置すること。

ウ 火災感知用ヘッドは、10(2)及び(3)の例により設けること。

(5) 起動装置

感知器からの信号により自動的に放水を開始するシステムとなっているものについては、複数の信号(例:煙

感知器及び熱感知器からの信号)により放水するシステム(AND回路)とすること。●

13 乾式又は予作動式の流水検知装置を用いるスプリンクラー設備

(1) 設置することができる場所

次のア又はイに定める場所以外の場所には、原則として湿式のものとする。

- ア 常時配管内を湿式とすることにより、凍結による障害が生じるおそれがある場所
- イ 水損による被害が著しく多いと認められる場所(予作動式に限る。)

(2) 流水検知装置の二次側配管

ア 規則第14条第1項第10号イに規定する「亜鉛メッキ等による防食処理を施す」とは、第3-4表に示す管及び管継手を用いる配管施工をいうものであること。

第3-4表

JIS規格・名称	
管	J I S G 3442 (水道用亜鉛メッキ鋼管)
	J I S G 3452 (配管用炭素鋼管のうち白管)
管継手	J I S B 2210 (鉄鋼製管フランジ基準寸法のうち呼び圧力5K、10K又は16Kの使用圧力に適合する基準寸法のもので、熔融亜鉛メッキを施したねじ込み式に加工されたもの)
	J I S B 2301 (ねじ込み式可鍛鉄製管継手のうち、メッキを施したもの)

イ 規則第14条第1項第10号ロに規定する「配管内の水を有効に排出できる措置」とは、次の(ア)及び(イ)の措置をいうものであること。

- (ア) 配管の勾配を250分の1以上とすること。
- (イ) 排水用の弁を設けること。

ウ 配管の内容積は最遠の位置に取り付けられるヘッドが作動してから1分以内に当該ヘッドより放水できる容積とすること。この場合、ヘッド開放後30秒以内に流水検知装置の弁体が開くときの容積を第3-5表に示すので、これを参考とすること。

第3-5表

内径 (mm)	二次側配管の容量 (L)
50	70
65	200
80	400
100	750
125	1200
150	2800
200	2800

(3) 流水検知装置の設置場所等

流水検知装置は、8(3)によるほか、凍結のおそれのある場所に設ける場合には、適切な防護措置を講じること。

(4) 加圧装置

乾式スプリンクラー設備又は予作動式スプリンクラー設備(予作動式の流水検知装置の二次側に圧力の設定を必要とするもの)は、次によること。

- ア 乾式又は予作動式の流水検知装置の二次側の空気を加圧するための加圧装置は、専用のコンプレッサーを用いる方式とすること。
- イ 加圧装置の能力は、乾式又は予作動式の流水検知装置二次側配管の圧力設定値まで加圧するために要する時

間が30分以内のものであること。

ウ 加圧装置の配管は、規則第12条第1項第6号に規定される材料を用いるほか、亜鉛メッキ等による防食処理を施すこと。

エ コンプレッサーの常用電源回路は、専用回線とし、他の動力回路の故障による影響を受けるおそれのないものにあつては、非常電源を設けないことができること。

(5) 感知用ヘッド

予作動式の流水検知装置を用いるスプリンクラー設備の感知部に感知用ヘッド又は定温式スポット型感知器を使用するものは、当該感知部の警戒区域に設けられているスプリンクラーヘッドの標示温度よりも低い標示温度又は公称作動温度のものとする事。

(6) 減圧警報装置

乾式スプリンクラー設備又は予作動式スプリンクラー設備（予作動式の流水検知装置の二次側の圧力の設定を必要とするもの）の規則第14条第1項第4号の5の「圧力が低下した場合に自動的に警報を発する装置」は、常時人のいる場所に警報及び表示ができるものであること。●

(7) 補助散水栓

乾式又は予作動式の流水検知装置を用いるスプリンクラー設備に補助散水栓を設置する場合は、10(4)によるほか、次によること。

ア 補助散水栓の配管は、乾式又は予作動式の流水検知装置等の二次側からは分岐しないこと。

イ 補助散水栓の配管は、補助散水栓専用の流水検知装置等の二次側配管から分岐すること。

(8) 配線等

予作動式の制御盤等（受信機を含む。）から電磁弁までの配線は、耐熱措置を講ずるとともに、予作動式の制御盤等及び電磁弁には非常電源を設置するものとし、全ての電源が遮断された場合には予作動弁が開放する方式とする事。

14 表示

(1) 制御弁の直近には、次により表示すること。

ア 表示の大きさ等は、次によること。●



大きさ 30cm×10cm以上
文字 3cm以上
色 生地：赤色 文字：白色

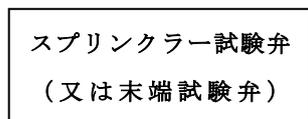
第3-11図

イ 一の階に放水区域が2以上となる場合は、制御弁の受け持つ区域図を表示すること。

ウ 配管室、専用室等内に制御弁を設ける場合は、当該扉又は点検口前面等にもアの表示を設けること。

(2) 末端試験弁の直近には、次により表示をすること。

ア 表示の大きさ等は、次によること。●



大きさ 30cm×10cm以上
文字 3cm以上
色 生地：赤色 文字：白色

第3-12図

イ 配管室、専用室等内に末端試験弁を設ける場合は、当該扉又は点検口前面にもアの表示を設けること。

(3) 放水型ヘッド等には、次に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。ただし、(オ)及び(カ)についてはケースに入れた下げ札に表示することができる。

ア 表示事項

- (ア) 製造者名又は商標
- (イ) 製造年
- (ウ) 種別、形式
- (エ) 使用圧力範囲 (MPa) 及び放水量 (L/min)
- (オ) 有効放水範囲 (m²)
- (カ) 取扱方法の概要及び注意事項

イ 下げ札は、放水型ヘッド等の付近の見やすい場所に設置すること。この場合において、同一種類の放水型ヘッド等が複数存する場合には、当該表示の確認に支障のない範囲で下げ札を兼用してさしつかえないものであること。

ウ 下げ札について、当該放水型ヘッド等の表示に係るものであることが明らかとなるようにしておくこと。

エ 下げ札による表示は、当該防火対象物の使用開始までの間行うこととし、使用開始後、下げ札は防災センター等において保管すること。

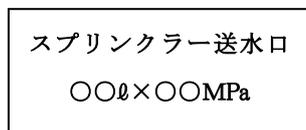
(4) 開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備の手動起動装置部分には、次により表示をすること。



ア 起動装置である旨の表示及び操作方法を簡潔に記載した表示を設けること。

イ 2以上の放水区域を設けるときは、各手動起動装置の受け持つ放水区域図を表示すること。この場合、当該手動起動装置についても、放水区域図の受持ち区域と同一の色分けを施す等明示すること。

(5) 送水口に設ける標識は、次によること。●



大きさ 30cm×10cm以上

文字 3cm以上

色 生地：赤色 文字：白色

※ L、MPaについては、ポンプの定格吐出量 (L/min) と定格全揚程にあたる圧力を記入 (ポンプと送水口の位置を考慮すること。)

第3-13図

15 貯水槽の耐震措置

第2 屋内消火栓設備5を準用すること。

16 非常電源、配線等

第2 屋内消火栓設備6を準用すること。

17 総合操作盤等

第2 屋内消火栓設備8を準用すること。

18 開口部に設けるドレンチャー設備の技術的基準

建基令第109条第1項に規定するドレンチャー設備の技術的基準は、規則第15条の規定によるほか、規則第14条第1項第1号から第4号まで、第4号の4及び第5号の規定を準用し、かつ、次に掲げるところによること。

(1) ヘッド配置

ドレンチャーヘッドは、開口部の上枠に、突出物及び障害物を考慮し、開口部前面に水幕が十分覆うよう配置すること。

(2) 配管

規則第12条第1項第6号並びに第2 屋内消火栓設備3(7)から(10)まで及び(12)から(21)までを準用するほか、次によること。

ア 配管の口径は、ヘッド口径及びヘッド設置個数に応じ、第3-6表による口径以上とすること。この場合、配水管上のヘッドの取付け間隔が3.6mを超えるものは、最低許容口径より1ランク上の口径以上とすること。

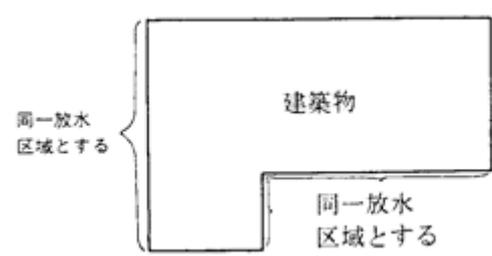
第3-6表

管の呼び径		25	32	40	50	65	80	90	100	125	150
取 付 け 許 容 ヘ ッ ド 数	ヘッド口径9.5 mm	2	4	6	10	20	36	55	72	100	100を 超える
	〃 8.0 mm	3	6								
	〃 6.5 mm	5	6								

イ 配管方式は、中央給水方式とし、片側の配管上のヘッド数は6個以下とすること。

(3) 放水区域

2以上の放水区域を設ける場合の一の放水区域の長さは、25m以上とすることとし、可能な限り、設置建築物の1の側面は同一放水区域とすること。(第3-14図参照)



第3-14図

(4) 同時放水個数

同時放水個数は、ドレンチャーヘッドを設置する建築物の側面のうち、設置ヘッド数の合計が最大となる面に存するヘッド数の合計とすること。ただし、地階を除く階数が3以上である建築物にあっては、連続する2の階の建築物の当該側面に設けるヘッド数の合計のうち、最大のものとすることができる。

(5) 水源

水源は、第2 屋内消火栓設備1を準用するほか、水源水量については前(4)で得た数に0.4m³を乗じた量以上とすること。

(6) 加圧送水装置

加圧送水装置は、第2 屋内消火栓設備2(2)ウ(ア)及びエを除く。)を準用するほか、同時放水個数のヘッドから放水した場合に放水圧力0.1MPa以上で、かつ、それぞれのヘッドにおいて放水量20L/min以上となる吐出量及び全揚程を有するものを選定すること。

(7) 起動装置

自動式及び手動式によることとし、自動式にあっては規則第14条第1項第8号イ(イ)、手動式にあっては同号ロ(イ)及び(ロ)の規定の例により設けること。

(8) 自動警報装置

8(1)を除く。)を準用すること。

(9) 試験装置

一斉開放弁には、9(4)の例により作動試験装置を設けること。

(10) 表示

14(2)及び(3)を除く。)を準用すること。この場合、「スプリンクラー」を「ドレンチャー」と読み替えるものとする。

(11) 貯水槽等の耐震措置

第2 屋内消火栓設備5を準用すること。

(12) 非常電源、配線等

第2 屋内消火栓設備6を準用すること。

(13) 総合操作盤

第2 屋内消火栓設備8を準用すること。

19 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に関する事項

横浜市水道局と調整した結果を踏まえ、次のとおり運用する。

(1) 設置・維持に関する技術上の細目

ア 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の類型としては、第3-7表のようなものが考えられること。この場合において、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を構成する配管系統の範囲は、水源（水量を貯留するための施設を設けないものにあつては、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管）からスプリンクラーヘッドまでの部分であること。ただし、配水管が水源であり、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第12条の2第2号に掲げる水道メーターが設置されている場合にあつては、水源から水道メーターまでの部分を除く。

イ 規則第14条第1項第5号の2に規定する「放水圧力及び放水量を測定できるもの」については、放水圧力等の測定装置を必ずしも配管の末端に設ける必要はないこと。ただし、この場合において、末端における放水圧力及び放水量を計算により求めることとし、所要の放水圧力及び放水量が満たされていることを確認すること。

ウ 常用の給水装置において増圧のために用いられている装置（ブースターポンプ等）は、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の加圧送水装置には該当しないものであること。

エ 第3-7表のうち、No.7直結・受水槽補助水槽併用式の類型の特定施設水道連結型スプリンクラー設備については、加圧送水装置の補助水槽の水量と配水管から補給される水量を併せた水量が、規則第13条の6第1項第2号及び第4号に規定する水量並びに同条第2項第2号及び第4号に規定する放水量を得られるように、確保しなければならないこと。この場合において、補助水槽には、規則第13条の6第1項第2号及び第4号に規定する水量の2分の1以上を貯留することが望ましいこと。

オ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備に係る配管、管継手及びバルブ類の基準（平成20年告示第27号。以下この項において「配管等告示」という。）第1号から第3号までにおいて、準用する規則第12条第1項第6号ニ、ホ及びトに掲げる日本産業規格に適合する配管等に、ライニング処理等をしたものについては、当該規格に適合する配管等と同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして取り扱うこととして差し支えないこと。

カ 壁又は天井（内装仕上げを難燃材料としたものに限る。）の裏面に設けられている場合又はロックウール50mm等以上により被覆された配管、管継手及びバルブ類については、配管等告示第4号に規定する「火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの」には該当しないものであること。

(2) 運用上の留意事項

特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲（以

下「水道直結式スプリンクラー設備」という。)については、水道法の適用等を受けることにかんがみ、次により円滑な運用を図ること。

ア 水道直結式スプリンクラー設備については、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」(平成9年厚生省令第14号)に定められた給水装置の構造及び材質の基準に適合する必要があること。また、空気又は水の停滞を防止するための措置を講ずるとともに、末端に給水装置の給水栓等を設けること。

イ 給水装置を分岐しようとする配水管又は既存の給水能力の範囲内で水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする場合は、その設置にあたり、水道法第14条の規定に基づき水道事業者が定める供給規定の手續きに従い、水道事業者への設置工事申込み及び水道事業者から工事承認を受ける等の必要があること。水道直結式スプリンクラー設備は正常な作動に必要な水圧、水量を得られるものであること。また、それが満たされない場合は、配水管から分岐する給水管口径を増径すること、水槽等による水源の確保や加圧送水装置を利用すること及び防火対象物の内装を火災予防上支障のないものとするなどにより、スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧、水量を得られるようにすること。

ウ イの際に、配水管から分岐する給水管口径を増径する方法、水槽等による水源の確保や加圧送水装置を利用する方法による場合にあっては、事前に水道事業者を確認することが適当であること。

(3) 届出等に関する留意事項等

ア 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の給水装置については、指定給水装置工事事業者等(横浜市指定水道事業者)が水道局等へ申請を行い、検査を受けることとなっていることに留意すること。

イ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の工事(設置に係るものに限る。)又は整備は、消防法の規定により必要な事項については消防設備士が責任を負うことから、指定給水装置工事事業者等(横浜市指定水道事業者)が消防設備士の指導の下に行うものとし、給水装置が水道法の規制を受ける場合は、指定給水装置工事事業者等(横浜市指定水道事業者)が給水装置の責任を負うことになり、消防設備士はヘッドの配置等について責任を負うことになること。

ウ 放水圧力及び放水量を計算する際、水道局、各地域サービスセンター(以下「水道局等」という。)に提出する書類中に水理計算の添付が義務づけられていることから「工事整備対象設備等着工届出書」等の申請時において、その写しを添付することにより引き込み給水管の圧力を確認することで足りることとする。この場合、原則として配水支管等の最小動水圧が、0.20MPa以上0.25MPa以下の区域は設計水圧を0.20MPa、0.25MPa以上の区域は0.25MPaとすること。

配管の損失計算は、消防法令で使用しているハーゼン・ウィリアムの式及び水道法令で使用されているウェストンの式とされているが、両者ともほぼ同等の結果が得られることからウェストンの式の計算で足りるものであること。

エ 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の水理計算にあたっては、他の給水用具(水栓等)を閉栓した状態で計算しても差し支えないものであること。

オ 次の内容を見やすいところに表示するよう関係者(所有者、使用者、防火管理者等)に対して指導することとし、また、断水等した場合の防火対象物における人的対応について、消防計画等に盛り込むよう指導すること。

(ア) 水道が断水のと、配水管の水圧が低下したときは正常な効果が得られない旨の内容

(イ) 水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には、水道事業者又は設置工事をした者に連絡する旨の内容

(ウ) その他維持管理上必要な事項

(エ) 連絡先（設置工事をした者、水道事業者）

(オ) その他必要な事項

第3-7表

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の給水方式

方式	No.	図
直結直圧式	1	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のための給水栓等を設置</p> <p>※一般の給水とスプリンクラーを系統分ける方法</p>
直結式	2	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のための給水栓等を設置</p> <p>※一般の給水とスプリンクラーを系統分ける方法</p>
直結増圧式	3	<p>※水の停滞防止、スプリンクラー設備としての放水確認のための給水栓等を設置</p>

	<p>高架水槽式</p> <p>4</p>	
<p>受水槽式</p>	<p>圧力水槽式</p> <p>5</p>	
<p>ポンプ直送式</p>	<p>6</p>	
<p>直結・受水槽補助水槽併用式</p>	<p>7</p>	

別記 1

ループ配管の摩擦損失計算例

1 ループ配管の摩擦損失計算では、分岐点から合流点までにおけるそれぞれの配管内の摩擦損失水頭が等しくなるように流量を配分すること。

なお、摩擦損失計算には複数の手法が考えられるが、その一つとして次のような手法を示すので参考とすること。

- (1) ループ配管の流入部側分岐点を設定するとともに、当該分岐点から最遠となる流出部側合流点を設定する。
- (2) ループ配管に流れる流量を仮想値で設定し、摩擦損失基準に基づき仮想摩擦損失水頭を計算する。
- (3) 流水の摩擦損失は、配管の長さ按比例し、流量の1.85乗に正比例することから、ループ配管で圧力の不均衡が生じた場合の修正流量（ q ）は次式で表せることが分かっている。

$$q \cong \frac{\text{Sum } P}{\text{Sum } \frac{1.85P}{Q}}$$

q : 修正流量 (L/min)

P : 配管摩擦損失水頭 (m)

Q : 流量 (+又は-方向の仮想流量)

そこで、(2)で仮想した流量及び仮想摩擦損失水頭の値を用いて、修正流量を求める。

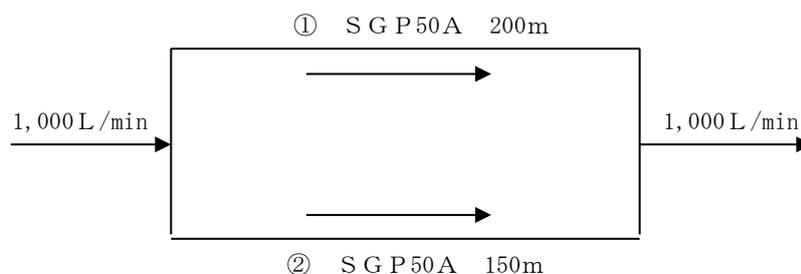
- (4) (2)で設定した仮想流量及び(3)で求めた修正流量を踏まえ、再度ループ配管に流れる流量を設定し、ループ配管の流出部側合流点における摩擦損失水頭の数値の合計（絶対値）が0.05m未満となるまで、(3)の計算を繰り返す。

なお、摩擦損失計算の計算例を次に示す。

<計算例>

次図のようにスプリンクラー設備の配管をループにし、最も遠いヘッドまでの水量が二系統に分かれる場合の配管の摩擦損失計算の算出方法等の例は、次のとおりである。

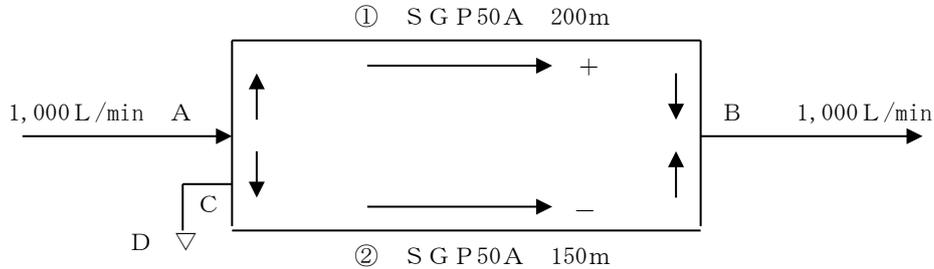
なお、計算条件として、ループ配管はSGP（配管用炭素鋼管）50Aを用いるものとし、流入部の総水量は1,000 L/min、①の配管は直管200mに相当する圧力損失があり、②の配管は直管150mに相当する圧力損失があるものとする。



ア ループ部の流入部（A）を設定するとともに最速となる流出部（B）を設定する。

イ 流入部（A）と流出部（B）間の配管の摩擦損失水頭を求めるために次の手順により計算する。

なお、流入部（A）を基点として時計回りを+、反時計回りを-とし、流入部に最も近いスプリンクラーヘッドの分岐点をC、流入部に最も近いスプリンクラーヘッドをDとする。



a 配管①及び②に流れる仮想流量（任意の値を設定）をそれぞれ500 L/minと想定し、配管の摩擦損失水頭を摩擦損失基準により求める。

第一次計算

区間	配管口径 (A)	流量 (L/min)	直管相当長 (m)	摩擦損失水頭 (m)	計算式※
配管① (+側)	50	500	200	+70.807	$1.2 \times \frac{500^{1.85}}{5.29^{4.87}} \times \frac{200}{100}$
配管② (-側)	50	500	150	-53.105	$1.2 \times \frac{500^{1.85}}{5.29^{4.87}} \times \frac{150}{100}$
+側及び-側の摩擦損失水頭の合計 (m)				+17.702	

※ 摩擦損失基準第二に規定される $H = \sum_{n=1}^N H_n$ $H = 1.2 \frac{Q_k^{1.85}}{D_k^{4.87}} \left(\frac{I'k + I''k}{100} \right)$ の計算式による。

H：配管の摩擦損失水頭 (m)

N：配管の摩擦損失計算に必要なH_nの数

Q_k：大きさの呼びがkである配管内を流れる水の流量 (L/min)

D_k：大きさの呼びがkである管の基準内径 (cm) の絶対値

I'k：大きさの呼びがkの直管の長さの合計 (m)

I''k：大きさの呼びがkの管継手及びバルブ類について、当該管継手及びバルブ類の大きさの呼びに応じて使用する管の類別ごとに定めた摩擦損失基準別表第一から別表第三までに定める値により直管相当長さに換算した値の合計 (m)

b 仮想流量 (=500 L/min) に対する修正流量を以下の式で求める。

$$q \doteq (\text{+側-側の } P \text{ の値の合計}) \div (\text{+側-側の } (1.85/Q) \text{ 式の値の合計})$$

$$\therefore q \doteq \frac{\text{Sum } P}{\text{Sum } \frac{1.85P}{Q}}$$

q : 修正流量 (L/min)

P : 配管摩擦損失水頭 (m)

Q : 流量 (+又は-方向の仮想流量)

- ① +側の配管摩擦損失水頭 = +70.807
- ② -側の配管摩擦損失水頭 = -53.105
- ③ +側及び-側の配管摩擦損失水頭の合計 (Sum P = ① + ②) = +17.702
- ④ +側の (1.85 P / Q) 式の値 (+-関係なく絶対値) = (1.85 × 70.807 / 500) = 0.262
- ⑤ -側の (1.85 P / Q) 式の値 (+-関係なく絶対値) = (1.85 × 53.105 / 500) = 0.196
- ⑥ +側及び-側の (1.85 P / Q) 式の値の合計 (Sum (1.85 / Q)) = ④ + ⑤ = 0.458
- ⑦ ③で求めた値を⑥で求めた値で除すと、修正流量 (q) が求められる。
= 17.702 / 0.458 ≐ 38.650

この結果、+側では仮想流量500 L/minに対し38.650 L/min多く、-側では仮想流量500 L/minに対し38.650 L/min少ないということとなる。

c +側と-側の仮想流量 (=500 L/min) 修正流量 (=38.650 L/min) を考慮し、新たな仮想流量 (=+側461.350 L/min、-側538.650 L/min) として、再度計算する。

※ これを繰り返して、+側及び-側の摩擦損失水頭の数値の合計 (絶対値) が0.05未満になるまで計算する。

第二次計算

区間	配管口径 (A)	修正流量 (L/min)	流量 (L/min)	直管相当長 (m)	摩擦損失水頭 (m)	計算式
配管① (+側)	50	38.650	461.350	200	+61.015	$1.2 \times \frac{461.35^{1.85}}{5.29^{4.87}} \times \frac{200}{100}$
配管② (-側)	50		538.650	150	-60.948	$1.2 \times \frac{538.65^{1.85}}{5.29^{4.87}} \times \frac{150}{100}$
+側及び-側の摩擦損失水頭の合計 (m)					+0.067	

- ① +側の配管摩擦損失水頭 = +61.015
- ② -側の配管摩擦損失水頭 = -60.948
- ③ +側及び-側の配管摩擦損失水頭の合計 (Sum P = ① + ②) = +0.067
- ④ +側の (1.85 P / Q) 式の値 (+-関係なく絶対値) = (1.85 × 61.015 / 461.350) = 0.244
- ⑤ -側の (1.85 P / Q) 式の値 (+-関係なく絶対値) = (1.85 × 60.948 / 538.650) = 0.209
- ⑥ +側及び-側の (1.85 P / Q) 式の値の合計 (Sum (1.85 / Q)) = ④ + ⑤ = 0.453
- ⑦ ③で求めた値を⑥で求めた値で除すと、修正流量 (q) が求められる。
= 0.067 / 0.453 ≐ 0.147

この結果、+側では仮想流量461.350 L/minに対し0.147 L/min多く、-側では仮想流量538.650 L/minに対し0.147 L/min少ないということとなる。

第三次計算

区間	配管口径 (A)	修正流量 (L/min)	流量 (L/min)	直管相当長 (m)	摩擦損失水頭 (m)	計算式
配管① (+側)	50	0.147	461.203	200	+60.979	$1.2 \times \frac{461.203^{1.85}}{5.29^{4.87}} \times \frac{200}{100}$
配管② (-側)	50		538.797	150	-60.978	$1.2 \times \frac{538.797^{1.85}}{5.29^{4.87}} \times \frac{150}{100}$
+側及び-側の摩擦損失水頭の合計 (m)					-0.05 < 0.001 < 0.05	

e +側と-側の摩擦損失水頭の合計の絶対値が0.05未満となった数値（≒61.0m）が当該ループ配管A～B間における配管摩擦損失水頭となる。

ウ 流入部に最も近いスプリンクラーヘッド（D）における放水圧力が規定圧力（1.0MPa）を超えないことを以下の手順により確認する。

a スプリンクラーヘッド1個が作動し、放水圧力が1.0MPa時の放水量を以下の式によって求める。

$$Q_1 = Q \sqrt{\frac{P_1}{P}}$$

ここに、

P：放水量80L/min時のスプリンクラーヘッドの放水圧力（=0.1MPa）

Q：放水圧力0.1MPa時のスプリンクラーヘッドの放水量（=80L/min）

P₁：放水圧力1.0MPa

Q₁：放水圧力1.0MPa時の放水量

とする。

$$= 80 \sqrt{\frac{1.0}{0.1}} = 253$$

故に放水圧力1.0MPaでは、放水量は253L/min時の揚程を求める。

b 加圧送水装置の揚程曲線（P-Q曲線）から、流量253L/min時の揚程を求める。

c 加圧送水装置から流量253L/min時のA点までの摩擦損失水頭を求める。

d ループ配管部A-B-CとA-Cにおいて上記ループ配管の計算の例等を用いて流量253L/min時の摩擦損失水頭を求める。

e bで求めた加圧送水装置の揚程から、A点まで、ループ配管部（A-C間、dで求められた値）まで及びC点から直近のスプリンクラーヘッドの（D点）までの摩擦損失水頭、その他落差等を差し引くと、流量253L/min時のスプリンクラーヘッドにおける放水圧力が求められる。

{ (bで求めた加圧送水装置の揚程) - (加圧送水装置からAまでの摩擦損失水頭) + (AからCまでの摩擦損失水頭) + (CからDまでの摩擦損失水頭) + (その他落差等) } / 100 = Dのスプリンクラーヘッド放水圧力 (MPa)

f D点のスプリンクラーヘッドにおいて1.0MPaを超えていなければ可とし、超えている場合は不可となり減圧措置を講じる必要がある。

2 ループ配管の口径について

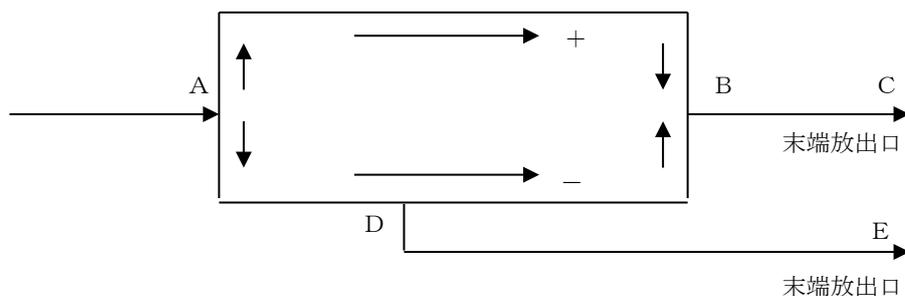
将来的にループ部からの配管の増設等の可能性がある場合には、ループ配管部の口径の大きさに余裕をもたせる等の指導を行うこと。

3 その他

(1) ループ配管にあつては、上記1の例に示すとおり単にループにしているもの以外に、複雑なループ形式をしている配管やグリッド配管（複数の配管が並列に並んでいる）が見られるが、本計算例は単純なループ配管の場合の例に限定した計算例であること。

(2) 上記1の例については、ループ部分の配管の摩擦損失水頭を求めているが、ループ配管から末端の放出口までの配管の摩擦損失水頭を含めた合計摩擦損失が最大となる部分が配管の摩擦損失水頭の最大値となるので、ポンプの全揚程等の計算の際には注意が必要であること。

例えば、次図で配管口径及び材質が全て同じ場合は、ループ部分のみから判断すると摩擦損失水頭はA-B間の方がA-D間より大きい、D-E間の摩擦損失水頭とB-C間の摩擦損失水頭との差は、A-B間の摩擦損失水頭とA-D間の摩擦損失水頭との差より大きいため、合計損失ではA-B-C間よりA-D-E間の方が大きくなり、最遠部はEで最大の摩擦損失水頭はA-D-E間となる。



別記2

ラック式倉庫の防火安全対策ガイドラインについて

(平成10年7月24日付け消防予第119号)

平成7年11月に埼玉県製の製缶工場で発生したラック式倉庫の火災を踏まえ、消防庁では、学識経験者、消防関係者等から構成される「ラック式倉庫のスプリンクラー設備あり方検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置してラック式倉庫におけるスプリンクラー設備に係る技術基準のあり方について検討を行い、平成9年4月にその検討結果がとりまとめられた。この検討結果については、「『ラック式倉庫のスプリンクラー設備あり方検討報告書』の送付について」（平成9年6月5日付け消防予第104号）により通知しているところである。

また、ラック式倉庫の防火安全対策のうち、スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準については、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成10年自治省令第31号）及びラック式倉庫のラック等を設けた部分におけるスプリンクラーヘッドの設置に関する基準（平成10年消防庁告示第5号。以下「告示」という。）により、整備を図ったところである。

今般、検討委員会における検討結果を踏まえ、ラック式倉庫に係るなお一層の防火安全対策の充実を図るため、「ラック式倉庫の防火安全対策ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を別添のとおりとりまとめたので、貴都道府県内の市町村に対してこの旨を通知するとともに、その指導に万全を期されるようよろしくお願いする。

- 1 ラック式倉庫について、設置に係る事前相談等がなされた場合にあっては、次の事項に留意して対応すること。
 - (1) ガイドラインは、ラック式倉庫の防火安全対策を更に充実するための対策及びラック式倉庫にスプリンクラー設備を設置する場合の運用についてまとめたものであり、関係者等に対する指導に当たって活用されたいこと。
 - (2) ラック式倉庫において火災が発生した場合には、当該倉庫における消火活動が著しく困難になるとともに、周囲に対する影響も大きいことから、特に出火防止等の観点からの防火安全対策の充実を図ることが必要である。このため、個別のラック式倉庫の使用形態等に応じて、ガイドライン第2に掲げる防火安全対策を参考に、対応可能な範囲で措置を講じることが望ましいこと。

また、既存のラック式倉庫及び消防法施行令（以下「令」という。）第12条第1項第5号に規定する規模に達しないラック式倉庫については、改正後のスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準に適合させる法的義務は存しないものであり、スプリンクラー設備の整備等はラック式倉庫の関係者の自主的な判断により実施されるべきものであるが、その際には次に掲げる防火安全対策を参考とされたいこと。

ア スプリンクラー設備が設置されているラック式倉庫にあっては、次によること。

 - (ア) 収納物等に応じて、スプリンクラーヘッドを増設すること。

なお、スプリンクラーヘッドの増設が困難である場合にあっては、設置されているスプリンクラーヘッドの直上に水平遮へい板を設けること。
 - (イ) 水源水量の増設を行うこと。

イ 高さ10メートル以下のラック式倉庫についても、ラック等が設けられている部分の面積が大きいなど火災発生時における消火活動が困難となることが予想される場合にあっては、消防法の規定によるスプリンクラー設備の設置、E S F R（Early Suppression Fast Response、早期制圧・速動スプリンクラーヘッド。N F P A 2 3 1 C参照。）を用いたスプリンクラー設備の設置等、防火安全対策の充実を図ること。
 - (3) 令第12条第1項第5号に掲げるラック式倉庫については、パレットラック（主にパレットに積載された物品の

保管に用いるラック等をいう。以下同じ。)のうち、国内の物流において標準的に使用されているサイズのパレット(概ね1m~1.2m角程度)に対応するものを用いた倉庫が多数を占める状況にあるが、各分野における物流効率化に伴い、次のようなタイプの倉庫も出現してきていること。これらについても、その使用形態、火災危険性等からしてラック式倉庫に該当するものであること。

ア 国内において標準的に使用されているパレットラックと異なるサイズのパレットラックを用いたラック式倉庫

イ パレットラック以外のラック等を用いたラック式倉庫(床を設けずに多層的にコンベアを設け、当該コンベアにより物品の保管・搬送を行うもの等)

(4) ガイドライン第4、11に掲げる要件に該当するラック式倉庫については、令第32条の規定を適用して、スプリンクラー設備の設置免除は認めてさしつかえないこと。

(5) ラック式倉庫において指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、市町村条例の技術基準、届出に係る規定が適用されるが、指定可燃物の量の算定については、収納物のほかに収納容器、梱包材等も対象となること。

2 ラック式倉庫において火災が発生した場合には、消火活動に困難が伴うことが考えられることから、当該ラック式倉庫の実態等を把握するとともに、あらかじめ警防計画等を作成しておくことが、望ましいものであること。

3 ラック式倉庫の構造、使用形態が特殊であること等により、その取扱いについて疑義が生じた場合にあっては、適宜当庁に照会されたいこと。

〈別添〉

ラック式倉庫の防火安全ガイドライン

第1 趣旨

ラック式倉庫は、搬送、保管、仕分けについて小スペース化、物流効率化の観点から優れた特性を有するものであり、特に近年設置数が増加している。

一方、ラック式倉庫は、床を設けずラック等を当該防火対象物全体に多層的に天井付近まで設け、物品を集積・搬送するものであるため、万一火災が発生した場合には、煙突効果により燃焼速度が非常に速いこと、天井が高くなると屋内消火栓設備では消火できないこと、空間が少なく消防活動が困難であること等の火災危険性を有する。このため、高さが10メートルを超え、かつ、延べ面積が700平方メートル以上のラック式倉庫については、固定式の自動消火設備であるスプリンクラー設備の設置が義務づけられているとともに、その特性に対応したスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準が他の防火対象物とは別に定められている。

このガイドラインは、ラック式倉庫の防火安全性を確保するため、出火防止対策等に係る防火安全対策をとりまとめるとともに、スプリンクラー設備を消防法施行令（以下「令」という。）第12条、消防法施行規則（以下「規則」という。）第13条の5から第14条まで並びにラック式倉庫のラック等を設けた部分におけるスプリンクラーヘッドの設置に関する基準（平成10年消防庁告示第5号。以下「告示」という。）の規定により設置する場合の運用についてとりまとめたものである。

第2 ラック式倉庫の防火安全対策について

ラック式倉庫において火災が発生した場合には、当該倉庫における消火活動が著しく困難になるとともに、周囲に対する影響も大きいことから、消防法令に基づく消防用設備等の設置に加え、当該ラック式倉庫の使用形態に即した出火防止対策、延焼拡大防止対策を充実させる等、火災による危険性を低減することができる効果的な防火安全対策を講じることが必要である。また、ラック式倉庫の出火原因としては、①内部からの出火及び②外部から持ち込まれる火源の2つが考えられるが、これらを防止する対策が特に重要となる。

ラック式倉庫の防火安全対策については、収納物等の種類、使用形態、管理形態等に即してラック式倉庫の関係者の自主的な判断により実施されるべきものであるが、その際に参考とすべき基本的な考え方は、次のとおりである。

1 出火防止対策

火災の発生を未然に防止するとともに、万一出火しても本格的な火災にまで拡大させないための対策であり、次のような事項が考えられること。

(1) 内部からの出火防止

ラック式倉庫内部からの出火の主な原因は、使用されている設備・機器によるものであると考えられることから、①出火しにくい設備・機器の選定、②電気設備その他の出火のおそれのある設備・機器に対する安全制御（過熱防止、漏電防止等）、③適正な設置（設置位置、施工管理者）の確保等の対策を講じること。

(2) 外部からの火源の持ち込み防止

ラック式倉庫内への収納物等の搬入を無人で行うもの（収納物等の搬入路となる部分又は搬入口において、有人により火災監視が行われるものは含まない。）にあつては、収納物等の搬入時における火災感知手段の整備、火災発生時の速やかな初動体制の確保等の火源侵入防止措置を講じること。

(3) 管理上の対策

出火防止を担保するため、次に掲げる事項について、具体的な計画を作成するとともに、実施体制を確保する

こと。

ア 倉庫内での火気管理の徹底に関すること。

イ 倉庫内の適正な維持管理（設備・機器の定期点検、整理・清掃等）に関すること。

ウ 定期的な巡回監視等、異常が起きた場合の早期発見体制に関すること。

エ 収納物等の出入庫管理に関すること。

2 延焼拡大防止対策

火災拡大を防止するための対策であり、次のような事項が考えられること。

(1) ラック式倉庫における延焼拡大防止

ラック式倉庫における延焼拡大を防止するため、次に掲げる対策を講じること。

ア ラック等が設けられている部分と他の部分とを防火区画すること。

イ ラック式倉庫の外壁に設ける開口部、区画貫通部等に防火措置を講じること。

(2) 周囲への延焼拡大防止

ラック式倉庫の周囲への防火塀の設置、空地の確保等により他の防火対象物等への延焼拡大防止を図ること。

(3) 防災体制の充実

速やかな防災活動を担保するため、自衛防災資機材（可搬消防ポンプ、ポンプ自動車等）を確保するとともに、自衛消防隊を組織する等、防災体制を整備すること。

第3 ラック式倉庫の延べ面積、天井の高さ等の算定について

ラック式倉庫の延べ面積、天井の高さ等の算定については、次により取り扱うこととする。

1 延べ面積等の算定について

ラック式倉庫の延べ面積等の算定については、次によること。

(1) ラック式倉庫の延べ面積は、原則として各階の床面積の合計により算定すること。この場合において、ラック等を設けた部分（ラック等の中の搬送通路の部分を含む。以下この1において同じ。）については、当該部分の水平投影面積により算定すること。

(2) ラック式倉庫のうち、①ラック等を設けた部分とその他の部分が準耐火構造の床又は壁で区画されており、当該区画の開口部には防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は火災の発生と連動して自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられているもの又は②ラック等を設けた部分の周囲に幅5メートルの空地が保有されているものにあつては、次により算定することができること。

ア ラック等を設けた部分の面積により算定すること。

イ 当該算定方法により令第12条第1項第5号に掲げる規模に達するラック式倉庫にあつては、ラック等を設けた部分に対してスプリンクラー設備を設置すれば足りること。この場合において、令第12条第5号の適用については当該倉庫の構造によることとしてよいこと。

(3) ラック等を設けた部分の面積が、延べ面積の10パーセント未満であり、かつ、300平方メートル未満である倉庫にあつては、当該倉庫全体の規模の如何によらず、令第12条第1項第5号に掲げるラック式倉庫に該当しないこと。

2 天井の高さの算定について

ラック式倉庫の天井の高さの算定については、次によること。

- (1) ラック式倉庫の天井（天井のない場合にあつては、屋根の下面。以下同じ。）の高さは、原則として当該天井の平均の高さ（軒の高さと当該天井の最も高い部分の高さの平均）により算定すること。
- (2) ユニット式ラック等を用いたラック式倉庫のうち、屋根及び天井が不燃材料で造られ、かつ、ラック等と天井の間に可燃物が存しないものであつて、ラック等の設置状況等から勘案して、初期消火、本格消火等に支障がないと認められるものにあつては、ラック等の高さにより算定することができること。

第4 スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の運用について

ラック式倉庫におけるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準については、次により運用するものとする。

1 用語の意義について

用語の意義については、令、規則及び告示の規定によるほか、次によること。

(1) 「ラック式倉庫」、「ラック等」及び「搬送装置」

ア 「ラック式倉庫」は、令第12条第1項第5号において、「棚又はこれに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えた倉庫をいう。」と定義されているほか、「消防法施行令の一部を改正する政令の施行について」（昭和47年3月27日付け消防予第74号）において、「倉庫で床を設けずに棚、レール等を設け、エレベーター、リフト等の昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えたもの」とされていること。

イ 「ラック等」とは、規則第13条の5第5項第1号において、「棚又はこれに類するもの」と定義されていること。これには、パレットラック（主にパレットに積載された物品の保管に用いるラック等をいう。以下同じ。）のほか、収納物を保管等するレール、コンベア等が含まれるものであること。（別紙1参照）

ウ 「搬送装置」とは、告示第2第8号において、「昇降機により収納物の搬送を行う装置をいう。」と定義されているが、これには、スタッカーレーン（主にパレットラックから収納物を出し入れし、搬送するために用いられる装置をいう。以下同じ。）のほか、収納物を搬送するエレベーター、リフト、レール、コンベア等が含まれるものであること。

(2) 「連」、「段」及び「列」、「双列ラック等」及び「単列ラック等」、「連間スペース」及び「背面スペース」並びに「搬送通路」

「連」、「段」及び「列」、「双列ラック等」及び「単列ラック等」、「連間スペース」及び「背面スペース」並びに「搬送通路」の用語の意義については、告示第2のとおりであり、具体的には別紙2のとおりであること。

2 スプリンクラーヘッドの種別について

スプリンクラーヘッドの種別については、規則第13条の5第3項の規定によるほか、次によること。

(1) スプリンクラーヘッドの感度種別は、ラック等の部分及び天井部分においてそれぞれ同一のものとする。

また、ラック等の部分に設けるスプリンクラーヘッドの感度種別と天井部分に設けるスプリンクラーヘッドの感度種別は、同一のものとするか又は異なる場合にあつては天井部分に設けるスプリンクラーヘッドの感度種別を2種のものとする。

(2) 放水圧力を制御することにより、114リットル毎分以上の放水量を確保することができる場合にあつては、令第32条の規定を適用し、ヘッドの呼びが15のスプリンクラーヘッドの設置を認めてさつしかえないこと。

(3) 等級IVのラック式倉庫のうち、収納物、収納容器、梱包材等がすべて難燃材料であり、かつ、出火危険が著しく低いと認められるものにあつては、令第32条の規定を適用し、ヘッドの呼びが15のスプリンクラーヘッドを設置して、80リットル毎分以上の放水量を確保することをもって足りることとしてさつしかえないこと。

3 ラック式倉庫の等級について

ラック式倉庫の等級については、規則第13条の5第4項の規定によるほか、次によること。

- (1) 「収納物」とは、当該ラック式倉庫において貯蔵し、又は取り扱う主たる物品をいうものであること。
- (2) 「収納容器、梱包材料等」とは、収納物を保管搬送等するために用いる容器、梱包材、パレットその他の物品をいうものであること。
- (3) 「高熱量溶融性物品」とは、指定可燃物のうち燃焼熱量が34キログラム毎グラム（8,000カロリー毎グラム）以上であって、炎を接した場合に溶融する性状の物品とされているが、その性状については、次により判断すること。

ア 燃焼熱量の測定は計量法に基づく特定計量器として確認された性能を有するボンベ型熱量計又はこれと同等の測定が行うことができるものを用いて行うこと。

なお、発熱量の測定に関するJIS規格としては、次に掲げるものが存すること。

- JIS K 2279（原油及び石油製品一発熱量試験方法及び計算による推定方法）
- JIS M 8814（石炭類及びコークス類の発熱量測定方法）

イ 炎を接した場合に溶融する性状については、令第4条の3第4項第5号及び規則第4条の3第7項に掲げる方法に準じて確認すること。

- (4) 「その他のもの」には、次に掲げるものが含まれること。

ア 収納物

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）別表第4に定める数量の100倍（高熱量溶融性物品にあつては30倍）未満の指定可燃物及び指定可燃物以外のもの

イ 収納容器、梱包材等

危政令別表第4に定める数量の10倍未満の高熱量溶融性物品及び高熱量溶融性物品以外のもの

- (5) 一のラック式倉庫において、異なる種類の収納物及び収納容器、梱包材等が混在する場合にあつては、次表により等級を判断すること。

なお、危政令別表第4に掲げる品名を異にする2以上の物品を貯蔵し、又は取り扱う場合において、それぞれの物品の数量を危政令別表第4の数量欄に定める数量で除し、その商の和が表中の要件に掲げる数値となるときは、当該要件に該当するものとみなすこと。

収納物等の種類		該 当 要 件
収 納 物	危政令別表第4に定める数量の1,000倍（高熱量溶融性物品にあつては、300倍）以上の指定可燃物	次のいずれかに適合 ○ 指定可燃物（高熱量溶融性物品を含む。）の貯蔵・取扱量の合計が、危政令別表第4に定める数量の1,000倍以上 ○ 高熱量溶融性物品の貯蔵・取扱量の合計が危政令別表第4に定める数量の300倍以上
	危政令別表第4に定める数量の100倍（高熱量溶融性物品にあつては30倍）以上の指定可燃物	次のいずれかに適合 ○ 指定可燃物（高熱量溶融性物品を含む。）の貯蔵・取扱量の合計が、危政令別表第4に定める数量の100倍以上1,000倍未満 ○ 高熱量溶融性物品の貯蔵・取扱量の合計が危政令別表第4に定める数量の30倍以上300倍未満
	その他のもの	次のすべてに適合 ○ 指定可燃物（高熱量溶融性物品を含む。）の貯蔵・取扱量の合計が、危政令別表第4に定める数量の100倍未満 ○ 高熱量溶融性物品の貯蔵・取扱量の合計が危政令別表第4に定める数量の30倍未満

収容器具 梱包材等	危政令別表第4に定める数量の10倍以上の高熱量溶融性物品	○ 高熱量溶融性物品の貯蔵・取扱量の合計が危政令別表第4に定める数量の10倍以上
	その他のもの	○ 高熱量溶融性物品の貯蔵・取扱量の合計が危政令別表第4に定める数量の10倍未満

(6) 収納物及び収納容器、梱包材等の具体例は、別紙3に示すとおりであること。

4 スプリンクラーヘッドの設置方法について

スプリンクラーヘッドの設置方法については、規則第13条の5第5項第1号及び第2号並びに告示の規定によるほか、次によること。

- (1) スプリンクラーヘッドは、著しい感知障害及び散水障害が生じないように収納物等と離して設けること。
- (2) スプリンクラーヘッドの設置方法の具体例は、別紙4に示すとおりであること。
- (3) 等級Ⅳのラック式倉庫のうち、収納物等がすべて難燃材料であり、かつ、出火危険が著しく低いと認められるものにあつては、令第32条の規定を適用し、告示第3に定める通路面ヘッドの設置間隔について、同一の搬送通路に面する側につき4連以下ごととしてさしつかえないこと。

5 ラック等に設けるスプリンクラーヘッドの被水防止措置について

ラック等を設けた部分に設けるスプリンクラーヘッドの被水防止措置（他のスプリンクラーヘッドから散水された水がかかるのを防止するための措置をいう。）については、規則第13条の5第5項第3号の規定によるほか、次によること。

- (1) 水平遮へい板は、その直下に設けられるスプリンクラーヘッドに係る被水防止措置にも該当するものであること。
- (2) ラック等の部分に設けるスプリンクラーヘッドのうち水平遮へい板直下の段以外の段に設けられるものにあつては、その上部に被水を防止するための板等を設けること。

6 水平遮へい板について

水平遮へい板については、規則第13条の5第5項第4号の規定によるほか、次によること。

- (1) 水平遮へい板の材質の具体例としては、鋼板、ブリキ板、トタン板、PC板、ALC板等があげられること。
なお、難燃材料を用いる場合にあつては、燃焼時に容易に溶融、落下等しないものとする。
- (2) 消火配管の設置、ラック等の免震化、ラダー、電気計装設備、ケーブル設備の設置等により水平遮へい板を設けることが技術的に困難となることにより生ずる、背面スペース、連間スペース等の部分のすき間については、延焼防止上支障とはならないものとして取り扱ってさしつかえないものであること。
- (3) 水平遮へい板は、火災の上方に対する拡大を防止するとともに、その直下のスプリンクラーヘッドの早期作動にも効果を有するものであること。したがって、等級Ⅲ及び等級Ⅳのラック式倉庫における水平遮へい板の設置については防火対象物の関係者の自主的な選択によるべきものであるが、設置する方法を選択した方がより効果的に被害の軽減に資することが期待できるものであること。

7 同時開放個数について

乾式の流水検知装置を用いるスプリンクラー設備の同時開放個数については、規則第13条の6第1項第1号の規定により、同号の表の下欄に定める個数に1.5を乗じて得た個数とされているが、次の要件を満たす場合にあつては、令第32条の規定を適用し、ラック式倉庫のうち等級がⅠ、Ⅱ及びⅢのものにあつては30、等級がⅣのものにあつて

は20とすることができること。

- (1) ラック等の部分及び天井部分に設けるスプリンクラーヘッドの感度種別は、1種のものであること。
- (2) 水平遮へい板が、規則第13条の5第5項第4号の規定により設けられていること。

8 送水口について

送水口については、規則第14条第1項第6号の規定によるほか、規則第13条の6第1項第1号のスプリンクラーヘッドの個数が30を超えることとなるラック式倉庫にあっては双口形の送水口を2以上設けること。

9 配管について

配管については、規則第14条第1項第10号の規定によるほか、次によること。

- (1) 一系統の配管に設けるスプリンクラーヘッドの個数は、概ね千個以内とすること。
- (2) ラック式倉庫のうち主要構造部とラック等の構造が一体となっていないもの（ユニット式ラックを用いたラック式倉庫等）にあっては、ラック等の部分に設けるスプリンクラーヘッドに係る配管と天井部分に設けるスプリンクラーヘッドに係る配管はそれぞれ別系統とすること。

10 ラック等の構造が特殊なラック式倉庫の取扱いについて

国内のラック式倉庫は、国内の物流において標準的に使用されているサイズのパレット（概ね1m～1.2m角程度）に1.5m程度の高さで積載された収納物等に対応するパレトラックを用いたものが一般的であり、これらを前提としてスプリンクラー設備の技術基準が整備されているが、これ以外のラック等を用いるラック式倉庫であって、規則及び告示の規定によりがたいものにあつては、次により取り扱うことができること。

(1) サイズの異なるパレトラックを用いるラック式倉庫

収納物の寸法の関係等から、標準的なパレトラックとサイズの異なるパレトラックを用いるラック式倉庫であつて、規則第13条の5及び告示の規定によりがたいものにあつては、次により弾力的な運用を図ることとしてさしつかえないこと。

ア ラック等の部分に設けるスプリンクラーヘッドの設置間隔については、告示により2連以下とされているが、令第32条の規定を適用し、次表に掲げる連の幅に応じ、それぞれ定める設置間隔としてさしつかえないこと。

連の幅[mm]	設置間隔等
600以下	8連以下
600を超え900以下	6連以下
900を超え1,200以下	4連以下
1,200を超える	2連以下

*規則第13条の5第5項第1項の規定により、一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離は2.5m以下とする必要がある。

イ 連の幅の寸法が1,200ミリメートルを超える場合であつて、別紙4の例によりスプリンクラーヘッドを配置しても、ラック等を設けた部分の各部分から一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が2.5メートル以下とならない場合にあつては、次によること。

(ア) 双列ラック等

別紙4の配置列に加え、ラック等を設けた部分の各部分から、一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が2.5メートル以下となるように、通路面ヘッド及び背面ヘッド（水平遮へい板が設けられた等級Ⅱ、Ⅲ及び

IVのラック式倉庫について、水平遮へい板直下の段に設ける場合にあつては、連間スペースに設けるスプリンクラーヘッド)で補完すること。

(イ) 単列ラック等

別紙4の配置例に加え、ラック等を設けた部分の各部分から、一のスプリンクラーヘッドまでの水平距離が2.5メートル以下となるように、単列ラック等の背面となる部分にスプリンクラーヘッドを設け補完すること。

ウ スプリンクラーヘッド及び水平遮へい板の設置高さについては、規則第13条の5第5項第1号及び第4号の規定により定められているが、収納物等の寸法の関係等から、これらの規定によりがたいものにあつては、令第32条の規定を適用し、次により取り扱うこととしてさしつかえないこと。

(ア) 等級Ⅰのラック式倉庫について高さ4メートル以内ごとに水平遮へい板を設けることができない場合にあつては、2段以下、かつ、6メートル以内ごとに水平遮へい板を設け、当該水平遮へい板の直下に通路面ヘッド及び背面ヘッドを設けるとともに、水平遮へい板直下の段以外の段にも通路面のヘッド及び背面ヘッドを設置すること。ただし、2段以下、かつ、5メートル以内ごとに水平遮へい板を設ける場合にあつては、当該水平遮へい板の直下に通路面ヘッド及び背面ヘッドを設置することで足りること。

(イ) 等級Ⅱ及びⅢのラック式倉庫について高さ8メートル以内ごとに水平遮へい板を設けることができない場合にあつては、概ね4段以下、かつ、高さ10メートル以内ごとに水平遮へい板を設けることができること。この場合において、スプリンクラーヘッドについても高さ5メートル以内ごとに設けることができること。

(ウ) 等級Ⅳのラック式倉庫について高さ12メートル以内ごとに水平遮へい板を設けることができない場合にあつては、概ね6段以下、かつ、高さ15メートル以内ごとに水平遮へい板を設けることができること。この場合において、スプリンクラーヘッドについても高さ7.5メートル以内ごとに設けることができること。

(2) パレットラック以外のラック等を用いたラック式倉庫

パレットラック以外のラック等を用いたラック式倉庫にあつても、原則として、規則及び告示の規定によりスプリンクラー設備を設置する必要があること。ただし、ラック等の形状により、これらの技術基準に従ってスプリンクラーヘッドを設けることができない場合にあつては、令第32条の規定を適用し、弾力的な運用を図ることとしてさしつかえないこと。

11 スプリンクラー設備の設置を省略することができる場合の要件

令第12条第1項第5号の規定によりスプリンクラー設備の設置対象となるラック式倉庫のうち、次に掲げる要件に該当する等、火災による危険性が十分低減されていると認められるものにあつては、令第32条の規定を適用し、スプリンクラー設備(水平遮へい板を含む。以下この11において同じ。)の設置免除を認めてさしつかえないこと。

(1) 防火安全対策を強化したラック式倉庫

令第12条第1項第5号に掲げるラック式倉庫のうち、次に掲げる防火安全対策が講じられているものにあつては、令第32条の規定を適用し、スプリンクラー設備の設置を免除してさしつかえないこと。

ア 出火防止対策

(ア) 内部からの出火防止

- a 出火しにくい設備・機器が選定されていること。
- b 電気設備その他の出火のおそれのある設備・機器について、過熱防止、漏電防止等の安全対策が講じられていること。
- c 設備・機器の適正な設置(設置位置、施工管理等)が確保されていること。

(イ) 外部からの火源の持ち込み防止

- a ラック式倉庫内への収納物等の搬入を無人で行うもの（収納物等の搬入路となる部分又は搬入口において、有人により火災監視が行われるものは含まない。）にあつては、搬入路となる部分又は搬入口に、搬入される収納物等の火災を有効に感知することができるよう炎感知器等が設けられていること。この場合において、収納物等の形状等を考慮して、感知に死角が生じないものであること。
- b 火災を感知した場合には、当該収納物等の搬入を直ちに自動停止するとともに、当該部分及び常時人がいる部分に警報を発することができるよう措置されていること。
- c 搬入路となる部分又は搬入口には、消火器等の初期消火手段が備えられていること。

(ウ) 管理上の対策

- a 倉庫内が火気使用禁止であること。
- b 倉庫内での火気使用について、当該事業所の防火管理部門で一括した管理体制（事前確認制度を設ける等）が整備されていること。また、倉庫の改修、増改築等の工事中における火気管理計画が策定されていること。
- c 倉庫内の設備・機器について、実施計画に基づき定期点検が適正に行われていること。
- d 定期的な巡回監視等、異常が起きた場合の早期発見体制が整備されていること。
- e 収納物等の出入庫管理が適正に行われていること。この場合において、倉庫内の収納物等について、出火危険性の観点から分別して収納する等、被害軽減に係る措置が講じられていること。

イ 延焼拡大防止対策

(ア) ラック式倉庫における延焼拡大防止

- a ラック等が設けられている部分と他の部分（荷さばき場、梱包作業場等）が、準耐火構造の床又は壁で防火区画されていること。また、当該区画に開口部を設ける場合には、特定防火設備である防火戸とするとともに、有効に冷却することにより延焼防止できるスプリンクラー設備、ドレンチャー設備等が設けられていること。
- b ラック式倉庫の外壁の開口部（出入口等）に防火措置が講じられていること。
- c 配管、配線等の区画貫通部に防火措置が講じられていること。

(イ) 周囲への延焼拡大防止

ラック式倉庫の周囲への防火塀の設置、空地の確保等により他の防火対象物等への延焼のおそれがないこと。

(ウ) 防災体制の充実

自衛防災資機材（可搬消防ポンプ、ポンプ自動車等）を備えた自衛消防隊が組織されていること。

(2) ラック等の部分が可動するラック式倉庫

ラック等の部分が可動するラック式倉庫のうち、次の要件を満たすものにあつては、令第32条の規定を適用し、スプリンクラー設備の設置を免除してさしつかえないこと。

- ア 屋内消火栓設備又はドレンチャー設備が設けられていること。
- イ ラック等のうち火災が発生した箇所を容易に識別し、当該箇所を屋内消火栓設備又はドレンチャー設備により消火することができる位置に移動することができるものであること。
- ウ ラック等を可動するために用いる電気設備等については、耐火措置が講じられていること。

(3) 冷蔵の用に供されるラック式倉庫

冷蔵の用に供されるラック式倉庫（庫内の温度が氷点下であるものをいう。）のうち、次の要件を満たすものにあつては、令第32条の規定を適用し、スプリンクラー設備の設置を免除してさしつかえないこと。

- ア 冷蔵室の部分における火気使用その他出火危険がないこと。

イ 冷蔵室の部分とその他の部分とが、準耐火構造の床又は壁で防火区画されてされていること。また、当該区画に開口部を設ける場合には、特定防火設備である防火戸とするとともに、当該開口部には、有効に冷却することにより延焼防止できるスプリンクラー設備、ドレンチャー設備等が設けられていること。

ウ 冷蔵室の壁、床及び天井の断熱材及びこの押さえが、次のいずれかに該当するものであること。

(ア) 冷蔵室の壁体、天井の断熱材料に不燃材料（岩綿、グラスウール等）を使用し、かつ、これらの押さえを不燃材料としたもの

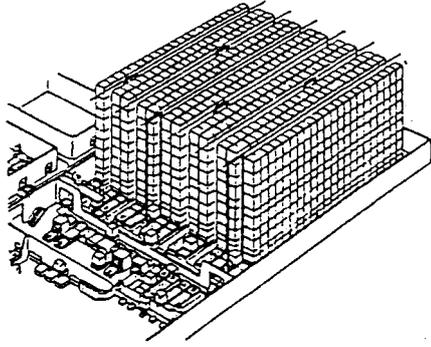
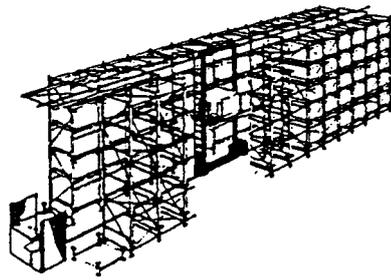
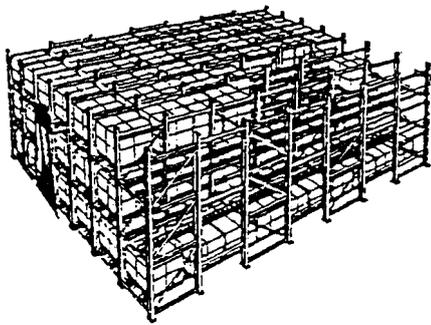
(イ) 冷蔵室に使用される断熱材料をコンクリート若しくはモルタル（塗厚さが2センチメートル以上のものに限る。）又はこれと同等以上の防火性能を有するもので覆い、かつ、当該断熱材料に着火するおそれのない構造としたもの

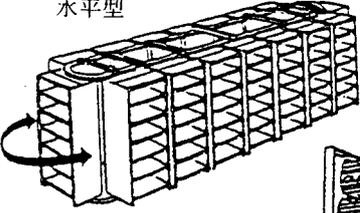
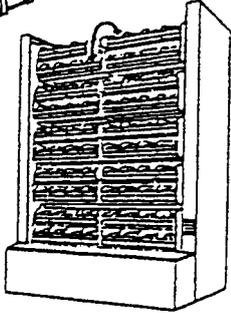
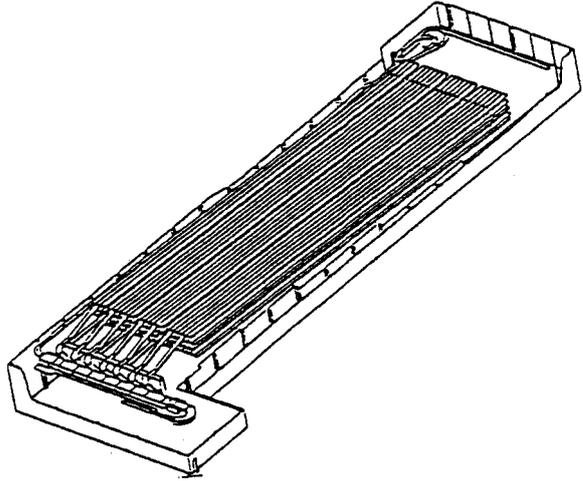
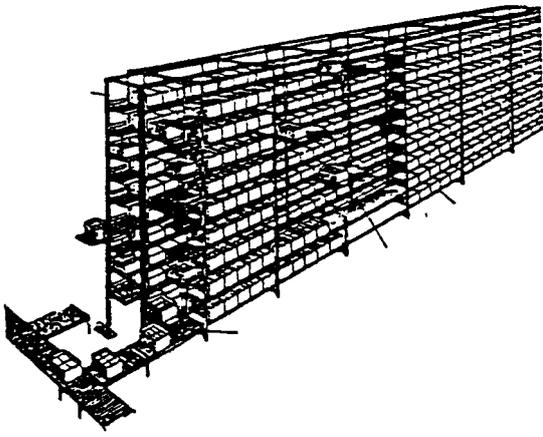
(ウ) 前（ア）又は（イ）と同等以上の防火性能を有するもの

エ ラック等を設けた部分に、必要に応じ、難燃材料の遮へい板が設けられていること。

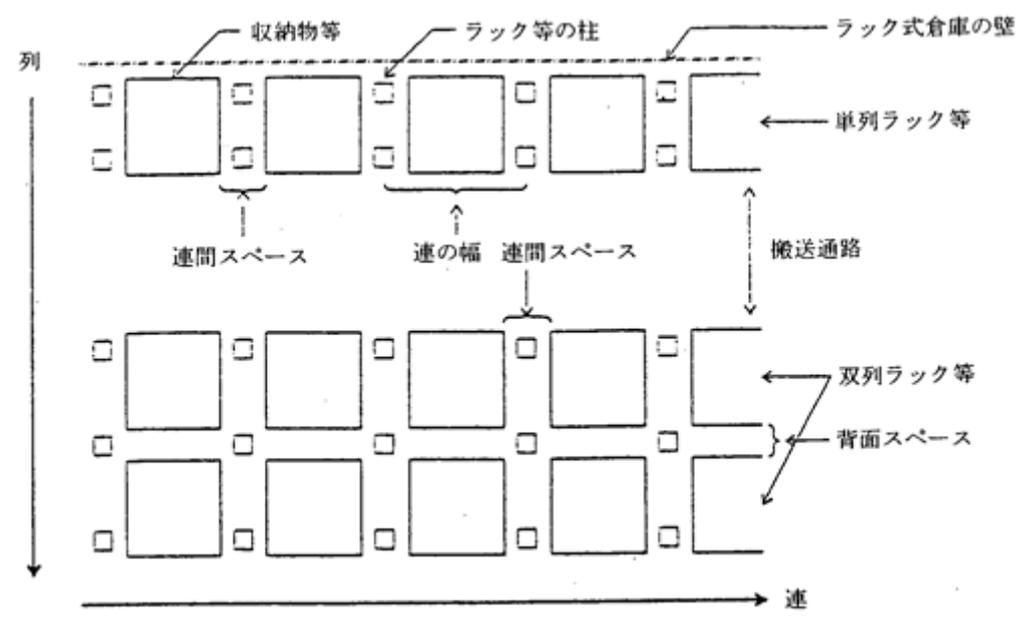
オ 当該防火対象物の周囲への防火塀の設置、空地の確保等により他の防火対象物への延焼のおそれがないこと。

ラ ッ ク 等 の 分 類

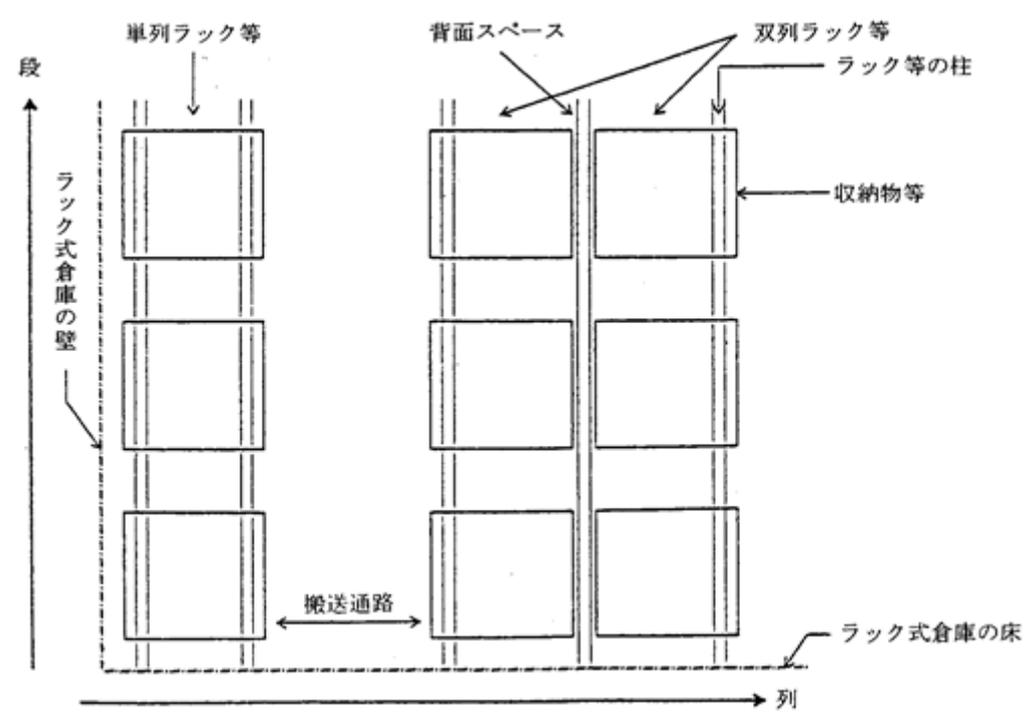
	一 般 的 特 徴	形 態
ピ ル 式 ラ ッ ク	<ul style="list-style-type: none"> ・ラック等の主要構造部によって、建物の屋根及び壁が支えられている構造のものである。 ・大型保管システム ・収納物等の入出庫は、スタッカークレーンで自動搬送する。 	
ユ ニ ッ ト 式 ラ ッ ク	<ul style="list-style-type: none"> ・建物と独立して屋内にラック等が自立して設けられる構造のものである。 ・一般倉庫あるいは工場等の建屋内の部分の設置が多い。 ・入庫までフォークリフトで搬送するケースが多いが以降庫内はスタッカークレーンで自動搬送する。 	
流 動 ラ ッ ク	<ul style="list-style-type: none"> ・建物と独立して、屋内にラック等が自立して設けられる構造のものである。 ・単列ラック等、双列ラック等の区別がない。 ・フォークリフトによる搬送が一般的であるが、自動搬送を行うものもある。庫内は傾斜を用いて自然に流動する。 	

	一 般 的 特 徴	形 態
回 転 ラ ック	<ul style="list-style-type: none"> ・建物と独立して、屋内にラック等が自立して設けられる構造のものである。 ・ラック等が移動する。 ・荷をラック等に格納後、当該ラック等による自動搬送を行う。 ・クレーン等の機械搬送機は使用しない。 	<p>水平型</p>  <p>垂直型</p> 
積 層 コ ン ベ ヤ 保 管 シ ス テ ム	<ul style="list-style-type: none"> ・建物と独立して、屋内にラック等が自立して設けられる構造のものである。 ・コンベヤにより、保管・搬送を行う。 ・衣類、小物の搬送・保管に用いる。 ・コンベヤによる自動搬送 	
ド ー リ ー 搬 送 保 管 シ ス テ ム	<ul style="list-style-type: none"> ・建物と独立して、屋内にラック等が自立して設けられる構造のものである。 ・衣類、小物の搬送保管に用いる。 ・走行台車で自動搬送 	

ラック等の各部分の名称



<平面図>



<側面図>

収納物及び収納容器、梱包材等の具体例

1 収納物の具体例

区分	具体例	
指定可燃物 (高熱量溶融性物品を除く。)	○ 綿花類 (不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料)	危政令別表第4に定める数量 200kg
	○ 木毛及びかんなくず (木綿、木繊維 (しゅろの皮、やしの実の繊維等)、かんなくず等)	400kg
	○ ぼろ及び紙くず (古雑誌、古新聞、製本の切れ端、古段ボール、廃衣服、油布・油紙等)	1 t
	○ 糸類 (綿糸、毛糸、麻糸、化学繊維の糸、スフ糸、釣り糸等)	1 t
	○ わら類 (俵、こも、縄、むしろ、畳表、ござ等)	1 t
	○ 可燃性固体類 (高熱量溶融性物品に該当するものを除く。)	3 t
	○ 石炭・木炭類 (石炭、木炭、コークス、豆炭、練炭等)	10 t
	○ 可燃性液体類 (高熱量溶融性物品に該当するものを除く。)	2 m ³
	○ 木材加工品及び木くず (製材した木材及びそれを組み立てた家具等の木工製品、製材過程における廃材、おがくず、木端等)	10m ³
	○ 合成樹脂類 (高熱量溶融性物品に該当するものを除く。) ・ 酸素指数26未満の固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず (ゴム製のものを含む。)(繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。)、ポリエチレンテレフタレート (PET) ・ 酸素指数26未満の合成樹脂 (エポキシ樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、ポリアセタール、ポリウレタン、ポリビニルアルコール、メタクリル樹脂等)	○発泡させたもの 20m ³ ○その他のもの 3 t
高熱量溶融性物品	<p>燃焼熱量が34キログラム毎グラム (8,000カロリー毎グラム) 以上であって、炎を接した場合に溶融する性状の物品であり、次のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 酸素指数26未満の固体である合成樹脂の製品、半製品、原料及びくず (繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。) ・ アクリロニトリル/ブタジエン/スチレン樹脂 (ABS樹脂) ・ ポリエチレン (PE) ・ ポリプロピレン (PP) ・ ポリスチレン (PS) ・ スチレン/アクリロニトリル樹脂 (SAN樹脂) ・ スチレン/ブタジエンゴム (SBR) ○ 可燃性固体類 (当該性状を有するものに限る。) ○ 可燃性液体類 (当該性状を有するものに限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> ○発泡させたもの 20m³ ○その他のもの 3 t 3 t 2 m³
その他のもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品 (肉類、魚肉類、果物、野菜、乳製品、ビール、ワイン等) ○ ガラス製品 (空のガラス瓶、不燃性液体入りガラス瓶等) ○ 金属製品 (金属機 (プラスチックの表面を有するものを含む。)、電気コイル、薄く被覆された細い電線、金属外装の電気機器、ポット、パン、電動機、乾電池、金属部品、空き缶、ストーブ、洗濯機、ドライヤー、金属製キャビネット等) ○ 皮革製品 (靴、ジャケット、グローブ、鞆等) ○ 紙製品 (本、雑誌、新聞、紙食器 (コーティングされたものを含む。)、ティッシュ製品、ロール紙、PPC用紙、段ボール、セロハン等) ○ 布製品 (衣服、じゅうたん、カーテン、テーブルクロス、布張家具・寝具 (発泡させた合成樹脂類を詰めたものを除く。)) 等) ○ 酸素指数26以上の合成樹脂 (フェノール樹脂、ふっ素樹脂、ポリアミド、ポリ塩化ビニリデン、ポリ塩化ビニル、尿素樹脂、けい素樹脂、ポリカーボネート、メラミン樹脂等) ○ その他 (袋入りセメント、電気絶縁物、石膏ボード、不活性顔料、乾燥殺虫剤、白熱電球、蛍光灯、石鹼、洗剤等) 	

* 高熱量溶融性物品の酸素指数、燃焼熱量等は、一般的に使用されているものの値を掲げたものであり、個別の物品によっては異なることがある。

2 収納容器、梱包材等の具体例

区分	具体例	
高熱量融性物品	<p>燃焼熱量が34キロジュール毎グラム（8,000カロリー毎グラム）以上であって、炎を接した場合に熔融する性状の物品であり、次のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 酸素指数26未満の固体の合成樹脂の収納容器、梱包材、パレット等 ・ 収納容器（プラスチック缶・瓶、プラスチックケース等） ・ 梱包材（プラスチックフィルム、合成樹脂のひも、縄等） ・ パレット（ポリエチレン製パレット、ポリプロピレン製パレット等） 	<p>危政令別表第4に定める数量</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発泡させたもの 20m³ ○その他のもの 3 t
その他のもの	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収納容器（板紙容器、紙袋、布袋、金属缶、ガラス瓶、木製容器、陶器等） ○ 梱包材（段ボール、包装紙・布、ひも、縄等） ○ パレット（木製パレット、金属製パレット） 	

別表 4

ラック等に設けるスプリンクラーヘッド等の配置例

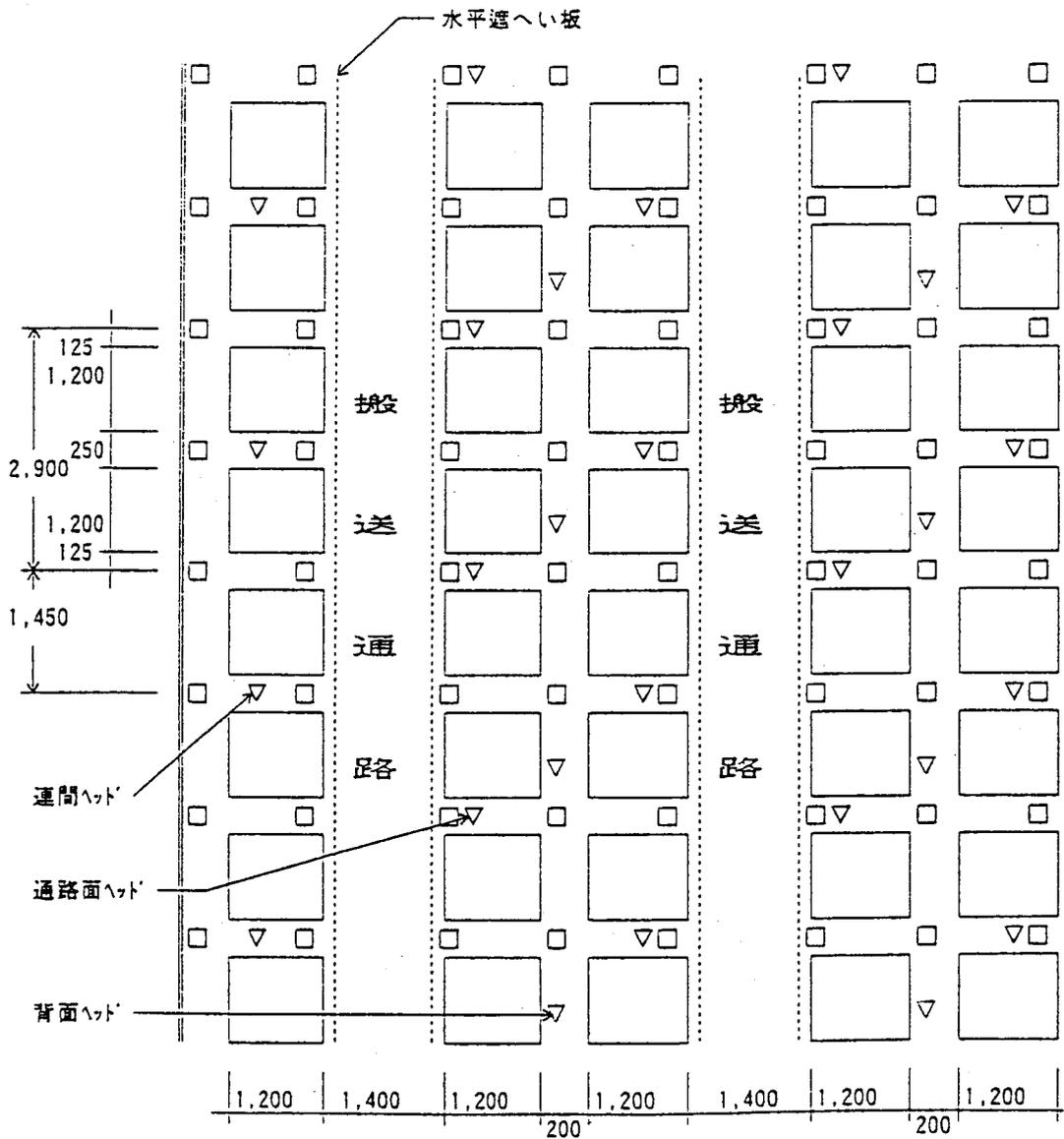
- | | | |
|---------------------------|------------|--------------|
| 1 等級 I | (水平遮へい板有り) | 別図 1 - 1 ~ 3 |
| 2 等級 II | (水平遮へい板有り) | 別図 2 - 1 ~ 3 |
| 3 等級 III | (水平遮へい板有り) | 別図 3 - 1 ~ 3 |
| 4 等級 III | (水平遮へい板無し) | 別図 4 - 1 ~ 3 |
| 5 等級 IV | (水平遮へい板有り) | 別図 5 - 1 ~ 3 |
| 6 等級 VI | (水平遮へい板無し) | 別図 6 - 1 ~ 3 |
| 7 等級 IV (延焼拡大危険性が著しく低いもの) | (水平遮へい板有り) | 別図 7 - 1 ~ 3 |
| 8 等級 IV (延焼拡大危険性が著しく低いもの) | (水平遮へい板無し) | 別図 8 - 1 ~ 3 |

* 別図中のラック、収納物等の寸法は、国内において一般的に用いられているものの例によるものであること。

また、スプリンクラーヘッド及び水平遮へい板の配置については、規則及び告示のほか、本ガイドラインによる運用の内容を含むものであること。

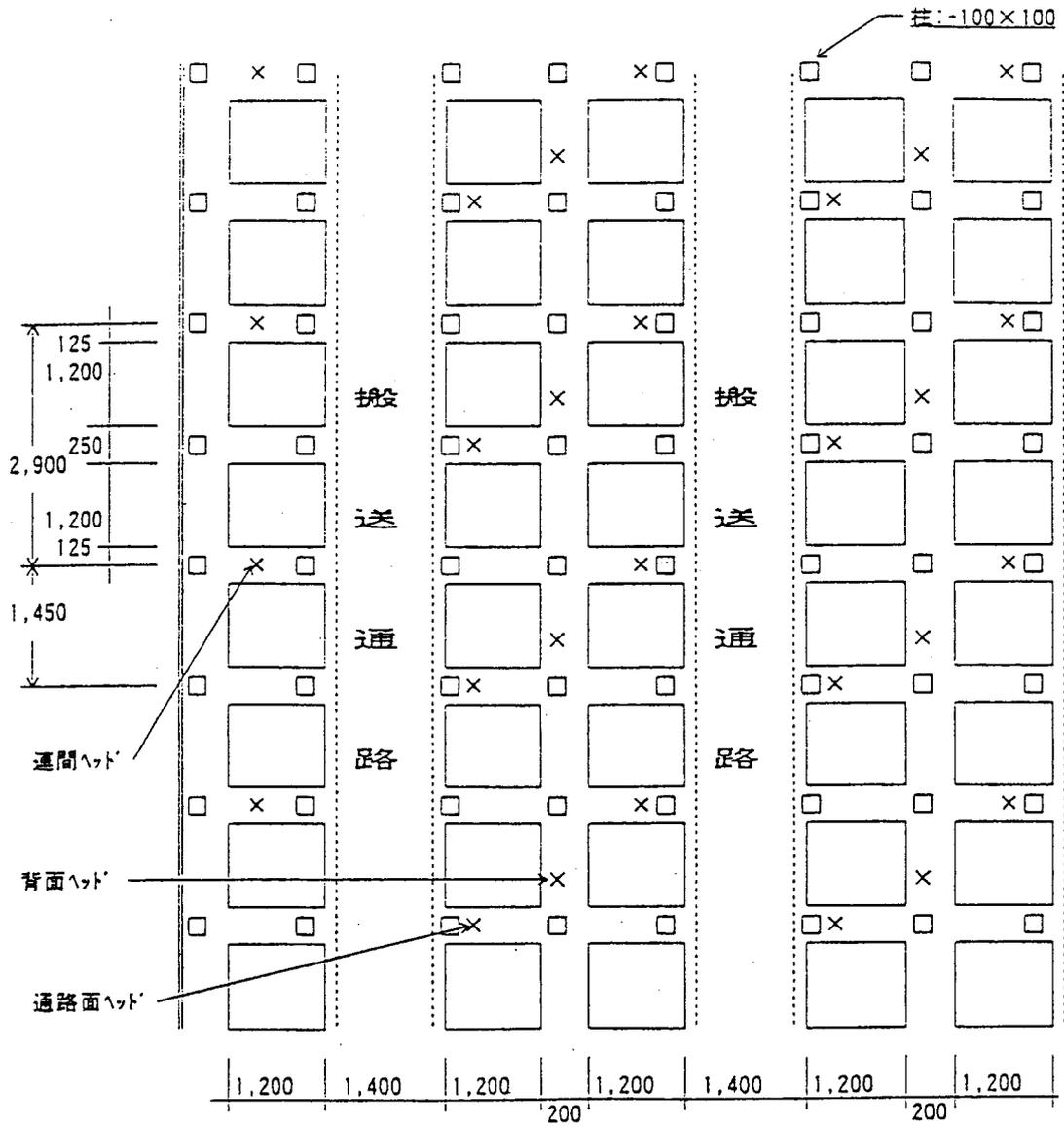
1. 等級 I

- 条件
1. 水平遮へい板 : 有り
 2. 水平遮へい板間隔 : 高さ \leq 4,000
 3. 双列ラック : 通路面ヘッド、 $r \leq 2,500$ 、かつ、2連以下、 $H \leq 4,000$
背面ヘッド、 $r \leq 2,500$ 、かつ、2連以下、 $H \leq 4,000$
 4. 単列ラック : 連間ヘッド、 $r \leq 2,500$ 、かつ、2連以下、 $H \leq 4,000$
 5. 天井又は小屋裏 : $r \leq 2,100$
 6. 収納物等 : $W1,200 \times D1,200 \times H1,500$
 7. ラック高 : 約26m、通路幅: 約1.4m



平面 (レベル2、4、6配置)

別図1-1/3

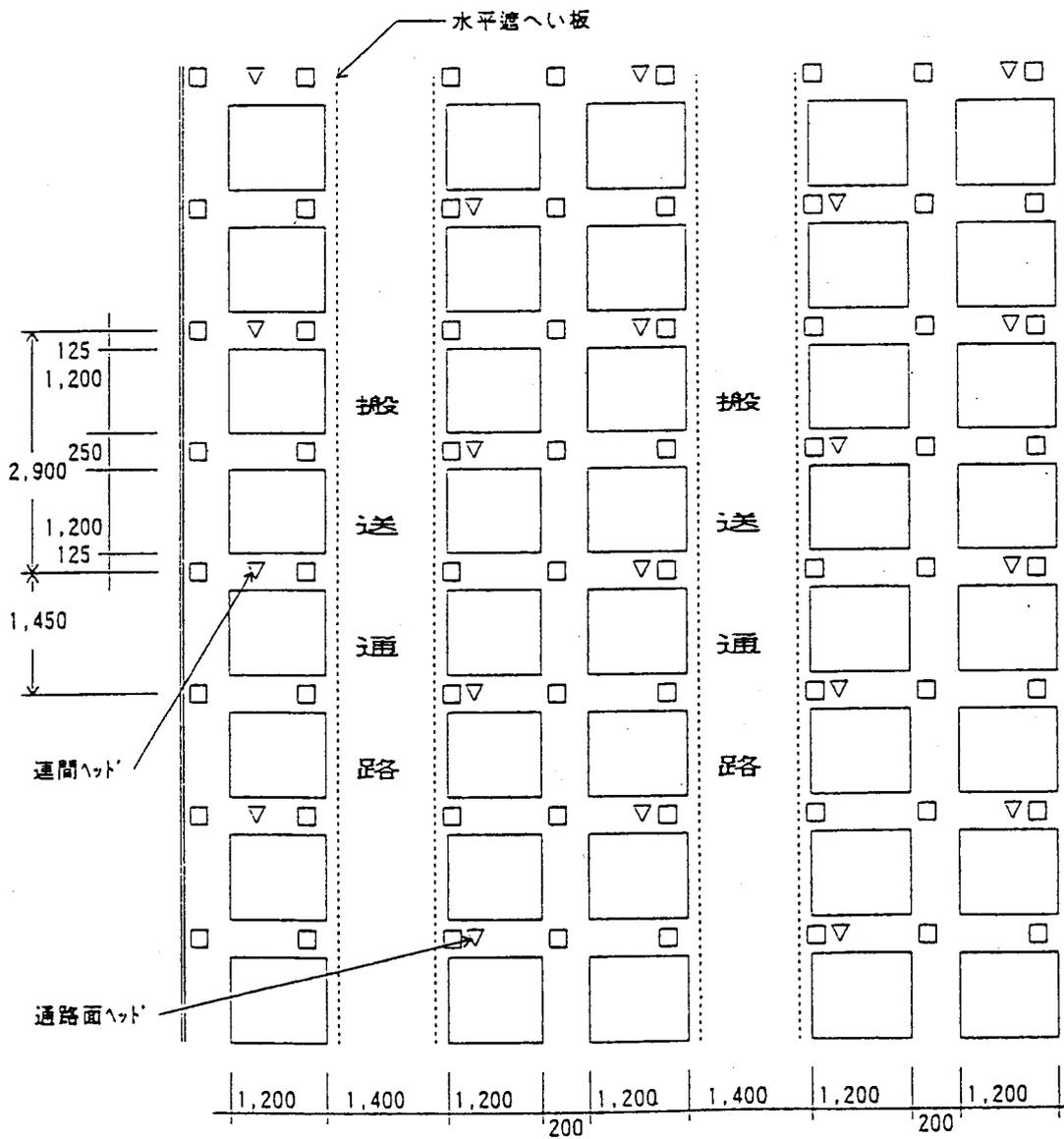


平面 (レベル1、3、5配置)

別図1-2/3

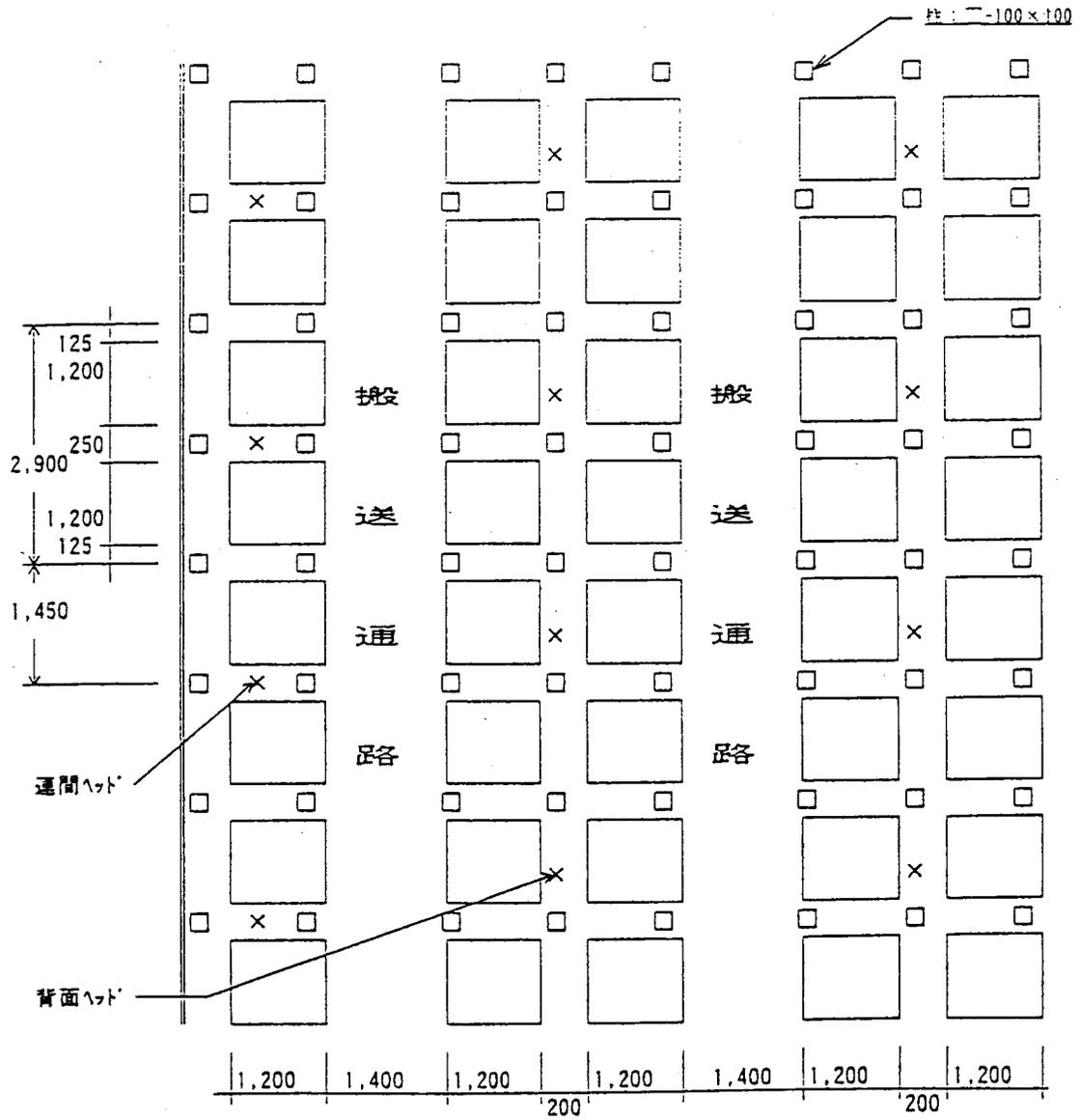
2. 等級Ⅱ

- 条件
1. 水平遮へい板 : 有り
 2. 水平遮へい板間隔 : 高さ \leq 8,000
 3. 双列ラック
 - 水平遮へい板直下 : 通路面ヘッド、 $r \leq 2,500$ 、かつ、2連以下、 $H \leq 4,000$
 - 中段部 : 背面ヘッド、 $r \leq 2,500$ 、かつ、2連以下、 $H \leq 4,000$
 4. 単列ラック (水平遮へい板直下、中段部共)
 - : 連間ヘッド、 $r \leq 2,500$ 、かつ、2連以下、 $H \leq 4,000$
 5. 天井又は小屋裏 : $r \leq 2,100$
 6. 収納物等 : $W1,200 \times D1,200 \times H1,500$
 7. ラック高 : 約26m、通路幅 : 約1.4m



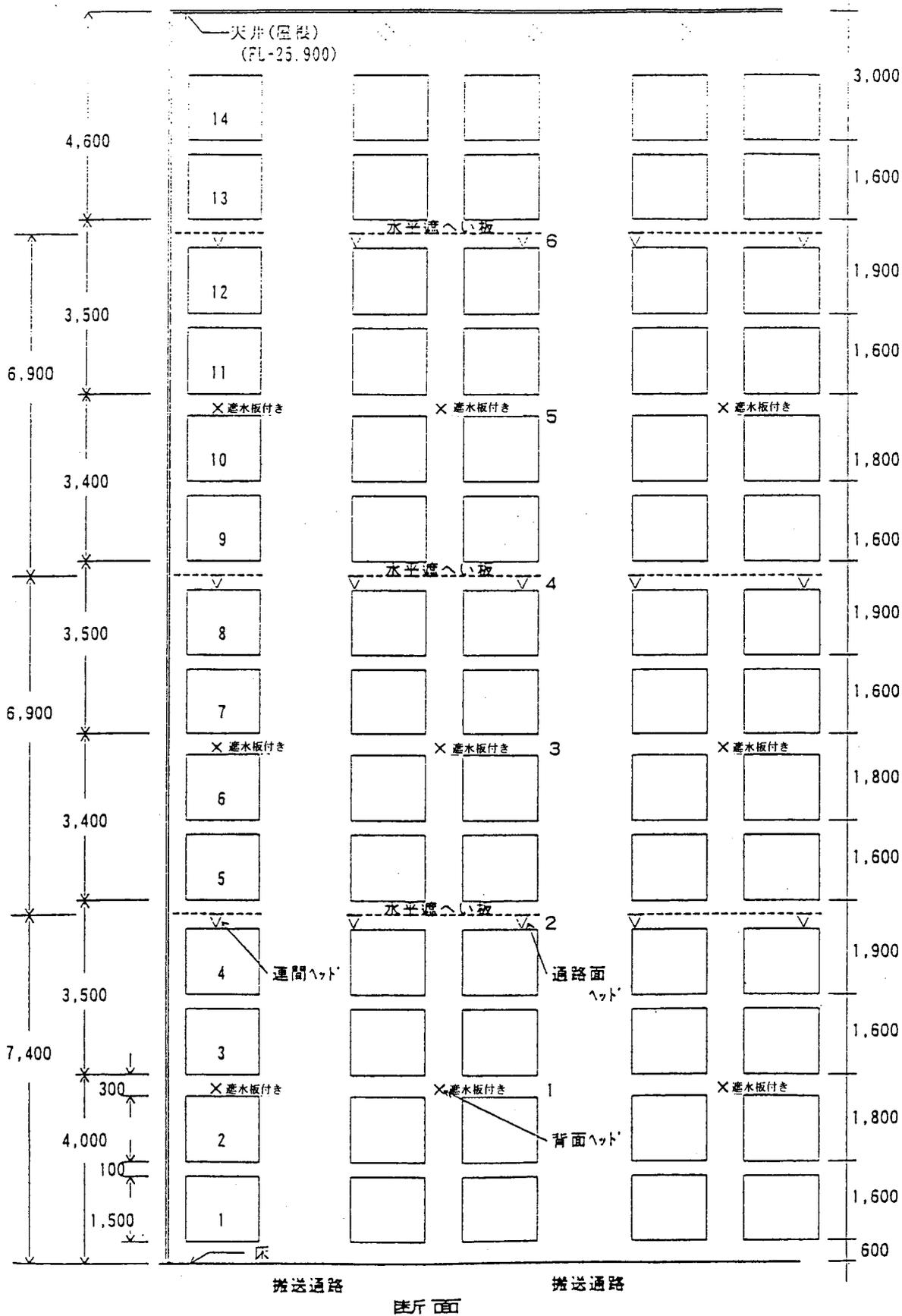
平面 (レベル2、4、6配置)

別図2-1/3



平面 (レベル1、3、5配置)

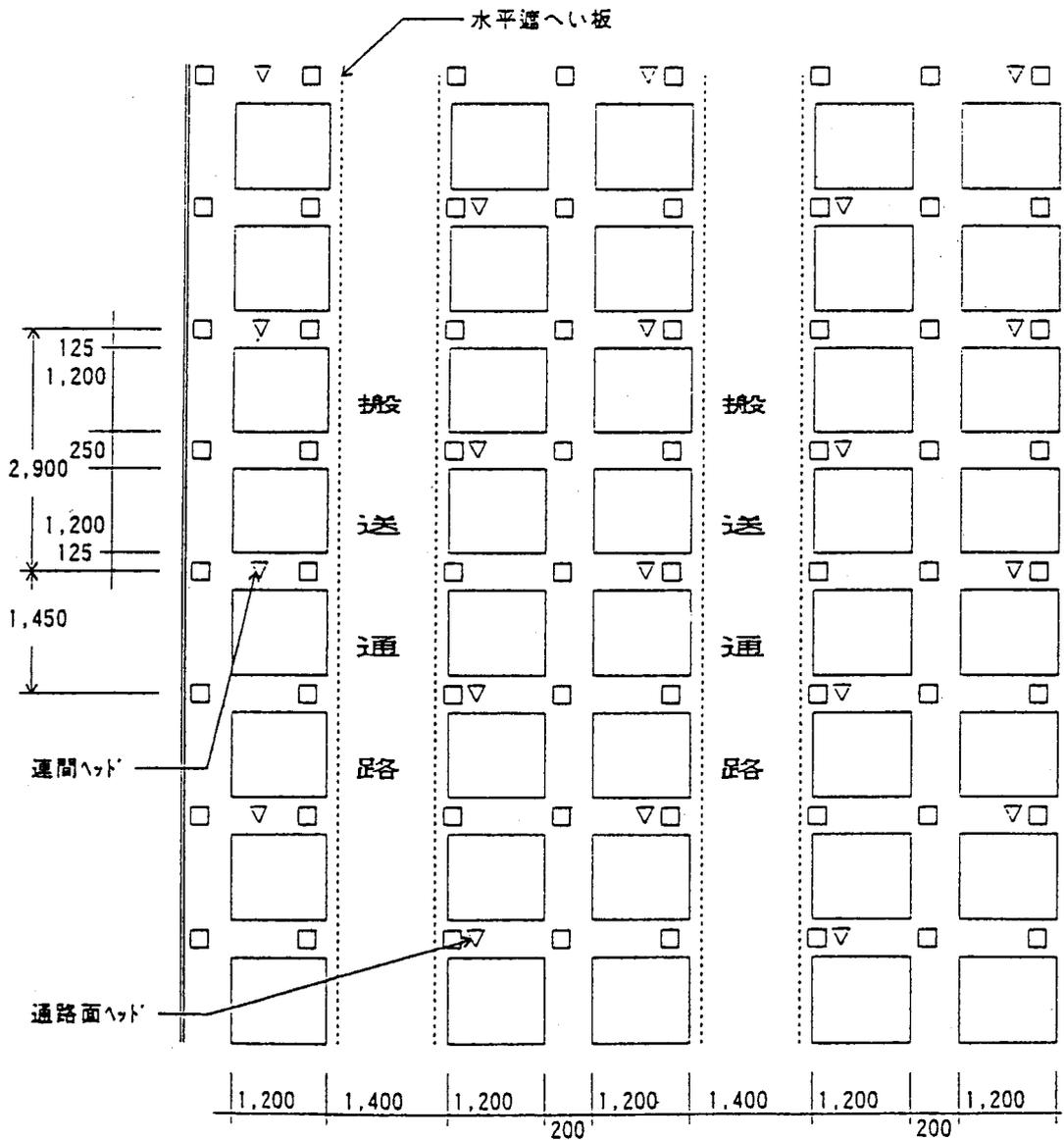
別図2-2/3



別図 2-3 / 3

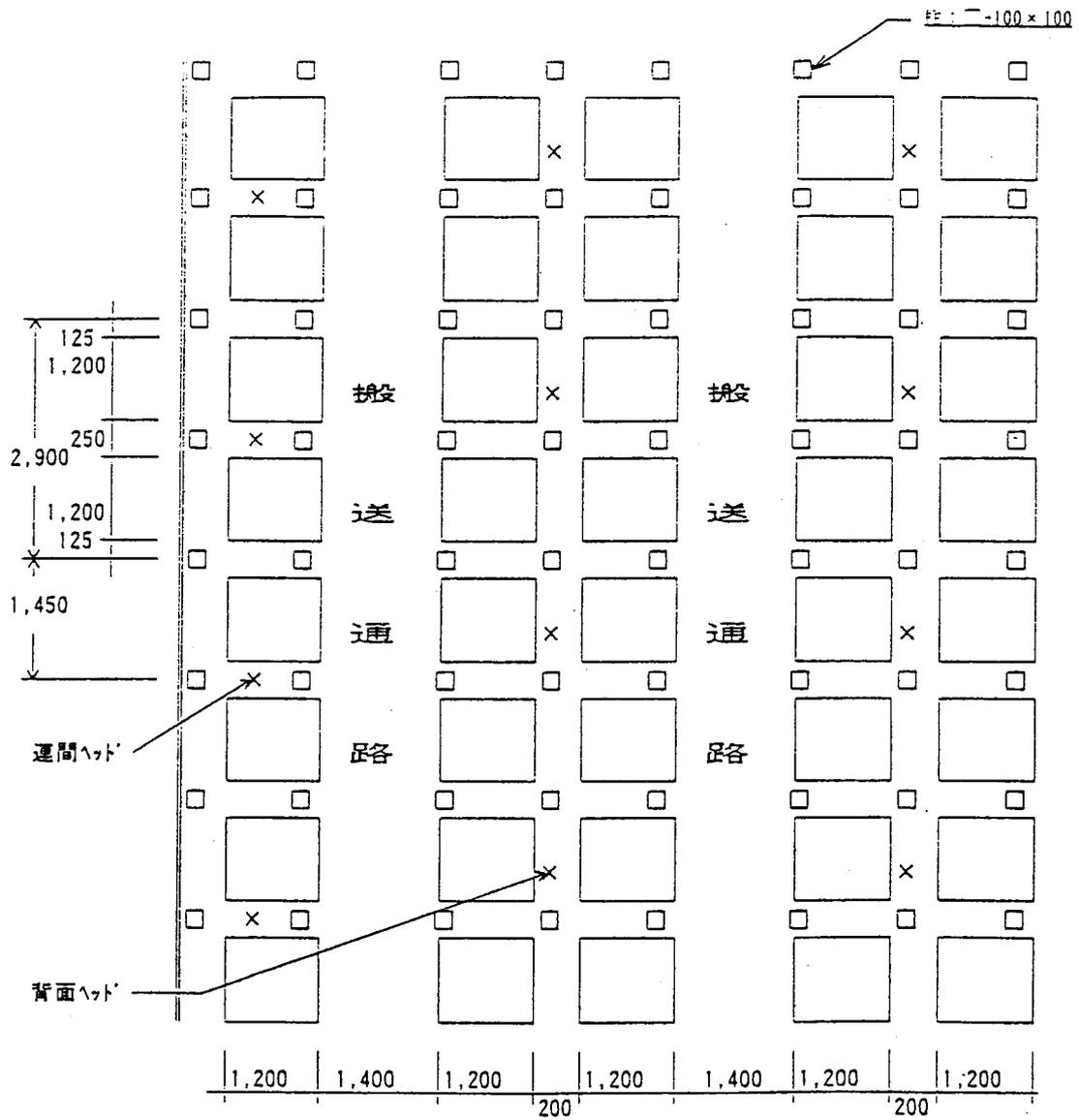
3. 等級Ⅲ

- 条件
1. 水平遮へい板 : 有り
 2. 水平遮へい板間隔 : 高さ \leq ⑧,000
 3. 双列ラック
 - 水平遮へい板直下 : 通路面ヘッド、 $r \leq 2,500$ 、かつ、2連以下、 $H \leq ④,000$
 - 中段部 : 背面ヘッド、 $r \leq 2,500$ 、かつ、2連以下、 $H \leq ④,000$
 4. 単列ラック (水平遮へい板直下、中段部共)
 - : 連間ヘッド、 $r \leq 2,500$ 、かつ、2連以下、 $H \leq ④,000$
 5. 天井又は小屋裏 : $r \leq 2,100$
 6. 収納物等 : $W1,200 \times D1,200 \times H1,500$
 7. ラック高 : 約26m、通路幅 : 約1.4m



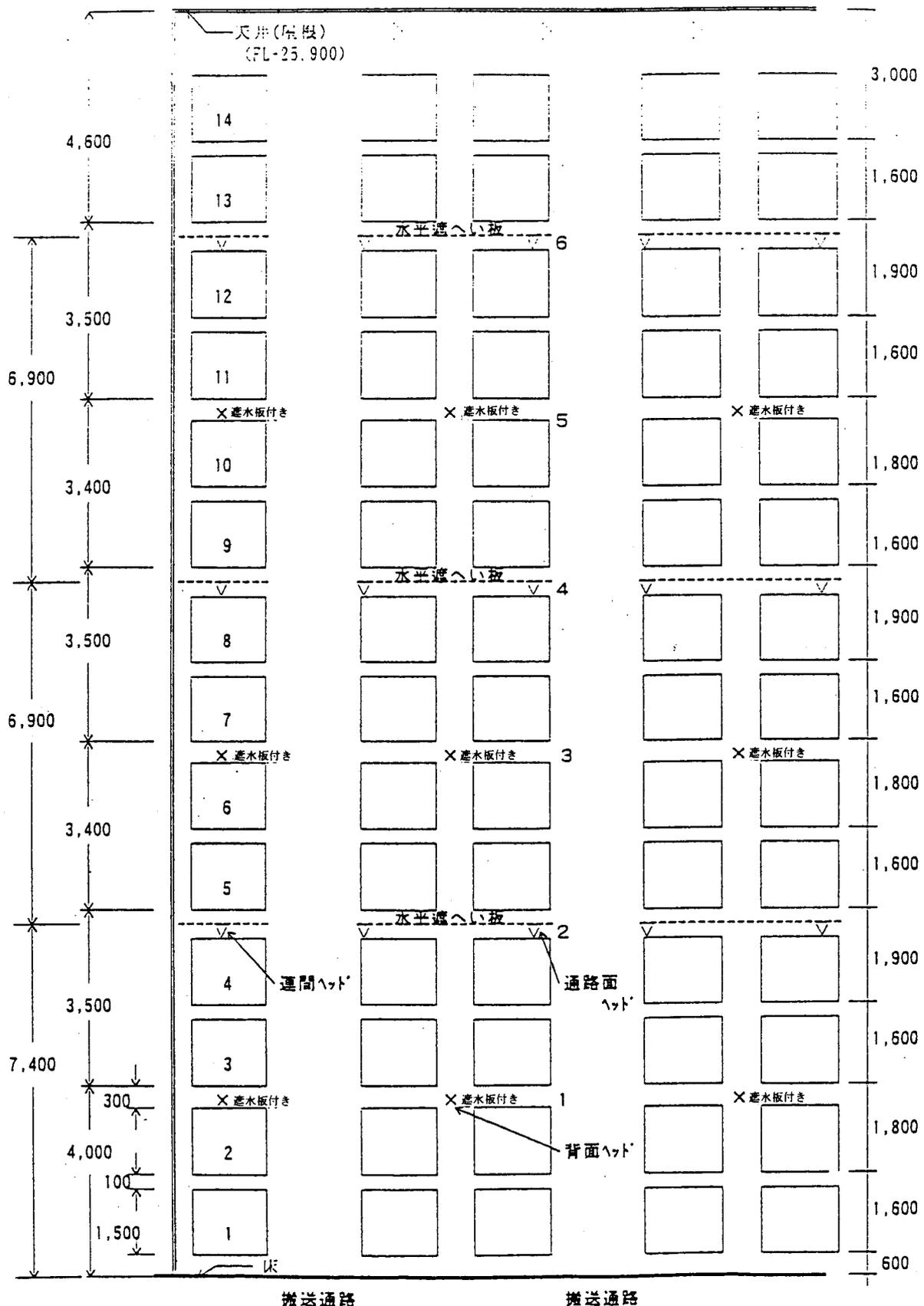
平面 (水平遮へい板直下-レベル2、4、6配置)

別図3-1/3



平面 (レベル1、3、5配置)

別図3-2/3

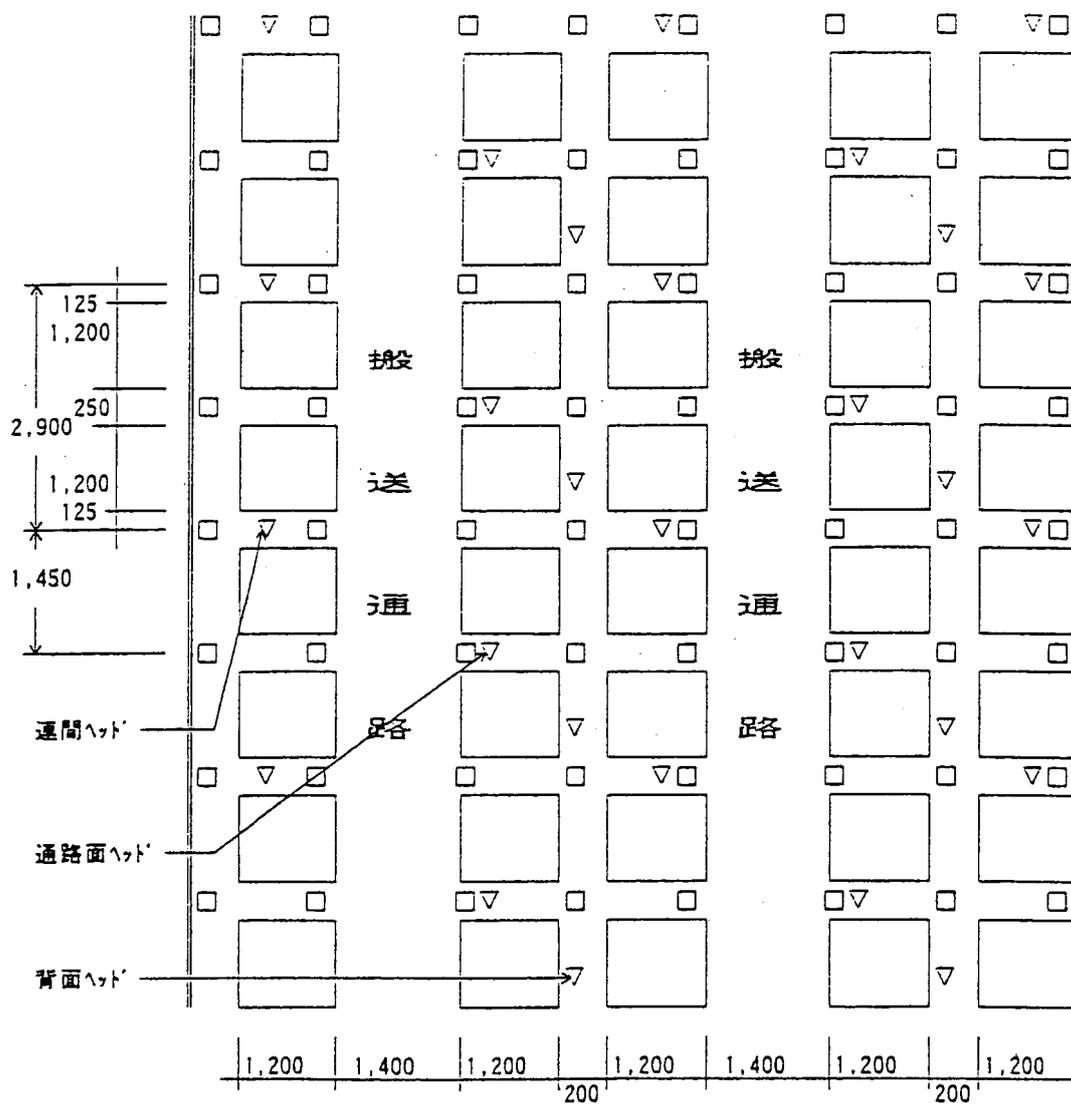


階平面

別図3-3/3

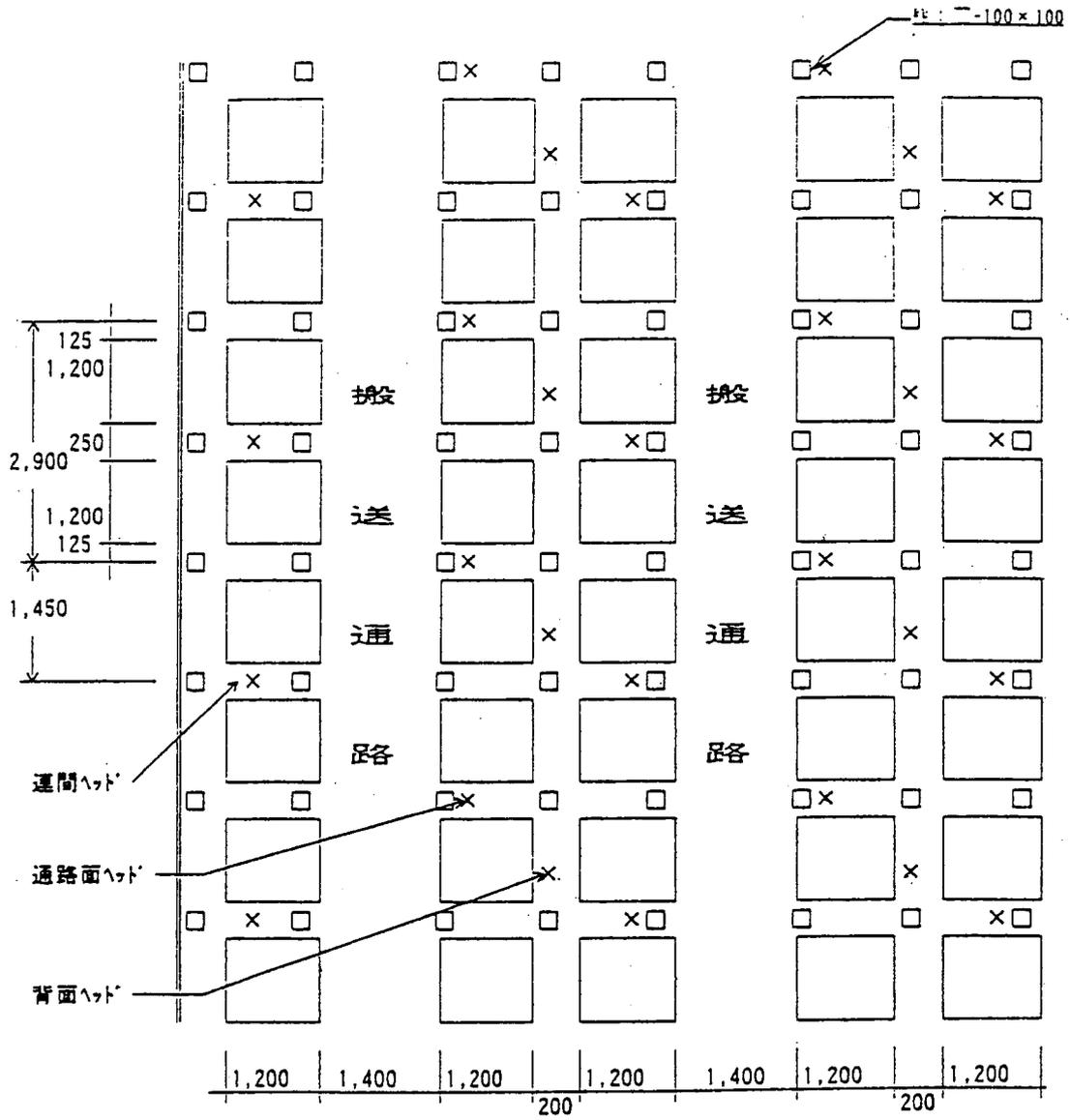
4. 等級Ⅲ

- 条件
1. 水平遮へい板 : 無し
 2. 双列ラック (通路面ヘッドと背面ヘッドの併用)
 - : 通路面ヘッド、 $r \leq 2,500$ 、かつ、2連以下、 $H \leq 4,000$
 - : 背面ヘッド、 $r \leq 2,500$ 、かつ、2連以下、 $H \leq 4,000$
 3. 単列ラック : 連間ヘッド、 $r \leq 2,500$ 、かつ、2連以下、 $H \leq 4,000$
 4. 天井又は小屋裏 : $r \leq 2,100$
 5. 収納物等 : $W1,200 \times D1,200 \times H1,500$
 6. ラック高 : 約26m、通路幅 : 約1.4m



平面 (レベル2、4、6 配置)

別図4-1/3

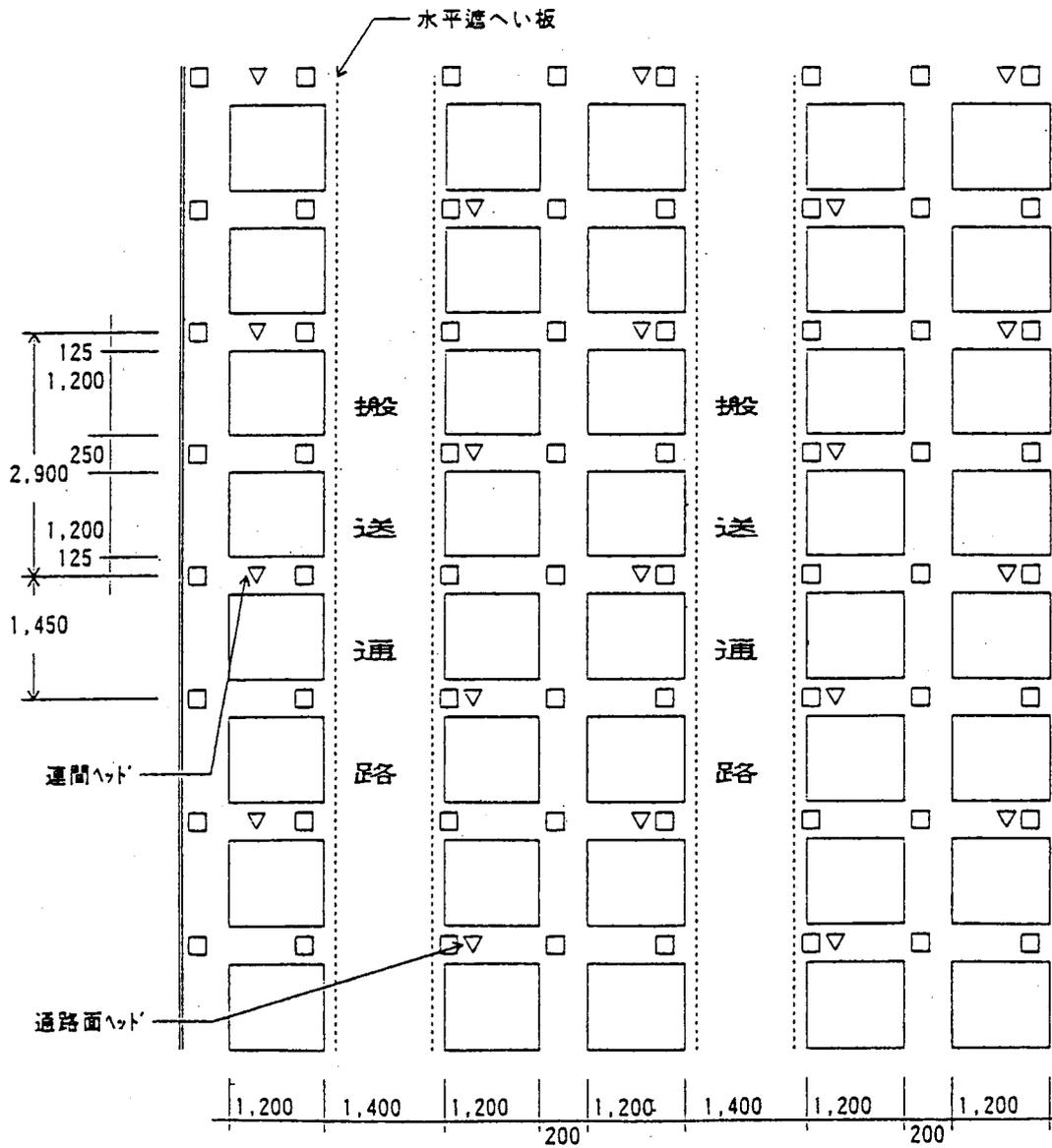


平面 (レベル1、3、5配置)

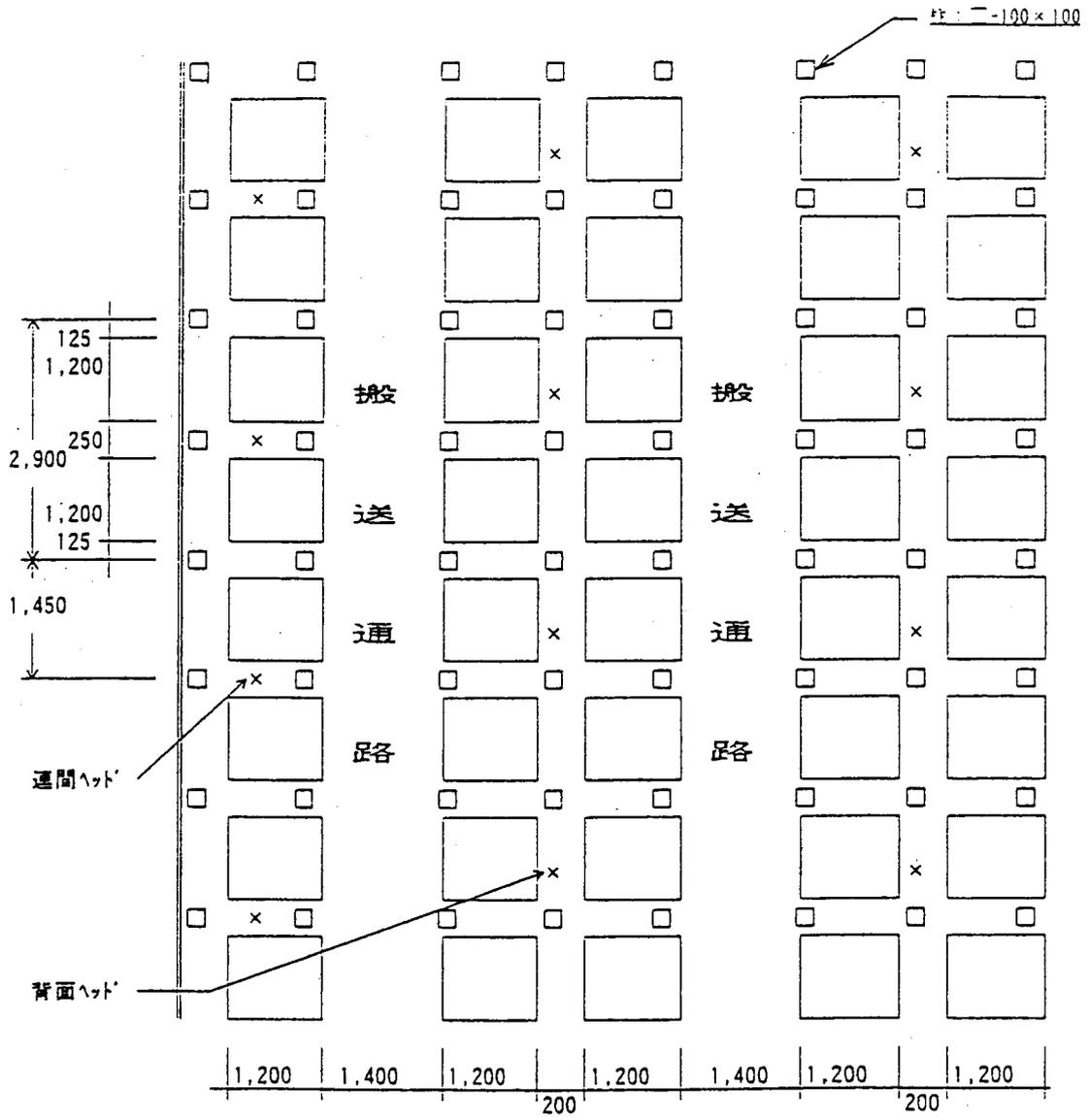
別図4-2/3

5. 等級IV

- 条件
1. 水平遮へい板 : 有り
 2. 水平遮へい板間隔 : 高さ \leq 12,000
 3. 双列ラック等
 - 水平遮へい板直下 : 通路面ヘッド、 $r \leq 2,500$ 、かつ、2連以下、 $H \leq 6,000$
 - 中段部 : 背面ヘッド、 $r \leq 2,500$ 、かつ、2連以下、 $H \leq 6,000$
 4. 単列ラック (水平遮へい板直下、中段部共)
 - : 連間ヘッド、 $r \leq 2,500$ 、かつ、2連以下、 $H \leq 6,000$
 5. 天井又は小屋裏 : $r \leq 2,100$
 6. 収納物等 : $W1,200 \times D1,200 \times H1,500$
 7. ラック高 : 約26m、通路幅 : 約1.4m

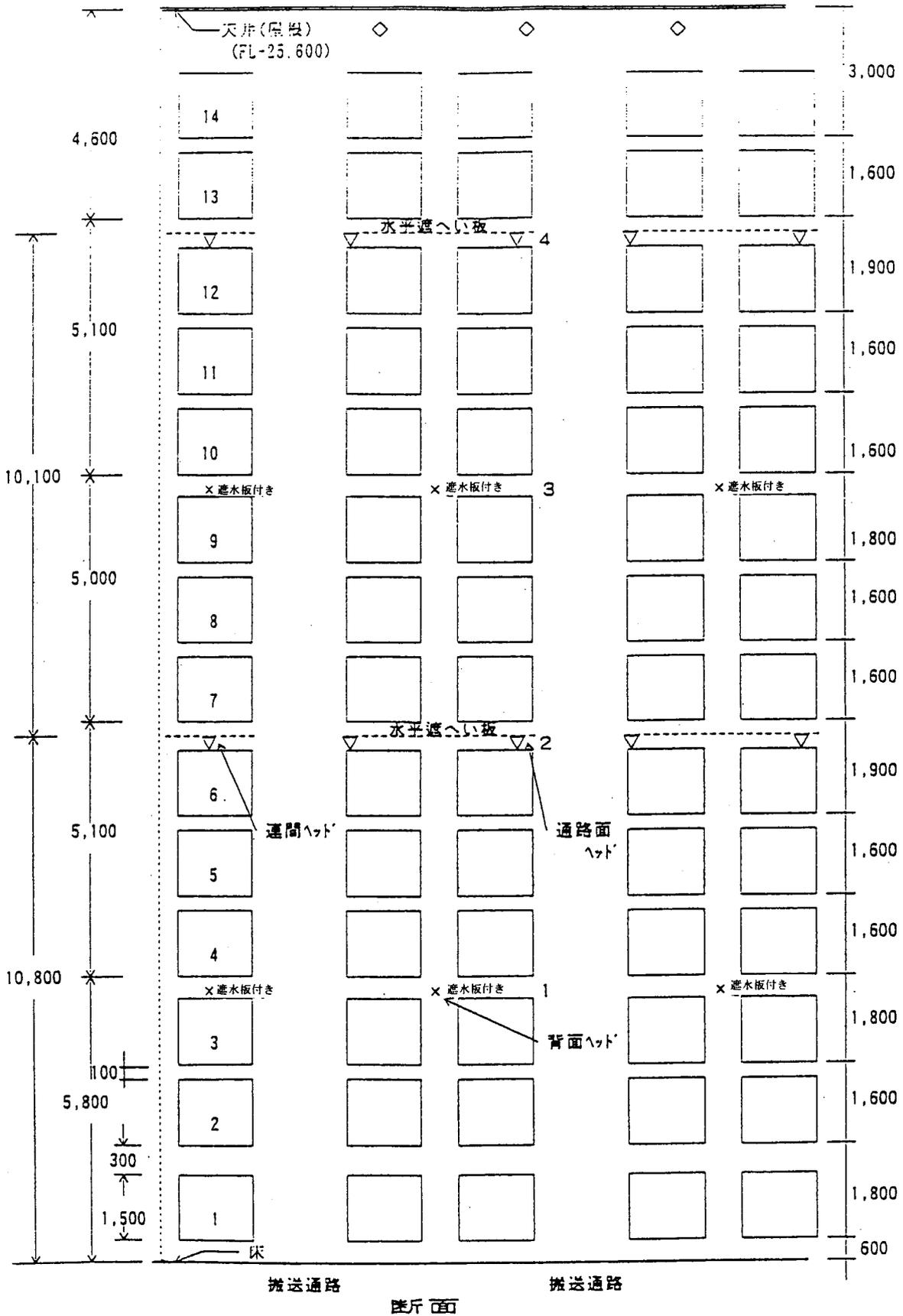


平面 (水平遮へい板直下-レベル2、4配置)



平面（レベル1、3配置）

別図5-2/3

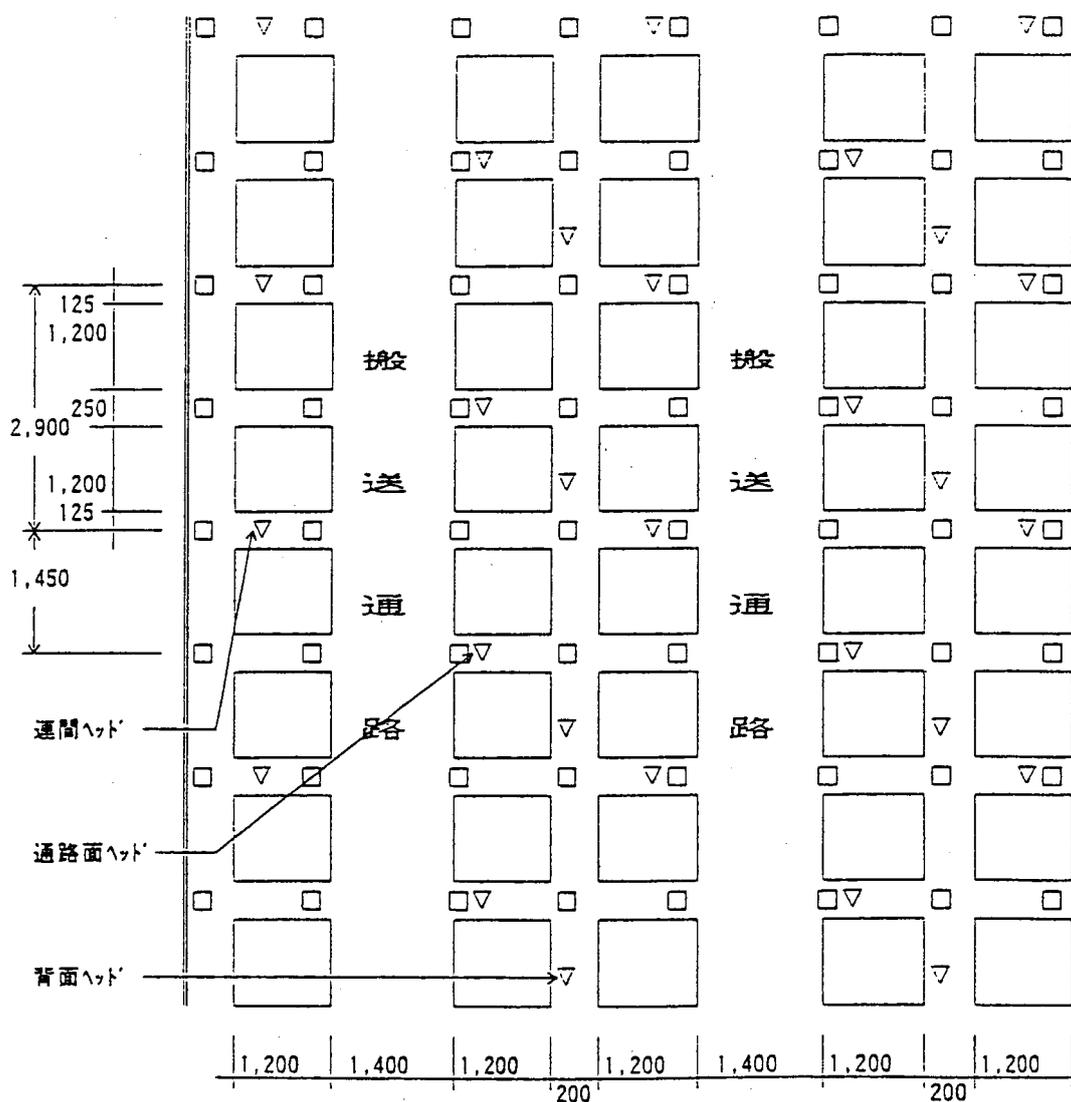


階平面

別図5-3/3

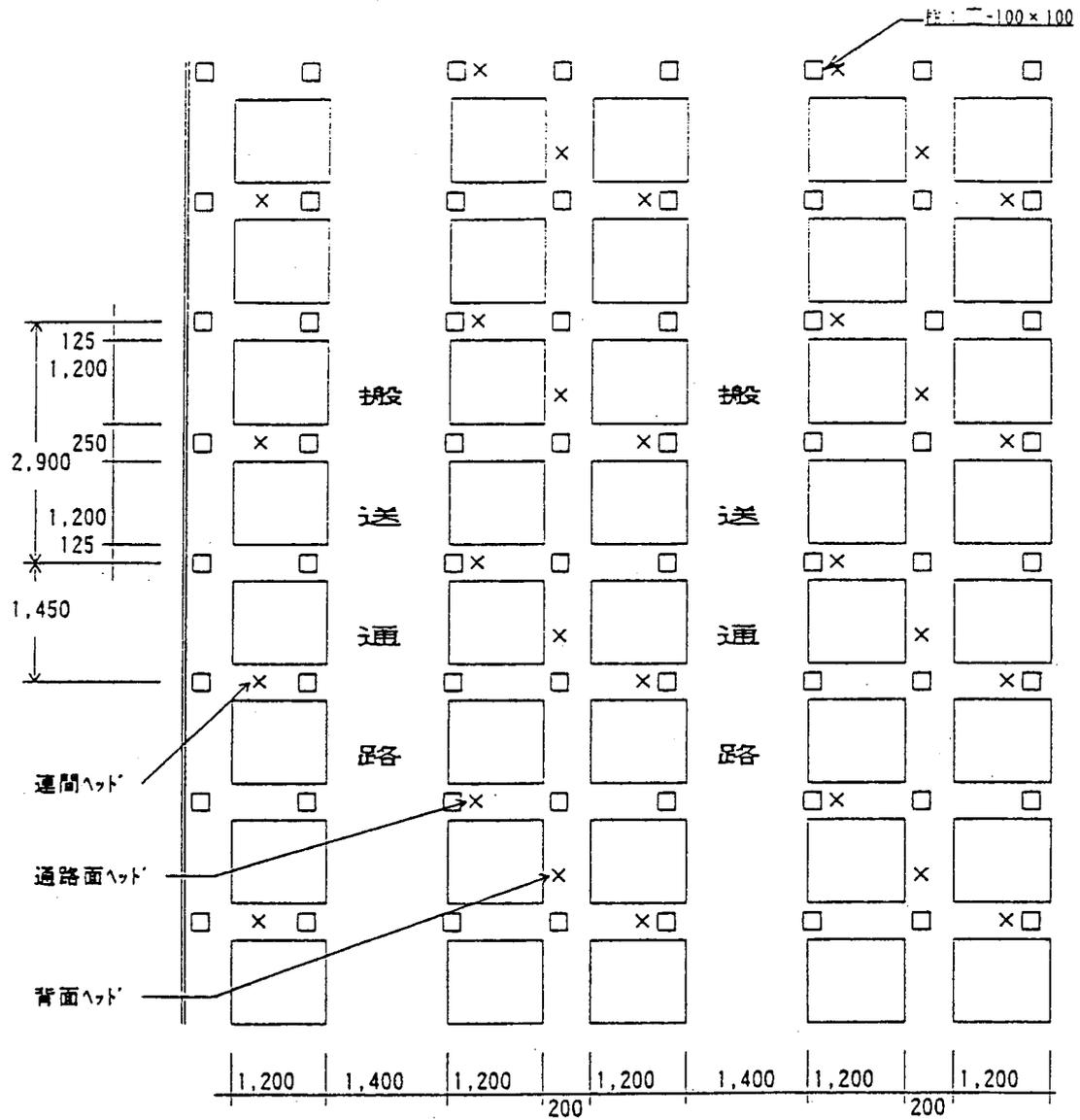
6. 等級IV

- 条件
1. 水平遮へい板 : 無し
 2. 双列ラック (通路面ヘッドと背面ヘッドの併用)
 - : 通路面ヘッド、 $r \leq 2,500$ 、かつ、2連以下、 $H \leq 6,000$
 - : 背面ヘッド、 $r \leq 2,500$ 、かつ、2連以下、 $H \leq 6,000$
 3. 単列ラック : 連間ヘッド、 $r \leq 2,500$ 、かつ、2連以下、 $H \leq 6,000$
 4. 天井又は小屋裏 : $r \leq 2,100$
 5. 収納物等 : $W1,200 \times D1,200 \times H1,500$
 6. ラック高 : 約26m、通路幅 : 約1.4m



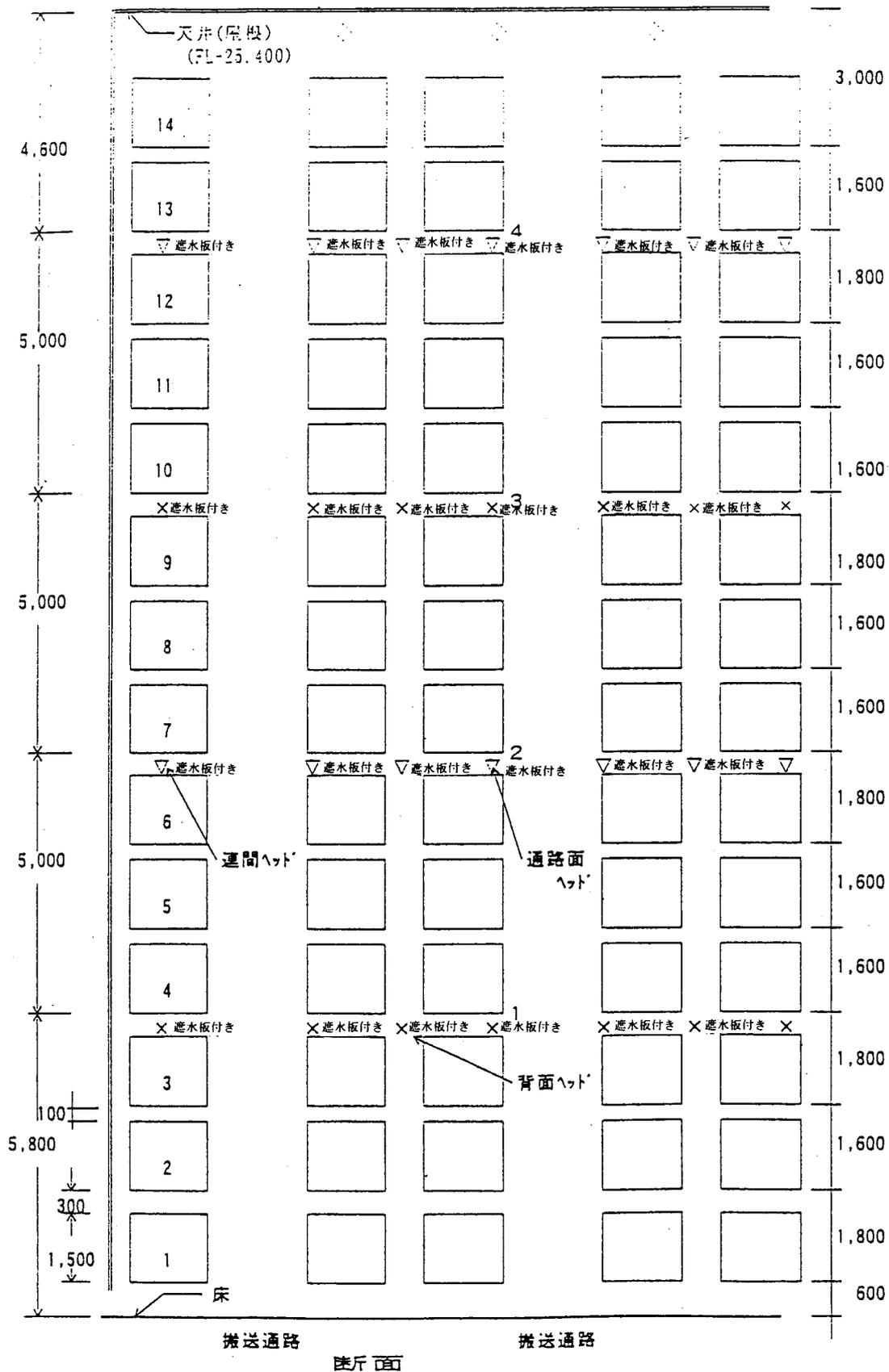
平面 (レベル2、4配置)

別図6-1/3



平面 (レベル1、3配置)

別図6-2/3



別図6-3/3

7. 等級IV (延焼拡大危険性が著しく低いもの)

- 条件
1. 水平遮へい板 : 有り
 2. 水平遮へい板間隔 : 高さ \leq 12,000
 3. 双列ラック等

水平遮へい板直下 : 通路面ヘッド、 $r \leq 2,500$ 、かつ、4連以下、 $H \leq 6,000$

中段部 : 背面ヘッド、 $r \leq 2,500$ 、かつ、2連以下、 $H \leq 6,000$

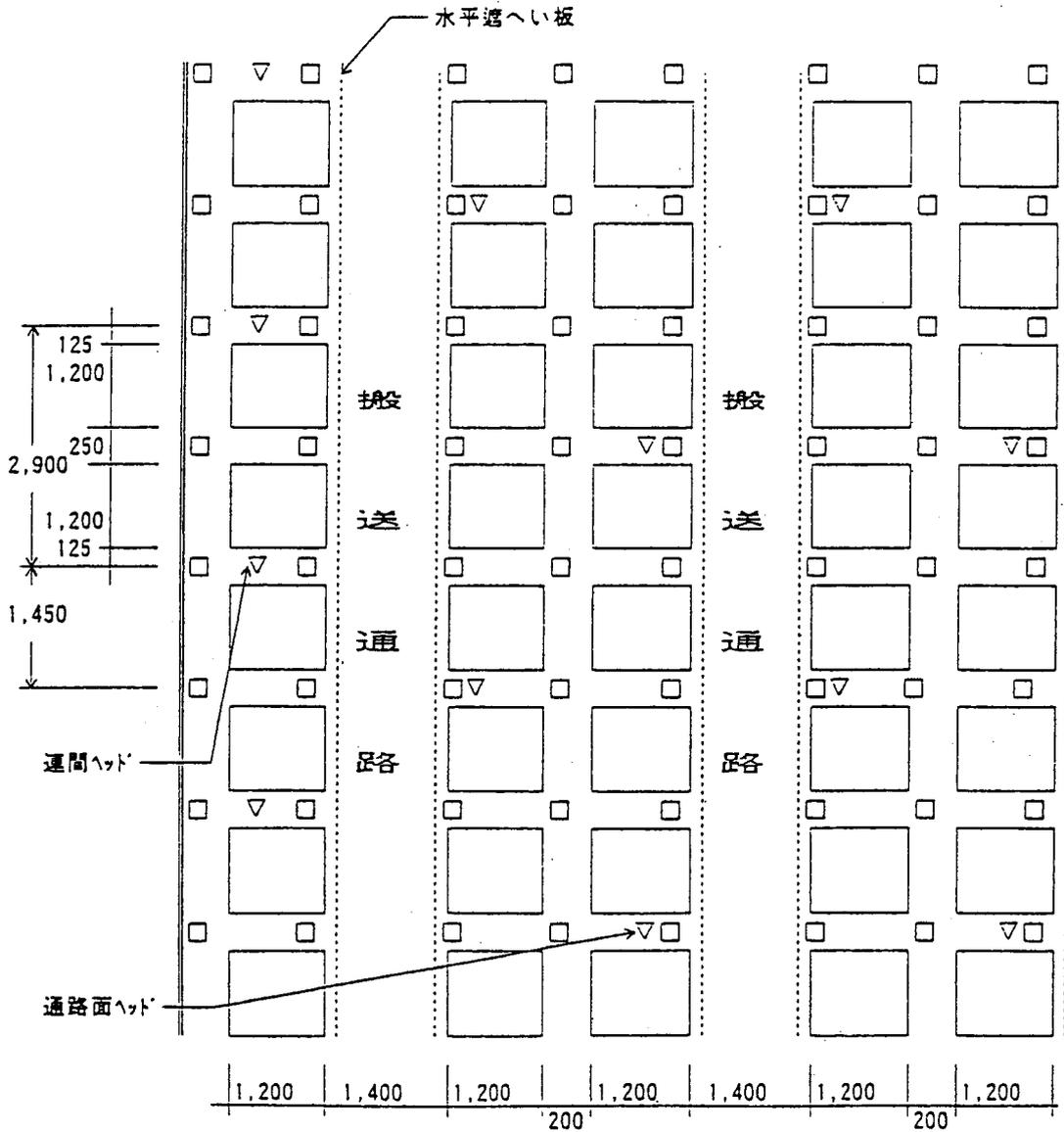
4. 単列ラック (水平遮へい板直下、中段部共)

: 連間ヘッド、 $r \leq 2,500$ 、かつ、2連以下、 $H \leq 6,000$

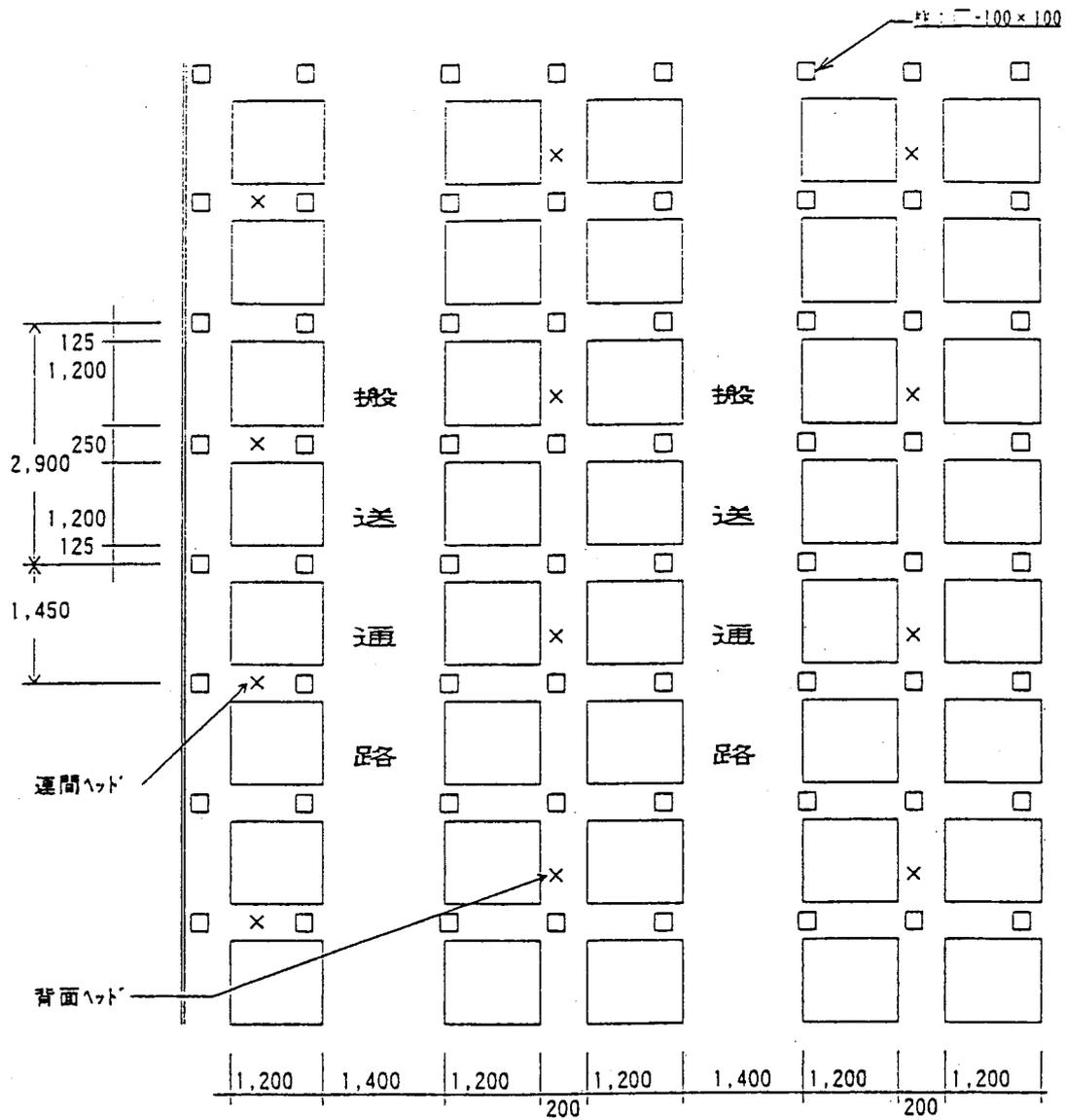
5. 天井又は小屋裏 : $r \leq 2,100$

6. 収納物等 : $W1,200 \times D1,200 \times H1,500$

7. ラック高 : 約26m、通路幅 : 約1.4m

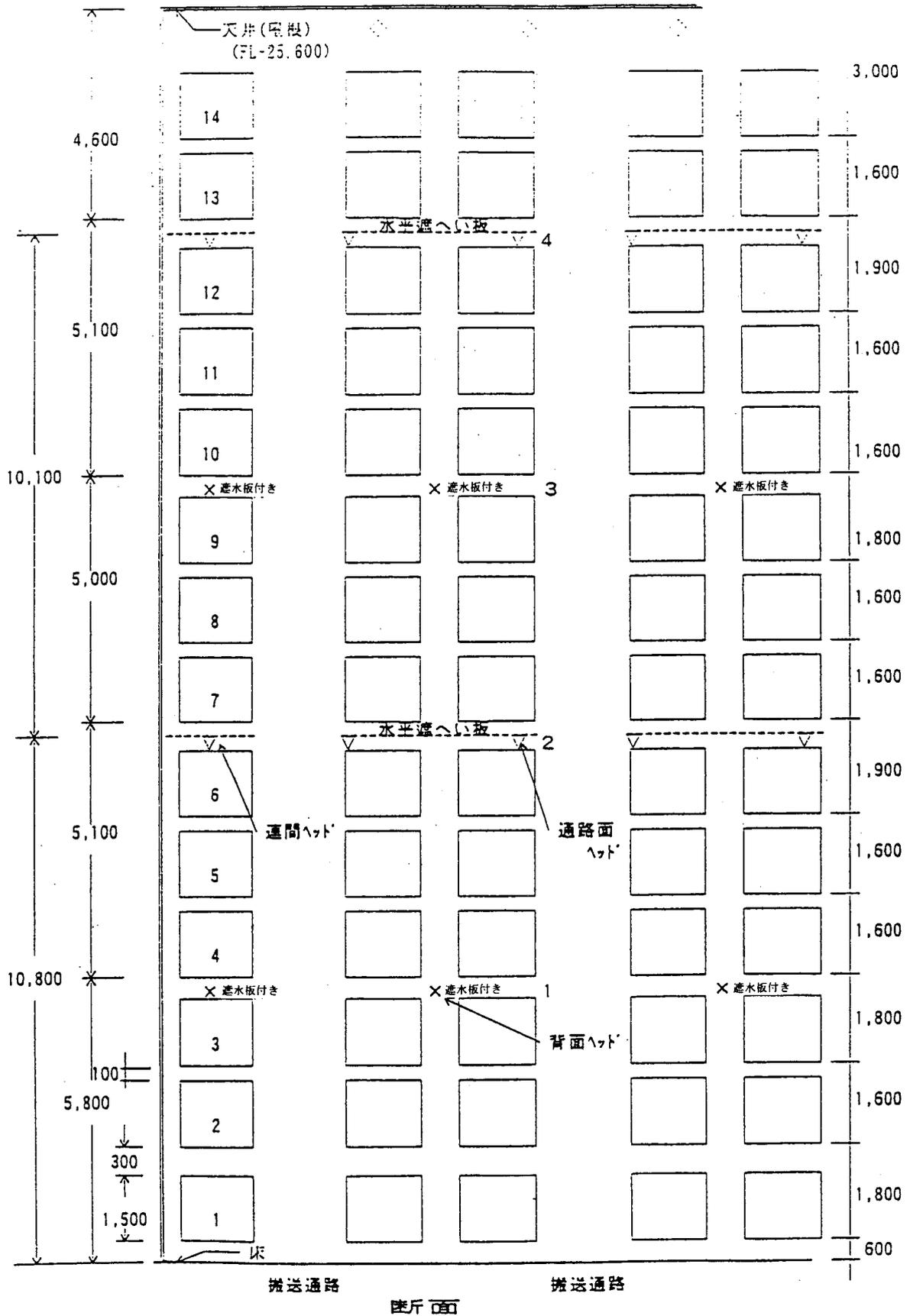


平面 (水平遮へい板直下-レベル2、4配置)



平面 (レベル1、3配置)

別図7-2/3

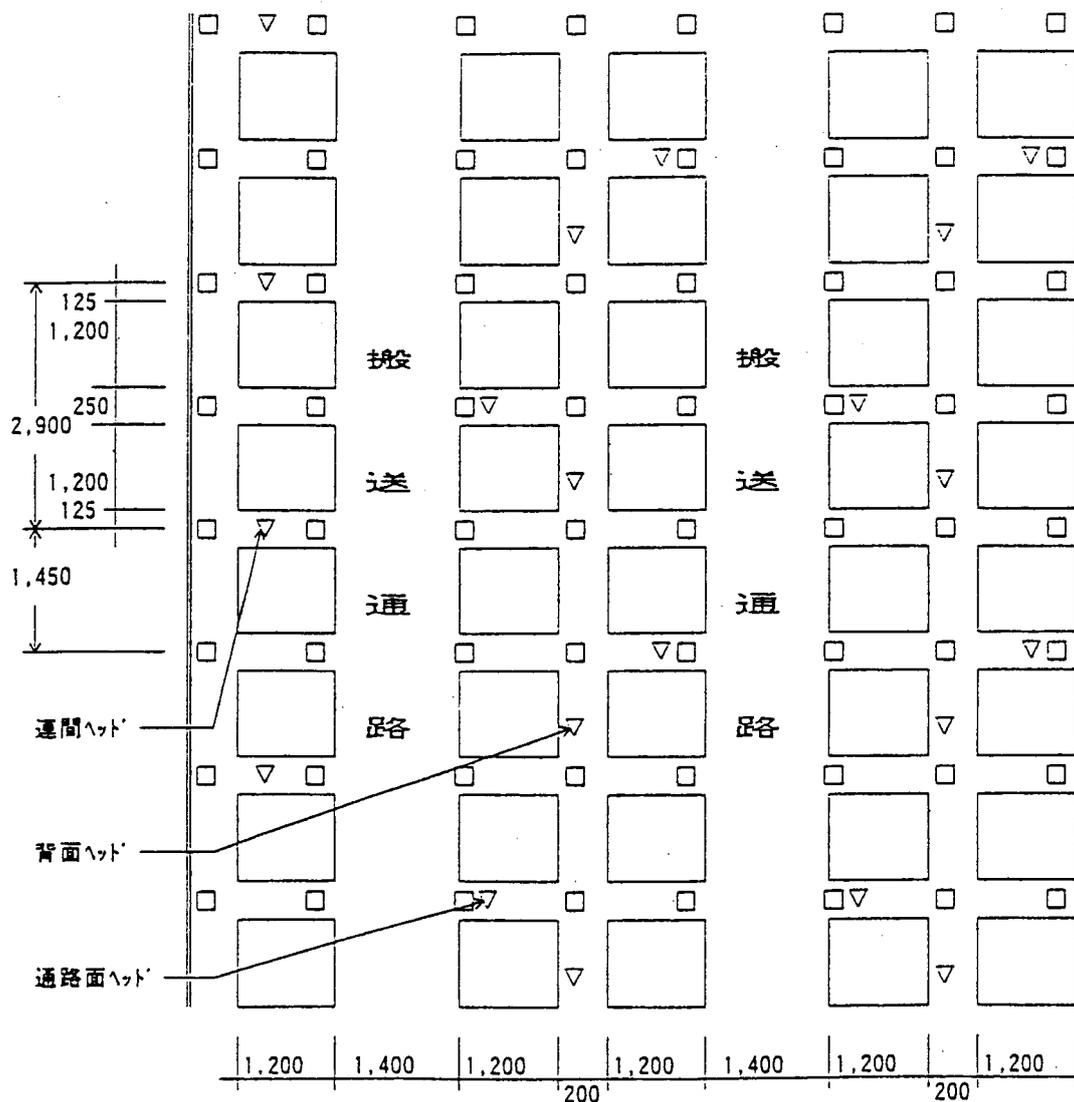


階平面

別図7-3/3

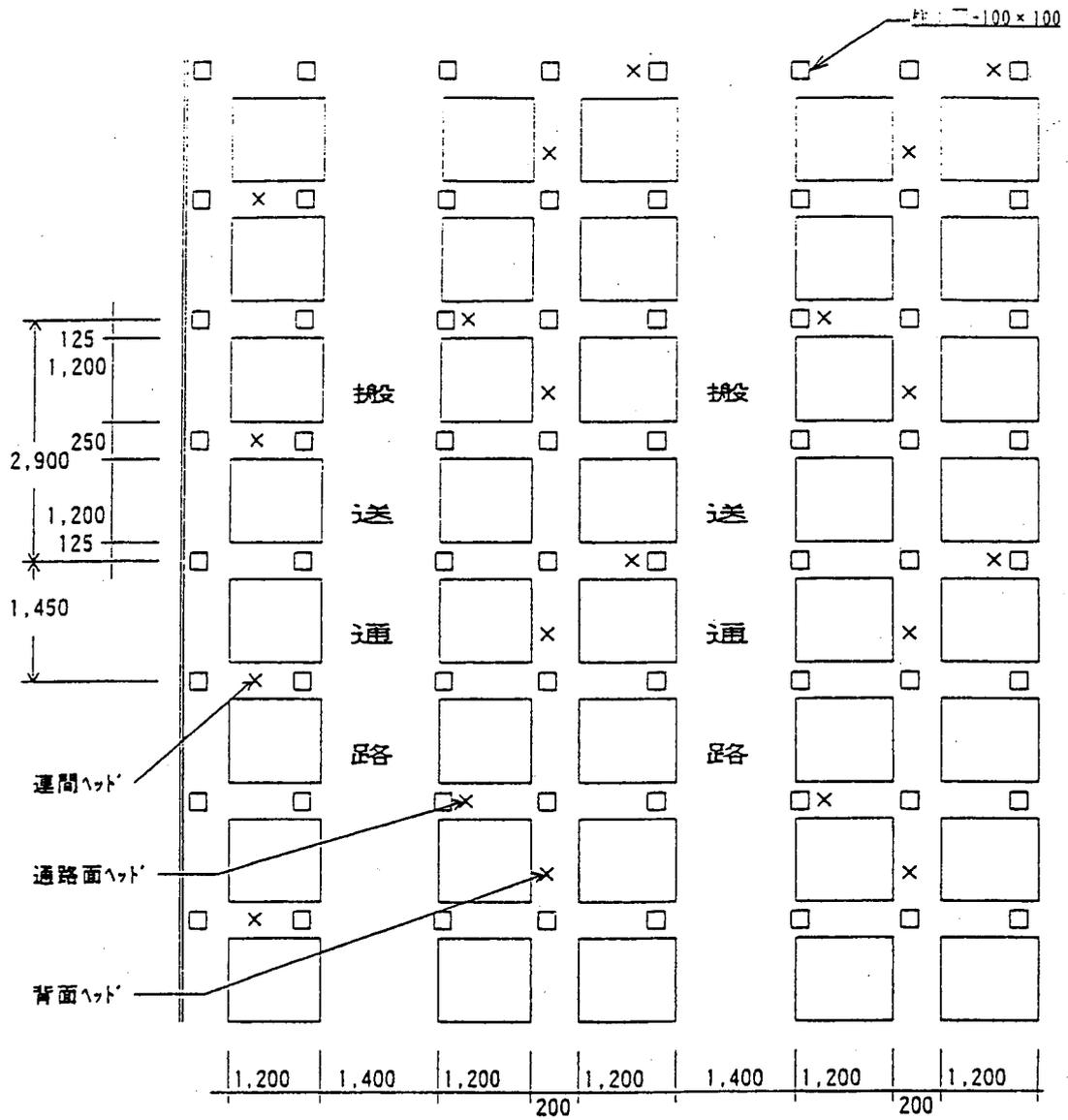
8. 等級IV (延焼拡大危険性が著しく低いもの)

- 条件
1. 水平遮へい板 : 無し
 2. 双列ラック (通路面ヘッドと背面ヘッドの併用)
 - : 通路面ヘッド、 $r \leq 2,500$ 、かつ、4連以下、 $H \leq 6,000$
 - : 背面ヘッド、 $r \leq 2,500$ 、かつ、2連以下、 $H \leq 6,000$
 3. 単列ラック : 連間ヘッド、 $r \leq 2,500$ 、かつ、2連以下、 $H \leq 6,000$
 4. 天井又は小屋裏 : $r \leq 2,100$
 5. 収納物等 : $W1,200 \times D1,200 \times H1,500$
 6. ラック高 : 約26m、通路幅 : 約1.4m



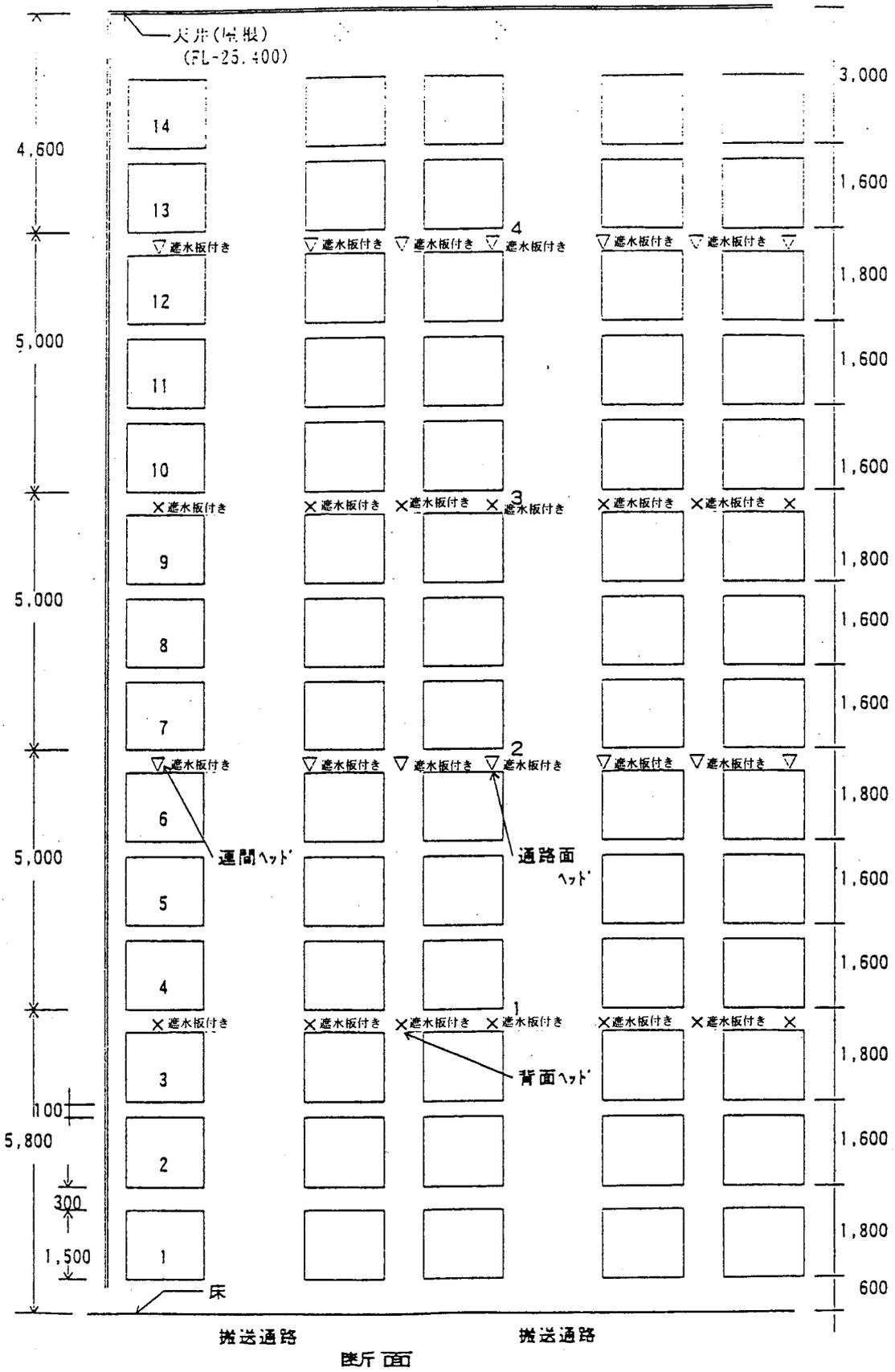
平面 (レベル2、4配置)

別図8-1/3



平面 (レベル1、3配置)

別図8-2/3



別図8-3/3

第4 泡消火設備（令第15条、規則第18条、条例第49条、平成13年告示第19号関係）

1 水源

第2 屋内消火栓設備1を準用すること。ただし、飲料水用の水源とは兼用しないものとする。

2 加圧送水装置

第2 屋内消火栓設備2（(2)ウ（ア）を除く。）を準用すること。

3 配管

第2 屋内消火栓設備3（(1)から(6)まで、(11)を除く。）を準用すること。

4 固定式

(1) ポンプの吐出量は、次によること。（高発泡用泡放出口を用いるものを除く。）

ア 隣接する二放射区域（(13)項口の防火対象物にあっては、一放射区域）に設ける泡ヘッドの設置個数が、最大となる部分に設けられたすべての泡ヘッドから、設計圧力の許容範囲で放出できる量以上とすること。

●

イ 防火対象物の同一階に固定式と移動式の泡消火設備を設置し、加圧送水装置を兼用する場合は、両方式の必要吐出量を合算したものとすること。

(2) 水源の水量

ア 前(1)アに定める泡ヘッドを同時に使用した場合に標準放射量で10分間放射することができる泡水溶液を作るのに必要な量以上の量とすること。

イ 防火対象物の同一階に固定式と移動式の泡消火設備を設置した場合の水源の水量は、両方式を合算した量以上とすること。

(3) 放射区域

ア フォームヘッドを用いる泡消火設備

(ア) 放射区域は、原則として、不燃材料で作られた壁又は天井より0.4m以上突き出したはり等により区画された区域とするよう設けること。●

(イ) 不燃材料の壁等により火災の区域が限定される場合にあっては、放射区域を50㎡未満とすることができるものであること。

イ フォーム・ウォーター・スプリンクラーヘッドを用いる泡消火設備

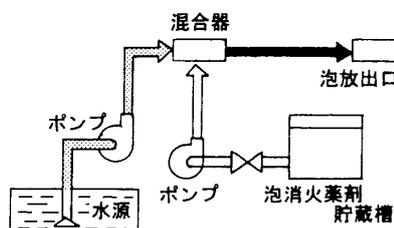
令別表第1(13)項口の防火対象物にあっては、当該部分の床面積の3分の1以上の面積であること。また、200㎡以上（当該面積が200㎡未満となる場合にあっては、当該床面積）となるように設けること。●

(4) 泡消火薬剤混合装置等

ア 混合方式は、プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式、プレッシャー・プロポーショナー方式、ポンプ・プロポーショナー方式等とし、使用する泡消火薬剤の種別に応じ、規定される希釈容量濃度が確実に得られるものであること。

(ア) プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式

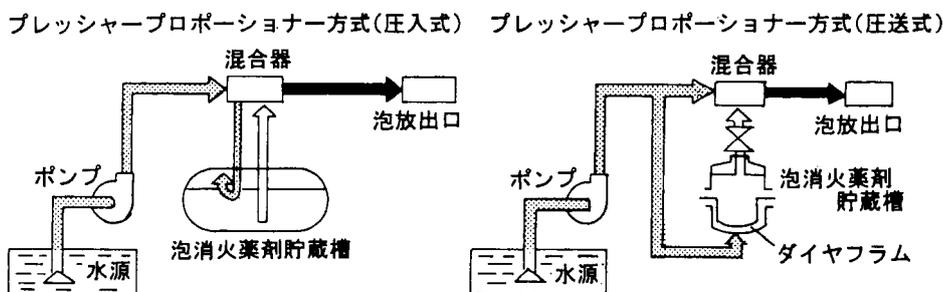
送水管系統の途中に圧入器を設け、泡消火薬剤貯蔵槽から泡消火薬剤ポンプで泡消火薬剤を圧送して指定濃度の泡水溶液とするものである。



第4-1図

(イ) プレッシャー・プロポーショナー方式

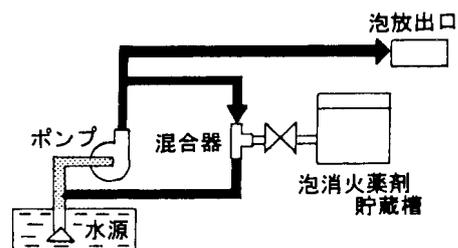
送水管系統の途中に泡消火薬剤比例混合槽（ベンチュリー作用により流水中に泡消火薬剤を吸い込むもの）と置換吹込器を接続して、水を泡消火薬剤貯蔵槽内に送り込み、泡消火薬剤との置換と送水管への泡消火薬剤吸入作用との両作用によって流水中に泡消火薬剤を混合させて指定濃度の泡水溶液とするものである。



第4-2図

(ウ) ポンプ・プロポーショナー方式

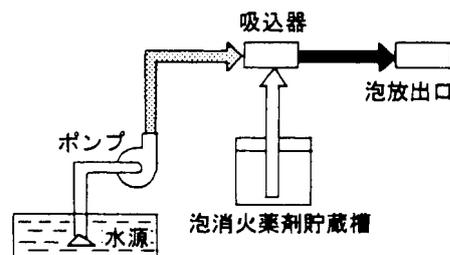
加圧送水装置のポンプの吐出側と吸水側を連絡するバイパスを設け、そのバイパスの途中に設けられた吸込器にポンプ吐水の一部を通し、泡消火薬剤調量弁でその吸込量を調節し、泡消火薬剤貯蔵槽からポンプ吸込側に泡消火薬剤を吸引して指定濃度の泡水溶液とするものである。



第4-3図

(エ) ライン・プロポーショナー方式

送水管系統の途中に吸込器を接続し、泡消火薬剤を流水中に吸い込ませ、指定濃度の泡水溶液として送水管によりヘッド、ノズル等に送り、空気を吸い込んで泡を発生させるものである。



第4-4図

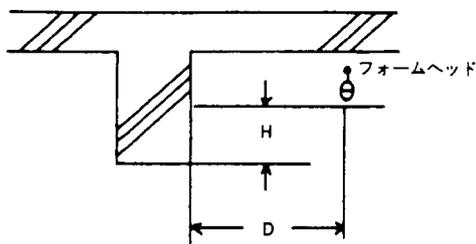
イ 設置場所は、第2 屋内消火栓設備 2 (1)に準じた場所とすること。ただし、泡消火薬剤及び水を混合させる部分に用いるベンチュリー管等の機器（以下「混合器」という。）又は泡消火薬剤及び水を混合させる部分の配管結合は、放射区域を受け持つ一斉開放弁の直近に設けること（一斉開放弁までの配管内に規定濃度の泡水溶液を常時充水する配管設備とする場合を除く。）。

ウ 起動装置の作動から泡放出口の泡水溶液の放射までに要する時間は、おおむね1分以内であること。

(5) フォームヘッド

ア 使用するフォームヘッドの取付け高さ及び取付け間隔は、フォームヘッドの性能評定によるものとし、かつ、放射区域の各部分から一のフォームヘッドまでの水平距離が2.1m以下となるように設けること。●

イ はり、たれ壁等がある場合のフォームヘッドの設置は、第4-5図及び第4-1表の例によること。ただし、当該ヘッドからの放射が妨げられる部分が他のフォームヘッドにより有効に警戒される場合にあっては、この限りでない。●



第4-5図

第4-1表

D (m)	H (m)
0.75未満	0
0.75以上 1.00未満	0.10未満
1.00以上 1.50未満	0.15未満
1.50以上	0.30未満

(6) 起動装置

ア 自動式の起動装置

(ア) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる場合●

a スプリンクラーヘッドは、放射区域ごとに次により設けること。

(a) 標示温度は、79°C未満のものを使用し、1個の警戒面積は、20㎡以下とすること。

(b) 取付面の高さは、床面から5m以下とし、火災を有効に感知できるように設けること。

b 起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあつては、第3 スプリンクラー設備5(1)アの例によること。

(イ) 感知器を用いる場合●

a 感知器は放射区域ごとに規則第23条第4項に規定される基準の例により設けること。

b 感知器の種別は、熱式の特種(定温式に限る。)、1種又は2種とすること。

イ 手動式の起動装置

起動装置の操作部は、次によること。

(ア) 火災の際、容易に接近できる位置に設けること。

(イ) 自動車の修理若しくは整備の用に供される部分又は駐車場の用に供される部分(以下「駐車場等の部分」という。)に設けるものにあつては、放射区域ごとに1個以上設けること。

(ウ) 令別表第1(13)項口の防火対象物にあつては、放射区域ごとに火災の表示装置の設置場所及び放射区域の直近で操作に便利な場所に集結してそれぞれ1個以上設けること。

(エ) 押しボタン、バルブ、コック等により一動作で起動操作が行えるものとする。 (防護装置をはずす等の動作を除く。)

ウ フォームヘッドによる固定式泡消火設備(駐車場等の部分に設けるもの)は、自動式及び手動式の起動装置を設けること。

(7) 流水検知装置及び自動警報装置

第3 スプリンクラー設備8(1)を除く。)を準用するほか、次によること。

ア 一の流水検知装置が警戒する区域の面積は3,000㎡以下とすること。●ただし、主要な出入口から内部を見とすることができる場合にあっては、当該面積を3,000㎡以上とすることができる。●また、2以上の階にわたらないこと。

イ 一斉開放弁を電氣的に作動させるものにあつては、信号回路が断線した場合に自動的に警報を発する装置を設けること。

(8) 試験装置

一斉開放弁には、第3 スプリンクラー設備9(4)の例により作動試験装置を設けること。●

(9) 泡消火薬剤の貯蔵量

規則第18条第3項に規定される泡消火薬剤の貯蔵量（高発泡用泡放出口を用いるものを除く。）は、(2)ア又はイに定める泡水溶液の量に泡消火薬剤の種別に応じた希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。

(10) 泡消火薬剤貯蔵タンク

ア 泡消火薬剤に適した材質で造られたもの又はこれに代わる措置が講じられたものとする。

イ 加圧送水装置若しくは泡消火薬剤混合装置の起動により圧力が加わるもの又は常時加圧された状態で使用するものにあつては、圧力計を設けること。

ウ 泡消火薬剤の貯蔵量が容易に確認できる液面計又は計量棒等を設けること。

エ 労働安全衛生法の適用を受けるものにあつては、当該法令に規定される基準に適合するものであること。

オ 貯蔵槽の設置場所は、搬入、点検又は補修に必要な空間及び通路、換気、室温（使用泡消火薬剤に適した室温をいう。）、照明並びに排水口を確保すること。

5 機械式駐車装置に設ける固定式泡消火設備

機械式駐車装置（複数の段に駐車できるもの）に固定式泡消火設備を設ける場合は、前4によるほか、次によること。

(1) フォームヘッドは、各段とも有効に防護できるように設けること。

(2) 火災感知部は、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるものとし、天井面等の感知しやすい部分に取り付けること。

(3) 規則第18条第4項第5号の規定の適用にあつては、機械式駐車装置の据えられた部分の水平投影面積とすること。

6 移動式

(1) 設置場所

規則第18条第4項第1号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」とは、次のいずれかの場所以外の場所が該当するものであること。

ア 駐車場等の部分に設けるもの

(ア) 外気に開放された屋上駐車場

(イ) 高架下の駐車場等で周壁がなく柱のみである部分又は周囲の鉄柵のみで囲まれている部分

(ウ) 壁面について、常時直接外気に開放されている場所で、かつ、当該開口部の合計面積（天井高のおおむね2分の1より上方で算定する。）が、見付壁面積の合計の20%以上となるもの（開口部が著しく偏在する場合を除く。）

(エ) 壁面の長辺の一边について常時直接外気に開放されており、かつ、他の一边について当該壁面の面積の2分の1以上が常時直接外気に開放されているもの

※ 「長辺の一边について常時直接外気に開放」とは、柱、はり等の部分を除き当該壁面の前面が常時直接外気に開放されていることをいう。

(オ) 構造上必要な柱及びはり（500mm未満に限る。）を除き、壁面の四辺の上部500mm以上の部分が常時外気に直接開放されているもの

(カ) 屋根（これに相当するものを含む。）に直接外気に開放された開口部を有する場所で、かつ、当該開口部の合計面積が当該場所の床面積の10%以上となるもの（開口部が著しく偏在する場合を除く。）

(キ) 地上1階にある防護区画のうち外部から容易に開放することができる開口部を有するもので、かつ、当該開口部の有効開口面積の合計（階高のおおむね2分の1より上方で算定する。）が見付壁面積の合計の25%以上となるもの

(ク) 火災時の煙発生量、防火対象物の形態、排煙機能等を総合的に勘案し、火災の際、煙を有効に排除でき、かつ、安全に消火活動等が実施できると認められる場所

(ケ) 別記「多段式の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について」に掲げる基準に適合するもの

(注) ・(ウ)及び(キ)において、有効開口面積の算定を行う際、500mm未満のほりについては無視して差し支えないものとする。

・壁面の開口部については、建築物、工作物等の煙の排出の障害となるもの又は隣地境界線から1m以上離れていること。

・内部に防火区画が存する場合は、区画された部分ごとに、それぞれの基準に該当するかを判断すること。

・内部に煙の排出に支障となるシャッター等により囲まれている部分が存する場合、当該部分は、「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」に該当するものとする。

・同一の防火区画内において、次に掲げるものに該当する部分が存する場合は、当該部分ごとに判断して差し支えないものとする。

① 外部の誘導路（ランプ）とその他の部分など、防火対象物の形態、排煙機能等が異なり、部分ごとに判断することが適当であると認められる場合

② 車路と荷捌場など、使用形態等が異なる隣接部分に移動式以外の水噴霧消火設備等が設置されている場合

イ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫等に設けるもの

令別表第1(13)項口の防火対象物又は屋上部分で回転翼航空機等の発着の用に供されるもののうち、次に掲げる部分

(ア) 前アに準じた場所（令別表第1(13)項口の防火対象物にあつては、主用途部分の床面積の合計が1,000㎡以上のものを除く。）

(イ) 格納位置が限定されるもので、当該格納位置以外の部分

(2) ポンプの吐出量

規則第18条第4項第9号ハ(イ)に規定されるポンプの吐出量は、次の量とすること。

ア 駐車場等に設けるもの

(ア) 同一階におけるノズルの設置個数が1のものにあつては、130L/min以上の量

(イ) 同一階におけるノズルの設置個数が2以上のものにあつては、260L/min以上の量

イ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫等に設けるもの

同一階又は屋上部分でノズルの設置個数が1のものにあつては、260L/min以上、2以上のものにあつては、520L/min以上の量

(3) ポンプの全揚程

規則第18条第4項第9号ハ(ロ)に規定されるノズル先端の放射圧力換算水頭は、35m以上とすること。

(4) 泡消火薬剤混合装置等

ア 混合方式は、プレッシャー・プロポーショナー方式、プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式、ライン・プロポーショナー方式（ピックアップ式を除く。）とすること。

イ プレッシャー・プロポーショナー方式の混合器及び泡消火薬剤槽は、泡放射用器具の格納箱内に収納しておくこと。

ウ プレッシャー・サイド・プロポーション方式の混合器（2管式のものに限る。）は、泡放射用器具の格納箱内に収納するか又はその直近（おおむね5m以内）に設置すること。

エ 泡消火薬剤の貯蔵量及び泡消火薬剤貯蔵タンクは、4(9)及び(10)の例によること。

(5) 起動装置

第2 屋内消火栓設備4を準用すること。ただし、4(1)ウ(ア)中の数値は、0.4MPaと読み替えるものとする。

(6) 泡放射用格納箱

第2 屋内消火栓設備7(1)(ア、オ及びカを除く。)を準用するほか、次によること。

ア 火災の際、容易に到達でき、かつ、使用できる場所に設けるほか、次によること。

(ア) 壁際に設ける場合等で、直近の火災の際に容易に到達できないことが予想される場所にあつては、他の移動式消火設備で当該場所を有効に警戒できるよう配置すること。●

(イ) 車両の移動等により損傷を受けるおそれのある場所に設ける場合にあつては、適当な防護対策を施すこと。●

イ 加圧送水装置の始動を明示する表示灯を箱の内部又は直近に設けること。ただし、規則第18条第4項第4号ロに規定する赤色の灯火が点滅することにより、始動を確認できる場合は、この限りでない。

ウ 長さ20m以上のホース及びノズルを収納するものであること。

7 表示

(1) 制御弁の直近及び手動起動装置部分には、第3 スプリンクラー設備14(1)及び(4)を準用し、表示をすること。この場合、「スプリンクラー」を「泡消火設備」と読み替える。

(2) 混合器及び送液ポンプには、送液方向を示すこと。●

(3) 消火薬剤貯蔵タンクを設置した場所には、薬剤の種別、希釈容量濃度、薬剤量等を表示すること。●

(4) 泡放射用具格納箱又はその直近に、当該設備の操作方法を表示すること。●

8 貯水槽の耐震措置

第2 屋内消火栓設備5を準用すること。

9 非常電源、配線等

第2 屋内消火栓設備6を準用すること。

10 総合操作盤

第2 屋内消火栓設備8を準用すること。

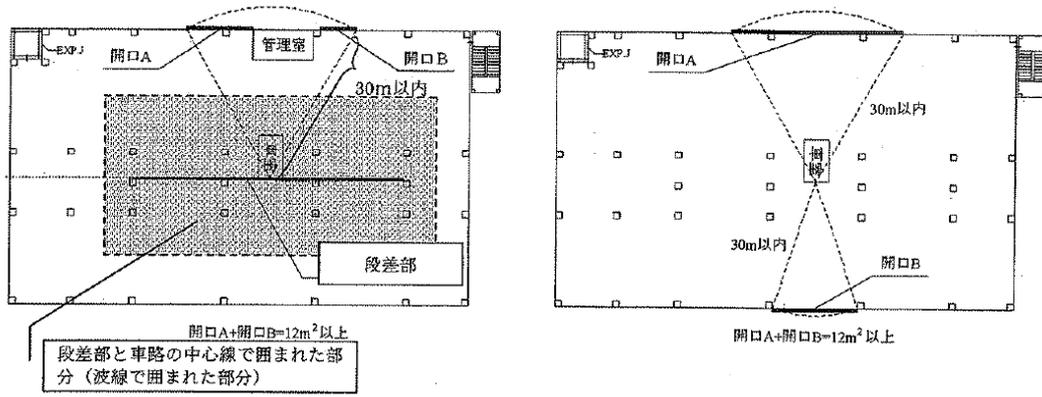
別記

多段式の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置について

次の1から4までの全ての基準に適合する多段式自動車車庫にあつては、規則第18条第4項第1号「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び規則第19条第6項第5号「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所以外の場所」に含まれるものであり、また、その他の規定にかかわらず、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置する場合にあつては、移動式の消火設備とすることができること。

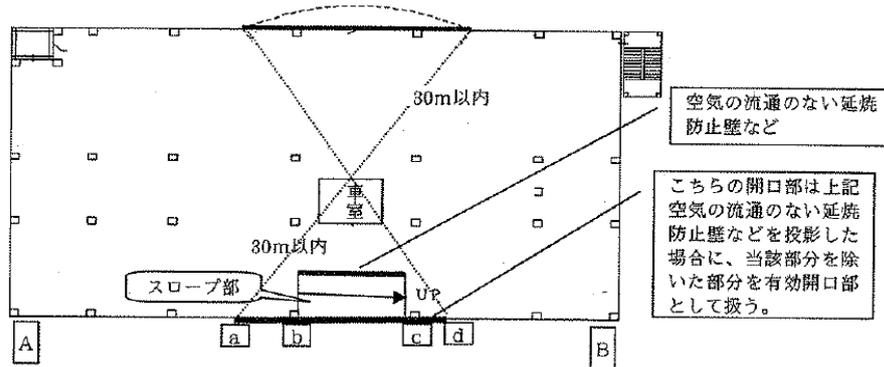
- 1 建基法第68条の26に基づき、建基令第108条の3第1項第2号及び第4項に規定する国土交通大臣の認定を受けていること。
- 2 自走式自動車車庫部分の外周部の開口部の開放性は、次の(1)から(3)までの全ての基準を満たしていること。ただし、この場合において外周部に面して設けられる付帯施設が面する部分の開口部及び外周部に面して設けられているスロープ部（自動車が上階又は下階へ移動するための傾斜路の部分。以下同じ。）であつて、当該スロープ部の段差部に空気の流通のない延焼防止壁などが設けられている場合、当該空気の流通のない延焼防止壁などを外周部に投影した当該部分の開口部は開口部とみなさないこと（別図1及び2参照）。
 - (1) 常時外気に直接開放されていること。
 - (2) 各階における外周部の開口部の面積の合計は、当該階の床面積の5%以上であるとともに、当該階の外周長さに0.5mを乗じて得た値を面積としたもの以上とすること。
 - (3) 車室の各部分から水平距離30m以内の外周部において12.0㎡以上の有効開口部（床面からはり等の下端（はり等が複数ある場合は、最も下方に突き出したはり等の下端）までの高さ1/2以上の部分で、かつ、はり等の下端から50cm以上の高さを有する開口部に限る（別図3参照）。）が確保されていること。（別図1参照）
- 3 直通階段（建基令第120条に規定するものをいう。スロープ部を除く。）は、いずれの移動式の消火設備の設置場所からその一の直通階段の出入口に至る水平距離が65m以内に設けてあること。
- 4 隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部の間に0.5m以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5m以上）を設けること（1.0m以上の距離を確保した場合を除く。）。ただし、五層六段以上の自走式自動車車庫については、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物との距離は2m以上とし、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5m以上）を設けること（3m以上の距離を確保した場合を除く。）。

別図 1

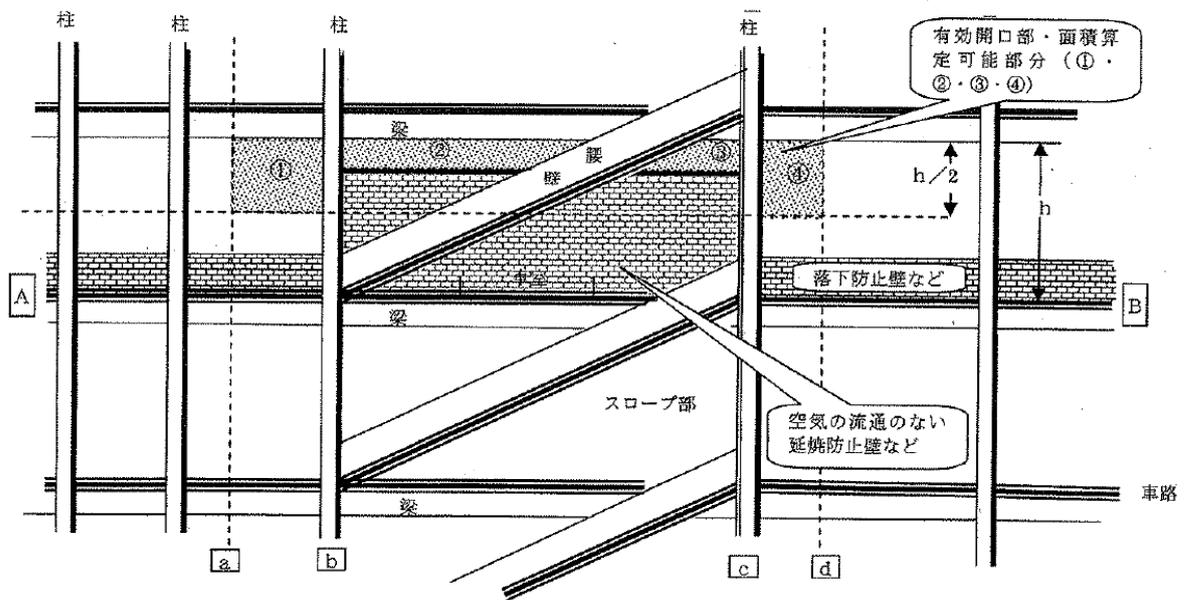


別図 2

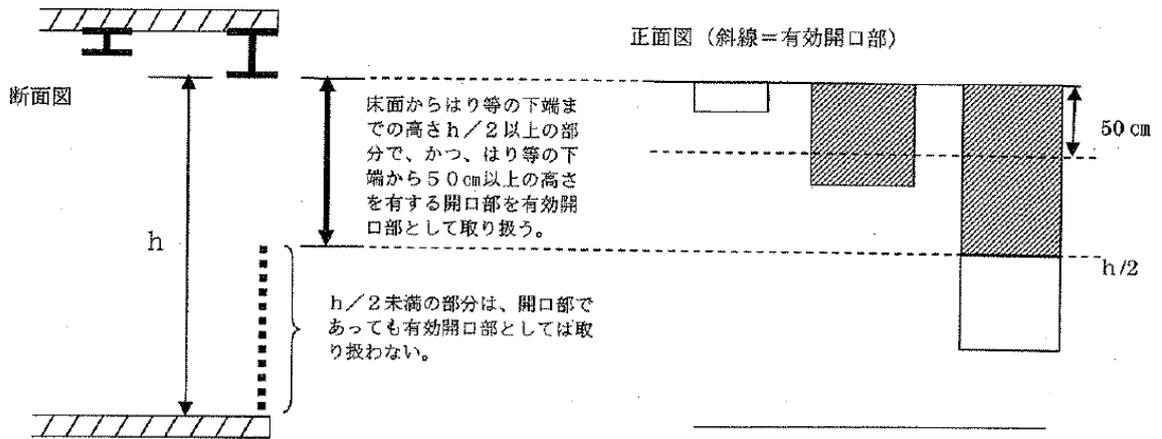
平面図



A—B外周部の拡大断面図



別図 3



第5 不活性ガス消火設備（令第16条、規則第19条、条例第49条、昭和51年告示第2号及び第9号、平成7年告示第1号、第2号、第3号及び第7号、平成13年告示第38号、令和4年告示第8号関係）

1 防火対象物又はその部分に応じた放出方式、消火剤の種類

二酸化炭素のほか、二酸化炭素以外の不活性ガス（以下「イナートガス」という。）が使用できる部分は、令第13条及び条例第49条の表中に掲げられているが、二酸化炭素及びイナートガスの特性を踏まえ、次表により取り扱うこと。

第5-1表 不活性ガス消火設備の部分ごとの放出方式・消火剤の種類

防火対象物又はその部分		放出方式	全 域		局 所	移 動
		消火剤	二酸化炭素	イナートガス	二酸化炭素	二酸化炭素
常時人がいない部分以外の部分			×	×	×	○
道路の用に供する部分	屋上部分		×	×	×	○
	その他の部分		×	×	×	×
防護区画の面積が1,000㎡以上又は体積が3,000㎡以上のもの			○	×	/	/
常時人がいない部分	自動車の修理又は整備の用に供される部分		○	○	○	○
	駐車のに供される部分		○	○	×	×
	多量の火気を使用する部分		○	×	○	○
	発電機室等	ガスタービン発電機が設置	○	×	○	○
		その他のもの	○	○	○	○
	通信機器室			○	○	×
指定可燃物を貯蔵し、取り扱う部分	綿花類、木毛及びびかんなくず、ぼろ及び紙くず（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を除く。）、糸類、わら類又は合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずに限る。）に係るもの 木材加工品及び木くずに係るもの		○	×	×	×
	可燃性固体類等、可燃性液体類又は合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを除く。）に係るもの		○	×	○	○

○：設置できる ×：設置できない

注) 1 施錠管理され、毎日定期的に点検員が点検のため入室する電気設備室、通信機械室、ボイラー室等は、「常時人がいない部分」にあたるものであること。

2 自走路を有する機械式駐車場は、原則として「常時人がいない部分以外の部分」にあたるものであること。

2 固定式

(1) 全域放出方式

ア 消火剤（イナートガスを放射するものに限る。）

(ア) 消火剤の貯蔵量は、放射した場合の防護区画内の濃度が、消炎濃度に適切な安全率を見込んだ濃度（以下「設計消火剤濃度」という。）以上で、かつ、生態に対する影響の観点から許容できる濃度（以下「許容濃度」という。）以下となる量とすること。

第5-2表

消火剤の種別	設計消火剤濃度	許容濃度
窒素	40.3%	52.3%
I G-55	37.9%	43%
I G-541	37.6%	43%

(イ) 放射する消火剤の量は、個々の防護区画ごとに規則第19条第4項第1号口の規定により求められる量であって、複数の防護区画がある場合に同項第3号の規定により求められる最大の量でないこと。したがって、複数の防護区画がある場合には、各防護区画内の濃度が第5-2表の範囲内に入り、個々の防護区画で放射すべき消火剤の量が異なるものであること。

イ 貯蔵容器の設置場所

(ア) 防護区画を通ることなく出入りできる場所であること。●

(イ) 不燃材料で造った壁、柱、床又は天井（天井のない場合にあっては、屋根）で区画し、開口部には防火戸を設けた室であること。

(ウ) 振動、衝撃、腐食等を受けるおそれの少ない場所であること。●

(エ) 搬入、点検又は補修に必要な空間、換気及び照明を確保すること。●

(オ) 出入口には、二酸化炭素又はイナートガスの貯蔵容器置場である旨及び「立入禁止」と表示するほか、当該設置場所には、次により概要表示等を行うこと。●

a 消防用設備等の概要

1 設置場所
2 防護容積
3 ヘッドの種別及び数量
4 放出方式及び放射時間
5 消火薬剤の種別・数量
6 加圧ガスの種別・数量
7 その他必要な事項
8 設置年月
9 施工者名

(注) 防護区画が2以上の場合は、設置場所、防護容積等に、それぞれ防護区画が分かるよう区別表示を行うこと。

b 消火薬剤（加圧用ガスを含む。）の表示

二酸化炭素消火薬剤（及び加圧用ガス）

1 種別
2 薬剤量
3 充てん比又は充てん圧力
4 充てん年月

(カ) 規則第19条第5項第19号イ（ホ）により室の外側に設ける標識は、次の例によること（二酸化炭素を放射するものに限る。）。

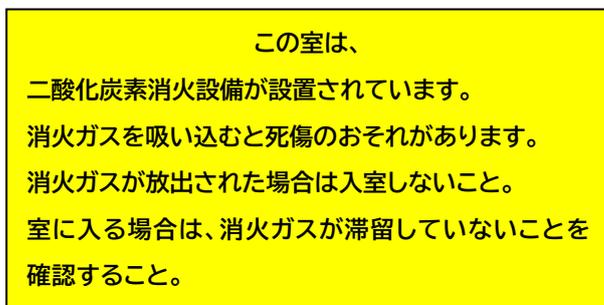


30cm

30cm

第5-1図 J I S A 8312 (2021) の図A. 1

大きさ：縦30cm以上、横30cm以上
 地色：白色
 人：黒色
 煙：黄色
 文字：「CO₂」及び「二酸化炭素 CARBON DIOXIDE」は黒色、「危険」及び「DANGER」は黄色とする。
 シンボル：地色は黄色、枠は黒色、感嘆符は黒色とする。



大きさ：縦20cm以上
 横30cm以上
 地色：黄色
 文字色：黒色

第5-2図 標識の例（貯蔵容器の設置場所、防護区画）

ウ 貯蔵容器の性能

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び同法に基づく命令に定める検査に合格したもので、高圧式のものにあつてはゲージ圧力24.5MPa以上の耐圧試験に合格したものであること。

エ 選択弁

- (ア) 規則第19条第5項第11号ニに規定する選択弁は、認定品とすること。●
- (イ) 貯蔵容器の直近又は火災の際容易に接近することができ、かつ、人がみだりに出入りしない場所に設けること。●
- (ウ) 貯蔵容器から各防護区画へは、3以上の選択弁を経由しないこととし、複数の選択弁を経由する場合は、次によること。●
 - a 選択弁の起動をガス圧で行うものは、次によること。
 - (a) 選択弁ごとに起動ガスポンペを設置すること。

- (b) 起動ガスボンベ用ソレノイドに至る配線は耐熱配線とすること。
- b 系統選択弁（貯蔵ボンベ室集合管からの一次弁）は貯蔵ボンベ室内に設置すること。
- c 貯蔵ボンベの開放は、系統選択弁用の起動ガスによること。
- d 区画選択弁（系統選択弁からの二次弁）を貯蔵ボンベと異なる場所に設置する場合は、次によること。
 - (a) 専用の機器室又はパイプシャフト等に設置すること。
 - (b) パイプシャフト等を他の配管と共用する場合には、保護箱（不燃材料製）で覆い、区画選択弁である旨の表示をすること。
 - (c) 専用の機器室又はパイプシャフトの扉は不燃材料製とし、扉の表面には区画選択弁である旨の表示をすること。
- e 系統選択弁と区画選択弁の間には、相互に作動状態を表示する装置（表示灯等）及び相互通話装置を設置すること。

オ 放出弁

規則第19条第5項第10号に規定する放出弁は、認定品とすること。●

カ 容器弁等

規則第19条第5項第6号の2、第8号、第9号ニ、第12号及び第13号ハに規定する容器弁、安全装置及び破壊板は、認定品とすること。●

キ 容器弁開放装置

手動でも開放できる構造であること。●

ク 配管

(ア) 起動用ガス容器と貯蔵容器を接続する操作管には、起動用ガス容器内のガスの漏えいにより貯蔵容器が開放しないよう誤作動防止のための逃がし弁（起動用ガス容器内のガス漏えい時の低圧では開放して操作管内の圧力上昇を防止し、起動用ガス容器開放時の高圧では閉止する機能を有する弁をいう。以下同じ。）を設けること。ただし、操作管への逃がし弁の設置以外の方法により操作管内の圧力上昇による誤作動を防止するための措置が講じられている場合は、この限りでない（二酸化炭素を放射するものに限る。）。●

(イ) 前(ア)により設ける逃がし弁は、「二酸化炭素消火設備の設置に係るガイドライン」（令和4年11月24日消防予第573号）別紙に適合するものとする。●

(ウ) 配管径は、落差損失及び摩擦損失を計算の上、各ヘッドにおいて規定値以上の放射圧力で放射時間内に放射できるものであること。

(エ) 閉止弁は、規則第19条第5項第19号イ（ハ）により、「不活性ガス消火設備等の閉止弁の基準」（令和4年告示第8号）に適合するものを設置するほか、閉止弁の閉止状態を作業員等が十分判別できるよう、操作箱に点滅する表示灯を設け、かつ、受信機又は制御盤にも点滅する表示灯を設けること（二酸化炭素を放射するものに限る。）。●

(オ) 前(エ)に示す表示灯による点滅表示ができない場合は、作業員等が閉止弁の閉止状態を判別するための警報音を付加すること（二酸化炭素を放射するものに限る。）。●

ケ 噴射ヘッド

規則第19条第2項第4号に規定する噴射ヘッドは、認定品とすること。●

コ 防護区画の構造等

(ア) 防護区画は、2以上の居室等にまたがらないこと。●ただし、通信機器室、電子計算機室の附室等で次のすべてに該当する場合は、同一の防護区画として取り扱うことができる。

- a 他の消火設備の設置又は有効範囲内の部分とすることが構造上困難であること。

- b 廊下、休憩室等の用に供されないこと。
 - c 主たる部分と同一防護区画とすることに構造、機能上妥当性があること。
- (イ) 防護区画の避難上主要な扉は、避難の方向に開くことができるものとし、放出された消火剤が漏えいしない構造とすること。
- (ウ) 開口部にガラスを用いる場合にあっては、網入りガラス、線入りガラス又はこれらと同等以上の強度を有するものとする。
- (エ) 防護区画には、2方向避難ができるよう2以上の出入口を設けるとともに、原則として当該防護区画の各部分から一の避難口までの歩行距離は30m以下であること。●
- (オ) 防護区画に設ける出入口の扉は、当該防護区画の内側から外側に開放される構造のものとする。●
- (カ) 防護区画内には、避難経路を明示することができるよう誘導灯を設けること。●ただし、非常照明が設置されているなど十分な照明が確保されている場合にあっては、誘導標識によることができる。
- (キ) ダクト等の開口部はダンパー等を設け、不活性ガス消火設備の起動と連動して閉鎖すること。ただし、消火効果を減ずるおそれのないもの又は保安上危険がないものにあつては、この限りでない。
- (ク) ダンパー等を復旧するための操作部は、防護区画外で容易に接近できる場所又は中央管理室等に設けること。●
- (ケ) 気体燃料又は液体燃料を使用する機器は、起動装置と連動して燃料を自動的に遮断する機構を設けること。●
- (コ) 前(キ)と(ケ)の閉鎖及び遮断にガス圧を用いるものにあつては、起動用ガス容器のガスを用いない方式であること。
- (サ) 規則第19条第5項第4号イ(ロ)及びロに規定する自動閉鎖装置は、次に定める機能及び構造を有すること。
- a 防火戸は、随時閉鎖することができ、かつ、起動装置と連動して閉鎖できるものであること。
 - b 防火戸は、消火剤の放射圧力に耐え、かつ、放射された消火剤が著しく漏えいしない構造のものであること。
 - c 防火戸を電気により閉鎖させるものにあつては、非常電源を附置したものであること。
- (シ) 規則第19条第5項第22号の2に規定する「防護区画内の圧力上昇を防止するための措置」として避圧口を設ける場合の開口部の面積算定方法は、次の式によること(イナートガスを放射するものに限る。)
- $$A = 134Q / \sqrt{P - \Delta P}$$
- A : 避圧口面積 (cm²)
 Q : 噴射ヘッドからの最大流量 (m³/分)
 P : 防護区画の許容圧力 (Pa)
 ΔP : ダクトの損失 (Pa)
- (ス) 避圧口に接続されるダクトは、避圧口以上の大きさを有するものとし、避圧に影響を及ぼす曲折部を設けないこと。ただし、避圧の影響を考慮した避圧口を設置する場合には、曲折部を設けることができる(イナートガスを放射するものに限る。)
- (セ) 避圧口には、外気が防護区画内に流入しないようレリーフダンパー等を設けること(イナートガスを放射するものに限る。)
- (ソ) 避圧口からの排出先は、ソ(イ)g(a)から(c)までに定める屋外の安全な場所とすること(イナートガスを放射するものに限る。)

(タ) 防護区画を構成する区画壁は、消火剤が漏えいするおそれがない構造とすること。特に、ALCパネル、押出成形セメント板等の工場生産された規格部材等による施工方法を用いたものにあつては、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てんその他の必要な漏えい防止を講じること。●

サ 防護区画に隣接する部分の構造等（二酸化炭素を放射するものに限る。）

防護区画に隣接する部分は、次によること。

なお、規則第19条第5項第19号の2ただし書の「防護区画において放出された消火剤が開口部から防護区画に隣接する部分に流入するおそれがない場合又は保安上の危険性がない場合」としては、隣接する部分が直接外気に開放されている場合又は外部の気流が流通する場合、隣接する部分の体積が防護区画の体積の3倍以上である場合（防護区画及び当該防護区画に隣接する部分の規模・構造から判断して、隣接する部分に存する人が高濃度の二酸化炭素を吸入するおそれのある場合を除く。）その他漏えいした二酸化炭素が滞留し人命に危険を及ぼすおそれがない場合が該当するものであること。

(ア) 防護区画に隣接する部分に設ける出入口の扉（当該防護区画に面するもの以外のものであつて、通常の入出り又は退避経路として使用されるものに限る。）は、当該部分の内側から外側に容易に開放される構造のものとする。●

(イ) 防護区画に隣接する部分には、防護区画から漏えいした二酸化炭素が滞留するおそれのある地下室、ピット等の窪地が設けられていないこと。●

(ウ) 防護区画に隣接する部分には、エレベーター（非常用エレベーターを除く。）の乗降ロビーの設置を避けること。●

なお、やむを得ず設置する場合にあつては、不活性ガス消火設備の作動と連動してエレベーターが当該階に停止しないようにするとともに、二酸化炭素放出後におけるエレベーターの運行、人員管理等の対応を的確に行うこと。この場合において当該エレベーター内の放出表示灯については、設置を免除して差し支えないこと。

シ 制御盤等

(ア) 不活性ガス消火設備には、次の制御盤及び火災表示盤を設けること。ただし、自動火災報知設備の受信機又は制御盤が火災表示盤の機能を有するものにあつては、火災表示盤を設けないことができる。

a 制御盤

規則第19条第5項第19号の3に規定する制御盤は、認定品とすること。●

b 火災表示盤

制御盤からの信号を受信し、次の表示等を行うものであること。●

(a) 防護区画ごとの音響警報装置の操作及び感知器の作動を明示する表示灯並びにこれと連動するベル、ブザー等の警報器を設けること。ただし、音響警報装置の操作と感知器の作動の表示灯は、兼用することができる。

(b) 手動式の起動装置（以下第5において「手動起動装置」という。）の作動を明示する表示灯

(c) 消火剤が放出された旨を示す表示灯

(d) 自動式の起動装置（以下第5において「自動起動装置」という。）を有するものにあつては、自動手動切替表示灯

(イ) 制御盤等の設置場所は、火災による影響、振動、衝撃又は腐食のおそれのない場所で、かつ、点検に便利な位置に設けるほか、次によること。

a 制御盤は、貯蔵容器の設置場所又はその直近の防護区画を通ることなく出入りできる部分に設けること。ただし、火災表示盤の機能を有するものをbの場所に設けた場合は、この限りでない。

b 火災表示盤は、守衛室等常時人のいる場所に設けること。

ス 起動装置

(ア) 規則第19条第5項第14号イ(イ)のただし書により、自動式とすることができる場所は、次のa又はbに該当するものとする。この場合、bにあつては、無人となる時間帯以外は、手動式とすること。

- a 常時人のいない防火対象物で二次的災害の発生するおそれのないもの
- b 夜間等防火対象物が無人となる時間帯で、かつ、二次的災害の発生するおそれのないもの

(イ) 手動起動装置は、次によること。

- a 手動起動装置の操作部は、防護区画外の主要な出入口付近に設けること。
- b 手動起動装置は、誤って操作することがないように容易に破壊できる保護カバーを設けること。
- c 手動起動装置は、振動、衝撃、腐食等の影響を受けるおそれがなく、かつ、容易に接近できる場所に設けること。
- d 起動装置が設けられている場所には、起動装置及び表示が容易に識別できる照明を設置すること。●
- e 起動装置は、照明スイッチ、非常ベル等他の操作と紛らわしい操作方法を避け、消火のために起動させる明確、かつ、冷静な意志に基づかなければ起動できないものとする。●
- f 手動起動装置は、操作後自動的に復旧しないものとし、起動表示灯等により起動した旨の確認ができること。
- g 規則第19条第5項第15号ニによる表示は、次の例によること。

不活性ガス消火設備
手動起動装置
(二酸化炭素)

生地：赤色、文字：白色
文字の大きさ：1文字20mm以上

第5-3図 規則第19条第5項第15号ニによる表示の例

h 緊急停止装置の表示には、緊急停止装置の操作部の旨表示すること。●

(ウ) 手動起動装置又はその直近の箇所に表示する保安上の注意事項は、次に掲げる内容を盛り込むこと。●

- a 火災又は点検のとき以外は、当該手動起動装置に絶対に手を触れてはならない旨
- b 手動起動装置を設置した場所は、防護区画において放出された消火剤が流入するおそれがあるため、不活性ガス消火設備を起動した後、速やかに安全な場所へ退避することが必要である旨(当該場所について、消火剤が流入するおそれがない場合又は保安上の危険性がない場合を除く。)(二酸化炭素を放射するものに限る。)

注意事項

- 1 火災の時以外手を触れないこと。
- 2 火災の時は、次のことに注意する。
 - (1) 室内に人がいないことを確かめる。
 - (2) この扉が開くと音声警報が鳴る。
出入口の扉又はシャッターを閉める。
(手動式の場合)
 - (3) ボタンを押すと出入口の扉(又はシャッター)が締まり、秒後に二酸化炭素が室内へ吹き出す。
起動後は速やかに安全な場所へ退避する。
(自動式の場合)
 - (4) 出入口上部の「二酸化炭素放出中」が点灯しているときは、出入りを禁止する。

生地：赤色、文字：白色
文字の大きさ：1文字20mm以上

第5-4図 保安上の注意事項の例

(エ) 自動起動装置は、次によること。

- a 複数の火災信号の受信により起動する方式とし、一の信号は当該消火設備専用として防護区画ごとに警戒区域を設けること(イナートガスを放射するものは●)。

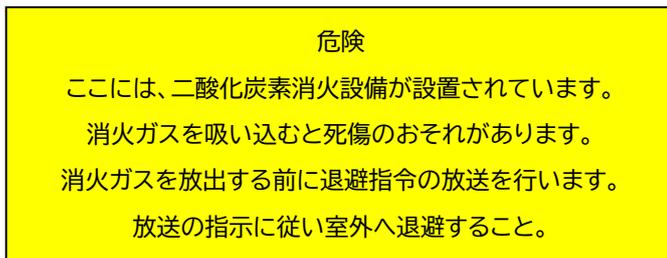
- b 感知器の種別は、熱式の特種、一種若しくは二種又は光電式の二種とし、規則第23条第4項の例により設けること。この場合、感知器の種別の異なるものを使用することが望ましい。
- c 複数の火災信号を受信する方式は、次のいずれかによるAND回路方式とすること（イナートガスを放射するものは●）。
 - (a) 一の火災信号は、自動火災報知設備の感知器から、他の火災信号は、消火設備専用の感知器から、それぞれ制御盤に入力される方式
 - (b) 消火設備専用の複数の感知器から制御盤に入力される方式
- d 自動的に起動した装置の復旧は、手動操作によること。
- e 感知器の回路が断線した場合、自動的に警報を発する措置を講じること。
- f 定期的な点検で防護区画内に作業員が入る場合には、起動装置を手動起動に切り替えること。この場合においては、作業員が安全に避難でき、かつ、早期に消火が行えるよう措置を講じること。
- g 自動起動方式となっている場合は、その旨の注意文章を自動火災報知設備の受信機及び不活性ガス消火設備の制御盤に表示すること。●
- h 自動起動方式の不活性ガス消火設備に設ける手動起動装置は、不活性ガス消火設備起動用の感知器の作動と手動起動装置の作動で放出するものとする。●

セ 音響警報装置

規則第19条第5項第17号及び第19号の2ハの規定に基づく音声による警報装置は、次によること。

- (ア) 規則第19条第5項第17号ニに規定する音響警報装置は、認定品とすること。●
- (イ) 規則第19条第5項第17号及び第19号の2ハの規定に基づく音声による警報装置は、次により設けること。
 - a 増幅器、再生装置等は、火災の際延焼のおそれのない場所で、かつ、維持管理が容易にできる場所に設けること。●
 - b 拡声器は、当該防護区画の各部分から拡声器までの水平距離が25m以下となるよう反響等を考慮して設けること。●
 - c 注意音による警報がなされた後、音声による警報を発することを繰り返し行える性能とし、音声の内容は次の例によること。

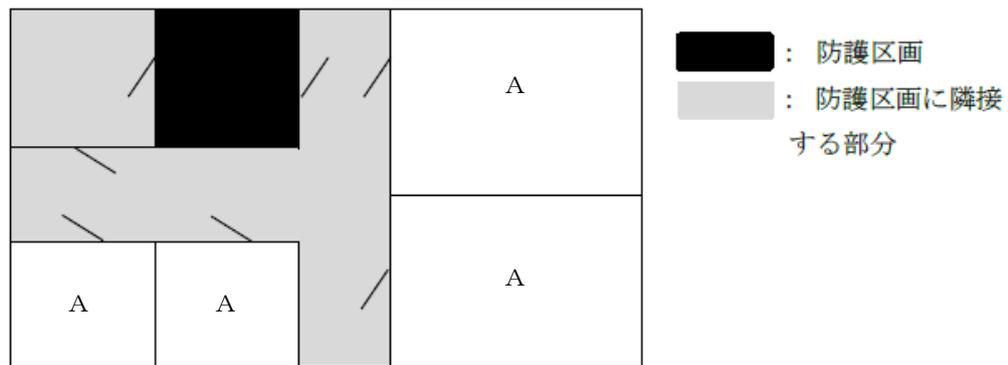
「火事です。火事です。消火剤を放出します。危険ですので避難してください。」
 - d 前cの音声による警報は、防護区画内のいずれの部分においても明瞭に聞き取れること。
 - e 騒音の大きい防護区画等で警報装置だけでは効果が期待できない場合は、赤色回転灯等の視覚による警報装置を併設すること。●
 - f 防護区画を経由しなければ退避することのできない部分が存する場合は、当該防護区画の起動装置の作動と連動する音声警報装置を設けること。●
 - g 防護区画に隣接する部分に設ける音声警報装置の警報の内容については、防護区画に設ける音声警報装置のものと同じとすることができる。また、防護区画の音響装置と同時に作動すればよいものであること。
 - h 防護区画内の見やすい位置に、保安上の注意事項を表示した注意銘板を次の例により設置すること。
 -
 - 二酸化炭素を放射するものにあつては、あわせて2(1)イ(カ)第5-1図を設置すること。●



大きさ：縦27cm以上
横48cm以上
地 色：黄色
文字色：黒色

第5-5図 注意銘板の例(防護区画内)

- i 音響警報装置を復旧した場合、最初の注意から音声による警報を発することができる構造とすること。●
- j 「防護区画に隣接する部分」に隣接する部分(第5-6図 Aの部分)が通常の使用状態において有人である場合には、当該区画についても二方向避難を確保するか、又は音響警報装置を設けること(二酸化炭素を放射するものに限る。)。●
- k 音響警報装置からの音声メッセージが発せられている間は、当該防護区画及び防護区画に隣接する部分については、自動火災報知設備又は非常警報設備の鳴動を自動的に停止し、又は設置位置、音圧レベルの調整等により、音声メッセージ等の内容の伝達に支障をきたさないよう措置すること。●



第5-6図 防護区画に隣接する部分の様式図

ソ 排出装置

規則第19条第5項第18号及び第19号の2イに規定する「放出された消火剤及び燃焼ガスを安全な場所に排出するための措置」は、自然排気又は機械排出装置により、次に掲げるものとする。

- (ア) 自然排出による場合は、直接外気に開放することのできる開口部を次により設けること。
 - a 局部滞留を起こさないよう配置された開口部の面積(防護区画の高さの3分の2以下の位置に存する部分に限る。)の合計が当該防護区画の床面積の10%以上であること。
 - b 操作部は、防護区画及び当該防護区画に隣接する部分を経由せずに到達できる場所に設けること。
- (イ) 機械排出を行う場合は、次によること。
 - a 放出された消火剤を排出できるよう、排出ファン(ポータブルファンを含む。以下同じ。)等を設けること。
 - b 原則として専用のものであること。ただし、防護区画等から排出した消火剤が他室に漏えいしない構造のものにあつては、この限りでない。
 - c aの排出ファンの容量は、二酸化炭素を放射するものにあつては1時間あたり5回(ポータブルファンにあつては10回)以上、イナートガスを放出するものにあつては1時間あたり3回(ポータブルファンにあつては5回)以上の換気ができるものとする。

- d 操作部は、防護区画及び当該防護区画に隣接する部分を経由せずに到達できる場所に設けること。
- e ポータブルファンを使用する場合は、防護区画の壁の床面から高さ1m以内の箇所に、当該ポータブルファンを接続させるための接続孔を設けること。この場合、接続孔は、常時閉鎖しており、かつ、ファン使用時に接続部以外の部分から消火剤が著しく漏えいしない構造とすること。
- f 排出のための設備のうち、動力源に電気を用いるものにあつては、非常電源を第23非常電源の例により設けること。
- g 規則第19条第5項第18号に規定する「安全な場所」は、放出された消火剤及び燃焼ガスが著しく局部滞留を起こさない場所で、かつ、人が直接吸入するおそれのない場所であり、次に掲げるものとする。ただし、消火剤及び燃焼ガスの排出時に、周囲の人に音声警報又は赤色灯により注意喚起がなされ、かつ、人が立ち入れないよう措置を施し、安全対策を確立した場合はこの限りでない。
 - (a) 排出場所は、延焼のおそれのある部分以外の部分であること。
 - (b) 袋小路又は吹き抜け等、滞留を起こすおそれのある部分以外の場所であること。
 - (c) 道路等不特定多数の人が通行する部分に排出する場合の排出口の高さは、おおむね3m以上とすること。
- (ウ) 消火剤排出装置及びダンパー等復旧操作を要する自動閉鎖装置の操作部には、その直近に当該装置である旨の標識をすること。

タ 保安措置等

規則第19条第5項第19号イ（二）及び第19号の2ロに規定する「保安のための措置」は、次によること。

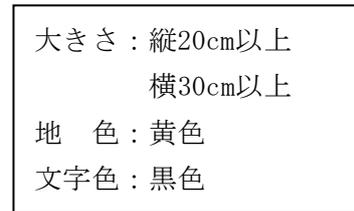
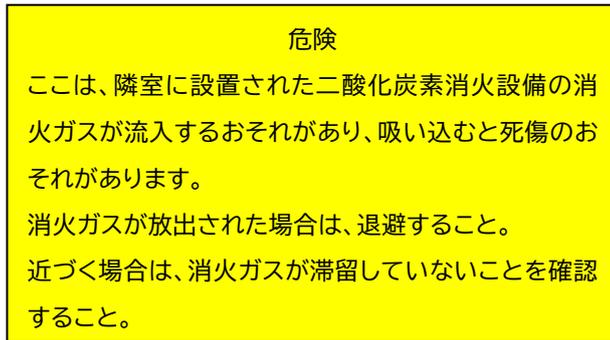
- (ア) 消火剤が放出された旨を表示する表示灯（以下「放出表示灯」という。）は、次の例により設けること。
 - なお、放出表示灯回路の配線が、当該防護区画内を経由する場合は、耐熱配線とすること。
 - 防護区画に係る放出表示灯と防護区画に隣接する部分に係る放出表示灯は、同一仕様のもので設置することができること。また、同時に作動すればよいものであること（二酸化炭素を放射するものに限る。）。



(注) 「二酸化炭素」の部分は消火剤ごとに読み替えるものとする。

第5-7図 放出表示灯の例

- (イ) 放出表示灯は、防護区画又は防護区画に隣接する部分（二酸化炭素を放射するものに限る。）の出入口等のうち、通常の出入り又は退避経路として使用される出入口の見やすい箇所に設けること。
- (ウ) 保安上の注意事項を表示した注意銘板を次の例により設置すること。
 - a 防護区画の出入口の外側に設置するものは、2(1)イ（カ）によること（イナートガスを放射するものは●）。
 - b 防護区画に隣接する部分の出入口の見やすい箇所には、次の例により注意銘板及び(1)イ（カ）第5-1図を設けること（二酸化炭素を放射するものに限る。）。●



第5-8図 注意銘板の例（防護区画に隣接する部分）

- (エ) 放出表示灯の点灯のみでは、十分に注意喚起が行えないと認められる場合にあっては、放出表示灯の点滅、赤色の回転灯の附置などの措置を講ずること。●
- (オ) 規則第19条第5項第19号イ（ロ）に規定する「(イ) で定める時間内に消火剤が放出しないような措置」は、次によること（二酸化炭素を放射するものに限る。）。
- a 消火設備の放出機構の作動を停止し、起動装置作動前の状態に復することのできる非常停止装置を設けること。
 - b 非常停止装置の復旧操作を行わなくとも、再び起動できるものであること。
 - c 非常停止装置の操作部は、手動起動装置の直近又はその内部に設けること。
- (カ) 遅延時間は、規則第19条第5項第19号イ（イ）の規定のほか、次によること（二酸化炭素を放射するものに限る。）。●
- a 退避時の歩行速度等、各部分の条件を考慮し、十分な遅延時間を設定すること。
 - b 遅延時間は、次の（a）又は（b）のいずれか小さい方の時間により算出すること。
- （a）次の計算式により算出する遅延時間

$$t = \left(\frac{l_{\text{room}}}{v} + t_{\text{start}} \right) \times 1.5$$

- t : 遅延時間 (単位 秒)
 l_{room} : 当該居室等の最遠部分から当該居室の出口の一に至る歩行距離 (単位 m)
 v : 歩行速度 = 1 m/秒
 t_{start} : 避難開始時間 = 15 秒 (駐車のために供される部分にあっては 30 秒)

(b) 次の計算式により算出する最大遅延時間

(手動起動の場合)

$$t_{\text{max}} = 150 - \left(\left(\frac{l_{\text{room}}}{v} \right) \times 1.5 \right)$$

(自動起動の場合)

$$t_{\text{max}} = 90$$

- t_{max} : 最大遅延時間 (単位 秒)
 l_{room} : 当該居室等の最遠部分から当該居室の出口の一に至る歩行距離 (単位 m)
 v : 歩行速度 = 1 m/秒

- c b (a) により算出した時間が、b (b) の最大遅延時間を超える区画にあっては、次のいずれかの対応をとること。

(a) 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備以外の消防用設備等の設置

(b) b (a) により算出する時間が最大遅延時間を超えないような区画の大きさへの変更

チ 非常電源、配線

(ア) 非常電源、配線等は、第23非常電源によること。

(イ) 常用電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次により施設すること。

a 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。

b 電源の開閉器には、消火設備用のものである旨を表示すること。

ツ 総合操作盤等

第2 屋内消火栓8を準用すること。

テ 不活性ガス消火設備の維持管理及び安全対策●

不活性ガス消火設備の維持管理については、規則第19条の2の規定によるほか、次によること。

(ア) 防護区画及び当該防護区画に隣接する部分（二酸化炭素を放射するものに限る。以下テにおいて同じ。）の利用者、利用状況等について、十分な管理をすること。

(イ) 維持管理点検等のために、関係者のみが入り出す場所にあつては、当該部分の関係者以外の者が入りできないように入出口の管理の徹底を図ること。

また、閉止弁を閉止せずに防護区画内に人が立ち入ることを禁止すること。

(ウ) 防火管理者、利用者及び作業員等に対して、二酸化炭素の人体に対する危険性、設備の適正な取り扱い方法、作動の際の通報及び警報音並びに避難経路、方法等について、周知徹底すること。

(エ) 工事等のため防護区画内に立ち入る場合は閉止弁を閉止することとなるため、工事又は点検実施中に火災が発生した場合の対応について、計画を定め、作業員等に周知徹底すること。

(オ) 建物関係者が不在となる夜間等の時間帯において、機械式駐車場等のメンテナンス等のため緊急的に作業員等が防護区画に立ち入ることが想定される建物にあつては、閉止弁が設けられた部分に当該作業員等が立ち入って閉止弁を確実に閉止することができるよう、所要の計画等を定めておくこと。

(カ) 工事等の終了後は、閉止弁を確実に開放すること。

(キ) 不活性ガス消火設備が作動し、消火剤が放出された場合には、直ちに消防機関への通報、当該設備の設置・保守点検等に係る専門業者等への連絡を行うとともに、消火剤が放出された防護区画及び当該防護区画に隣接する部分への立入りを禁止すること。

(ク) 消火剤が放出された防護区画及び当該防護区画に隣接する部分に立ち入る場合にあつては、消防機関、専門業者等の指示に従うとともに、次の事項に留意すること。

a 消火剤の排出は、消火が完全にされていることを確認した上で行うこと。

b 防護区画及び当該防護区画に隣接する部分に入室する場合は、消火剤が十分に排出されていることを確認した後とすること。

(ケ) 避難訓練等で音響警報装置の警報音を聞く機会を設けること。

(コ) 次に示す図書を備え付けること。

a 機器構成図

b 系統図

c 防護区画及び貯蔵容器を貯蔵する場所の平面図

d 閉止弁の開閉操作手順及び手動自動切替え装置の操作手順

ト 不活性ガス消火設備が設置されている部分で工事等を行う場合の留意事項●

不活性ガス消火設備が設けられている付近で、他の設備機器の設置工事、改修工事（特にはつり工事等）

又はメンテナンスが行われる場合は、テ及び「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」（平成

3年8月16日消防予第161号・消防危第88号)第3、5によること。

(2) 局所放出方式

ア 設置場所

第5-1表に定める部分で、予想される出火箇所が特定の部分に限定され、全域放出方式又は移動式の消火設備の設置が不相当と認められる場合に限り設置することができるものであること。

なお、防護空間内が常時人がいない部分であれば、人が出入りする区画があっても設置することができるものであること。ただし、当該防護対象物の周囲における安全対策に留意すること。

イ 貯蔵容器の設置場所

(1)イ(カ)にあつては●によること。

なお、(1)イ(オ)の規定の「二酸化炭素又はイナートガスの貯蔵容器置場」を「二酸化炭素の貯蔵容器置場」と読み替えること。

ウ 貯蔵容器の性能

(1)ウによること。

エ 選択弁

(1)エによること。

オ 放出弁

(1)オによること。

カ 容器弁等

(1)カによること。

キ 容器弁開放装置

(1)キによること。

ク 配管

(1)クによること。

なお、貯蔵容器と選択弁の間の集合管又は起動用ガス容器と貯蔵容器の間の操作管に閉止弁を設置すること。●

ケ 噴射ヘッド

規則第19条第3項第4号に規定する噴射ヘッドは、認定品とすること。●

コ 制御盤等

制御盤等を設ける場合は、(1)シによること。ただし、規則第19条第5項第19号イ(イ)に定める遅延装置は、設けないことができる。

サ 起動装置

(1)スによること。

シ 音響警報装置

(1)セ(ア)によること。ただし、音声警報装置とする場合は、(1)セ(イ) aからcまで、e、h及びiによること。

ス 排出装置

(1)ソによること。

セ 非常電源、配線

(1)チによること。

ソ 総合操作盤等

(1)ツによること。

3 移動式

(1) 設置場所

ア 第5-1表に定める部分に設置すること。

イ 規則第19条第6項第5号に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおれのある場所以外の場所」とは第4 泡消火設備6(1)ア又はイのいずれかに該当する場所であること。

(2) ホース等

規則第19条第6項第6号に規定するホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、認定品とすること。●

(3) 位置

火災の際、容易に到達でき、かつ、使用できる場所に設けるほか、次によること。●

ア 壁際に設ける場合等で、直近の火災の際に容易に到達できないことが予想される場所にあつては、他の移動式消火設備で当該場所を有効に警戒できるよう配置すること。

イ 車両の移動等により損傷を受けるおそれのある場所に設ける場合にあつては、適当な防護対策を施すこと。

(4) 操作方法

操作方法を表示すること。

4 冷凍室又は冷蔵室に設置する二酸化炭素

冷凍室又は冷蔵室に設置する二酸化炭素は、2(1)によるほか、次によること。

(1) 消火剤の貯蔵量は、防護区画の内容量1 m³につき0.536kg以上の割合とすること。

(2) 配管は、呼び径20以上のものを使用すること。

(3) 放射時間は、15分を標準とすること。

(4) 選択弁は手動式とし、各防護区画の出入口付近に設けるものに限り、音響警報装置については、当該出入口付近に設置することで足りるものであること。

(5) 屋内から出入口の扉を開放でき、容易に退避できるものに限り、音響警報装置については、当該出入口付近に設置することで足りるものであること。

(6) 噴射ノズルは、凍結防止のため、錫箔等で密封すること。

5 データベース登録の周知

不活性ガス消火設備は、地球温暖化防止対策として、その設置状況を把握する必要があることから、法第17条の14の規定に基づく工事着工の届出の際に、「ガス系消火剤のデータベース登録に関する消防機関の対応について」(平成18年3月27日消防予第121号・消防危第87号)別添「データ登録ガイドブック」を活用し、特定非営利活動法人消防環境ネットワークのデータベースに登録する必要があることを届出者である消防設備士に対して周知すること。

第6 ハロゲン化物消火設備（令第17条、規則第20条、条例第49条、昭和51年告示第2号及び第9号、平成7年告示第1号、第2号、第3号及び第7号、平成13年告示第38号関係）

1 防火対象物又はその部分に応じた放出方式、消火剤の種類

ハロン1301、ハロン2402及びハロン1211（以下「ハロン消火剤」という。）並びにHFC-23及びHFC-227 e a（以下「HFC消火剤」という。）のほか、FK-5-1-12消火剤が使用できる部分は、令第13条及び条例第49条の表中に掲げられているが、ハロン消火剤、HFC消火剤又はFK-5-1-12消火剤の特性を踏まえ、次表により取り扱うこと。

第6-1表 ハロゲン化物消火設備の部分ごとの放出方式・消火剤の種類

防火対象物又はその部分		放出方式	全 域			局 所	移 動	
		消火剤	ハ ロ ン			HFC FK-5-1-12	ハロン	ハロン
			2402	1211	1301			
常時人がいない部分以外の部分			×	×	○	×	○	
常 時 人 が い な い 部 分	防護区画の面積が1,000㎡以上又は体積が3,000㎡以上のもの		×	×	○	×	○	
	自動車の修理又は整備の用に供される部分		×	×	○	○	○	
	駐車のために供される部分		×	×	○	△(※)	×	
	多量の火気を使用する部分		×	×	○	×	○	
	そ の 他	発電機室等	ガスタービン発電機を設置	×	×	○	×	○
			その他のもの	×	×	○	○	○
		通信機器室		×	×	○	○	×
の 部 分	指定可燃物を貯蔵し、取り扱う部分	可燃性固体類又は可燃性液体類に係るもの	○	○	○	×	○	
		木材加工品及び木くずに係るもの 合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを除く。）に係るもの	×	○	○	×	×	×

○：設置できる ×：設置できない

- 注) 1 施錠管理され、毎日定期的に点検員が点検のため入室する電気設備室、通信機械室、ボイラー室等は、「常時人がいない部分」にあたるものであること。
 2 自走路を有する機械式駐車場は、原則として「常時人がいない部分以外の部分」にあたるものであること。
 3 冷凍室及び冷蔵庫にはFK-5-1-12を放射するハロゲン化物消火設備以外のものを設けること。

※) FK-5-1-12を設ける場合は、構造上、区画内温度が極端に低下(0℃以下)することが予想される部分に放射された消火剤が有効に拡散することができるよう断熱材の設置や空調装置による温度管理等の措置を講じること。

2 固定式

(1) 全域放出方式

ア 消火剤（HFC消火剤又はFK-5-1-12消火剤を放射するものに限る。）

（ア）消火剤の貯蔵量は、放射した場合の防護区画内の濃度が、消炎濃度に適切な安全率を見込んだ濃度（以下「設計消火剤濃度」という。）以上で、かつ、生態に対する影響の観点から許容できる濃度（以下「許容濃度」という。）以下となる量とすること。

第6-2表

消火剤の種別	設計消火剤濃度	許容濃度
HFC-23	16.1%	24%
HFC-227e a	7%	9%
FK-5-1-12	5.8%	10%

（イ）放射する消火剤の量は、個々の防護区画ごとに規則第20条第3項第1号ロの規定により求められる量であって、複数の防護区画がある場合に同項第3号の規定により求められる最大の量でないこと。したがって、複数の防護区画がある場合には、各防護区画内の濃度が第6-2表の範囲内に入り、個々の防護区画で放射すべき消火剤の量が異なるものであること。

イ 貯蔵容器の設置場所

第5 不活性ガス消火設備2(1)イ（カを除く。）を準用すること。

なお、第5 不活性ガス消火設備2(1)イ（オ）の規定の「二酸化炭素又はイナートガス消火剤の貯蔵容器置場」を「ハロン消火剤、HFC消火剤又はFK-5-1-12消火剤の貯蔵容器置場」と読み替えること。

ウ 貯蔵容器の性能

貯蔵容器は高圧ガス保安法及び同法に基づく命令に定める検査に合格したものとすること。

エ 選択弁等

規則第20条第4項第10号に規定する選択弁は、認定品とするほか、第5 不活性ガス消火設備2(1)エ（イ）及び（ウ）を準用すること。●

オ 放出弁

規則第20条第4項第4号ロの放出弁は認定品とすること。●

カ 容器弁等

規則第20条第4項第4号イ、第6号の2、第8号及び第11号に規定する容器弁、安全装置及び破壊板は、認定品とすること。●

キ 容器弁開放装置

第5 不活性ガス消火設備2(1)キを準用すること。

ク 配管等

第5 不活性ガス消火設備2(1)ク（ア）から（ウ）までを準用すること。

ケ 噴射ヘッド

規則第20条第1項第4号に規定する噴射ヘッドは、認定品とすること。●

コ 防護区画の構造等

第5 不活性ガス消火設備2(1)コ（（エ）及び（シ）を除く。）を準用するほか、次によること。

（ア）防護区画には、2方向避難ができるよう2以上の出入口を設けるとともに、原則として当該防護区画の各部分から一の避難口までの歩行距離は50m以下であること（HFC消火剤又はFK-5-1-12消火剤を放

射するものにあつては、歩行距離 30m以下)。●

(イ) 規則第 20 条第 4 項第 16 号の 2 に規定する「防護区画内の圧力上昇を防止するための措置」として避圧口を設ける場合の開口部の面積算定方法は、次の式によること。

$$A = K \cdot Q / \sqrt{P - \Delta P}$$

A : 避圧口面積 (cm²)

K : 消火剤による定数 (H F C - 23 : 2, 730

H F C - 227 e a : 1, 120

F K - 5 - 1 - 12 : 580)

Q : 噴射ヘッドからの最大流量 (k g / 秒)

P : 防護区画の許容圧力 (P a)

ΔP : ダクトの損失 (P a)

(ウ) 指定可燃物のうち、ゴム類等を貯蔵し、又は取り扱うものの防護区画の開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所に面して設けないこと。

サ 制御盤等

規則第 20 条第 4 項第 14 号の 2 に規定する制御盤は、認定品とするほか、第 5 不活性ガス消火設備 2 (1) シ ((ア) a を除く。) を準用すること。●

シ 起動装置

第 5 不活性ガス消火設備 2 (1) スを準用すること。

ス 音響警報装置

規則第 20 条第 4 項第 13 号に規定する音響警報装置は、認定品とするほか、第 5 不活性ガス消火設備 2 (1) セ ((ア) 及び (イ) j を除く。) を準用すること。●

セ 排出措置等

第 5 不活性ガス消火設備 2 (1) ソ ((ア) a 及び (イ) c を除く。) を準用するほか、次によること。

a 自然排出による場合でハロン消火剤を放出するものにあつては、局部滞留を起こさないよう配置された開口部の面積 (防護区画の高さの 3 分の 2 以下の位置に存する部分に限る。) の合計が当該防護区画の床面積の 1 % 以上とすることができること。

b 機械排出を行う場合の排出ファンの容量は、ハロン消火剤又は H F C 消火剤を放射するものにあつては 1 時間あたり 3 回 (ポータブルファンにあつては 5 回) 以上、F K - 5 - 1 - 12 消火剤を放射するものにあつては 1 時間あたり 5 回 (ポータブルファンにあつては 10 回) 以上の換気ができるものとする。

ソ 保安措置

規則第 20 条第 4 項第 14 号に規定する「保安のための措置」は、第 5 不活性ガス消火設備 2 (1) タ ((ウ) b を除く。) を準用すること。

タ 非常電源、配線

第 5 不活性ガス消火設備 2 (1) チを準用すること。

チ 総合操作盤等

第 2 屋内消火栓設備 8 を準用すること。

ツ ハロゲン化物消火設備の維持管理及び安全対策

第 5 不活性ガス消火設備 2 (1) テを準用すること。●

テ ハロゲン化物消火設備が設置されている部分で工事等を行う場合の留意事項

第 5 不活性ガス消火設備 2 (1) トを準用すること。●

(2) 局所放出方式

ア 設置場所

第6-1表に定める部分で、予想される出火箇所が特定の部分に限定され、全域放出方式又は移動式の消火設備の設置が不相当と認められる場合に限り設置することができるものであること。

イ 貯蔵容器の設置場所

(1)イによること。

なお、「ハロン消火剤、HFC消火剤又はFK-5-1-12消火剤の貯蔵容器置場」を「ハロン消火剤の貯蔵容器置場」と読み替えること。

ウ 貯蔵容器の性能

貯蔵容器は高圧ガス保安法及び同法に基づく命令に定める検査に合格したものとすること。

エ 選択弁

(1)エによること。

オ 放出弁

(1)オによること。

カ 容器弁等

(1)カによること。

キ 容器弁開放装置

(1)キによること。

ク 配管等

(1)クによること。

ケ 噴射ヘッド

規則第20条第2項第2号に規定する噴射ヘッドは、認定品とすること。●

コ 制御盤等

(1)サによること。この場合、遅延装置を設けないことができる。

サ 起動装置

(1)シによること。

シ 音響警報装置

(1)スによること。

ス 排出措置等

(1)セによること。

セ 非常電源、配線

(1)タによること。

ソ 総合操作盤等

(1)チによること。

3 移動式

(1) 設置場所

第6-1表に定める部分に設置するほか、第5 不活性ガス消火設備3(1)イを準用すること。

(2) ホース等

規則第20条第5項第3号に規定するホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、認定品とすること。

●

(3) 位置

第5 不活性ガス消火設備3(3)を準用すること。

(4) 操作方法

第5 不活性ガス消火設備3(4)を準用すること。

(5) 放出弁

(1)オによること。

4 表示

第5 不活性ガス消火設備を準用する場合の各表示については、「不活性ガス消火設備」等を「ハロゲン化物消火設備」等として表示すること。

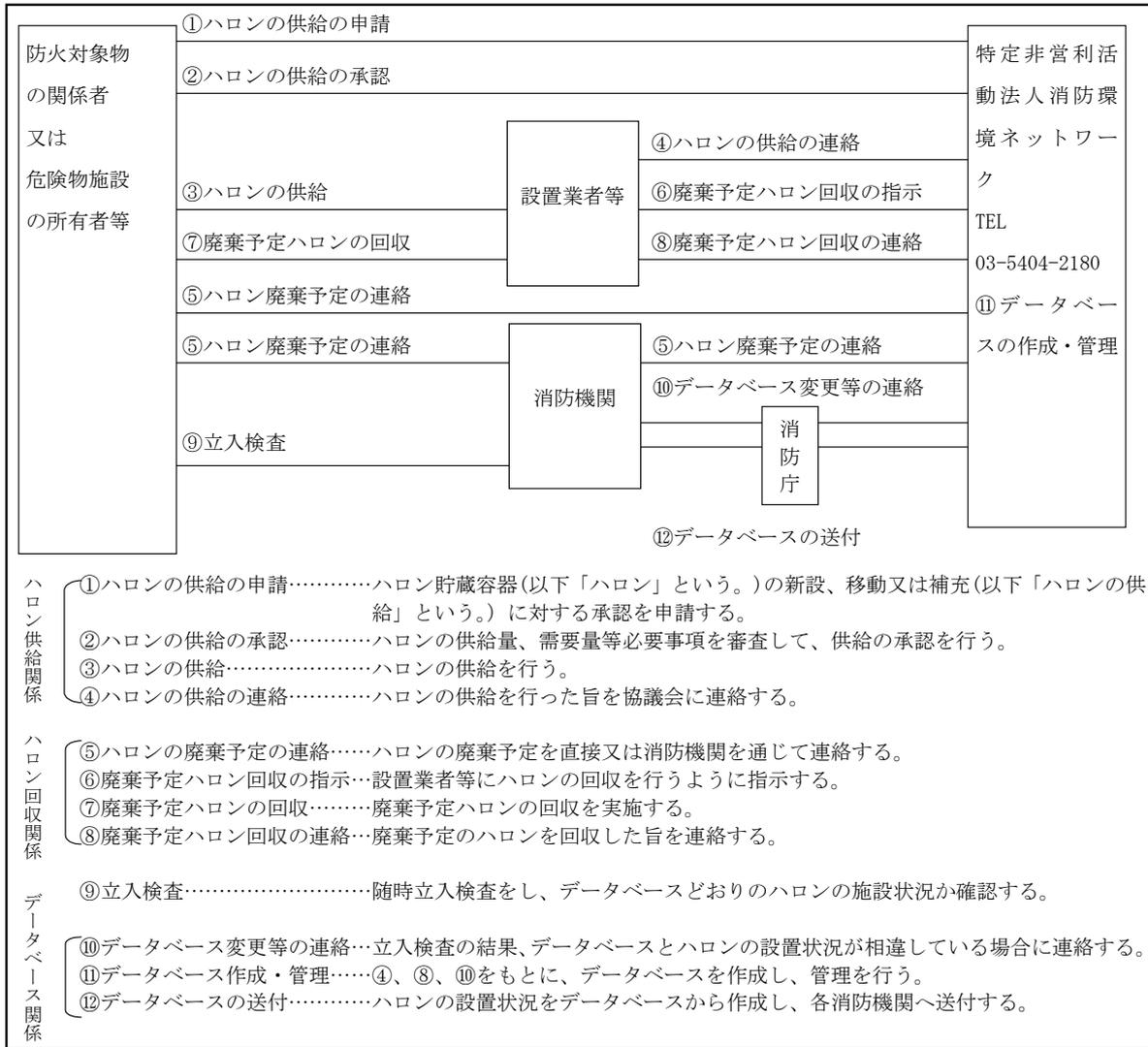
5 使用の制限等

(1) ハロゲン化物消火設備に使用される消火剤のうち、ハロン消火剤は、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）」において特定ハロンとして指定されていることから、使用を抑制するものであること。（別記「ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制について」（平成13年5月16日付け消防予第155号・消防危第61号（一部改正：平成17年12月26日付け消防予第411号・消防危第312号）参照）

(2) ハロゲン化物消火設備・機器に使用されるハロン消火剤の回収、管理及び既存設備への供給を適正かつ効率的に実施するため、特定非営利活動法人消防環境ネットワークが設立されていることから、関係者や設置業者にハロンの回収、再生及び再利用について協力を求めること。

〈参考〉

特定非営利活動法人消防環境ネットワークの運用フロー



(3) ハロゲン化物消火設備に使用される消火剤のうち、HFC消火剤及びFK-5-1-12消火剤のデータベース登録の周知については、第5 不活性ガス消火設備5を準用すること。

別記

ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について

(平成13年5月16日消防予第155号・消防危第61号)

ハロゲン化物消火設備・機器に使用される消火剤であるハロン2402、ハロン1211及びハロン1301（以下「ハロン消火剤」という。）は、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」に基づき、その具体的規制方法を定めた「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」において、オゾン層を破壊する特定物質（特定ハロン（ハロン1211、ハロン1301及びハロン2402））として指定され、生産量及び消費量の規制が平成4年（1992年）1月1日より開始され、クリティカルユース（必要不可欠な分野における使用）を除き、平成6年（1994年）1月1日以降生産等が全廃されているところです。消防庁においては、このような状況を踏まえ、平成2年からハロン等抑制対策検討委員会（委員長 消防庁予防課長）等において検討を行うとともに、「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制について」（平成3年8月16日消防予第161号・消防危第88号。以下「抑制通知」という。）等によりハロン消火剤の使用抑制方法等について示してきたところです。

さて、平成10年11月に開催された第10回モントリオール議定書締約国会合において、各締約国は「国家ハロンマネジメント戦略」を策定することとされたため、我が国においても「国家ハロンマネジメント戦略」を策定し、平成12年7月に国連環境計画（UNEP）に提出したところですが、これを受けて、ハロン等抑制対策検討委員会においては、クリティカルユースの明確化等今後のハロン消火剤の抑制対策等について検討を行いました。

この結果を踏まえ、今後のハロン消火剤の抑制対策等について、下記のとおりとりまとめたので通知します。つきましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

第1 ハロン消火剤の使用抑制について

1. クリティカルユースの明確化について

ハロン消火剤を使用するハロゲン化物消火設備・機器の設置の抑制については、抑制通知等により、設置を抑制する防火対象物・使用用途の種類を示してきたところである。

ハロン代替消火剤を用いるガス系消火設備については、知見の十分蓄積された一部のものについて平成13年4月から一般基準化が行われたところであるが、未だハロン消火剤を全ての分野において完全に代替できるものにはなっていない。このため、必要不可欠な分野（クリティカルユース）に限り、引き続きハロン消火剤を十分な管理のもとに使用していくことが必要である。このクリティカルユースの運用については、人命安全を図るための不特定の者の利用の観点、他の消火設備による代替性の観点等についてさらに明確化が必要である。

このため、ハロン消火剤を使用するハロゲン化物消火設備・機器の設置については、以下の考え方に従って、当該設置がクリティカルユースに該当するか否かを判断することとし、クリティカルユースに該当しないものにあつては設置を抑制するものとする。

なお、設置の抑制は法令によるものではないため、消防同意、危険物施設の設置許可等の際に防火対象物及び危険物施設の関係者に対して、ハロン抑制の趣旨を十分に説明され、その周知徹底を図られたいこと。

(1) クリティカルユースの判断

クリティカルユースの判断に当たっては、次の原則に従って判断を行うものとする。

① 設置対象の考え方

ア ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器は、他の消火設備によることが適当でない場合にのみ設置することを原則とする。

イ 設置される防火対象物全体で考えるのではなく、消火設備を設置する部分ごとにその必要性を検討する。

ウ 人命安全の確保を第一に考え、人の存する部分か否かをまず区分して、ハロン消火剤の使用の必要性について判断する。

② クリティカルユースの当否の判断

クリティカルユースに該当するか否かの判断は、次のとおり行うものとする。なお、判断フローの参考図を別図第1に示す。

ア 人が存する部分の場合

当該部分は、基本的にはガス系消火設備を用いないことが望ましいことから、水系の消火設備（水噴霧消火設備・泡消火設備を含む）が適さない場合に限り、ハロン消火剤を用いることができることとする。

イ 人が存しない部分の場合

当該部分は、基本的にガス系消火設備を用いることが可能であることから、水系消火設備及びハロン消火剤以外のガス系消火設備が適さない場合に限り、ハロン消火剤を用いることができることとする。

※1 「人が存する部分」とは、次の場所をいう。

① 不特定の者が出入りするおそれのある部分

- ・不特定の者が出入りする用途に用いられている部分
- ・施錠管理又はこれに準ずる出入管理が行われていない部分

② 特定の者が常時介在する部分又は頻繁に出入りする部分

- ・居室に用いられる部分
- ・人が存在することが前提で用いられる部分（有人作業を行うための部分等）
- ・頻繁に出入りが行われる部分（おおむね1日2時間以上）

※2 水系の消火設備が適さない場合

- (w1) 消火剤が不適である（電気火災、散水障害等）。
- (w2) 消火剤が放出された場合の被害が大きい（水損、汚染の拡大）。
- (w3) 機器等に早期復旧の必要性がある（水損等）。
- (w4) 防護対象部分が小規模であるため、消火設備の設置コストが非常に大きくなる。

※3 ハロン以外のガス系消火設備が適さない場合

- (g1) 消火剤が放出された場合の被害が大きい（汚損・破損（他のガス系消火剤による冷却、高圧、消火時間による影響等）、汚染の拡大（原子力施設等の特殊用途に用いる施設等で室内を負圧で管理している場所に対し、必要ガス量が多いこと等））。
- (g2) 機器等に早期復旧の必要性がある（放出後の進入の困難性等）。

なお、これらの考え方に基づいてクリティカルユースの判断を行った場合の使用用途の種類と、抑制通知別表第1の使用用途の種類との対応関係を別表第1に示す。

(2) 留意事項

① クリティカルユースの当否の判断は、新たにハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器を設置する場合に行うものとし、既設のハロゲン化物消火設備・機器は対象としない。この場合、当該消火設備・機器へ充填するハロン消火剤はクリティカルユースとして取り扱い、当該消火設備・機器が設置されている防火対象物の部分等において大規模な改修等が行われる機会に適宜見直しを行われたいこと。

② 消防法令に基づく義務設置の消火設備・機器のほか、消防法令に基づく他の消火設備の代替として設置されるもの、任意に設置されるものも、これらの考え方にクリティカルユースの当否の判断を行い、該当しな

いものは抑制の対象とすること。

- ③ クリティカルユースの当否の判断について疑義が生じた場合にあっては、防火対象物の関係者がハロン消火剤の供給の申請を行う際に、特定非営利活動法人消防環境ネットワーク（以下「消防環境ネットワーク」という。）においても個別にチェックを行うので、参考とされたい。

2. 代替消火設備・機器について

ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の代替となる消火設備・機器を設置する場合の消火等に係る適応性の基本的考え方は、別表第2及び別表第3に示したとおりであるので、これらを参考にして、代替消火設備・機器の設置指導を行い、他に適当な消火設備がない場合にのみハロン消火剤を設置すること。

なお、代替消火設備を設置する場合の各消火設備の留意事項は、次のとおりであるので、指導上の参考とされたいこと。

(1) スプリンクラー設備

- ① 電気絶縁性がない。
- ② 水損が大きい（排水設備が必要）。
- ③ 制御装置等の機器内、フリーアクセス床内等の隠蔽されていて水が回らない部分への対応が困難。

(2) 水噴霧消火設備

- ① 電気絶縁性がない。
- ② 水損が大きい（排水設備が必要）。
- ③ 機械式駐車場に設置する場合、配管施工が困難で設置コストが非常に大きくなる場合がある。

(3) 泡（高発泡）消火設備

- ① 電気絶縁性がない。
- ② 人の出入りする場所では、安全対策が必要である。
- ③ 泡の積み上げ高さに限度がある（実績では20mまで）。
- ④ 駐車場、指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所及び危険物施設では、形態がさまざまであり、個々の設置対象について技術的な検討が必要となる。
- ⑤ 消火後の泡の処理の負担が大きい。

(4) 泡（低発泡）消火設備

- ① 電気絶縁性がない。
- ② 機械式駐車場に設置する場合、配管施工が困難で設置コストが非常に大きくなる場合がある。
- ③ 消火後の泡の処理の負担が大きい。

(5) 不活性ガス消火設備

① 二酸化炭素を用いる場合

ア 常時人のいない部分に設置する設備である（移動式を除く）。全域放出方式のものは、人の出入りする区画には設置しないこと（局所放出方式のものは、人の出入りする区画であっても防護空間内が無人であれば設置できる。）。ただし、迅速に避難・無人状態の確認が確実にできること、誤操作等による不要な放出が防止されていることなど、極めて高い安全対策が施されていることを、個々の設置対象毎に評価等した場合に限り、人の出入りする区画に全域放出方式のものを、令32条を活用して例外的に設置できる場合がある。

イ 冷却効果が非常に高いため、油絵等の美術品など、温度変化に対して脆弱な物品に消火薬剤が直接放射された場合、破損・変質する可能性がある。

ウ 消火薬剤貯蔵容器を置く場所の面積が、ハロン消火剤のおおむね三倍程度となる。

② 窒素、IG-55、IG-541を用いる場合

ア 常時人のいない部分に設置する設備であり、人の出入りする区画、体積・面積が大きい区画には設置しないこと。ただし、極めて迅速に避難・無人状態の確認が確実にできること、誤操作等による不用意な放出が防止されていることなど、高い安全対策が施されていることを、個々の設置対象毎に評価等した場合に限り、令32条を活用して例外的に設置できる場合がある。

イ 区画内の圧力上昇が急激かつ大きいため、耐圧強度の小さい区画壁等が破損する可能性がある。

ウ 消火薬剤貯蔵容器を置く場所の面積が、ハロン消火剤のおおむね5倍から10倍程度となる。

(6) ハロン消火剤以外を用いるハロゲン化物消火設備

① 常時人のいない部分に設置する設備であり、人の出入りする区画、体積・面積が大きい区画には設置しないこと。ただし、極めて迅速に避難・無人状態の確認が確実にできること、誤操作等による不用意な放出が防止されていることなど、高い安全対策が施されていることを、個々の設置対象毎に評価等した場合に限り、令32条を活用して例外的に設置できる場合がある。

② 区画内の圧力上昇が急激かつ大きいため、耐圧強度の小さい区画壁等が破損する可能性がある。

③ 消火時にフッ化水素等のガスが発生するため、化学反応に敏感な物品が存在する場合、変質する可能性がある。

(7) 粉末消火設備

① 人の出入りする場所では、安全対策が必要である。

② 装置機器内に付着した消火薬剤を除去することが困難である。

③ 第三種粉末については、腐食性が大きい。

④ 機械式駐車場に設置する場合、配管施工が困難で設置コストが非常に大きくなる場合がある。

⑤ フリーアクセス床内等の隠蔽されていて消火剤が有効に回らない部分への対応が困難。

第2 消防環境ネットワークの運用等について

1. 消防環境ネットワークの運用等について

消防環境ネットワークの運用等については、引き続き「ハロンバンクの運用等について」（平成6年2月10日消防予第32号・消防危第9号）のとおり行われること。

2. ハロンの注意書きシールについて

ハロンの注意書きシールについては、ハロンのリサイクルの趣旨についてより効果的に周知を図る観点及び連絡先の変更により、平成13年7月より別図第2のとおり変更されること。

この際、旧注意書きシールが貼付されているハロン容器については、設置業者等により、新注意書きシールに貼り替えられる（旧注意書きシールが貼付されていないハロン容器については新注意書きシールを貼付する）こととなっており、消防機関においては、その旨防火対象物の関係者に対し周知を図りたいこと。

（今後消防環境ネットワークの名称を記載したものを作成する予定であるが、当分の間、現行のシールを使用することで差し支えないものとする。（平成17年12月26日付け消防予第411号・消防危第312号）

3. データベースの構築について

従来、ハロンのデータベースに加え、二酸化炭素消火設備、ハロン代替消火設備についてもデータベースを構築していたが、今後の適切なハロン管理・代替設備の検討等に資するため、引き続き不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備についてデータベースを構築することとしているので、設置の際に防火対象物の関係者に対し協力をお願いされたい。また、設置防火対象物の取り壊し等に伴い、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備が撤去される際にも、データベースの運営上管理が必要であり、防火対象物の関係者に対し、併せて設備の撤去の際にも届出の協力をお願いされたい。

なお、データベースの運営の詳細については、追って通知する。

クリティカル・ユース用途例

※ 本表は例示として便宜的に表記したものであり、クリティカルユースの当否については個々の設置対象の実状に応じてそれぞれ判断を行うものである。

使用用途の種類		用途例
通信機関係等	通信機器室等	通信機器室、無線機室、電話交換室、磁気ディスク室、電算機室、サーバ室、信号機器室、テレックス室、電話局切替室、通信機調整室、データプリント室、補機開閉室、電気室（重要インフラの通信機器室等に付属するもの）
	放送室等	TV中継室、リモートセンター、スタジオ、照明制御室、音響機器室、調整室、モニター室、放送機材室
	制御室等	電力制御室、操作室、制御室、管制室、防災センター、動力計器室
	発電機室等	発電機室、変圧器、冷凍庫、冷蔵庫、電池室、配電盤室、電源室
	ケーブル室等	共同溝、局内マンホール、地下ピット、EPS
	フィルム保管庫	フィルム保管庫、調光室、中継台、VTR室、テープ室、映写室、テープ保管庫
	危険物施設の計器室等	危険物施設の計器室
歴史的遺産等	美術品展示室等	重要文化財、美術品保管庫、展覧室、展示室
その他	加工・作業室等	輪転機が存する印刷室
危険物関係	貯蔵所等	危険物製造所（危険物製造作業室に限る。）、危険物製造所（左記を除く。）、屋内貯蔵所（防護区画内に人が入って作業するものに限る。）、屋内貯蔵所（左記を除く。）、燃料室、油庫
	塗装等取扱所	充填室、塗料保管庫、切削油回収室、塗装室、塗料等調合室
	危険物消費等取扱所	ボイラー室、焼却炉、燃料ポンプ室、燃料小出室、詰替作業室、暖房機械室、蒸気タービン室、ガスタービン室、鋳造場、乾燥室、洗浄作業室、エンジンテスト室
	油圧装置取扱所	油圧調整室
	タンク本体	タンク本体、屋内タンク貯蔵所、屋内タンク室、地下タンクピット、集中給油設備、製造所タンク、インクタンク、オイルタンク
	浮屋根式タンク	浮屋根式タンクの浮屋根シール部分
	LPガス付臭室	都市ガス、LPGの付臭室
駐車場	自動車等修理場	自動車修理場、自動車研究室、格納庫
	駐車場等	自走式駐車場、機械式駐車場（防護区画内に人が乗り入れるものに限る。）、機械式駐車場（左記を除く。）、スロープ、車路
その他	機械室等	エレベーター機械室、空調機械室、受水槽ポンプ室
	厨房室等	フライヤー室、厨房室
	加工、作業室等	光学系組立室、漆工室、金工室、発送室、梱包室、印刷室、トレーサ室、工作機械室、製造設備、溶接ライン、エッチングルーム、裁断室
	研究試験室等	試験室、技師室、研究室、開発室、分析室、実験室、計測室、細菌室、電波暗室、病理室、洗浄室、放射線室
	倉庫等	倉庫、梱包倉庫、収納室、保冷室、トランクルーム、紙庫、廃棄物庫
	書庫等	書庫、資料室、文書庫、図書室、カルテ室
	貴重品等	金庫室、宝石・毛皮・貴金属販売室
	その他	事務所、応接室、会議室、食堂、飲食室

* は、クリティカルユースに係るもの。

設置場所ごとの代替消火設備・機器（1）

（法令上設置が認められる消火設備）

上段：現状で設置可（○：固定式、●：移動式に限る、△：常時人がいるものを除く）、ブランク：設置不可

下段：安全対策レベル □：必要、ブランク：特段の配慮は不必要

	一般防火対象物											危険物施設													
	自動車 の修理 又は 整備 の 用に 供さ れる もの	駐 車 場									屋 上	合 成 樹 脂 類	可 燃 性 液 体 類 又 は	可 燃 性 固 体 類 又 は	発 電 機 ・ 変 圧 器 ・ そ の 他 の 電 気 設 備	ガ ス ・ 蒸 気 ・ そ の 他 の 気 体	通 信 機 器 室	指定可燃物		電 気 設 備	製 造 所	一 般 取 扱 所	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タン ク	20 号 タン ク
		垂 直 循 環 方 式	多 層 循 環 方 式	水 平 循 環 方 式	エレ ベーター 方式	エレ ベーター 方式	ス ラ イ ド 方式	平 面 往 復 装 置	自 走 立 体 方 式	自 走 平 面 方 式								多 段 方 式 を 含 む 地 下 方 式	自 動 車 用 エレ ベーター 方式						
水噴霧		○					○	○										○	○	○	○				
泡 (高発泡)	○ □	○ □	○ □	○ □	○ □	○ □	○ □	○ □	○ □	○ □								○ □	○ □	○ □					
泡 (低発泡)	○	○					○	○			●							○	○	○	○	○	○		
不活性ガス (二酸化炭素に限る)	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □		△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	○ □	○ □	○ □	○ □		○ □		
不活性ガス (二酸化炭素を除く)	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □				△ □	△ □										
ハロゲン化物 (ハロンを除く)	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □				△ □	△ □										
粉 末	○ □	○ □	○ □	○ □	○ □	○ □	○ □	○ □	○ □	○ □	●	○ □	○ □	○ □	○ □	○ □	○ □	○ □	○ □	○ □	○ □		○ □		

※ 本表は基本的な考え方を示したものであり、個別の防火対象物の実状も踏まえ判断すべきものである。

設置場所ごとの代替消火設備・機器（2）

（条例により又は自主的に設置する消火設備）

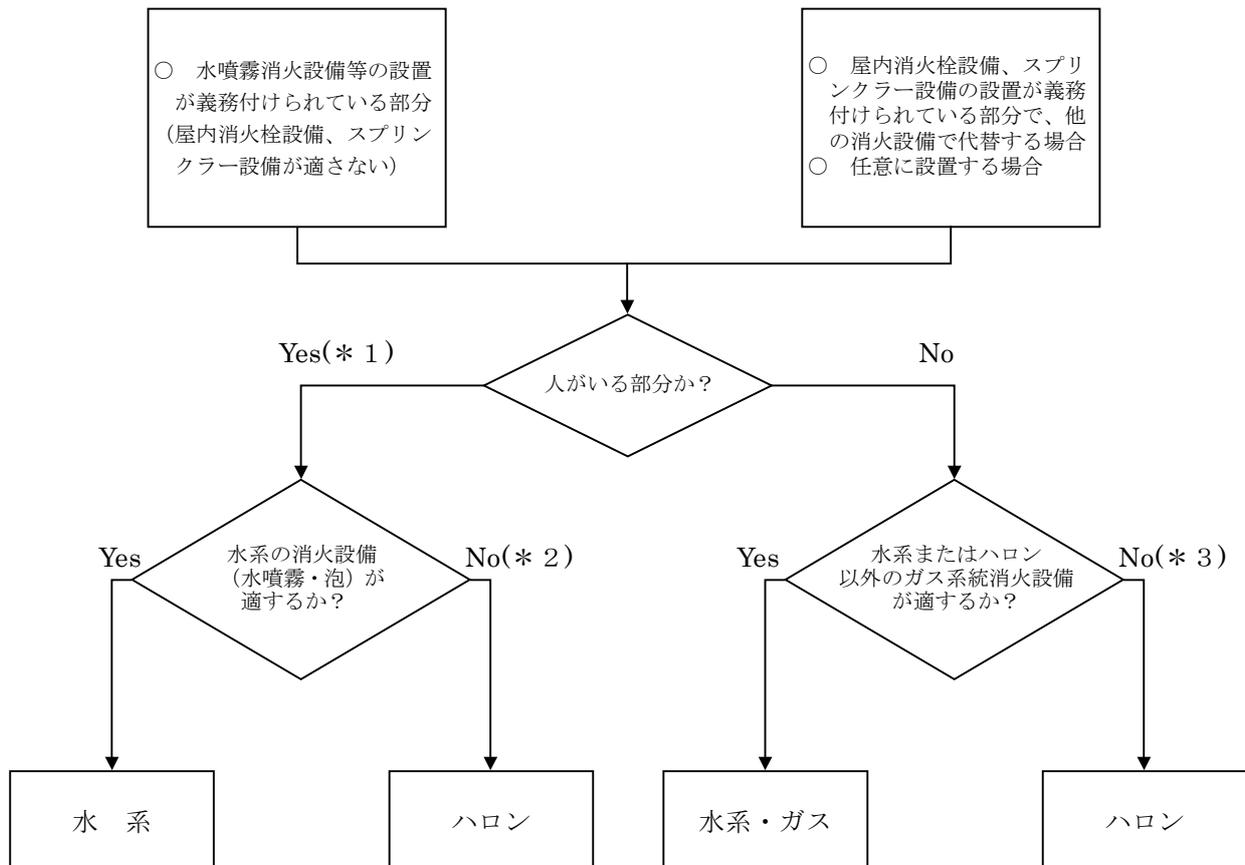
上段：現状で設置可（○：固定式、●：移動式に限る、△：常時人がいるものを除く）、ブランク：設置不可

下段：安全対策レベル □：必要、ブランク：特段の配慮は不必要

	一 般 防 火 対 象 物											危険物施設		
	機械室	展示室	厨房	図書館・博物館・美術館等	電子計算機室	倉庫			テレビ・ラジオの放送施設	航空管制室・制御室等	ケーブル室等	フィルム等保管庫	印刷機室	浮屋根タンク シール部
						金庫室等	トランクルーム	ラック式その他						
スプリンクラー	○	○	○	○	○		○	○	○	○				
水噴霧	○	○	○	○						○	○			
泡 (高発泡)	○ □							○ □			○ □			
泡 (低発泡)	○													
不活性ガス (二酸化炭素に限る)	△ □	△ □		△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	
不活性ガス (二酸化炭素を除く)	△ □	△ □		△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	
ハロゲン化物 (ハロンを除く)	△ □	△ □		△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	△ □	
粉 末	○ □	○ □	○ □	○ □	○ □	○ □	○ □		○ □	○ □	○ □	○ □	○ □	

※ 本表は基本的な考え方を示したものであり、個別の防火対象物の実状も踏まえ判断すべきものである。

クリティカル・ユースの判断フロー



* 1 「人がいる部分」とは、次の場所をいう。

- ① 不特定の者が出入りするおそれのある部分
- ② 特定の者が常時介在する部分又は頻繁に出入りする部分

* 2 水系の消火設備が適さない場合

(w 1) 消火剤が不適である (電気火災)。

(w 2) 消火剤が放出された場合の被害が大きい。

ア 水損

イ 汚染の拡大

(w 3) 機器等に早期復旧の必要性がある。

(w 4) 防護対象部分が小規模であるため、消火設備の設置コストが著しく大きくなる。

* 3 次の両方該当する場合

(1) 水系の消火設備が適さない場合

* 2に同じ。

(2) ハロン以外のガス系消火設備が適さない場合

(g 1) 消火剤が放出された場合の被害が大きい。

ア 汚損、破損 (冷却、高圧、消火時間による影響)

イ 汚染の拡大 (必要ガス量が多い)

(g 2) 機器等に早期復旧の必要性がある (放出後の進入が困難)。

オゾン層の保護にご協力下さい

オゾン層を保護するため消火以外にはハロンを放出しないで下さい。
ハロンの設置量・設置場所はデータ管理されています。
不要になったハロンは、リサイクル又は破壊することが必要ですので、
撤去する10日前までに所轄消防署又は下記の消防環境ネットワーク
まで連絡して、ハロンの回収にご協力下さい。

消防環境ネットワーク TEL. 03-5404-2180

第7 粉末消火設備（令第18条、規則第21条、条例第49条、昭和51年告示第2号及び第9号、平成7年告示第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号関係）

1 固定式の粉末消火設備

(1) 全域放出方式の粉末消火設備

ア 消火剤

消火剤の成分及び性状は、「消火器用消火剤の技術上の規格を定める省令」（昭和39年自治省令第28号）第7条に適合した検定品であること。

イ 貯蔵容器の設置場所

第5 不活性ガス消火設備2(1)イ（カを除く。）を準用すること。

なお、第5 不活性ガス消火設備2(1)イ（オ）の規定の「二酸化炭素又はイナートガス消火剤の貯蔵容器置場」を「粉末消火剤の貯蔵容器置場」と読み替えること。

ウ 貯蔵容器の性能

(ア) 貯蔵タンクは、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）により定められた「圧力容器の構造」の板厚算定基準に適合するものであるほか、最高使用圧力の1.5倍以上の耐圧試験に合格したもの又は貯蔵タンクに加わる圧力が1.0MPaを超えるものにあつては、高压ガス保安法に定める基準に適合した圧力容器であること。

(イ) 貯蔵容器等は、消火剤が円滑に流動し、かつ、放出用ガスが分離しにくいもので、使用した場合充てん量の90%以上を放出できる構造のものであること。

エ 選択弁等

規則第21条第4項第11号に規定する選択弁は、認定品とするほか、第5 不活性ガス消火設備2(1)エ（イ）及び（ウ）を準用すること。●

オ 放出弁

規則第21条第4項第3号ニ及び同項7号ホ（ハ）の放出弁は、認定品とすること。●

カ 容器弁等

規則第21条第4項第3号ロ及びハ、第5号の2並びに第12号に規定する容器弁、安全装置及び破壊板は、認定品とすること。●

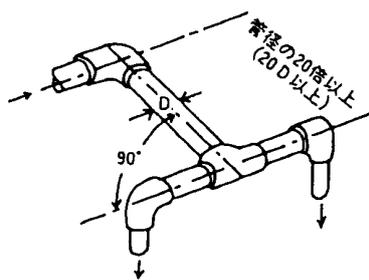
キ 容器弁開放装置

第5 不活性ガス消火設備2(1)キを準用すること。

ク 配管

規則第21条第4項第7号の規定及び第5 不活性ガス消火設備2(1)ク（ア）から（ウ）までによるほか、次によること。

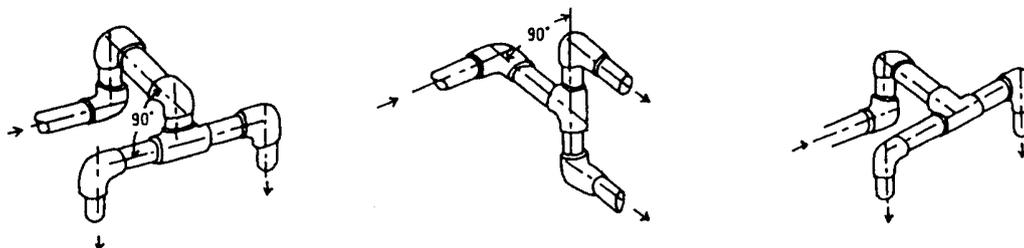
(ア) 同時放射した場合に、噴射ヘッドの放射圧力が均一になるように、噴射ヘッドの取付枝管に至るまでの配管をトーナメント方式にすること。



第7-1図

(イ) 配管を分岐する場合は、第7-1図のような貯蔵容器又は貯蔵タンク側にある屈曲部から分岐管までの長さを、当該管径の20倍以上とすること。

(ウ) 規則第21条第4項第7号へのただし書の措置とは、第7-2図の配管の組合わせ又は特別継手を用いる場合をいうものであること。



第7-2図

ケ 噴射ヘッド

規則第21条第1項第3号に規定する噴射ヘッドは、認定品とすること。●

コ 防護区画の構造等

第5 不活性ガス消火設備2(1)コ((シ)から(タ)までを除く。)を準用すること。

サ 制御盤等

第5 不活性ガス消火設備2(1)シを準用すること。

シ 圧力調整器

(ア) 圧力調整器には、指示圧力が一次側にあつては24.5MPa以上、二次側にあつては調整圧力に見合った圧力計を取り付けること。

(イ) 容器開放の際、二次圧力をおおむね1.5MPaないし2.0MPaに減圧し、貯蔵容器等に導入すること。

(ウ) 圧力調整器は、有効放出時間において、放射圧力の15%減まで維持できる流圧性能を有するものであること。

ス 定圧作動装置

規則第21条第4項第9号ハに規定する定圧作動装置は、認定品とすること。●

セ 起動装置

第5 不活性ガス消火設備2(1)スを準用すること。

ソ 音響警報装置

規則第21条第4項第15号に規定する音響警報装置は、認定品とするほか、第5 不活性ガス消火設備2(1)セ((イ)jを除く。)を準用すること。●

タ 保安措置

規則第21条第4項第16号に規定する「保安のための措置」は、第5 不活性ガス消火設備2(1)タ((ウ)bを除く。)を準用すること。

チ 非常電源、配線

第5 不活性ガス消火設備2(1)チを準用すること。

ツ 総合操作盤等

第2 屋内消火栓設備8を準用すること。

(2) 局所放出方式

ア 設置場所

令第13条第1項又は規則第20条第4項第1号に定めるところにより全域放出方式とすることとされた部分

以外の部分で、予想される出火箇所が特定の部分に限定され、全域放出方式又は移動式の消火設備が不適当と認められた場所

イ 消火剤

(1)アによること。

ウ 貯蔵容器の設置場所

(1)イによること。

エ 貯蔵容器の性能

(1)ウによること。

オ 選択弁

(1)エによること。

カ 放出弁

(1)オによること。

キ 容器弁等

(1)カによること。

ク 容器弁開放装置

(1)キによること。

ケ 配管等

(1)クによること。

コ 噴射ヘッド

規則第21条第2項第2号に規定する噴射ヘッドは、認定品とすること。●

サ 制御盤等

(1)サによること。この場合、遅延装置を設けないことができる。

シ 圧力調整器

(1)シによること。

ス 定圧作動装置

(1)スによること。

セ 起動装置

(1)セによること。

ソ 音響警報装置

(1)ソによること。

タ 非常電源、配線

(1)チによること。

チ 総合操作盤等

第2 屋内消火栓設備8を準用すること。

2 移動式

(1) 設置場所

第5 不活性ガス消火設備3(1)イを準用するほか、別記「機械式駐車装置の取扱いについて」によること。ただし、防火対象物の部分(内部)に設置する場合は、床面の上で2段までのものに限ること。

(2) ホース等

規則第21条第5項第3号に規定するホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、認定品とすること。

●

(3) 位置

第5 不活性ガス消火設備3(3)を準用すること。

(4) 操作方法

第5 不活性ガス消火設備3(4)を準用すること。

(5) 放出弁

規則第21条第5項の放出弁は、認定品とすること。●

3 表示

第5 不活性ガス消火設備を準用する場合の各表示については、「不活性ガス消火設備」等を「粉末消火設備」等として表示すること。

別記

機械式駐車装置の取扱いについて

1 消防用設備等の設置単位について

(1) 令第13条に規定する「機械式駐車装置で10台以上収容するもの」とは、次のものが該当するものとして取り扱うこと。

ア 単独の機械式駐車で10台以上収容するもの

イ 複数の機械式駐車装置がある場合で、相互間が6 m以下となるものの合計で10台以上収容するもの

(2) (1)イで同一の機械式駐車装置として取り扱うもののうち、次の場合は、それぞれ別の単位として取り扱うこと。

ア 地下ピット内に複数の機械式駐車装置を設け、その内部を耐火構造（1時間耐火）の壁で区画した場合。
（別添図1参照）

イ 屋内駐車場内に複数の機械式駐車装置を設け、その内部を耐火構造（1時間耐火）の壁で区画した場合。
（別添図2参照）

(3) (2)ア又はイの適用の際、次のものにあつては、有効に区画されているものとして取り扱うことができること。

ア 電気配線が建築基準法施行令第112条第20項に規定する措置を施して貫通しているもの

イ 雨水処理のためのドレーンが(2)ア又はイの適用範囲外で集合的に処理されているもの（別添図3、4参照）

2 消火設備の設置について

(1) 地下ピット1層部分及び地上部分

次のいずれかによること。

ア 通路、消火足場*等から全ての車両に接近できる*ものは、地盤面、消火足場等の操作の支障のない位置に、駐車スペースの各部分を水平警戒できるよう消火設備を設置すること。ただし、地上3段以上の部分についてはホースの延長距離を考慮し各部分まで有効な消火ができるよう設置すること。（別添図5参照）

なお、地下ピット1層部分については上記のほか次によること。

(ア) 地盤面から消火剤を放射できるようノズル放射口等を設けること。

(イ) 車両に接近できない部分は、下記(2)イによること。

*** 消火足場は2段以内ごとに設置すること。**

*** 接近できるとは、消火活動する通路や消火足場等から周囲1台分までとする。以下同じ。**

イ 車両が火災になった場合であっても、地盤面の消火可能な位置（接近できる位置とする。）に当該車両を移動することができるように制御盤、電動機、駆動装置及び配線等について耐火耐熱保護*を施したものは、地盤面の操作の支障のない位置に駐車スペースの各部分を水平警戒できるよう消火設備を設置すること。
（別添図6参照）

*** 耐火耐熱保護については、炎上中の車両を消火可能な位置に移動するために可動することとなるパレット等すべてに施すこと。**

(2) 地下ピット2層以下部分

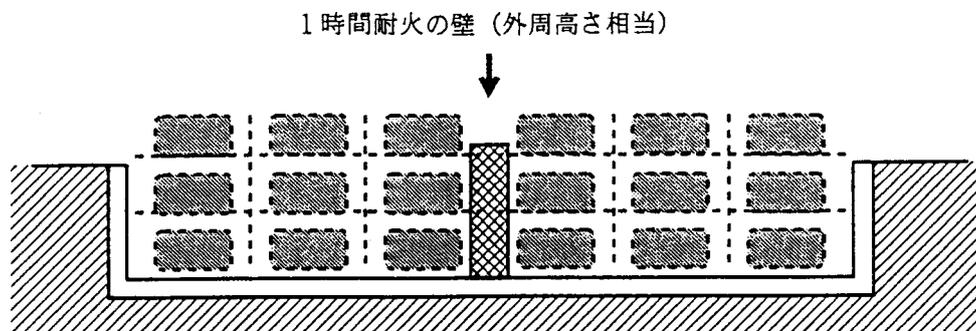
次のいずれかによること。

ア 地下ピット部分が昇降のみによって車両が移動するものは、前(1)イによること。(別添図7参照)

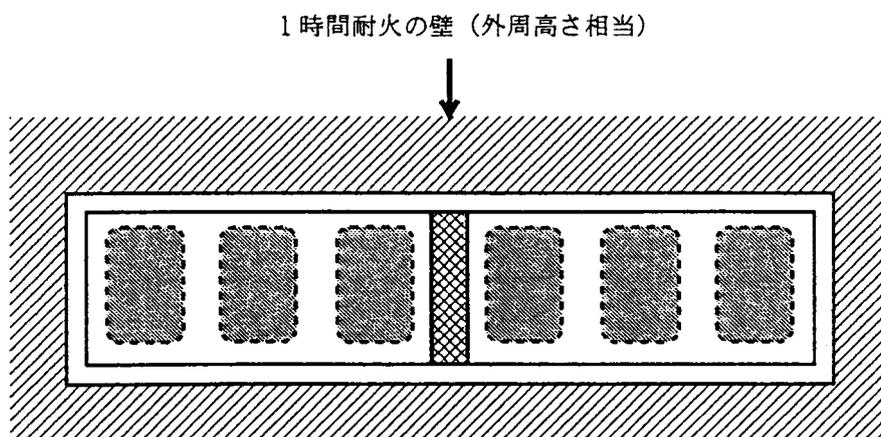
イ 地下ピット2層部分については、消火剤の放出のための配管等を設け、駐車スペースの各部分まで有効な消火ができるような対策を講じたものは、地盤面の操作の支障のない位置に駐車スペースの各部分を水平警戒できるよう消火設備を設置すること。

地下ピット内部を耐火構造の壁で区画する場合

(1) 断面図

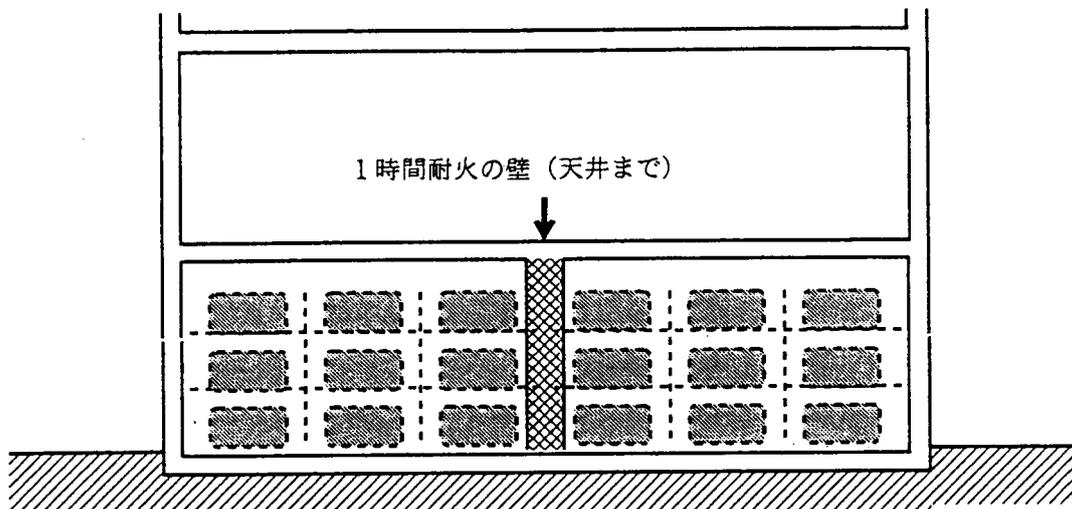


(2) 水平投影図

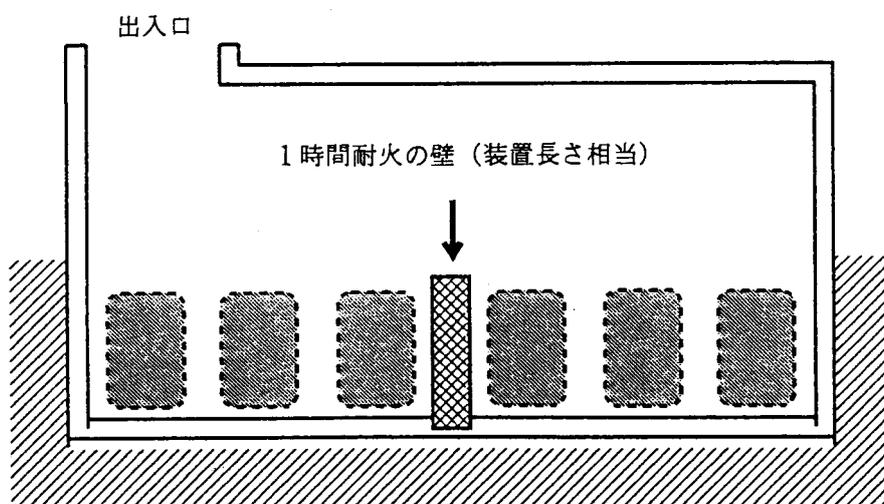


屋内駐車場内部を耐火構造の壁で区画する場合

(1) 断面図

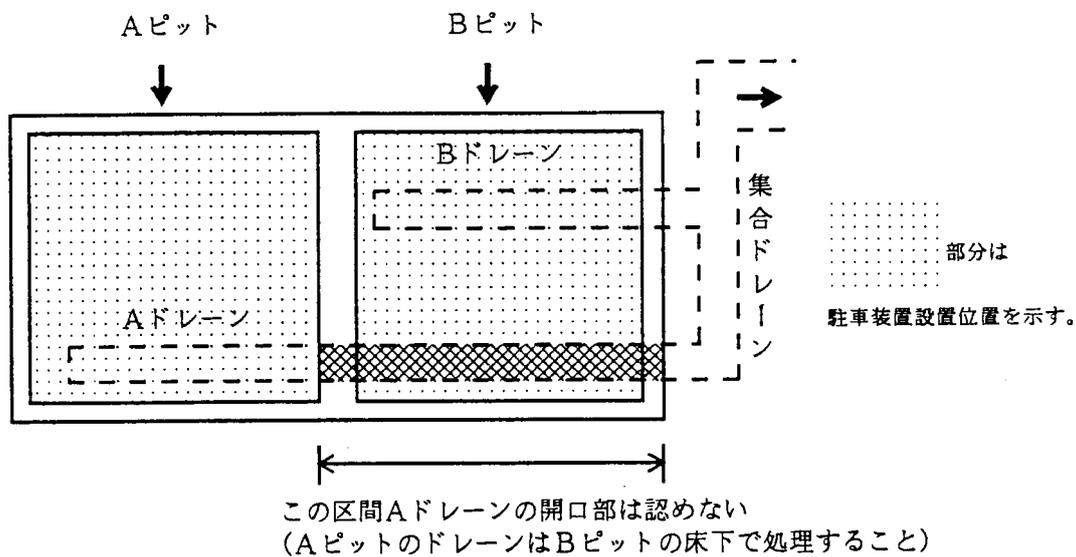


(2) 水平投影図

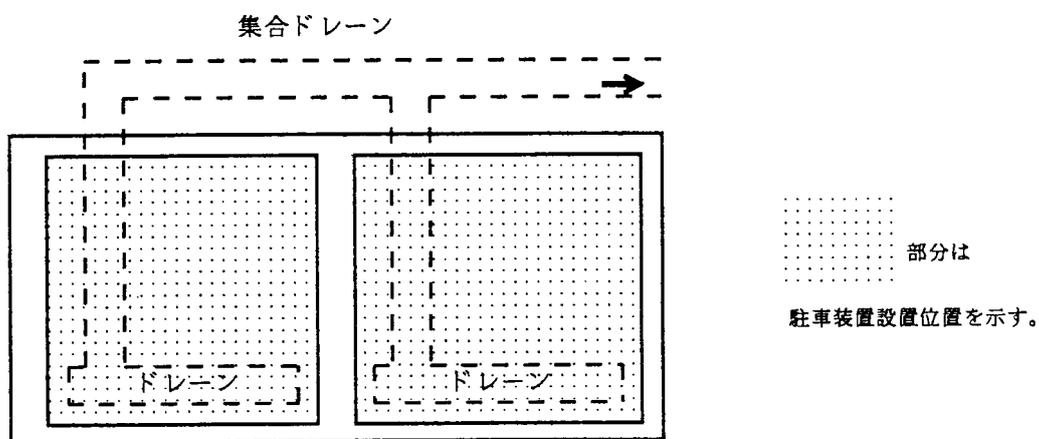


地下ピット内駐車場集合ドレーン施工例（水平投影図）

(1)

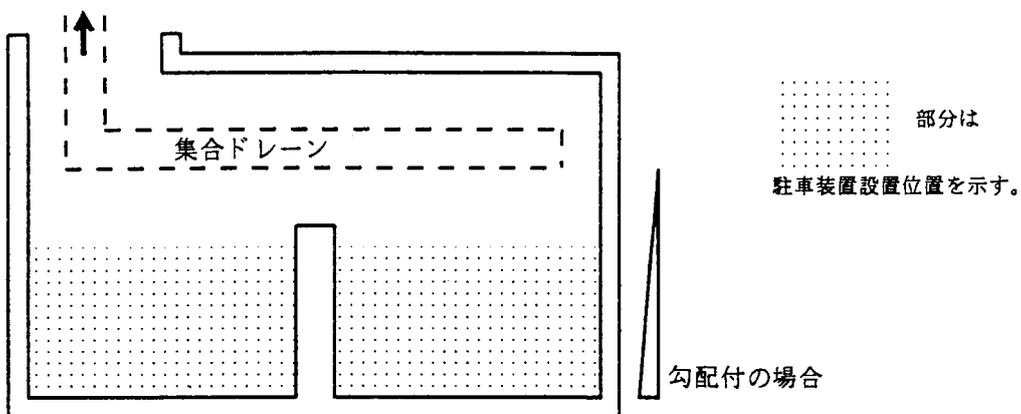


(2)

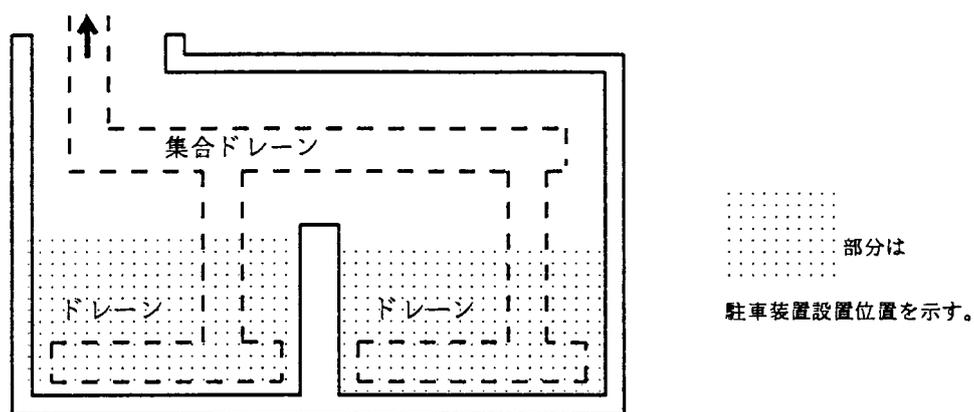


屋内駐車場集合ドレーン施工例（水平投影図）

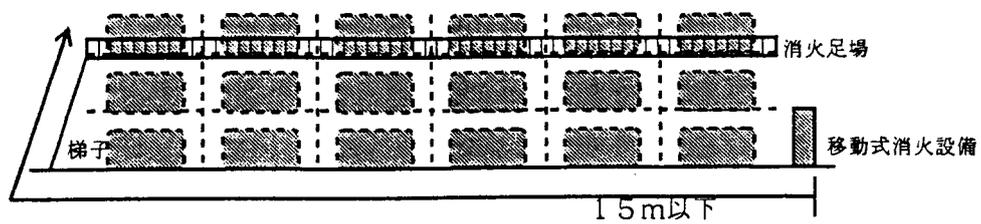
(1)



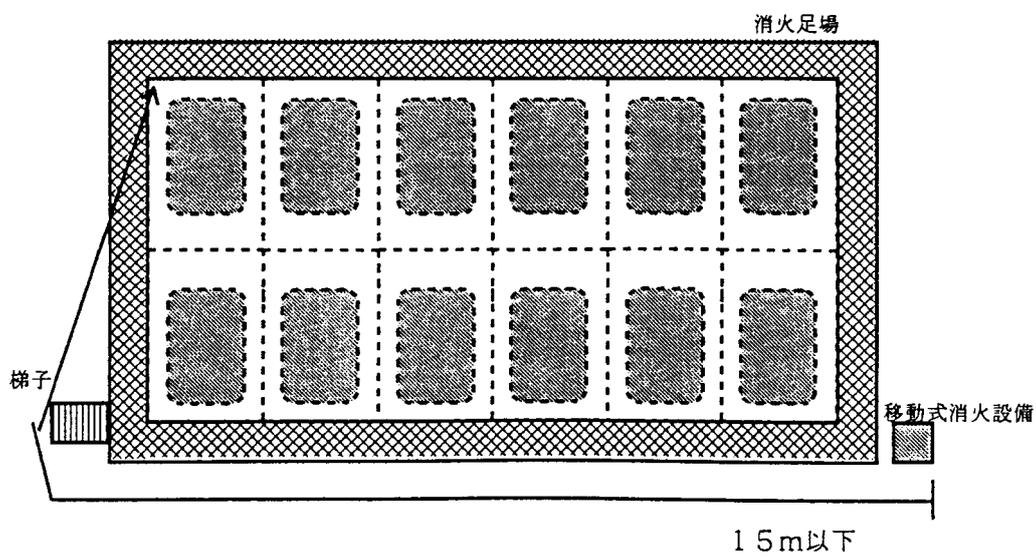
(2)



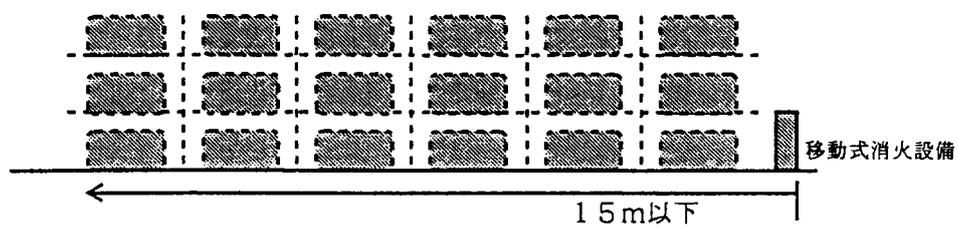
(1) 正面図



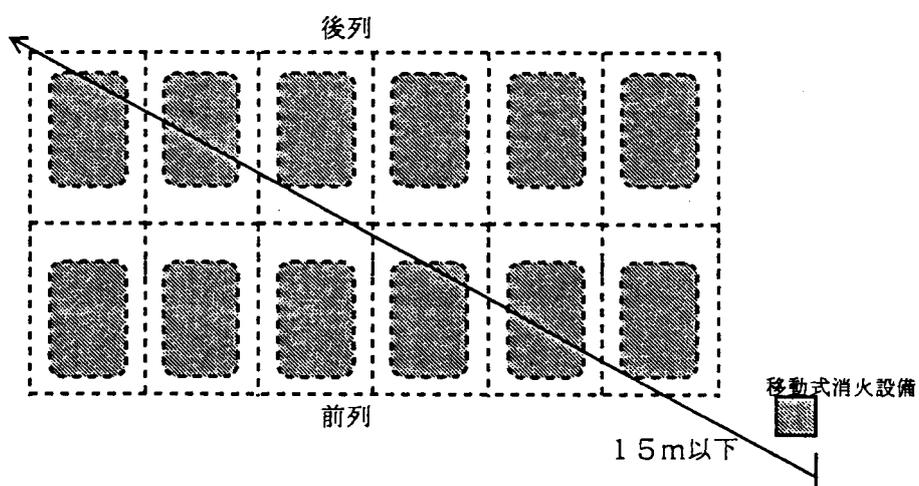
(2) 水平投影図



(1) 正面図

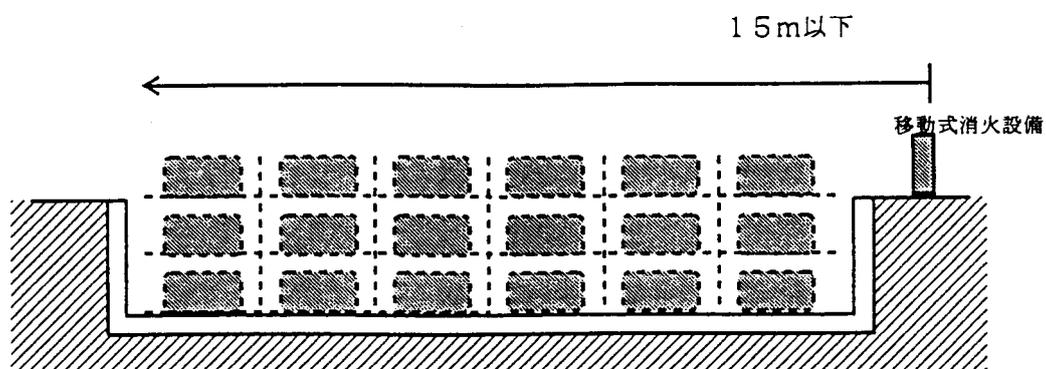


(2) 水平投影図

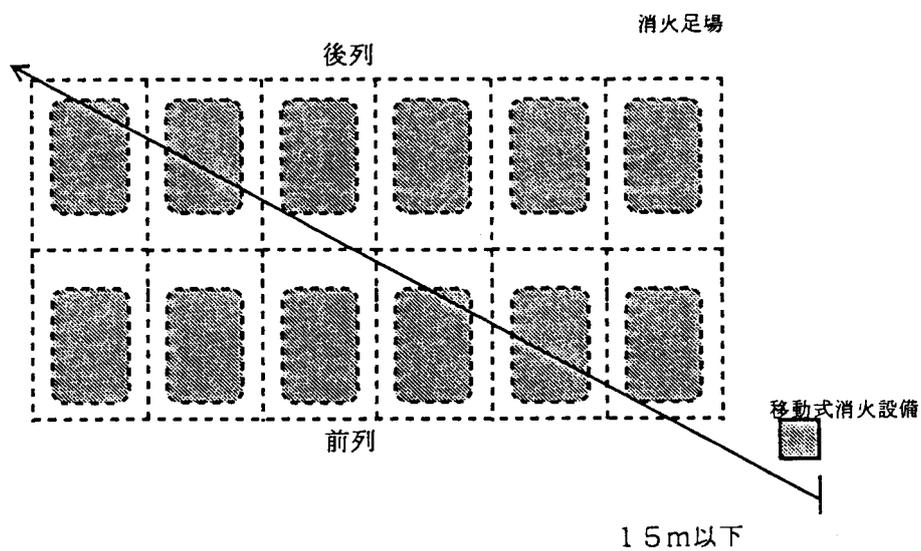


* 後列の車両に通路等で接近できない場合は、前列まで車両を移動できること。

(1) 正面図



(2) 水平投影図



*後列の車両に通路等で接近できない場合は、前列まで車両を移動できること。

第8 屋外消火栓設備（令第19条、規則第22条関係）

1 水源

第2 屋内消火栓設備1を準用すること。

2 加圧送水装置

第2 屋内消火栓設備2（(2)ウ（ア）及びエを除く。）を準用すること。

3 配管

(1) 第2 屋内消火栓設備3（(1)、(2)及び(15)を除く。）を準用するほか、配管径は、第8-1表によること。

(2) 規則第22条第8号に規定する合成樹脂製の管及び管継手は、認定品とすること。●

第8-1表

同時放水の口数	使用管径
1	75mm以上
2以上	100mm以上

4 起動装置

第2 屋内消火栓設備4を準用すること。ただし、4(1)ウ（ア）中の数値は、0.3MPaと読み替えるものとする。

5 貯水槽等の耐震措置

第2 屋内消火栓設備5を準用すること。

6 非常電源、配線等

第2 屋内消火栓設備6を準用すること。

7 総合操作盤等

第2 屋内消火栓設備8を準用すること。

8 消火栓箱等

(1) 消火栓箱の位置●

屋外消火栓箱は、第2 屋内消火栓設備7(1)イ（イ）を準用すること。原則として防火対象物の出入口又は開口部付近で、当該防火対象物の内部に対し有効に注水活動ができる位置とすること。この場合、屋内消火栓の設置が不要な防火対象物でも、中央部に防護漏れとなる部分が生じる場合は、当該部分に屋内消火栓を設置すること。

(2) 消火栓箱の構造

第2 屋内消火栓設備7(1)ウを準用すること。

(3) 消火栓開閉弁

第2 屋内消火栓設備7(1)エを準用するほか、原則として屋外消火栓箱内に設けること。

(4) 筒先及びホース

ホースは、呼称50又は65のもので、長さ20m以上のもの2本以上、ノズルは、口径が呼称19mm以上のもの（原則として噴霧切替式のもの）を1本、それぞれ接続して設置すること。

(5) 表示及び灯火

ア 屋外消火栓箱内に消火栓開閉弁を設けた場合は、当該屋外消火栓箱に「屋外消火栓」と表示すること。

イ 屋外消火栓箱内に消火栓開閉弁を設けない場合は、当該屋外消火栓箱に「ホース格納箱」と表示し、消火栓開閉弁設置位置に「消火栓」と表示すること。

ウ 前ア及び前イの文字の大きさは、20cm²以上とすること。●

エ 屋外消火栓箱又はホース格納箱の表面又は扉を開放したときの見やすい箇所に操作方法を表示すること。

オ 屋外消火栓箱又はホース格納箱の前面又は上部に赤色の灯火を設ける場合は、規則第12条第1項第3号ロの例により設けること。

第9 動力消防ポンプ設備（令第20条関係）

1 設置場所

動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）は、設置する水源ごとに、雨水等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。

2 性能

令第20条第3項に規定する放水量は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」（昭和61年10月自治省令第24号）第16条の別表に定める規格放水性能における規格放水量とすること。

3 水源

水源の有効水量の算定は、次によること。

- (1) 雑用水等の水源と併用する場合は、第2 屋内消火栓設備 1 (4)イを準用すること。
- (2) 地盤面下に設ける場合は、地盤面の高さから4.5m以内の範囲を有効水量とすること。

4 器具

- (1) 吸管は、前3の有効水量が取水できる長さのものとする。
- (2) ホースは、設置する動力消防ポンプ設備ごとに、防火対象物の各部分から水源に部署した動力消防ポンプまで容易に到達できる本数を設けること。

5 表示●

- (1) 動力消防ポンプを通常収納する部分には、当該ポンプの置き場である旨の表示をすること。ただし、明らかに判断できる場合にあつては、この限りでない。
- (2) 水源には、動力消防ポンプ用の水源である旨の表示をすること。

第10 自動火災報知設備（令第21条、規則第23条から第24条の2まで、条例第51条、平成9年告示第9号関係）

1 受信機

(1) 常用電源

常用電源は、交流電源によるものとし、次によること。

ア 電源の電圧及び容量が適正であること。

イ 定格電圧が60Vを超える受信機の金属製外箱は、努めて接地工事を施すこと。

ウ 電源は、専用回路とし、配電盤又は分電盤により、階別主開閉器の電源側から分岐すること。ただし、他の消防用設備等の電源を自動火災報知設備の電源と共用する場合で、自動火災報知設備に障害を及ぼすおそれがないときは、共用することができる。

エ 回路の分岐点から3m以下の箇所に各極を同時に開閉できる開閉器及び過電流遮断器（定格遮断電流20A以下のもの）を設けること。

オ 開閉器の表示は見やすい箇所とし、色は赤色とすること。●

(2) 非常電源

第23 非常電源の例によるほか、受信機の予備電源が当該自動火災報知設備の非常電源として必要な容量以上である場合は、非常電源を省略することができるものであること。

(3) 設置場所等

ア 温度又は湿度が高い場所、衝撃、振動等が激しい場所等、受信機の機能に影響を与える場所には設けないこと。

イ 操作上必要な空間を次により確保すること。●

(イ) 扉の開閉に支障のない位置とすること。

(イ) 前面に1m以上の空間をとること。

(イ) 背面に扉があるものは、点検に必要な空間を有すること。

ウ 地震動等の振動による障害がないよう堅ろうに、かつ、傾きのないように設置すること。

エ 1棟の建築物は、1台の受信機で監視するものであること。ただし、次のすべてに該当する場合は、この限りでない。

(イ) 同一敷地内に2以上の建築物（自動火災報知設備を設置するものに限る。（ウ）において同じ。）があること。

(イ) 防災センター、守衛所等の集中的な管理ができる火災受信所があること。

(イ) 当該受信所と各建築物との間に、次に掲げる同時通話装置のいずれかが設けられていること。

a 非常電話

b インターホン

c 構内電話で緊急割込みの機能を有するもの

オ 放送設備を設置する防火対象物にあっては、原則として、当該放送設備の操作部（遠隔操作器を含む。）と併設すること。●

カ 受信機の設置場所と宿直室等が異なる場合は、当該宿直室等に副受信機又は音響装置を設けること。●

(4) 機器

ア 一の表示窓で複数の警戒区域を表示しないこと。

イ 煙感知器を接続させるものにあつては、原則として、蓄積式のものとする。ただし、次のいずれかに該当するものにあつてはこの限りでない。

(イ) 中継器又は感知器に蓄積式のものを使った場合

(イ) 二信号式受信機を使った場合

(ウ) その他非火災報に対する措置を有効に講じた場合

ウ 増設工事等が予想される場合にあつては、受信機に余裕回線を残しておくこと。●

エ 感知器等を他の設備と兼用するものにあつては、火災信号を他の設備の制御回路等の中継しないで表示すること。ただし、火災信号の伝送に障害とならない方法で、兼用するものにあつては、この限りでない。

(5) 警戒区域

ア 2以上の独立した建築物にまたがらないこと。

イ 表示窓等には、警戒区域、名称等が適正に記入されていること。

ウ 警戒区域が二の階にわたる場合は、二の階にわたる警戒区域のいずれかの部分に階段、吹き抜け等が設けられていること。

エ 階段、傾斜路等にあつては、高さ45m以下ごとに一の警戒区域とすること。ただし、地階（地階の階数が一の防火対象物を除く。）の階段、傾斜路は、別警戒区域とすること。

オ 階段、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプシャフトその他これらに類する場所が同一防火対象物に2以上ある場所で、水平距離50mの範囲内にあるものにあつては、同一警戒区域とすることができる。

カ 階数が2以下の防火対象物の階段及び廊下、通路等は、当該階の居室の警戒区域とすることができる。

キ 各階の階段がそれぞれ5m未満の範囲内で異なった位置に設けられている場合は、直通階段とみなして警戒区域を設定することができる。

2 感知器

(1) 規則第23条第4項第1号ロに規定する「その他外部の気流が流通する場所」とは、外気に面するそれぞれの部分からおおむね5m以内の箇所をいうものであること。ただし、上屋等の高さ、はり、たれ壁等の形態から判断して火災の発生を有効に感知することのできる部分を除くものとする。

(2) 多信号感知器以外の感知器の設置適用場所は、次のア又はイによること。この場合、例示した場所に環境状態が類似した場所を含めて取り扱うこと。

ア 規則第23条第4項第1号ニ(イ)から(ト)までに掲げる場所及び同号ホ(ハ)に掲げる場所に設置する感知器は、第10-1表により設置すること。

イ 規則第23条第5項各号又は第6項第2号若しくは第3号に掲げる場所のうち、第10-2表の環境状態の欄に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがあるときは、規則第23条第5項各号に掲げる場所にあつては同表中の適応煙感知器を、規則第23条第6項第2号又は第3号に掲げる場所にあつては同表中の適応熱感知器又は適応煙感知器を、それぞれ設置すること。ただし、煙感知器を設置したときに非火災報が頻発するおそれ又は感知が著しく遅れるおそれのある環境状態の場合は、第10-1表のいずれかの場所の適応熱感知器の欄に掲げる感知器を設置することができる。

(3) 多信号感知器は、その有する種別、公称作動温度又は蓄積型・非蓄積型の別に応じ、そのいずれもが前(2)により適応感知器とするよう設置すること。

第10-1表

設置場所		適応熱感知器										炎感知器	備考
環境状態	具体例	差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式		熱アナログ式スポット型			
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種				
規則第二十三条第四項第一号ニ(イ)から(ト)までに掲げる場所及び同号ホ(ハ)に掲げる場所	じんあい、微粉等が多量に滞留する場所	ごみ集積場、荷捌所、塗装室、紡績・製材・石材等の加工場等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1 規則第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上の部分では、炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第32条を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること。 2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部にじんあい、微粉等が侵入しない措置を講じたものであること。 3 差動式スポット型感知器又は補償式スポット型感知器を設ける場合は、じんあい、微粉等が侵入しない構造のものであること。 4 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。 5 紡績・製材の加工場等火災の拡大が急速になるおそれのある場所に設ける場合は、定温式感知器にあっては特種で公称作動温度75℃以下のもの、熱アナログ式スポット型感知器にあっては火災表示に係る設定表示温度を80℃以下としたものが望ましいこと。
	水蒸気が多量に滞留する場所	蒸気洗浄室、脱衣室、湯沸室、消毒室等	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	1 差動式分布型感知器又は補償式スポット型感知器は急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。 2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部に水蒸気が侵入しない措置を講じたものであること。 3 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。
	腐食性ガスが発生するおそれのある場所	メッキ工場、バッテリー室、汚水処理場等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	1 差動式分布型感知器を設ける場合は、感知部が被覆され、検出部が腐食性ガスの影響を受けないもの又は検出部に腐食性ガスが侵入しない措置を講じたものであること。 2 補償式スポット型感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、腐食性ガスの性状に応じ、耐酸型又は耐アルカリ型を使用すること。 3 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。
	厨房その他正常時に滞留する場所	厨房室、調理室、溶接作業所等	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	厨房、調理室等が高温度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること。
	著しく高温となる場所	乾燥室、殺菌室、ボイラー室、鋳造場、映写室、スタジオ等	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	
	排気ガスが多量に滞留する場所	駐車場、車庫、荷物取扱所、車路、自家発電室、トラックヤード、エンジンテスト室等	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	1 規則第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上の部分で炎感知器を設置しなければならないとされているが、炎感知器による監視が著しく困難な場合等については、令第32条を適用して、適応熱感知器を設置できるものであること。 2 熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。
	煙が多量に流入するおそれのある場所	配膳室、厨房の前室、厨房内にある食品庫、小荷物専用昇降機、厨房周辺の廊下及び通路、食堂等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	1 固形燃料等の可燃物が収納される配膳室、厨房の前室等に設ける定温式感知器は、特種のもので望ましいこと。 2 厨房周辺の廊下及び通路、食堂等については、定温式感知器を使用しないこと。 3 上記2の場所に熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、火災表示に係る設定表示温度は60℃以下であること。
	結露が発生する場所	スレート又は鉄板で葺いた屋根の倉庫・工場パッケージ型冷却機専用の収納室、密閉された地下倉庫、冷凍室の周辺等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	×	1 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。 2 補償式スポット型感知器は、急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。
	火を使用する設備で火災が露出するものが設けられている場所	ガラス工場、キューボラのある場所、溶接作業所、厨房、鋳造所、鍛造所等	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	

注 1 ○印は当該場所に適用することを示し、×印は当該設置場所に適応しないことを示す。
 2 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
 3 差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型の1種は感度が良いため、非火災報については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
 4 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
 5 多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれも第10-1表により適応感知器とされたものであること。

第10-2表

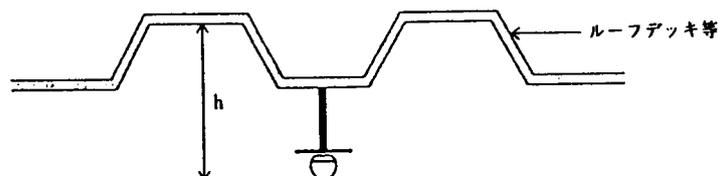
設置場所		適応熱感知器						適応煙感知器					炎 感 知 器	備 考	
環境状態	具体例	差動式スポット型	差動式分布型	補償式スポット型	定温式	熱アナログ式 スポット型	イオン化式 スポット型	光電式スポット型	式アナログ スポット型	イオン化アナログ スポット型	光電アナログ式 スポット型	光電式分離型			光電アナログ式 分離型
喫煙による煙が滞留するような換気の悪い場所	会議室、応接室、休憩室、控室、楽屋、娯楽室、喫茶室、飲食室、待合室、キャバレー等の客室、集会場、宴会場等	○	○	○				○*			○*	○	○		
就寝施設として使用する場所	ホテルの客室、宿泊室、仮眠室等						○*	○*	○*	○*	○	○			
煙以外の微粒子が浮遊している場所	廊下、通路等						○*	○*	○*	○*	○	○	○		
風の影響を受けやすい場所	ロビー、礼拝堂、観覧場、塔屋にある機械室等		○					○*			○*	○	○	○	
煙が長い距離を移動して感知器に到達する場所	階段、傾斜路、エレベーター昇降路等							○			○	○	○		光電式スポット型感知器又は光電アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有しないこと。
燻焼火災となるおそれのある場所	電話機械室、通信機室、電算機室、機械制御室等							○			○	○	○		
大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所	体育館、航空機の格納庫、高天井の倉庫・工場、観覧席上部等で感知器取付け高さが8メートル以上の場所		○									○	○	○	

- 注 1 ○印は当該場所に適応すること示す。
 2 ○*印は、当該設置場所に煙感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有することを示す。
 3 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（光電式分離型感知器にあっては光軸、炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
 4 差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式（当該感知器回路に蓄積機能を有しないもの）の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
 5 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
 6 光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場合で、かつ、空間が狭い場所に適応しない。
 7 大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所で、差動式分布型又は光電式分離型2種を設ける場合にあっては15m未満の天井高さに、光電式分離型1種を設ける場合にあっては20m未満の天井高さで設置するものであること。
 8 多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが第10-2表により適応感知器とされたものであること。
 9 蓄積型の感知器又は蓄積式中継器若しくは受信機を設ける場合は、規則第24条第7号の規定によること。

- (4) 取付位置の高さは、次式により計算し、適応する感知器を設けること。ただし、周囲の状況から判断して出火が予想される収納物等が通常の状態において床面より高い位置で収納される倉庫、格納庫にあつてはこの限りでない。

$$\text{取付位置の高さ} = \frac{(\text{取付面の最高部}) + (\text{取付面の最低部})}{2}$$

- (5) 感知器の取付面から下端までの距離は、天井面にルーフデッキ等を使用する場合、最頂部から感知器下端までとすること。(第10-1図参照)

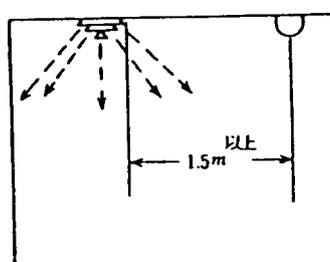


第10-1図

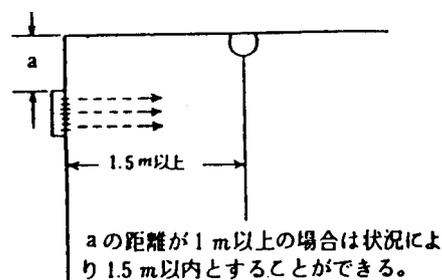
- (6) 換気口等の付近については(差動式分布型及び光電式分離型を除く。)、次により設けること。ただし、吹き出し方向が固定されている場合で、感知器に直接風圧等がかからないものは、この限りでない。

ア 換気口等の空気吹き出し口が天井面に設けられている場合は、吹き出し口から1.5m以上離して感知器を取り付けること。(第10-2図参照)

イ 換気口等の空気吹き出し口が、天井面から1m以内の壁体に設けられている場合は、当該吹き出し口から1.5m以上離して感知器を取り付けること。ただし、吹き出し口が天井面から1m以上離れた壁体に設けられている場合は1.5m以内とすることができる。(第10-3図参照)



第10-2図



第10-3図

(7) 感知区域は、次によること。(炎感知器の場合を除く。)

ア 1 m未満のはり等により、小区域が連続する場合は、感知器の取付面の高さに応じて、第10-3表で定める範囲の隣接する感知区域を一の感知区域と見なすことができる。

第10-3表 (単位：m²)

感知器の種別 取付面の高さ 使用場所の構造		差動式分布型		差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型		煙感知器		
		1種	2種	1種	2種	特種	1種	1種	2種	3種
		耐火	4 m未満	20	20	20	15	15	13	60
4 m～8 m	40									
8 m～15m										
15m～20m										
非耐火	4 m未満	20	20	15	10	10	8	60	60	20
	4 m～8 m									40
	8 m～15m									
	15m～20m									

イ 細長い居室等の場合

短辺が3 m未満の細長い居室等の場合は、歩行距離が第10-4表で示す数値以内ごとに1個以上設置することができる。

第10-4表 (単位：m)

感知器の種別 建物構造		差動式スポット型		定温式スポット型		煙感知器
		1種	2種	特種	1種	
耐火		15	13	13	10	廊下、通路に準じて設けること。
非耐火		10	8	8	6	

ウ 一の小区域が隣接している場合

はり等の深さが0.6 m以上(差動式スポット型、定温式スポット型感知器にあつては0.4 m以上) 1 m未満で区切られた5 m²以下(煙感知器にあつては10 m²以下)の小区域が一つ隣接している場合は、当該部分を含めて同一感知区域とすることができる。

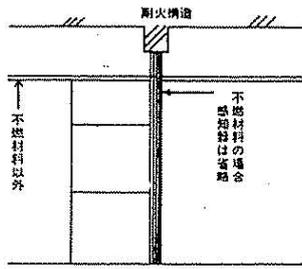
エ アコーディオンカーテン等で間仕切られた部分は、それぞれ別感知区域とすること。ただし、布製カーテン等の軽微なもので間仕切られたものは、この限りでない。

オ 取付面の下方0.6 m以上1 m未満の部分に短辺が3 m以上で長辺が4.5 m以上の棚、はり出し等がある場合は、別感知区域とすること。●

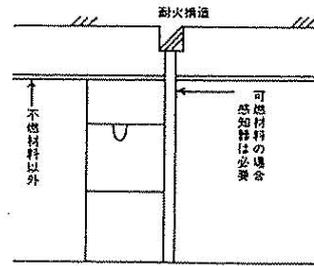
カ 押入等の感知区域については次によること。

(ア) 押入等は、原則として居室と別感知区域とすること。

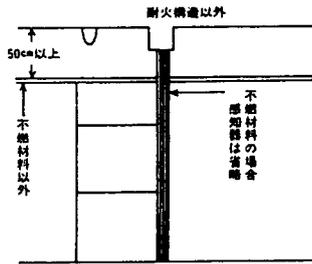
(イ) 感知器は、原則として押入等の上段部分に1個以上設けること。ただし、当該押入等から出火した場合であっても延焼のおそれのない構造とした場合又はその上部の天井裏に感知器を設けてある場合は、この限りでない。(第10-4図から第10-13図まで参照)



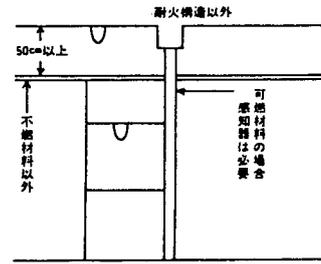
天井裏に感知器がない場合
第10-4図



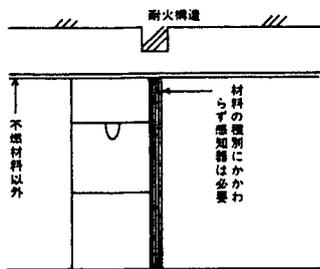
天井裏に感知器がない場合
第10-5図



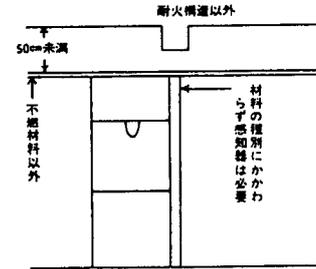
天井裏に感知器がある場合
第10-6図



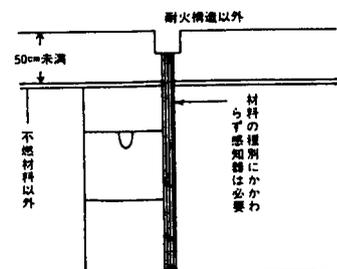
天井裏に感知器がある場合
第10-7図



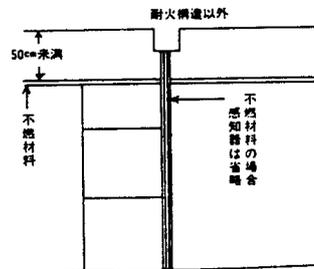
天井裏に感知器がない場合
第10-8図



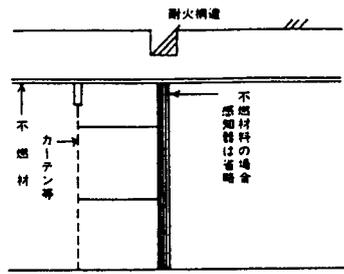
天井裏に感知器がない場合
第10-9図



天井裏に感知器がない場合
第10-10図

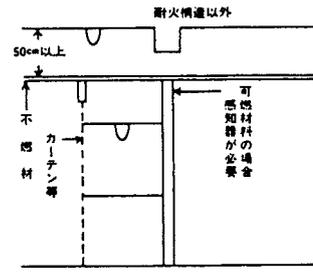


天井裏に感知器がない場合
第10-11図



天井裏に感知器がない場合

第10-12図



天井裏に感知器がない場合

第10-13図

(8) 機器

ア 腐食性ガス等の発生する場所に設ける場合は、防食性の感知器とすること。

イ じんあい、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合は、適当な防護措置を施したものであること。

ウ 水蒸気等が著しく発生するおそれのある場所（厨房、殺菌室、脱衣室、湯沸室等）に設ける場合は、防水型の感知器とすること。

(9) 設置方法

ア 差動式スポット型及び補償式スポット型感知器

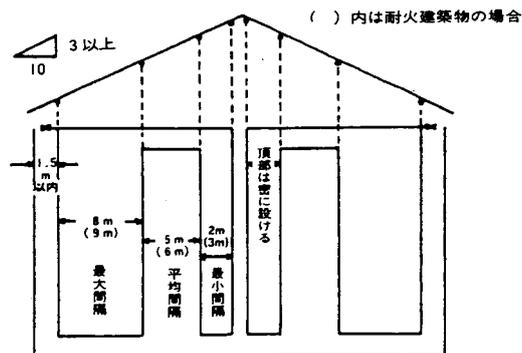
(7) 機能試験を行うのに困難な場所及び人的危険のある場所（電気室の高圧線の上部又は取付面が高い場所等）に設けるものにあつては、感知器の試験器を設けること。この場合、感知器と試験器の間の空気管は、検出部に表示された指定長以内とすること。

(4) 感知区域を構成する間仕切壁、はり等（以下「間仕切等」という。）の上方におおむね全幅の空気の流通する有効な開口部（取付面の下方0.4m以上）を設けた場合は、隣接する2以上の感知区域を一の感知区域とすることができる。

イ 差動式分布型（空気管式）感知器

(7) 空気管を布設する場合で、メッセージワイヤを使用する場合（空気管とメッセージワイヤのより合せ及びセルフサポートによる場合等を含む。）は、ビニル被覆が施されたものを使用すること。

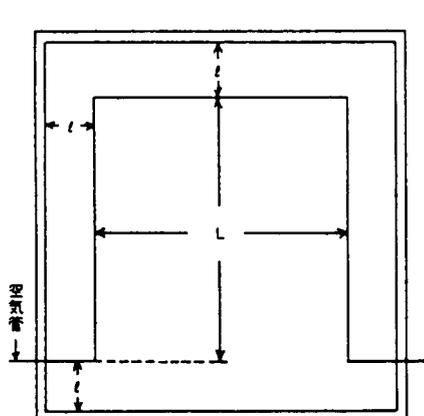
(4) 10分の3以上の傾斜をもつ天井に布設する場合、その頂上部に空気管を取り付け、かつ、当該天井面の上方にあつては2m（耐火建築物にあつては3m）、下方にあつては8m（耐火建築物にあつては9m）を超えない範囲で設け、平均設置間隔は5m（耐火建築物にあつては6m）以下とすること。この場合の平均設置間隔とは、空気管を平面天井に布設するときの間隔（一辺省略の例）である。（第10-14図参照）



第10-14図

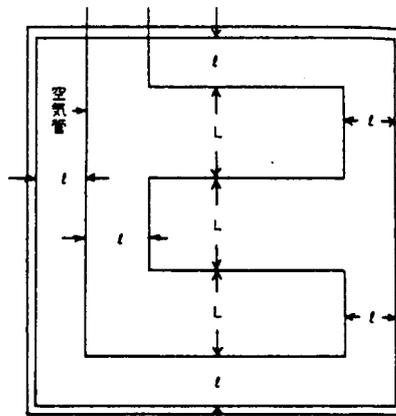
なお、相対する天井面に設ける空気管は、左右対称となるように設けること。また、左右の天井面に設ける空気管の検出部を異にする場合は、頂上部にそれぞれ異なる空気管を平行に設けること。

(7) 相対する感熱部の相互間隔は、6 m（耐火建築物にあっては9 m）以下とすること。ただし、第10-15図から第10-19図までに示すように設けた場合はこれによらないことができる。



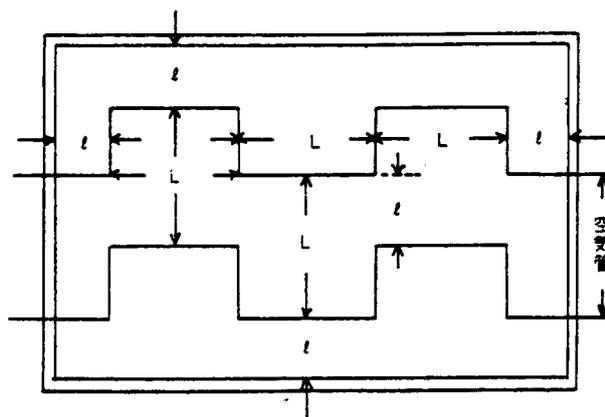
$l = 1.5\text{m}$ 以下
 $L = 6\text{m}$ 以下（耐火建築物にあっては9m以下）

第10-15図 1辺省略の例 (1)



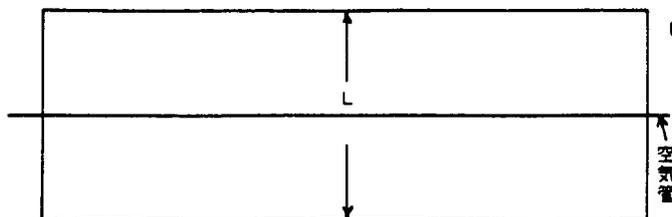
$l = 1.5\text{m}$ 以下
 $L = 5\text{m}$ 以下（耐火建築物にあっては6m以下）

第10-16図 1辺省略の例 (2)



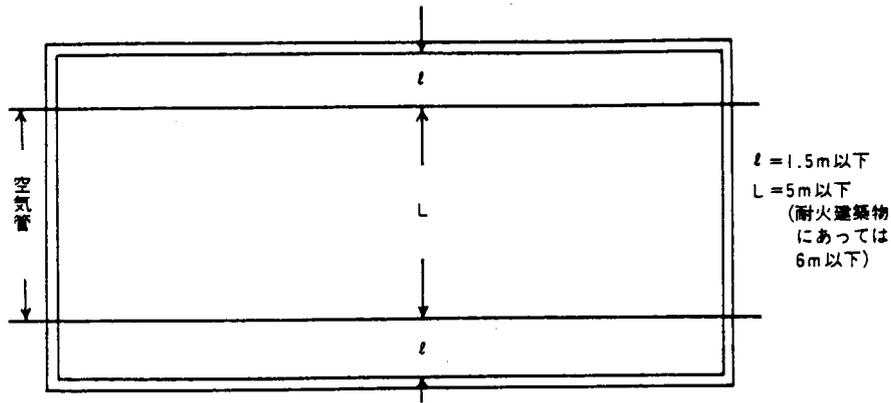
$l = 1.5\text{m}$ 以下
 $L = 6\text{m}$ 以下（耐火建築物にあっては9m以下）

第10-17図 1辺省略の例 (3)



$L = 2\text{m}$ 以下（耐火建築物にあっては3m以下）

第10-18図 2辺省略の例 (1)

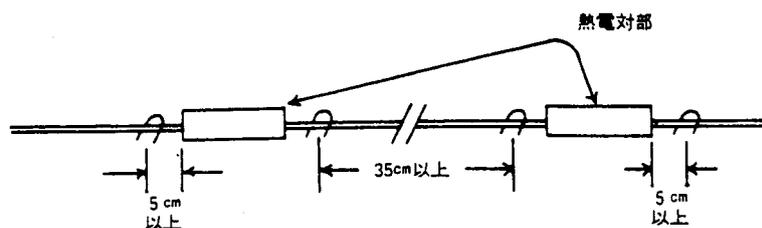


第10-19図 2辺省略の例(2)

- (エ) 空気管の露出部分は、小部屋等で空気管の露出長が20mに満たない場合は、2重巻き又はコイル巻きとすること。
- (オ) 深さ0.3m以上0.6m未満のほりで区切られた小区画が連続してある場合は、ほり間隔2m以下の区画にあっては区画ごとに長辺に平行して1本以上の空気管を設けること。ただし、ほり間隔1.5m以下の区画にあっては、1区画おきに設けることができる。
- (カ) 天井面が0.6m以上段違いになっている場合は、高い天井面に感知器を設けること。この場合、低い天井面の奥行きが3m以上の場合は、別の感知区域とすること。
- (キ) 検出部を異にする空気管が平行して隣接する場合は、その相互間隔を1.5m以内とすること。
- (ク) 一の検出部に接続する空気管の長さは100m以下とすること。この場合、検出部に接続するリード用空気管も長さに含まれるものであること。
- (ケ) 空気管は、ステーブル等により確実に止められていること。また、バインド線等で固定する場合のバインド線等は、ビニル被覆がなされたものを使用すること。
- (コ) 壁体等の貫通部分には、保護管、ブッシング等を設けること。
- (サ) 空気管は、途中で分岐しないこと。
- (シ) テックス又は耐火ボード等天井の目地に空気管を設ける場合は、感熱効果が十分得られるよう、天井面に露出して設けること。

ウ 差動式分布型(熱電対式)感知器

- (7) 熱電対部の前後間隔と相互間隔の比率は1 : 4.5以内とすること。
- (イ) 熱電対部と接続電線との最大合成抵抗値は、一の検出部につき指定値以下とすること。
- (ウ) 熱電対部の個数は、一の感知区域ごとに4個以上とすること。
- (エ) 接続電線は、ステーブル等により、確実に止められていること。この場合、熱電対部には、ステーブル等がかからないようにすること。(第10-20図参照)



第10-20図

(d) 壁体等を貫通する部分には、保護管、ブッシング等を設けること。

エ 差動式分布型（熱半導体式）感知器

(7) 感知区域ごとに、火災を有効に感知するよう第10-5表で定める基準により設けること。

第10-5表 (単位：m)

感知器種別		感知器の種別	
		1種	2種
取付面の高さ	8 m未満	耐火建築物 65	36
	その他の建築物	40	23
8 m以上15m未満	耐火建築物	50	○
	その他の建築物	30	○

○印の部分は、8 m未満の数値を準用すること。

(4) 感熱部と接続電線との最大合成抵抗は、一の検出部につき指定値以下とすること。

オ 定温式感知線型感知器

(7) 感知線の全長は、受信機の機能に支障ない長さ以下とすること。

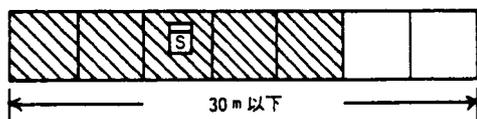
(4) 1室に1個以上の端子板を設けること。

(7) 感知線は、ステーブル等により確実に止められていること。

カ 煙感知器（光電式分離型を除く。）

(7) 廊下及び通路に設ける場合は、感知器相互間の歩行距離が30m以下（3種にあつては20m以下）とすること。この場合において、歩行距離が30mにつき垂直距離がおおむね5m以下となるような勾配の傾斜路は、通路等に準じて設けること。

なお、地階、無窓階及び11階以上の廊下、通路に1m以上のつき出したはり等がある場合は、第10-21図の例により設けること。



(注) この場合、隣接する両側の2感知区域までを一の感知区域として設けられる。

第10-21図

(4) 風速が5 m/s以上となるおそれのある場所に設ける場合は、感知器に直接風圧がかからないような遮へい板を設けること。

(7) エスカレーター及び廻り階段等に感知器を設ける場合は、垂直距離15mにつき1個以上設けること。

(5) エレベーター昇降路、パイプシャフトその他これらに類する場所（水平断面積1 m²未満のもの又は水平区画されたものを除く。）は、最上部に1個以上設けること。ただし、エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室が完全に水平区画されていない場合は、当該機械室に設けることができる。

(4) 低い天井の居室（天井高が2.3m以下）又は狭い居室（おおむね40 m²未満）に設ける場合は、出入口付近又は換気口付近の吹き出しから離れた位置に設けること。

(4) 間仕切等の上方（取付面の下方0.6m未満）に空気の流通する有効な開口部（高さ0.2m以上×幅1.8m以上）を設けた場合は、隣接する2以上の感知区域を一の感知区域とすることができる。また、間仕切等の上部に開口部（0.3m以上×0.2m以上）を設け、その開口部から0.3m以内の位置に感知器を設けた場合は、当該隣接する感知区域を一の感知区域とすることができる。

キ 光電式分離型感知器

傾斜形天井等、凹凸がある壁面を有する防火対象物の場合の、監視区域の設定及び感知器の設置方法は、次によること。

(7) 傾斜等がある天井等の場合

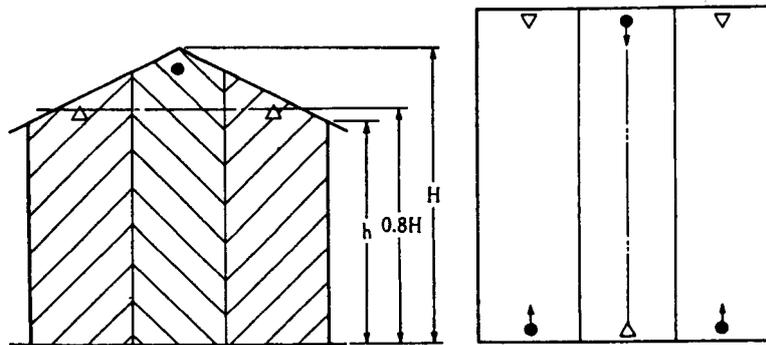
a 傾斜形天井等（切妻、片流れ、のこぎり、差掛、越屋根等の形状を有する屋根の下面等をいう。）における監視区域の設定。

(a) 傾斜形天井等（越屋根の形状を有するものを除く。）に感知器を設置する場合、一の感知器の監視区域（1組の感知器が火災を有効に感知することのできる区域で、光軸を中心に左右に水平距離7m以下の部分の床から天井等までの区域をいう。）を、まず天井等の高さが最高となる部分を有効に包含できるように設定し、順次監視区域が隣接するように設定していくこと。ただし、天井等の高さが最高となる部分の80%の高さより、軒の高さが高い場合は、この限りでない。

(b) 感知器の設定例

① 傾斜形天井の例

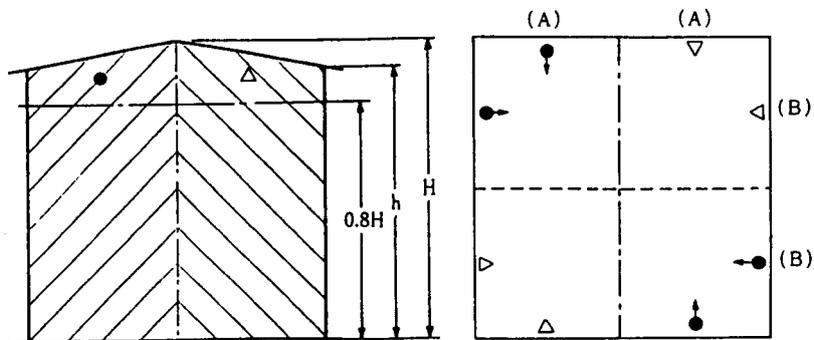
↳ 軒の高さ（ h ）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（ H ）の80%未満（ $h < 0.8H$ ）となる場合。（第10-22図参照）



記号 ● (送光部) } 感知器
 △ (受光部) }
 ▨ 監視区域 (以下の図において同じ。)

第10-22図

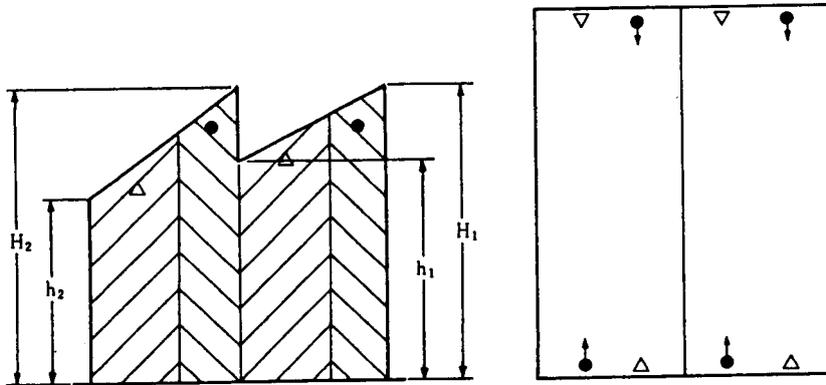
⇕ 軒の高さ（ h ）が天井等の高さの最高となる部分の高さ（ H ）の80%以上（ $h \geq 0.8H$ ）となる場合、光軸の設定は、A方向又はB方向のいずれでもよい。（第10-23図参照）



第10-23図

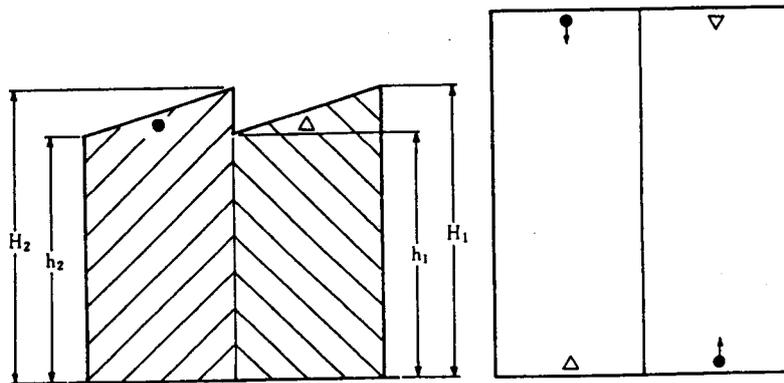
② のこぎり形天井等の例

↳ 軒の高さ (h_1 、 h_2) が天井等の高さの最高となる部分の高さ (H_1 、 H_2) の80%未満 ($h_1 < 0.8H_1$ 、 $h_2 < 0.8H_2$) となる場合 (第10-24図参照)



第10-24図

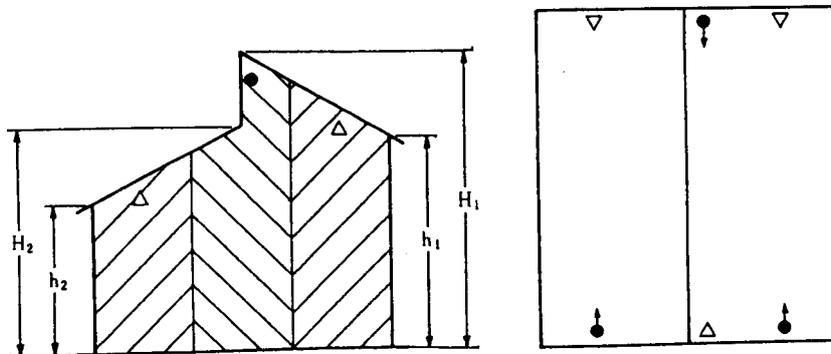
⇄ 軒の高さ (h_1 、 h_2) が天井等の高さの最高となる部分の高さ (H_1 、 H_2) の80%以上 ($h_1 \geq 0.8H_1$ 、 $h_2 \geq 0.8H_2$) となる場合 (第10-25図参照)



第10-25図

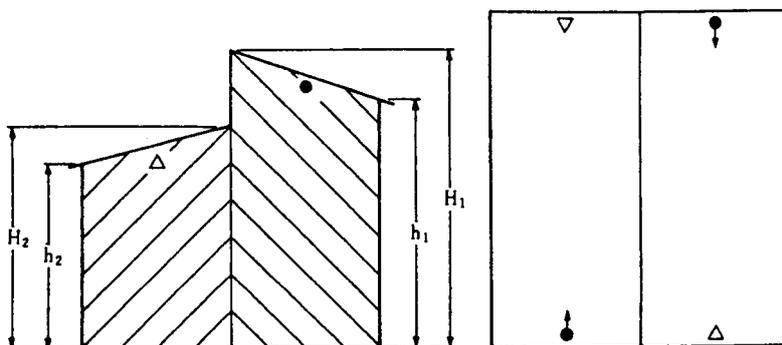
③ 差掛形天井等の例

↳ 軒の高さ (h_1 、 h_2) が天井等の高さの最高となる部分の高さ (H_1 、 H_2) の80%未満 ($h_1 < 0.8H_1$ 、 $h_2 < 0.8H_2$) となる場合 (第10-26図参照)



第10-26図

↑ 軒の高さ (h_1 、 h_2) が天井等の高さの最高となる部分の高さ (H_1 、 H_2) の80%以上 ($h_1 \geq 0.8H_1$ 、 $h_2 \geq 0.8H_2$) となる場合 (第10-27図参照)

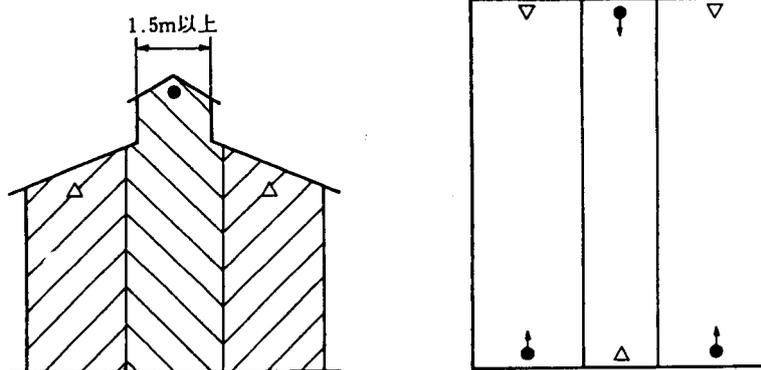


第10-27図

b 越屋根を有する傾斜形天井等における監視区域の設定

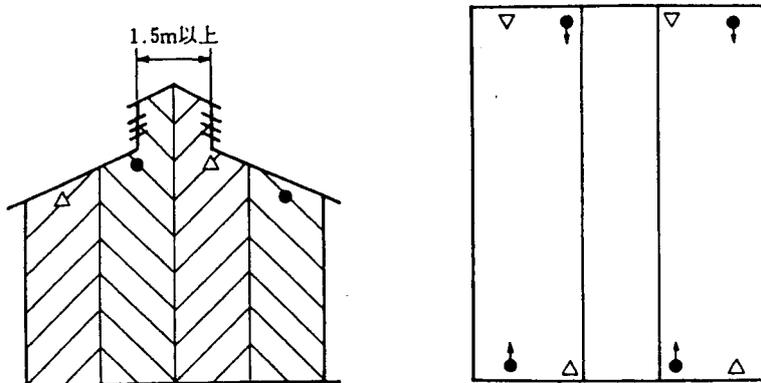
越屋根を有する傾斜形天井等の場合は、次によること。

(a) 越屋根部の幅が1.5m以上の場合は、天井等の傾斜にかかわらず、当該越屋根部を有効に包含できるように監視区域を設定するとともに、順次、監視区域を隣接するように設定すること。(第10-28図参照)



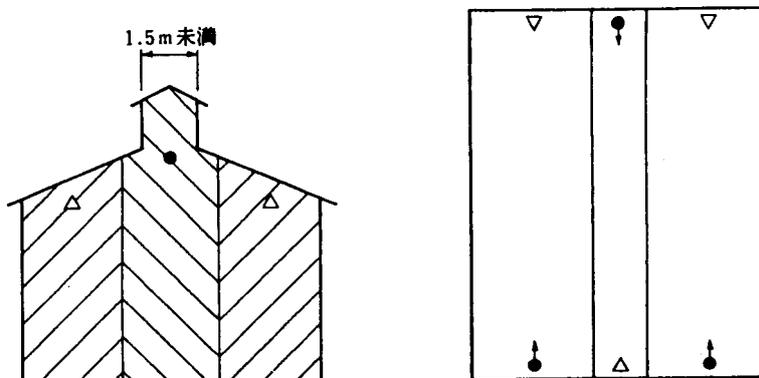
第10-28図

(b) 越屋根が換気等の目的に使用するものにあつては、当該越屋根部の基部にそれぞれ光軸が通るように監視区域を設定すること。(第10-29図参照)



第10-29図

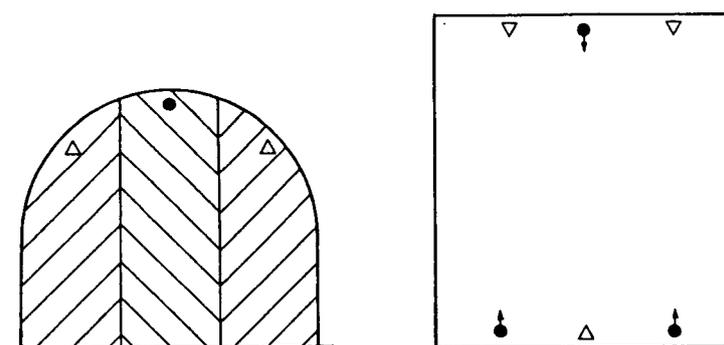
- (c) 越屋根部の幅が1.5m未満の場合は、天井等の傾斜にかかわらず、当該越屋根を支える大棟間の中心付近に光軸が通るように監視区域を設定するとともに、順次、監視区域を隣接するように設定すること。（第10-30図参照）



第10-30図

c アーチ、ドーム形の天井等における監視区域の設定

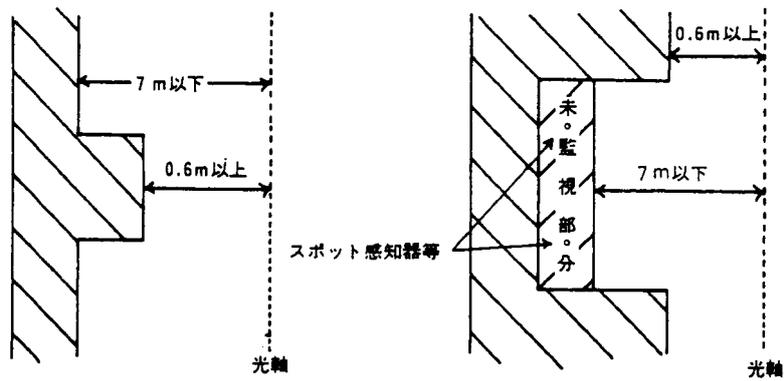
- (a) アーチ形天井等を有する防火対象物に感知器を設置する場合にあっては、監視区域をアーチ形天井等の高さが最高となる部分を有効に包含できるように設定し、順次監視区域を隣接するように設定していくこと。（第10-31図参照）



第10-31図

- (b) ドーム形天井等を有する防火対象物に感知器を設置する場合にあっては、当該感知器の光軸が、ドーム形天井等の各部分の高さの80%以内に収まり、かつ、未監視区域を生じないように設置すること。
- (i) 凹凸がある壁面を有する防火対象物
- a 監視区域を設定する場合、凹凸がある壁面と光軸との水平距離は、当該壁面の最深部から7m以下とすること。この場合、凹凸の深さが7mを超える部分にあっては、未監視部分が生じないように当該部分をスポット型感知器等で補完する等の措置を講じること。

b 感知器の光軸の設定例は、次のとおりである。

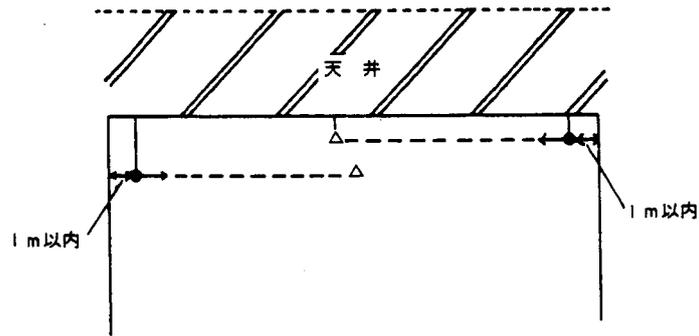


第10-32図

(ウ) 感知器の公称監視距離を超える空間を有する防火対象物

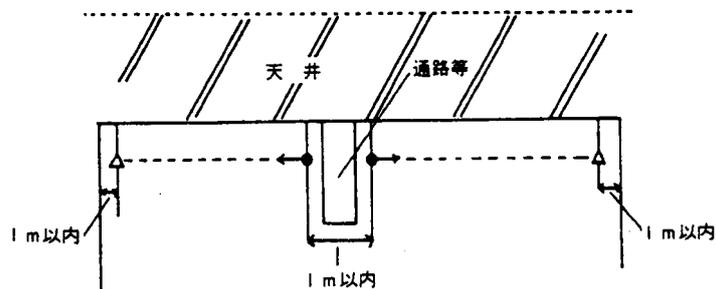
- a 感知器の公称監視距離を超える空間に感知器を設定する場合にあつては、未監視部分が生じないように光軸を連続して設定すること。ただし、感知器の維持、管理、点検等のために天井等の部分に通路等を設ける場合にあつては、隣接する感知器の水平距離は1 m以内とすること。
- b 感知器の設置例は、次のとおりである。

(a) 下がり壁がない場合



第10-33図

(b) 下がり壁がある場合



第10-34図

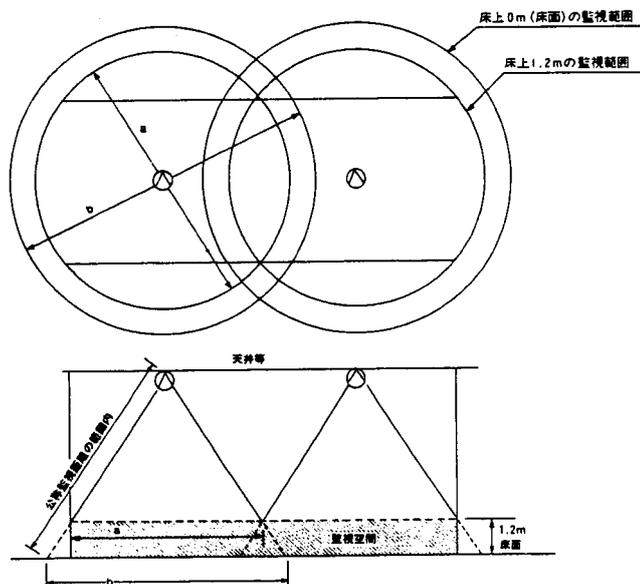
(エ) 感知器の設置上の留意事項

- a 感知器は、壁、天井等に確実に取り付けるとともに、衝撃・振動等により、容易に光軸がずれないように措置すること。
- b 隣接する監視区域に設ける感知器の送光部及び受光部は、相互に影響しないように設けること。
- c 感知器に受信機等から電源を供給する配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。

ク 炎感知器

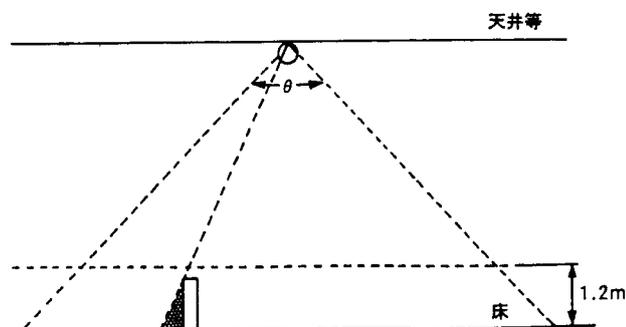
(ア) 道路の用に供される部分以外に設ける場合

- a 感知器は、天井等又は壁の日光を受けない位置に設置すること。
- b 感知器は、壁によって区画された区域ごとに監視空間の各部分から当該感知器までの距離（以下「監視距離」という。）が公称監視距離の範囲内になるよう設けること。

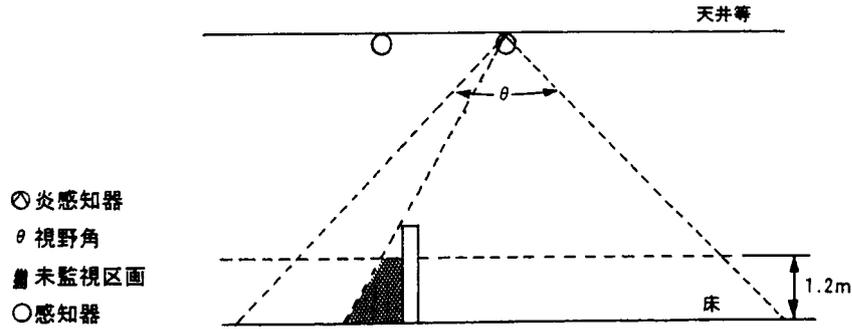


第10-35図

- c 感知器は、障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けること。この場合、監視空間内にある1.2m以下の障害物等は感知障害として扱わないものとし（第10-36図参照）、これを超える障害物等がある場合は、監視空間内に生じる未警戒区域を警戒できる感知器を別に設置すること。（第10-37図参照）



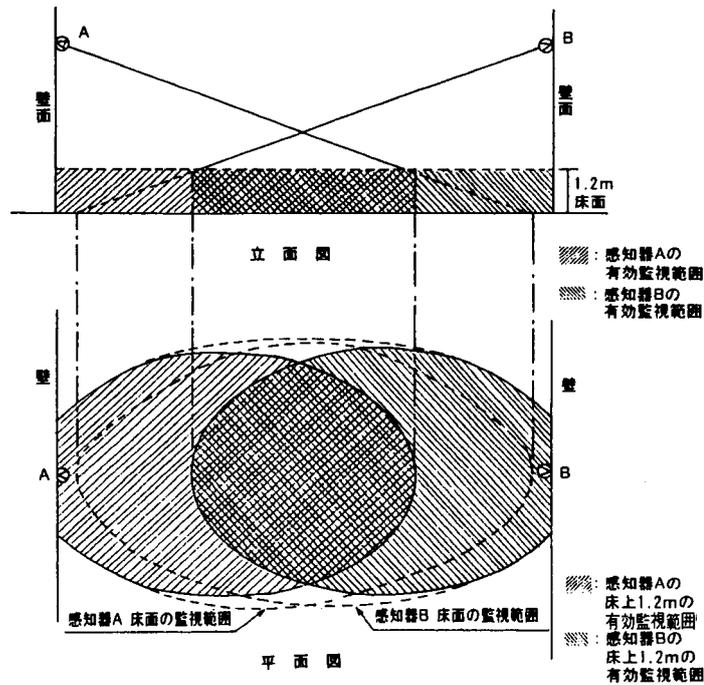
第10-36図



第10-37図

d 感知器は、屋内に設けるものにあつては屋内型のものを、屋外に設けるものにあつては屋外用のものを設けること。ただし、文化財関係建造物等の軒下又は床下及び物品販売店舗等の荷さばき場、荷物取扱場、トラックヤード等の上屋の下部で雨水のかかるおそれがないように措置された場所に設ける場合は、屋内型のものを設けることができる。

e 感知器の取付け角度により監視範囲が変化することに留意し、未警戒部分が生じないよう措置すること。（第10-38図参照）



第10-38図

(イ) 道路の用に供される部分に設ける場合

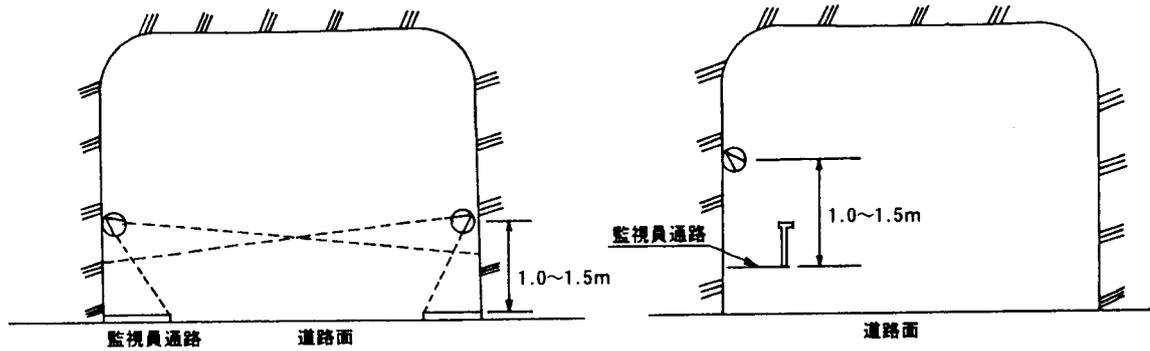
前(ア) a 及び b によるほか、次によること。

a 感知器は、道路型とし、道路の側壁部又は路端の上部に設けること。

b 感知器は、道路面（監視員通路が設けられている場合は、当該通路面）からの高さが1 m以上1.5 m以下の部分に設けること。（第10-39図）

c 道路の各部分から感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるよう設けること。

d 障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けること。



第10-39図

3 中継器

(1) 常用電源

常用電源は、交流電源によるものとし、次によること。

ア 受信機から電源までの供給を受ける中継器

(1 (1)ア及びイを準用すること。)

イ 受信機から電源までの供給を受けない中継器

(1 (1)を準用すること。)

(2) 非常電源

1 (2)を準用すること。

(3) 設置場所

ア 裸火等を用いる火気使用設備から5m以内の位置に設けないこと。

イ 振動が激しい場所又は腐食性ガスの発生する場所等機能障害の生じるおそれのある場所に設けないこと。

4 発信機

(1) 設置位置

ア 廊下、階段、出入口付近等多数の者の目にふれやすい場所で、かつ、操作の容易な場所に設けること。●

イ 発信機の押しボタンの位置は、床面から0.8m以上1.5m以下にすること。

(2) 設置方法

ア 階ごとに、その階の各部分から一の発信機までの歩行距離が50m以下となるよう設けること。

イ 次に掲げる場所に発信機を設ける場合は、防食型、防水型又は適当な防護措置を施すこと。

(ア) 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所

(イ) 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所

(ウ) 雨水等が浸入するおそれのある場所（屋外型発信機を設ける場所を除く。）

ウ 屋内消火栓箱等の扉の開閉に伴って可動する部分に設けるリード線は、可とう性のあるより線等を使用すること。●

(3) 機器

ア 受信機に対し適応性に支障のないものであること。

なお、P型2級受信機及びGP型2級受信機に接続する発信機には、P型1級発信機を用いることができるものであること。

イ 巡回記録装置、電話、消火設備、その他の警報設備等と共用させる場合にあっては、共用させることにより自動火災報知設備の機能障害を与えないこと。

5 主（副）音響、地区音響装置

音響装置は、次に適合すること。

- (1) 音響効果を妨げるような障害物のある場所には設けないこと。
- (2) 外傷を受けるおそれのある場所には設けないこと。
- (3) ベルの鳴動により、設備に振動を与えないように設けること。
- (4) 音色は他の機器の騒音等と明らかに区別できること。
- (5) 可燃性ガス、粉じん等の滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置を講じること。
- (6) 規則第24条第5号ハ及び第5号の2ロによる区分鳴動の場合は、次によること。

ア 出火階、直上階及び地階以外の階には火災の状況に応じ、手動操作により一斉鳴動することができるものであること。

イ 階段、エレベーター昇降路等に設置した感知器の作動と連動して地区音響装置を鳴動させないこと。●

- (7) カラオケボックス等を有する防火対象物にあつては、当該カラオケボックス等の内にベルを増設すること。ただし、当該カラオケボックス等に自動火災報知設備の作動と連動して音響装置の音以外の音の電源遮断を有する等の有効な措置を講じた場合又は遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を客に利用させる役務の用に供する個室にあつては、騒音（BGM等）のない静寂な状態で営業されている施設で各個室の間仕切りが天井面からおおむね1 m以上開放されているか、若しくは第14 非常警報設備2(3)ア(イ)で規定する障子、ふすま等遮音性能の著しく低いもので区画されている場合で、提供されるヘッドホンの種別により第10-6表の距離以内ごとにベルが設置されている場合はこの限りでない。

第10-6表 (単位：m)

ヘッドホンの種別	ベル間の距離
耳載せ型・挿入型 その他遮音性の高いもの	5
耳覆い型	1.5
イントラコンカ型	2.5

- (8) 規則第24条第5号ハ及び第5号の2ロに定める区分鳴動から全区域鳴動に自動的に警報を発する場合の信号等については、次によること。

ア 「一定の時間」については、防火対象物の用途、規模等並びに火災確認に要する時間、出火階及びその直上階等からの避難が完了すると想定される時間等を考慮し、おおむね数分とし、最大でも10分以内とすること。

イ 「新たな火災信号」については、感知器が作動した警戒区域以外の警戒区域からの火災信号、他の感知器からの火災信号（火災信号を感知器ごとに認識できる受信機に限る。）、発信機からの信号及び火災の発生を確認した旨の信号が該当すること。

- (9) 規則第24条第5号ト及び第5号の2ニに規定する地区音響装置は、認定品とすること。●

- (10) 規則第24条第2号ホ(ロ)、第5号イ(ロ)及び第5号の2イ(ロ)に規定する「ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所」は、次に掲げるものとする。

ア ダンスホール、ディスコ、ライブハウス（コンサートホールを含む。）等で室内の音響が大きいため、他の音響が聞き取りにくい場所

イ カラオケボックス、カラオケルーム等で、壁、防音設備等により室外の音響が聞き取りにくい場所。ただし、ダンスホール、カラオケボックス等であっても、室内で音響装置等の音を容易に聞き取ることができる場所を除くこと。また、同項同号に規定される「他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができる」とは、任意の場所で65 d B以上の音圧があることをいうものであること。ただし、暗騒音が65 d B以上ある場合は、次に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果のある措置を講ずること。

- (7) 音響装置の音圧が、暗騒音よりも6 d B以上強くなるよう確保されていること。
 - (4) 音響装置の作動と連動して、音響装置の音以外の音が自動的に停止又は音響装置の音圧よりも6 d B以上低減すること。若しくは常時人がいる場所に受信機又は火災表示盤等を設置することにより、音響装置が鳴動した場合に音響装置以外の音が手で停止又は音響装置の音圧よりも6 d B以上低減することができるものであること。
- (11) 規則第24条第5号イ(ハ)及び第5号の2イ(ハ)に規定する「警報音を確実に聞き取ることができる」とは、次のいずれかに該当する場合をいうものとする。
- ア 任意の場所で65 d B以上の音圧があること。ただし、暗騒音が65 d B以上ある場合は、次のいずれかの措置又はこれらと同等以上の効果のある措置を講ずること。
 - (7) 個室における音響装置の音圧が、通常の使用状態においてヘッドホン等から流れる最大音圧よりも6 d B以上強くなるよう確保されていること。
 - (注) 最大音圧とは、音響機器自体において一定以上音圧が上がらないよう制限されている場合や、利用者に音圧を一定以上に上げないよう周知徹底がなされている場合等においては、当該音圧をいう。
 - (4) 音響装置の作動と連動して、音響装置の音以外の音が自動的に停止又は音響装置の音圧よりも6 d B以上低減すること。若しくは常時人がいる場所に受信機又は火災表示盤等を設置することにより、音響装置が鳴動した場合に音響装置以外の音が手で停止又は音響装置の音圧よりも6 d B以上低減することができるものであること。(無停電装置が設置されている音響装置等は除く。)
 - イ 前(7)の措置に加え、次のいずれかの措置を講ずること。
 - (7) 音響装置の作動と連動して、フラッシュライト又は赤色灯等が点滅する設備を設けること。
 - (4) 従業員によるマイク放送(音圧は任意の場所で65 d B以上とする。)及び拡声器等を用いた迅速な避難誘導の実施ができ、かつ、各個室内の見やすい箇所に火災発生時に最大音量及び最大音圧以上で利用した場合、火災が確認できない旨の標識を掲出する等の手段を講ずること。

6 蓄積機能

(1) 蓄積式受信機又は蓄積式中継器

- ア 蓄積式受信機及び蓄積式中継器に感知器を接続する場合にあっては、一の警戒区域ごとに次によること。
 - (7) 感知器を接続する場合にあっては、当該感知器の公称蓄積時間と当該中継器に設定された蓄積時間及び受信機の蓄積時間の合計の最大時間(接続される感知器の種類によって当該中継器等の蓄積時間が異なるものにあつては、その合計の最大時間をいう。以下同じ。)が60秒を超えないこと。
 - (4) 煙感知器以外の感知器を接続する場合にあっては、当該中継器に設定された蓄積時間及び受信機の蓄積時間の合計の最大時間が20秒を超えないこと。
- イ 感知器、中継器及び受信機の接続は、指定された適正なものであること。
- ウ 蓄積式中継器及び蓄積式受信機は、発信機を操作した場合、蓄積機能を自動的に解除できるものであること。
- エ 蓄積式中継器は、受信機内部又は受信機直近の外部に設けることとし、外部に設ける場合は、不燃性又は難燃性の外箱で覆うこと。

(2) 蓄積付加装置

- 前(1)ア、ウ及びエに準じるほか、次によること。
 - ア 蓄積付加装置を接続することのできる受信機は、当該蓄積付加装置に表示されている適応受信機であること。
 - イ 蓄積中である旨の表示は、受信機又は蓄積付加装置の外箱の見やすい位置に設置した灯火又は警報音により行うものとする。

7 移報用装置等

移報用装置又は火災通報装置連動停止スイッチ箱（以下「移報用装置等」という。）は、次によること。

(1) 機器

ア 自動火災報知設備の受信機からの火災信号を中継し、警備保障会社等の保有する「防災通報受信装置」に移報するものにあつては、移報用装置（Ⅰ型）とすること。

イ 自動火災報知設備の受信機の移報用端子がすでに使用されている場合に、誘導灯信号装置等をはじめとする他の消防・防災用設備等に移報するものにあつては、移報用装置（Ⅱ型）とすること。

(2) 設置方法等

ア 移報用装置等は、受信機の直近で点検が容易な位置に設けること。ただし、連動停止スイッチ箱にあつては、火災通報装置等の直近とすることができる。

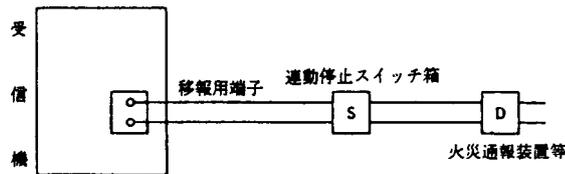
イ 移報用装置等は、自動火災報知設備の機能に支障をきたさないこと。

ウ 移報用装置等の電源は、停電時に電力を出力できる端子から供給されるものであること。この場合、自動火災報知設備の作動に支障のない容量を有しているものであること。

エ 受信機の移報用端子又は移報装置に移報を停止するスイッチを設け、かつ、停止している旨の表示装置が設けられている場合は、連動停止スイッチ箱を設置しないことができる。

(3) 接続方法

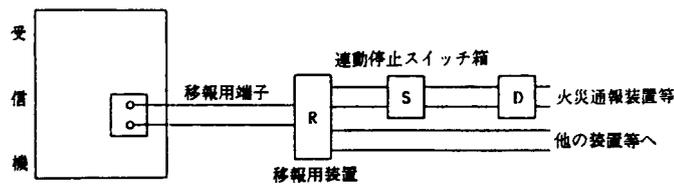
ア 受信機に移報用端子が設けられていて、使用されていない場合



(注) 移報用端子には「火災通報装置等用」である旨表示すること。

第10-40図

イ 受信機に移報用端子が設けられていて、すでに他の設備等に使用されている場合

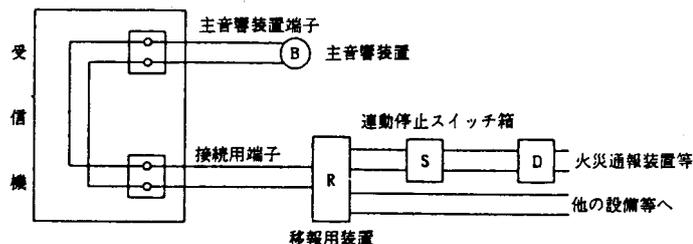


(注) ① 移報用装置は、多回路のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備等を接続替えすること。

② 移報用装置の当該端子には、「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

第10-41図

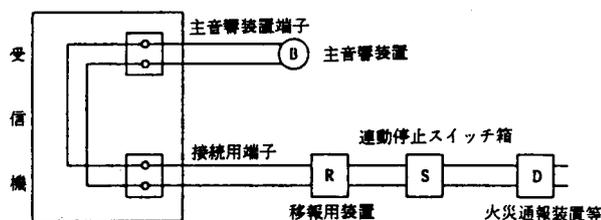
ウ 受信機の主音響装置端子から接続用端子を介して移報用装置が接続されていて、すでに他の設備等に使用されている場合



- (注) ① 移報用装置は、多回路のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備等を接続替えすること。
- ② 移報用装置の当該端子には、「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。
- ③ 主音響装置停止スイッチには、「移報連動用」、である旨の表示をすること。
- ④ 接続用端子が設けられない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続できるものとする。

第10-42図

エ 受信機に移報用端子が設けられていない場合



- (注) ① 新たに接続用端子を設け、当該接続用端子及び移報用装置には、「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。
- ② 主音響装置停止スイッチには、「移報連動用」である旨の表示をすること。
- ③ 接続用端子が設けられない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続できるものとする。

第10-43図

8 配線及び工事方法

配線及び工事方法は、第23 非常電源5によるほか、次によること。

(1) 屋内配線

屋内配線の工事は、金属管工事、合成樹脂管工事、ケーブル工事、金属ダクト工事、ステーブルどめ工事、可とう電線管工事又はこれと同等以上の工事方法により行い、おのおの次に定める基準に適合したものとすること。

ア 金属管工事

- (ア) 金属管内には電線の接続点を設けないこと。
- (イ) 金属管は、J I S C 8305（電線管（鋼製））に適合するもの又はこれと同等以上の防食性及び引張強さを有するものとし、管の厚さは1.2mm以上とすること。
- (ウ) 金属管の端口及び内面は、電線の被覆を損傷しないようななめらかなものであること。
- (エ) 金属管の屈曲部の曲率半径は、管径の4.5倍以上とすること。
- (オ) 管路はできる限り屈曲を少なくし、1箇所のためみ角度は90度以下とすること。
- (カ) 屈曲部が多い場合又は金属管の全長が30m以上の場合には、適当な箇所にプルボックス又はジョイントボックスを設けること。

- (キ) プルボックス又はジョイントボックスは、次の各号に適合するように設けること。
 - a 電線の接続が容易に行えるような場所に設けること。
 - b ボックス内に水が浸入しないような措置を講じること。
- (ク) 金属管相互の接続は、カップリングを使用し、ねじ込み、突合せ及び締付けを十分に行うこと。
- (ケ) メタルラス張り、ワタヤラス張り又は金属板張りの壁体等を貫通させる場合は、十分電氣的に絶縁すること。

イ 合成樹脂管工事

- (ア) 合成樹脂管内には電線の接続点を設けないこと。
- (イ) 合成樹脂管は J I S C 8430 (硬質塩化ビニル電線管) に適合するもの又はこれと同等以上の耐電圧性、引張り強さ及び耐熱性を有するものとする。
- (ウ) 合成樹脂管相互及び管とボックスの接続は、管の差込み深さを管の外径の1.2倍 (接着剤を使用する場合は0.8倍) 以上とし、かつ、堅ろうに行うこと。
- (エ) 管の支持点間の距離は1.5m以下、管端、管とボックスの接続点又は管相互の接続点の支持点間の距離は0.3m以下とすること。
- (オ) 温度の高い場所又は湿度の高い場所に施設する場合は、適当な防護措置を講ずること。
- (カ) 重量物による圧力、著しい機械的衝撃を受けるおそれのある場合等には適当な防護措置を講ずること。
- (キ) 壁体等を貫通させる場合は、熱的に適当な防護措置を講ずること。
- (ク) その他、金属管工事に準じて行うこと。

ウ ケーブル工事

- (ア) ケーブルを造管材の面に沿って取り付ける場合は、ケーブルの支持点間の距離を2m以下とし、かつ、ケーブルの被覆を破損しないように取り付けること。
- (イ) ケーブルは、水道管、ガス管、他の配線等と接触しないように施設すること。
- (ウ) 重量物による圧力、著しい機械的衝撃を受けるおそれがある場合等には、適当な防護措置を講じること。
- (エ) 壁体等を貫通させる場合は、熱的に適当な防護措置を講じること。

エ 金属ダクト工事

- (ア) 金属ダクト内には電線の接続点を設けないこと。ただし、電線の接続点が容易に点検できる場合は、この限りでない。
- (イ) 金属ダクトに収める電線の断面積 (絶縁被覆材を含む。) の総和は、ダクトの内部断面積の20%以下とすること。
- (ウ) 金属ダクトの内面は、電線の被覆を損傷しないようななめらかなものであること。
- (エ) 金属ダクト内の電線を外部に引き出す部分に係る工事は、金属管工事又は可とう電線管工事の例によること。ただし、金属ダクトに収める電線がケーブルである場合は、この限りでない。
- (オ) 金属ダクトは、厚さ1.2mm以上の鉄板又はこれと同等以上の機械的強度を有するものであること。
- (カ) 金属ダクトの支持点間の距離は3m以下とすること。
- (キ) 金属ダクトは、さび止め等の防食措置を講ずること。

オ ステープルドめ工事

- (ア) 点検できないいんぺい場所又は周囲温度が60℃以上になる場所においては、この工事方法は用いないこと。
- (イ) 外傷を受けるおそれのある場所、湿度の高い場所等に施設する場合は、適当な防護措置を講じること。
- (ウ) ステープルの支持点間の距離は、0.6m以下とすること。
- (エ) 壁体等を貫通させる部分は、がい管等を用いることにより保護すること。

(オ) 立ち上がり部分は、木製線び、金属線び等を用いることにより保護すること。

カ 可とう電線管工事

(ア) 可とう電線管内には、電線の接続点を設けないこと。

(イ) 可とう電線管の内面は、電線の被覆を損傷しないようなめらかなものであること。

(ウ) 重量物による圧力、著しい機械的衝撃を受けるおそれがある場合には、適当な防護措置を講じること。

(2) 地中配線

地中配線の工事は、引入れ式、暗きょ式又は直接式工事により行い、各々次に定める基準に適合したものとすること。

ア 引入れ式（管路式）

(ア) 地中電線を収める管は、水が浸入しないように施設すること。

(イ) 地中電線を収める管は、ガス管、ヒューム管、合成樹脂管等堅ろうなものを使用し、かつ、車両その他の重量物による圧力に耐えるように施設すること。

イ 暗きょ式

(ア) 地中電線を収める暗きょは、水が浸入しないように施設すること。

(イ) 地中電線を収める暗きょは、鉄筋コンクリート等の堅ろうなもので作り、車両その他の重量物による圧力に耐えるように施設すること。

ウ 直接式

(ア) 地中電線の埋設深さは、車両その他の重量物による圧力を受けるおそれがある場所は1.2m以上、その他の場所は0.6m以上とすること。

(イ) 地中電線は、コンクリート製のトラフ、ガス管、ヒューム管等の堅ろうなものに収めて施設すること。ただし、次のa又はbのいずれかの場合で、幅20cm以上、厚さ2cm以上の木板等で上部を覆った場合は、この限りでない。

a 地中電線にパイプ型圧力ケーブルを使用する場合

b 車両その他の重量物による圧力を受けるおそれのない場所に施設する場合

エ 引入れ式、暗きょ式及び直接式共通事項

(ア) ハンドホール及びマンホールは、ケーブルの引入れ及び曲げに適するもので、構造はコンクリート造又はこれと同等以上の強度を有するものとし、底部には水抜きを設けること。

(イ) ケーブルの接続は、ハンドホール、マンホール等容易に点検できる箇所で行うこと。

(ウ) 引込口及び引出口は、水が屋内に浸入しないように引入れ式又は直接式の貫通管を屋外に傾斜させること。

(エ) 火災報知設備用のケーブルと電力ケーブルとは0.3m以上（ケーブルが特別高圧用の場合は0.6m以上）離すこと。ただし、電磁的に遮へいを行い、かつ、耐火性能を有する隔壁を設けた場合は、この限りでない。

(オ) 直接式の場合は、ケーブルの曲がり場所等にケーブルを施設した旨の標識を設けること。

(3) 架空配線

架空配線は、次の各号に適合するものであること。

ア 支持物

架空配線に用いる支持物は、木柱、コンクリート柱、鋼管柱、鉄柱又は鉄塔とすること。

イ 支持物の施設

支柱、コンクリート柱等の支持物は、根入れを支持物の全長の6分の1以上とし、かつ、埋設深さは30cm以上とすること。

ウ 支線及び支柱

支線及び支柱は、次の(ア)及び(イ)に適合するものであること。

- (ア) 支線は、その素線の直径が2.6mm以上の亜鉛メッキ鉄線又はこれと同等以上の防食性及び引張り強さを有するものを用いること。
- (イ) 支線と支持物は、堅固に取り付けること。

エ 架空電線と他の物体との接近又は交さ

- (ア) 火災報知設備に使用する架空電線（この項において「架空電線」という。）と低圧架空電線が接近する場合、架空電線と低圧架空電線との水平距離は1m以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - a 低圧架空電線が高圧絶縁電線又はケーブルであって、架空電線と低圧架空電線との水平距離が0.3m以上である場合
 - b 低圧架空電線が引込み用ビニル絶縁電線又は600Vビニル絶縁電線であって、架空電線と低圧架空電線との距離が0.6m以上である場合
 - c 架空電線と低圧架空電線との垂直距離が6m以上である場合
- (イ) 架空電線と高圧架空電線とが接近する場合、架空電線と高圧架空電線との水平距離は、1.2m以上とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。
 - a 高圧架空電線が高圧絶縁電線であって、架空電線と高圧架空電線との距離が0.8m以上である場合
 - b 高圧架空電線がケーブルであって、架空電線と高圧架空電線との距離が0.4m以上である場合
 - c 架空電線と高圧架空電線との垂直距離が6m以上である場合
- (ウ) 架空電線と他の架空電線路の支持物との距離は、低圧架空電線路にあつては0.3m以上、高圧架空電線路にあつては0.6m以上（電線がケーブルの場合は、0.3m以上）であること。
- (エ) 架空電線と植物との離隔距離は、0.3m以上であること。
- (オ) 架空電線は、低圧架空電線又は高圧架空電線の上に施設しないこと。ただし、施工上やむを得ない場合で、架空電線と低圧架空電線又は高圧架空電線との間に保護網を施設した場合は、この限りでない。
- (カ) 架空電線と低圧架空電線又は高圧架空電線と接近する場合で、架空電線を低圧架空電線又は高圧架空電線の上方に施設する場合は、水平距離は、架空電線の支持の地表上の高さに相当する距離以上とすること。
- (キ) 架空電線の高さは、次のaからcまでに適合するものであること。
 - a 道路を横断する場合は、地表上6m以上
 - b 鉄道又は軌道を横断する場合は、軌道面上5.5m以上
 - c a又はb以外の場合は、地表上5m以上。ただし、道路以外の箇所に施設する場合は、地表上4m以上とすることができる。
- (ク) 架空電線と低圧架空電線又は高圧架空電線とを共架する場合は、次のaからcまでに適合するものであること。
 - a 架空電線は、低圧架空電線又は高圧架空電線の下に施設すること。
 - b 架空電線と他の架空電線路の距離は、架空電線路が低圧架空電線にあつては0.75m以上、高圧架空電線にあつては、1.5m以上とすること。
 - c 架空電線は、他の架空電線路により誘導障害が生じないように施設すること。

オ その他

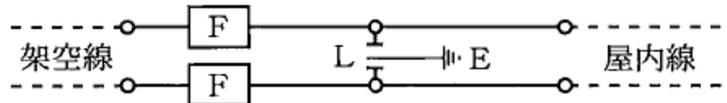
その他架空電線は、次の各号に適合するものであること。

- (ア) つり線配線（メッセンジャーワイヤー）に用いるつり線は、亜鉛メッキ鋼より線とし、その太さは第10-7表に適合するものであること。

第10-7表

ケーブルの種類		つり線の太さ	
ケーブル0.65mm	20 P C以下	断面積	30mm ²
ケーブル0.65mm	50 P C以下	断面積	45mm ²
ケーブル0.65mm	100 P C以下	断面積	55mm ²

- (イ) 架空電線は、がいし、メッセンジャーワイヤー等で堅ろうに支持し、かつ、外傷、絶縁劣化等を生じないように施設すること。
- (ウ) 架空電線の引込み口及び引出し口には、がい管又は電線管を用いること。
- (エ) 架空電線の架空部分の長さの合計が50mを超える場合は、受信機の引込み口にできるだけ接近した架空電線と屋内配線の接続点に第10-44図に掲げる保安装置を設けること。ただし、次のいずれかに適合する場合はこの限りでない。
- 架空電線が有効な避雷針の保護範囲内にある場合
 - 屋外線が接地された架空ケーブル又は地中ケーブルだけの場合



- (注) F : 定格電流 7 A 以下の自動遮断器
 L : 交流 500 V 以下で作動する避雷器
 E : D 種接地工事

第10-44図

(4) 屋側配線

屋側配線は、次の各号に適合するものであること。

- 金属管、合成樹脂管又はケーブルを造営材に沿って取付ける場合、その支持点間の距離は 2 m 以下とすること。
- メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの造営材に施設する場合は、十分電氣的に絶縁すること。

(5) 接地

接地は、次の各号に定めるところにより行うこと。

- 接地線は、導体直径 1.6 mm 以上のビニル電線又はこれと同等以上の絶縁性及び導電性を有する電線を用いること。
- 接地線には、ヒューズその他の遮断器を入れないこと。

9 総合操作盤

第 2 屋内消火栓設備 8 を準用すること。

第11 ガス漏れ火災警報設備（令第21条の2、規則第24条の2の2から第24条の2の4まで、昭和56年告示第2号関係）

1 受信機

(1) 常用電源

第10 自動火災報知設備1(1)を準用すること。

(2) 非常電源

第10 自動火災報知設備1(2)を準用すること。

(3) 設置場所

第10 自動火災報知設備1(3)を準用するほか、受信機は、音声警報装置の操作部又は遠隔操作器と併置すること。

(4) 機器

第10 自動火災報知設備1(4)（イを除く。）を準用すること。

(5) 警戒区域

第10 自動火災報知設備1(5)アからウまでを準用するほか、次によること。

ア 一の警戒区域の1辺の長さは、50m以下とし、検知区域のある室（天井裏及び床下の部分を含む。）の壁（間仕切及び天井から突き出したはりを含む。）の区画等で境界線を設定すること。

イ 前アによるほか、天井裏又は床下の部分に設けるものを除き警戒区域の面積が600㎡以下で、かつ、1辺の長さが50m以下の部分（検知区域のない室等を含む。）に2以上の検知区域が分散してある場合は、一の警戒区域として設定することができる。

2 検知器

(1) 常用電源

常用電源は、交流電源によるものとし、次によること。

ア 受信機及び中継器から電源の供給を受ける検知器

第10 自動火災報知設備1(1)ア及びイを準用すること。

イ 受信機及び中継器から電源の供給を受けない検知器

第10 自動火災報知設備1(1)ア、ウ及びオを準用するほか、次によること。

(ア) 定格電圧が150Vを超える検知器の金属製外箱は、接地工事を施すこと。

(イ) 回路の分岐点から3m以下の箇所に、各極を同時に開閉できる開閉器及び最大負荷電源の1.5倍（3A未満の場合は3Aとする。）以上の電流で作動する過電流遮断器（定格遮断電流20A以下のものであること。）が設けてあること。

(2) 非常電源

第10 自動火災報知設備1(2)を準用すること。

(3) 設置方法

ア 共通事項

規則第24条の2の3第1項第1号イ（イ）に規定された水平距離の算定は、次に定める距離によること。

(ア) ガス燃焼機器はバーナー部分の中心からの距離

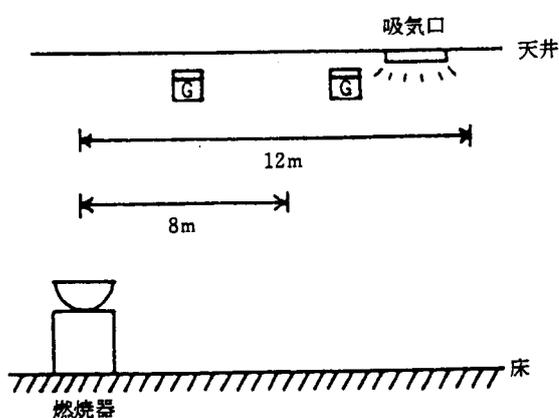
(イ) ガス栓は当該ガス栓の中心からの距離

(ウ) 貫通部は外壁の室内に面するガス配管の中心からの距離

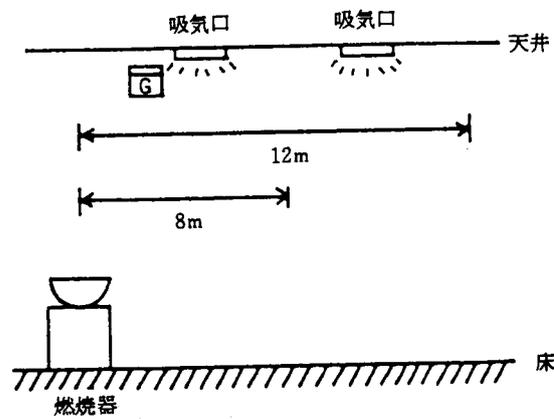
イ 検知対象ガスの空気に対する比重が1未満の場合

(ア) 燃焼器等から水平距離が8m以内のガス漏れを最も有効に検知することができ、かつ、廃ガスの影響の少ない位置に検知器を設けること。

(イ) 燃焼器等から水平距離12m以内（廃ガスの影響を受けやすい水平距離4m以内を除く。）で天井面から0.6m未満の位置に吸気口がある場合は、前（ア）により検知器を設けるほか、燃焼器等から最も近い吸気口付近（吸気口からおおむね1.5m以内の場所）に検知器を設けること。（第11-1図参照）ただし、最も近い吸気口が燃焼器等から水平距離4mを超え8m以内にあり、かつ、当該吸気口付近に検知器を設けた場合は、前（ア）の検知器を省略することができる。（第11-2図参照）



第11-1図

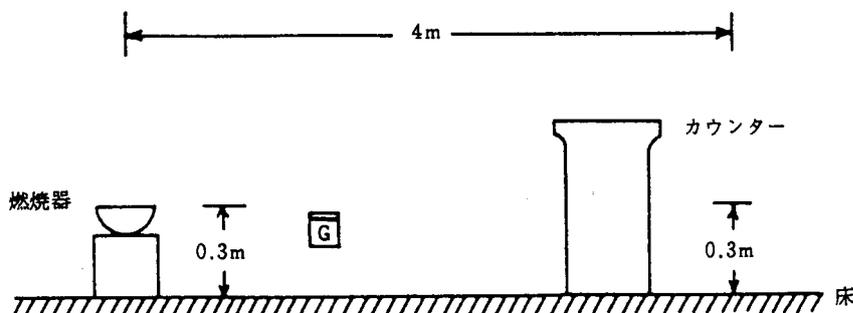


第11-2図

ウ 検知対象ガスの空気に対する比重が1を超える場合

(ア) 燃焼器等又は貫通部の設けられている側の床面より高い段差がある場合は、当該段差の手前に検知器を設けること。

(イ) 燃焼器等又は貫通部から水平距離4m以内に床面から0.3mを超えるカウンター等がある場合、検知器は燃焼器等又は貫通部の側に設けること。（第11-3図参照）



第11-3図

(4) 機器

検知器にあつては、告示に適合すること。

3 中継器

(1) 常用電源

ア 受信機及び検知器から電源の供給を受ける中継器

第10 自動火災報知設備 1 (1)ア及びイを準用すること。

イ 受信機及び検知器から電源の供給を受けない中継器

第10 自動火災報知設備 1 (1)を準用すること。

(2) 非常電源

第10 自動火災報知設備 1 (2)を準用すること。

(3) 設置方法

ア 腐食性ガスの発生する場所等機能障害の生ずるおそれのある場所に設けないこと。

イ 自動火災報知設備の中継器と兼用するものにあつては、第10 自動火災報知設備 3 (3)を準用すること。

4 警報装置

(1) 音声警報装置

第14 非常警報設備 2を準用すること。

(2) ガス漏れ表示灯

ガス漏れ表示灯は、検知器の作動と連動するほか、次に適合すること。

ア 一の警戒区域が2以上の室からなる場合又は天井裏若しくは床下を警戒する場合、検知区域のある室ごとの主たる出入口付近（天井裏又は床下の部分にあつては点検口付近）にガス漏れ表示灯を設けること。

イ ガス漏れ表示灯の設置位置は、床面から4.5m以下とすること。

ウ ガス漏れ表示灯の直近には、ガス漏れ表示灯である旨の標識を設けること。

(3) 検知区域警報装置

検知区域警報装置は、検知器の作動と連動するほか、次に適合すること。

ア 検知区域警報装置は、検知区域内に設けること。

イ 機械室その他常時人のいない場所で一の警報区域が2以上の検知区域から構成される場合又は天井裏若しくは床下の部分の検知区域にあつては、当該警戒区域ごとに検知区域警報装置を設けることができる。

ウ 検知区域警報装置の直近には、検知区域警報装置である旨の標識を設けること。ただし、検知器が警報機能を有する場合はこの限りでない。

エ 警報音は、第10 自動火災報知設備 5 (4)を準用すること。

5 配線及び工事方法

第10 自動火災報知設備 8 (1)から(5)までを準用するほか、検知器の電源の供給方式は、コンセントを使用する場合、次によること。●

(1) 検知器の電源の供給停止が受信機で確認できるものであること。

(2) コンセントは、引掛け型コンセント等容易に離脱しない構造のものであること。

(3) コンセントは、検知器専用のものですること。

6 総合操作盤

第2 屋内消火栓設備 8を準用すること。

7 温泉の採取のための設備に関する事項

(1) 用語の定義

ア 温泉採取設備とは、規則第24条の2の2第3項に規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管をいう。また、ガス分離設備については、その名称にかかわらず、貯湯タンクなど一定量のガスを分離しているものも含まれるものであること。

イ 令第21条の2第1項第3号及び規則第24条の2の2第1項第2号に規定する温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の5第1項の都道府県知事の確認を受けた温泉採取設備の場所とは、次の場所をいうものであること。

(ア) 温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第6条の6第1項の規定により、環境大臣が定めるメタン濃度（平成20年環境省告示第58号）であるもの。

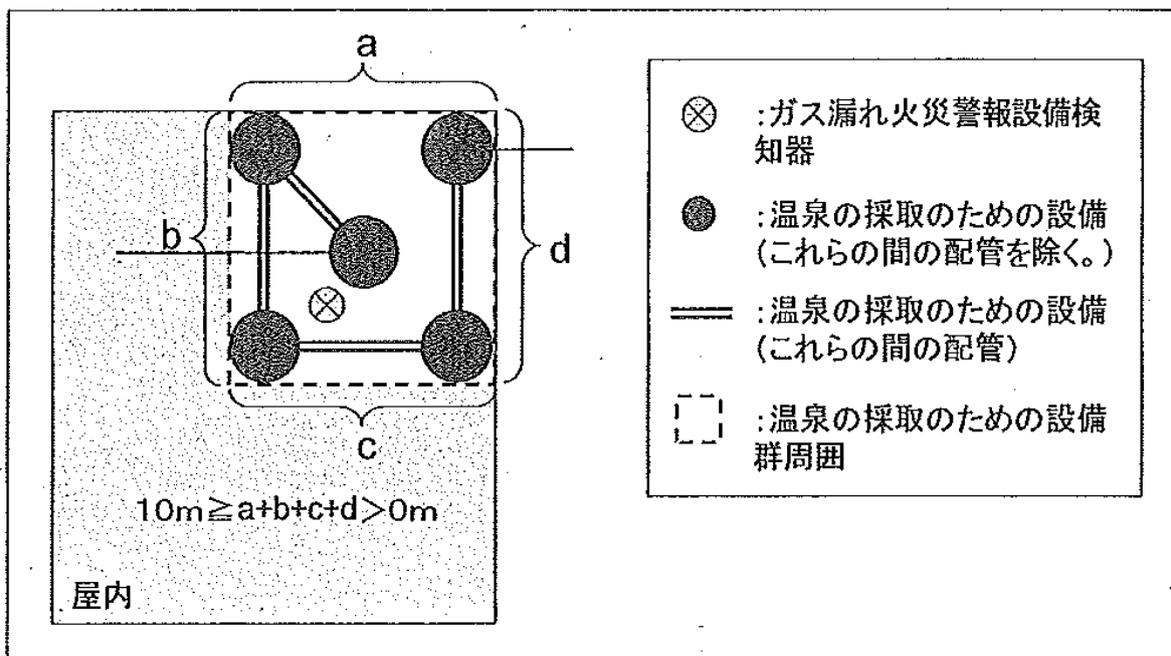
(イ) 温泉法施行規則第6条の6第2項の規定により、温泉付随ガスの気泡が目視できず、近隣にあり、かつ、地質構造、泉質、深度その他の状況からみて温泉付随ガスの性状が類似していると認められる温泉の採取の場所におけるメタン濃度が、環境大臣が定めるメタン濃度（平成20年環境省告示第58号）であるもの。

ウ 規則第24条の2の2第3項に規定する「可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所」とは、温泉採取設備が設けられた室が2面以上開放されている場合をいうものであること。

(2) 検知器の設置方法

ア 検知対象ガスの空気に対する比重が1未満の場合

温泉の採取のための設備（規則第24条の2の2第3項に規定するものをいう。以下同じ。）の周囲の長さ10mにつき1個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所（天井面等が0.6m以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より温泉の採取のための設備側に限る。）に設ける（第11-4図参照）とともに、ガスの濃度を指示するための装置を設けること。この場合において、当該装置は、防災センター等に設けること。



検知器の設置例

(第11-4図)

イ 検知対象ガスの空気に対する比重が1を超える場合

温泉の採取のための設備の周囲の長さ10mにつき1個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所に設ける（第11-4図参照）とともに、ガスの濃度を指示するための装置を設けること。この場合において、当該装置は、防災センター等に設けること。

第12 漏電火災警報器（令第22条、規則第24条の3、平成25年規格省令第24号関係）

1 設置方法

(1) 漏電火災警報器は、令第22条第1項に掲げる防火対象物の電路の引込線又はB種接地線に設けること。ただし、同一敷地内に管理について権原を有する者が同一の者である令第22条第1項に該当する2以上の建築物の電気の引込線が共通であるときは、当該共通引込線に1個の漏電火災警報器を設置すれば足りること。（別図1参照）

(2) 高周波による誘導障害を排除するため、次に掲げる措置を講じること。●

ア 誘導防止用コンデンサを、受信機の変流器接続用端子及び操作電源端子に入れること。ただし、誘導障害対策を講じたものにあつては、この限りでない。

イ 変流器の2次側配線は、次により設置すること。

（ア）配線にはシールドケーブルを使用するか、配線相互間を密着して設けること。

（イ）配線こう長をできる限り短くすること。

（ウ）大電流回路からはできるだけ隔離すること。

ウ その他必要に応じ静電誘導防止、電磁誘導防止等の措置を講じること。

2 設置場所

(1) 漏電火災警報器は、次のアからキまでに掲げる場所以外の場所に設けること。ただし、防爆、防食、防温、防振又は静電遮へい等設置場所に応じた適当な防護措置を施したものにあつては、この限りでない。

ア 可燃性蒸気、可燃性ガス又は可燃性微粉が滞留するおそれのある場所

イ 火薬類を製造し、貯蔵し、又は取扱う場所

ウ 腐食性の蒸気、ガス等が発生するおそれのある場所

エ 湿度の高い場所

オ 温度変化の激しい場所

カ 振動が激しく機械的損傷を受けるおそれのある場所

キ 大電流回路、高周波発生回路等により影響を受けるおそれのある場所

(2) 漏電火災警報器の受信部は、屋内点検が容易な位置に設置すること。ただし、当該設備に雨水等に対する適当な防護措置を施した場合は、屋外の点検が容易な位置に設置することができる。

(3) 変流器

変流器は、建築物に電力を供給する電路の引込部の外壁等に近接した電路又はB種接地線で、点検が容易な位置に設置すること。

3 変流器の定格の選定

(1) 警戒電路に設ける変流器の定格電流は、当該建築物の警戒電路における負荷電流（せん頭負荷電流を除く。）の総和としての最大負荷電流値以上とすること。

(2) B種接地線に設ける変流器の定格電流は、当該警戒電路の定格電圧の数値の20%に相当する数値以上の電流値とすること。

4 漏電火災警報器の検出漏洩電流設定値

検出漏洩電流設定値は、建築物の警戒電路の負荷、電線こう長等を考慮して100mA、から400mAまで（B種接地線に設けるものにあつては400mAから800mAまで）を標準として誤報が生じない範囲内に設定すること。

5 漏電火災警報器の操作電源

(1) 漏電火災警報器の操作電源は、電流制限器（電流制限器を設けていない場合にあつては主開閉器）の1次側から専用回路として分岐し、その専用回路には、開閉器（定格15Aのヒューズ付き開閉器又は定格の20A以下の配線用遮断器）を設けること。（別図2参照）

(2) 漏電火災警報器の専用回路に設ける開閉器の表示は赤色とすること。

6 配線及び工事方法

配線（耐火耐熱保護配線を除く。）及び工事方法は、第23 非常電源 5 (3)イによること。

7 契約電流容量

令第22条第1項第7号に定める契約電流容量は、次によること。

- (1) 防火対象物の関係者と電気事業者間でなされた契約電流（契約上使用できる最大電流（A）をいう。）、契約容量（契約上使用できる最大容量（kVA）をいう。）及び契約電力（契約上使用できる最大電力（kW）をいう。）とし、契約電流（アンペア契約）にあつてはその契約の電流値、契約容量又は契約電力にあつては、標準電圧を100V又は200V、力率を1.0として第12-1式により求めた値とすること。

$$\text{契約電流容量 (A)} = \frac{(\text{契約容量 (kVA)} \text{ 又は } \text{契約電力 (kW)}) \times 1,000}{\text{標準電圧 (100V 又は } 200\text{V)} \times \text{力率 (1.0)}} \dots (\text{第12-1式})$$

(注) ① 電気方式が三相3線式の場合にあつては、標準電圧に $\sqrt{3}$ を乗じること。

② 電気方式が単相3線式の場合にあつては、標準電圧を200Vとすること。

- (2) 同一敷地内に防火対象物が2以上ある場合で、契約種別が1である場合にあつては、当該防火対象物の契約電流容量を当該防火対象物の低圧屋内電路に接続されている負荷設備総容量（kVA又はkW）から第12-2式によって求めた値とすること。

$$\text{契約電流容量 (A)} = \frac{\text{負荷設備総容量 (kVA 又は kW)} \times 1,000}{\text{標準電圧 (100V 又は } 200\text{V)} \times \text{力率 (1.0)}} \times \text{需要係数 (0.6)} \dots (\text{第12-2式})$$

(注) ① 電気方式が三相3線式の場合にあつては、標準電圧に $\sqrt{3}$ を乗じること。

② 電気方式が単相3線式の場合にあつては、標準電圧を200Vとすること。

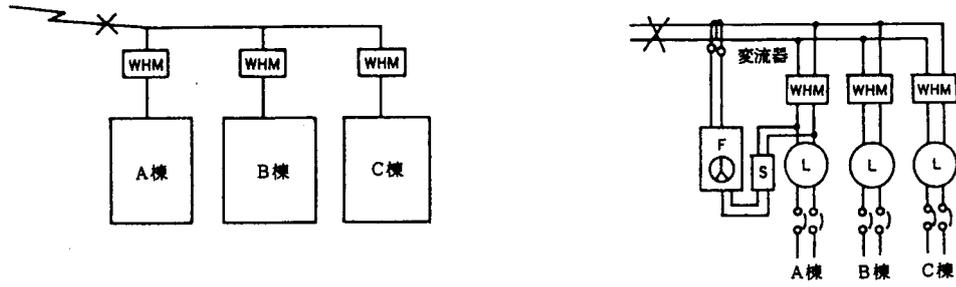
- (3) 高圧又は特別高圧の変電設備を有する防火対象物の契約電流容量は、低圧側において第12-2式より算出した値とすること。

- (4) 同一の防火対象物に、同一契約種別が2以上となる場合の契約電流容量は、その合計値とすること。

別図1 各防火対象物が設けられている電力量計に至るまでの引込線が需要家の所有に係る場合の例

引込線の接続と引込口配線の関係

変流器の設置箇所と電路との関係



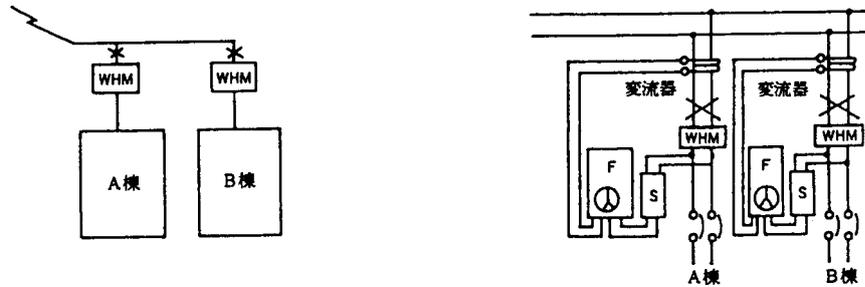
×印は引込線の接続点

×印以降は引込口配線（×印以降が需要家の所有にかかるもの）

2 各防火対象物に設けられている電力量計に至るまでの引込線が電気事業者の所有に係る場合の例

引込線の接続と引込口配線の関係

変流器の設置箇所と電路との関係



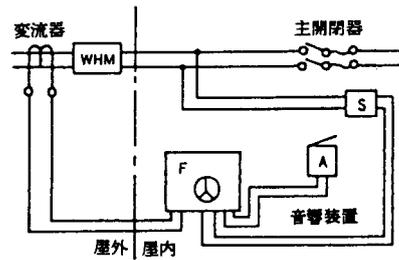
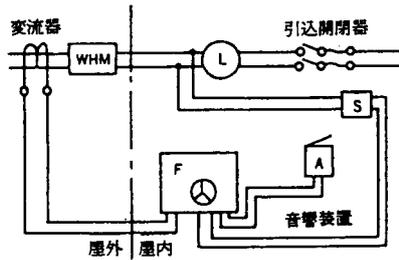
×印までが電気事業者の所有にかかるもの

別図2

操作電源用専用回路等の接続

1 電流制限器がある場合

2 開閉器がある場合



凡例

WHM……電力量計

S ……カットアウトスイッチ又はブレーカー

L ……電流制限器

F ……受信機

第13 消防機関へ通報する火災報知設備（令第23条、規則第25条、平成8年告示第1号関係）

1 用語の定義

(1) 火災通報装置

火災が発生した場合において手動起動装置を操作することにより、電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報により通報するとともに通話を行うことができる装置で告示基準に適合しているものをいう。

(2) 手動起動装置

火災通報専用である押しボタン、遠隔起動装置等をいう。

(3) 直接通報

火災通報装置を令第21条の技術上の基準に従い又は当該基準の例により設置した自動火災報知設備（以下「自火報」という。）と連動させることにより、人を介することなく火災発生後の早い段階で消防機関へ通報を行うことができる体制をいう（規則第25条第3項第5号及び第4項第4号の規定による場合を含む。以下同じ。）。

なお、自火報との連動にあつては、感知器からの火災信号によるほか、自火報の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災信号、発信機からの火災信号等）とも連動して起動するものであること。また、令別表第1(16)項イのうち、(6)項イ(1)若しくは(2)又はロが存するものについては、防火対象物全体の火災信号からの連動とすること。

(4) 強化対象物

令別表第1(6)項ロ（(16)項イの当該用途部分を含む。）に掲げる防火対象物のうち、令第12条第2項第3号の2で規定する防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が1,000㎡以上のものをいう。

(5) 一般対象物

強化対象物以外の防火対象物（一般住宅を除く。）をいう。

(6) 蓄積音声情報

あらかじめ音声で記憶させている火災通報に係る情報をいう。

(7) 通信信号音

火災通報装置からの通報であることを示す信号音をいう。

(8) 試験装置

火災通報装置の試験を局線を捕捉しない状態で行うために使用する、消防機関の119番受信装置に代わる模擬119番による試験を行う装置をいう。

(9) 防災センター

規則第25条第3項第5号ただし書中の「防災センター」とは、総合操作盤その他これに類する設備により防火対象物の消防用設備等の監視、操作等を行う場所であつて、常時人による監視等が行われており、確実な通報体制が確保されているものをいうものであること。

2 火災通報装置の設置基準等について

(1) 規則第25条第3項第1号の規定による火災通報装置は、認定品とすること。●

(2) 配線及び工事方法は、第10 自動火災報知設備8(1)から(5)までを準用すること。

(3) 規則第25条第1項に規定する「歩行距離」は、「令第23条第1項に掲げる防火対象物のすべての部分から最寄りの消防機関の受付までの水平距離」とする。

(4) 火災通報装置の工事（直接通報に係る自火報との配線工事を含む。）は、甲種第4類の消防設備士の資格を有する者が行う必要があるが、電源部分の工事及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「電通法」という。）第53条の規定に基づく工事担当者規則（昭和60年郵政省令第28号）第3条第3号に該当する電話回線、との接続工事については、この限りではない。

(5) 火災通報装置の工事にあつては、法第17条の14の規定による工事着手の届出（以下「着工届」という。）、また、設置にあつては、法第17条の3の2の規定による消防用設備等設置届出（以下「設置届」という。）が必

要となるが、審査及び検査の基準については、別記1によること。

(6) 火災通報装置の着工届及び設置届に係る事務処理要領については、別記2によること。

(7) 直接通報を行う防火対象物に設置する自火報については、次のうちいずれかの非火災報対策を講じること。●

- ア 蓄積式の感知器、中継器又は受信機の設置
- イ 二信号式の受信機の設置
- ウ 蓄積付加装置の設置
- エ 設置場所の環境状態に適応する感知器の設置

3 I S D N回線への接続等の特例（別記3参照）

I S D N回線に火災通報装置を接続する場合は「火災通報装置のI S D N回線への接続等の取扱いについて（平成12年11月30日消防予第266号。以下「266号通知」という。）」によるほか、次によること。

(1) 消防機関による確認（266号通知6(2)関係）

ア 火災通報装置の届出は、別記2により事務処理を行い、検査時に当該火災通報装置の接続方法及び通報状態について確認すること。

イ 着工届には、火災通報装置対応T A等の仕様、I S D N回線への火災通報装置の接続方法等の確認できる書類を添付すること。

(2) 既設の火災通報装置の取扱い（266号通知7関係）

火災通報装置対応T A等は、火災通報装置の附属装置ではなく、電話回線の一部とみなされるものであり、火災通報装置対応T A等の設置等に係る工事については、消防用設備等の工事には該当しないが、既に火災通報装置が設置されている防火対象物において、電話回線がアナログ回線からI S D N回線に変更された場合であっても、確実な火災通報の徹底を図る必要があることから、前(1)アに準じ、着工届及び設置届を提出させ火災通報装置の適切な接続について確認すること。

4 I P電話回線への接続等の留意事項について

I P電話回線に火災通報装置を接続する場合は「消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改正する件の運用上の留意事項について（平成28年8月3日消防予第240号。以下「240号通知」という。）」によるほか、次によること。

(1) 消防機関による確認

ア 前3.(1)アを準用するほか、規則第25条第3項第2号に規定する「火災通報装置の機能に支障を生ずるおそれのない電話回線」については、別記1. 7(8)の設置通話試験及び別記第1号様式により適切な接続であるかを確認すること。

イ 着工届には、火災通報装置に接続する回線終端装置等の予備電源（無停電電源装置等）の仕様及び回線終端装置等の容量を確認できる書類を添付させること。

(2) I P電話回線に接続する場合の回線終端装置等について

共同住宅等の配線方式によっては、火災通報装置が設置された住戸内の回線終端装置等以外にも回線終端装置等が共用部分等に設けられている場合があり、その場合は、当該部分の回線終端装置等にも予備電源の設置が必要となること。

なお、配線方式については、別記第1号様式により配線方式を把握し、必要に応じて予備電源の有無を確認すること。

5 直接通報を指導する防火対象物等●（規則第25条第3項第5号及び第4項第4号の規定による場合を除く。）

直接通報を行うためには、当該防火対象物に自火報が設置されるとともに、適正な維持管理及び非火災報対策が必要となることから、指導にあたっては、直接通報の趣旨及び内容について関係者に十分説明して同意を得たうえで、次の(1)から(3)までの区分によること。

(1) 直接通報を指導する防火対象物は、令別表第1(6)項イ(3)（(16)項イの当該用途部分を含む。）のうち、病床数が20以上で、かつ、令第12条の基準に従い又は当該基準の例により、スプリンクラー設備が設置されていない

防火対象物とする。

(2) (1)の指導対象以外（令別表第1(5)項イ、(6)項イ及びハに限る。）で自主的又は特例の適用を受けないで火災通報装置を設置する防火対象物にあつては、原則として、直接通報とすること。

(3) (1)及び(2)以外の防火対象物に火災通報装置を設置する場合は、原則として、手動起動による通報に限ることとしますが、消防局の呼び返しに応答ができる関係者が常時いるもの又は消防隊が現場に到着した場合に関係者等が対応できる体制が確立されているもので、関係者から自主的に直接通報を行うことについて要望があった場合、これを認めて差し支えないものであること。

6 自主設置又は特例の適用を受けないで設置される火災通報装置の取扱い

(1) 手動起動のみの通報として用いる非常通報装置で既に令第23条第1項に規定する防火対象物以外の防火対象物に設置されているものにあつては、自主設置の火災通報装置が設置されているものとして取り扱うこと。

(2) 新たに令第23条第1項の規定の適用を受けない防火対象物に火災通報装置を設置する場合であっても当該規定の内容を含めて法令基準に準じて設置すること。●

(3) 一般住宅については、設置指導しないこと。

7 関係者への指導●

火災通報装置について設置、使用、変更又は廃止の際、関係者に対して次の項目を指導すること。

(1) 誤操作及び非火災報による通報を防止するため、勤務員等に対して火災通報装置の取扱いについて習熟させること。

(2) 火災通報装置、接続した自火報等の維持管理を適正に行うこと。

(3) 火災通報装置により通報した後、消防局から直ちに当該防火対象物に呼び返しが行われるので、火災状況について応答すること。

(4) 火災通報装置により通報した後、火災でないことが判明した場合又は鎮火した場合は、速やかにその旨を119番により通報すること。

(5) 自火報の非火災報が発生した場合には、関係者においてもその原因を究明するよう努めるとともに、当該防火対象物の管理、環境に適応した感知器に交換する等、非火災報の再発を防止するための措置を講ずるよう指導すること。

(6) 火災通報装置は、火災の通報のみに使用できるものであり、救急要請等の通報には使用しないこと。

(7) 火災通報装置は、当該防火対象物の火災通報のみに使用できるものであり、付近で発生した火災の通報は、一般電話により行うこと。

(8) 火災通報装置の設置位置、通報内容等を変更する場合は、着工届が必要となること。

(9) 従前の非常通報装置を火災通報装置として取り扱う場合で、蓄積音声情報の通報内容が別記1、3の通報内容と異なるものについては、通報内容を変更するよう促すこと。（例：「保01」を「強化対象」に変更）

(10) 火災通報装置を廃止した時は、速やかに所轄消防署へ連絡すること。

(11) 直接通報を行う防火対象物において、自衛消防訓練等を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等进行操作し、必ず非連動として、自火報が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。

8 その他

「社会福祉施設における非常通報装置の設置指導要領について」（昭和62年12月19日消指導第262号。以下「262号通知」という。）及び「手動起動のみの非常通報装置の設置について」（昭和63年8月31日消指導第124号・消指令第89号。以下「124号通知」という。）に基づき承認されている非常通報装置を設置している場合は、火災通報装置として取り扱って差し支えないものであること。

火災通報装置の審査及び検査の基準

1 火災通報装置の設置場所等

- (1) 火災通報装置は、自火報の設置対象にあつては、自火報の受信機又は副受信機と併設すること。
- (2) 火災通報装置の操作部（手動起動装置、モニター、発報表示及び非常用送受話器等）が制御部と分離している場合、当該制御部は維持管理できる場所に設けること。
- (3) 遠隔起動装置を設ける場合は、(1)によることとし、この場合、火災通報装置を設けた場所との間で通話ができるインターホン等の装置を備えておくこと。
- (4) 火災通報装置の手動起動装置、非常用送受話器及び遠隔起動装置には、その旨を表示しておくこと。
- (5) 手動起動装置及び遠隔起動装置には、いたずら防止のための措置を講じておくこと。
- (6) 通常使用されている電話機を火災通報装置に設置する場合にあつては、呼び返し信号に対する応答、割り込み通話等が支障なくできる場合に限り、当該電話機を火災通報装置本体の直近に設け、かつ、非常用送受話器と兼用となっている旨を表示することにより、差し支えないこと。

表示例 非常用送受話器兼用電話

2 火災通報装置の接続

- (1) 火災通報装置と電話回線の接続は、試験装置の接続に対応させるため、プラグジャック方式又はアダプタ式ジャック方式とすること。
- (2) 火災通報装置は、使用頻度の最も少ない加入電話回線の P B X 等と分界点との間に接続し、P B X 等の内線側には接続しないこと。
- (3) 自火報との連動をさせる場合にあつては、連動停止スイッチを介して次により接続させること。
 - ア 自火報受信機の連動停止スイッチを使用する場合にあつては次によること。
 - (ア) 連動停止スイッチは、専用とすること。
 - (イ) 連動を停止した場合は、連動が停止している旨の表示灯が点灯すること。
 - イ 連動停止スイッチを新たに設ける場合にあつては、次によること。
 - (ア) 連動停止スイッチは、専用とすること。
 - (イ) 連動を停止した場合は、連動が停止している旨の表示灯が点灯すること。
 - (ウ) 連動停止スイッチを別置する場合の電源は、受信機から供給されていること。

なお、特定小規模施設用自火報のうち受信機を設けないもの等受信機から電源供給ができない場合にあつては、火災通報装置から供給することで差し支えないものとする。

- ウ 自火報の発信機等に消防機関へ通報する機器と連動している旨の表示を施すこと。ただし、防火対象物の管理状況等に応じ、発信機等のいずれかに表示することで支障ないこととし、連動停止スイッチに表示することもよいこととします。

表示例 119番通報と連動しています

3 通報内容

蓄積音声情報の通報内容は、次によることとし、(1)から順次行うこと。ただし、一般対象物については、(3)及び(4)を除くものとする。

- (1) 通報信号音
 - ア 手動起動の場合：「ピ、ピ、ピ」の2回繰り返し
 - イ 自火報連動起動の場合：「ピン、ポーン」の2回繰り返し
- (2) 通報メッセージ
 - ア 手動起動の場合：「火事です、火事です。」
 - イ 自火報連動起動の場合：「自動火災報知設備が作動しました。」
- (3) 強化対象物の指定：「強化対象」

- (4) 用途：令別表第1に掲げる用途（例：老人福祉施設）
- (5) 防火対象物の所在地：行政区から始まること
- (6) 防火対象物の名称
- (7) 呼び返し案内メッセージ

ア 強化対象物のメッセージ例

(ア) 手動起動の場合

ピ、ピ、ピ ピ、ピ、ピ 火事です。火事です。強化対象 老人福祉施設

(1) (1) (2) (3) (4)

保土ヶ谷区川辺町2丁目9番地 ○○○園

(5) (6)

わかりましたら信号を送ってください。

(7) (※あらかじめ録音された内容でもよい。)

(イ) 自火報連動起動の場合

ピン、ポーン ピン、ポーン 自動火災報知設備が作動しました。強化対象

(1) (1) (2) (3)

老人福祉施設 保土ヶ谷区川辺町2丁目9番地 ○○○園

(4) (5) (6)

わかりましたら信号を送ってください。

(7) (※あらかじめ録音された内容でもよい。)

イ 一般対象物のメッセージ例

(ア) 手動起動の場合

ピ、ピ、ピ ピ、ピ、ピ 火事です。火事です。保土ヶ谷区川辺町2丁目9番地

(1) (1) (2) (5)

○○銀行 わかりましたら信号を送ってください。

(6) (7) (※あらかじめ録音された内容でもよい。)

(イ) 自火報連動起動の場合

ピン、ポーン ピン、ポーン 自動火災報知設備が作動しました。

(1) (1) (2)

保土ヶ谷区川辺町2丁目9番地 ○○銀行 わかりましたら信号を送ってください。

(5) (6) (7) (※あらかじめ録音された内容でもよい。)

4 機器等

- (1) 火災通報装置は、告示基準及び電通法第49条の端末機器の技術基準に適合していること。
- (2) 選択信号種別

火災通報装置の選択信号送出方式は、火災通報装置と接続されている電話回線と同一であること。

5 配線

- (1) 遠隔起動装置から火災通報装置までの配線は、規則第12条第1項第5号の規定によること。
- (2) 端子との接続は、ゆるみ、破損等がないこと。

6 耐震措置等

火災通報装置は、地震等による転倒防止のための有効な措置を講じること。

7 検査要領

火災通報装置の試験は、「(8) 設置通話試験」を除き試験装置を用いて次により行うこと。

(1) 起動装置

火災通報装置を試験装置に接続した後、起動用押しボタン等进行操作し、起動信号の送出を確認する。

(2) 強制切り替え

火災通報装置から分岐された内線電話を試験装置により、話中状態にして作動させた場合、話中の電話回線を開放し、強制的に火災通報側に捕捉すること。

(3) 自動呼び出し

ア 不応答時の呼び出し

火災通報装置を起動させ、試験装置の模擬119番を呼び出した場合、呼び出し継続時間は180秒以上であり、蓄積音声情報は3回以上繰り返されること。

イ 話中時の呼び出し

試験装置の模擬119番電話回線を話中状態にして火災通報装置を起動させた場合、再呼び出し時間は300秒以上であること。

(4) 通話頭出し機能

火災通報装置を起動させ、試験装置の模擬119番送受話器で応答した場合、通報が常時冒頭から始まること。

(5) 通報継続機能

ア 一区切りの蓄積音声情報は30秒以下であり、防火対象物に応じて聞き取れる速さの記録容量を確保していること。

イ 通報は、モニターにより発信者側で聞き取れること。

ウ 受信側は、受信及び通話を完了し電話回線の開放操作をした後、再通報しないこと。

エ 蓄積音声情報は、継続して90秒以上通報されること。

(6) 模擬通話試験

ア 模擬119番送受話器からの呼び出し通話試験

火災通報装置の起動により蓄積音声情報を通報させた場合、一区切り終了後の5秒間に送出した呼び出し信号が発信側の非常用送受話器を呼び出し、模擬119番送受話器と通話ができること。

イ 割り込み通話機能

火災通報装置の起動により蓄積音声情報を通報させ、蓄積音声情報通話中に通話割り込み操作を行った場合、通報が停止され、試験装置の模擬119番送受話器と発信側の非常用送受話器間で通話ができること。

(7) 予備電源

ア 電源スイッチを操作して常用電源が遮断した時に自動的に予備電源に切り替わること。

イ 予備電源の端子電圧が所定の電圧以上であること。

ウ 予備電源に切り替えた状態で操作した場合、適正に作動すること。

(8) 設置通話試験

通報試験は、司令課渉外担当まで直接連絡し、次により実施すること。

ア 連絡時期

試験実施の連絡は、着工届等を受理し試験実施日が決定した時点及び試験実施日当日とすること。

(試験実施日当日の連絡は、実施10分前までに必ず連絡すること。)

イ 連絡内容及び立ち会い

通報試験は、点検、訓練等と区別するため、火災通報装置の新設に伴う試験である旨（例「火災通報装置の新規設置に伴う、最初の接続試験です。」）を伝えるとともに、職員の立ち会いのもと実施し、司令課職員と立ち会いをする職員が双方を確認し通報試験記録に記入すること。

ウ 火災通報装置を電話回線に接続し、手動起動装置により起動させ、蓄積音声情報の内容が当該防火対象物に適合し、かつ、音圧、速度が容易に聞き取れること。

エ 通報頭出し機能、通報継続機能及び通話状況等一連の作動が適正であり、消防局側で回線を開放した後は、再通報しないこと。

オ 手動起動、遠隔起動及び自火報による起動については、それぞれ2回以上実施すること。

火災通報装置の着工届及び設置届に係る事務処理要領

1 事務処理要領

(1) 届出書類の処理

ア 火災通報装置（確実な火災通報の徹底を図る必要があるため自主設置のものを含む。(3)から(5)までにおいて同じ。）に係る着工届を受理する際、「火災通報試験票」（別記第1号様式）を添付させ、別記1「火災通報装置の審査及び検査の基準」中、3の通報内容が適正かどうか確認すること。

イ 直接通報を行う対象物については、別記第1号様式中「9 自動火災報知設備・維持管理状況」で、非火災報対策が十分行われているか確認すること。

ウ 火災通報装置の変更に係る着工届を受理したときは、ア又はイの手続きによること。

エ 非常通報装置を変更する場合についても、火災通報装置に準じて処理するものとし、蓄積音声情報の内容が別記1、3の通報内容に適合しない場合は、これを変更するよう指導すること。

オ 火災通報装置の機種によっては、工事の際に本体設置及び電源、電話回線との接続だけで設置できる場合がありますが、このような軽易な工事であっても、法第17条の14の規定による着工届が必要であること。

(2) 直接通報を行う防火対象物の非火災報対策の充実

ア 火災通報装置の設置後においても査察等の機会を捉えて、当該防火対象物の火災通報装置の管理状況を把握するとともに不備事項については、関係者に対して早急に改善するよう指導すること。

イ 自火報の非火災報が発生した場合には、関係者と協力してその原因究明に努めるとともに、当該防火対象物の管理、環境に適応した感知器への変更や誤操作の防止を図る等、必要な措置を講じるよう指導すること。

(3) 事務の流れ

ア 署長は、関係者が火災通報装置の着工届を提出する際、別記第1号様式を添付書類に追加させ、内容が適正か確認した後、これを受理すること。

イ 署長は、別記第1号様式の写し（1部）及び案内図（敷地内の建物の位置及び形状が判別できるように記載したもの。）を司令課長あてに住居表示の決定したものを試験実施日の3日前までに到着するよう送付すること。

ウ 司令課長は、通報試験を受けた場合、別記第1号様式の写しに記載された通報メッセージ内容と照合・確認し、その良否を呼び返しにより署長等へ伝えること。

エ 署長は、検査の結果を別記第1号様式中、「※ 通報試験記録（消防記入欄）」に記入し、これを着工届に添付して保管すること。

オ 署長は、別記第2号様式により関係者から火災通報装置の廃止について連絡を受けた場合は、速やかに写し（1部）を司令課長あてに送付すること。

(4) 事務の取扱い

火災通報装置は、法第17条の基準に基づく消防用設備等に該当することから、火災通報装置の設置、変更及び廃止に関する事務の取扱いは、局にあつては指導課消防設備係、各署にあつては総務・予防課予防係又は予防課指導係が担当すること。ただし、直接通報を行っている既存の防火対象物において非火災報が生じた場合、原因の究明及び改善を促す必要があることからこれらに関する事項については、各署の総務・予防課予防係又は予防課指導係が担当すること。

I S D N回線に火災通報装置を接続する場合の基準（266号通知）

1 趣旨

この基準は、I S D N回線に火災通報装置を接続する場合の取扱い及び接続に用いる装置の設置、機能、維持管理等について必要な事項を定める。

2 用語の定義

この基準に用いる用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 端末機器

電話回線に接続して用いる機器をいう。

(2) アナログ端末機器

端末機器のうち、火災通報装置、電話機、ファクシミリ等アナログ信号を発するものをいう。

(3) デジタル端末機器

端末機器のうち、パソコン等デジタル信号を発するものをいう。

(4) T A（ターミナルアダプター）

I S D N回線に対応する機能を持たない端末機器をI S D N回線に接続して使用するための信号変換装置で、D S Uと組み合わせて使用するものをいう。

(5) 火災通報装置対応T A

T Aのうち、火災通報装置が発する信号をI S D N回線に対応するものに変換できることについて、当該火災通報装置の製造者により確認されたものをいう。

(6) 火災通報優先接続型T A

火災通報装置対応T Aのうち、火災通報装置が発する信号を他の端末機器が発する信号に優先してI S D Nに接続し、送出する機能を持ったものをいう。

(7) D S U（デジタルサービスユニット）

I S D N回線におけるデジタル通信に必要な速度変換、同期等の機能を持つ回線接続装置で、I S D N回線の終端に接続するものをいう。

(8) 火災通報装置対応T A等

火災通報装置対応T AとD S Uを接続したもの（D S U内蔵型の火災通報装置対応T Aを含む。）をいう。

(9) 火災通報優先接続型T A等

火災通報優先接続型T AとD S Uを接続したもの（D S U内蔵型の火災通報優先接続型T Aを含む。）をいう。

(10) アナログ端末機器用端子

アナログ端末機器を接続するための端子をいう。

(11) デジタル端末機器用端子

U S B端子、シリアル端子、S / T端子等デジタル端末機器及びT Aを接続するための端子をいう。

3 火災通報装置対応T Aに必要な機能等

(1) 火災通報装置対応T Aの機能等は、次に定めるところによること。

ア 火災通報装置の音声信号を正確にI S D N回線に送出でき、かつ、消防機関からの呼返し等の音声信号を適正に火災通報装置に伝達できる機能を有すること。

イ 消防機関からの呼返し等の音声信号を火災通報装置以外の端末機器に伝達しない機能を有すること。

ウ 常用電源が停電した場合においても、火災通報装置が予備電源により作動している間有効に作動する措置が講じられていること。

(2) 火災通報優先接続型T Aの優先接続機能については、火災通報装置が起動した場合、火災通報装置以外に接続されている端末機器が使用中であっても、火災通報装置が発する信号を優先してI S D N回線に接続し、送出するものであること。

4 I S D N回線への火災通報装置の接続方法

火災通報装置は、次の方法により火災通報装置対応T A等を介してI S D N回線に接続するとともに、火災通報装置が接続された端子には、その旨の表示を見やすい位置に附しておくこと。

(1) 火災通報優先接続型T A等を介して接続する場合

ア 火災通報装置は、優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子に接続すること。

イ 火災通報優先接続型T A等を介して接続する場合は、アナログ端末機器用端子及びデジタル端末機器用端子にそれぞれの端末機器を接続しても差し支えない。ただし、デジタル端末機器用端子に接続するデジタル端末機器又はT Aの送受信情報量を128 k bpsとすると、火災通報装置が起動してから通報までに90秒程度要することがあるので、デジタル端末機器又はT Aを接続する場合は、その送受信情報量を64 k bps以下とすること。

(2) 火災通報優先接続型T A等以外の火災通報装置対応T A等を介して接続する場合

ア 火災通報装置は、アナログ端末機器用端子に接続すること。

イ I S D N回線における1の信号チャンネルを火災通報装置専用として確保する必要があることから、火災通報装置以外の端末機器は、アナログ端末機器用端子又はデジタル端末機器用端子のいずれかに1個のみ接続すること。

ウ デジタル端末機器を接続する場合は、その送受信情報量を64 k bps以下とすること。

エ デジタル端末機器用端子には、他のT Aを接続しないこと。

5 火災通報装置対応T A等の設置方法

火災通報装置対応T A等の設置方法は、次によること。

(1) 湿気、ほこり等の影響を受けにくい箇所に設置されていること。

(2) 地震等による転倒を防止する措置が講じられていること。

6 接続時の機能の確認

(1) 火災通報装置の設置者等による確認

I S D N回線に火災通報装置を接続する場合は、次の事項について確認し、適切な接続を図ること。

ア 火災通報装置対応T A等の仕様

イ 火災通報装置製造メーカーが示す火災通報装置と火災通報装置対応T A等との適合

ウ I S D N回線への火災通報装置の接続方法

(2) 消防機関による確認

消防機関は、火災通報装置について設置の届出があった場合には、その検査のときにおいて、当該火災通報装置の接続方法及び通報状態について確認すること。

7 既設の火災通報装置の取扱い

既に火災通報装置が設置されている防火対象物において、電話回線がアナログ回線からI S D N回線に変更された場合も、上記3から6に準じて、火災通報装置の適切な接続について確認すること。

8 維持管理

I S D N回線に火災通報装置が接続されている防火対象物については、次に示すところにより維持管理の徹底を図り、確実な火災通報を確保すること。

(1) 火災通報装置の点検時には、火災通報装置対応T A等の機能及び接続状態についても確認し、その結果を火災通報装置の点検結果と合わせて消防機関に報告すること。

(2) 火災通報装置対応T A等の仕様、接続方法等が変更された場合も、上記3から6に準じて、適切な接続等について確認すること。

9 留意事項

(1) 本基準は、火災通報装置をI S D N回線に接続することに起因して火災通報に支障が生じないようにするための取扱いについて特に示したものであり、火災通報装置を設置する場合の消防用設備等としての基準については、消防法施行令第23条及び消防法施行規則第25条に基づいて設置及び維持管理を徹底すること。

また、これらの運用についても、「消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて」（平成8年2月16日付け消防予第22号）、「火災通報装置の設置に係る指導・留意事項について」（平成8年8月19日付け消防予第164号）に基づき行われる必要があること。

ただし、次の規定等については、火災通報装置の必要性能を満足するよう上記のとおり設置及び維持管理がされている場合には、技術的に支障ないものとして取り扱って差し支えないと考えられること。

ア 消防法施行規則第25条第3項第2号

「火災通報装置は、屋内の電話回線のうち交換機等と電話局の間となる部分に接続すること。」

イ 消防庁予防課長通知（平成8年2月16日付け消防予第22号）1(2)接続する電話回線

「火災通報装置は、屋内の電話回線のうち、構内交換機等と電話局の間となる部分に接続することとされているが、この場合において構内交換機等の内線には接続しないこと。

また、電話回線は、利用度の低い発信専用回線の1回線を使用することが望ましいこと。」

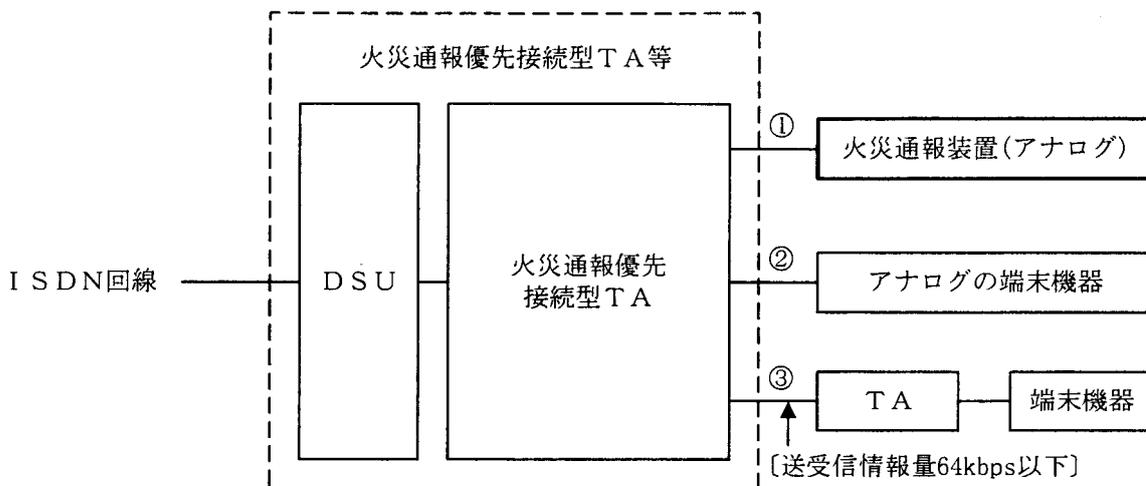
(2) 火災通報装置対応TA等は、火災通報装置の附属装置ではなく、電話回線の一部と観念されるものであり、火災通報装置対応TA等の設置等に係る工事については、消防用設備等の工事には該当しないこと。

10 その他

火災通報装置とISDN回線との接続について、別紙に接続例を示すので参考とされたいこと。

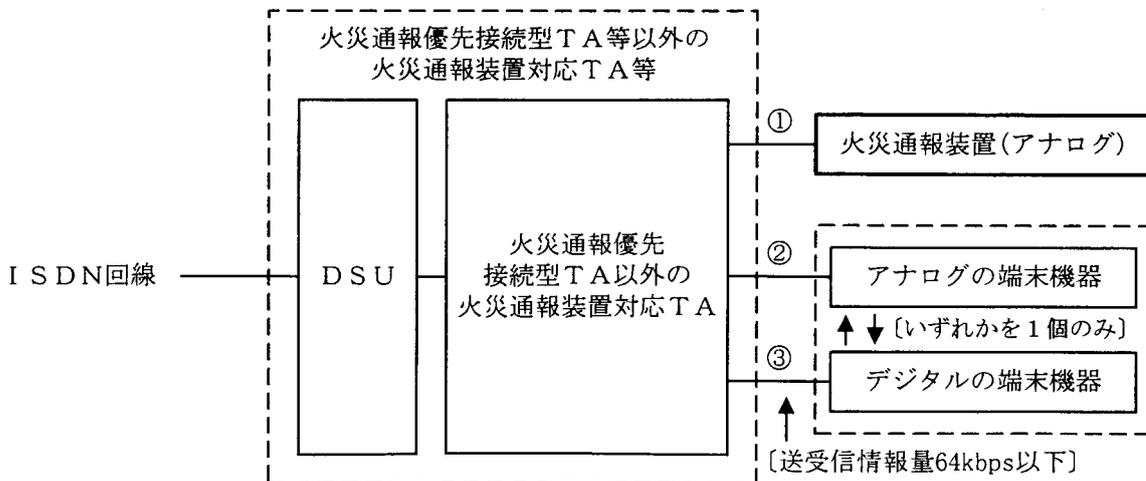
火災通報装置とISDN回線との接続例

【例－1】火災通報優先接続型TA等を介して接続する場合



- ※1 火災通報装置は、①（優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子）に接続すること。
- ※2 火災通報優先接続型TA等を介して接続する場合は、②（アナログの端末機器用端子）及び③（デジタルの端末機器用端子）にそれぞれの端末機器を接続しても差し支えない。ただし、③（デジタルの端末機器用端子）に接続するデジタルの端末機器又はTAの送受信情報量を128 kbpsとすると、火災通報装置が起動してから通報までに90秒程度要することがあるので、デジタルの端末機器又はTAを接続する場合は、その送受信情報量を64 kbps以下とすること。

【例－2】火災通報優先接続型TA等以外の火災通報装置対応TA等を介して接続する場合



- ※1 火災通報装置は、①（アナログの端末機器用端子）に接続すること。
- ※2 火災通報装置以外の端末機器は、②（アナログの端末機器用端子）又は③（デジタルの端末機器用端子）のいずれかに1個のみ接続すること。
- ※3 デジタルの端末機器を接続する場合は、その送受信情報量を64 kbps以下とすること。
- ※4 ③（デジタルの端末機器用端子）には、他のTAを接続しないこと。

火災通報試験票

管轄： 消防署
 (着工届出日時： 年 年 日)
 (着工届出番号：第 号)
 (一般対象物 ・ 強化対象物)
 (全 体 ・ 部 分)

1 防火対象物 名 称：
 (テナント名) ※部分の場合
 (入居階 階) ※部分の場合
 住 所：横浜市 区
 用 途：政令別表第1区分 () 項 (業態：)
 テナント用途 () 項 (業態：) ※部分の場合
 構造・階数：耐火、準耐火、防火、その他・地上 階/地下 階
 面 積：建築面積 m²、延べ面積 m²
 電 話 番 号： () - ※火災通報装置で使用する番号

いずれかに○をする。→※火災通報装置の電話回線の種別：アナログ回線・IP電話回線
 いずれかに○をする。→※IP電話回線に接続する場合の当該回線の位置情報通知システムの状況：なし・有
 いずれかに○をする。→※共同住宅等においてIP電話に接続する場合の配線方式：光配線方式・VDSL方式・LAN配線方式

2 関係者 氏 名：
 住 所：
 電 話 番 号： () -
 3 設置場所 本 体： 階の
 遠隔起動装置： 階の
 4 設置機器 製 造 会 社：
 型 式：
 認 定 番 号：
 5 設置予定日 : 年 月 日
 6 工事責任者 会 社 名：
 氏 名：
 資 格：
 7 工事概要 :
 8 通報内容 所 在 地：
 名 称：
 呼び返し案内：

9 自動火災報知設備の設置・維持管理状況 (ここは直接通報を行う防火対象物のみ記入してください。)

(1) 受信機 : 型 級、回線数 (/)
 : 製造会社名 ()、型式番号 (受第 号)

(2) 中継器 : 回線 個

(3) 副受信機 : 型 級、回線数 (/)

(4) 蓄積機能状況
 ア 感知器 : なし・有 (製造会社名: 型式:)
 イ 受信機 : なし・有 (製造会社名: 型式:)
 ウ 中継器 : なし・有 (製造会社名: 型式:)
 エ 蓄積付加装置 : なし・有 (製造会社名: 型式:)

(5) 移報端子等 : 受信機・蓄積付加装置・その他 ()

※通報試験記録 (ここは検査時に消防署員が記入する欄です。)

1 検査日時 : 年 月 日
 2 試験実施者氏名 : 3 司令課受信者職氏名 :
 4 検査立会者職氏名 :
 5 試験結果 : 支障なし・不備あり ()

火災通報装置廃止届

年 月 日

消防署長

届出者住所

氏名

電話 () -

次の防火対象物の火災通報装置の廃止について届け出ます。

1 所在地

2 名称

3 電話 () -

4 廃止日 年 月 日

5 その他(1)

火災通報装置メッセージ内容

① 火災通報ボタンを押した時（手動式）

固定フレーズ	メッセージ内容	固定フレーズ
ピ ピ ピ ピ ピ ピ 火事です 火事です	(フリガナ)	わかりましたら信号を送ってください *あらかじめ録音された内容でも良い (逆信してください)

② 自動火災報知設備連動時

固定フレーズ	メッセージ内容	固定フレーズ
ピ ン ポ ン ピ ン ポ ン 自動火災報知設備 が作動しました	(フリガナ)	わかりましたら信号を送ってください *あらかじめ録音された内容でも良い (逆信してください)

手動のみは、未記入

*参考様式

*特に様式限定はしませんが、上記内容が確実に理解できるものであれば可とします。

火災通報試験票

管轄：消防署

(着工届出日時： 年 年 日)

(着工届出番号：第 号)

いずれかに○する。→ (一般対象物 ・ 強化対象物)

いずれかに○する。→ (全 体 ・ 部 分)

- 1 防火対象物 名称：
 (テナント名) ※部分の場合
 (入居階 階) ※部分の場合
 住所：横浜市 区 ※最終の住居表示を記入すること。
 用途：政令別表第1区分 () 項 (業態：)
 テナント用途 () 項 (業態：) ※部分の場合
 構造・階数：耐火、準耐火、防火、その他・地上 階/地下 階
 面積：建築面積 m²、延べ面積 m²
 電話番号： () - ※火災通報装置で使用する番号
 いずれかに○する。→※火災通報装置の電話回線の種別：アナログ回線・IP電話回線
 いずれかに○する。→※IP電話回線に接続する場合の当該回線の位置情報通知システムの状況：なし・有
 いずれかに○する。→※共同住宅等においてIP電話に接続する場合の配線方式：光配線方式・VDSL方式・LAN配線方式
- 2 関係者 氏名：
 住所：
 電話番号： () -
- 3 設置場所 本体： 階の
 遠隔起動装置： 階の
- 4 設置機器 製造会社：
 型式：
 認定番号：
- 5 設置予定日： 年 月 日
- 6 工事責任者 会社名：
 氏名：
 資格：
- 7 工事概要：(例) 名称変更、住居表示変更によるロムの交換、病院移転等
- 8 通報内容 所在地：
 名称：
 呼び返し案内：←別添として添付すること。
- 9 自動火災報知設備の設置・維持管理状況 (ここは直接通報を行う防火対象物のみ記入してください。)
- (1) 受信機： 型 級、回線数 (/)
 製造会社名 ()、型式番号 (受第 号)
- (2) 中継器： 回線 個
- (3) 副受信機： 型 級、回線数 (/)
- (4) 蓄積機能状況
 ア 感知器：なし・有 (製造会社名： 型式：)
 イ 受信機：なし・有 (製造会社名： 型式：)
 ウ 中継器：なし・有 (製造会社名： 型式：)
 エ 蓄積付加装置：なし・有 (製造会社名： 型式：)
- (5) 移報端子等：受信機・蓄積付加装置・その他 ()

※通報試験記録 (ここは検査時に消防署員が記入する欄です。)

- 1 検査日時： 年 月 日
- 2 試験実施者氏名： 3 司令課受信者職氏名：
- 4 検査立会者職氏名：
- 5 試験結果：支障なし・不備あり ()

火災通報装置メッセージ内容

① 火災通報ボタンを押した時（手動式）

固定フレーズ	メッセージ内容	固定フレーズ
ピ ピ ピ ピ ピ ピ 火事です 火事です	(フリガナ) ホドガヤクカワベチョウ	わかりましたら信号を送ってください *あらかじめ録音された内容でも良い (逆信してください)
	保土ヶ谷区川辺町	
	ニチョウメ キュウバンチ イチゴウ	
	2丁目9番地1号	
	カワベギンコウ	
	川辺銀行	

②自動火災報知設備連動時

固定フレーズ	メッセージ内容	固定フレーズ
ピ ン ポ ン ピ ン ポ ン 自動火災報知設備 が作動しました	(フリガナ) ホドガヤクカワベチョウ	わかりましたら信号を送ってください *あらかじめ録音された内容でも良い (逆信してください)
	保土ヶ谷区川辺町	
	ニチョウメ キュウバンチ イチゴウ	
	2丁目9番地1号	
	カワベギンコウ	
	川辺銀行	

手動のみは、未記入

第14 非常警報設備（令第24条、規則第25条の2、条例第53条、昭和48年告示第6号関係）

1 非常ベル、自動式サイレン

非常ベル及び自動式サイレン（起動装置、音響装置（自動式サイレンにあつては、サイレン）、表示灯を任意に組み合わせ一体として構成した一体型及びこれに非常電源（蓄電池）を内蔵した複合型を含む。）は、次によること。

(1) 規則第25条の2第2項（第2号及び第3号を除く。）の規定による非常ベル及び自動式サイレンは、認定品とすること。●

(2) 起動装置

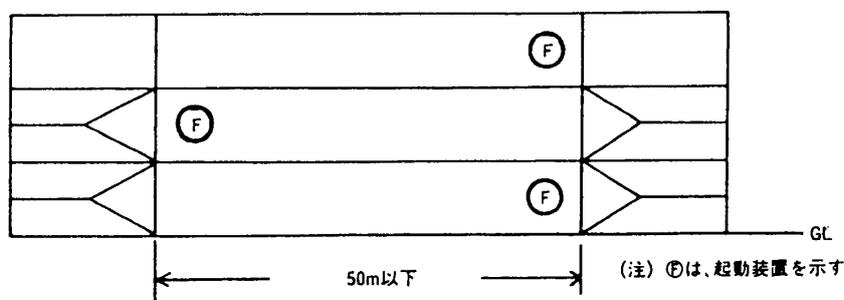
起動装置とは、火災が発生した際手動操作により音響装置を鳴動させる装置をいい、次に適合すること。

ア 設置位置

(ア) 操作上支障となる障害物がない箇所に設けること。

(イ) 原則として階段への出入口付近に設けること。●

(ウ) 階段相互の距離が歩行距離50m以下の場合、上下の階が異なる位置となるように設けること。●（第14-1図参照）



第14-1図

(エ) 階段相互の距離が歩行距離50mを超える場合は、各階の階段付近ごとに設けること。●

イ 機器

(ア) 雨水又は腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設置する機器は、適当な防護措置を講じたものであること。

(イ) 手動により復旧しない限り正常に作動が継続できるものであること。

(3) 音響装置

音響装置とは、起動装置又は操作装置から火災である旨の信号を受信し、自動的に火災である旨の警報ベル、サイレン又はこれと同等以上の音響を発することができ、かつ、必要な音量で報知できる装置をいい、次に適合すること。

ア 設置位置

(ア) 音響効果を妨げる障害物のない場所に設けること。

(イ) 取付高さは、天井面から0.3m以上で床面から1.5m以上の位置に設けること。●ただし、起動装置と一体となっているものは起動装置の基準により設けることができる。

(ウ) 音量及び音色が他の設備等の音響又は騒音等と明確に判別できるように設けること。●

(エ) 屋上部分を遊技場、ビアガーデン等の用途の目的で使用する防火対象物にあつては、当該用途の使用部分に音響装置を設けること。●

(オ) カラオケボックス等を有する防火対象物にあつては、当該カラオケボックス等の内にベルを増設すること。ただし、当該カラオケボックス等に自動火災報知設備の作動と連動して音響装置の音以外の音の電源遮断を有する等の有効な措置を講じた場合又は遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物

品を客に利用させる役務の用に供する個室にあつては、騒音（BGM等）のない静寂な状態で営業されている施設で各個室の間仕切りが天井面からおおむね1m以上開放されているか、若しくは2(3)ア(イ)で規定する障子、ふすま等遮音性能の著しく低いもので区画されている場合で、提供されるヘッドホンの種別により第14-1表の距離以内ごとにベルが設置されている場合はこの限りでない。

第14-1表

ヘッドホンの種別	ベル間の距離
耳載せ型・挿入型 その他遮音性の高いもの	5
耳覆い型	15
イントラコンカ型	25

(カ) 規則第25条の2第2項第1号イ(ロ)に規定する「ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所」は、第10 自動火災報知設備5(10)を準用すること。

(キ) 規則第25条の2第2項第1号イ(ハ)に規定する「警報音を確実に聞き取ることができる」とは、第10 自動火災報知設備5(11)を準用すること。

イ 機器

雨水又は腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設置する機器は、適当な防護措置を講じること。

(4) 表示灯

表示灯とは、起動装置の所在を明示するために設けられる赤色の灯火をいい、次に適合すること。

ア 設置位置

(ア) 天井面からおおむね0.6m離れた位置にすること。●ただし、起動装置と一体となっているものは起動装置の基準により設けることができる。

(イ) 通行に支障のない場所で、かつ、多数の者の目にふれる位置に設けること。●

イ 機器

雨水又は腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設置する機器は、適当な防護措置を講じること。

(5) 非常電源、配線

第23 非常電源の基準に準じて設けるほか、次によること。

ア 地階を除く階数が5以上で延べ面積が3,000㎡を超える防火対象物にあつては、火災の際、一の報知区域の配線が短絡又は断線しても、他の報知区域への火災の報知に支障がないように設けること。●

イ 複合配線の常用電源配線と連動端子間(弱電回路)の回線を同一金属管に収める場合は、次によること。

(ア) 非常警報設備以外の配線は入れないこと。

(イ) 連動端子間の電線は、600V 2種ビニル絶縁電線等を使用すること。

(ウ) 常用電源線と連動端子間の電線とは、色別すること。

ウ 端子との接続は、ゆるみ、破損等がなく確実に行うこと。

エ 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で行うこと。

2 放送設備

放送設備とは、起動装置、表示灯、スピーカー、増幅器等、電源及び配線で構成されるものをいい、機能等は次に定めるところとする。

(1) 規則第25条の2第1項及び第2項(第1号を除く。)の規定による放送設備は、認定品とすること。●

(2) 増幅器等

増幅器等とは、起動装置、自動火災報知設備又はスプリンクラー設備から火災である旨の信号を受信し、スイッチ等を自動的に、又は手動により操作して、音声警報音及び非常用マイクの音声信号により火災である旨の放送をスピーカーを通じて、有効な音量で必要な階に行う増幅器及び操作部をいい、次に適合すること。

ア 常用電源

第10 自動火災報知設備 1 (1) (エを除く。)を準用すること。

イ 非常電源

非常電源及び非常電源回路の配線は、第23 非常電源の例によること。

ウ 設置場所

第10 自動火災報知設備 1 (3)アからウまでによるほか、次によること。

(ア) 防災センター等常時人のいる場所に設けること。

(イ) 増幅器等は、受信機等と併設して設けること。●ただし、自動火災報知設備がない場合又は受信機等と連動した場合で、増幅器等に出火階表示灯を有するものを設けた場合は、この限りでない。

(ウ) 避難階、その直上階及び直下階の避難上有効な出入口付近の場所に設けること。●ただし、安全に避難でき、かつ、当該設備を設置する防火対象物のうち、壁、床及び天井が不燃材料で造られており、開口部に防火戸を設けた場所に設置する場合は、この限りでない。

(エ) 分割型増幅器等（増幅器と操作部の部分を分離して設置する機器をいう。以下同じ）の増幅器及び操作部は、防災センター等常時人のいる場所で、かつ、同一居室内に設置すること。

エ 機器

(ア) 増設、工事変更等が予想される場合は、増幅器等に余裕回線を残しておくこと。

(イ) 自動火災報知設備等と連動する場合は、無電圧メーク接点により、相互の機能に異常を生じないものであること。

(ウ) 増幅器の出力とスピーカー等の合成インピーダンスは、次式を満足し整合（インピーダンスマッチング）したものであること。ただし、スピーカーからの音響出力が規定の音圧値を満足し、かつ、異常発振等が生じない場合は、この限りでない。

a 算定式

$$P (W) \geq \frac{E^2 (V)}{Z (\Omega)}$$

P：増幅器の定格出力

E：スピーカーの回路電圧

Z：スピーカー等の合成インピーダンス

b スピーカー等の合成インピーダンスを求める計算式

(a) 並列接続の場合

$$Z_0 = \frac{1}{\frac{1}{Z_1} + \frac{1}{Z_2} + \frac{1}{Z_3} + \dots + \frac{1}{Z_n}}$$

Z₀：合成インピーダンス

Z₁～Z_n：スピーカーのインピーダンス

(b) 直列接続の場合

$$Z_0 = Z_1 + Z_2 + Z_3 + \dots + Z_n$$

(エ) 自動火災報知設備と連動するものにあつては、次によること。

a 感知器等の作動と連動して自動的に増幅器等の電源が入り、放送が可能な状態になること。

b 音響装置を付加した放送設備にあつては、自動的に当該装置を鳴動させることができること。

c 感知器等の作動と連動して、出火階が2階以上の場合にあつては出火階及びその直上階、出火階が1

階の場合にあつては出火階とその直上階及び地階、出火階が地階の場合にあつては出火階とその直上階及びその他の地階に限って、それぞれ放送できるものであること。

(オ) 自動火災報知設備と連動しないものにあつては、操作部のスイッチの操作により次によること。

a 一斉作動スイッチを操作することにより全館に放送できること。

b 放送階選択スイッチを操作することにより、当該スイッチに連動する任意な報知区域への放送ができること。

(カ) 放送設備を業務用の目的と共用するものにあつては、起動装置等による信号を受信し、非常放送が起動された場合、自動的に非常放送以外の放送を直ちに停止できること。

(キ) 一の防火対象物において非常用放送設備以外の業務を目的とした放送設備が独立して設けられている場合は、非常用放送設備の起動と連動して放送が遮断することができること。ただし、非常放送の警報音等が有効に聞き取れる場合にあつてはこの限りでない。

オ 表示等

(ア) 放送階選択スイッチの部分には、報知区域の名称等を適正に記入すること。

(イ) 操作部等の部分には、報知区域一覧図を備えること。

カ 遠隔操作器等から報知できる区域

規則第25条の2第2項第3号ヲにより、遠隔操作器からも防火対象物の全区域に火災を報知することができるものであることとされたところであるが、全区域に火災を報知することができる操作部又は遠隔操作器（以下「遠隔操作器等」という。）が1以上守衛室その他常時人がいる場所（中央管理室が設けられている場合は、当該中央管理室）に設けられている防火対象物にあつては、令第32条の規定を適用して、次の場合は、遠隔操作器等から報知できる区域を防火対象物の全区域としないことができるものとする。

(ア) 管理区分又は用途が異なる一の防火対象物で、遠隔操作器等から遠隔操作器等が設けられた管理区分の部分又は用途の部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合

(イ) 防火対象物の構造、使用形態等から判断して、火災発生時の避難が防火対象物の部分ごとに独立して行われると考えられる場合であつて、独立した部分に設けられた遠隔操作器等が当該独立した部分全体に火災を報知することができるよう措置された場合

(ウ) ナースステーション等に遠隔操作器等を設けて病室の入院患者等の避難誘導を行うこととしている等のように防火対象物の一定の場所のみを避難誘導の対象とすることが適切と考えられる場合であつて、避難誘導の対象場所全体に火災を報知することができるよう措置された場合

なお、これらの場合、操作部又は遠隔操作部のある場所相互間で同時に通話することができる設備にあつては、原則として非常電話、T型発信機又は専用のインターホンを設けること。

キ メッセージ

(ア) 放送設備が階段、エレベーター昇降路等のたて穴部分の感知器の作動により起動した場合又は手動により起動した場合は、火災が発生した場所に係るメッセージは入れなくても差し支えないものとする。

なお、規則第24条第1項第5号ハの規定に該当する防火対象物にあつては、階段、エレベーター昇降路等の感知器が作動した場合に、放送設備と連動しないことができること。

(イ) 防火対象物の利用形態、管理形態等により、通常メッセージでは支障が生じるおそれのあるものについては、予防部指導課と協議の上内容の変更ができるものとする。

(ウ) エレベーターの籠内の放送については、2(3)イ(ウ)によること。

ク 火災が発生した旨又は火災が発生した可能性が高い旨の信号に設けるタイマー

感知器発報放送が起動してからタイマーの遅延により火災放送を開始するまでの時間（以下「遅延時間」という。）は、原則として次によるものとする。

(ア) 放送設備を設置した防火対象物全体にスプリンクラー設備が設けられている場合は、5分以内とすること。

(イ) 前(ア)以外の防火対象物は、3分以内とすること。

(ウ) 特段の事情がある場合で、前(ア)又は(イ)以外の時間を設定する場合は指導課と協議すること。

ケ 放送設備の操作要領

放送設備の機能については、「非常警報設備の基準」(昭和48年告示第6号。以下「告示基準」という。)第4、4(2)に定められているところであるが、その機能は、放送設備を次のように操作することを想定していることに留意すること。

なお、この内容は、放送設備の表示事項である取扱方法の概要にも記載されている。

(ア) 自動火災報知設備の感知器が作動した旨の信号(火災表示をすべき火災情報信号を含む。以下同じ。)

により起動した場合

a 感知器発報放送の起動

感知器からの信号により自動的に行うこと。

b 火災放送の起動

(a) 告示基準第4、4(2)イ(ロ)に定める場合は、自動的に行うこと。

(b) 前(a)による自動起動が行われる以前に、現場確認者からの火災である旨の通報を受けた場合等、操作者が火災が発生した旨又は火災が発生した可能性が高い旨の情報を得た場合は、手動により起動すること。

c 非火災報放送の起動

現場確認者からの火災が発生していない旨の通報を受けた場合は、手動により起動すること。

なお、火災が発生していない旨の通報には、非常電話を使用しないものとする。

(イ) 発信機又は非常電話により起動した場合

a 感知器発報放送及び火災放送の起動

告示基準第4、4(2)ロによること。ただし、放送設備を確実に操作できる体制が整っている防火対象物にあっては、令第32条の規定を適用し、火災放送に限り非常電話の起動と連動せずに、手動により操作することで支障ないものとする。この場合、告示基準第5、7に定める「取扱方法の概要及び注意事項」にその旨を明示するよう指導すること。

上記以外の防火対象物のうち、発信機又は非常電話により起動する際に、感知器発報放送を省略して直接火災放送を行うことが当該防火対象物の用途、規模等から効果的と認められるものについては、告示基準第4、4(2)ロただし書の規定を適用して、直接火災放送を行うよう関係者に対して指導すること。

b 非火災報放送の起動

(ア) cによること。

(ウ) 感知器発報放送を手動により起動する場合

a 感知器発報放送の起動

内線電話等により火災が発生した可能性がある旨の通報があった場合は、手動により起動すること。

ただし、操作者の判断により、感知器発報放送を省略して、火災放送を起動できるものとする。

b 火災放送の起動

(a) 告示基準第4、4(2)ハに定める場合は、自動的に行うこと。

(b) 前(a)による自動起動が行われる以前に、現場確認者から火災である旨の通報を受けた場合等、操作者が火災が発生した旨又は火災が発生した可能性が高い旨の情報を得た場合は、手動により起動

すること。

c 非火災報放送の起動

(ア) cによること。

(エ) 音声警報音による放送中のマイクロホン放送をする場合

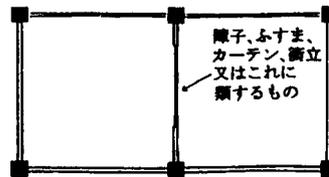
告示基準第4、4(2)ホに定めるように、音声警報音による放送中であっても、操作者による放送が優先することとなっているので、火災の状況に応じて、適宜操作者による放送を行うことができるものであること。

(3) 放送区域

ア 放送区域とは、防火対象物の2以上の階にわたらず、かつ、床、壁又は戸（障子、ふすま等遮音性能の著しく低いものを除く。）で区画された部分をいう。

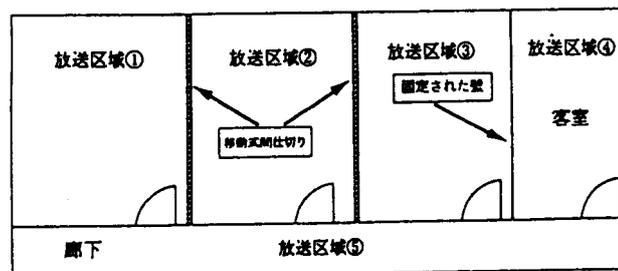
(ア) 部屋の間仕切壁については、音の伝達に十分な開口部があるものを除き、固定式か移動式にかかわらず、壁として取り扱うものとする。

(イ) 障子、ふすま等遮音性の著しく低いものには、障子、ふすまのほか、カーテン（アコーディオンカーテンを除く。）、つい立て、すだれ、格子戸又はこれらに類するものが該当するものとする。



第14-2図

(ウ) 通常は開口している移動式の壁又は戸であっても、閉鎖して使用する可能性のあるものは壁又は戸で区画されたものとして取り扱うものとする。



第14-3図

イ 次の(ア)から(ウ)までの部分の放送区域にあつては、それぞれの定めるところにより設定すること。

(ア) 劇場の客席等のうち吹き抜けを有する部分

当該吹き抜けに接する部分を一の報知区域とすること。

(イ) 特別避難階段又は屋内避難階段

a 居室等の部分と別報知区域とすること。

b 高さ45m以下ごとに一の報知区域とすること。

c 地階部分と地上階部分とは、別報知区域とすること。ただし、地階の階数が一である場合はこの限りでない。

(ウ) エレベーター

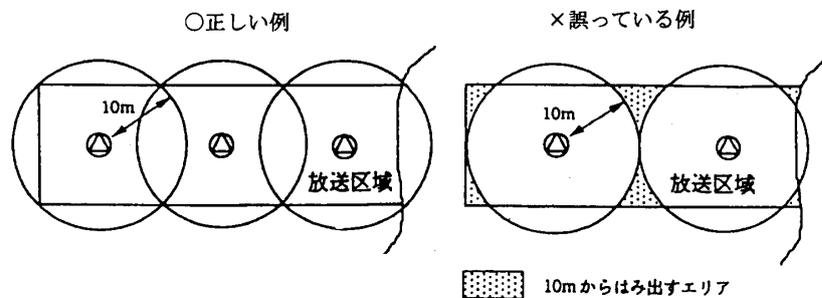
居室内の部分と別報知区域とすること。この場合、自動火災報知設備と連動して起動するものにあつては、エレベーターの停止階のすべての報知区域に設けられた感知器の作動と連動するものであること。

(4) スピーカー

規則第25条の2第2項第3号イ及びロに定める設置は次によること。また、同号ハに定める設置は、「放送設備のスピーカーの性能に応じた設置ガイドラインについて」（平成11年2月2日消防予第25号。以下「25号通知」という。別記参照）によること。

なお、25号通知第2、1(4)イ(イ)については、規則第25条の2第2項第3号ハ(イ)及び(ロ)の規定による音量及び明瞭度を確保しないことができる部分を、「スピーカーからの放送を受聴する可能性のない放送区域の部分（人の立入る可能性の全くない部分）」としています。その具体的な場所として押入、物入、P S、ショーウィンドウ等の人が入れない部分が該当すること。

ア 放送区域毎に、当該放送区域の各部分から一のスピーカーまでの水平距離が10m以下となるように設けること。



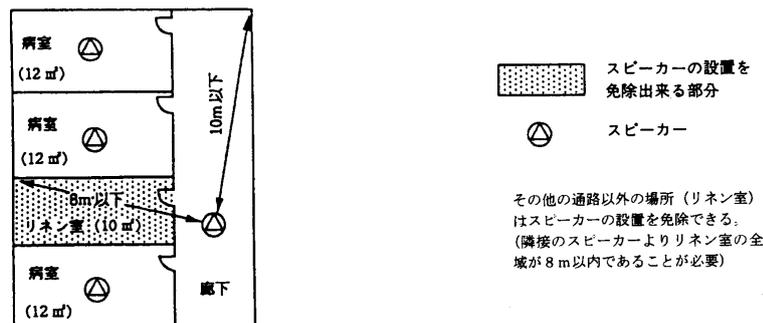
第14-4図

イ 隣接する一定の小規模放送区域はスピーカーの設置を要しない。

居室及び居室から地上に通じる主たる廊下、その他の通路にあつては6㎡以下、その他の部分にあつては30㎡以下の放送区域において、当該放送区域の各部分から隣接する他の放送区域に設置されたスピーカーまでの水平距離が8m以下となるように設けられているときは、スピーカーを設けないことができること。（以下「小規模放送区域」という。）

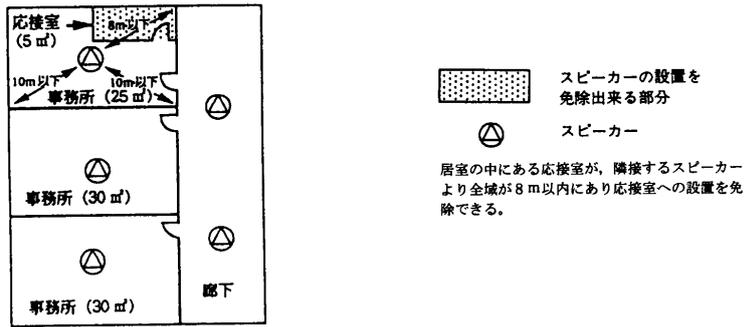
(注) スピーカーの設置を免除できる部分をカバーするのに、隣接する放送区域の1のスピーカーでなく、2以上の隣接する放送区域の2以上のスピーカーによることでも差し支えない。

(ア) 居室又は居室から地上に通じる主たる廊下その他の通路以外の場所でスピーカーの設置を免除できる場合



第14-5図

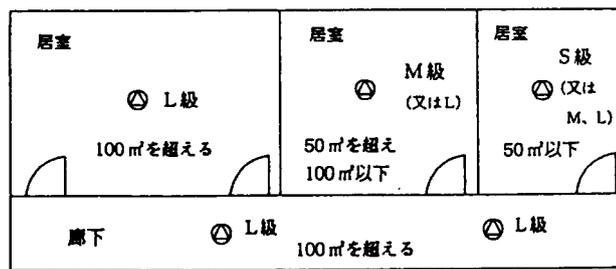
(イ) 居室でスピーカーの設置を免除できる場合



第14-6図

ウ 放送区域の広さに応じて3種類 (L級・M級・S級) に区分されたスピーカーを設置する。

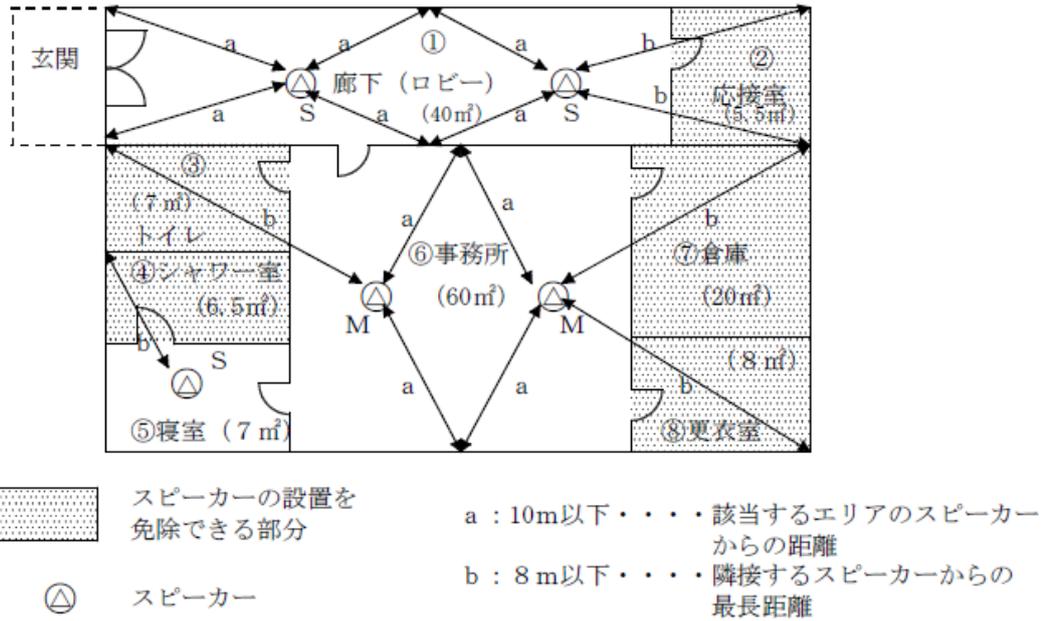
- (ア) 100㎡を超える放送区域…………… L級
- (イ) 50㎡を超え100㎡以下の放送区域…………… M級又はL級
- (ウ) 50㎡以下の放送区域 …………… S級、M級又はL級
- (エ) 階段又は傾斜路 …………… L級



第14-7図

(注) 放送区域の広さに応じてスピーカーを選ぶとき、該当放送区域のスピーカーが受け持つ区域に小規模放送区域があり、スピーカーの設置をしない場合は、スピーカーが受け持つ放送区域の合計面積を算定したうえで、該当面積に対応する種類のスピーカーを設置すること。

〈スピーカーを設置した場合の具体例〉

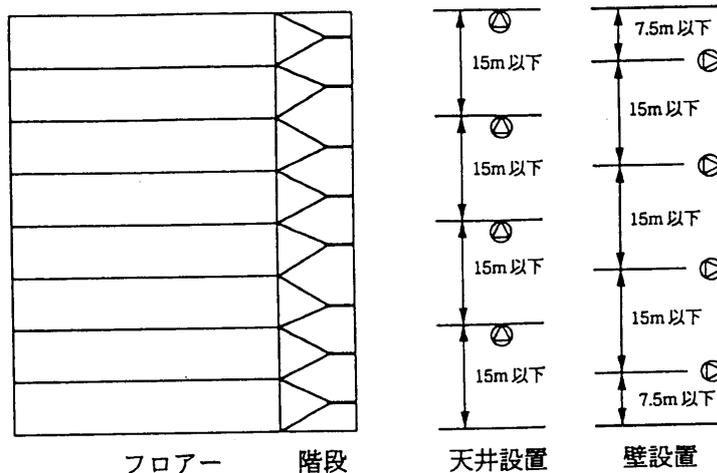


第14-8図

第14-2表 各放送区域のスピーカー設置上の基準

	①廊下	②応接室	④シャワー室	⑤寝室	③トイレ	⑥事務所	⑦倉庫	⑧更衣室
広さ(㎡)	40	5.5	6.5	7	7	60	20	8
合計した面積	45.5㎡		13.5㎡		95㎡			
部屋の扱区分	廊下	居室	非居室	居室	非居室	居室	非居室	非居室
スピーカーの取付け	要	免除可	免除可	要	免除可	要	免除可	免除可
スピーカーの種類	S級、M級又はL級		S級、M級又はL級		M級又はL級			

エ 階段又は傾斜路にスピーカーを設置する場合、垂直距離15mにつきL級のものを1個以上設ける。



第14-9図

オ エレベーターの設置される防火対象物にあっては、エレベーターのかご内についてもスピーカーを設けること。ただし、荷物専用エレベーター等がかご内にスピーカーを設置することが困難なものはこの限りでない。

カ カラオケボックス、カラオケルーム等の遮音性の高い居室にあつては、規則第25条の2第2項第3号ロ（ロ）ただし書きにかかわらず、当該部屋部分を一の放送区域として取り扱い、スピーカーを設けること。



ただし、当該カラオケボックス等に自動火災報知設備の作動と連動して音響装置の音以外の音の電源遮断を有する等の有効な措置を講じた場合又は遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を客に利用させる役務の用に供する個室にあつては、騒音（BGM等）のない静寂な状態で営業されている施設で各個室の間仕切りが天井面からおおむね1m以上開放されているか、若しくは2（3）ア（イ）で規定する障子、ふすま等遮音性能の著しく低いもので区画されている場合で、提供されるヘッドホンの種別により第14-3表の距離以内ごとにスピーカーが設置されている場合は2（4）イの例によることができる。

第14-3表

ヘッドホンの種別	スピーカー間の距離
耳載せ型・挿入型 その他遮音性の高いもの	5
耳覆い型	15
イントラコンカ型	20

※ 表中のスピーカー間の距離は、スピーカーの種類がL級又はM級（M級にあつては、1mの距離で90dB以上確保できていること。）の場合に限る。

キ 寄宿舍、下宿又は共同住宅の住戸内（一般住宅を含む。）にあつては、前ウ（注）に準じて放送区域を設けること。

ク 規則第25条の2第2項第3号イ（ロ）に規定する「ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所」は、第10 自動火災報知設備5（10）を準用すること。

ケ 規則第25条の2第2項第3号イ（ハ）に規定される「警報音を確実に聞き取ることができる」とは、第10 自動火災報知設備5（11）を準用すること。ただし、スピーカー間の距離にあつては、2（4）カの表によること。

(5) 起動装置

起動装置とは、火災が発生した際、手動操作により増幅器等に火災である旨の信号を送ることができる非常電話、非常用押ボタン（発信機を含む。）をいい、次に適合すること。

なお、規則第25条の2第2項第2号及び条例第53条の規定により非常電話を設置する場合を除き、放送設備が自動火災報知設備と連動している場合は、起動装置を省略することができる。

ア 非常用押ボタン

(ア) 設置位置

1 (2)アを準用すること。

(イ) 機器

1 (2)イを準用すること。

(ウ) 通話装置

通話装置として、次のいずれかの設備が付置されていること。

- a インターホン
- b T型発信機

- c 構内電話で非常用の割り込み機能を有するもの

イ 非常電話

非常電話とは、起動装置として用いる専用電話をいい、親機、子機（以下「非常電話器」という。）、表示灯、電源及び配線により構成されているものをいい、次に適合すること。

(ア) 設置位置

a 非常電話器

1 (2)アを準用するほか、次によること。●

(a) 廊下等で他の消防用設備等が設置されている場所に併置すること。

(b) 親機からの呼出し機能のない非常電話器にあつては、非常用放送設備等により有効に呼び出すことができる位置に設けること。

b 親機

(a) 増幅器等及び受信機に併設して、それぞれの機能が有効に操作できる位置に設けること。●

(b) 分割された制御部と操作部は、原則として同一居室内に設けること。

(イ) 機器

a 非常電話器は、送受話器を取り上げることにより自動的に親機への発信が可能な状態になるものとする。

b 親機は、非常電話器からの発信により増幅器等を自動的に起動して必要な階に警報音を放送できるものとする。

c 親機は、非常電話器の発信を受信した場合、送受話器を取り上げる等の簡単な操作で親機の火災信号が停止し、発信者と相互に同時通話できるものとする。

d 親機は、2回線以上の非常電話器を操作した場合、任意に選択が可能であること。この場合、遮断された回線の非常電話器には話中音が流れるものとする。

e 親機と増幅器等との連動方式は、無電圧マーク接点等で相互の機能に異常を生じないものとする。

(ウ) 常用電源

第10 自動火災報知設備 1 (1)を準用すること。

(エ) 表示等

a 親機を選択スイッチの部分には、起動階等の名称を適正に記入すること。

b 非常電話器は、収納箱に収納しその表面又は近傍に赤地に白の1字当り2cm角以上の文字で「非常電話」と表示し、また、非常電話器本体正面又は収納箱表面に設置階及び電話番号を表示すること。●

c 親機の部分には、起動階一覧図を備えること。●

(6) 表示灯

1 (4)を準用すること。

(7) 非常電源、配線

第23 非常電源によるほか、次によること。

ア 増幅器等からスピーカーまでの配線は、火災の際一の報知区域の配線が短絡又は断線しても、他の報知区域への火災の報知に支障がないように設けること。●

イ 放送設備のスピーカーを業務用の放送設備と兼用するもので、スピーカー回線を切り替える方式の制御配線は、当該回路に異常が生じた場合、スピーカーは非常用の回線に接続される方式とすること。

ウ 放送設備の起動により業務用の放送設備等を停止する方式のものにあつては、制御配線（増幅器等が設置される部屋の外の部分に限る。）の回路に異常が生じた場合、業務用の放送等は停止される方式とすること。

エ 端子との接続は、ゆるみ、破損等が生じないよう確実にすること。

オ 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で行うこと。

カ 非常電話の非常電源は、非常電話器を2回線同時作動させ30分間その作動を継続できるものとする事。



3 総合操作盤

第2 屋内消火栓設備8を準用すること。

別記

放送設備のスピーカーの性能に応じた設置ガイドラインについて
(平成11年2月2日消防予第25号)

平成10年7月24日に公布された消防法施行規則の一部を改正する省令（平成10年自治省令第31号）及び非常警報設備の基準の一部を改正する件（平成10年消防庁告示第6号）の施行については、「消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成10年7月24日付け消防予第118号）により通知したところであるが、これらの改正により導入された放送設備のスピーカーの性能に応じた設置方法（消防法施行規則（以下「規則」という。）第25条の2第2項第3号ハ関係）について円滑な運用を図るため、「放送設備のスピーカーの性能に応じた設置ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を別添のとおりとりまとめたので通知する。

貴職におかれては、下記事項に留意のうえ、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨を通知するとともに、その指導に万全を期されるようよろしく願います。

記

- 1 放送設備のスピーカーについて、規則第25条の2第2項第3号ハの規定に基づく設置計画の事前相談等がなされた場合にあっては、次の事項に留意すること。
 - (1) ガイドラインは、規則第25条の2第2項第3号ハの規定に基づき放送設備のスピーカーを設置する場合の技術基準の運用及び具体的な設置例についてまとめたものであり、関係者等に対する指導に当たって活用されたこと。
 - (2) ガイドラインにおいては、設計時の参考とするため、一般的なケースにおける数値（スピーカーの指向係数、吸音率等）を示しているが、個別の計画に応じた数値が明らかとなっている場合にあっては、当該数値によること。
 - (3) 規則第25条の2第2項第3号イ及びロの規定に基づく設置方法にあっては、「放送設備の設置に係る技術上の基準の運用について」（平成6年2月1日付け消防予第22号）等により運用されているところであるが、特殊な要件の放送区域（残響時間が著しく長い又は短い空間、大空間等）にあっては、同号ハの規定等に基づく音量及び明瞭度の確認をすることが望ましいこと。
- 2 消防法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等の設置届の受理に当たっては、次の事項に留意すること。
 - (1) 設置届の添付図書には、規則第25条の2第2項第3号ハの規定への適合性の確認のため、次に掲げる事項が明示されていること。
 - ア スピーカーの性能に係る事項
 - スピーカーの種別
 - 製造者名及び型式番号
 - 外観図
 - 音響パワーレベル p （単位 デシベル）
 - 指向係数 Q
 - イ 放送区域の音響条件に係る事項（設計値）
 - 平均吸音率 α
 - 壁、床及び天井又は屋根の面積の合計 S （単位 平方メートル）
 - 残響時間（単位 秒）

ウ スピーカーの設置方法に係る事項（設計値）

○ スピーカーの設置位置及び取付角度

○ 当該スピーカーにより、75デシベル以上の音圧レベルが確保される空間的範囲（床面からの高さが1メートルの箇所におけるデータで足りる。）

○ 放送区域の残響時間が3秒以上となる場合にあっては、当該スピーカーまでの距離が規則第25条の2第2項第3号ハ（ロ）の規定により求めた値以下となる空間的範囲（床面からの高さが1メートルの箇所におけるデータで足りる。）

(2) 消防用設備等の試験においては、放送区域内におけるスピーカーの音量及び明瞭度の確認を行う必要があるが、条件的に不利な点（スピーカーからの最遠点、開口部の近傍等）における音量及び明瞭度を確認し、非常警報設備試験結果報告書にその結果を記録することで足りること。

3 放送設備のスピーカーについては、規則第25条の2第2項第3号ハの規定により設置されるものを含め、社団法人日本電子機械工業会に設けられている非常用放送設備委員会において、あらかじめ構造、性能等の確認が行われていること。

別 添

放送設備のスピーカーの性能に応じた設置ガイドライン

第1 趣 旨

放送設備は、音声による的確な情報提供を行うことにより、火災時におけるパニック防止や円滑な避難誘導等を図ることを目的として、不特定多数の者が存する防火対象物等に設置が義務づけられているものである。

放送設備のスピーカーについては、警報内容の確実な伝達を確保するため、消防法施行規則（以下「規則」という。）第25条の2第2項第3号において設置方法が規定されており、スピーカーの仕様や設置間隔を具体的に定めた同号イ及びロと、警報内容の伝達に必要な音量や明瞭度の判断基準を定めた同号ハのいずれかを選択できることとされている。また、同号イ及びロの規定に基づく設置方法については、「放送設備の設置に係る技術上の基準の運用について」（平成6年2月1日付け消防予第22号）等により、従前から運用されているところである。

このガイドラインは、放送設備のスピーカーの性能に応じた設置方法について円滑な運用を図るため、規則第25条の2第2項第3号ハの規定に基づき放送設備のスピーカーを設置する場合の技術基準の運用及び具体的な設置例についてとりまとめたものである。

第2 技術基準の運用について

規則第25条の2第2項第3号ハの規定に基づく放送設備のスピーカーの設置に係る技術上の基準については、次により運用するものとする。

1 用語の意義等について

用語の意義等については、規則及び非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第6号。以下「告示」という。）の規定によるほか、次によること。

(1) 音圧レベル

ア 意 義

音圧レベルとは、音波の存在によって生じる媒質（空気）中の圧力の変動分（音圧）の大きさを表す量で、一般的に次式により定義されること。

$$P = 10 \log_{10} \frac{P'_{\text{2}}}{P_{\text{0}'\text{2}}}$$

P は、音圧レベル（単位 デシベル）

P' は、音圧の実効値（単位 パスカル）

P_{0'} は、基準の音圧（=20×10⁻⁶パスカル）

イ 運用

音圧レベルは、第2シグナルのうち第3音を入力した時点の値（=騒音計で測定した場合の最大値）によること。

(2) 音響パワーレベル

ア 意 義

音響パワーレベルとは、音源（スピーカー等）が空間内に放射する全音響パワー（音響出力）、すなわち1秒あたりに放射する音響エネルギーの大きさを表す量で、一般的に次式により定義されること。

$$p = 10 \log_{10} \frac{W}{W_0}$$

p は、音響パワーレベル（単位 デシベル）

W は、音源の音響パワー（単位 ワット）

W₀ は、基準の音響パワー（=1×10⁻¹²ワット）

音響パワーレベルと音圧レベルは、音源からの放射音の表示量として用いられる点において同様であるが、音圧レベルが音源の性状のほか測定位置等により変化するものであるのに対し、音響パワーレベルは原理的に音源の性状のみに依存する点において異なるものであること。また、音響パワーレベルは、一般的に「パワーレベル」や「音響出力レベル」とも表現されること。

イ 運用

音響パワーレベルの測定方法は、告示第4第6号（一）ロの規定により、第2シグナルを定格電圧で入力しJIS Z 8732（無響室又は半無響室における音響パワーレベル測定方法）又はJIS Z 8734（残響室における音響パワーレベル測定方法）の例により測定することとされているが、その具体的な取扱いは次によること。

(ア) スピーカーの音響パワーレベルは、第2シグナルのうち第3音を入力した時点の値に相当する値によること。

(イ) 測定に当たっては、第2シグナルを30秒間以上入力すること。この場合において、第2シグナルは下図のような波形を有するものであることから、当該測定値に次式による補正を加えた値をもって、スピーカ-の音響パワーレベルとして取り扱うこと。

$$p = p_m + 4$$

p は、スピーカ-の音響パワーレベル（単位 デシベル）

p_m は、JIS Z 8732又はJIS Z 8734の例による測定値（単位 デシベル）



図 第2シグナルの波形

$$(\text{補正值}) = 10 \log_{10} \frac{0.5 \times 5 + 1.5}{0.5 \times 3} \approx 4 \text{ (デシベル)}$$

(ウ) JIS Z 8732又はJIS Z 8734と同等以上の精度を有する測定方法についても、音響パワーレベルの測定方法として認めてさしつかえないこと。

(3) スピーカ-の指向係数

ア 意義

スピーカ-の指向係数とは、スピーカ-の指向特性を表す数値で、一般的に次式により定義されるものであること。

$$Q = \frac{I_d}{I_0}$$

Q は、スピーカ-の指向係数

I_d は、スピーカ-からの距離 d の点における直接音の強さ

I₀ は、スピーカ-からの距離 d の位置における直接音の強さの全方向の平均値

イ 運用

スピーカ-の指向係数は、スピーカ-の基準軸（スピーカ-の開口面の中心を通る開口面に垂直な直線をいう。）からの角度に応じた値とすること。また、一般的に用いられているタイプのスピーカ-にあっては、その指向特性区分に応じ、次表に掲げる値とすることができること。

指向特性区分	該当するスピーカータイプ	指 向 係 数			
		0°以上15°未満	15°以上30°未満	30°以上60°未満	60°以上90°未満
W	コーン型スピーカー	5	5	3	0.8
M	ホーン型コーンスピーカー 又は口径が200ミリ以下の ホーンスピーカー	10	3	1	0.5
N	口径が200ミリを超える ホーンスピーカー	20	4	0.5	0.3

(4) 当該箇所からスピーカーまでの距離

ア 意 義

当該箇所からスピーカーまでの距離とは、放送区域の床面からの高さが1メートルの箇所からスピーカーの基準点までの直線距離をいい、スピーカーからの放送を受聴する代表的な位置を意味するものであること。

イ 運 用

当該箇所からスピーカーまでの距離を算定するにあたり、消防法施行令第32条の規定を適用して、次により取り扱うこととしてさつしかえないこと。

- (ア) 放送区域の構造、設備、使用状況等から判断して、スピーカーからの放送を受聴する位置が「床面からの高さが1メートルの箇所」と異なる部分にあっては、実際に受聴する位置からスピーカーまでの距離により算定することができること。
- (イ) 放送区域の構造、設備、使用状況等から判断して、スピーカーからの放送を受聴する可能性のない放送区域の部分（人の立入る可能性の全くない部分）にあっては、規則第25条の2第2項第3号ハ（イ）及び（ロ）の規定による音量及び明瞭度を確保しないことができること。

(5) 放送区域の平均吸音率

ア 意 義

放送区域の平均吸音率とは、放送区域に音波が入射した場合において、その壁、床、天井等が吸収又は透過する音響エネルギーと入射した全音響エネルギーの比の平均値をいうこと。

イ 運 用

放送区域の平均吸音率は、厳密には放送区域の区画の構造、使用されている個々の内装材、収納物等の種類（吸音率）及び面積、入射音の周波数等により異なる値をとるものであるが、次により取り扱うこと。

- (ア) 規則第25条の2第2項第3号ハ（イ）及び（ロ）に掲げる式の算定に当たっては、放送設備の音響警報音の周波数帯域を勘案し、2キロヘルツにおける吸音率によること。なお、残響時間の算定に当たっては、(7)イ（ア）に掲げるとおり500ヘルツにおける吸音率によること。
- (イ) 通常の使用形態において開放されている開口部（自動火災報知設備と連動して閉鎖する防火戸が設けられている場合を含む。）の吸音率は0.8とすること。
- (ウ) 吸音率が異なる複数の建築材料が用いられている場合の平均吸音率は、次式により算定すること。（別紙1参照）。

$$\alpha = \frac{\sum S_n \alpha_n}{\sum S_n}$$

α は、平均吸音率

S_n は、建築材料の面積（単位 平方メートル）

α_n は、建築材料の吸音率

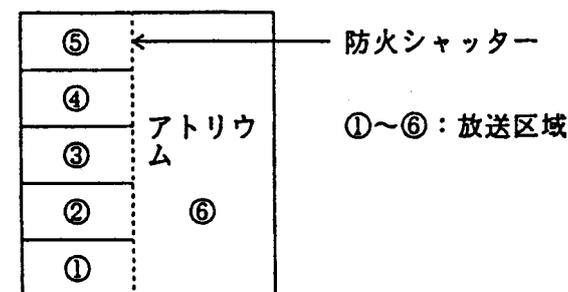
(6) 放送区域の壁、床及び天井又は屋根の面積の合計

ア 意義

放送区域の壁、床及び天井又は屋根の面積の合計とは、当該放送区域を区画する壁、床及び天井又は屋根のほか、これらの存する開口部を含めた面積の合計をいうこと。

イ 運用

通常の使用形態において複数階の部分と一体的な空間をなすアトリウム等が存する場合にあっては、防火区画を形成するための防火シャッター等の位置により、階ごとに放送区域を設定すること。



(7) 残響時間

ア 意義

残響時間とは、放送区域内の音圧レベルが定常状態にあるとき、音源停止後から60デシベル小さくなるまでの時間をいうこと。

イ 運用

残響時間は、厳密には放送区域の区画の構造、使用されている個々の内装材、収納物等の種類（吸音率）及び面積、入射音の周波数等により異なる値をとるものであるが、(6)イ（ア）を除く。）及び(6)イによるほか、次により取り扱うこと。

(ア) 残響時間は、500ヘルツにおける値とすること。

(イ) 残響時間は、次式により算定すること。

$$T = 0.161 \frac{V}{S \alpha}$$

Tは、残響時間（単位秒）

Vは、放送区域の体積（単位立方メートル）

Sは、放送区域の壁、床及び天井又は屋根の面積の合計（単位平方メートル）

α は、放送区域の平均吸音率

2 スピーカーの設置方法について

スピーカーの設置方法については、規則第25条の2第2項第3号ハの規定によるほか、次によること。

(1) 全般的な規定の趣旨等

ア 規定の趣旨

(ア) 規則第25条の2第2項第3号ハ（イ）及び（ロ）の規定は、階段又は傾斜路以外の場所（居室、廊下等）における警報内容の伝達に必要な音量及び明瞭度の判断基準を定めたものであること。したがって、スピーカー仕様や設置間隔を具体的に定めた同号イ及びロの規定と異なり、所要の音量及び明瞭度を確保することができれば、設置するスピーカーの仕様や放送区域内の配置については、自由に選択することができること。

(イ) 規則第25条の2第2項第3号ハ（ハ）の規定は、階段又は傾斜路におけるスピーカーの設置方法を定め

たものであり、内容的には同号ロ（ハ）の規定と同一であること。

イ 運 用

(ア) 規則第25条の2第2項第3号ハ（イ）及び（ロ）を適用する場合には、計画段階において計算により設置するスピーカーの仕様や放送区域内の配置を決定することとなることから、竣工時における基準適合性を確保するためには、余裕をもった設計を行う必要があること。また、放送区域内の収納物等についても、これらの影響により実際の音量や明瞭度が著しく変化する場合があるので、設計に当たり留意する必要があること。

(イ) スピーカーの設置方法を選択するに当たり、一の放送区域において規則第25条の2第2項第3号イ及びロの規定と同号ハの規定を併用することは認められないものであること。

また、同号ハの規定に基づきスピーカーを設置した放送区域に隣接する放送区域について、同号ロ（ロ）ただし書の規定によりスピーカーの設置を免除することは、警報内容の伝達に必要な音量及び明瞭度が確保されないおそれがあることから、一般的には認められないこと。ただし、透過損失の影響等を考慮のうえ、(3)イ（ア）に掲げる手法等により所要の音量及び明瞭度が得られると認められる場合にあっては、この限りでない。

(ウ) 防火区画を形成するための防火シャッター等が存する場合にあっても通常の使用形態において区画されていない場合は、一般的には一の放送区域として取り扱われる（1(6)イに掲げる場合等を除く。）ものであるが、スピーカーの設置に当たっては、当該防火シャッター等の閉鎖時にも警報内容の伝達に必要な音量及び明瞭度が得られるよう留意する必要があること。

(エ) 防火対象物の増築、改築、間仕切変更等の際には、スピーカーの設置に係る基準適合性を確認する必要があること。この場合において、規則第25条の2第2項第3号ハの規定により所要の音量及び明瞭度が確保されているときは、スピーカーの増設、移設等の措置を講じる必要はないこと。

(2) 音量の確保

ア 規定の趣旨

(ア) 音量の確保の観点から、規則第25条の2第2項第3号ハ（イ）の規定により、スピーカーは、放送区域ごとに、次の式により求めた音圧レベルが当該放送区域の床面からの高さが1メートルの箇所において75デシベル以上となるように設けることとされていること（別紙2参照）。

$$P = P + 10 \log^{10} \left(\frac{Q}{4 \pi r^2} + \frac{4(1-\alpha)}{S \alpha} \right)$$

Pは、音圧レベル（単位 デシベル）

pは、スピーカーの音響パワーレベル（単位 デシベル）

Qは、スピーカーの指向係数

rは、当該箇所からスピーカーまでの距離（単位 メートル）

α は、放送区域の平均吸音率

Sは、放送区域の壁、床及び天井又は屋根の面積の合計（単位 平方メートル）

(イ) 当該規定は、スピーカーからの放送を受聴する代表的な位置（＝床面からの高さが1メートルの箇所）において、警報内容の伝達に必要な音量（＝75デシベルの音圧レベル。就寝中の人を起こすために最低必要な音量に相当）を確保することを趣旨とするものであること。

イ 運 用

音圧レベルの算定については、スピーカーから放射された直接音（＝スピーカーの音響パワーレベル）の当該方向への配分及び距離減衰（＝ $Q/4\pi r^2$ ）と放送区域内における反射音（＝ $4(1-\alpha)/S\alpha$ ）に

よることとしているが、実際に測定を行った場合においても、75デシベル以上の音量が確保される必要があること。

(3) 明瞭度の確保

ア 規定の趣旨

(ア) 明瞭度の確保の観点から、規則第25条の2第2項第3号ハ(ロ)の規定により、スピーカーは、当該放送区域の残響時間が3秒以上となるときは、当該放送区域の床面からの高さが1メートルの箇所から一のスピーカーまでの距離が次の式により求めた値以下となるように設けることとされていること。

$$r = \frac{3}{4} \sqrt{\frac{Q S \alpha}{\pi (1 - \alpha)}}$$

rは、当該箇所からスピーカーまでの距離(単位:メートル)

Qは、スピーカーの指向係数

Sは、放送区域の壁、床及び天井又は屋根の面積の合計(単位:平方メートル)

α は、放送区域の平均吸音率

(イ) 当該規定は、残響によりメッセージの明瞭度が著しく低下するおそれのある放送区域(=残響時間3秒以上)について、スピーカーから放送を受聴する代表的な位置(床面からの高さが1メートルの箇所)において、警報内容の伝達に必要な明瞭度を確保することを旨とするものであること。また、距離の算定については、明瞭度確保の判断基準として一般に用いられている、臨界距離(直接音と反射音の強さが等しくなる距離をいう。)の3倍によるものであること。

イ 運用

(ア) 明瞭度については、規則第25条の2第2項第3号ハ(ロ)の規定によるほか、IEC(国際電気標準会議)268-16のSTI(Speech Transmission Index)、RASTI(Rapid Speech Transmission Index)等の手法により確認されたものについても認めてさしつかえないこと。

(イ) 一のスピーカーにより10メートルを超える範囲を包含することとなる場合であって、当該放送区域の残響時間が比較的長い放送区域(残響時間が概ね1秒以上)や大空間の放送区域(一辺が概ね20メートル以上のホール、体育館、物品販売店舗の売場、間仕切の少ないオフィスビルの事務室等)である時には、規則第25条の2第2項第3号ハ(ロ)の規定や(ア)に掲げる手法等の例により、避難経路等を中心として明瞭度の確保を図ることが望ましいこと。

第3 具体的な設置例について

規則第25条の2第2項第3号ハの規定に基づき放送設備のスピーカーを設置する場合の具体例は、別紙3のとおりである。

なお、警報内容の伝達に必要な音量及び明瞭度を確保するための要件(スピーカーの仕様、配置等)は、個別の放送区域ごとに異なるものであることから、設計を行うに当たっての参考として活用されたい。

平均吸音率の計算例

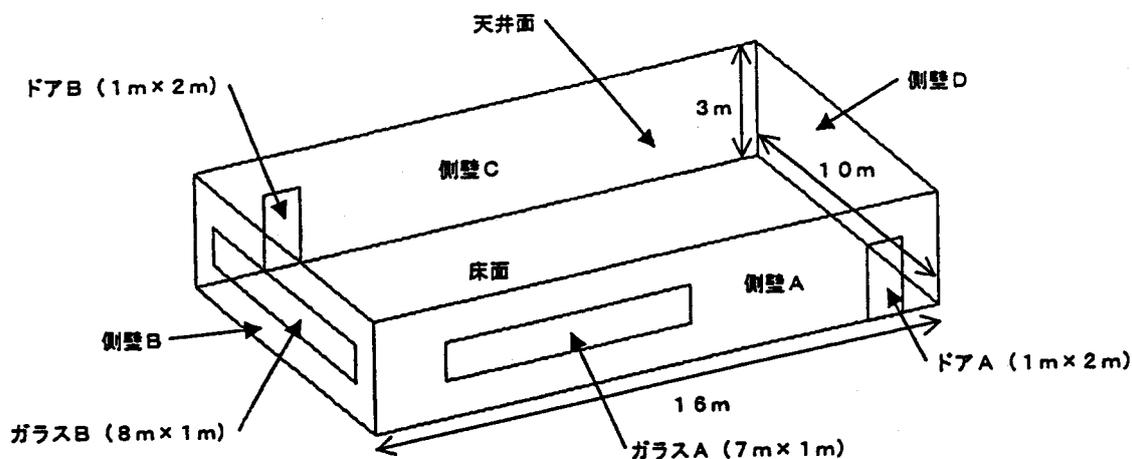


図-1 室概要

表-1 建築材料および吸音力計算表

名称	面積 S (m ²)	建築材料	材料吸音率 α		材料吸音力 S α	
			500 Hz	2 kHz	500 Hz	2 kHz
床 面	16×10=160	根太床 (チーク寄木張り)	0.12	0.09	19.20	14.40
天 井 面	16×10=160	孔あき9mm石膏ボード	0.25	0.23	40.00	36.80
側 壁 A	16×3 - 7×1 - 1×2 = 39	コンクリート打ち放し	0.02	0.03	0.78	1.17
側 壁 B	10×3 - 8×1 = 22	同 上	0.05	0.03	1.10	0.66
側 壁 C	16×3 - 1×2 = 46	同 上	0.05	0.03	2.30	1.38
側 壁 D	10×3 = 30	同 上	0.05	0.03	1.50	0.90
ガラスA	7×1 = 7	ガラス窓 (木製サッシ)	0.18	0.07	1.26	0.49
ガラスB	8×1 = 8	同 上	0.18	0.07	1.44	0.56
ド ア A	1×2 = 2	扉 (ビニールレザーふとん張り)	0.20	0.30	0.40	0.60
ド ア B	1×2 = 2	同 上	0.20	0.30	0.40	0.60
合 計	476	—	—	—	68.38	57.56

表1より、平均吸音率は、2キロヘルツにおける場合で計算する。

$$\alpha = (S \alpha)_{TOTAL} / S = 57.56 / 476 = 0.121 \text{ kHz}$$

また予測残響時間は、500ヘルツにおける場合で計算する。

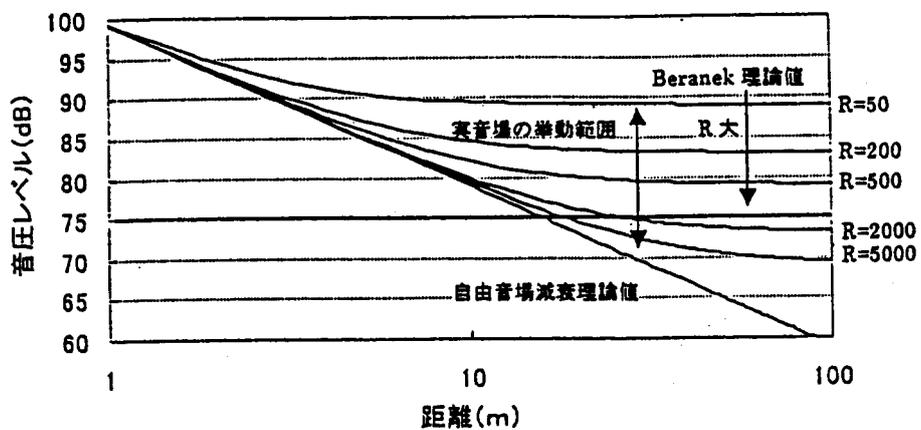
$$T = 0.161 \times V / S \alpha = 0.161 \times 16 \times 10 \times 3 / 69.55 = 1.13 \text{ 500Hz}$$

参考 主建築材料の吸音率の一例

	125 Hz	250 Hz	500 Hz	1 kHz	2 kHz	4 kHz
コンクリート打ち放し	0.01	0.01	0.02	0.02	0.03	0.04
ビニール系タイル	0.01	0.02	0.02	0.02	0.03	0.04
ガラス (木製サッシ)	0.35	0.25	0.18	0.12	0.07	0.04
パイルカーペット 10mm	0.09	0.08	0.21	0.26	0.27	0.37
石膏ボード7mm 空気層45mm	0.26	0.14	0.09	0.06	0.05	0.05
ベニヤ板12mm 空気層45mm	0.25	0.14	0.07	0.04	0.10	0.08
根太床 (チーク寄木張り)	0.16	0.14	0.12	0.11	0.09	0.07

BeraneKの理論式に基づく室内における音源の距離減衰グラフ

パワーレベル100 d B、Q=10の場合の例



※R (室定数)

R (室定数) は、室の表面積Sおよび平均吸音率 α によって定められ、下式で定義される。

$$R = \frac{S \alpha}{1 - \alpha}$$

〈事務所の会議室①〉

1. 放送区域の概要及びスピーカーの仕様

放送区域の用途	事務所の会議室
内装仕様	天井：ロックウール化粧吸音板、 床：ニードルパンチカーペット、壁：石膏ボード、ガラス
放送区域の寸法	間口16メートル、奥行き16メートル、高さ3メートル
放送区域の壁、床の面積の合計	704平方メートル
放送区域の体積	768立方メートル
放送区域の平均吸音率	0.20 (500Hz) 、0.39 (2 kHz)
スピーカーの音響パワーレベル	97デシベル
スピーカーの指向係数	指向特性区分 W 0.8

2. 残響時間

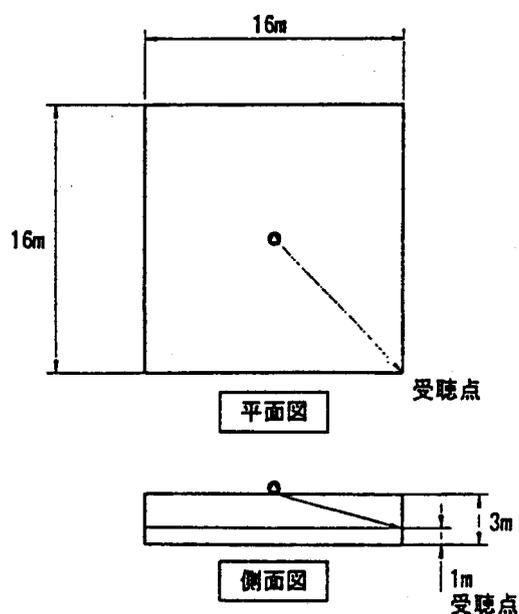
$$T = 0.161 \times \frac{768}{704 \times 0.20} = 0.88 \text{ (秒)}$$

3. スピーカーの配置

- 受聴点における音圧レベル (距離11.5m)

$$P = 97 + 10 \log_{10} \left[\frac{0.8}{4 \pi (11.5)^2} + \frac{4 (1 - 0.39)}{704 \times 0.39} \right] = 76.7 \text{ (dB)}$$

- スピーカーの配置図 (天井埋込スピーカーを使用する)



4. メリット

- 残響時間の短い放送区域であり、かつ、音圧レベルも確保できるので、1つのスピーカーにより10メートルを超える部分をカバーできる。

〈事務所の会議室②〉

1. 放送区域の概要及びスピーカーの仕様

放送区域の用途	事務所の会議室
内装仕様	天井：ロックウール化粧吸音板、床：塩化ビニルタイル、 壁：コンクリート、ガラス
放送区域の寸法	間口16メートル、奥行16メートル、高さ3メートル
放送区域の壁、床の面積の合計	704平方メートル
放送区域の体積	768立方メートル
放送区域の平均吸音率	0.17 (500Hz) 、0.31 (2 kHz)
スピーカーの音響パワーレベル	97デシベル
スピーカーの指向係数	指向特性区分 W

2. 残響時間

$$T = 0.161 \frac{768}{704 \times 0.17} = 1.03 \text{ (秒)}$$

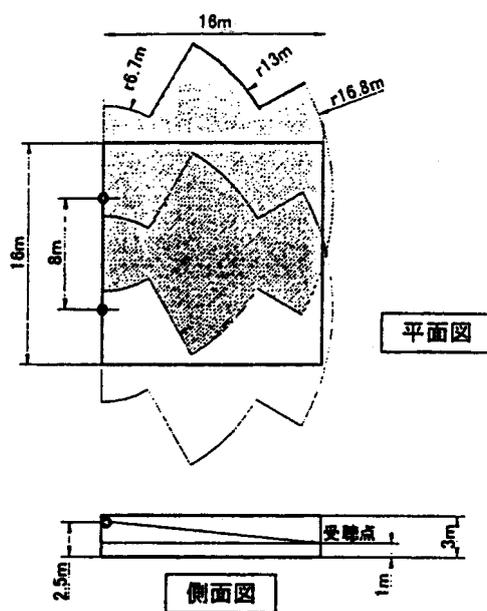
3. スピーカーの配置

- 1つのスピーカーで10メートルを超える範囲を包含する場合であって、残響時間が1秒以上であるときには、明瞭度の確保を図ることが望ましい。したがって、スピーカーは次式で求めるrの値以下の距離となるように設置することになる。

$$r = \frac{3}{4} \sqrt{\frac{Q S \alpha}{\pi (1 - \alpha)}} = \frac{3}{4} \sqrt{\frac{Q \times 704 \times 0.31}{\pi (1 - 0.31)}}$$

角度	0～15°未満	15°以上30°未満	30°以上60°未満	60°以上90°未満
Q	5	5	3	0.8
r (m)	16.8	16.8	13.0	6.7

- スピーカーの配置図（壁掛型スピーカーを使用する）



- r の地点での音圧レベル

$$P = 97 + 10 \log_{10} \left(\frac{0.8}{4 \pi (6.7)^2} + \frac{4 (1 - 0.31)}{704 \times 0.31} \right) = 78.5 \text{ (dB)}$$

となり、r 以内のエリアでは75 dBを満足する。

4. メリット

- r の距離内に受聴点を配置することから、明瞭度が向上する。

〈ホテルの客室、廊下〉

1. 放送区域の概要及びスピーカーの仕様

放送区域の用途	ホテルの宿泊室と廊下
内装仕様	天井：孔あき石膏ボード、壁：モルタル、床：パイルカーペット
放送区域の寸法	(図による。)
放送区域の壁、床等内面積の合計	廊下1 = 320平方メートル、廊下2 = 441平方メートル 客室(最大室) = 112平方メートル
放送区域の体積	廊下1 = 188平方メートル、廊下2 = 262平方メートル 客室(最大室) = 76平方メートル
放送区域の平均吸音率 (500Hz)	廊下1 = 0.14、廊下2 = 0.14、客室(最大室) = 0.25
放送区域の平均吸音率 (2 kHz)	廊下1 = 0.11、廊下2 = 0.11、客室(最大室) = 0.22
スピーカーの音響パワーレベル	97デシベル
スピーカーの指向係数	指向特性区分 W

2. 残響時間

$$T = 0.161 \times V / (S \times \alpha) \text{ より}$$

$$\text{廊下1 } T = 0.161 \times 188 / (320 \times 0.14) = 0.67 \text{ 秒}$$

$$\text{廊下2 } T = 0.161 \times 262 / (441 \times 0.14) = 0.68 \text{ 秒}$$

$$\text{客室 } T = 0.161 \times 76 / (112 \times 0.25) = 0.44 \text{ 秒}$$

3. スピーカーの配置

避難経路である廊下が20m以上の空間となるため明瞭度を重視したスピーカー配置とすると、次式で求める r の値以下の距離となるように設置することとなる。

$$3/4 \times \sqrt{(Q \times S \times \alpha / (\pi \times (1 - \alpha)))} \text{ より}$$

角度 (°)	0~15° 未満	15°以上30° 未満	30°以上60° 未満	60°以上90° 未満
Q	5	5	3	0.8
廊下1 r (m)	6.06	6.06	4.70	2.43
廊下2 r (m)	7.06	7.06	5.47	2.82
客室 r (m)	5.43	5.43	4.21	2.17

○ 受聴点における音圧レベル

スピーカーからの最大距離点における音圧レベルの計算は、

$$P = P + 10 \times \log (Q / 4 \times \pi \times r^2 + 4 \times (1 - \alpha) / S \times \alpha) \text{ より、}$$

〈廊下1の場合〉

$$P = 97 + 10 \times \log (5 / 4 \times \pi \times 6^2 + 4 \times (1 - 0.11) / 320 \times 0.11) = 91.4 \text{ (dB)}$$

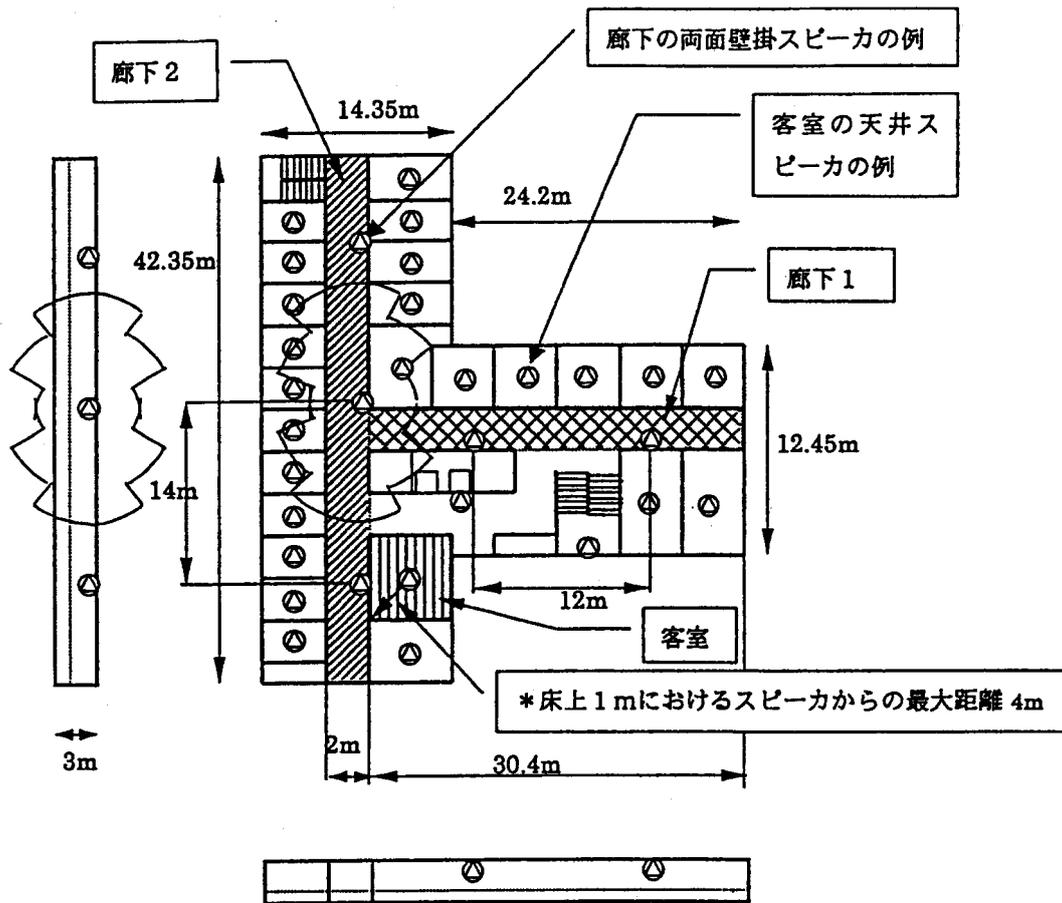
〈廊下2の場合〉

$$P = 97 + 10 \times \log (5 / 4 \times \pi \times 7^2 + 4 \times (1 - 0.11) / 441 \times 0.11) = 90.1 \text{ (dB)}$$

〈客室の場合〉

$$P = 97 + 10 \times \log (3 / 4 \times \pi \times 4^2 + 4 \times (1 - 0.22) / 83 \times 0.22) = 93.6 \text{ (dB)}$$

となる。



メリット（廊下の場合）

1. 軸方向を受聴方向に向けられる事から、明瞭度が向上する。

〈学校の教室〉

1. 放送区域の概要及びスピーカーの仕様

放送区域の用途	学校の教室
放送区域の寸法	間口10メートル、奥行き10メートル、高さ3.0メートル
放送区域の壁、床の面積の合計	320平方メートル
放送区域の体積	300立方メートル
内装仕様	天井：穴あき石膏ボード、床：板貼り 壁：黒板、窓ガラス、板貼りドア等
放送区域の平均吸音率	0.15 (2 kHz)、0.20 (500Hz)
スピーカーの音響パワーレベル	98.8デシベル
スピーカーの指向係数	指向特性区分 W5

2. 残響時間

$$T = 0.161 \times V / (S \alpha_{500\text{Hz}}) = 0.161 \times 300 / (320 \times 0.20) = 0.75 \text{秒}$$

3. スピーカーの配置

- 受聴点における音圧レベル

$$P = p + 10 \log \{ Q / 4 \pi r^2 + 4 (1 - \alpha_{2\text{kHz}}) / S \alpha_{2\text{kHz}} \}$$

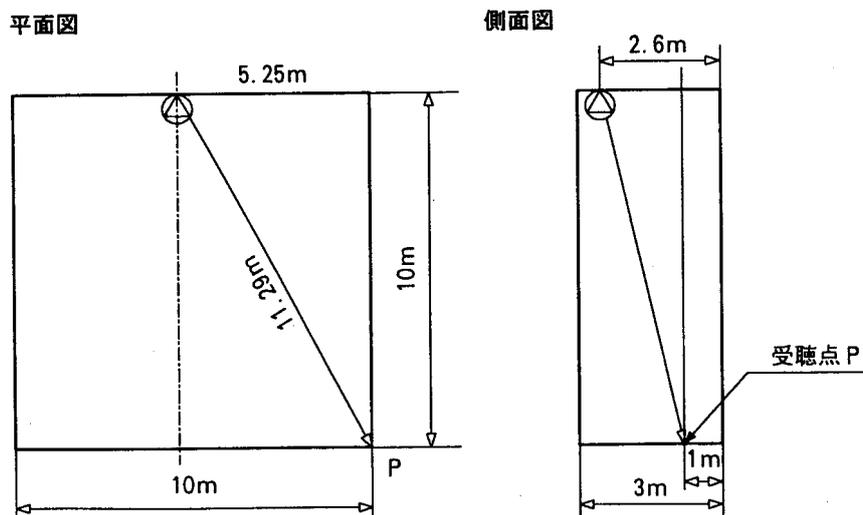
スピーカーからの最長距離P地点の音圧レベル

$$P = 98.8 + 10 \log \{ 5 / 4 \cdot \pi \cdot (11.4)^2 + 4 \cdot (1 - 0.15) / 320 \cdot 0.15 \}$$

$$= 87.4 \text{ dB}$$

- スピーカーの配置図 (平面図及び側面図)

音響パワーレベル98.8デシベルの壁掛け型スピーカーの場合



4. メリット

- 残響時間の短い放送区域で、音圧レベルも確保できるので、1つのスピーカーにより10メートルを超える範囲をカバーできる。

〈アトリウム〉

1. 放送区域の概要及びスピーカーの仕様

放送区域の用途	ア ト リ ウ ム
内装仕様	天井：ガラス、床：大理石、壁：大理石、ガラス
放送区域の寸法	間口13.5メートル、奥行き24メートル、高さ17メートル
放送区域の壁、床の面積の合計	1,923平方メートル
放送区域の体積	5,508立方メートル
放送区域の平均吸音率	0.08 (500Hz) 、 0.07 (2 k Hz)
スピーカーの音響パワーレベル	100デシベル
スピーカーの指向係数	指向特性区分 M

2. 残響時間

$$T = 0.161 \times \frac{5508}{1923 \times 0.08} = 5.76 \text{ (秒)}$$

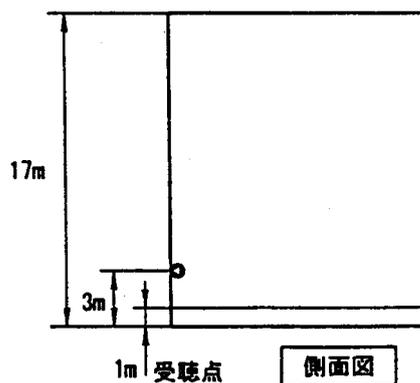
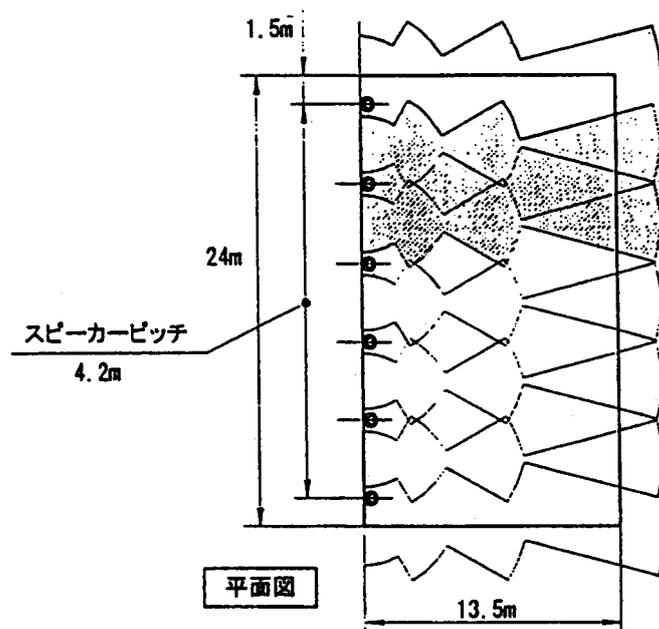
3. スピーカーの配置

- 残響時間が3秒以上のため、スピーカーまでの距離は次式で求める r の値以下となるように設置する必要がある。

$$r = \frac{3}{4} \sqrt{\frac{Q S \alpha}{\pi (1 - \alpha)}} = \frac{3}{4} \sqrt{\frac{Q \times 1923 \times 0.07}{\pi (1 - 0.07)}}$$

角度 (°)	0～15°未満	15°以上30°未満	30°以上60°未満	60°以上90°未満
Q	10	3	1	0.5
r (m)	16.1	8.8	5.1	3.6

- スピーカーの配置 (ホーン型コーンスピーカーを使用する)



- r の地点での音圧レベル

$$P = 100 + 10 \log_{10} \left[\frac{10}{4 \pi (16.1)^2} + \frac{4 (1 - 0.07)}{1923 + 0.07} \right] = 84.9 \text{ (dB)}$$

となり、 r 以内のエリアでは75 dBを満足する。

4. メリット

- r の距離内に受聴点を配置することから、明瞭度が確保される。

〈地下駐車場〉

1. 放送区域の概要及びスピーカーの仕様

放送区域の用途	地下駐車場
内装仕様	天井：コンクリート、床：コンクリート、壁：コンクリート
放送区域の寸法	間口76.5メートル、奥行き43メートル、高さ4.2メートル
放送区域の壁、床の面積の合計	8,149.8平方メートル
放送区域の体積	13,816立方メートル
放送区域の平均吸音率	0.03 (500Hz) 、 0.03 (2 kHz)
スピーカーの音響パワーレベル	97デシベル
スピーカーの指向係数	指向特性区分 W

2. 残響時間

$$T = 0.161 \times V / (S \times \alpha) \text{ より}$$

$$T = 0.161 \times 13816 / (8149.8 \times 0.03) = 9.1 \text{ 秒}$$

上記結果から、残響時間が3秒以上の為、明瞭度を確保する必要がある。

3. 明瞭度を確保する計算式

$$r = 3 / 4 \times \sqrt{(Q \times S \times \alpha / (\pi \times (1 - \alpha)))} \text{ より}$$

コーン型スピーカーの場合は

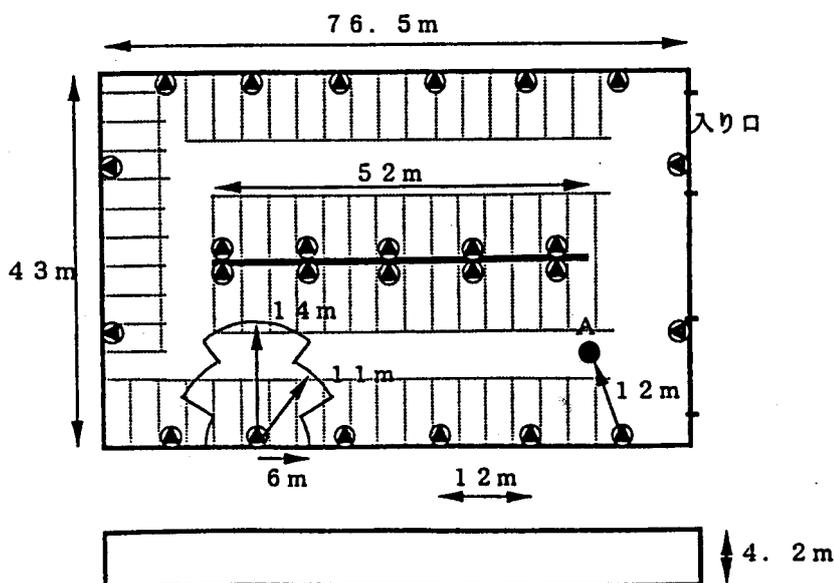
角度 (°)	0~15° 未満	15° 以上30° 未満	30° 以上60° 未満	60° 以上90° 未満
Q	5	5	3	0.8
距離 r (m)	14	14	11	6

4. 受聴点における音圧レベルの計算

スピーカーからの最大距離点 (下図A点) における音圧レベルの計算は、

$$P = p + 10 \times \log (Q / 4 \times \pi \times r^2 + 4 \times (1 - \alpha) / S \times \alpha) \text{ より、}$$

$$P = 97 + 10 \times \log (5 / 4 \times \pi \times 12^2 + 4 \times (1 - 0.03) / 8149.8 \times 0.03) = 79.4 \text{ (dB)}$$



メリット
1. 到達距離内に受聴点を配置することから、明瞭度が向上する。

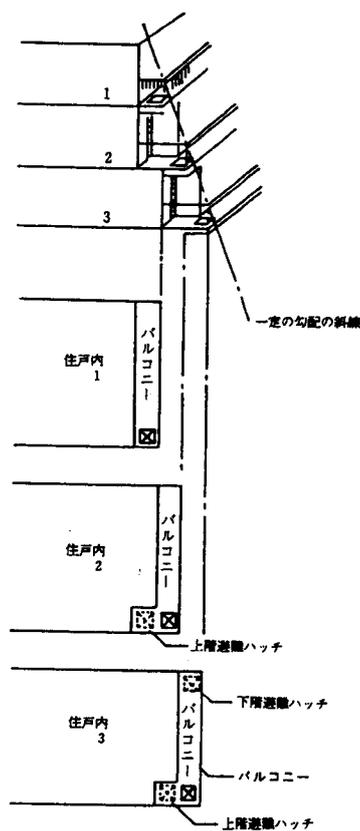
第15 避難器具（令第25条、規則第26条及び第27条、条例第54条及び第55条、昭和53年告示第1号、平成8年告示第2号、平成14年告示第7号関係）

1 セットバックしている階への設置方法

防火対象物の階が斜線制限等によりセットバックし、通常の避難器具の取付けが困難である場合は、原則として、次のいずれかによることができる。

(1) 避難器具用ハッチに格納した金属製はしごによる方法

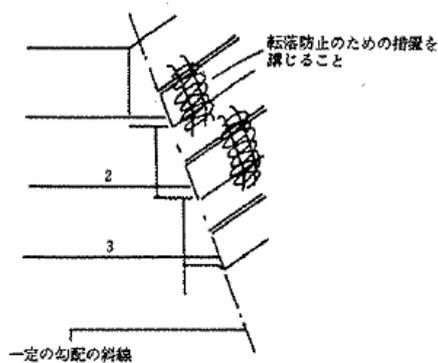
第15-1図の例により設けること。



第15-1図

(2) 固定はしごによる方法

第15-2図の例により、1階層ごとに下降できるように設定すること。



第15-2図

2 避難器具の機器選定等

- (1) 規則第27条第1項第11号に規定する避難器具は、認定品とすること。●
- (2) 避難器具の選定にあたっては、防火対象物の用途、構造、形態及び収容人員等を考慮し、迅速かつ、円滑な避難に最も適すると認められるものを選定すること。
- (3) 「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」(平成8年告示第2号。以下第15において「告示第2号」という。)第3第1号(1)チ中の「突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することができる」とは、おおむね全ての突子が壁面等に接している状態を指すものであること。

なお、降下空間上にバルコニー間の空間や窓などの開口部があることにより、突子が防火対象物の壁面等に接することができず、降下に支障がある場合は、告示第2号第3第1号(1)チただし書中の「突子が壁面等に接しない場合」に該当すること。

3 避難上有効な開口部を有しない壁の区画

(1) 階段の個数の算出

令第25条第1項第5号の規定する地上に直通する階段の個数の算出については、規則第4条の2の2に規定する避難上有効な開口部を有しない壁で区画された部分(以下この項において「区画された部分」という。)ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること。

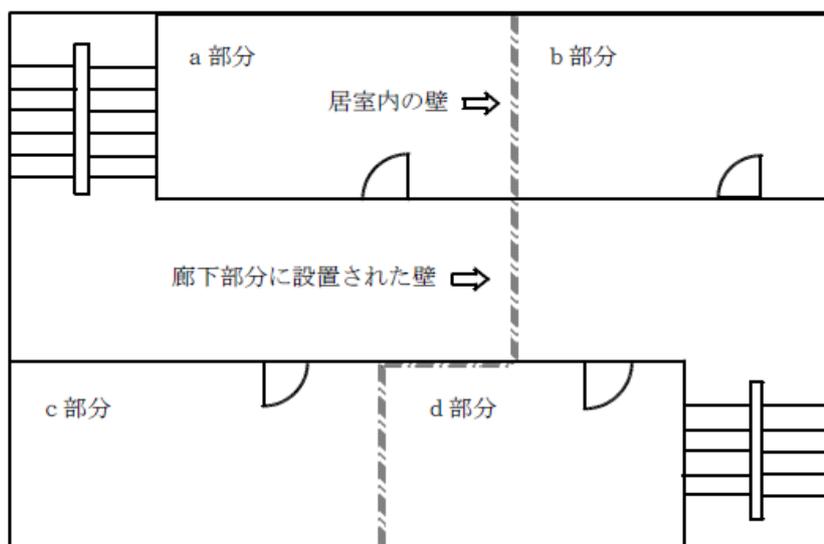
(2) 収容人員の算定

ア 令第25条第2項第1号に規定する避難器具の設置個数の算定については、階全体の収容人員で判断するものであり、当該区画された部分ごとに収容人員を算定するものではないこと。

イ 区画された部分を有する階において、収容人員の算定の結果、避難器具の設置個数が一である場合等避難器具の設置個数よりも区画された部分の数が多い場合は、当該区画された部分のいずれかに避難器具が設置されていればよいものであるが、できる限り区画された部分ごとに均等に避難器具を設置すること。●

(3) 区画された部分の取扱い

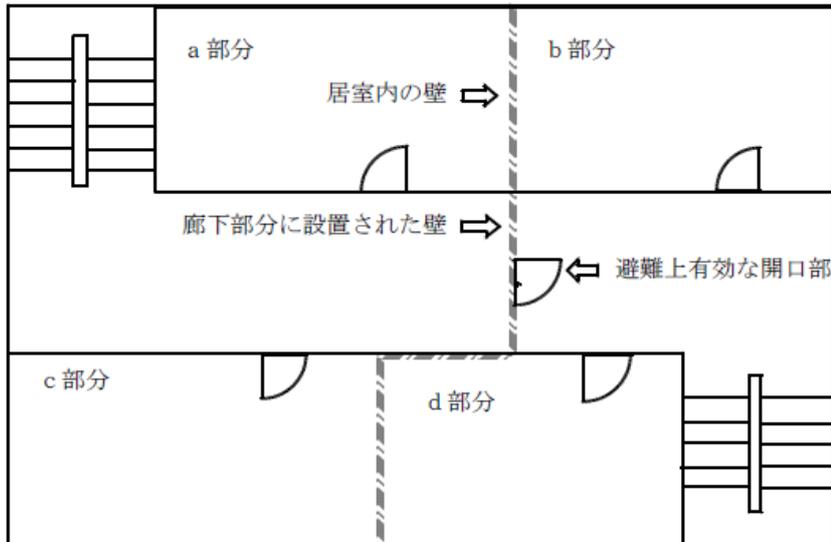
区画された部分の具体例は、第15-3図及び第15-4図によるものであること。



※ 階が2つに区画され、それぞれの区画された部分に直通階段が1のみ。

(凡例)  避難上有効な開口部を有しない壁

第15-3図 区画された部分の直通階段が1の場合



※ 避難上有効な開口部があるため階が2つに区画されておらず、2の直通階段が使用可能
 (凡例) - - - - - 避難上有効な開口部を有しない壁

第15-4図 区画された部分の直通階段が2の場合

4 特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具

- (1) 規則第27条第1項第1号イに規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、おおむね2㎡以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これらに準じるものであること。
- (2) 規則第27条第1項第1号ロに規定する「常時、容易かつ確実に使用できる状態」とは、緩降機等を常時、組み立てられた状態で設置する等、避難器具が常時、使用できる状態で設置された場合をいうものであること。
- (3) 規則第27条第1項第1号ハに規定する「一動作（開口部を開く動作及び保安装置を解除する動作を除く。）で、容易かつ確実に使用できるもの」とは、特定一階段等防火対象物に対応するものとして開発された一動作で使用できる等の構造を有する金属製避難はしごとして型式承認を受けたもののほか、次のアからオまでのすべてに適合する取付金具に設ける緩降機であること。
 - ア 組み立てる際に、過度な飛び出し及び反動等がなく安全に操作できるものであること。
 - イ 调速機の安全環が取付金具のアームの先端の吊輪に確実に取り付けられているものであること。
 - ウ 当該取付金具の使用方法を示す標識が取付金具付近に取り付けられているものであること。
 - エ ほこり等の保護のためカバーをする場合は、ビニール等の簡単に取り外せるものであること。
 - オ 当該取付金具の操作に支障のない位置に設けられているものであること。

5 固定避難用タラップ

- (1) 条例規則第18条第10号の表示は、次によるものとする。
 - ア 表示面の大きさは、規則第28条の3第1項に定める避難口誘導灯と同等とすること。
 - イ 緑地に白文字で、「避難用タラップ」又は「避難器具」とすること。

なお、避難上支障のない場合は、白地に黒文字とすることができること。
- (2) 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物で、次のすべてに適合するものについては、条例第55条のただし書を適用し、固定避難用タラップを設置しないことができるものとする。
 - ア 共同住宅等の構造等は、「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」（平成17年告示第2号）第3

(3(3)ロ及びハを除く。)の規定によること。

イ 「特定共同住宅等の構造類型を定める件」(平成17年告示第3号)第3、2(2)から(5)までの規定に適合する避難上有効なバルコニー及び避難経路を有するほか、一住戸の専用バルコニーが存する場合は、当該バルコニーに避難器具(避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご、救助袋等の避難器具に限る。以下この号において「避難器具」という。)を設置し、避難階までの避難経路を有すること。

ウ 前イの避難経路については、別記「特定共同住宅等の構造類型による避難経路」によるが、この際、バルコニー側の避難経路については、他の住戸を抜けて開放廊下へ向かう避難経路に代えて、連続バルコニーの避難上有効な位置に避難器具を設置し、避難階までの避難経路を有すること。

エ 前イ及びウの避難器具については、次のいずれかに適合する場合は、避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご、救助袋等以外のものとするができること。

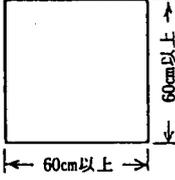
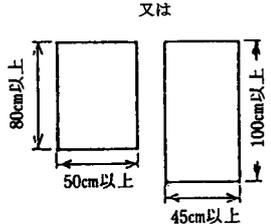
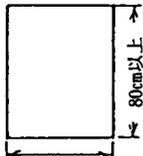
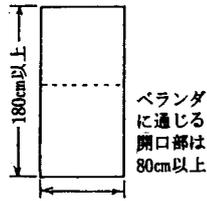
(ア) 避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご又は救助袋を構造上設置することができない場合であって、かつ、降下する高さがおおむね2階層以内である場合

(イ) 避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご又は救助袋によらなくても安全に避難ができると認められる場合

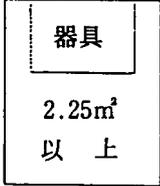
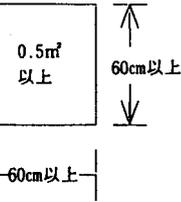
オ 避難階から道路等までの避難に使う敷地内通路(青空空地を原則とし、幅員はおおむね1.0m以上のもの)を有すること。

なお、周囲がドライエリア等に囲まれているバルコニーから地上への避難については、固定はしごによることもできること(1階層に限る。)

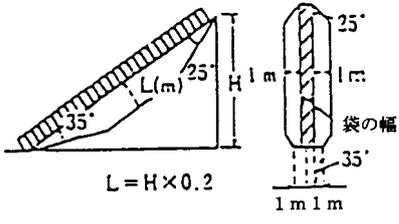
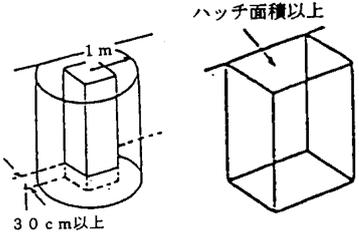
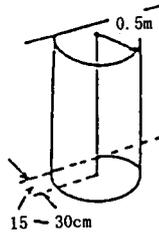
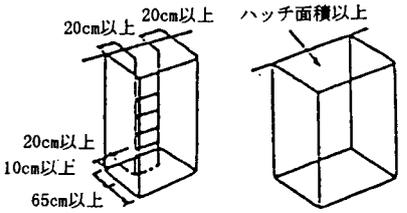
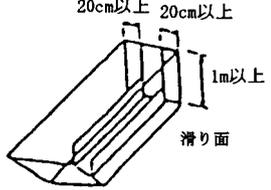
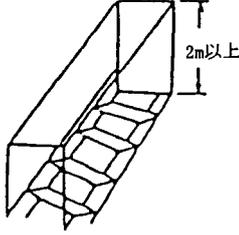
第15-1表 開口部の大きさ

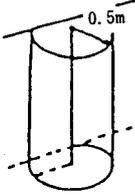
避難器具の種類	開口部の大きさ
<p>救 助 袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)</p>	<p>高さ及び幅がそれぞれ60cm以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等(当該開口部を含む。)から確認できるものであること。</p> 
<p>避 難 は し ご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)</p> <p>緩 降 機 滑 り 棒 避 難 ロ ー プ</p>	<p>高さ 80cm以上 幅 50cm以上 又は 高さ 100cm以上 幅 45cm以上</p> <p>取付部の開口部を床面に設ける場合、直径50cm以上の円が内接できるものであること。</p> 
<p>滑 り 台</p>	<p>高さ 80cm以上 幅 滑り台の滑り面部分の最大幅以上</p> 
<p>避 難 用 タ ラ ッ プ 避 難 橋</p>	<p>高さ 180cm以上 幅 避難橋又は避難用タラップの最大幅以上。ただし、ベランダ等を経てタラップに通じる開口部は、高さ80cm以上</p> 

第15-2表 操作面積

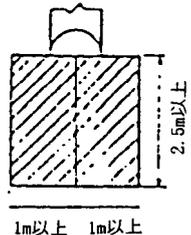
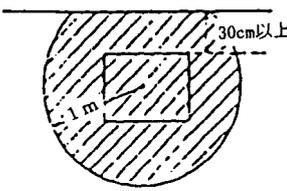
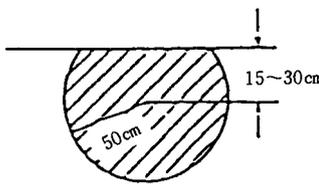
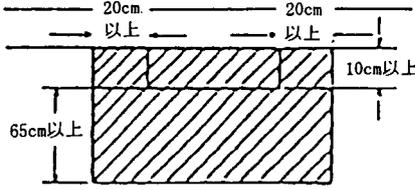
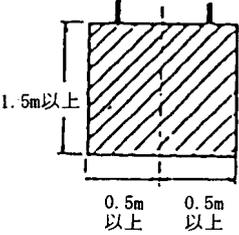
避難器具の種類	操作面積	
<p>救 助 袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)</p>	<p>おおむね幅1.5m、奥行1.5m (器具の設置部分を含む。) であること。ただし、操作面積に支障のない範囲 (2.25㎡) 内で形状を変えることができる。</p>	
<p>避 難 は し ご 緩 降 機 救 助 袋 (避難器具用ハッチに格納したもの) 滑 り 棒 避 難 ロ ー プ</p>	<p>0.5㎡以上 (当該器具を除く。) であること。ただし、一辺の長さは、それぞれ60cm以上であること。</p>	
<p>滑 り 台 避 難 用 タ ラ ッ プ 避 難 橋</p>	<p>当該器具を使用するのに必要な広さを有すること。</p>	

第15-3表 降下空間の大きさ

避難器具の種類	降下空間の大きさ
<p>救助袋 (斜降式)</p>	<p>救助袋の下方及び側面の方向に対し上部にあつては25°、下部にあつては35°の右図による範囲内。ただし、壁面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔(最上部を除く)は、30cm(ひさし等の突起物のある場合にあつては突起物の先端から50cm(突起物が入り口金具から下方3m以内の場合にあつては30cm))以上とすることができる。</p> 
<p>救助袋 (垂直式)</p>	<p>救助袋の中心から半径1mの円柱形の範囲。ただし、救助袋と壁面との間隔は30cm以上(ひさし等の突起物がある場合にあつては救助袋と突起物の先端との間隔は50cm(突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあつては30cm))以上避難器具用ハッチは、ハッチの面積以上の降着面までの角柱形内</p> 
<p>緩降機</p>	<p>器具を中心とした半径0.5mの円柱形の範囲内。ただし、10cm以内の避難上支障のない突起物又は10cmを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じてあるものは、降下空間内に含めて差し支えない。</p> 
<p>避難はしご</p>	<p>縦棒の中心線からそれぞれ外方向に20cm以上及び器具の前面から奥行65cm以上で地盤その他降着面までの角柱形内 避難器具用ハッチは、ハッチの面積以上の降着面までの角柱形内</p> 
<p>滑り台</p>	<p>滑り台の滑り面から上方に1m以上及び滑り台の両端から外方向に20cm以上の範囲内 半固定式は操作のできるものであること。</p> 
<p>避難用タラップ 避難橋</p>	<p>避難橋又は避難用タラップの踏面から上方2m以上及び当該器具の最大幅以上の範囲内 半固定式は操作のできるものであること。</p> 

<p>避 難 ロ ー プ 滑 り 棒</p>	<p>器具を中心とした半径0.5mの円柱形の範囲内。ただし、避難ロープにあつては、壁面に沿って降下する場合の壁面側に対しては、この限りでない。</p>	 <p>The diagram shows a 3D perspective of a cylinder. A horizontal line at the top right indicates the radius, labeled '0.5m'. The cylinder is drawn with solid lines for the front and back edges and dashed lines for the hidden back edge to show its depth.</p>
----------------------------	-----------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第15-4表 避難空地の大きさ

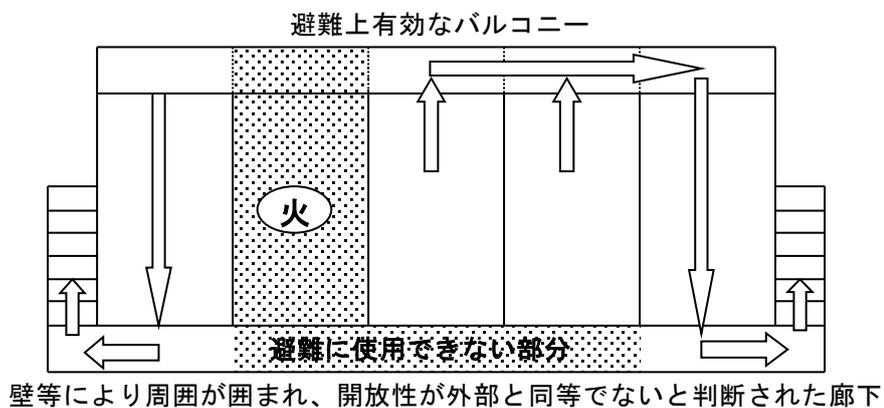
避難器具の種類	避難空地の大きさ
救助袋 (斜降式)	展張した袋本体の最下端から前方2.5m及び袋の中心線から左右1m以上の幅の範囲 
救助袋 (垂直式)	降下空間の投影面積 
緩降機	降下空間の投影面積 
避難はしご	降下空間の投影面積 
滑り台	滑り台の下部先端から前方1.5m以上及び中心線から左右0.5m以上の範囲 
避難用タラップ 避難橋 避難ロープ 滑り棒	避難上支障のない範囲

別記

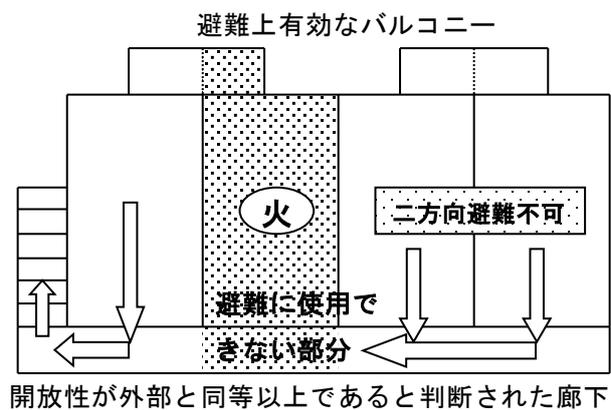
特定共同住宅等の構造類型による避難経路

1 廊下型

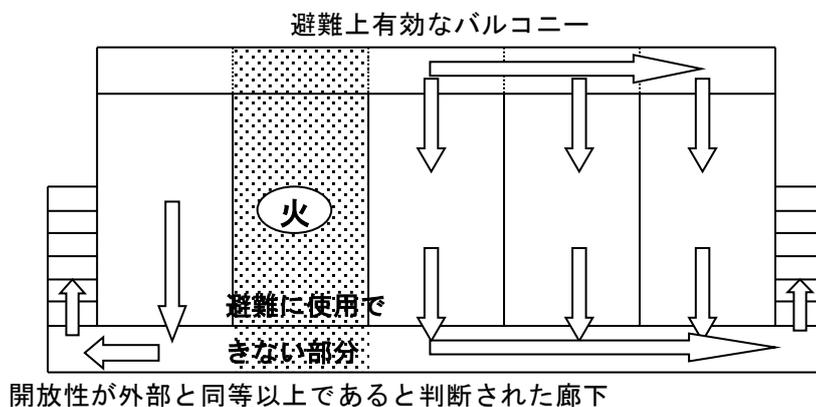
① 二方向避難型特定共同住宅等



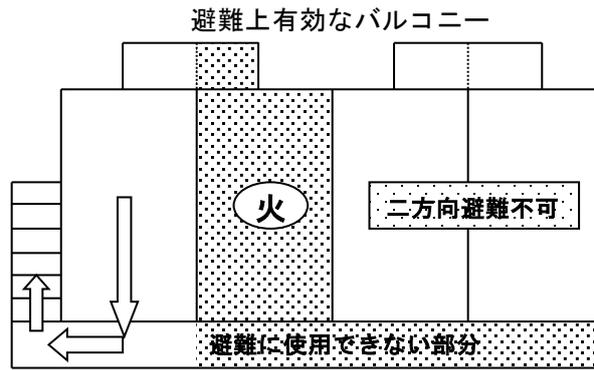
② 開放型特定共同住宅等



③ 二方向避難・開放型特定共同住宅等



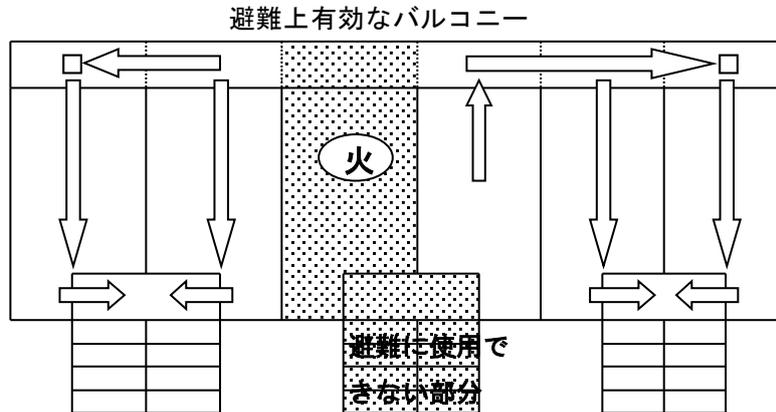
④ その他の特定共同住宅等



壁等により周囲が囲まれ、開放性が外部と同等でないと判断された廊下

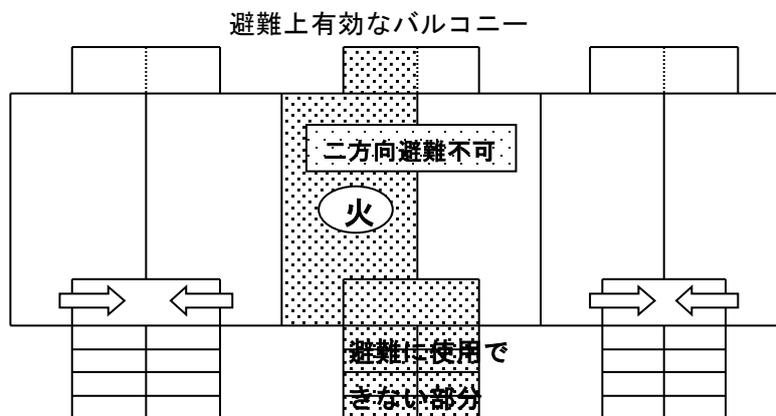
2 階段室型

① 二方向避難型特定共同住宅等



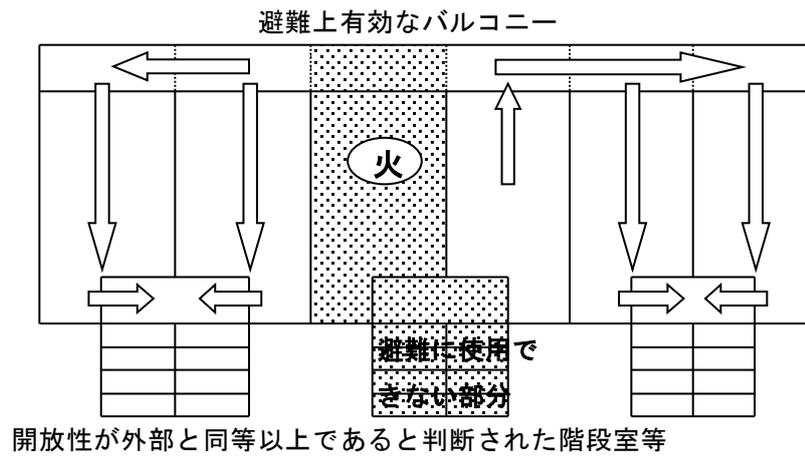
壁等により周囲が囲まれ、開放性が外部と同等でないと判断された階段室等

② 開放型特定共同住宅等

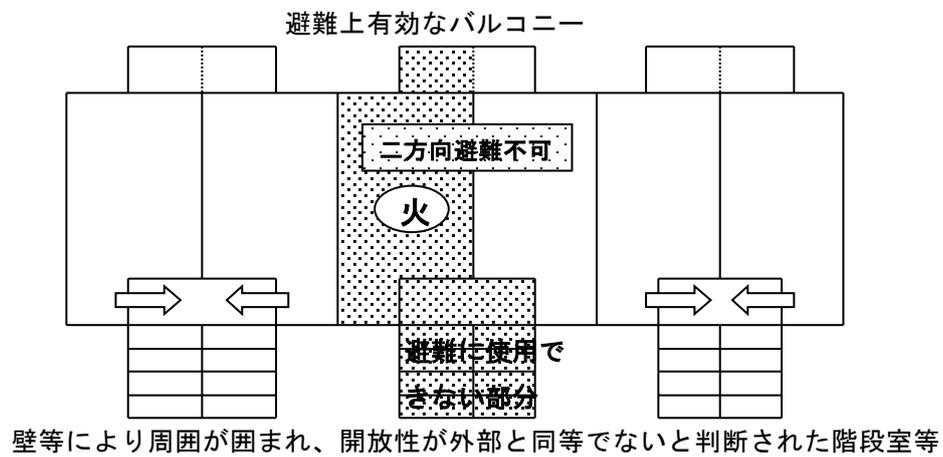


開放性が外部と同等以上であると判断された階段室等

③ 二方向避難・開放型特定共同住宅等



④ その他の特定共同住宅等



第16 誘導灯及び誘導標識（令第26条、規則第28条の2及び第28条の3、条例第56条、平成11年告示第2号関係）

1 用語の定義

(1) 規則第28条の2に定める「居室」とは、建基法第2条第4号に定める執務、作業、集会、娯楽、その他これらに類する目的のため継続的に使用する室のほか駐車場、車庫、機械室及び倉庫等これらに相当する室内をいう。

(2) 規則第28条の2に定める「主要な避難口」とは、次に掲げる避難口をいう（以下第25において同じ。）。

○避難階：屋内から直接地上に通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）

○避難階以外の階：直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）

(3) 規則第28条の2に定める「容易に見とおしできる」とは、建築物の構造、什器等の設置による視認の障害がないこととする。ただし、出入口や誘導灯が障害物により視認できない場合であっても、人が若干移動することにより（おおむね3m程度）出入口や誘導灯を視認できる場合は、見とおしできるものとする（以下第25において同じ。）。

(4) 規則第28条の3第3項第1号に定める「直通階段の出入口」とは、避難階若しくは地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）の階段室及びその附室の出入口をいう。

(5) 「非常用の照明装置」とは、建基令第5章第4節に規定されるものをいうものであり、配線方式、非常電源等を含め、建基令の技術基準に適合していること。

(6) 規則第28条の3第3項第2号に定める「通路」とは、条例第60条から第63条までに定める避難通路及び不特定多数の者の使用する避難経路となる居室内の通路のほか、駐車場、倉庫、作業所等で人の通行のために設定された通路をいう。

(7) 規則第28条の3第4項第10号に定める「乗降場（地階にあるものに限る。）並びにこれに通ずる階段、傾斜路及び通路」とは、乗降場に存する旅客等が屋外に避難するまでの経路をいうものとする。また、法定積載荷重を超えても踏み段が降下しない構造等の一定の安全措置を講じたエスカレーターが避難経路の一部に該当する場合は、当該エスカレーターを含むものとする。

(8) 「誘導灯及び誘導標識の基準」（平成11年告示第2号。以下この設備において「告示第2号」という。）第3第1号（3）及び第3の2第4号に定める「性能を保持するために必要な照度」については、以下のとおりとする。

ア 停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後の蓄光式誘導標識の表示面において、100mmカンデラ/㎡以上の平均輝度が確保できる照度をいう。

イ 規則第28条の2第1項第3号、第2項第2号及び第3項第3号の規定において蓄光式誘導標識を設ける避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離が15m以上となる場合にあっては、停電等により通常の照明が消灯してから20分間経過した後の表示面が300mmカンデラ/㎡以上の平均輝度を確保できる照度をいう。

ウ 規則第28条の3第4項第10号の規定において通路誘導灯を補完するものとして蓄光式誘導標識を設ける場合にあっては、停電等により通常の照明が消灯してから60分間経過した後の表示面が75mmカンデラ/㎡以上の平均輝度を確保できる照度をいう。

(9) 告示第2号第3の2ただし書に規定する「光を発する帯状の標示」とは、通路の床面や壁面に避難する方向に沿ってライン状に標示を行うもの、階段等の踏面において端部の位置を示すように標示を行うもの等をいう。

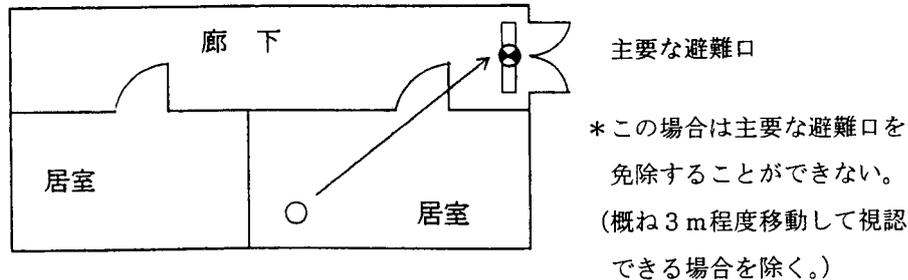
2 規則第28条の2に定める誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分の運用

(1) 階段又は傾斜路以外の部分（規則第28条の2第1項第1号、第2項第1号及び第3項第1号関係）

ア 設置免除の単位は「階」であり、当該要件への適合性も階ごとに判断するものであること。

イ 地階（傾斜地等で避難階に該当するものを除く。）及び無窓階は、免除要件の対象外であること。

ウ 主要な避難口の視認性については、居室の出入口からだけでなく、居室の各部分から避難口であることが直接判別できることが必要であること。ただし、人が若干移動することにより（おおむね3m程度）出入口や誘導灯を視認できる場合を除く。



第16-1図

エ 規則第28条の2第1項第1号の規定に適合しない階（避難口誘導灯の設置を要する階）について、同条第2項第1号の規定により通路誘導灯を免除する場合には、主要な避難口に設けられた避難口誘導灯の有効範囲内に居室の各部分が存する必要があること。

オ 誘導灯及び誘導標識の免除要件に係る例図は、別紙1のとおりであること。

(1の2) 避難階にある居室（規則第28条の2第1項第3号、第2項第2号及び第3項第3号関係）

ア 設置免除の単位は「居室」であり、当該要件への適合性も居室ごとに判断するものであること。

イ 地階及び無窓階に存する居室であっても、免除要件に適合すれば免除の対象となること。

ウ 規則第28条の2第1項第3号イ、第2項第2号イ及び第3項第3号イに規定する「主として当該居室に存する者が利用する」避難口とは、当該居室に存する者が避難する際に利用するものであって、他の部分に存する者が避難する際の動線には当たっていないものとする。ただし、主として従業員のみが使用するバックヤード等からの避難は当該居室以外の他の部分からの避難には当たらないものであること。

エ 上記ウの避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離がおおむね15m以上となる場合において、避難上有効な視認性を確保するためには、次式により、蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の大きさを確保すること。

$$D \leq 150 \times h$$

Dは、避難口から当該居室内の最遠の箇所までの歩行距離（単位：m）

hは、蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法（単位：m）

【算定例】

避難口から居室内の最遠の箇所までの歩行距離が30mとなる場合

$$30 \leq 150 \times h \rightarrow h \geq 30 \div 150 = 0.2$$

表示面縦寸法：0.2m以上

オ 誘導灯及び誘導標識の免除要件に係る例図は、別紙1の2のとおりであること。

(2) 階段又は傾斜路に設けるもの

階段又は傾斜路のうち、通路誘導灯を免除する場合には、「非常用の照明装置」により、避難上必要な照度が確保されるとともに、避難の方向の表示等が設けられていること。

3 誘導灯の設置・維持について

(1) 誘導灯の区分

ア 設置場所及び主な目的

第16-1表

区 分	設 置 場 所	主 な 目 的	
避難口誘導灯	避難口（その上部又は直近の避難上有効な箇所） *直近の避難上有効な箇所とは、避難口からおおむね3m以内とする	避難口の位置の明示	
通路誘導灯	廊下、階段、通路その他避難上の設備がある場所	階段又は傾斜路に設けるもの以外のもの	避難の方向の明示
		階段又は傾斜路に設けるもの	・避難上必要な床面照度の確保 ・避難の方向の確認
客席誘導灯	・令別表第1(1)項に掲げる防火対象物及び当該用途に供される部分の客席 ・上記に掲げるほか客席を有するものには設置することが望ましい	避難上必要な床面照度の確保	

イ 表示面の縦寸法と表示面の明るさ（=表示面の平均輝度×面積）

第16-2表

区 分	表示面の縦寸法(m)	表示面の明るさ(カンデラ)
避難口誘導灯	A級 0.4以上	50以上
	B級 0.2以上0.4未満	10以上
	C級 0.1以上0.2未満	1.5以上
通路誘導灯	A級 0.4以上	60以上
	B級 0.2以上0.4未満	13以上
	C級 0.1以上0.2未満	5以上

ウ 平均輝度の範囲

第16-3表

電源の別	区 分	平均照度(カンデラ/㎡)
常用電源	避難口誘導灯	A級 350以上 800未満
		B級 250以上 800未満
		C級 150以上 800未満
	通路誘導灯	A級 400以上1000未満
		B級 350以上1000未満
		C級 300以上1000未満
非常電源	避難口誘導灯	100以上 300未満
	通路誘導灯	150以上 400未満

(2) 誘導灯の有効範囲

ア 避難口誘導灯及び通路誘導灯の有効範囲は、当該誘導灯までの歩行距離が次の（ア）又は（イ）に定める距離以下となる範囲であること。

（ア）第16-4表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる距離

第16-4表

区 分		距離(m)	
避難口誘導灯	A級	避難の方向を示すシンボルのないもの	60
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	40
	B級	避難の方向を示すシンボルのないもの	30
		避難の方向を示すシンボルのあるもの	20
	C級*		15
通路誘導灯	A級		20
	B級		15
	C級		10

*避難口誘導灯のうちC級のものについては、避難口であることを示すシンボルについて一定の大きさを確保する観点から、避難の方向を示すシンボルの併記は認められていないこと。（告示第2号第5第1号（六）イただし書）

（イ）次の式に定めるところにより算出した距離

$$D = k h$$

Dは、歩行距離（単位：m）

hは、避難口誘導灯又は通路誘導灯の表示面の縦寸法（単位：m）

kは、第16-5表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値

第16-5表

区 分		kの値
避難口誘導灯	避難の方向を示すシンボルのないもの	150
	避難の方向を示すシンボルのあるもの	100
通路誘導灯		50

【算定例】

a 区分：避難口誘導灯A級（避難の方向を示すシンボルなし）

表示面縦寸法：0.5m

$$150 \times 0.5 = 75\text{m}$$

b 区分：避難口誘導灯B級（避難の方向を示すシンボルあり）

表示面縦寸法：0.3m

$$100 \times 0.3 = 30\text{m}$$

c 区分：通路誘導灯A級

表示面縦寸法：0.5m

$$50 \times 0.5 = 25\text{m}$$

イ 前アにかかわらず、誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合にあっては、有効範囲は当該誘導灯までの歩行距離が10m以下となる範囲とされているが、その具体的な例図は、別紙2のとおりであること。

ウ 誘導灯の有効範囲は、表示面の裏側には及ばないものであること。

(3) 誘導灯の設置位置等

誘導灯は、階ごとに次に定めるところにより設置することとし、その具体的な例図は別紙3及び4のとおりであること。

ア 避難口誘導灯は次に掲げるところにより設置すること。

(ア) 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）に設けること。

(イ) 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）に設けること。

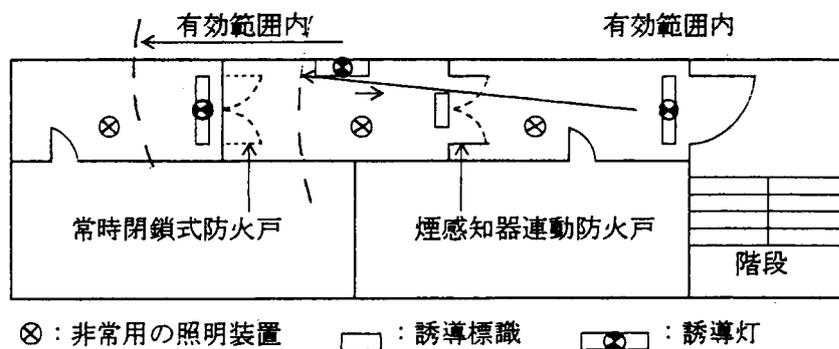
(ウ) 前（ア）又は（イ）に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口に設置すること。ただし、次の全ての要件に適合する居室の出入口を除く。

a 室内の各部分から当該居室の出入口を容易に見とおし、かつ、識別することができること。

b 当該居室の床面積は100㎡（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、400㎡）以下であること。

(エ) 前（ア）又は（イ）に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付きの防火シャッターを含む。）がある場所に設けること。ただし、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度（当該防火戸の床面における照度が1ルクス以上）が確保されるように非常用の照明装置が設けられている場合を除く。

なお、ただし書きを適用する場合の通路誘導灯は、当該誘導標識に係わらず避難口誘導灯又は通路誘導灯の有効範囲内に存する必要があること。

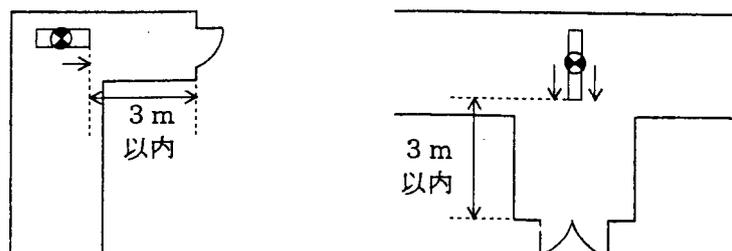


第16-2図

(オ) 避難口誘導灯は、避難口の上部や同一壁面上の近接した箇所のほか、避難口前方の近接した箇所など、当該避難口の位置を明示することができる箇所に設置すること。

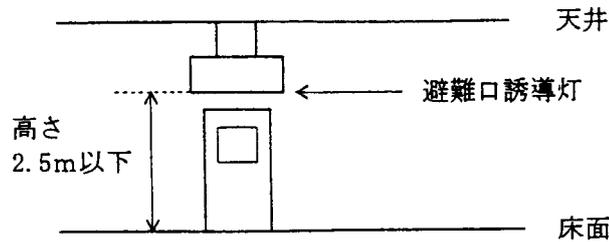
(カ) 表示面が避難口に平行となるように設置すること。ただし、廊下等から曲折して避難口に至る場合（避難口からおおむね3m以内）にあつては、矢印付のものを設置し、表示面が避難方向と対面するよう設けること。（ただし、C級は設置不可）

*矢印付き



第16-3図

(キ) 避難口誘導灯の取付高さは、気付きやすさ等を考慮して、床面から誘導灯下部までの高さが、2.5m以下となるように設置すること。●



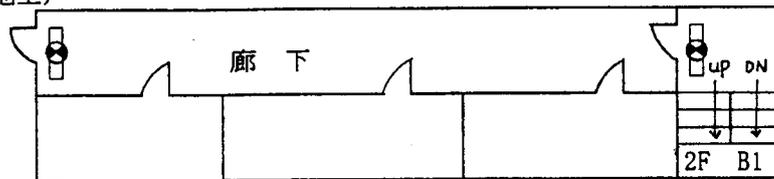
第16-4図

(ク) エスカレーター区画内からの出入口は規則第28条の3第3項第1号ハに該当するものとする。

(ケ) 規則28条の3第3項第1号に掲げるほか、全域放出方式の二酸化炭素消火設備及びガス系消火設備等を設けた防護区画からの出入口には誘導灯を設けること。●

(コ) 直通階段（屋内に設けるものに限る。）から避難階に存する廊下又は通路に通ずる出入口（地階又は中間階が無窓階により階単位で設置義務となる場合を含む。）には、設置すること。●

屋外（地上）



第16-5図

(サ) 壁、天井等に、地震動等に耐えるよう堅固に固定すること。

イ 通路誘導灯

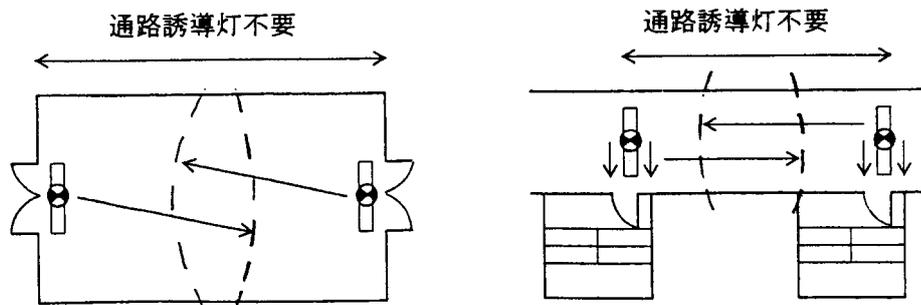
通路誘導灯の設置計画にあつては、曲り角に設置し避難口誘導灯の有効範囲を考慮して設置すること。

(ア) 曲り角に設けること。

(イ) ア（ア）及び（イ）に掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所に設けること。

(ウ) 前（ア）及び（イ）のほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所に設けること。

(エ) 規則第28条の2第2項第1号の規定に適合しない防火対象物又はその部分にあつても、廊下又は通路の各部分が避難口誘導灯の有効範囲内に包含される場合にあつては、通路誘導灯の設置を要しないこと。



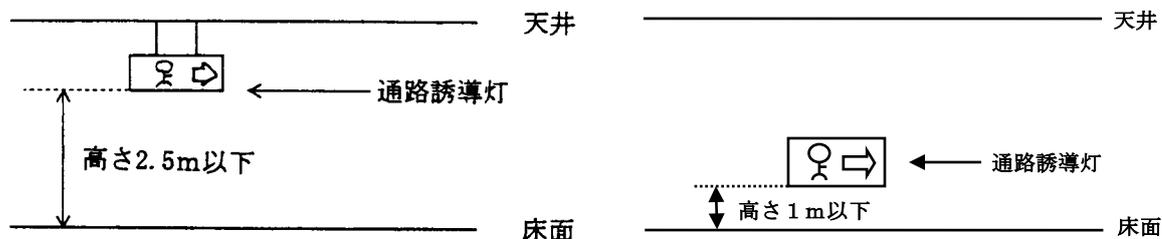
第16-6図

(オ) 床面に埋込む通路誘導灯は、器具面を床面以上とし、突出した部分は5mm以下とするとともに、耐久性を十分考慮すること。

(カ) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあっては、踏面又は表面及び踊場の中心線の照度が1ルクス以上となるように設けること。

(キ) 通路誘導灯の取付高さは、気付きやすさを考慮して、床面から誘導灯下部までの高さが、2.5m以下となるように設置すること。●

なお、規則第28条の3第4項第3号の2により設置する場合は、床面から誘導灯下部までの高さが、1m以下となるように設置すること。(第16-7図によるほか、別紙4の2によること。)



第16-7図

(ク) 壁、天井等に、地震動等に耐えるよう堅固に固定すること。

ウ 客席誘導灯

(ア) 客席内の通路の床面における水平面について計った客席の照度が0.2ルクス以上となるように設けること。

(イ) 床面からの高さは、原則として0.5m以下の箇所に設けること。

(ウ) 客席内通路が階段状になっている部分にあっては、客席内通路の中心線上において、当該通路部分の全長にわたり照明できるものとし、かつ、その照度は、当該通路の中心線上で測定し、避難に必要な床面照度が得られること。

(エ) 客席を壁、床面等に機械的に収納できる構造のものにあっては、当該客席の使用状態において、避難に必要な床面照度を得られるよう設置すること。

(オ) 客席誘導灯は避難上障害とならないように設置すること。

(カ) 壁、床等に、地震動等に耐えるよう堅固に固定すること。

(4) 誘導灯の点灯・消灯

ア 避難口誘導灯及び通路誘導灯（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）については、次に掲げる場合であって、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯し、かつ、当該場所の利用形態に応じて点灯するように措置されているときは、消灯できること。

(ア) 当該防火対象物が無人である場合

(イ) 「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合

(ウ) 「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合

(エ) 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供される場所」に設置する場合

なお、誘導灯の消灯対象については別紙5、誘導灯の点灯・消灯方法については別紙6によること。

イ 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯についても、前ア（ア）及び（イ）に掲げる場合にあつては、これらの例により消灯することとして差し支えないこと。

(5) 設置場所に応じた誘導灯の区分

第16-6表

防火対象物の区分	設置することができる誘導灯の区分	
	避難口誘導灯	通路誘導灯
令別表第1(10)項、(16)の2項又は(16)の3項に掲げる防火対象物	○A級	○A級
令別表第1(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の階又は同表(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表(1)項から(4)項まで若しくは(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、その床面積が1,000㎡以上のもの	○B級（表示面の明るさが20以上（BH形）のもの又は点滅機能を有するもの）	○B級（表示面の明るさが25以上（BH形）のもの） ※廊下に設置する場合であつて、当該誘導灯をその有効範囲内の各部分から容易に識別することができるときは、この限りでない。
上記以外の防火対象物又はその部分	○A級	○A級
	○B級	○B級
	○C級	○C級

* 点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯は、規則第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口についてのみ設置可能とされていること。（規則第28条の3第4項第6号イ）

* B級にあつては、さらに細分化されていることに注意すること。

○B級BH形：表示面の明るさが避難口誘導灯は20カンデラ以上、通路誘導灯は25カンデラ以上のもの

○B級BL形：表示面の明るさが避難口誘導灯は20カンデラ未満、通路誘導灯は25カンデラ未満のもの

(6) 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能

ア 点滅機能又は音声誘導機能は、規則第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯には設けてはならないこと。

イ 点滅機能又は音声誘導機能の起動、停止等は、別紙7によること。

ウ 令別表第1(6)項に掲げる防火対象物のうち視力又は聴力の弱い者が出入りするものでこれらの者の避難経路となる部分には、点滅機能又は音声誘導機能を有する誘導灯を設置すること。●

エ 次に掲げる防火対象物又はその部分には、点滅機能を有する誘導灯を設置すること。●

(ア) 百貨店、ホテル、地下街その他不特定多数の者が出入りする防火対象物で雑踏、照明・看板等により誘導灯の視認性が低下するおそれのある部分

(イ) 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年1月横浜市規則第1号）別表第9に定める防火対象物（別紙8参照）

(7) 誘導灯の構造及び性能

規則第28条の3第6項に規定する誘導灯は、認定品とすること。●

4 誘導標識の設置・維持について

誘導標識の設置・維持については、令第26条第2項第5号及び第3項、規則第28条の3第5項及び第6項並びに告示第2号の規定によるほか、次によること。

(1) 誘導標識の区分

第16-7表

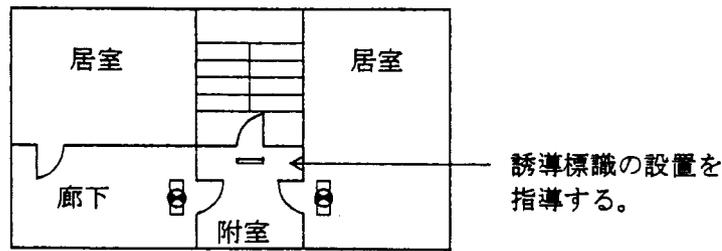
誘導標識	避難口誘導標識（避難口に設けるもの）
	通路誘導標識（廊下、階段、通路その他避難上の設備がある場所に設けるもの）

(2) 誘導標識の設置位置等

ア 避難口誘導標識の設置にあつては避難口誘導灯の例により設けること。

イ 附室内に複数の出入口があるため、階段への出入口が識別できない場合には、当該出入口に誘導標識を設

置すること。●



第16-8図

ウ 通路誘導標識（階段又は傾斜路に設けるものを除く。）については、階ごとに、次の箇所には設けること。

(ア) 廊下及び通路の各部分から一の誘導標識までの歩行距離が7.5m以下となる箇所

(イ) 曲がり角

エ 階段又は傾斜路に設ける通路誘導標識にあつては特に避難の方向を指示する必要がある箇所には設けること。

なお、誘導灯の有効範囲内の部分については、誘導標識を設置しないことができること（令第26条第3項）。

オ 自然光による採光が十分でない場合には、照明（一般照明を含む。）を設けること。

なお、蓄光式誘導標識を設ける場合にあつては、求められる輝度を確保できるだけの照度を確保すること。

カ 扉、床等に塗料を用いて、誘導標識に準じ表示したものにあっては、誘導標識とみなし取り扱うこと（蓄光式誘導標識を除く。）。

キ 規則第28条の3第4項第3号の2及び第10号で定める通路誘導灯を補完するために設けられる通路蓄光式誘導標識については、告示第2号第3の2の規定によるほか、次によることとし、具体的な例図にあつては別紙4の2のとおりであること。

(ア) 告示第2号第3の2第2号に規定する「床面又はその直近の箇所」とは、通路蓄光式誘導標識下部までの高さが1m以下の避難上有効な箇所をいうものとする。

(イ) 通路誘導灯の直下付近に設けること。●

(ウ) 階段、傾斜路、段差等のある場所においては、転倒、転落等を防止するため、その始点及び終点となる箇所に、通路蓄光式誘導標識を設けること。この場合において、通路蓄光式誘導標識上の「避難の方向を示すシンボル」（告示第2号別図第2）の向きを、避難時の上り・下りの方向に合わせたものとする。

(エ) 規則第28条の3第4項第3号の2及び第10号の規定においては、通路誘導灯を補完するものとして通路蓄光式誘導標識を設けることが定められているものであり、通路蓄光式誘導標識が設けられていることをもって、当該箇所における通路誘導灯を免除することはできないこと。

(3) 誘導標識の構造及び性能

ア 壁、床等に固定、貼付け等が確実にできるものであること。

イ 床面に設けるものにあつては、耐水性、耐薬品性、耐摩耗性等を有するものであること。

ウ 高輝度蓄光式誘導標識を設ける場合にあつては、次によること。

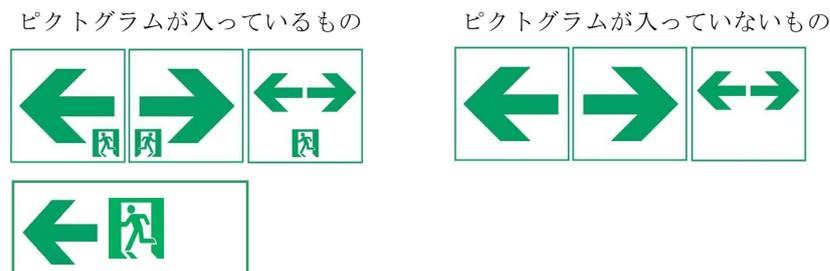
(ア) 通行、清掃、風雨等による摩耗、浸水等の影響が懸念される場所に設ける場合は、認定品を、認定取得時の設置環境・設置場所の区分に応じて設けること。認定品でないものを設ける場合にあつては、耐摩耗性や耐水性について認定基準と同等（別紙9）の性能を有しているものであること。●

(イ) 避難口に設ける避難口蓄光式誘導標識については、蓄光材料が誘導標識の縁の部分についていることで、より明確に誘導標識を認識することができるため、縁の部分も光る枠有りのものを設けること。●



第16-9図

(ウ) 規則第28条の3第4項第3号の2及び第10号で定める通路誘導灯を補完するために設ける通路蓄光式誘導標識については、他の誘導表示と混同しないようにピクトグラムの入ったものとするほか、標識の大きさが120mm×120mm以上又は短辺100mm以上・面積300cm²以上となるものを設けること。●



第16-10図

4の2 光を発する帯状の標示の設置・維持について

光を発する帯状の標示の設置・維持については、次によることとし、具体的な例図にあつては別紙4の2のとおりであること。

(1) 光を発する帯状の標示の設置位置等

ア 光を発する帯状の標示にあつては、当該標示下部までの高さが1m以下となるように設けること。

イ 光を発する帯状の標示を設ける場合にあつては、曲がり角等の必要な箇所通路高輝度蓄光式誘導標識を設けること。また、曲がり角等の必要な箇所以外の部分にあつては、避難の方向を明示するために、停電等により通常の照明が消灯してから20分間（規則第28条の3第4項第10号の規定において通路誘導灯を補完するものとして設ける場合にあつては60分間）経過した後における当該表面の平均輝度が7mmカンデラ/m²以上となる通路蓄光式誘導標識を、廊下及び通路の各部分から一の通路蓄光式誘導標識までの歩行距離が5m以下（通路高輝度蓄光式誘導標識が設置されている箇所にあつては、その有効範囲内を除く。）、かつ、床面から通路蓄光式誘導標識下部までの高さが1m以下となるように設けること。

なお、曲がり角等の必要な箇所に設ける通路高輝度蓄光式誘導標識については、上記4（3）ウ（ウ）によることとし、曲がり角等の必要な箇所以外の部分に設ける通路蓄光式誘導標識については、他の誘導表示と混同しないようにピクトグラムの入ったものとするほか、標識の大きさが100mm×210mm以上となるものを設けること。●

(2) 光を発する帯状の標示の構造及び性能

ア 壁、床等に固定、貼付け等が確実にできるものであること。

イ 通行、清掃、風雨等による摩耗、浸水等の影響が懸念される場所に設ける場合は、性能評定品を、性能評定取得時の設置環境・設置場所の区分に応じて設けること。性能評定品でないものを設ける場合にあつては、耐摩耗性や耐水性について性能評定基準と同等（材質等により性能評定基準が異なるため、製品ごとに個別に判定する。）の性能を有しているものであること。●

ウ 停電等により通常の照明が消灯してから20分間（規則第28条の3第4項第10号の規定において通路誘導灯を補完するものとして設ける場合にあつては60分間）経過した後における当該表面の平均輝度が、次式によ

り求めた値を確保すること。

$$L' \geq L100 / d'$$

L' : 当該標示の表面における平均輝度 (単位: mmカンデラ/㎡)

L : 2 (単位: mmカンデラ/㎡)

d' : 当該標示の幅 (単位: mm)

【算定例】

使用する光を発する帯状の標示の幅が10mmの場合

$$L' \geq 2 \times 100 / 10 \rightarrow L' \geq 20$$

光を発する帯状の標示の表面における平均輝度: 20mmカンデラ/㎡以上

5 総合操作盤等

第2 屋内消火栓設備8を準用すること。

6 電源及び配線

- (1) 常用電源からの配線は、配電盤又は分電盤から専用回路とし、途中で開閉器又は点滅器等を設けないこと。
- (2) 常用電源からの専用回路は、2以上の階（小規模な防火対象物を除く。）にわたらないよう設置することが望ましい。ただし、階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯にあっては、階段系統ごととすることができる。●
- (3) 非常電源と常用電源との切替装置及び常用電源の停電検出装置の取付場所は、原則として誘導灯回路を分岐している配電盤若しくは分電盤又は各誘導灯器具内とすること。ただし、切替装置を内蔵する浮動充電方式の蓄電設備を用いるものにあつては、これによらないことができる。
- (4) 誘導灯の常用電源回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。
- (5) 専用回路の開閉器には、誘導灯用である旨の表示をすること。

7 非常電源

- (1) 非常電源については、蓄電池設備によるものとし、その容量は誘導灯を有効に20分間作動できる容量以上とすること。
- (2) 次のいずれかに該当する大規模・高層等の防火対象物については、非常電源の容量を60分間以上とすること。

ア 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかを満たすもの

(ア) 延べ面積50,000㎡以上

(イ) 地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積が30,000㎡以上

イ 令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物で延べ面積1,000㎡以上のもの

ウ 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物にあっては、同表第1(10)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、乗降場が地階にあり、かつ、消防長が避難上必要があると認めて指定したもの。

なお、告示第2号第4第3号の規定により、消防長が避難上必要があると認めて指定したものは、別紙10の「誘導灯及び誘導標識の基準第4第3号に規定する防火対象物の指定」（平成22年9月1日消防局告示第3号）によること。

- (3) 非常電源の容量を60分間以上としなければならない主要な避難経路は、次の場所とし、その具体的な例図は別紙11のとおりであること。ただし、消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分の通路誘導灯については、非常電源の容量を20分間以上とすることができる。

ア 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては当該附室の出入口）

イ 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）

ウ 避難階の廊下及び通路（アの避難口に通ずるものに限る。）

エ 乗降場（地階にあるものに限る。）並びにこれに通ずる階段、傾斜路及び通路

オ 直通階段

(4) 非常電源の容量を60分間以上とする場合、20分間を超える時間における作動に係る容量にあつては、直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によることができること。

(5) 非常電源の容量は、誘導灯に設ける点滅機能及び音声誘導機能についても必要であること。

(6) 規則第28条の2第2項第4号の規定により、(2)に掲げる防火対象物の乗降場に通ずる階段及び傾斜路並びに直通階段に、建基令第126条の4に規定する非常用の照明装置で、60分間作動できる容量以上のものを設けた場合の技術基準については、建基令第126条の5に規定する非常用の照明装置の基準（予備電源容量に係る基準を除く。）を満たす必要があること。

8 防火管理体制等

誘導灯の点滅若しくは音声誘導又は消灯を行う防火対象物については、消防計画に次に掲げる事項を記載させ、適正な防火管理体制等を図ること。

(1) 点滅又は音声誘導機能の起動・停止方法

(2) 点灯・消灯方法

誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について

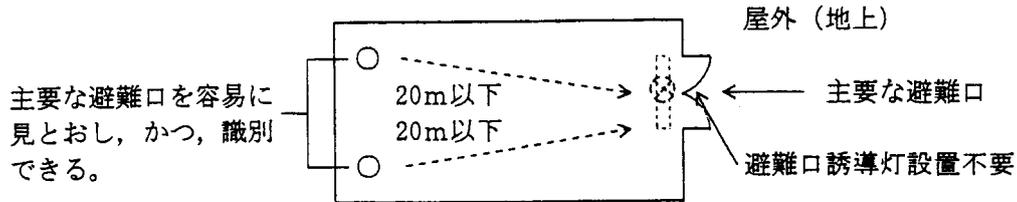
(階段又は傾斜路以外の部分)

1 規則第28条の2第1項第1号に定める避難口誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分の免除要件に係る例は次のとおりである。

(1) 避難階（無窓階を除く。）の場合

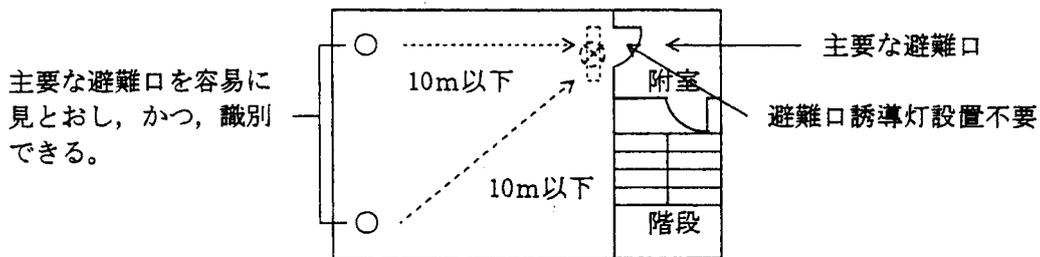
*地階であっても避難階の場合は該当する。

(例 1)



(2) 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

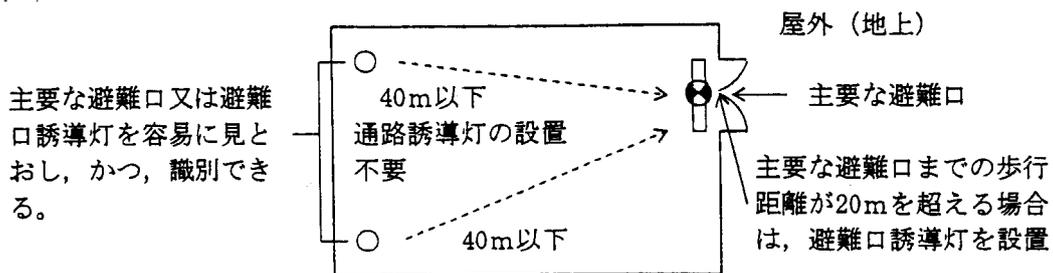
(例 2)



2 規則第28条の2第2項第1号に定める通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分の免除要件に係る例は次のとおりである。

(1) 避難階（無窓階を除く。）の場合

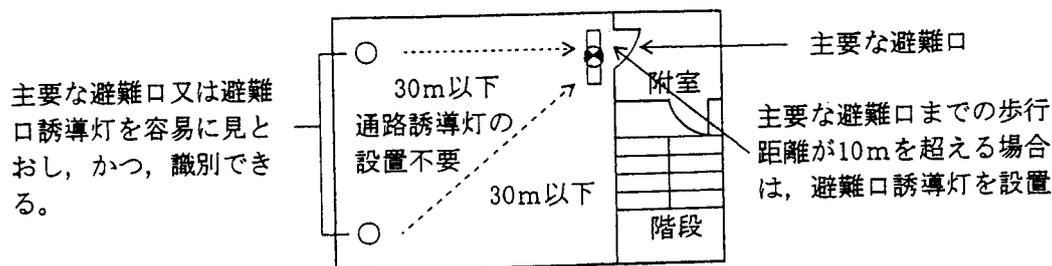
(例 3)



(注) ただし、C級にあつては15m、B級（避難の方向を示すシンボルのあるもの）にあつては20m、B級（避難の方向を示すシンボルのないもの）にあつては30m以下とする。

(2) 避難階以外の階（地階及び無窓階を除く。）の場合

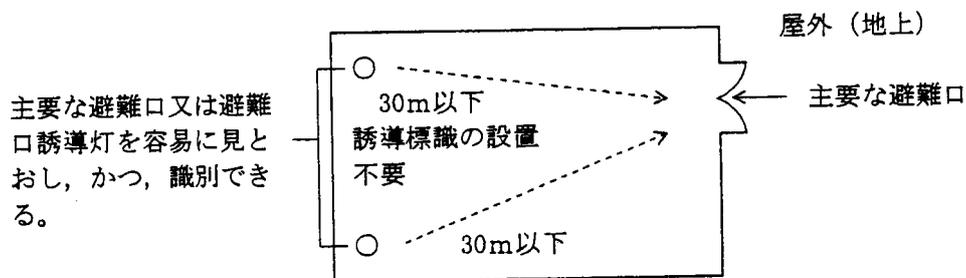
(例4)



(注) ただし、C級にあつては15m、B級（避難方向を示すシンボルのあるもの）にあつては20m以下とする。

3 規則第28条の2第3項第1号に定める誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分の免除要件に係る例は次のとおりである。

(例5)



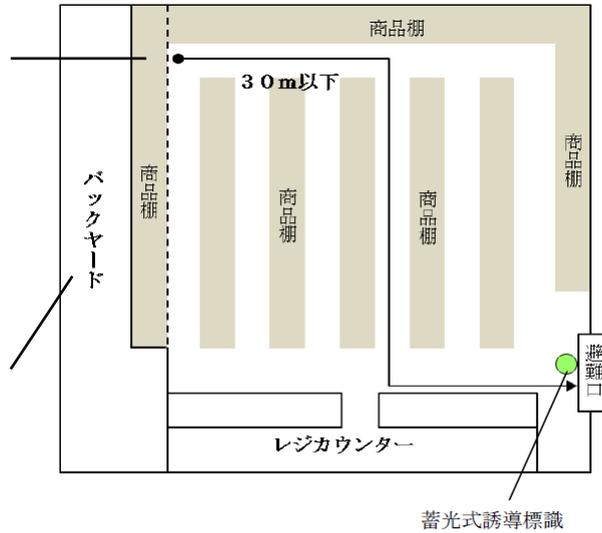
(注) 避難階にあつては、通路誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分であっても避難口に至る歩行距離が30mを超え、かつ、避難口誘導灯の有効範囲外となる部分については、誘導標識の設置が必要である。

誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について
(避難階にある居室)

- 1 規則第28条の2第1項第3号に規定する誘導灯の設置を要しない防火対象物又はその部分の免除要件に係る例は次のとおりである。

室内の各部分から、規則第28条の3第3項第1号イの避難口を容易に見とおし、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30m以下であること。

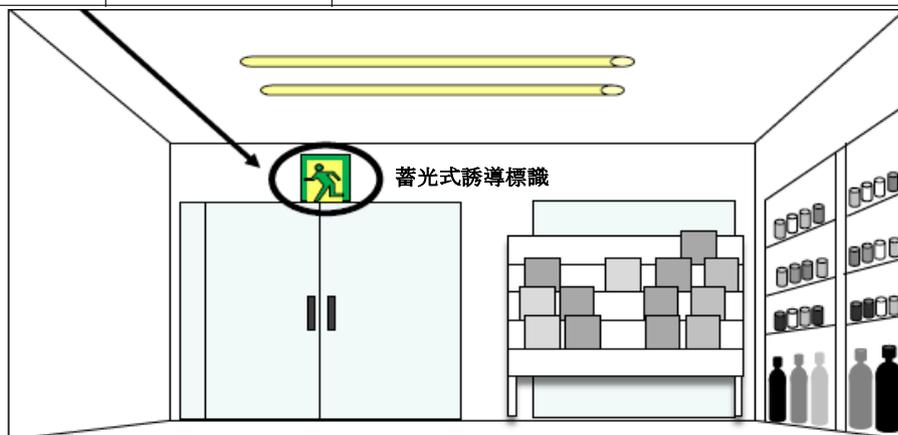
主として従業員のみが使用するバックヤード等からの避難は、当該居室以外のその他の部分からの避難には当たらない。



規則第28条の3第3項第1号イの避難口があり、当該避難口に蓄光式誘導標識が設置されていること。

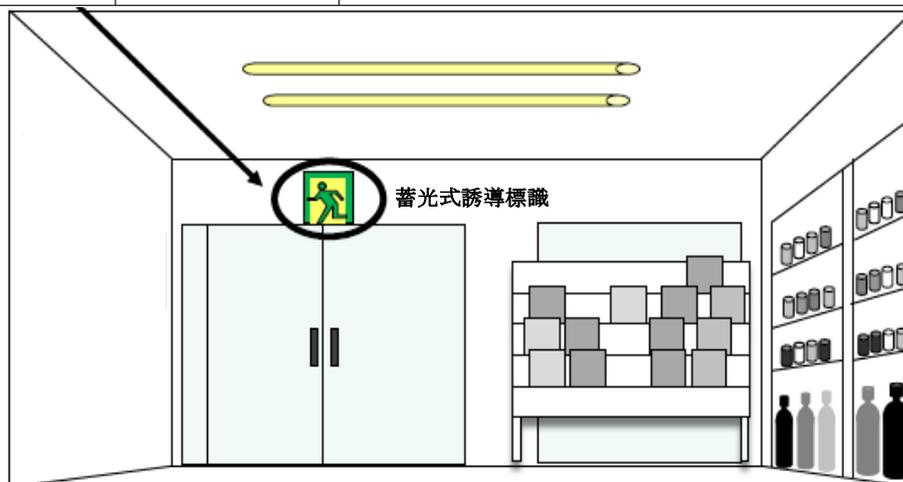
(注)【例1】避難口から居室内の最遠の箇所までの歩行距離が15m未満となる場合にあつては、蓄光式誘導標識が以下の性能を保持するために必要な照度を採光又は照明により確保すること。

歩行距離		求められる性能
15m未満	輝度 (消灯後20分経過した後)	100mcd/m ² 以上



【例2】避難口から居室内の最遠の箇所までの歩行距離が15m以上30m以下となる場合にあっては、蓄光式誘導標識が以下の性能を保持するために必要な照度を採光又は照明により確保すること。また、蓄光式誘導標識の表示面の縦寸法の大きさを次式により求め、確保すること。

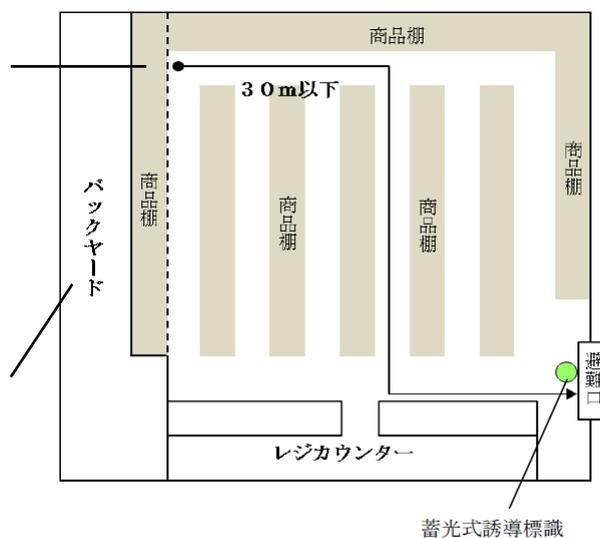
歩行距離	求められる性能	
15m以上	輝度 (消灯後20分経過した後)	300mcd/m ² 以上
	表示面の縦寸法	$D \leq 150 \times h$ D：避難口から当該居室内の最遠までの歩行距離 (m) h：蓄光式誘導標識の縦寸法 (m)



2 規則第28条の2第2項第2号に規定する通路誘導灯及び規則第28条の2第3項第3号に規定する誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分の免除要件に係る例は次のとおりである。

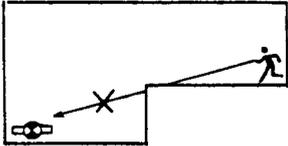
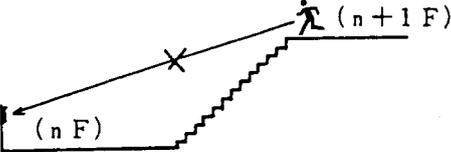
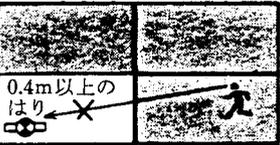
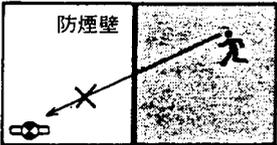
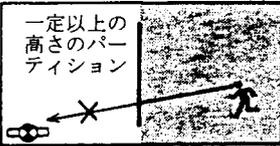
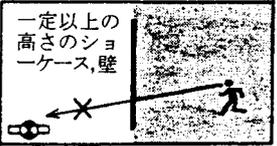
室内の各部分から、規則第28条の3第3項第1号イの避難口又はこれに設ける避難口誘導灯若しくは蓄光式誘導標識を容易に見とおり、かつ、識別することができ、室内の各部分から当該避難口に至る歩行距離が30m以下であること。

主として従業員のみが使用するバックヤード等からの避難は、当該居室以外のその他の部分からの避難には当たらない。



規則第28条の3第3項第1号イの避難口があり、当該避難口に避難口誘導灯又は蓄光式誘導標識が設置されている。

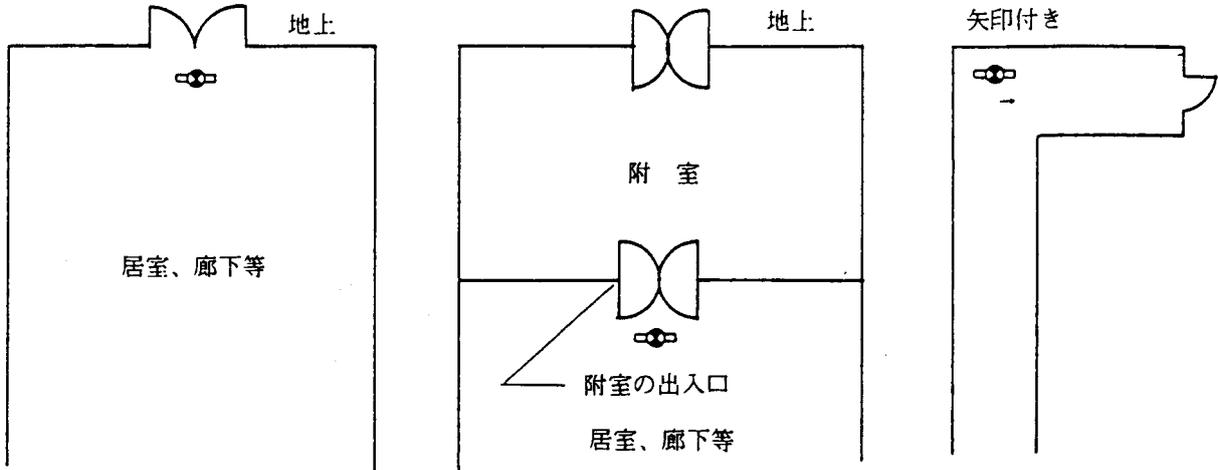
誘導灯を容易に見とおしかつ識別することができない例

誘導灯を容易に見とおしかつ識別することができない例	備 考
<p>○壁面があり陰になる部分がある場合</p> 	
<p>○階段により階数が変わる場合</p> 	
<p>○0.4m以上のはりがある場合</p>  <p>○防煙壁がある場合</p> 	<p>吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしはきかないものとする。</p>
<p>○一定以上の高さのパーテーションがある場合</p>  <p>○一定以上の高さのショーケース、棚がある場合</p>  <p>○一定以上の高さの可動間仕切がある場合</p> 	<p>一定以上の高さとは通常1.5m程度とする。</p> <p>なお、誘導灯がこれらの障害物より高い位置に、避難上有効に設けられている場合には、見とおせるものとする。</p>
<p>○吊広告、垂れ幕がある場合</p> 	<p>吊広告等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが、そうでない場合は見とおしはきかないものとする。</p> <p>吊り広告を設置することが予想される場合にはあらかじめ留意すること。</p>

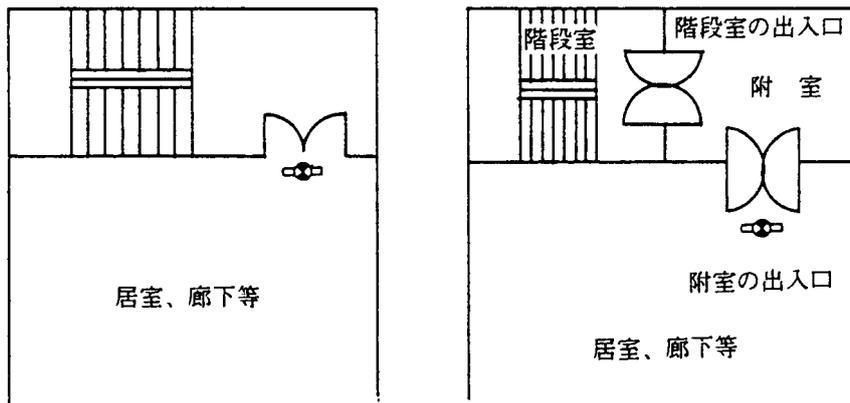
誘導灯の設置箇所

1 避難口誘導灯の設置箇所（規則第28条の3第3項第1号）

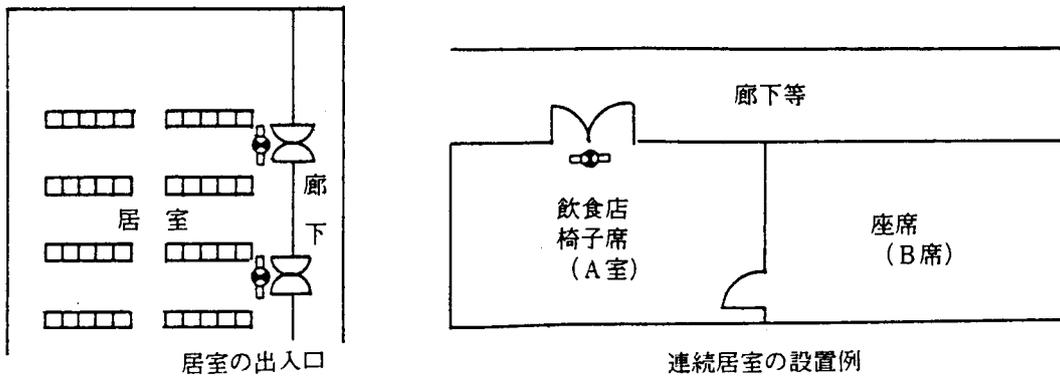
(1) 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）



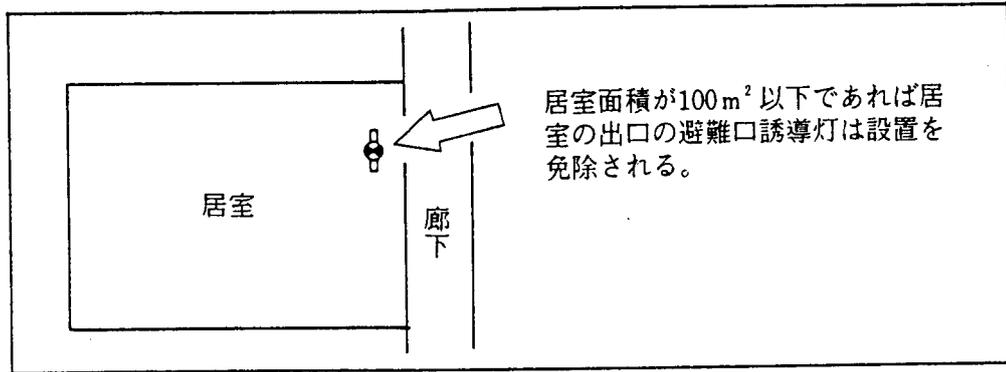
(2) 直通階段の出入口（附室が設けられている場合にあっては、当該附室の出入口）



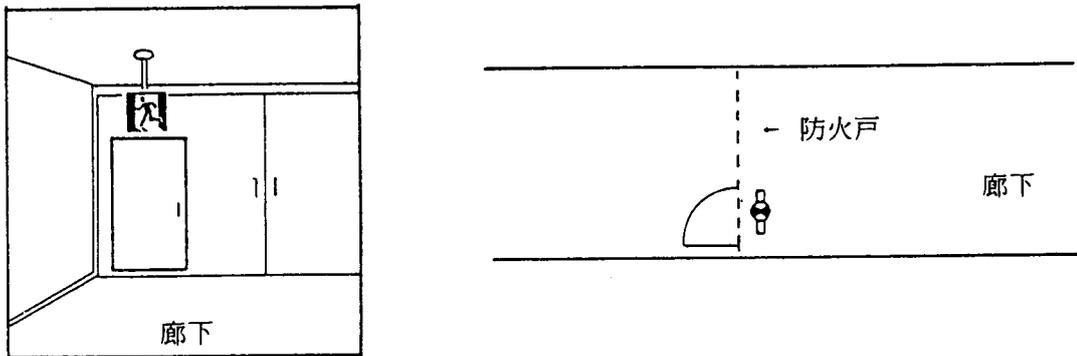
(3) (1)又は(2)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に通ずる出入口（室内の各部分から容易に避難することができるものとして消防庁長官が定める居室の出入口を除く。）



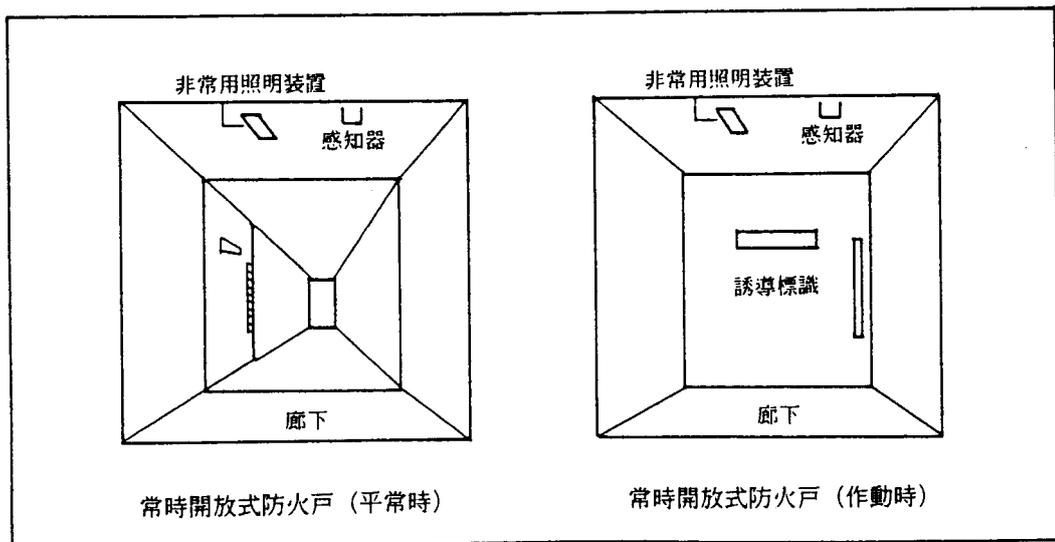
【避難口誘導灯の設置を要しない居室の要件】 告示第2号第3、2



(4) (1)又は(2)に掲げる避難口に通ずる廊下又は通路に設ける防火戸で直接手で開くことができるもの（くぐり戸付き防火シャッターを含む。）がある場所（自動火災報知設備の感知器の作動と連動して閉鎖する防火戸に誘導標識が設けられ、かつ、当該誘導標識を識別することができる照度が確保されるように非常照明が設けられている場合を除く。）

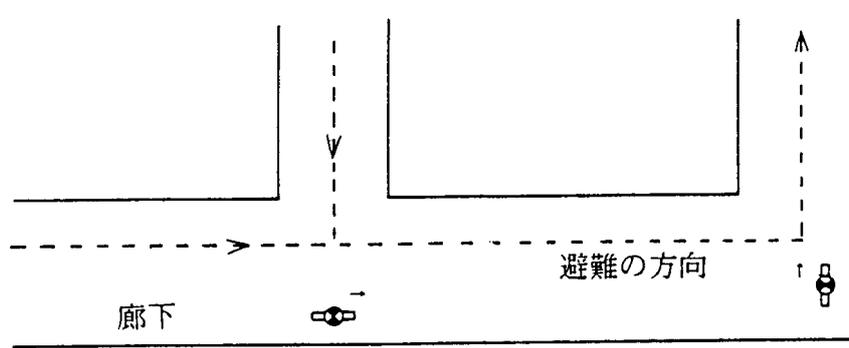


避難口誘導灯の設置が除外される例

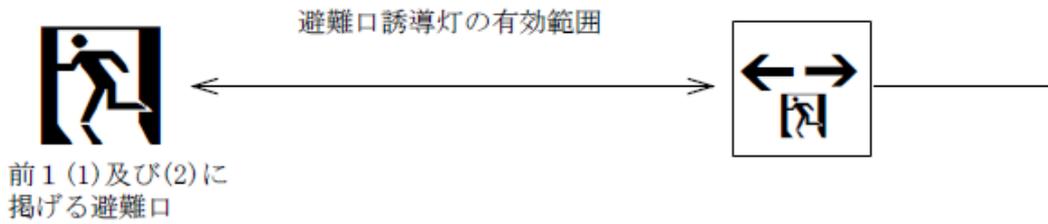


2 通路誘導灯の設置箇所（規則第28条の3第3項第2号）

(1) 曲り角

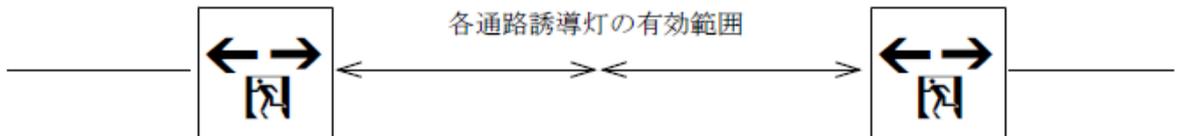


(2) 前1(1)及び(2)に掲げる避難口に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所

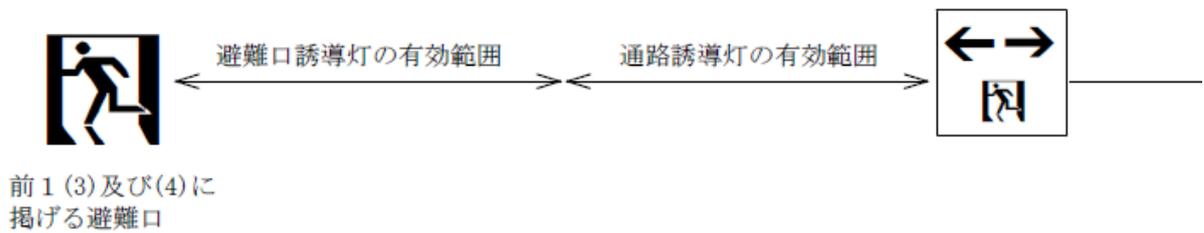


(3) (1)及び(2)のほか、廊下又は通路の各部分（避難口誘導灯の有効範囲内の部分を除く。）を通路誘導灯の有効範囲内に包含するために必要な箇所

ア 廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置



イ 避難口への廊下又は通路の各部分への通路誘導灯の配置

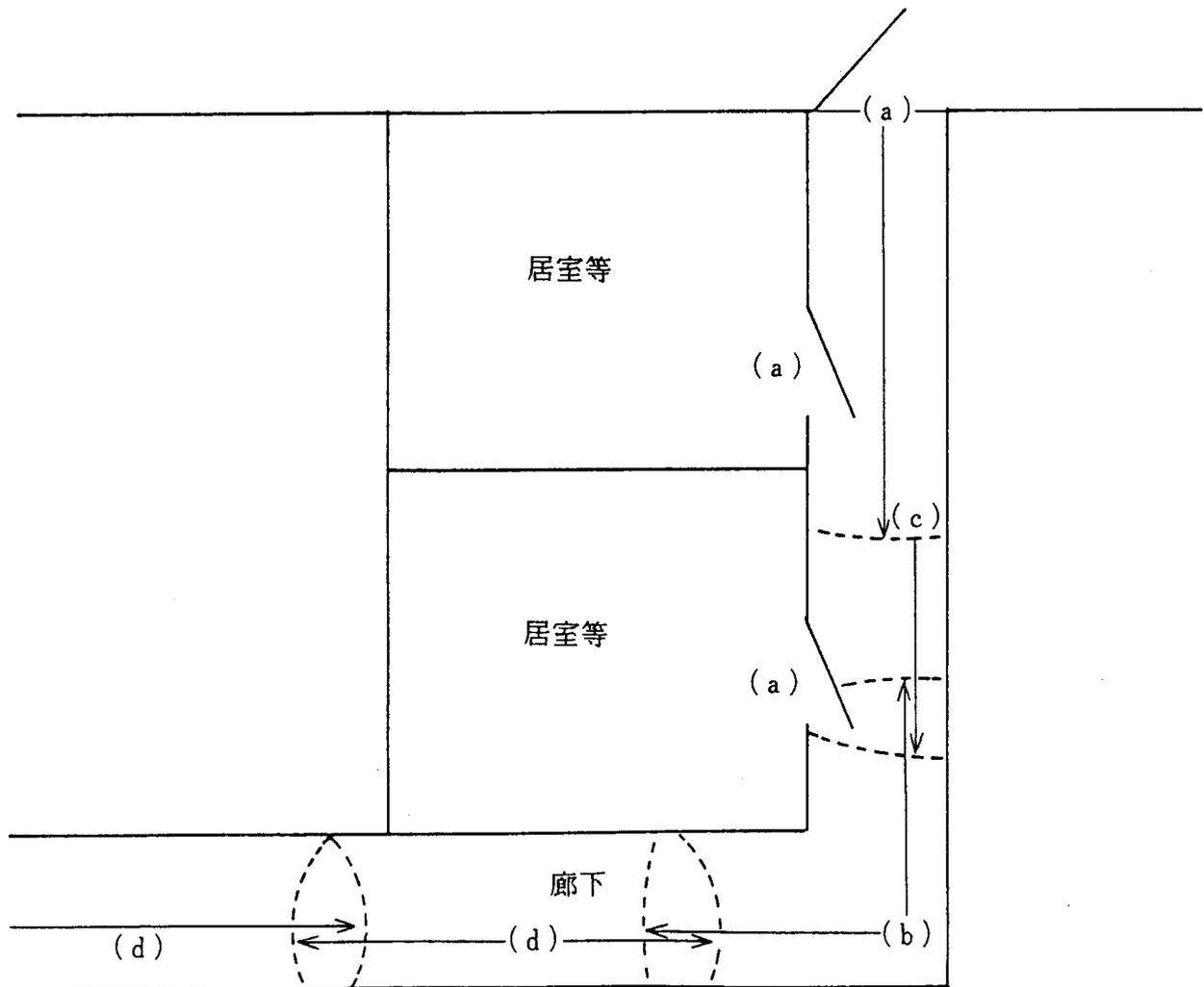


別紙 4

避難口誘導灯及び通路誘導灯を設置する場合の手順

- 1 規則第28条の3第3項第1号イからニまでに掲げる避難口に、避難口誘導灯を設ける ((a))。
- 2 曲り角に通路誘導灯を設ける ((b))。
- 3 主要な避難口 (規則第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口) に設置される避難口誘導灯の有効範囲内の箇所に通路誘導灯を設ける ((c))。
- 4 廊下又は通路の各部分について、(a) から (c) までの誘導灯の有効範囲外となる部分がある場合、当該部分をその有効範囲内に包含することができるよう通路誘導灯を設ける ((d))。
- 5 以上のほか、防火対象物又はその部分の位置、構造及び設備の状況並びに使用状況から判断して、避難上の有効性や建築構造・日常の利用形態との調和を更に図るべく、設置位置、使用機器等を調整する。

(例)



規則第28条の3第4項第3号の2及び第10号の規定により
誘導灯、蓄光式誘導標識、光を発する帯状の標示等を設置する場合について

図1 規則第28条の3第4項第3号の2により誘導灯を設置した場合

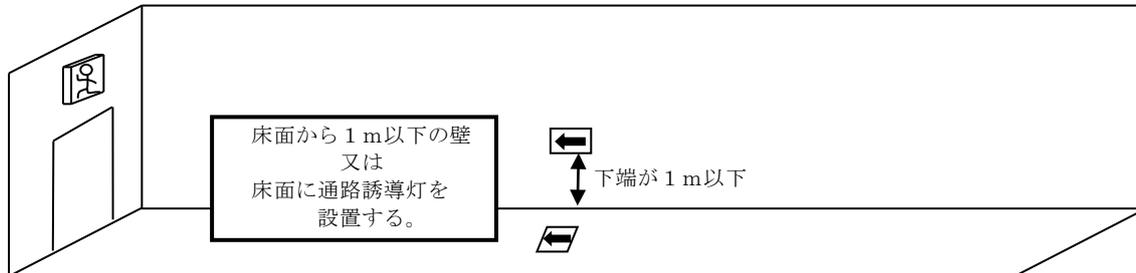


図2 避難口誘導灯の有効範囲で通路を包含できる場合で、通路誘導灯・高輝度蓄光式誘導標識の設置を要しない場合

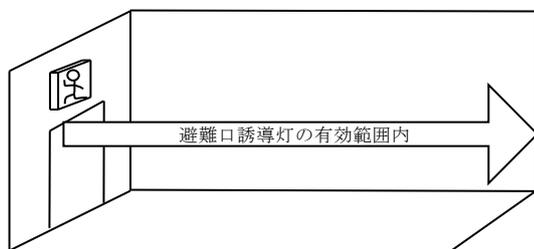
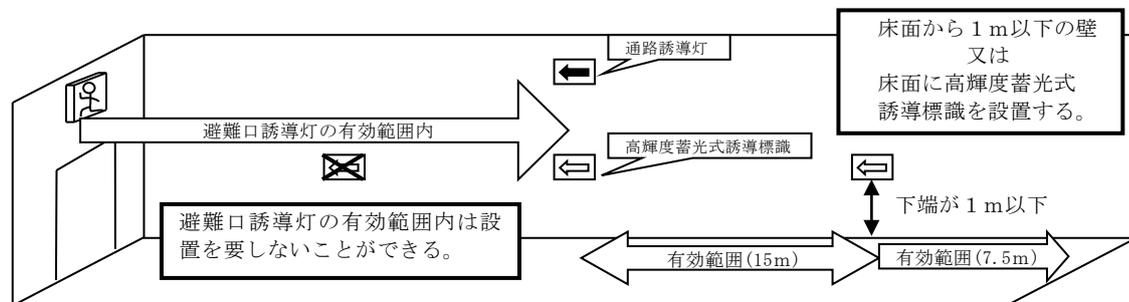


図3 屋内から直接地上に通ずる出入口又は直通階段の出入口に面して、通路誘導灯の設置高さが1mを超える場合に、高輝度蓄光式誘導標識を設置した場合（床面に設置する場合も同様）



※ 高輝度蓄光式誘導標識、光を発する帯状の標示はあくまで通路誘導灯を補完するものであるため避難口誘導灯の有効範囲内は設置を要しないことができる。(図3から図6までにおいて同様)

※ 高輝度蓄光式誘導標識の設置位置はできるだけ通路誘導灯の下付近に設置することが望ましいため、通路誘導灯の設置位置を基準に蓄光式誘導標識の設置位置を決定していく。(図3から図6までにおいて同様)

図4 図3以外の避難口に通ずる廊下又は通路の出入口に面して、通路誘導灯の設置高さが1mを超える場合に、高輝度蓄光式誘導標識を設置した場合（壁に設置する場合も同様）

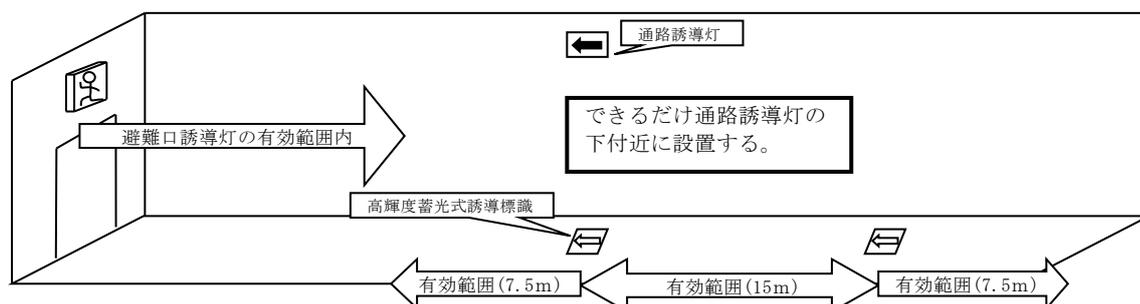


図5 屋内から直接地上に通ずる出入口又は直通階段の出入口に面して、通路誘導灯の設置高さが1 mを超える場合に、光を発する帯状の標示を設置した場合（床面に設置する場合も同様）

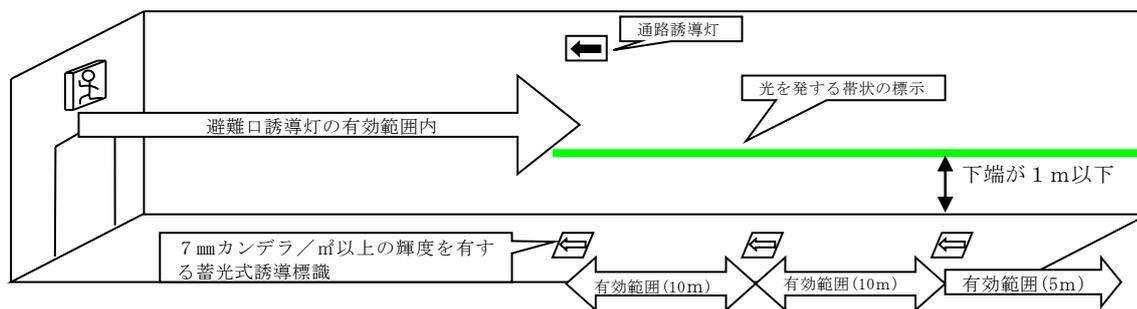


図6 図5以外の避難口に通ずる廊下又は通路の出入口に面して、通路誘導灯の設置高さが1 mを超える場合に、光を発する帯状の標示を設置した場合（壁に設置する場合も同様）

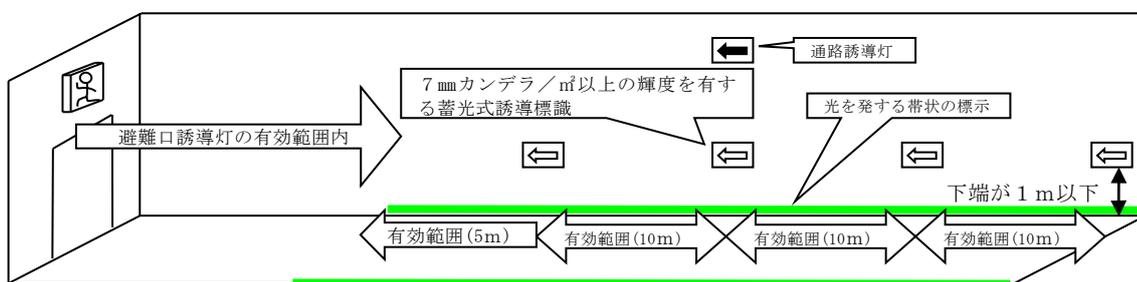
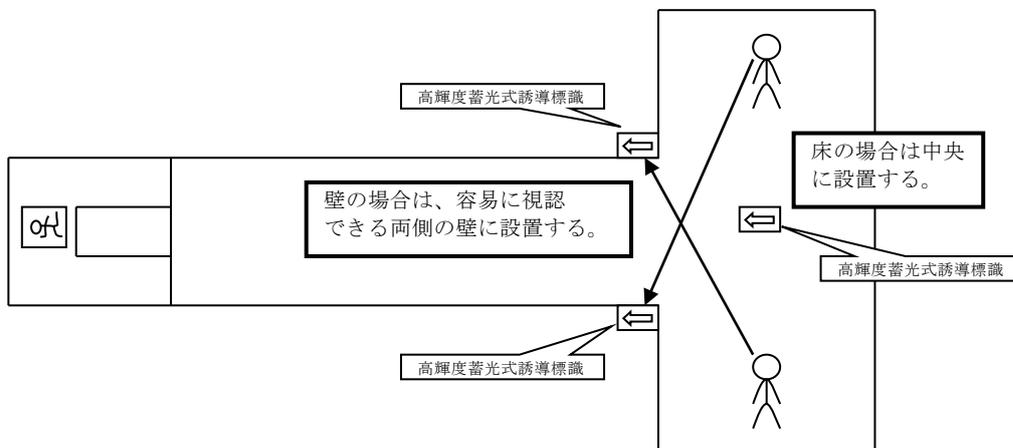
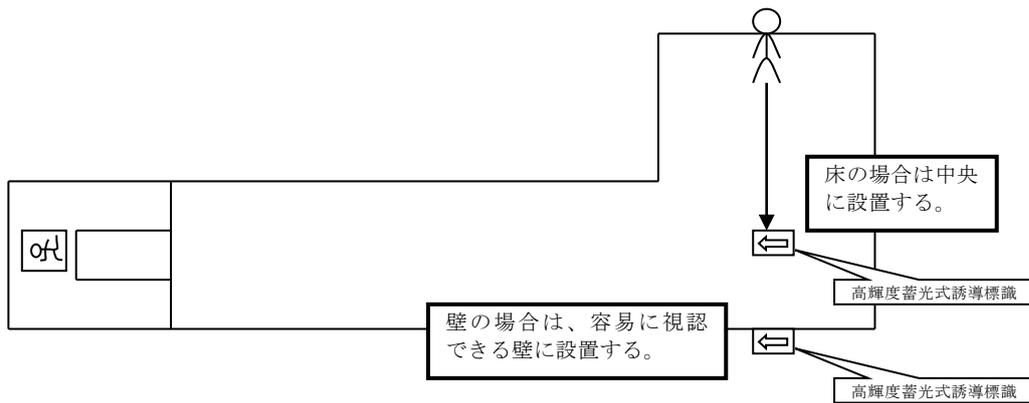


図7 T字路（又は十字路）に、高輝度蓄光式誘導標識を設置する場合



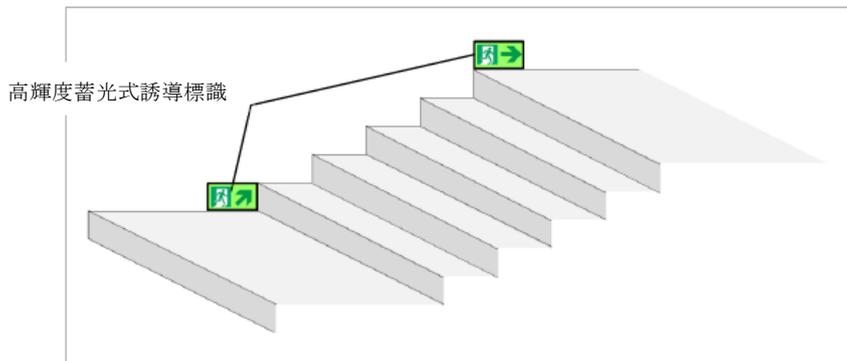
※ T字路（又は十字路）の壁に高輝度蓄光式誘導標識等を設置する場合は、どちら側から避難してきても高輝度蓄光式誘導標識を視認できるように両側の壁に設置します。また、光を発する帯状の標示等を設置する場合も、T字路（又は十字路）には同様に高輝度蓄光式誘導標識を設置する。

図8 曲がり角に、高輝度蓄光式誘導標識を設置する場合



※ 光を発する帯状の標示等を設置する場合も、曲がり角には同様に高輝度蓄光式誘導標識を設置する。

図9 階段、傾斜路、段差等のある場所に高輝度蓄光式誘導標識を設置する場合



※ 転倒、転落等を防止するため、その始点及び終点となる箇所に設ける。また、標識上の「避難の方向を示すシンボル」（平成11年告示第2号別図第2）の向きを、避難時の上り・下りの方向に合わせたものとする。

誘導灯の消灯対象

1 防火対象物が無人である場合

- (1) ここでいう「無人」とは、当該防火対象物全体について、休業、休日、夜間等において定期的に人が存しない状態が繰り返し継続されることをいうこと。この場合において、防災センター要員、警備員等によって管理を行っている場合も「無人」とみなすこと。
- (2) したがって、無人でない状態では、消灯対象とはならないこと。

2 「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合

- (1) ここでいう「外光」とは、自然光のことであり、当該場所には採光のための十分な開口部が存する必要があること。
- (2) また、消灯対象となるのは、外光により避難口等を識別できる間に限られること。

3 「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合

通常予想される使用状態において、映像等による視覚効果、演出効果上、特に暗さが必要な次票の左欄に掲げる用途に供される場所であり、消灯対象となるのは同表の右欄に掲げる使用状態にある場合であること。

用 途	使 用 状 態
遊園地のアトラクション等の用に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など常時暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、営業時間中に限り行うことができるものであること。したがって、清掃、点検中のため人が存する場合には、消灯はできないものであること。
劇場、映画館、プラネタリウム、映画スタジオ等の用途に供される部分（酒類、飲食の提供を伴うものを除く。）など一定時間継続して暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、映画館における上映時間中、劇場における上映中など当該部分が特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間中に限り行うことができるものであること。
集会場等の用に供される部分など一時的（数分程度）に暗さが必要とされる場所	当該部分における消灯は、催し物全体の中で特に暗さが必要とされる状態で使用されている時間内に限り行うことができるものであること。

4 「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合

- (1) ここでいう「当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者」とは、当該防火対象物（特に避難通路）について熟知している者であり、通常出入りしていないなど内部の状態に疎い者は含まれないこと。
- (2) また、当該規定においては、令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口及び(10)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限るものであること。

誘導灯の点灯・消灯方法

1 消灯方法

- (1) 誘導灯の消灯は、手動で行う方式とすること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合であって、当該必要性の観点から誘導灯の消灯時間が最小限に設定されているときは、誘導灯の消灯を自動で行う方式とすることができること。
- (2) 個々の誘導灯ごとではなく、消灯対象ごとに、一括して消灯する方式とすること。
- (3) 「利用形態により特に暗さが必要である場所」において誘導灯の消灯を行う場合には、当該場所の利用者に対し、①誘導灯が消灯されること、②火災の際には誘導灯が点灯すること、③避難経路について、掲示、放送等によりあらかじめ周知すること。

2 点灯方法

- (1) 「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して点灯」する場合には、消灯しているすべての避難口誘導灯及び通路誘導灯を点灯すること。
- (2) 「当該場所の利用形態に応じて点灯」する場合には、誘導灯を消灯している場所が別紙5の要件に適合しなくなったとき、自動又は手動により点灯すること。この場合において、消灯対象ごとの点灯方法の具体例は、次表のとおりであること。

消 灯 対 象	点 灯 方 法	
	自 動	手 動
当該防火対象物が無人である場所	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 ○施錠連動装置 ○赤外線センサー 等	防災センター要員、警備員、宿直者等により、当該場所の利用形態に応じて、迅速かつ確実に点灯することができる防火管理体制が整備されていること。
「外光により避難口又は避難の方向が識別できる場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○光電式自動点滅器 等	
「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 ○扉開放連動装置 等	
「主として当該防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供する場所」に設置する場合	○照明器具連動装置 等	

*1 当該場所の利用形態に応じた点灯方法としては、上表に掲げるもの等から、いずれかの方法を適宜選択すればよいこと。

*2 自動を選択した場合にあっても、点滅器を操作すること等により、手動でも点灯できるものであること。

3 配線等

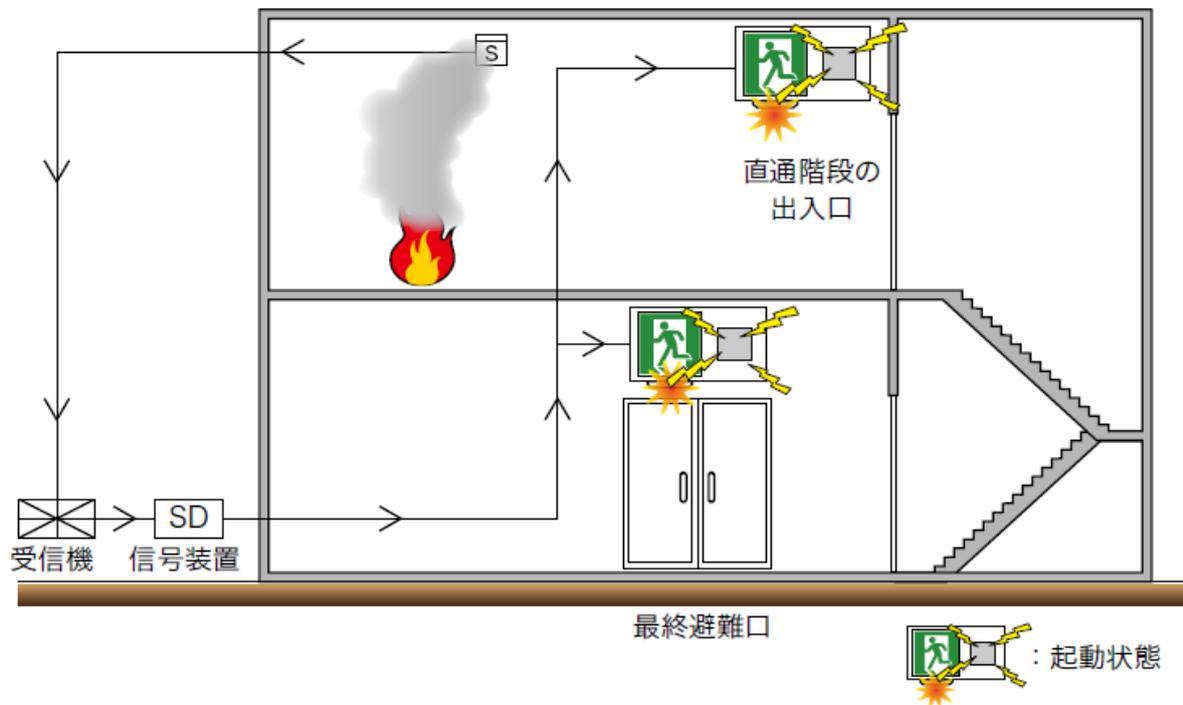
- (1) 誘導灯を消灯している間においても、非常電源の蓄電池設備に常時充電することができる配線方式とすること。
- (2) 操作回路の配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。
- (3) 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等は、防災センター等に設けること。ただし、「利用形態により特に暗さが必要である場所」に設置する場合には、防災センター等のほか、当該場所を見とおすことができる場所又はその付近に設けることができること。
- (4) 点灯又は消灯に使用する点滅器、開閉器等には、その旨を表示すること。

点滅機能又は音声誘導機能の起動・停止方法

1 起動方法

- (1) 感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件（中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等）と連動して点滅機能及び音声誘導機能が起動するものであること。
- (2) 規則第24条第5号ハに掲げる防火対象物又はその部分においては、地区音響装置の鳴動動範囲（区分鳴動／全区域鳴動）について、点滅機能及び音声誘導機能を起動することができるものとする。
- (3) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備が設置されている防火対象物又はその部分においては、点滅機能及び音声誘導機能の起動のタイミングは、火災警報又は火災放送と整合を図ること。

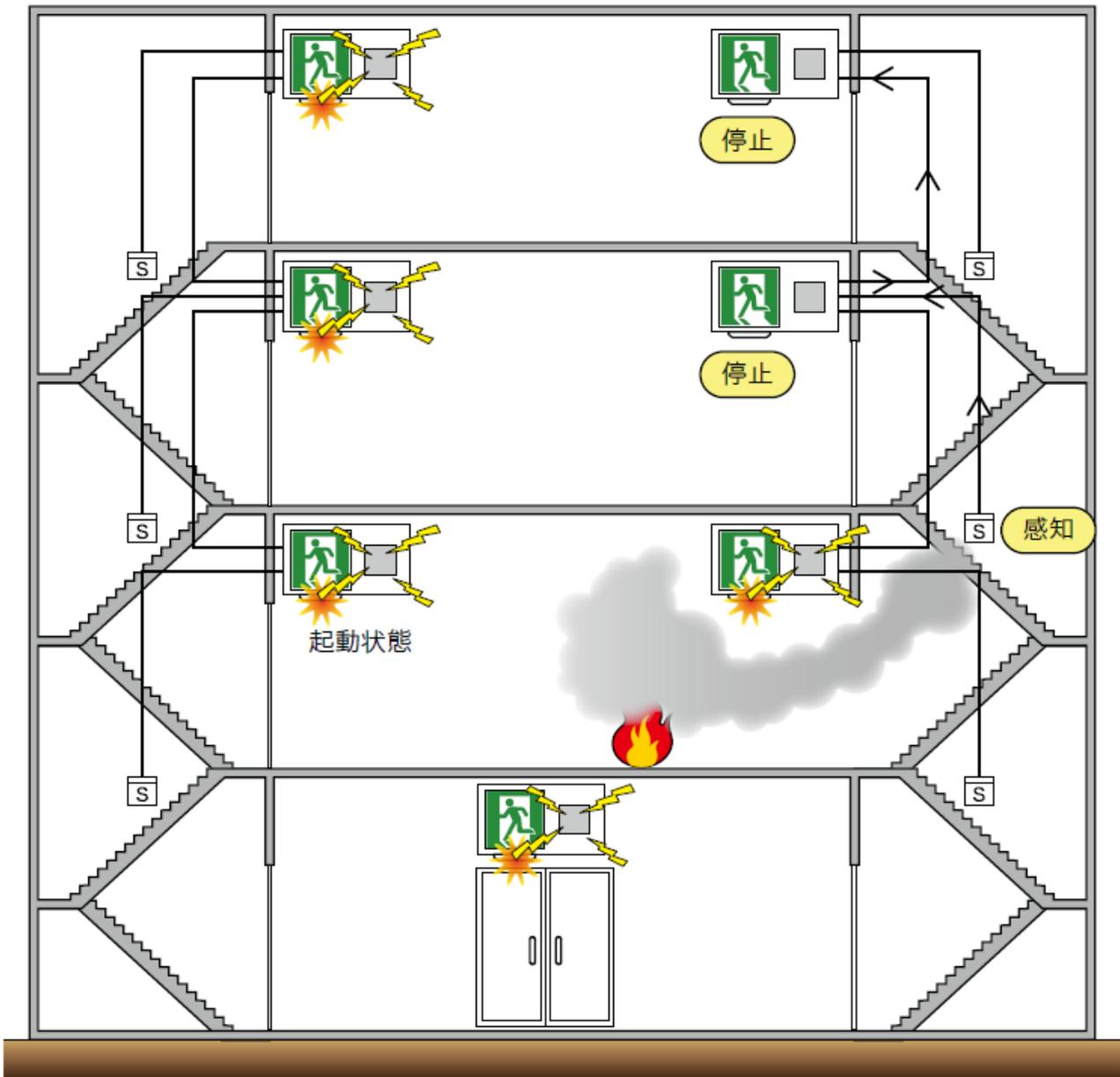
図 1 起動するイメージ図



2 停止方法

- (1) 熱・煙が滞留している避難経路への（積極的な）避難誘導を避けるため、規則第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅及び音声誘導が停止することとされていること。この場合において当該要件に該当するケースとしては、①直通階段（「特別避難階段及び屋内避難階段等の部分を定める件」（平成14年告示第7号）に規定する開口部を有する屋内階段を除く。）に設けられた煙感知器の作動により、②当該直通階段（又はその附室）に設けられた避難口誘導灯の点滅機能及び音声誘導機能が停止すること等が、主に想定されるものであること。また、熱・煙が滞留するおそれがないことにより、自動火災報知設備の感知器の設置を要しない場所（屋外等）については、当該規定のために感知器を設置する必要はないこと。
- (2) 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備により火災警報又は火災放送が行われているときは、「非常放送中における自動火災報知設備の地区音響装置の鳴動停止機能について」（昭和60年9月30日消防予第110号）に準じて、誘導灯の音声誘導が停止するよう措置すること。ただし、誘導灯の設置位置・音圧レベルを調整する等により、火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合にあつては、この限りでない。

図2 停止するイメージ図



点滅形誘導灯を設置指導する対象物

1 建築物

区 分	用 途	設置指導対象物
福祉施設	(1) 障害者支援施設 (2) 福祉ホーム (3) 身体障害者社会参加支援施設 (4) 老人福祉施設 (5) 介護老人支援施設 (6) 地域ケアプラザ、デイサービス施設、有料老人ホーム (7) 児童福祉施設 (8) 保護施設 (9) 授産施設	1,000㎡以上のもの
病院	病院（ベッド20床以上の病床数を有するもの）	
診療所	診療所	
教育施設	(1) 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、特別支援学校、幼稚園、専門学校、予備校、専修学校、各種学校 (2) 自動車教習所	
集会施設	不特定かつ多数の者が集会等のために利用する施設 (1) 斎場、結婚式場、火葬場（式場がない場合を除く。）、霊堂（式場がない場合を除く。） (2) 地区センター、コミュニティハウス (3) 公会堂、区民文化センター、貸ホール	
地下街	地下街	
物品販売業を営む店舗	物品販売を主用途とする店舗、百貨店、スーパーマーケット、ガソリンスタンド、ディーラーのショールーム、自動車整備工場、コンビニ等	
飲食店	飲食を主用途とする店舗（遊興を主とするバー、キャバレー等を除く。）、喫茶店、食堂、レストラン等	
興行施設	主として演劇、音楽、映画、演芸、スポーツ等を鑑賞・観覧する目的で不特定かつ多数の人が集合する施設 (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場 (2) 客席を有する運動施設の客席部分	
遊興施設	マーじゃん、パチンコ、ゲームその他これらに類する遊技又は遊興を行わせる施設 (1) パチンコ屋、マーじゃん屋、ゲームセンター、勝馬投票券発売所、カラオケボックス、キャバレー、ナイトクラブ、バー (2) 遊園地、アミューズメント施設	
運動施設	体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、テニス場、ゴルフ練習場、フィットネスクラブ	
宿泊施設	(1) ホテル、旅館、簡易宿所 (2) 宿泊施設を持つ研修所、保養所等	
展示場	目的をもって資料や商品を展示陳列する施設 多目的展示場等	
複合施設	雑居ビル	

2 公共交通機関の施設

区 分	用 途	設置指導対象物
鉄道の駅	鉄道の駅	すべての施設
軌道の停留所	軌道の停留所	
港湾旅客施設	港湾法第2条第5項第7号に規定する旅客施設	
バスターミナル等	バスターミナルなど	

※ 設置指導対象物の面積は、用途に供する部分の床面積の合計とする。

高輝度蓄光式誘導標識の耐摩耗性、耐水性の試験方法及び判定基準

試験項目	試験方法	判定基準
耐摩耗性	<p>1 床用の試験は、J I S A 1451（建築材料及び建築構成部分の摩耗試験方法）の規定による回転円盤式の試験を1,000回転行う。</p> <p>2 1 m未満の壁用の試験は、J I S H 8682-1（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化皮膜の耐摩耗性試験方法―第1部：往復運動平面摩耗試験）によって研磨紙C C #320を用い、摩耗回数（ダブルストローク）を600回行う。</p>	試験後の試料の表示面のシンボル、文字が判別でき、かつ、この試験後に輝度の性能を満たすこと。
耐水性	試験体を20±5℃の水中に24時間浸した後取り出し、室内に1時間放置する。	試験後の試料の表示面のシンボル、文字が判別でき、かつ、この試験後に輝度の性能を満たすこと。

※（一財）日本消防設備安全センター認定基準抜粋

別紙10

消防局告示第3号

誘導灯及び誘導標識の基準第4第3号に規定する防火対象物の指定

誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号）第4第3号の規定に基づき、消防長が指定する防火対象物を次のとおり指定し、平成22年9月1日から施行する。

平成22年9月1日

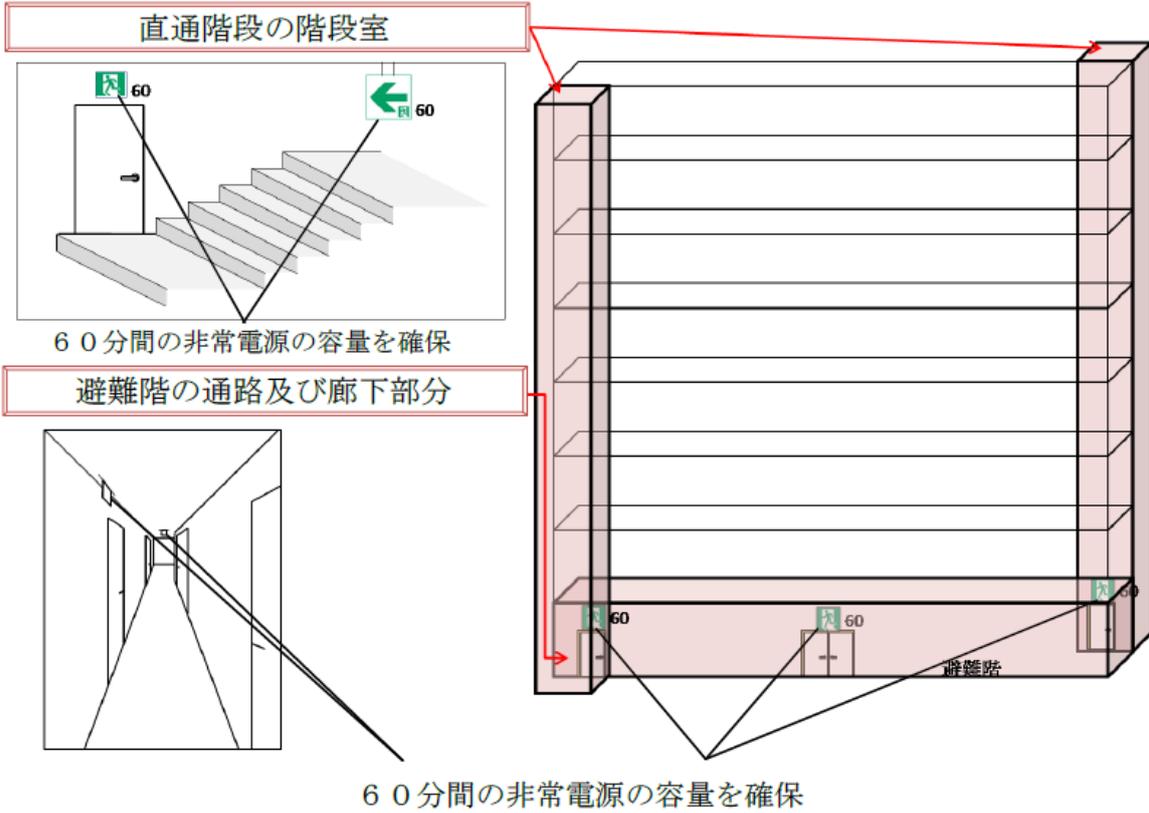
横浜市消防局長 鈴木 洋

- 1 複数の路線が乗り入れている駅
- 2 地下3層以上に乗降場を有する駅

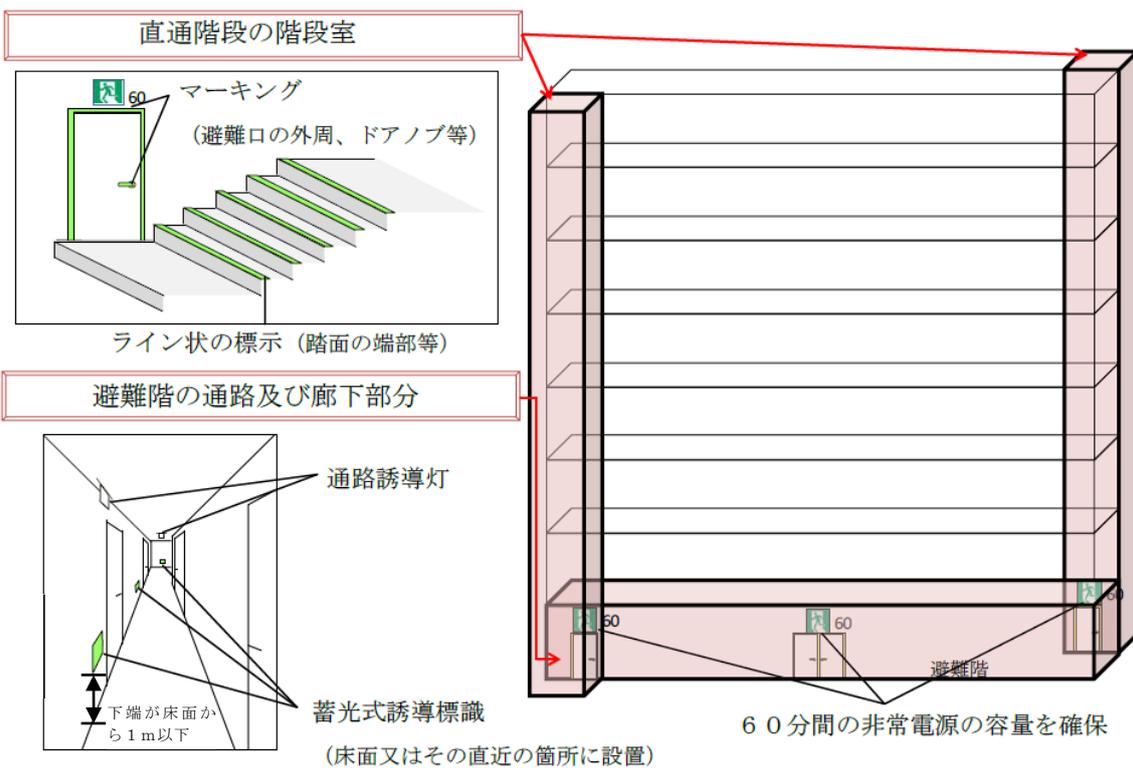
誘導灯の非常電源の容量を60分以上としなければならない主要な避難経路

1 大規模・高層対象物の場合

(1) 通路誘導灯の非常電源の容量を60分間確保する場合

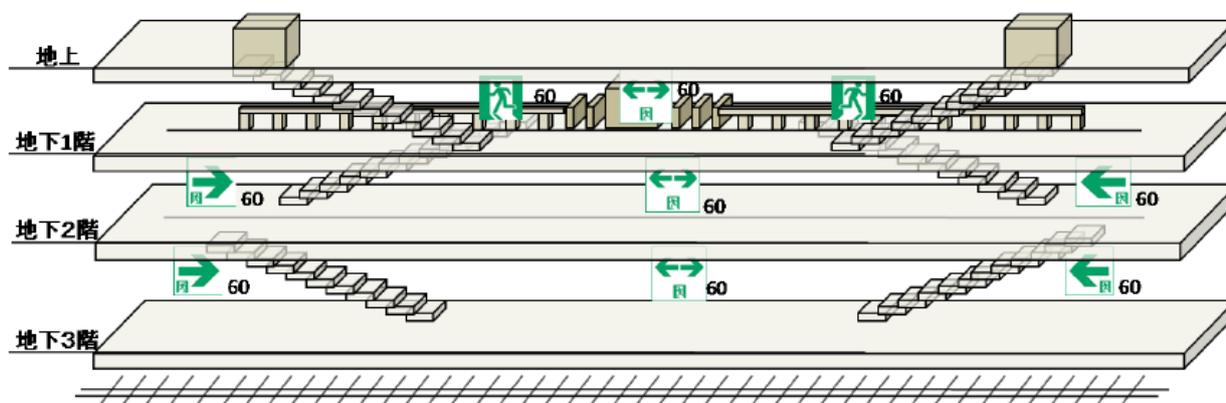


(2) 蓄光式誘導標識を設置し、通路誘導灯の非常電源の容量を20分間確保する場合



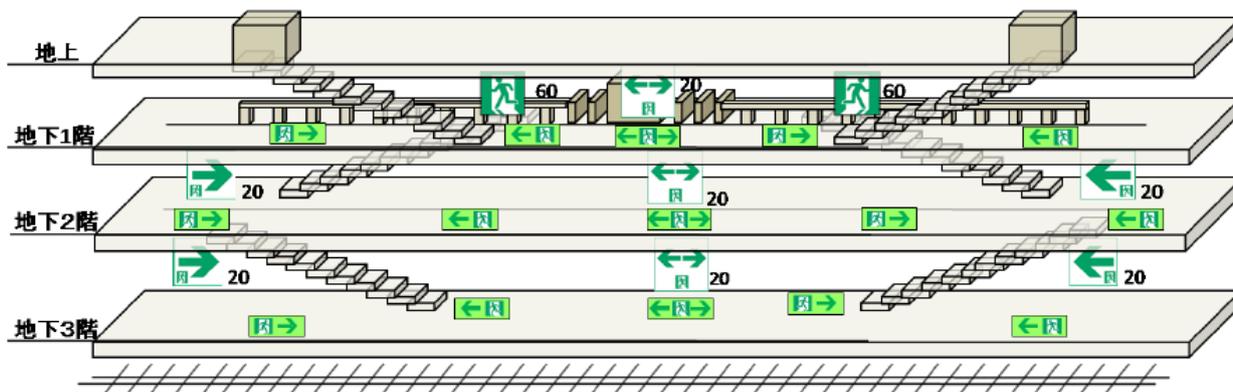
2 地下駅舎の場合

(1) 通路誘導灯の非常電源の容量を60分間確保する場合

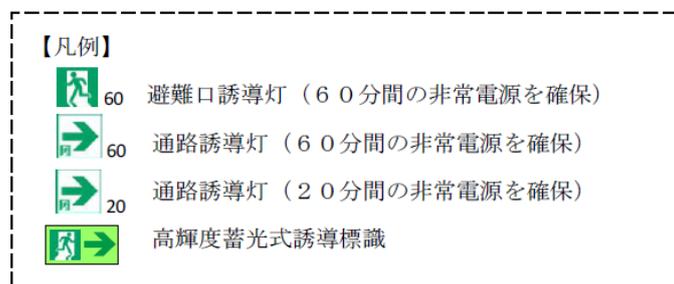


- ① 屋内から直接地上に通ずる出入口
 - ② 地階にある乗降場
 - ③ ②に通ずる階段、傾斜路及び通路
- } 誘導灯の非常電源の容量を60分間確保

(2) 蓄光式誘導標識を設置し、通路誘導灯の非常電源の容量を20分間確保する場合



- ① 屋内から直接地上に通ずる出入口 (誘導灯の非常電源の容量を60分間確保)
 - ② 地階にある乗降場
 - ③ ②に通ずる階段、傾斜路及び通路
- } 高輝度蓄光式誘導標識を設置



第17 消防用水（令第27条関係）

1 消防用水の形態等

消防用水は、防火水槽又はプールその他これらに類する形態（河川、海等は、原則として除く。）を有するものとする。

2 構造等

(1) 地盤面下4.5m以内の部分に設ける消防用水で吸管投入孔を設けるもの

ア 吸管投入孔●

(ア) 消防用水に設ける吸管投入孔は、直径0.6m以上の円形とし、所要水量が80m³未満のものにあつては1個以上、80m³以上のものにあつては2個以上設けること。

(イ) 吸管投入孔には、鉄蓋等を取り付けること。この場合、設置場所が車両の通行に供される場所にあつては、車両通行に耐える強度のものとする。

イ 水源

(ア) 水源水量

第2 屋内消火栓設備 1 (1)を準用すること。

(イ) 有効水源水量の確保●

吸管投入孔の直下には、集水ピット（釜場）を設けること。この場合、集水ピットは、一辺が0.6m以上の長方形若しくは正方形又は直径0.6m以上の円形とし、深さ0.5m以上とすること。

(ウ) 水源水槽の構造

第2 屋内消火栓設備 1 (6)を準用すること。

(2) 地盤面下4.5m以内の部分に設ける消防用水で採水口を設けるもの●

ア 採水口

(ア) 消防用水に設ける採水口は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令」（平成25年総務省令第23号。以下「結合金具の規格省令」という。）に規定される呼称75のめねじに適合する単口とし、設置個数は、第17-1表によること。

第17-1表

所要水量	20m ³	40～100m ³	120m ³ 以上
採水口の数	1個	2個	3個

(イ) 採水口は、地盤面から高さが0.5m以上1m以下の位置に設けること。

(ウ) 採水口には、覆冠等を取り付けること。

(エ) 採水口は、（一社）日本放水器具工業会の自主認定品を設けること。

イ 水源

水源は、前(1)イを準用すること。

ウ 配管等

採水口に接続する配管は、第2 屋内消火栓設備 3 (8)から(10)、(14)及び(20)を準用するほか、次によること。

(ア) 呼び径は、100A以上とすること。

(イ) 配管は、採水口1口ごとの単独配管とすること。

(3) 地盤面下4.5mを超える部分に設ける消防用水

次により、ポンプを用いる加圧送水装置（以下「加圧送水装置」という。）及び採水口を設けた場合は、令第27条第3項第1号の規定にかかわらず、令第32条の規定を適用し、地盤面下4.5mを超える部分に設ける有効水量を消防用水とすることができる。

ア 加圧送水装置の吐出量及び採水口の個数

加圧送水装置の吐出量及び採水口の個数は、第17-2表によること。

第17-2表

所要水量	20m ³	40～100m ³	120m ³ 以上
加圧送水装置の吐出量	1100 L/min	2200 L/min	3300 L/min
採水口の数	1個	2個	3個

イ 加圧送水装置

加圧送水装置は、第2 屋内消火栓設備2（(2)ウ及びエを除く。）を準用するほか、次によること。

(ア) 加圧送水装置の位置は、採水口からの取水に支障の生じない位置とすること。

(イ) 加圧送水装置の全揚程は、前アに定める吐出量時において採水口までの落差及び配管摩擦損失水頭に15mを加えた数値以上とすること。

ウ 採水口

採水口は、結合金具の規格省令に規定される呼称65の差し口に適合する単口とするほか、前(2)ア（イ）から（エ）までを準用すること。

エ 水源

水源は、第2 屋内消火栓設備1を準用すること。

オ 配管等

採水口に接続する配管は、呼び径65A以上とし、第2 屋内消火栓設備3(8)から(10)、(12)～(15)及び(17)～(20)までを準用すること。

カ 起動装置

(ア) 採水口の位置には、加圧送水装置の遠隔起動装置を設けること。ただし、防災センター等から加圧送水装置を起動できる場合において、防災センター等と相互に通話できる連絡装置を設ける場合は、遠隔起動装置を設けないことができる。

(イ) 遠隔起動装置又は連絡装置の直近には、規則第12条第1項第3号ロの規定に準じた赤色の灯火を設けること。

(ウ) 採水口の直近には、加圧送水装置の始動を明示する赤色の起動表示灯を設けること。ただし、前（イ）により設けた赤色の灯火を点滅させることにより、加圧送水装置の始動を表示できる場合は、表示灯を設けないことができる。

キ 貯水槽等の耐震措置

貯水槽等の耐震措置は、第2 屋内消火栓設備5を準用すること。

ク 非常電源、配線等

非常電源、配線等は、第2 屋内消火栓設備6を準用するほか、非常電源の容量は、加圧送水装置を有効に60分以上作動できる容量とすること。

(4) 地盤面より高い部分に設ける消防用水●

ア 採水口からの吐出圧力が0.15MPa未満の場合

(ア) 採水口

- a 採水口は、前(2)アを準用すること。
- b 採水口の直近には、止水弁を設け、当該位置で止水弁の操作が容易にできるものとする。

(イ) 水源

水源は、第2 屋内消火栓設備1を準用すること。

(ウ) 配管

配管は、前(3)オを準用すること。

(エ) 貯水槽等の耐震措置

貯水槽等の耐震措置は、第2 屋内消火栓設備5を準用すること。

イ 採水口からの吐出圧力が0.15MPa以上の場合

(ア) 貯水槽等からの吐出量及び採水口の個数

貯水槽等からの吐出量及び採水口の個数は、前(3)アを準用すること。

(イ) 採水口

- a 採水口は、前(3)ウを準用すること。
- b 採水口の直近には、止水弁を設け、当該位置で止水弁の操作が容易にできるものとする。

(ウ) 水源

水源は、第2 屋内消火栓設備1を準用すること。

(エ) 配管

配管は、前(3)オを準用すること。

(オ) 貯水槽等の耐震措置

貯水槽等の耐震措置は、第2 屋内消火栓設備5を準用すること。

(カ) 吐出圧力が1.6MPaを超えないための措置

採水口からの吐出圧力が1.6MPaを超えないための措置は、第2 屋内消火栓設備2(2)エ(ア)、(エ)、(オ)(dを除く。)及び(カ)を準用すること。

3 表示等

- (1) 消防用水を設けた場所の付近の見やすい位置に第17-1図の例により標識を設置することとし、「消防用水」の表示とともに当該消防水の容量を併記すること。
- (2) 吸管投入孔の蓋上部には、「吸管投入孔」と表示すること。
- (3) 採水口には、「採水口」又は「消防用水採水口」と表示すること。
- (4) 前2(3)により加圧送水装置を設けたものにあつては、採水口付近に当該加圧送水装置の起動方法を表示すること。

4 水量

一の消防用水は40m³以上の水量とすること。●

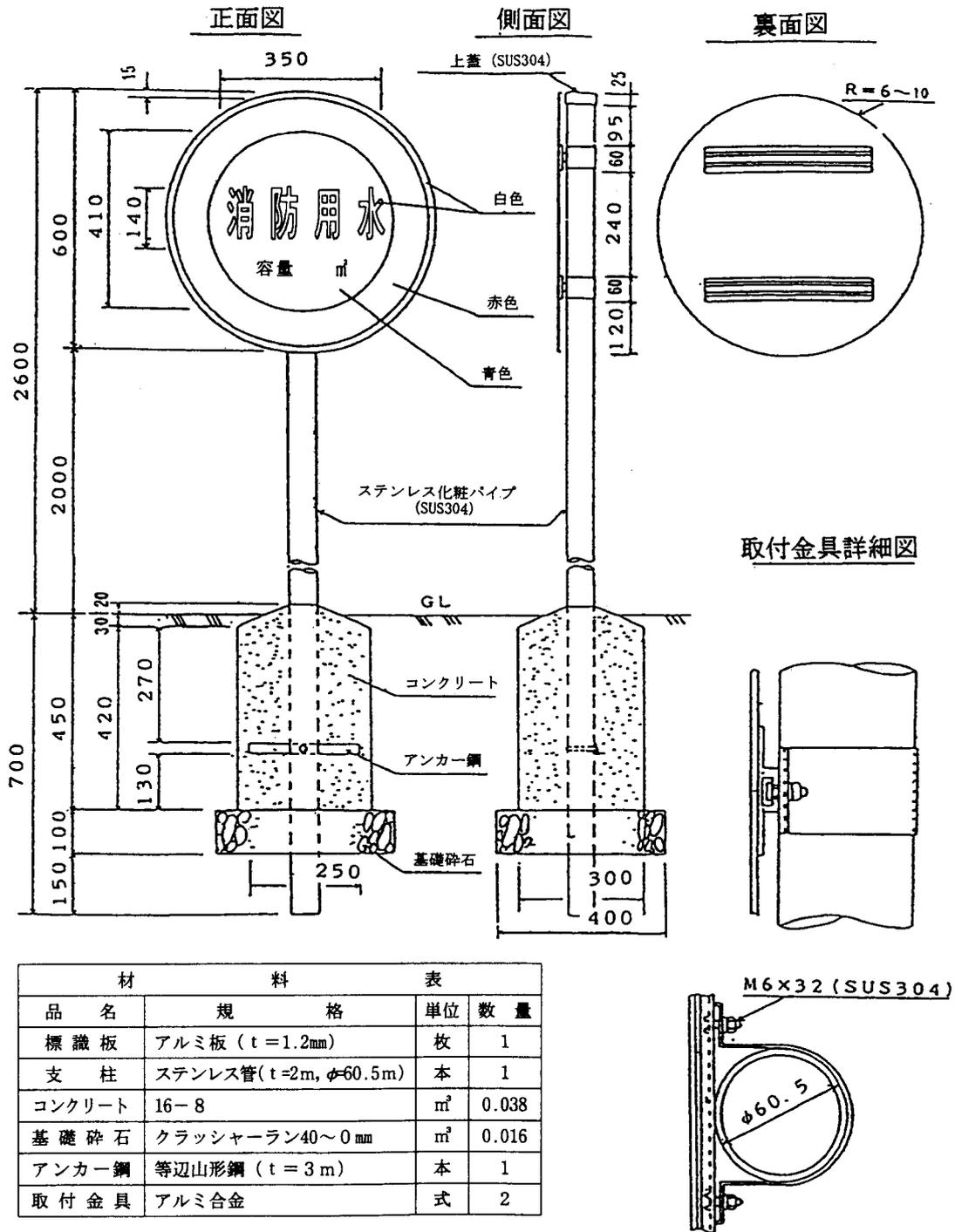
5 蓄熱槽水との兼用

消防用水を空調用蓄熱槽水と兼用する場合は、上記のほか、次によること。

- (1) 温度は、おおむね40℃以下であること。
- (2) 水質は、原水を上水道水とする等消防活動上支障がないものであること。
- (3) 吸管投入孔及び採水管の取水部分は、空調用蓄熱水槽部分のうち水温の低い部分に設けること。
- (4) 採水口は、消防ポンプ自動車は2m以内に接近できる位置に設けること。

- (5) 吸管投入孔及び採水口の付近には、見やすい個所に次の事項を掲示すること。
- ア 消防用水である旨
 - イ 採水可能水量
 - ウ 注意事項
- (6) 採水又は採水後の充水により、当該空調用蓄熱水槽に係る空調設備の機能に影響を及ぼさないようにするため、電磁棒又はフート弁等により有効水量を確保するなど、必要な措置が講じられていること。
- なお、採水により冷暖房に支障を生じない目安は、蓄熱槽容量の8分の1以下であることから、消防用水としての使用可能量については関係者と協議して決定すること。
- (7) 消火設備の水槽又は指定消防水利として使用する場合には、次によることとし、それぞれの使用に支障を生じないように必要な措置が講じられていること。
- ア 他の消火設備の水源と兼用する場合は、それぞれの規定水源水量を加算して得た量以上を確保すること。
 - イ 消防水利と兼用する場合は、消防水利又は消防用水それぞれの必要量のうち、大なるものの水量以上を確保すること。

消防用水標識参考図（第17-1図）



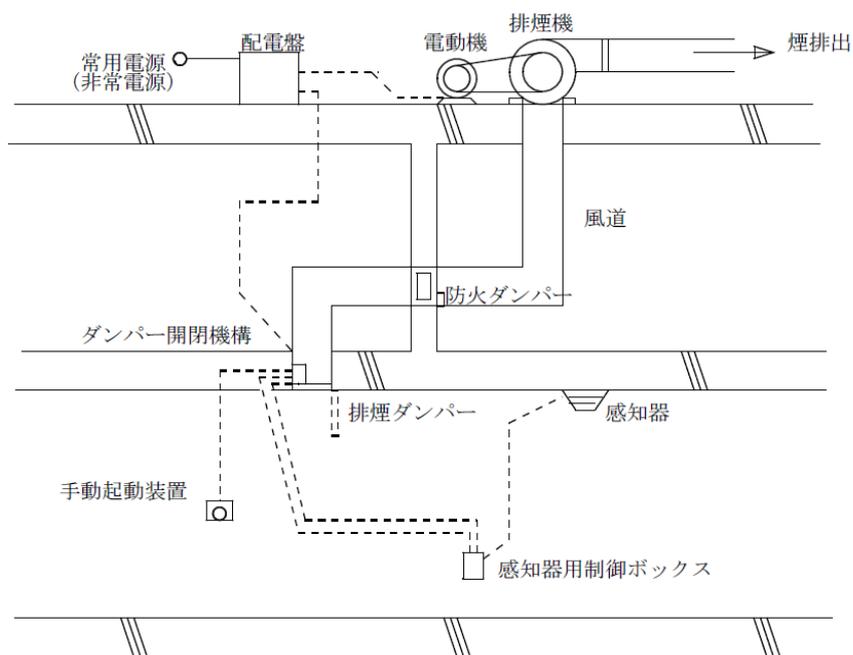
※ 消防水利の標識とする場合は、「消防用水」及び「容量」の部分を「消防水利」に改めること。

第18 排煙設備（令第28条、規則第29条及び第30条関係）

1 建基法に基づき設置される排煙設備との関連

建基法と整合が図られている技術基準の運用については、建基法の例によることとして差し支えないこと。ただし、排煙設備の主な設置目的は、消防法にあっては消防隊の安全・円滑な消火活動の確保、建基法にあっては在館者の安全・円滑な初期避難の確保であり、両方の趣旨が異なること等から次の点については、特に差違が設けられていること。

- (1) 建基法では、一定の区画・内装制限を行った部分に係る排煙設備については、設置が免除されているが、煙が滞留しやすい地階・無窓階において、盛期火災における安全・円滑な消火活動を確保するため、消防法では設置免除の対象外としていること。
- (2) 建基法では、排煙機又は給気機と接続していない煙突状の風道も認められているが、消防法では、消火活動上必要な風量を確実に担保するため、風道は排煙機又は給気機と接続されている必要があること。
- (3) 消防法では、風道にダンパーを設ける場合において、排煙機の機能を確保するための要件を規定している。特に、消火活動拠点については、自動閉鎖装置を設けたダンパーの設置を禁止していること。
- (4) その他、消防法では、消防用設備等として必要な要件を補足していること。（排煙機・給気機の被災防止、風道等への耐震措置等）

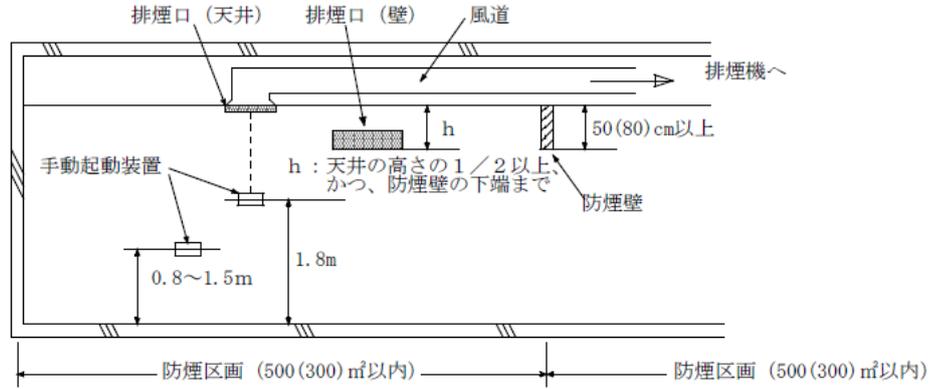


第18-1図 排煙機による排煙設備の構成例

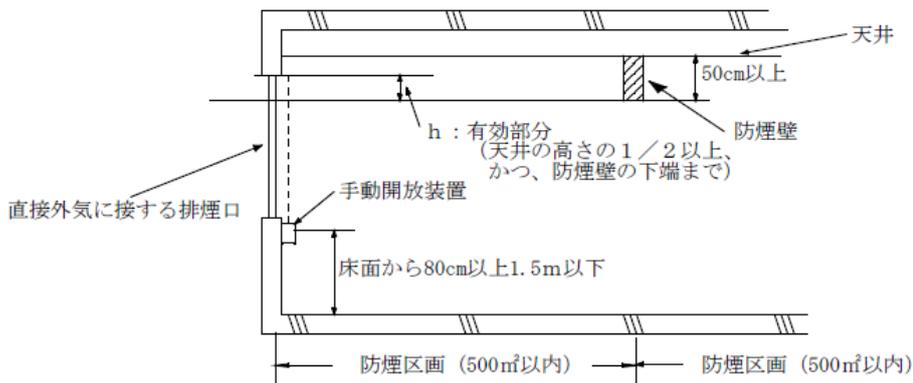
2 防煙区画

- (1) 防煙区画は、可能な限り単純な形状とし、2以上の階にわたらないこと。●
- (2) 防煙壁は、耐火構造又は不燃材料（アルミニウム、ガラス（線入りガラス又は網入りガラスを除く。）等加熱により容易に変形又は破損するものを除く。）とすること。
- (3) 同一防煙区画内や防煙壁で区画された2以上の防煙区画には、排煙機による排煙口と直接外気に接する排煙口を併用しないこと。
- (4) 可動式の防煙壁を設置する場合は、次によること。

- ア 防煙壁は、材質・構造等が火災時に有効かつ確実に作動しなければならないこと。
- イ 防煙壁の幅は 50cm 以上とするとともに、作動後、床面から 1.8m 以上の空間を確保して避難上支障ないものとする。
- ウ 煙感知器連動による作動方法とし、かつ、防煙壁の近接した部分に手動降下装置を設けること。
- エ 条例第68条の2第1項の各号に掲げる防火対象物にあつては、その作動が防災センターで制御でき、かつ、監視ができるようにすること。



排煙機による防煙区画

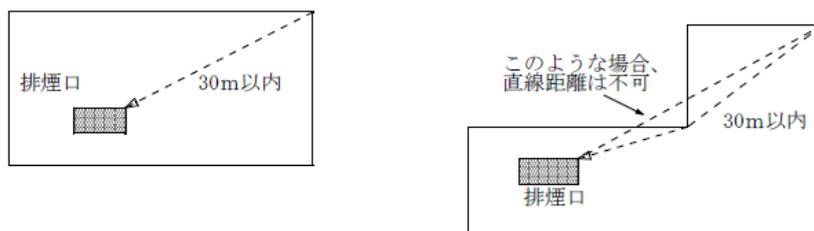


直接外気に接する防煙区画

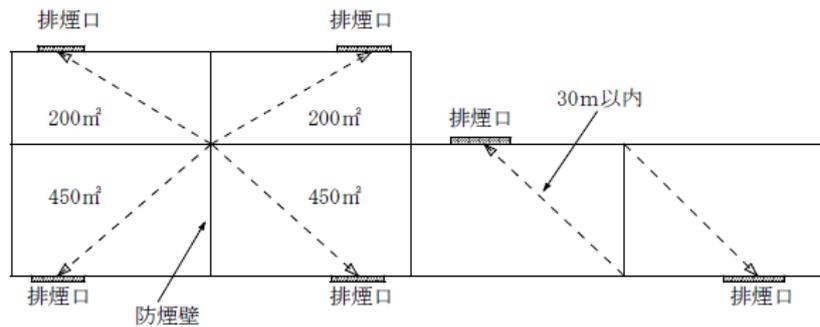
第 18-2 図 防煙区画の断面

3 排煙口の配置

防煙区画の各部分から一の排煙口までの水平距離は次によること。



排煙機による排煙口



直接外気に接する排煙口

第18－3図 排煙口の配置例

4 排煙機の排出口等

(1) 排煙機の排出口は、次によること。

ア 防火対象物の周囲の状況、気象条件等を考慮して、排出された煙が避難あるいは消火活動の妨げとならない位置に設けること。

イ 排出された煙が、給気風道の外気取り入れ口から流入しない位置に設けること。

(2) 給気機の外気取り入れ口は、煙の再吸入を防止するために、原則、防火対象物の低層階に設けること。

5 起動装置

規則第30条第4号に規定するほか、次によること。

(1) 手動起動装置

一の防煙区画内に複数の排煙機による排煙口を設ける場合においては、各々の排煙口に近接して手動起動装置を設けることを原則とし、その手動起動装置を操作すると当該防煙区画内のすべての排煙口が起動されるようにすること。

(2) 自動起動装置

ア 防災センター等に設ける起動等の制御及び作動状態の監視ができる装置は、次によること。

(ア) 明瞭に判別でき、かつ、速やかに操作することができる位置に配置すること。

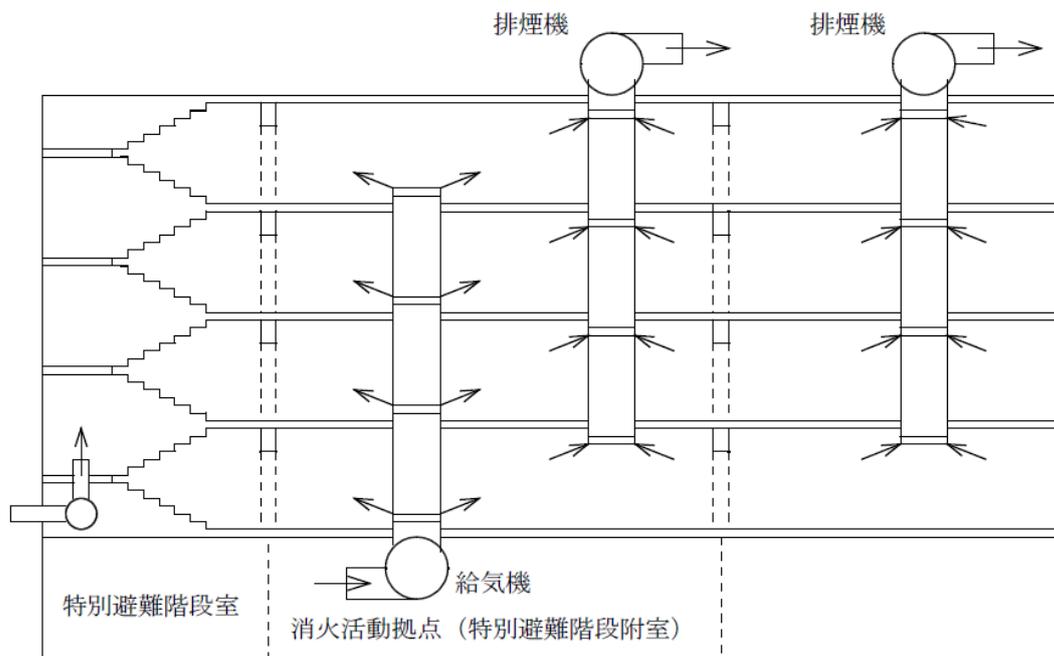
(イ) 当該防火対象物の階、作動状態等を系統別に表示できること。

イ 防災センター等には、排煙口を明記した防煙区画図及び排煙設備操作説明書を掲出すること。

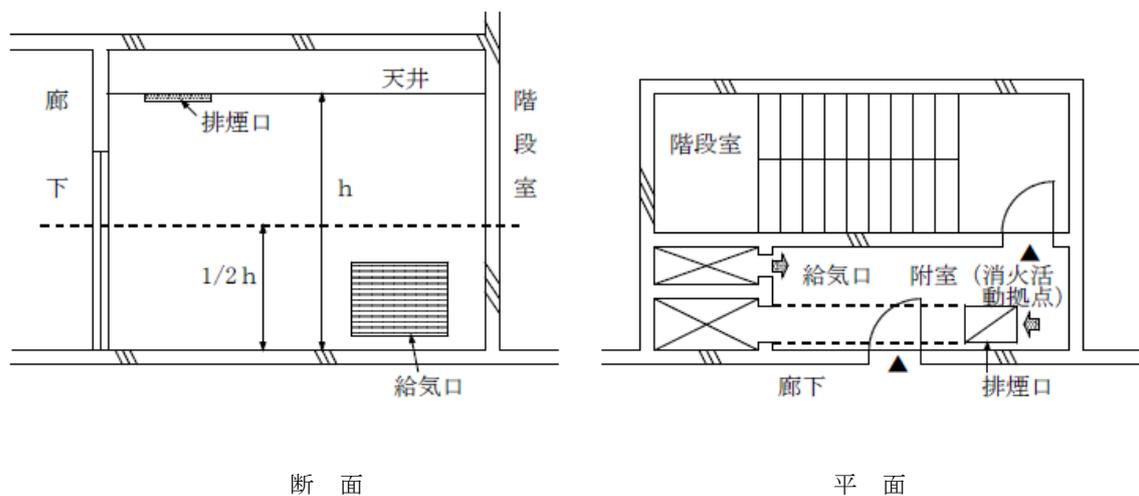
6 消火活動拠点

(1) 消火活動拠点に排煙口を設ける場合

消火活動拠点に排煙口を設ける場合については、次図を参考とすること。



構成例

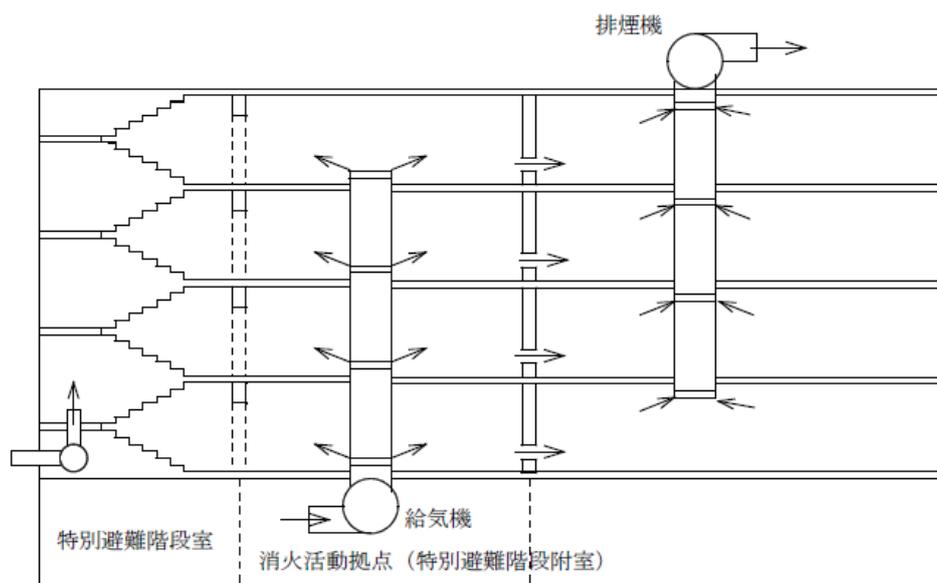


第 18-4 図 消火活動拠点に排煙口を設ける場合の例

(2) 消火活動拠点に排煙口を設けない場合 (加圧排煙)

消火活動拠点に排煙口を設けない場合 (加圧排煙) については、次の事項に留意すること。

- ア 給気加圧の圧力差は、消火活動拠点 > 消火活動拠点に通ずる廊下 > その他の部分の順とすること。
- イ 消火活動拠点及びこれに通ずる廊下扉の開閉困難等の障害を防止するため、余剰空気を排出させる装置等を設けること。
- ウ 消防活動拠点への加圧給気量は、加圧空間に面する扉、エレベーターシャフト等の隙間から漏れる量等を考慮して求めること。



第 18-5 図 消火活動拠点に排煙口を設けない場合（加圧排煙）の例

7 非常電源、配線等

第 2 屋内消火栓設備 6 を準用すること。

8 総合操作盤等

第 2 屋内消火栓設備 8 を準用すること。

9 その他

規則第 29 条第 2 号の規定に適合しない駐車場等にあつては、消火設備は排煙によって消火効果の低下しない水噴霧消火設備又は泡消火設備とすること。●

第19 連結散水設備（令第28条の2、規則第30条の2及び第30条の3、昭和48年告示第7号、平成13年告示第37号関係）

1 配管

配管は、第2 屋内消火栓設備3(9)、(10)、(12)、(13)、(18)から(20)までによるほか、次によること。

(1) 閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いる連結散水設備の配管にあっては、次によること。

ア 配管の口径とヘッドの関係は、第19-1表によるものであること。この場合、枝管に取り付けるヘッドの数は、配水管から片側5個までを限度とするものであること。

第19-1表

ヘッドの合計個数	2個以下	3個以下	5個以下	10個以下	20個以下
配管の呼び径(A)	32	40	50	65	80

イ 第2 屋内消火栓設備3(3)から(5)までによるほか、高架水槽等へ連結する配管径は、呼び径40A以上とすること。●

(2) 損失水頭は、送水口のホース接続口から配管の末端ヘッドまでの損失水頭にヘッドの吐出水頭を加算して100m以下となるようにすること。この場合におけるヘッドの放水圧力及び放水量は、それぞれ0.5MPa、180L/min以上とすること。

(3) 送水口の直近の配管には、逆止弁及び止水弁を設けること。●

(4) 配管の材質は、規則第30条の3第3号の規定によるほか、定格全揚程時における配管部分の圧力が1.6MPa以上となるものにあつては、JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する配管を使用すること。

2 送水口

送水口は、第3 スプリンクラー設備7(1)及び(2)イ、ウによるほか、次によること。

(1) 規則第30条の3第4号ホに規定する送水口は、認定品とすること。●

(2) 送水口は、地階に至る出入口付近で、前面道路等から容易に識別できる位置に設けること。●

(3) 送水口のホース接続口は、送水区域ごとに設けること。ただし、次のア及びイに該当する場合は、この限りでない。

ア 任意の送水区域を選択できる選択弁を設けてあること。

イ 各送水区域が耐火構造の壁、床及び特定防火設備である防火戸で区画されていること。

3 選択弁

前2(3)アにより設ける選択弁は、次によること。

(1) 一斉開放弁を制御する選択弁を用いる場合にあっては、送水区域に放水することなく一斉開放弁の作動試験ができるものであること。

(2) 選択弁及び一斉開放弁は、火災の際延焼のおそれの少ない場所で、点検に容易な位置に設けること。

4 散水ヘッド

(1) 規則第30条の2第2号から第5号までに掲げる散水ヘッドの設備を要しない部分の運用については、第3 スプリンクラー設備10(1)アからオまでをそれぞれ準用すること。

(2) 散水ヘッドは、閉鎖型散水ヘッド又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いること。●ただし、次のいずれかに該当する場所にあつては、開放型散水ヘッド（認定品に限る。）を用いることができるものとする。

ア 散水ヘッドの取り付け面の高さが床面から8m以上となる場所

イ 大規模な空間を有し、一斉散水による消火の方が適当な場所

5 散水ヘッドの設置位置及び送水区域

(1) 閉鎖型ヘッド（閉鎖型スプリンクラーヘッドに限る。）を用いるもの

第3 スプリンクラー設備10(2)及び(3)ア（ア）から（エ）までを準用するほか、次によること。

ア 各送水区域が接する部分のヘッドの間隔は、第3 スプリンクラー設備12(2)ウの例によること。ただし、各送水区域を耐火構造の壁、床又は特定防火設備である防火戸で区画した場合は、この限りでない。

イ 送水区域の末端には、規則第14条第1項第5号の2イからハまでの規定及び第3 スプリンクラー設備9（(4)を除く。）の例により末端試験弁を設けること。

(2) 開放型散水ヘッド又は閉鎖型散水ヘッドを用いるもの

前(1)アによるほか、配置形ごとの散水ヘッド間隔は、第3 スプリンクラー設備第3-5図から第3-7図まで及び次の数値を参照すること。●

ア 正方形に配置する場合 5.2m

イ 長方形に配置する場合 7.4m

6 表示

(1) 送水口に設ける標識は、「連結散水設備送水口」又は「連結散水送水口」と表示するものとし、大きさを30cm×10cm以上とすること。●

(2) 送水口付近には、各送水区域、選択弁、送水系統を明示した大きさ20cm×20cm以上の標識板を設けること。

●

(3) 選択弁設置位置には、当該弁である旨及び受持ち送水区域を明示した標識板を設けること。

第20 連結送水管（令第29条、規則第30条の4及び第31条、条例第57条、平成13年告示第37号、平成25年告示第2号
関係）

1 送水口

- (1) 規則第31条第3号に規定する送水口の結合金具は、差込式のものとする。
- (2) 規則第31条第4号の2に規定する送水口は、認定品とすること。●
- (3) 第3 スプリンクラー設備7(2)イ及びウを準用すること。

2 配管等

第2 屋内消火栓設備3（(1)、(2)、(11)、(14)から(17)までを除く。）を準用するほか、次によること。

- (1) 配管は、専用とすること。ただし、第2 屋内消火栓設備3(1)に該当し、かつ、次により設ける場合にあっては、屋内消火栓設備の配管と兼用することができる。
 - ア 屋内消火栓設備の開閉弁は、減圧機構付とし、最大使用圧力が当該開閉弁に加わる圧力値を超えるものとする。
 - イ 逆止弁はポンプと連結送水管の送水口の間設け、連結送水管の送水圧力がポンプに直接かからないように措置すること。
 - ウ 連結送水管と同等の圧力が加わる部分は、屋内消火栓設備と連結送水管の両基準に適合すること。
- (2) バルブ類の材質は、規則第31条第5号ニ（イ）の規定によるほか、当該バルブ類の設置場所の使用圧力値以上の圧力値に適用するものを設けること。
- (3) 設計送水圧力が1.0MPaを超える場合に用いるバルブ類は、規則第31条第5号ニ（ロ）の規定によるものうち、呼び圧力16K以上の耐圧性が確認されているものとする。
- (4) 送水口直近の配管には、逆止弁及び止水弁を設けること。●
- (5) 別記1「消防法施行規則第30条の4第1項並びに第31条第5号ロ及び第6号イ（ロ）に規定する防火対象物等の指定」（平成13年3月23日、消防局告示第1号）に基づき、主管の内径を100mm未満にする場合は、水力計算式（別記2「主管の内径の特例適用に伴う水力計算及び計算方法」及び別記3「摩擦損失水頭一覧表」参照）に選定した100mm未満の主管径（65A以上に限る。）の流量に対する数値を入れ設計送水水頭の値を求め、この時の値が160m以下である場合、選定した100mm未満の主管が使用できること。

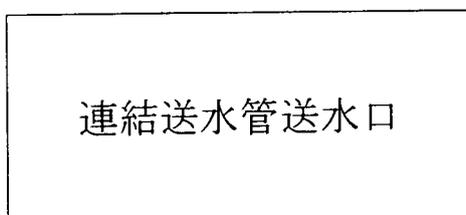
3 放水口

- (1) ホース接続口は、呼称65の差込式とすること。
- (2) 放水口の開閉弁は、最高使用圧力が当該開閉弁に加わる圧力の圧力値を超えるものとする。
- (3) 放水口は、階段（屋外階段が設けられる場合は、努めて当該階段とする。）、非常用エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所に設けること。ただし、直接外気に開放された廊下等に設ける場合で、消防隊の使用に支障ないと認める場合は、階段等から5m以内の場所とすることができる。
- (4) 放水口は、原則として各階の同一位置とするように設けること。●
- (5) 格納箱に収納する場合は、第2 屋内消火栓設備7(1)ウに準じた格納箱とすること。

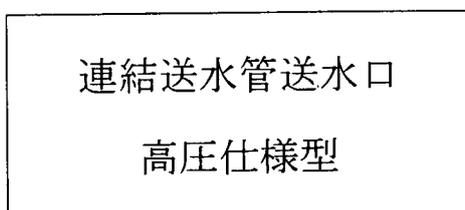
4 表示

- (1) 送水口に設ける標識は、「連結送水管送水口」と表示するものとし、大きさ30cm×10cm以上のものとする。●（第20-1図参照）
- (2) 設計送水圧力が1.0MPaを超えるものにあつては、前(1)の標識に「高圧仕様型」と併記するか近接する見やすい箇所にその旨を表示すること。●（第20-2図参照）
- (3) 主管の内径を100mm未満にしたものにあつては、前(2)のほかに主管の内径を表示すること。●（第20-3図参照）

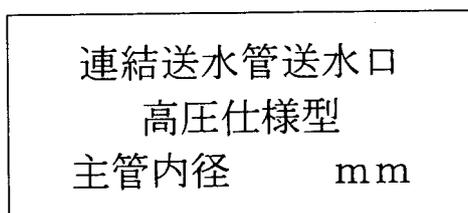
- (4) 放水口又は格納箱には「放水口」と表示するか、又は「消防章」を設けること。この場合、放水口の表示文字の大きさは、1字につき20cm²以上、消防章の大きさは、直径10cm以上とすること。
- (5) 放水口を屋内消火栓箱に設けたものにあつては、前(4)の表示を当該屋内消火栓箱に併記すること。
- (6) 放水口を前3(3)ただし書の場所に設ける場合にあつては、放水口の上部に規則第12条第1項第3号口の規定により赤色の灯火を設けること。ただし、放水口を屋内消火栓箱内に設けたものは、この限りでない。



第20-1図 連結送水管の送水口である旨の標識例



第20-2図 設計送水圧力が1MPaを超える場合の標識例



主管内径には、85、65等の口径を記入する。

第20-3図 主管の内径を100mm未満にした場合の標識例

5 設計送水圧力

規則第31条第5号口に定める設計送水圧力は、次の(1)から(3)により、それぞれのノズル先端圧力で放水量を満足できるものとする。ただし、設計送水圧力の上限は1.6MPaとすること。(別記4「設計送水圧力計算方法」参照)

- (1) 主管の内径を100mm未満にする防火対象物
ノズル先端圧力1.0MPaで放水量800L/min
- (2) 放水圧力を1.0MPaに指定した防火対象物（(1)を除く。）
ア ノズル先端圧力1.0MPaで放水量800L/min
イ ノズル先端圧力0.6MPaで放水量1600L/min
- (3) その他の防火対象物
ノズル先端圧力0.6MPaで放水量1600L/min

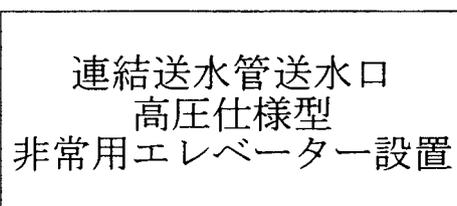
6 地階を除く階数が11以上の防火対象物に設ける連結送水管

1から4までによるほか、次によること。

- (1) 放水用器具は、噴霧切替ノズル（結合金具呼称50mmグリップ付に限る。）1本及び呼称50mm長さ20mのホース2本以上を媒介金具により放水口に接続させ、収納しておくこと。
- (2) (1)の放水用器具は、各階又は1階層おきに分散しておくことができる。

- (3) ホース格納箱に放水口を収納すること。ただし、放水口直近に設ける場合は、この限りでない。
- (4) ホース格納箱の構造、材質等、第2 屋内消火栓設備7(1)ウを準用すること。
- (5) ホース格納箱には、その前面に赤地に白文字又は白地に赤文字で「ホース格納箱」と表示するものとし、大きさを50cm×8cm以上とすること。
- (6) 非常用エレベーターが設置されている場合（11階以上のすべての階に乗降ロビーがある場合に限る。）には、ホース格納箱を設置しないことができる。

なお、この場合には、送水口付近に「非常用エレベーター設置」と表示すること。（第20-4図参照）



第20-4図 ホース格納箱を設置しない場合の標識例

- (7) 規則第31条第6号イに規定する加圧送水装置を設けるものにあつては、次によること。

ア 加圧送水装置の設置場所

第2 屋内消火栓設備2(1)によるほか、送水口における設計送水圧力を1.6MPa以下に設定して、規定のノズル先端水頭が得られるように設けること。また、70m以下の防火対象物であっても、設計送水圧力が1.6MPaを超えるものにあつては、加圧送水装置を設けることが望ましいこと。●

イ 加圧送水装置等

加圧送水装置にポンプを用いるものにあつては、第2 屋内消火栓設備2(2)（ウ、エを除く）を準用するほか、次によること。

(ア) 主管の内径を100mm未満にする防火対象物のポンプの吐出量は、規則第31条第6号イ（イ）の条文中的かつこ内の「水力計算に用いた量」を400L/minとして取り扱うこと。

(イ) ポンプの全揚程は、規則第31条第6号イ（ロ）の規定による式により、次に掲げる防火対象物ごとの放水量及びノズル先端水頭で求めた値以上とすること。

a 主管の内径を100mm未満にする防火対象物

放水量800L/min（一のポンプで2以上の立管に接続する場合は、1,200L/min）時にノズル水頭100m以上

b 放水圧力を1.0MPaに指定した防火対象物（aを除く。）

次の（a）及び（b）により計算して求めた数値のいずれか大きい方の値とすること。

(a) 放水量800L/min（一のポンプで2以上の立管に接続する場合は、1,200L/min）時にノズル水頭100m以上

(b) 放水量1600L/min（一のポンプで2以上の立管に接続する場合は、2,400L/min）時にノズル水頭60m以上

(ウ) ポンプの押込圧は、設計送水圧で送水した場合にポンプの設計押込圧以下とすること。

(エ) ポンプの締切揚程に押込揚程を加えた値が170m以上となる場合にあつては、複数のポンプを直列に設けること。

(オ) ポンプ運転時の放水の際に1.6MPaを超える放水口にあつては、1.6MPaを超えないような措置を講じること。

(カ) 配管の構造等は、次によること。

a 加圧送水装置の吸水側配管と吐出側配管との間にバイパスを設け、バイパスには、逆止弁を設けるこ

と。(第20-5図参照)

b 立上り配管を2以上設置した場合は、各送水口から送られた水が合流する加圧送水装置の吸水側配管及び吐出側配管の口径を、呼び径150A以上とすること。

c ポンプ廻りの配管には、一次側には放水口を、二次側は送水口又は放水口を設置すること。(第20-6図参照)

d ポンプ一次側及び二次側の止水弁は、ポンプと主管を分離できるように主管側に設置すること。(第20-6図参照)

e ポンプの一次側の配管に、圧力調整及び止水弁を設置しバイパス配管とすること。ただし、高圧押し込み仕様のポンプを使用する場合は、この限りでない。(第20-6図参照)

(キ) 加圧送水装置の起動方法は、次のいずれかの方法によることとし、防災センターで起動が確認できるものであること。

a 防災センターから遠隔操作により起動することができ、かつ、送水口の直近から防災センターと相互に連絡できる装置を有するもの

b 送水口から遠隔操作により起動することができるもの

c 流水検知装置又は圧力装置によるもの

(ク) 加圧送水装置を設置した機械室又はその直近部分並びに送水口及び防災センターに相互に連絡できる装置(インターホン等)を設置すること。

(ケ) 非常電源、配線等は、第2 屋内消火栓設備6を準用すること。

ウ 表示

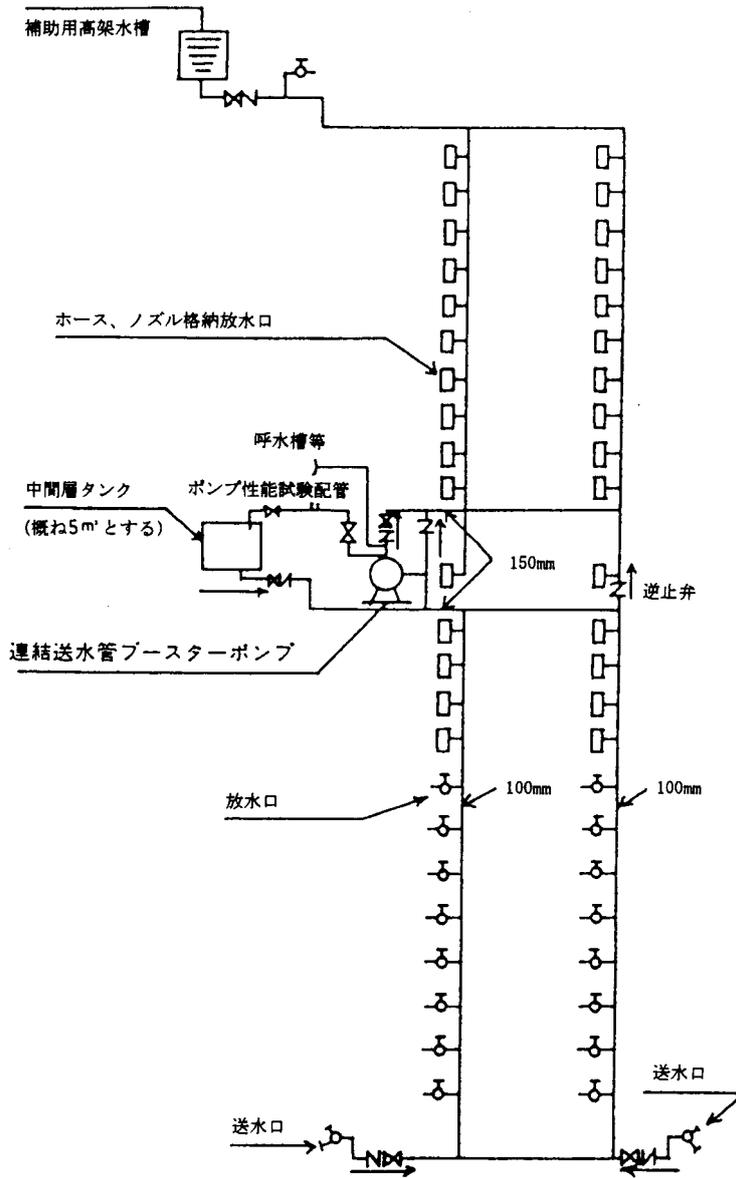
(ア) 加圧送水装置を設置したものは、ポンプ運転時に最上階において必要なノズル圧力を得るための設計送水圧力を送水口付近に表示すること。

(イ) ポンプ方式の加圧送水装置を設置した機械室の扉には、「連結送水管用ブースターポンプ」と表示するとともに、ポンプ一次側の止水弁には、「連結送水管用止水弁」と表示すること。

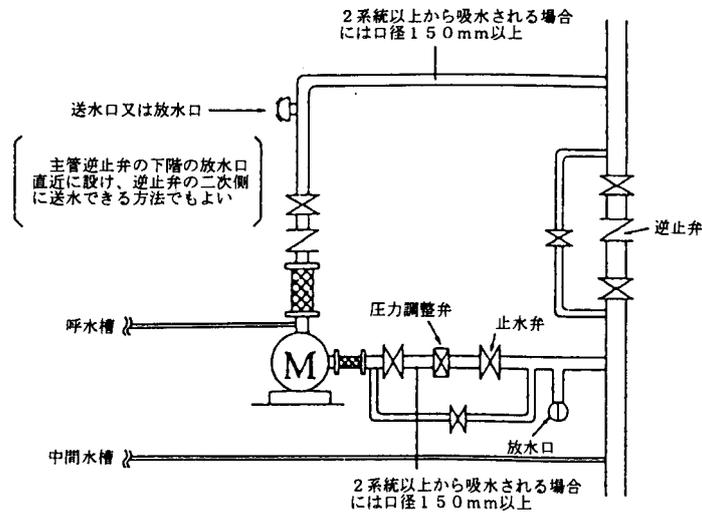
7 総合操作盤等

第2 屋内消火栓設備8を準用すること。

超高層連結送水管の配管図例



第20-5図



第20-6図

別記 1

消防局告示第 1 号

消防法施行規則第30条の 4 第 1 項並びに第31条第 5 号ロ及び
第 6 号イ（ロ）に規定する防火対象物等の指定

消防法施行規則（昭和36年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第30条の 4 第 1 項並びに第31条第 5 号ロ及び第 6 号イ（ロ）の規定に基づき、消防長が指定する防火対象物等を次のとおり指定する。

消防法施行規則第31条第 5 号ロ及び第 6 号イ（ロ）の規定に基づく連結送水管に関する技術上の基準の細目（平成 2 年11月消防局告示第 5 号）は、廃止する。

平成13年 3 月23日

横浜市消防局長 西村 浩

- 1 規則第30条の 4 第 1 項の規定に基づき、消防長が指定する防火対象物は、連結送水管の放水口を設けるすべての階が次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第 1 (5) 項ロの用途に供されているもの（共同住宅に限る。）
 - (2) スプリンクラー設備が令第12条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているもの
- 2 規則第31条第 5 号ロの規定に基づき、消防長が指定する防火対象物は、次に掲げるものとし、当該防火対象物における消防長が指定する放水圧力は、1 メガパスカルとする。
 - (1) 令第29条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する防火対象物
 - (2) 横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）第57条第 1 項第 1 号及び第 3 号に規定する防火対象物
- 3 規則第31条第 6 号イ（ロ）の規定に基づき、消防長が指定するノズル先端における放水時の水頭は、100メートルとする。

別記 2

主管の内径の特例適用に伴う水力計算

主管径を100mm未満にする場合は、次の水力計算に選定した100mm未満の主管径（65A以上に限る。）の流量に対する数値を入れて、設計送水水頭の値を求め、その値が160m以下である場合に、選定した100mm未満の主管径とすることができることとする。

送水水頭の上限 ≥ 設計送水水頭 = 配管等の摩擦損失水頭 + 落差 + ノズル先端水頭

$$\text{計算式 } H_{\max} (160) \geq H = \frac{(h_1 + h_2 + h_3 + h_4 + h_5)}{100} + h_a + n$$

※ 計算式に選定した100mm未満の主管径（65A以上に限る。）の流量に対する数値を入れる。

配管等の摩擦損失水頭

H_{\max} : 160m (1.6MPa)

h_1 : 送水口の水頭長 (130m)

h_2 : $L_1 \times a$ h_3 : $L_2 \times b$

L_1 、 L_2 : 配管の直管の長さ + 管継手等の直管相当長さ

a 、 b : 配管径の流量に対する数値

◇配管 (JIS G3454、Sch40) の摩擦損失水頭 (100m当たり)

a : 配管流量800L/min → 65A (28.97m)、80A (12.67m)

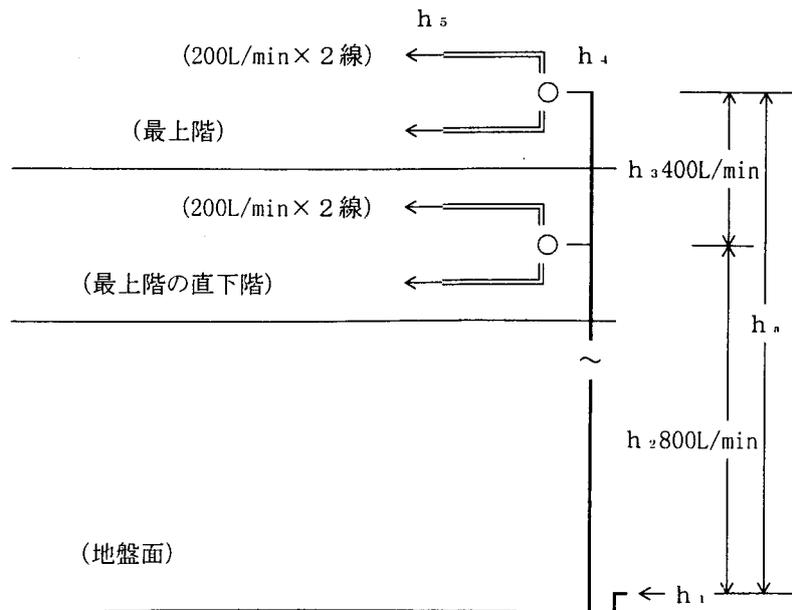
b : 配管流量400L/min → 65A (8.04m)、80A (3.51m)

h_4 : 放水口の水頭長 (65A玉型弁相当、配管流量400L/min)

h_6 : ホース (ホース2本 (50mm×20m))

h_a : 落差 (送水口から最上部の放水口までの高さ : m)

n : 流量可変型ノズル等のノズル先端水頭長 (100m : 1.0MPa)



主管の内径の特例適用に伴う水力計算方法

階数が8階（階高を3mとし、送水口から最上階の放水口までの高さを21mとする。）の建築物で主管の内径を65Aと80Aを仮定する。

$$\text{計算式 } H_{\max}(160) \geq H = \frac{(h_1 + h_2 + h_3 + h_4 + h_5)}{100} + h_a + n$$

配管等の摩擦損失水頭（別記3「摩擦損失水頭一覧表」参照）

H_{\max} : 160m (1.6MPa)

h_1 : 送水口 (130m \div 38.3 \times 3.4)

h_2 : L_1 (配管直管+管継手等) $\times a$

* L_1 [配管流量800L/min (200L/min \times 4口) の配管長さ]

縦引き配管 : 18m + 1m

横引き配管 : 2m + 3m

管継手 (エルボ \times 2) : m

バルブ類 (仕切弁、逆止弁) : m

h_3 : L_2 (配管直管+管継手等) $\times b$

* L_2 [配管流量400L/min (200L/min \times 2口) の配管長さ]

縦引き配管 : 3m

横引き配管 : 2m

管継手 (チーズ \times 1) : m

h_4 : 放水口 (22 \times 8.04)

* 65A玉型弁相当、配管流量400L/min

h_5 : ホース等 (5 \times 40m + 22 \times 8.04)

* ホース 2本 \times 20m (50mmホース、配管流量200L/min)

分岐金具 (65A玉型弁相当、配管流量400L/min)

h_a : 落差 (送水口から最上部の放水口までの高さ : m)

n : 流量可変型ノズル等のノズル先端水頭長 (100m : 1.0MPa)

a 、 b : 単位当たりの摩擦損失水頭

(1) 主管径を65Aと仮定

$$\frac{h_1 \quad h_2 \quad h_3 \quad h_4 \quad h_5}{130 + (24 + 4.0 + 5.5 + 0.4) \times 28.97 + (5.0 + 4.0) \times 8.04 + 177 + 377 \quad h_a \quad n}{100} + 21 + 100$$

$\approx 138.3\text{m}$

設計送水水頭が138.3m (160m以下) であるため、主管径を65Aにできる

摩擦損失水頭一覧表

圧力配管用炭素鋼鋼管（J I S G 3454）、S c h 40を使用する場合

種 別		大きさの呼び		65	80	100	150
管 継 手	ね じ 込 み 式	45° エルボ		0.9	1.1	1.4	2.1
		90° エルボ		2.0	2.4	3.1	4.5
		リタンベント（180°）		4.8	5.7	7.5	11.0
		チーズ又はクロス（分流90°）		4.0	4.7	6.1	9.1
手 接 式	溶 接 式	45° エルボ	ロング	0.4	0.5	0.6	0.9
		90° エルボ	ショート	1.1	1.3	1.6	2.4
			ロング	0.8	0.9	1.2	1.8
		チーズ又はクロス（分流90°）		3.0	3.5	4.6	6.8
バル ブ 類	仕 切 弁		0.4	0.5	0.7	1.0	
	玉 形 弁		22.0	26.0	34.0	50.3	
	アングル弁		11.0	13.1	17.1	25.2	
	逆止弁（スイング型）		5.5	6.5	8.5	12.5	
送 水 口				38.3			

配管の摩擦損失水頭表（100m当たり） J I S G 3454、S c h 40

呼び径 流量 L / min	65	80	100	150
400	8.04	3.51	0.94	0.14
800	28.97	12.67	3.40	0.51
1200	61.33	26.82	7.20	1.08
1600	104.43	45.67	12.27	1.84
2400	221.11	96.69	25.97	3.90

ホースの摩擦損失水頭表（100m当たり）

ホースの呼称 流量 L / min	50	65
200	5	—
400	20	7

設計送水圧力計算方法

1 設計送水圧力

設計送水圧力は、ノズル先端における放水圧力が指定（もしくは規定）された放水圧力以上となるように送水した場合における送水口における圧力をいう。

$$\text{設計送水圧力} = \text{摩擦損失水頭} + \text{背圧（落差）} + \text{放水圧力}$$

2 計算方法

設計送水圧力は、次に掲げる防火対象物により、それぞれのノズル先端圧力及び放水量から摩擦損失水頭等を計算して求めた値とする。

(1) 主管内径を100mm満にできる防火対象物

ノズル先端圧力1.0MPaで、放水量が800L/min

$$\text{設計送水圧力} = \text{摩擦損失水頭換算圧} + \text{背圧} + 1.0\text{MPa} \cdots (a)$$

(2) 放水圧力を指定された防火対象物

次の①及び②の数値のいずれか大きい方の値とする。

① ノズル先端圧力1.0MPaで、放水量が800L/min

設計送水圧力は（a）式による。

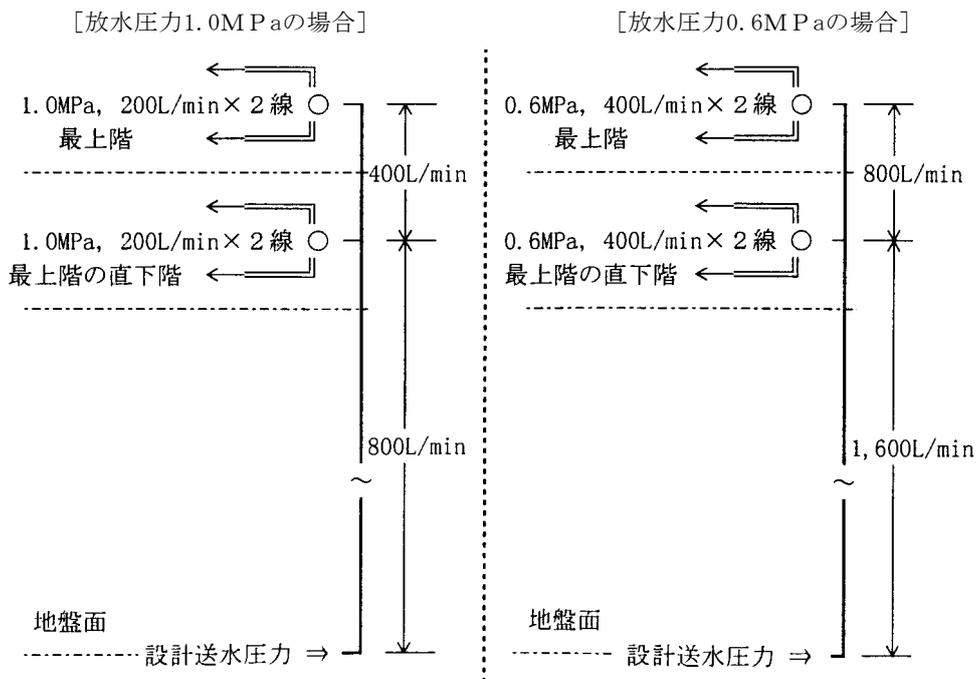
② ノズル先端圧力0.6MPaで、放水量が1,600L/min

$$\text{設計送水圧力} = \text{摩擦損失水頭換算圧} + \text{背圧} + 0.6\text{MPa} \cdots (b)$$

(3) その他の防火対象物

ノズル先端圧力0.6MPaで、放水量が1,600L/min

設計送水圧力は（b）式による。



3 計算例

加圧送水装置の設置に伴う設計送水圧力の計算は、前述の式により行い、設計送水圧力が1.6MPaを超えた場合、加圧送水装置の設置が望ましい。

なお、次の条件で各主管径に伴う階別の設計送水圧力を表としたので参考とされたい。

設計送水圧力=摩擦損失水頭換算圧+背圧+1.0MPa

$$100H = \frac{h_1 + h_2 + h_3 + h_4 + h_5}{100}$$

H：摩擦損失水頭換算圧

h_1 ：送水口（130m \div 38.3 \times 3.4）

h_2 ： L_1 （配管直管+管継手等） \times a

* L_1 [配管流量L/min（L/min \times 4口）の配管長さ]

縦引き配管：m（階高3m、送水口の高さ0.5m）

横引き配管：2m

管継手（エルボ \times 2）：m

バルブ類（仕切弁、逆止弁）：m

h_3 ： L_2 （配管直管+管継手等） \times b

* L_2 [配管流量L/min（L/min \times 2口）の配管長さ]

縦引き配管：3m

横引き配管：2m

管継手（チーズ \times 1）：m

h_4 ：放水口（177又は637m \div 22 \times 8.04又は28.97）

* 65A玉型弁相当、配管流量400又は800L/min

h_5 ：ホース（200又は800m \div 5又は20 \times 40m）

* ホース2本 \times 20m（50mmホース、配管流量200又は400L/min）

※ a、b：配管の単位当たりの摩擦損失水頭

(1) 放水圧力0.6MPaで送水量1,600L/minの場合

	12階 33m	13階 36m	19階 54m	20階 57m	25階 72m	26階 75m	28階 81m	29階 84m
65A	1.56	L62						
80A			1.60	1.65				
100A					1.58	1.62		
150A							1.58	1.61

(2) 放水圧力1.0MPaで送水量800L/minの場合

	13階 36m	14階 39m	15階 42m	16階 45m	17階 48m	18階 51m	19階 54m	20階 57m
65A	1.55	1.58	1.62					
80A			1.54	1.57	1.60			
100A					1.55	1.58	1.61	
150A							1.59	1.62

第21 非常コンセント設備（令第29条の2、規則第31条の2、条例第58条関係）

1 設置位置

非常コンセントの設置位置は、第20 連結送水管 3 (3)及び(4)の例に準じること。

2 電気の配給容量

非常コンセントの電気の配給容量は、1個あたり1.5kVA以上とし、一の幹線に3個以上の非常コンセントが接続されている場合にあつては、最大3個の容量として算定することができる。

3 接地

規則第31条の2第4号に定める接地工事は、電気設備の技術基準の解釈第17条に定めるD種接地工事（以下第21において「接地」という。）とすること。

4 保護箱

規則第31条の2第2号に定める保護箱は、耐火構造の壁等に埋め込むか、「配電盤及び分電盤の基準」（昭和56年告示第10号。以下第21において「告示」という。）第3、1(2)に準じたものとするほか、次によること。

(1) 保護箱の大きさは、長辺が25cm以上、短辺が20cm以上であるものとする。

(2) 保護箱に用いる材料は、防せい加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものとする。

(3) 保護箱には、容易に開閉できる扉を設けること。

なお、当該扉にあつても、告示第3、1(2)に準じた措置を施すこと。●

(4) 保護箱内には、差込プラグの離脱を防止するためのフック（L型又はC型）等を設けること。

(5) 保護箱には、接地を施すこと。

5 電源及び配線

電源及び配線は、次によること。

(1) 電源からの回路は、各階の主配電盤から専用とすることとし、回路上には地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。

(2) 専用の幹線から各階の非常コンセントに分岐する場合は、保護箱内に分岐用の配線用遮断器（15A）の充電部を露出しないように設けること。

分岐する場合等に用いるプルボックスは、前4(2)に準じたものであること。

6 非常電源、配線

第23 非常電源の基準によるほか、規則第31条の2第9号ハに規定する灯火の回路の配線は、前5(2)の配線用遮断器の一次側から分岐するものとし、当該分岐回路に自動遮断器等を設けること。この場合、充電部を露出しない構造とすること。

7 表示

規則第31条の2第9号イの規定による表示は、1字につき2cm角以上とすること。●

8 保護箱と消火栓箱等の接続

非常コンセントの保護箱を消火栓箱等に接続する場合は、次によること。

(1) 保護箱は、消火栓箱等の上部とすること。

(2) 消火栓部分、放水口部分及び弱電流電線等と非常コンセントは、不燃材料で区画すること。

(3) 消火栓箱部分の扉の保護箱の扉は、別開きができるようにすること。

(4) 非常コンセント設備の赤色の灯火は、規則第12条第1項第3号ロに定める赤色の灯火と兼用することができる。

9 総合操作盤

第2 屋内消火栓設備 8を準用すること。

第22 無線通信補助設備（令第29条の3、規則第31条の2の2関係）

1 無線通信補助設備の方式

無線通信補助設備の方式は、漏えい同軸ケーブル、空中線、同軸ケーブル、中継器、分配器、接続端子その他これらに類する器具で構成される漏えい同軸ケーブル方式又は空中線方式とすること。（別図参照）

2 機能等

無線通信補助設備の機能等は、次によること。

(1) 無線通信補助設備は、電波をふく射する漏えい同軸ケーブル及び空中線を防火対象物の屋内の部分に設けることとするほか、次によること。

ア 当該防火対象物以外の部分への電波の漏えいは、できる限り少なくし、他の無線局の運用に支障を与えないものであること。

イ 放送受信設備に妨害を与えないものであること。

ウ その他、有線電気通信設備令（昭和28年政令第131号）に定める規定に適合するものであること。

(2) 無線通信補助設備に使用する周波数帯は、別記「消防法施行規則第31条の2の2第1号に規定する周波数帯の指定」（平成25年12月13日、消防局告示第1号）により400MHz帯（災害共通波）とするほか、260MHz帯（方面波）とすること。

(3) 無線通信補助設備に他の用途を共用する場合には、次の用途以外の接続端子を設けないこと。

ア 警察用の無線通信

イ 防災管理用の無線通信

ウ ア及びイ以外の用途に使用するもので、総務大臣又は関東総合通信局長が認める無線通信又は有線通信

(4) 前(3)の用途と共用する場合には、共用器を設けること。ただし、共用器を設けなくとも使用周波数から感度抑圧、相互変調等による相互の障害を生じないものにあつては、この限りでない。

(5) 接続端子に無線機を接続し、防火対象物を移動する無線機と通信を行った場合、全区域にわたり無線連絡ができること。ただし、次に掲げる部分については、この限りでない。

ア 耐火構造の壁若しくは床又は特定防火設備である防火戸で区画された床面積の合計が100㎡以下の倉庫、機械室、電気室、その他これらに類する部分

イ 室内の各部分から一の出入口までの歩行距離が20m以下の室で、各出入口のシャッター及び扉が閉じられた状態における当該室内の部分

ウ 柱、壁、金属物等のある場所のうち電波が著しく遮へいされる部分で床面積が100㎡以下の部分

(6) 一の接続端子に無線機を接続した場合、他の接続端子に接続した無線機と通話ができること。

3 接続端子

無線通信補助設備の接続端子は、次によること。

(1) 規則第31条の2の2第8号イにより、地上に設けなければならない接続端子の数は、一の出入口から他の出入口までの歩行距離が300m以上となる場合、2箇所以上とすること。

(2) 地上に設ける接続端子は、次によること。

ア 前2(3)のアからウまでの用途に供する接続端子から5m以上隔離して設けること。

イ 設置場所は、消防活動上有効な場所で消防車両が容易に接近できる場所とすること。

(3) 規則第31条の2の2第8号ニに規定する保護箱は、次によること。

ア 保護箱の材質は、防せい加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼板製又はこれと同等以上の強度を有するものであること。ただし、屋内に設けるものにあつては、厚さ0.8mm以上とすることができる。

イ 保護箱は、容易に開閉できる扉を有し、かつ、操作が容易に行える大きさのものであること。

ウ 地上に設けるものは、施錠できる構造（統一鍵仕様とする。）であること。

- エ 保護箱内の見やすい箇所に最大許容入力電力、使用できる周波数帯域、注意事項等を表示すること。
- オ 規則第31条の2の2第8号ニ（ロ）の規定による表示は、1字につき、2cm角以上とすること。
- カ 保護箱内には、接続用の同軸ケーブルを収容すること。
- キ 前カの接続用の同軸ケーブルは、保護箱扉の開閉に支障がなく、ケーブルに無理のかからないように収納すること。

(4) 接続端子のコネクタは、J I S C 5411（高周波同軸C01形コネクタ）のうち、コネクタ形状が接せん座に、コンタクト形状がめすのものに、それぞれ適合するものであること。

(5) 端子の末端には、電氣的、機械的保護のために無反射終端抵抗器又はキャップを設けること。ただし、(6)に規定する接続用の同軸ケーブルを常時接続しているものについては、この限りでない。

(6) 接続用同軸ケーブルは、次によること。

ア 可とう性のある長さ2m以上のものであること。

イ 両端にJ I S C 5411 C01形状及びJ I S C 5411 C02形状に適合するものが設けられていること。

ウ 無線機側接続コネクタ（変換コネクタ）は、TNC-P型とし、設置された周波数帯の接続端子に設けること。

4 分配器等

無線通信補助設備に用いる分配器、混合器、中継器、その他これらに類する器具は、次によること。

(1) ほこり、湿気等によって機能に異常を生じないこと。

(2) 腐食によって機能に異常を及ぼすおそれのある部分は、防食措置が講じられていること。

(3) 公称インピーダンスは、50Ωのものであること。

(4) 2(2)の使用周波数において、電圧定在波比は、1.5以下であること。ただし、共用器にあつては、この限りでない。

(5) 厚さ0.8mm以上の鋼板製又はこれと同等以上の強度を有する箱に収納すること。

(6) 設置位置は、保守点検及び取扱いが容易にできる場所であるほか、次のいずれかによること。●

ア 防災センター、中央管理室、電気室等で壁、床、天井が不燃材料で造られており、かつ、開口部に防火戸を設けた室内

イ 不燃材料で区画された天井裏

ウ 耐火性能を有するパイプシャフト（ピット等を含む。）内

エ 建基令第123条に規定する特別避難階段の階段室内又は附室

オ その他これらに類する場所で延焼のおそれの少ない場所

5 漏えい同軸ケーブル

漏えい同軸ケーブル、同軸ケーブル及び空中線（以下「漏えい同軸ケーブル等」という。）は、4(1)及び(2)を準用するほか次によること。

(1) 漏えい同軸ケーブル及び同軸ケーブルの性能及び材質は、第22-1表によること。

第22-1表

項 目	基 準
引張り強さ及び伸び	漏えい同軸ケーブル及び同軸ケーブルのシース（以下「シース」という。） J I S C 3342（600Vビニル絶縁ビニルシースケーブル）又は、日本電線工業会規格（以下「JCS」という。）第287号A（市内対ポリエチレン絶縁ポリエチレンケーブル）のシースと同等以上であること。
導電性、引張り強さ及び純度	中心導体及び外部導体 J I S C 3101電気用硬銅線 J I S C 3102電気用軟銅線 J I S C 3108電気用硬アルミニウム線

		J I S C 3151すずめつき硬銅線 J I S C 3152すずめつき軟銅線 J I S H 2102アルミニウム地金 J I S H 3300銅及び銅合金継目無管 J I S H 4000アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条 J I S H 4080アルミニウム及びアルミニウム合金の継目無管 J I S H 4090アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管 J C S 205電気用半硬銅線 と同等以上であること。
燃 焼 性	シース	難燃性能を有すること。
耐 電 圧	内部導体と外部導体間	交流電圧1,000Vを連続して1分間加えた場合これに耐えること。
特性インピーダンス	内部導体と外部導体間	50±5Ωであること。
電圧定在波比	内部導体と外部導体間	使用周波数帯域において1.5以下であること。

(2) 空中線の性能及び材質は、次によること。

- ア 指定された一の周波数において電圧定在波比は1.5以下であること。
- イ 不燃材料又は難燃性の材質のものを使用したものであること。
- ウ 利得は、標準ダイポールに比して、-1 dB以上であること。
- エ 垂直偏波で水平面無指向性であること。
- オ 形状は平板形又は棒状形とし、消防隊の活動上支障のない大きさのものであること。
- カ 入力端子はJ I S C 5411（高周波同軸C01形コネクタ（コンタクト形状がめすのものに限る。)) に適合するものであること。

(3) 規則第31条の2の2第4号に定める「耐熱性を有するよう設置する」とは、漏えい同軸ケーブル等に石綿、けいそう土等を巻くこと、不燃材料で区画された天井裏に布設すること又はこれと同等以上の耐熱措置を講じるものであること。

(4) 規則第31条の2の2第5号に定める「支持金具等で堅固に固定する」とは、次のア又はイによる固定方法をいうものであること。

ア 漏えい同軸ケーブル及び同軸ケーブル

火災により同軸ケーブルの外装が焼失した場合、ケーブル本体が落下しないよう金属製又は磁器製等の支持具で5 mごとに壁、天井、柱等に堅固に固定すること。ただし、不燃材料で区画された天井裏に設ける場合は、この限りでない。

イ 空中線

壁、天井、柱等に金属又は不燃材料の支持具で堅固に固定すること。

(5) 接続部分には、接せんが用いられ、かつ、接せん相互の接続には、可とう性のある同軸ケーブルを用い適度な余裕をもって接続すること。

(6) 露出して設ける場合は、避難上及び通行上障害とならない位置とすること。

(7) 漏えい同軸ケーブルの曲げ半径は、当該ケーブルの外径30倍以上とすること。

(8) 漏えい同軸ケーブル及び空中線は、特別高圧又は高圧の電路から1.5m以上離すこと。ただし、当該電話に静電気遮へいを有効に施している場合は、この限りでない。

(9) 漏えい同軸ケーブルの終端末には、無反射終端抵抗器を堅固に取り付けること。

6 増幅器

増幅器を設ける場合は、4(1)、(2)及び(6)を準用するほか、次によること。

- (1) 増幅器の外箱は、厚さ0.8mm以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有するもので造られていること。
- (2) 増幅器の内部に主電源回路を開閉できる開閉器及び過電流遮断器を設けること。ただし、遠隔操作で自動的に電源が入るものにあつては、開閉器を設けないことができる。
- (3) 増幅器の前面には、主回路の電源が正常であるかどうかを表示する灯火又は電圧計を設けること。
- (4) 増幅器は、双方向性を有するもので、送信及び受信に支障のないものであること。
- (5) 増幅器の電源電圧が定格電圧の90%から110%までの範囲内で変動した場合、機能に異常を生じないものであること。

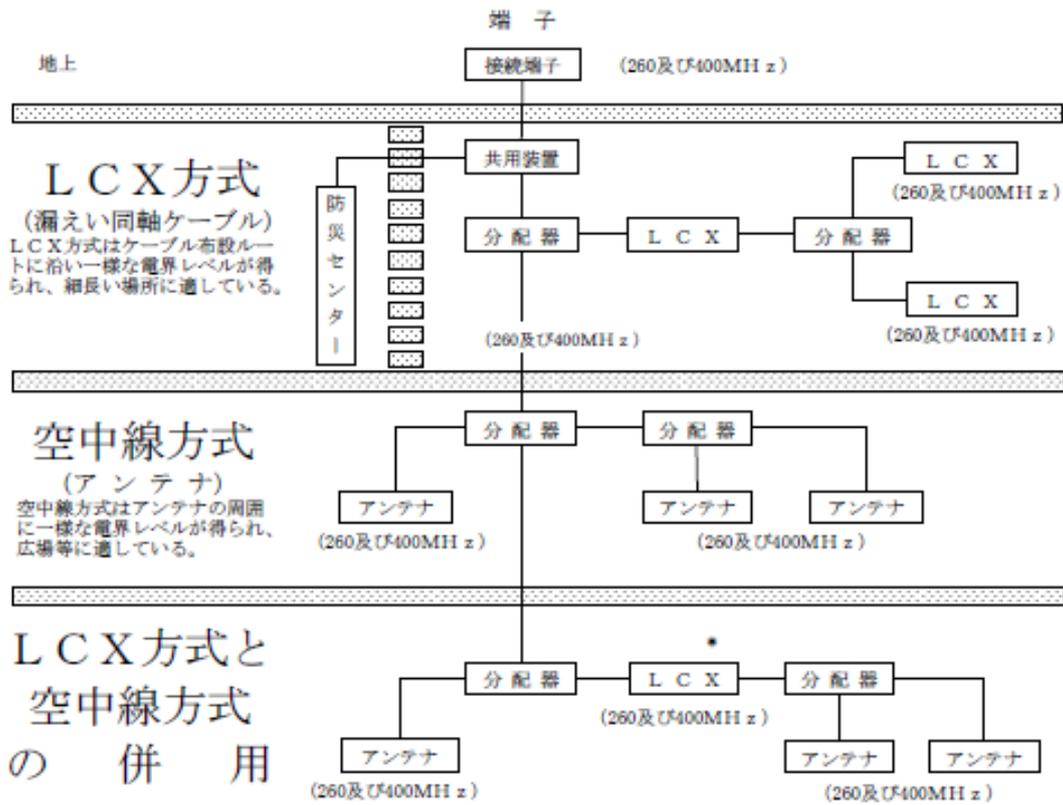
7 非常電源及び配線

第23 非常電源の基準によること。

8 総合操作盤等

第2 屋内消火栓設備 8を準用すること。

別図 無線通信補助設備の方式



* LCX方式とアンテナ方式の併用でLCXを通過させアンテナに分配させるときは、LCXとアンテナの周波数帯域を同じにしておくこと。

別記

消防局告示第1号

消防法施行規則第31条の2の2第1号に規定する周波数帯の指定

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の2の2第1号の規定に基づき、消防長が指定する周波数帯を次のとおり指定し、平成26年4月1日から施行する。

平成25年12月13日

横浜市消防局長 荒井 守

400メガヘルツ帯

第23 非常電源（規則第12条、昭和48年告示第1号及び第2号、昭和50年告示第7号、昭和56年告示第10号、平成9年告示第10号及び第11号、平成18年告示第8号関係）

1 非常電源の種別

非常電源は、消防用設備等の種別に応じ第23-1表により設置すること。

第23-1表

消防用設備等	非常電源の種別	容 量
屋内消火栓設備 スプリンクラー設備 水噴霧消火設備 泡消火設備	非常電源専用受電設備（注①②に掲げる防火対象物を除く。） 自家発電設備 蓄電池設備 燃料電池設備	30分以上
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備	自家発電設備 蓄電池設備 燃料電池設備	60分以上
屋外消火栓設備	非常電源専用受電設備（注①に掲げる防火対象物を除く。） 自家発電設備 蓄電池設備 燃料電池設備	30分以上
自動火災報知設備 非常警報設備 （非常ベル、自動式サイレン、 放送設備）	非常電源専用受電設備（注①に掲げる防火対象物を除く。） 蓄電池設備（直交変換装置を有する蓄電池設備を除く。）	10分以上
ガス漏れ火災警報設備	直交変換装置を有しない蓄電池設備 自家発電設備（注③の場合に限る。） 直交変換装置を有する蓄電池設備（注③の場合に限る。） 燃料電池設備（注③の場合に限る。）	
誘導灯	直交変換装置を有しない蓄電池設備	20分以上
	直交変換装置を有しない蓄電池設備 直交変換装置を有しない蓄電池設備＋直交変換装置を有する蓄電池設備	注④の場合は 60分以上
	直交変換装置を有しない蓄電池設備＋自家発電設備	
	直交変換装置を有しない蓄電池設備＋燃料電池設備	
排煙設備 非常コンセント設備	非常電源専用受電設備（注①に掲げる防火対象物を除く。） 自家発電設備 蓄電池設備 燃料電池設備	30分以上
連結送水管の加圧送水装置	非常電源専用受電設備（注①に掲げる防火対象物を除く。） 自家発電設備 蓄電池設備 燃料電池設備	120分以上
無線通信補助設備	蓄電池設備（直交変換装置を有する蓄電池設備を除く。）	30分以上

（注）① 延べ面積が1,000㎡以上の特定防火対象物

② 地階を除く階数が11以上で延べ面積が3,000㎡以上又は地階を除く階数が7以上で、延べ面積が6,000㎡以上の防火対象物（特定防火対象物を除く。）

③ 2回線を1分間有効に作動させ、同時にその他の回路を1分間監視状態にすることができる容量を有する予備電源又は直交変換装置を有しない蓄電池設備を設ける場合

④ 次に掲げる防火対象物の規則第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口、避難階の同号イに通ずる廊下及び通路、乗降場（地階にあるものに限る。）並びにこれに通ずる階段、傾斜路及び通路並びに直

通階段に設けるもの（20分間を超える時間における作動に係る容量にあつては、直交変換装置を有する蓄電池設備、自家発電設備又は燃料電池設備によるものを含む。）

- ・令別表第1(1)項から(16)項までのうち延べ面積50,000㎡以上のもの又は地階を除く階数が15以上であり、かつ、延べ面積30,000㎡以上のもの
- ・令別表第1(16の2)項で延べ面積1,000㎡以上のもの
- ・令別表第1(10)項又は(16)項に掲げる防火対象物（同表(16)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(10)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、乗降場が地階にあり、かつ、消防長又は消防署長が避難上必要があると認めて指定したもの

【消防長が避難上必要があると認めて指定したもの】

複数の路線が乗り入れている駅

地下3層以上に乗降場を有する駅

2 非常電源専用受電設備

(1) 高压又は特別高压で受電する非常電源専用受電設備

ア 設置場所等

(ア) 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けること。

(イ) 次のいずれかにより設置すること。

- a 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室（以下「不燃専用室」という。）に設けること。
- b 「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和50年告示第7号。以下この2において「告示第7号」という。）に適合するキュービクル式非常電源専用受電設備（以下この2において「キュービクル式」という。）は、不燃材料で区画された変電設備室、発電設備室、機械室、ポンプ室その他これらに類する室（以下「機械室等」という。）又は屋外若しくは建築物の屋上に設けること。
- c 前b以外のものを屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合にあつては、隣接する建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）から3m以上の距離を有して設けること。ただし、当該設備から3m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他の防火設備が設けられている場合は、この限りでない。

(ウ) 屋外に通ずる有効な換気設備が設けられていること。

(エ) 配線、空調用ダクト等が区画を貫通する箇所の間隙は、不燃材料で防火上有効に埋戻してあること。

(オ) 水が浸入し、又は浸透するおそれのない構造であること。

(カ) 非常電源の周囲には火災を発生するおそれのある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等が置かれていないこと。

(キ) 可燃性又は腐食性の蒸気、ガス、粉じん等が発生し、又は滞留するおそれのないこと。

(ク) 点検及び操作に必要な照明設備が設けてあること。

(ケ) 非常電源専用受電設備である旨の標識が設けられていること。

イ 構造・性能

(ア) キュービクル式にあつては、告示第7号に適合するもの又は認定品とし、その表示が貼付されていること。

(イ) キュービクル式以外にあつては、告示第7号に適合するほか、関係法令等にも適合するものであること。

ウ 保有距離

非常電源専用受電設備は、第23-2表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。

第23-2表

(単位：m)

機器名	操作面	点検面	換気面	その他の面	自家発電設備又は蓄電池設備		建築物等
					キュービクル式	キュービクル式以外	
キュービクル式	1.0	0.6	0.2	0	0	1.0	1.0 注②
キュービクル式以外	閉鎖型		1.0 (1.2)	0.6	0.2	1.0	/
	オープン式	注①	0.8	/			

(注) ① ()内は、操作面が相互に面する場合

② 屋外に設ける場合に限る。

③ 3m未満の範囲を不燃材料とし、開口部を防火戸とした場合は3m未満にできる。

備考 欄中の/は、保有距離の規定が適用されないものを示す。

エ 設置方法

(ア) 供給方式及び供給電圧に応じ別図1に示す方法により結線され、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないよう施工されていること。

(イ) 配線・附属機器等は、確実に、かつ、緩みなく接続されていること。

(ウ) 開閉器には、消防用設備等用である旨の表示がしてあること。

(エ) 地震等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。

(オ) 高圧回路各部の絶縁距離は、第23-3表又は第23-4表に示す値以上であること。

第23-3表 キュービクル式のもの

(単位：mm)

絶縁距離を確保すべき部分		最小絶縁距離
高圧充電部(1)	相互間	90
	大地間(低圧回路を含む。)	70
高圧用絶縁電線非接続部(2)	相互間	20
	大地間(低圧回路を含む。)	20
高圧充電部と高圧用絶縁電線非接続部相互間(2)		45
電線端末充電部から絶縁支持物までの沿面距離		130

注(1) 単極の断路器などの操作にフック棒を用いる場合は、操作に支障のないように、その充電部相互間及び外箱側面との間を120mm以上とすること。ただし、絶縁バリアのある断路器においては、この限りでない。

(2) 最小絶縁距離は、絶縁電線外被の外側からの距離をいう。

備考 高圧用絶縁電線の端末部の外被端から50mm以内は、絶縁テープ処理を行っても、その表面を高圧充電部とみなす。

第23-4表 キュービクル式以外のもの

高圧屋内配線と他の配線又は金属体との接近、交さ

(単位：mm)

高圧 屋内配線 接近 対象物	低圧配線		高圧配線		管灯回路の電線、弱 流電流電線、光ファイ バーケーブル、水 管、ガス管又はこれ らに類するもの
	がいし引 き配線	がいし引 き以外の 配線	がいし引 き配線	ケーブル 配線	
がいし引き配線	①150	150	150	150	150
ケーブル配線	②150	②150	②150	—	②150

注1 ①は、低圧屋内電線が、裸電線である場合は、300mm以上とすること。

2 ②は、高圧屋内配線を耐火性のある堅ろうな管に収め、又は相互の間に堅ろうな耐火性の隔壁を設け、かつ、接触しないように設けるときは、この限りでない。

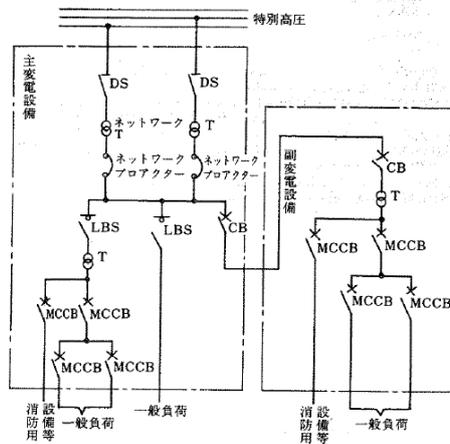
3 他の部分にあっては、電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。

(カ) 電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。

別図1 非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）の分岐方法

(1) ネットワーク方式配電又はループ方式配電（予備線方式で自動的に切替わるものを含む。）により受電するもの

ア ネットワーク方式の例



(注1) LBS又はCBは、一般負荷の過負荷及び短絡時において、MCCBより先に遮断しないものであること。

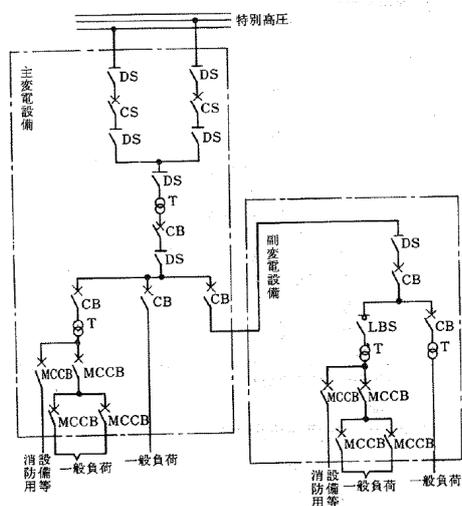
(注2) 略号の名称は附表のとおりとする（以下同じ。）。

附表

略号の名称

略号	名称
VCT	電力需給用計器用変成器
DS	断路器
PF	限流ヒューズ
CB	遮断器
TC	引外しコイル
LBS	高压交流负荷開閉器
PC	高压カットアウトスイッチ（変圧器容量300kVA以下の場合に限る。）
ZCT	零相変流器
GR	地絡継電器
OCR	過電流継電器
CT	変流器
VT	計器用変圧器
A	電流計
AS	電流計切替スイッチ
T	変圧器
SR	直列リアクトル
C	進相コンデンサ
MCCB	配線用遮断器
	キュービクル、不燃専用室、分電盤等の不燃専用区画

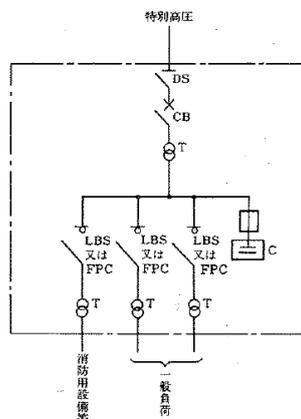
イ ループ方式の例



(注) LBS又はCBは、一般用負荷の過負荷及び短絡時において、MCCBより先に遮断しないものであること。

(2) 特別高圧又は高圧により受電するもの

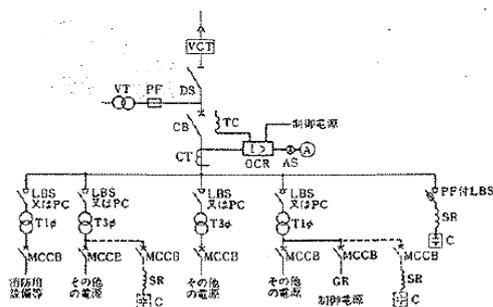
ア 特別高圧の例



(注) CBは、一般負荷の過負荷及び短絡時において、LBS又はFPCより先に遮断しないものであること。

イ 高圧の例

(ア) 非常電源専用の変圧器から供給する例



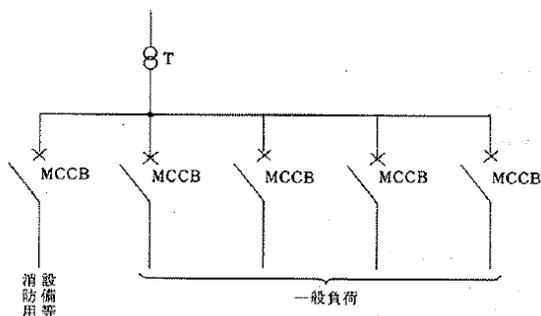
(注1) Tの一次側の開閉器は、省略することができること。

(注2) VTを設置する場合にあっては、VTに取り付けるヒューズは限流ヒューズを使用すること。

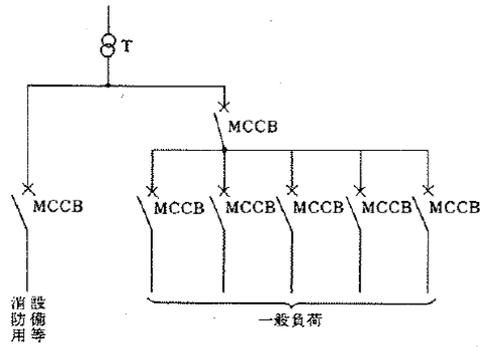
(注3) キュービクル引込口の電源側に存するGR及びTの二次側から供給する場合にあっては、専用の開閉器(保護装置付き)を設けること。

(イ) 変圧器の二次側から供給する例

その1



その2



(注) 一般負荷の過負荷及び短絡時において、一般負荷のMCCBで遮断すること。

(2) 低圧で受電する非常電源専用受電設備

ア 設置場所等

- (ア) 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けること。
- (イ) 設置場所に応じて第23-5表により設置するものであること。

第23-5表

設置位置	配電盤等の種別
不燃専用室	一種耐熱形配電盤等
屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から3m以上の距離を有する場合又は当該受電設備から3m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他防火設備が設けられている場合に限る。）	二種耐熱形配電盤等 一般形配電盤等
不燃材料で区画された変電設備室、機械室（火災の発生のおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く。）、ポンプ室その他これらに類する室	一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等
耐火性能を有するパイプシャフト	
上記以外の場所	一種耐熱形配電盤等

- 備考1 一種耐熱形配電盤等とは、1種配電盤又は1種分電盤をいう。
- 2 二種耐熱形配電盤等とは、2種配電盤又は2種分電盤をいう。
- 3 一般形配電盤等とは、一般形配電盤又は一般形分電盤をいう。

イ 構造・性能

「配電盤及び分電盤の基準」（昭和56年告示第10号。以下この設備において「告示第10号」という。）に適合するもの又は認定品とし、その表示が貼付されていること。

ウ 保有距離

配電盤等は、第23-6表により設置するものであること。

第23-6表

(単位：m)

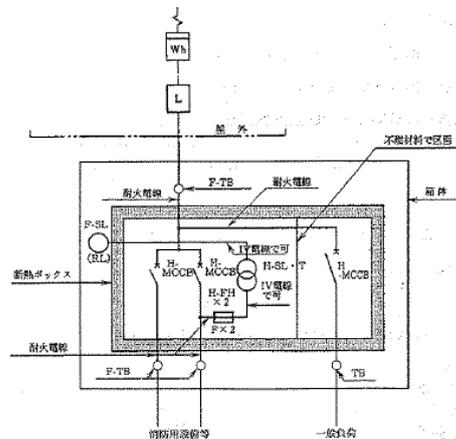
保有距離を確保しなければならない部分	操作面 (前面)	点検面	屋外・屋上で建築物等と相対する面
配電盤等の種別			
一種耐熱形配電盤等	1.0（操作を行う面が相互に面する場合1.2）	0.6（点検の支障とならない部分についてはこの限りでない。）	1.0
二種耐熱形配電盤等			3.0
一般形配電盤等			

エ 設置方法

- (ア) 供給方式及び供給電圧に応じ別図2に示す方法により結線され、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないよう施工されていること。
- (イ) 配線、機器等は、確実に、かつ、緩みなく接続されていること。
- (ウ) 開閉器には、消防用設備等である旨の表示があること。
- (エ) 地震等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
- (オ) 1種配電盤等に収納する機器は1種耐熱形機器を、2種配電盤等に収納する機器は2種耐熱形機器を、それぞれ用いること。一般形配電盤等に収納する機器は電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。

別図2 低圧で受電する非常電源専用受電設備の分岐方法

ア 電気事業者よりの受電点に使用する場合の例



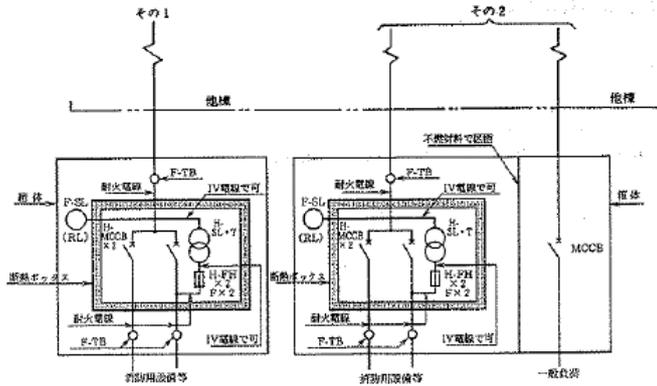
- (注1) 電気事業者と協議のうえ消防用設備等の回路を、Lの電源側から分岐することもできる。
- (注2) 略号の名称は、附表のとおりとする（以下同じ。）。

附表

略号の名称

略号	名称
F-TB	耐火形端子台
F-SL	耐火形表示灯
H-MCCB	耐熱形配線用遮断器
H-SL・T	耐熱形表示灯用変圧器
H-FH	耐熱形ヒューズホルダ
Wh	電力量計
TB	端子台
SL (RL)	表示灯 (赤色)
MCCB	配線用遮断器
F	ヒューズ
L	電流制限器 (電気事業者の供給)

イ 他棟で受電している場合の引込みの例



3 自家発電設備

(1) 設置場所等

ア 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けること。

イ 次のいずれかにより設置すること。

(ア) 不燃専用室に設けること。

(イ) 「自家発電設備の基準」(昭和48年告示第1号。以下この3において「告示第1号」という。)に適合するキュービクル式自家発電設備(以下この3において「キュービクル式」という。)は、不燃材料で区画された機械室等又は屋外若しくは建築物の屋上に設けること。

(ウ) 前(イ)以外のものを屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合にあっては、隣接する建築物等から3m以上の距離を有して設けること。ただし、当該設備から3m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他の防火設備が設けられている場合は、この限りでない。

ウ 屋外に通ずる有効な換気設備が設けられていること。

エ 配線、空調用ダクト等が区画を貫通する箇所の間隙は、不燃材料で防火上有効に埋戻してあること。

オ 水が浸入し、又は浸透するおそれのない構造であること。

カ 火災を発生するおそれのある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等が置かれていないこと。

キ 可燃性又は腐食性の蒸気、ガス、粉じん等が発生し又は滞留するおそれのないこと。

ク 点検及び操作に必要な照明設備が設けてあること。

ケ 自家発電設備である旨の標識が設けられていること。

(2) 構造・性能

告示第1号に適合するもの又は認定品とし、その表示が貼付されていること。

(3) 保有距離

自家発電設備は、第23-7表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。

第23-7表

(単位：m)

機器名	保有距離を確保しなければならない部分	操作面	点検面	換気面	その他の面	周囲	相互間	相対する面				変電設備又は蓄電池設備		建築物等
								操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式	キュービクル式以外	
キュービクル式		1.0	0.6	0.2	0	/	/	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0	1.0 注①
キュービクル式以外	自家発電装置注②	/	/	/	/	0.6	1.0					1.0	/	3.0 注②
	燃料タンク・原動機	/	/	/	/	/	0.6 注③					/	/	/

(注) ① 屋外に設ける場合に限る。

② 3m未満の範囲を不燃材料とし、開口部を防火戸とした場合は3m未満にできる。

③ 予熱する方式の原動機にあつては2.0mとすること。ただし、燃料タンクと原動機の間不燃材料で造った防火上有効な遮へい物を設けた場合は、この限りでない。

備考 欄中の/は、保有距離の規定が適用されないものを示す。

(4) 設置方法

- ア 供給電圧に応じ別図3に示す方法により結線され、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないように設けられていること。
- イ 配線、附属機器等は、確実に、かつ、緩みなく接続されていること。
- ウ 回路表示が、電源切替装置以降の配電盤部にされていること。
- エ 開閉器には、消防用設備等用である旨の表示があること。
- オ 地震等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
- カ 電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。

(5) その他

ア 自家発電設備の点検等により、当該自家発電設備からの電力が供給できなくなる場合であっても、火災時の対応に支障がないようにするため、防火対象物の実態に即して、次に掲げる措置を講ずること。

(ア) 非常電源が使用不能となる場合が短時間である場合

- a 巡回の回数を増やす等の防火管理体制の強化を図ること。
- b 防火対象物が休業等の状態にあり、出火危険性が低く、また、避難すべき在館者が限定されている間に自家発電設備の点検等を行うこと。
- c 火災時に直ちに非常電源を立ち上げることができるような体制にするか、又は消火器の増設等により初期消火が適切に実施できるようにすること。

(イ) 非常電源が使用不能となる時間が長時間である場合

前アで掲げた措置に加え、必要に応じて代替電源(可搬式電源等)を設けること。

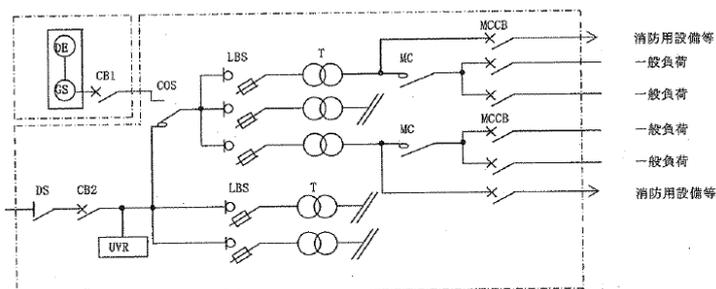
イ 告示第1号第2、1(13)ロ(ハ)の規定のただし書により蓄電池設備を設ける場合にあつては、マイクロ

ガスタービンのガス圧縮機が安定して圧縮ガスを供給する等により、定格運転が開始されるまでの間も、防火対象物に設置されている各消防用設備等が有効に作動するための容量を蓄電池設備で確保しなければならないこと。

別図3 自家発電設備の分岐方法

1 高圧発電設備で供給するもの

(1) 自動切替装置を設けた例

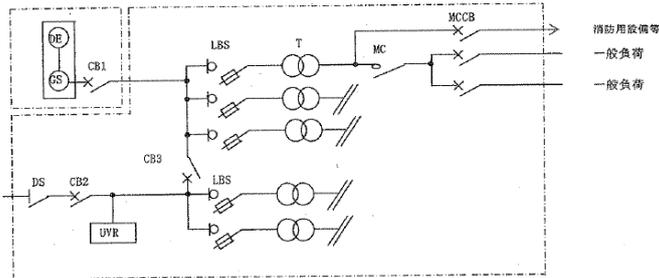


- (注) 1 LBSは、過負荷及び短絡時においてMCCBより先に遮断しないものであること。
- 2 COSは、過負荷及び短絡時においてLBSより先に遮断しないものであること。
- 3 UVRは、CB2の二次側から自動切替装置までの間に設けること。
- 4 略号の名称は、附表のとおりとする（以下同じ。）。

附表

略号	名称
UVR	交流不足電圧継電器
CB	遮断器
COS	自動切替装置
LBS	ヒューズ付負荷開閉器
MC	電磁接触器
MCCB	配線用遮断器
DS	断路器
T	変圧器
DE	原動機
GS	発電機
┌───┐ └───┘	不燃専用室等の区画

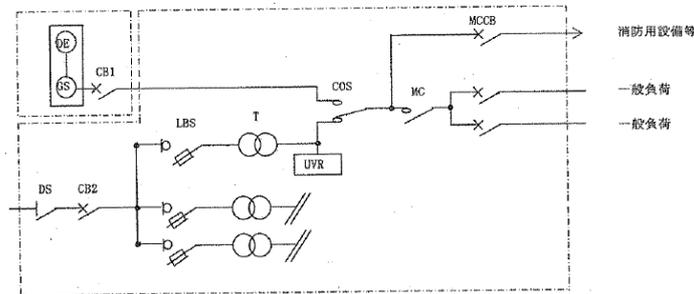
(2) 自動遮断器等でインターロックして設けた例



- (注) 1 CB1は、過負荷及び短絡時においてLBSより先に遮断しないものであること。
 2 UVRは、CB2からCB3まで又はCB1からCB3までの間に設けること。

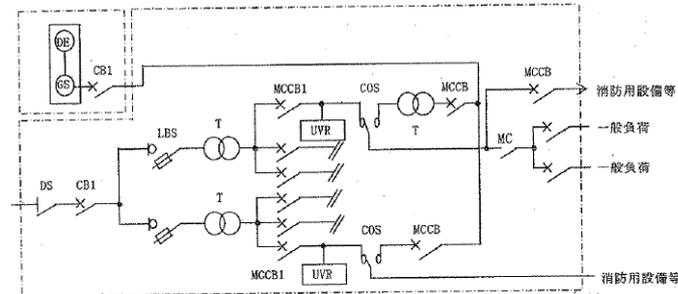
2 低圧発電設備で供給するもの

(1) 低圧幹線に自動切替装置を設けた例



- (注) UVRは、変圧器の二次側から自動切替装置までの間に設けること。

(2) 自動遮断器等でインターロックして設けた例



- (注) UVRは、MCCB1から自動切替装置までの間に設けること。

4 蓄電池設備

(1) 設置場所

- ア 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けること。
 イ 次のいずれかにより設置すること。
 (ア) 不燃専用室に設けること。
 (イ) 「蓄電池設備の基準」(昭和48年告示第2号。以下この4において「告示第2号」という。)に適合するキュービクル式蓄電池設備(以下この4において「キュービクル式」という。)は、不燃材料で区画された機械室等又は屋外若しくは建築物の屋上に設けること。
 (ウ) 前(イ)以外のものを屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合にあっては、隣接する建築物等から3m以上の距離を有して設けること。ただし、当該設備から3m未満の範囲の隣接す

る建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他の防火設備が設けられている場合は、この限りでない。

ウ 屋外に通ずる有効な換気設備が設けられていること。

エ 配線、空調用ダクト等が区画を貫通する箇所の間隙は、不燃材料で防火上有効に埋戻してあること。

オ 水が浸入し、又は浸透するおそれのない構造であること。

カ 火災を発生するおそれのある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等が置かれていないこと。

キ 可燃性又は腐食性の蒸気、ガス、粉じん等が発生し、又は滞留するおそれのないこと。

ク 点検及び操作に必要な照明設備が設けてあること。

ケ 蓄電池設備である旨の標識が設けられていること。

(2) 構造・性能

ア 告示第2号に適合するもの又は認定品とし、その表示が貼付されていること。

イ 直交変換装置の構造及び性能については、次の例図を参考とすること。

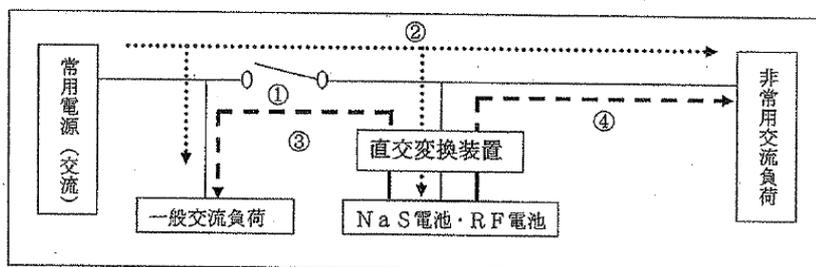


図 直交変換装置の例

1. Na S電池及びRF電池は、電力負荷平準化（電気料金の安い夜間に充電を行い、昼間に放電を行うこと）を目的として、一般的に常用電源・非常用電源兼用とすることを想定している。
2. 通常は遮断器①は閉じており、交流の常用電源は②のとおり、一般交流負荷及び非常用交流負荷（非常用負荷のうち病院の生命維持装置等常時使用するもの）に使用されるとともに、直交変換装置により直流に変換されて、Na S電池・RF電池等を充電する。
3. 電力負荷平準化のため、時間帯によっては③のとおり、Na S電池・RF電池等からの直流電流を直交変換装置により交流に変換し、一般交流負荷に電力を供給する。（従来の鉛蓄電池、アルカリ蓄電池は、容量が小さいため、非常用負荷専用となっているものが多く、③のように一般負荷に電力を供給するものは希である。）
4. 非常の際、停電等が発生している場合は①の遮断器を自動で開放し、Na S電池・RF電池等からの直流電流を直交変換装置により交流に変換して、④のように優先的に非常用負荷に電力を供給する。

(3) 保有距離

蓄電池設備は、第23-8表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。

第23-8表

(単位：m)

保有距離を確保しなければならない部分 機器名	操作面	点検面	換気面	その他の面	周囲	相互間	相対する面				変電設備又は蓄電池設備		建築物等
							操作面	点検面	換気面	その他の面	キュービクル式	キュービクル式以外	
キュービクル式	1.0	0.6	0.2	0	/	/	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0	1.0注
キュービクル式以外	蓄電池	/	0.6	/	0.1		☆ 0.6	/	/	/	/	/	/
	充電装置 逆変換装置 直交変換装置	1.0	0.6	0.2	0	/	/	/	/	/	/	/	/

(注) 屋外に設ける場合に限る。

備考 欄中☆印は、架台等を設けることによりそれらの高さが1.6mを超える場合にあっては、1.0m以上離れていること。

欄中の/は、保有距離の規定が適用されないものを示す。

(4) 設置方法

- ア 別図4に示す方法により結線され、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないように施工されていること。
- イ 配線、附属機器等は、確実に、かつ、緩みなく接続されていること。
- ウ 開閉器には、消防用設備等用である旨の表示があること。
- エ 地震等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
- オ 蓄電池、充電装置、逆変換装置及び直交変換装置等は、電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。

(5) その他

NaS電池又はRF電池は、常用運転（電力負荷平準化運転（電力料金の安い夜間に充電を行い、昼間に放電を行うこと））と非常用運転を兼用する設備であるが、このように一般負荷にも電力を供給している蓄電池設備については、非常用負荷に用いるために必要な電力を常時確保すること。

なお、当該NaS電池又はRF電池の点検等により、電力の供給ができなくなる場合であっても、火災時の対応に支障がないようにするため、防火対象物の実態に即して、次に掲げる措置を講ずること。

ア 非常電源が使用不能となる場合が短時間である場合

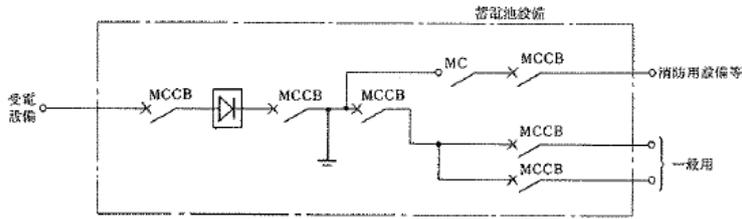
- (ア) 巡回の回数を増やす等の防火管理体制の強化を図ること。
- (イ) 防火対象物が休業等の状態にあり、出火危険性が低く、また、避難すべき在館者が限定されている間にNaS電池又はRF電池の点検等を行うこと。
- (ウ) 火災時に直ちに非常電源を立ち上げることができるような体制にするか又は消火器の増設等により初期消火が適切に実施できるようにすること。

イ 非常電源が使用不能となる時間が長時間である場合

前アで掲げた措置に加え、必要に応じて代替電源（可搬式電源等）を設けること。

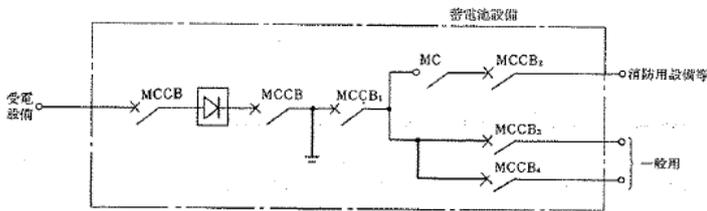
別図4 蓄電池設備からの分岐方法

(1) 主遮断器の一次側より分岐する場合の例



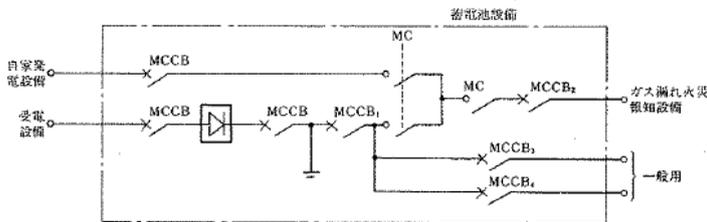
(注) 略号の名称は、MCCBは配線用遮断器を、MCは電磁開閉器を示す。

(2) 主遮断器の二次側より分岐する場合の例

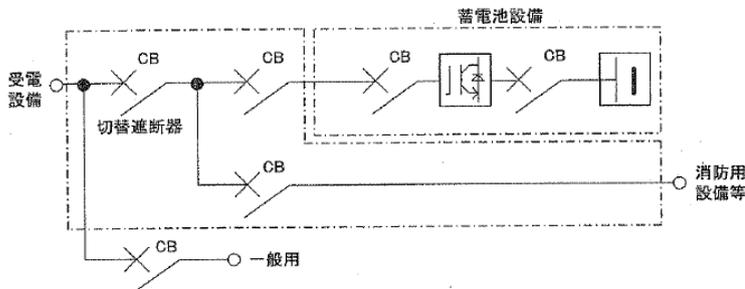


(注) 主遮断器MCCB₁は過負荷及び短絡時にMCCB₃、MCCB₄より先に遮断しないものとする。

(3) 蓄電池設備と自家発電設備と併用する場合の例

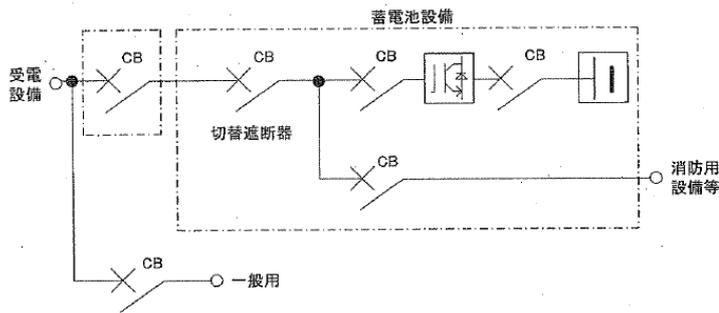


(4) 直交変換装置と接続する場合の例1

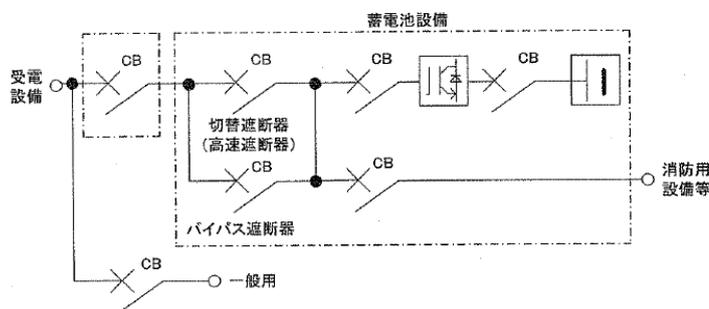


(注) 略号の名称は、CBは高圧用遮断器を示す(以下同じ。)

(5) 直交変換装置と接続する場合の例 2



(6) 直交変換装置と接続する場合の例 3



5 燃料電池設備

(1) 設置場所等

ア 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けること。

イ 次のいずれかにより設置すること。

(ア) 不燃専用室に設けること。

(イ) 「燃料電池設備の基準」(平成18年告示第8号。以下この5において「告示第8号」という。)に適合するキュービクル式燃料電池設備(以下この5において「キュービクル式」という。)は、不燃材料で区画された機械室等又は屋外若しくは建築物の屋上に設けてあること。

(ウ) 前(イ)以外のものを屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上に設ける場合にあつては、隣接する建築物等から3m以上の距離を有して設けること。ただし、当該設備から3m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他の防火設備が設けられている場合は、この限りでない。

ウ 屋外に通ずる有効な換気設備が設けられていること。

エ 配線、空調用ダクト等が区画を貫通する箇所の間隙は、不燃材料で防火上有効に埋戻してあること。

オ 水が浸入し、又は浸透するおそれのない構造であること。

カ 火災を発生するおそれのある設備、火災の拡大の要因となるおそれのある可燃物等が置かれていないこと。

キ 可燃性又は腐食性の蒸気、ガス、粉じん等が発生し又は滞留するおそれのないこと。

ク 点検及び操作に必要な照明設備が設けてあること。

ケ 燃料電池設備である旨の標識が設けられていること。

(2) 構造・性能

告示第8号に適合するもの又は認定品とし、その表示が貼付されていること。

(3) 保有距離

燃料電池設備は、第23-9表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。

第23-9表

(単位：m)

保有距離を確保しなければならない部分	操 作 面	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面	相 対 す る 面				変電設備、自家 発電設備又は蓄 電池設備		建 築 物 等
					操 作 面	点 検 面	換 気 面	そ の 他 の 面	キ ュ ー ビ ク ル 式	キ ュ ー ビ ク ル 式 以 外	
保 有 距 離	1.0	0.6	0.2	0	1.2	1.0	0.2	0	0	1.0	1.0 注

(注) 屋外に設ける場合に限る。

(4) 設置方法

- ア 供給電圧に応じ、別図5に示す方法等により結線され、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないように設けられていること。
- イ 配線、附属機器等は、確実に、かつ、緩みなく接続されていること。
- ウ 回路表示が、電源切替装置以降の配電盤部にされていること。
- エ 開閉器には、消防用設備等用である旨の表示があること。
- オ 地震等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
- カ 電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。

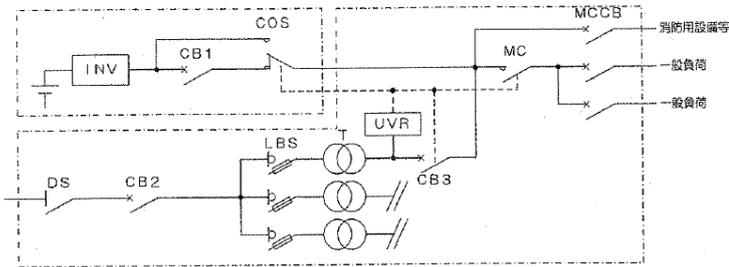
(5) その他

燃料電池設備の点検等により、電力の供給ができなくなる場合であっても、火災時の対応に支障がないようにするため、防火対象物の実態に即して、次に掲げる措置を講ずること。

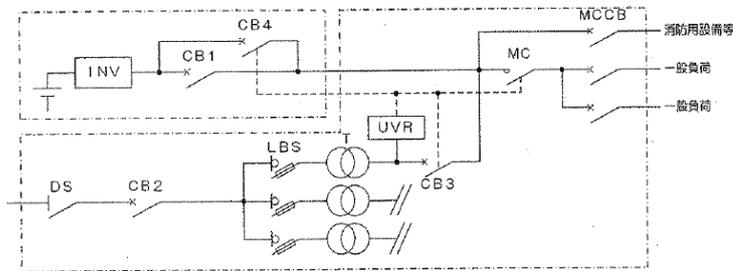
- ア 非常電源が使用不能となる場合が短時間である場合
 - (ア) 巡回の回数を増やす等の防火管理体制の強化を図ること。
 - (イ) 防火対象物が休業等の状態にあり、出火危険性が低く、また、避難すべき在館者が限定されている間に燃料電池設備の点検等を行うこと。
 - (ウ) 火災時に直ちに非常電源を立ち上げることができるような体制にするか、又は消火器の増設等により初期消火が適切に実施できるようにすること。
- イ 非常電源が使用不能となる時間が長時間である場合
 - 前アで掲げた措置に加え、必要に応じて代替電源（可搬式電源等）を設けること。

別図5 低圧発電設備で供給するもの

(1) 低圧幹線に自動切替装置を設けた例



(2) 自動遮断器等でインターロックして設けた例



附表

略号の名称

略号	名称
UVR	交流不足電圧継電器
CB	遮断器
COS	自動切替装置
LBS	ヒューズ付負荷開閉器
MC	電磁接触器
MCCB	配線用遮断器
DS	断路器
T	変圧器
⌋	不燃専用室等の区画

6 配線

(1) 電源回路の開閉器・遮断器等

ア 設置場所等

(ア) 告示第10号に適合するものに収納されているか、又は不燃専用室に設けられていること。

(イ) 電動機の手元開閉器（電磁開閉器、金属箱開閉器、配線用遮断器等）は、当該電動機の設置位置より見やすい位置に設けてあること。

イ 開閉器

(ア) 専用であること。

(イ) 開閉器には、消防用設備等用である旨（分岐開閉器にあつては個々の消防用設備等である旨）の表示が付されていること。

ウ 遮断器

(ア) 電源回路には、地絡遮断装置（漏電遮断器）が設けられていないこと。

(イ) 分岐用遮断器は、専用のものであること。

(ウ) 過電流遮断器の定格電流値は、当該過電流遮断器の二次側に接続された電線の許容電流値以下であること。

(2) 耐火・耐熱保護配線（電源回路・操作回路・表示灯回路・警報回路）

ア 保護配線の系路

別図6に示す配線の部分が耐火耐熱保護配線となっていること。

イ 電線の種類・太さ

(ア) 耐火耐熱保護配線に使用する電線の種類は、第23-10表に示すものであること。

(イ) 消防用設備等の回路に使用する電線の太さは、その回路に接続された機器の定格電流の合計値以上の許容電流を通じることができるものであること。

ウ 配線方法

(ア) 電気工作物に係る法令により確実に施工されていること。

(イ) ガス漏れ検知器（以下「検知器」という。）の電線と電源回路との接続にコンセントを用いるもの（検知器の電力供給停止が受信機で確認できるものに限る。）にあつては、容易に離脱しない構造のコンセントであること。

(ウ) 放送設備のスピーカーに音量調整器を設けた場合は、3線式配線にしてあること。

エ 接続

(ア) 端子との接続は、ゆるみ等がなく確実であること。

(イ) 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で確実に接続されていること。

(ウ) 所要の保護措置が講じてあること。

オ 工事方法

第23-10表に掲げる工事方法となっていること。

(3) 配線（耐火耐熱保護配線を除く。）

ア 自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の配線

(ア) 電線の種類・太さ

電線の種類及び太さは、第23-11表によるものであること。ただし、これらと同等以上の防食性、絶縁性、導電率、引張強さ等を有するものを用いる場合は、この限りでない。

(イ) 配線方法

a 電気工作物に係る法令により確実に施工されていること。

b 60V未満の弱電流回路に接続する電線を除き、配線に使用する電線とその他の電線とは同一の管、ダクト（絶縁効力のあるもので仕切った場合においては、その仕切られた部分は別個のダクトとみなす。）若しくは線び又はプルボックス等の中に設けていないこと。

c 常時開路方式の配線にあつては、容易に導通の有無がわかるように、その回路の末端に終端器等が設けられているとともに送り配線となっていること。

d 次に掲げる回路方式が用いられていないこと。

- (a) 接地電極に常時直流電流を流す回路方式
- (b) 自動火災報知設備にあつては、感知器、発信機又は中継器の回路と他の設備との回路とが同一配線で共用する回路方式（火災信号の伝達に影響を及ぼさないものを除く。）
- (c) ガス漏れ火災警報設備にあつては、検知器の接続される外部配線と他の設備（当該設備を接続したことによりガス漏れ信号の伝達に影響を及ぼさないものを除く。）への外部配線とを共用する回路方式
- (d) 消防機関へ通報する火災報知設備にあつては、信号回路と他の設備との回路とが同一配線で共用する回路方式（火災信号の伝達に影響を及ぼさないものを除く。）

(ウ) 接続

- a 端子との接続は、ゆるみ、破損等がなく確実であること。
- b 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で確実に接続されていること。

イ 漏電火災警報器の配線

(ア) 電線の種類・太さ

配線ごとに使用される電線の種類及び太さは、第23-12表によるものであること。ただし、これらと同等以上の防食性、絶縁性、導電率、引張強さ等を有するものを用いる場合は、この限りでない。

(イ) 配線方法

電気工作物に係る法令により確実に施工されていること。

(ウ) 接続

- a 端子との接続は、ゆるみ等がなく確実であること。
- b 電線相互の接続は、はんだ付け、ねじ止め、圧着端子等で確実に接続されていること。

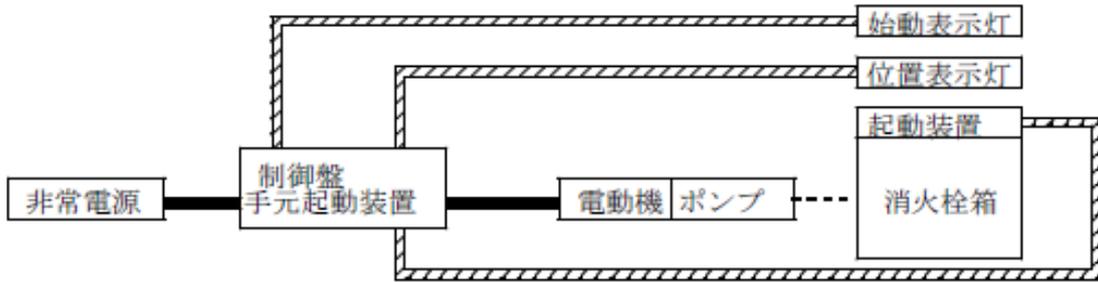
(エ) 耐震措置

地震等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。

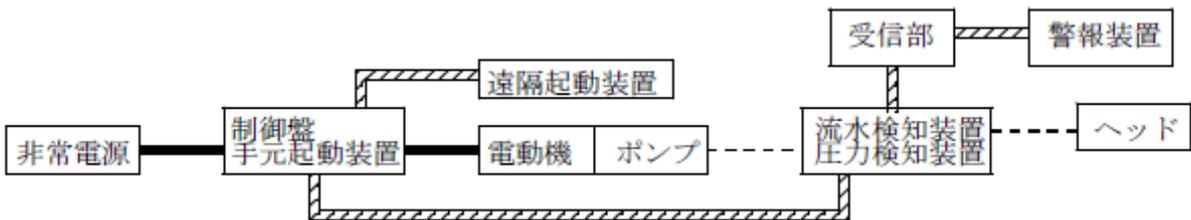
別図6 耐火耐熱保護配線

■ は耐火配線、▨ は耐熱配線、— は一般配線、--- は水管又はガス管を示す。

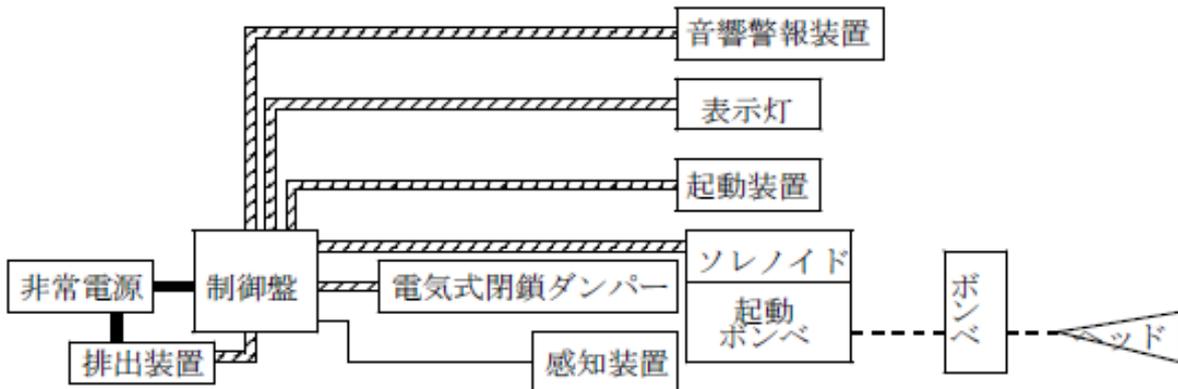
① 屋内消火栓設備



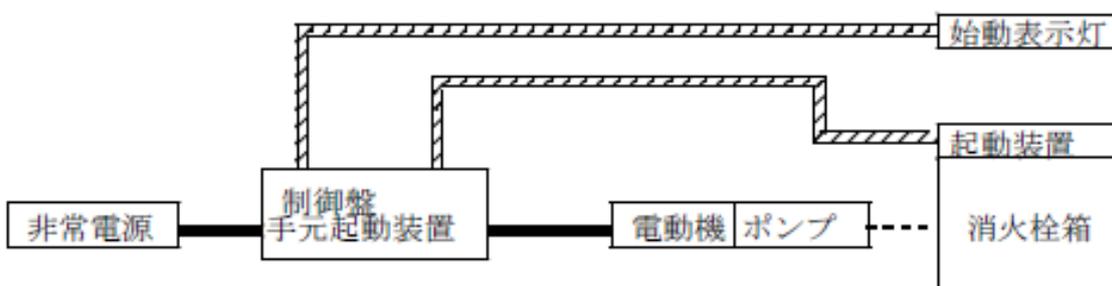
② スプリンクラー設備 (水噴霧消火設備及び泡消火設備を含む。)



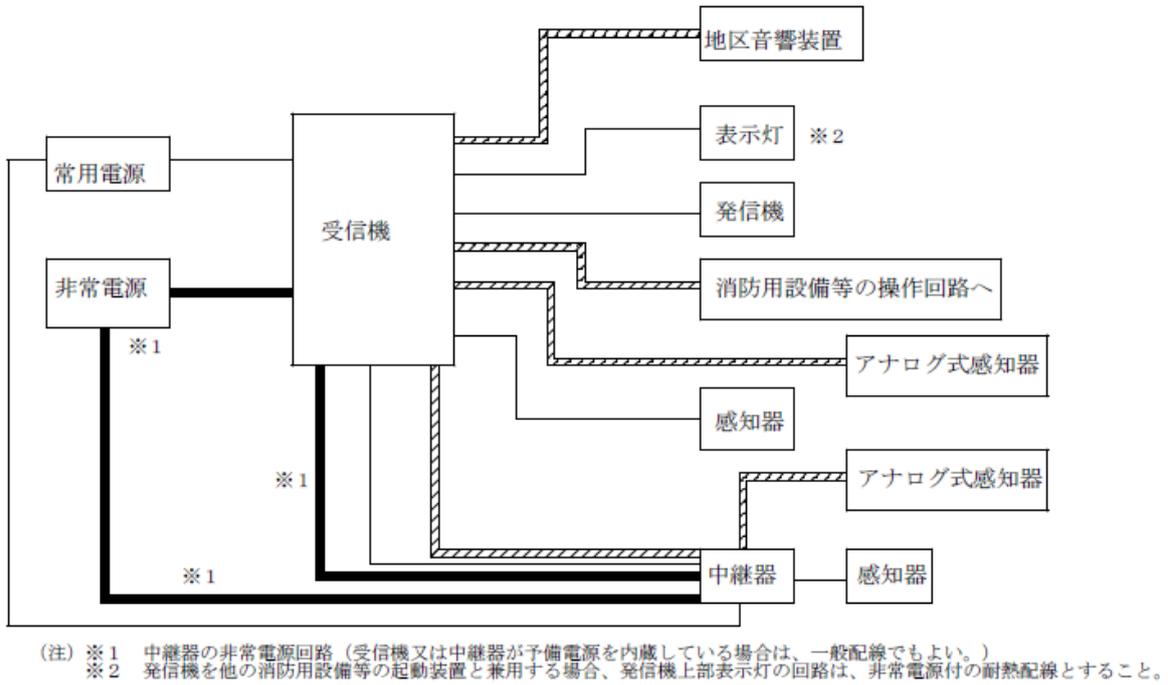
③ 不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備・粉末消火設備



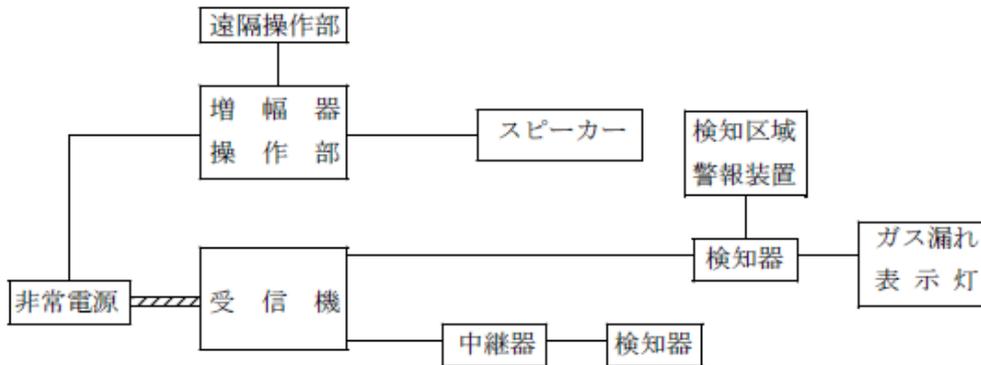
④ 屋外消火栓設備



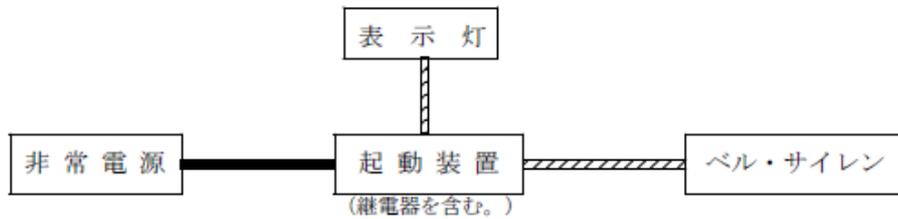
⑤ 自動火災報知設備



⑥ ガス漏れ火災警報設備



⑦ 非常ベル及び自動式サイレン



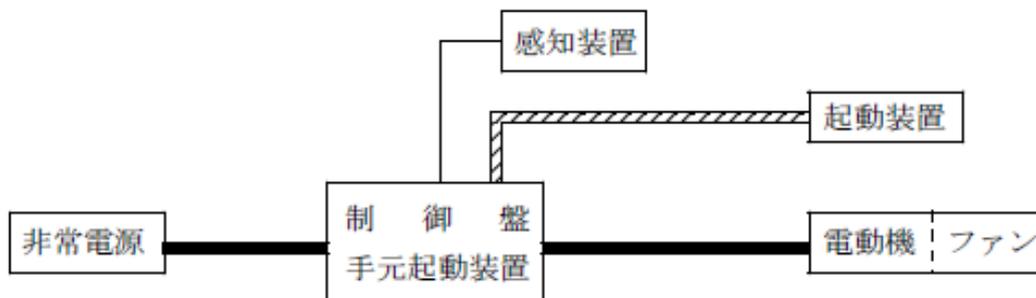
⑧ 放送設備



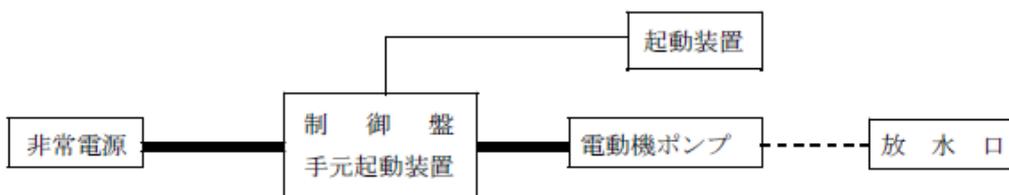
⑨ 誘導灯



⑩ 排煙設備



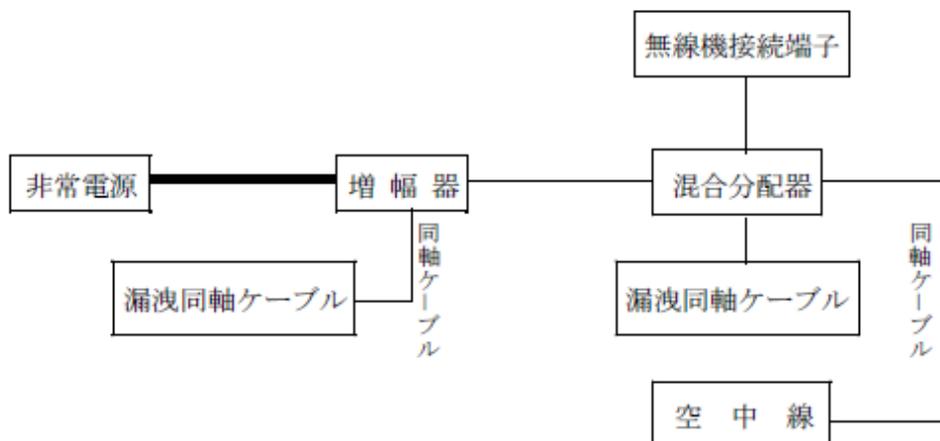
⑪ 連結送水管（消防用水に加圧送水装置を設置する場合を含む。）



⑫ 非常コンセント設備

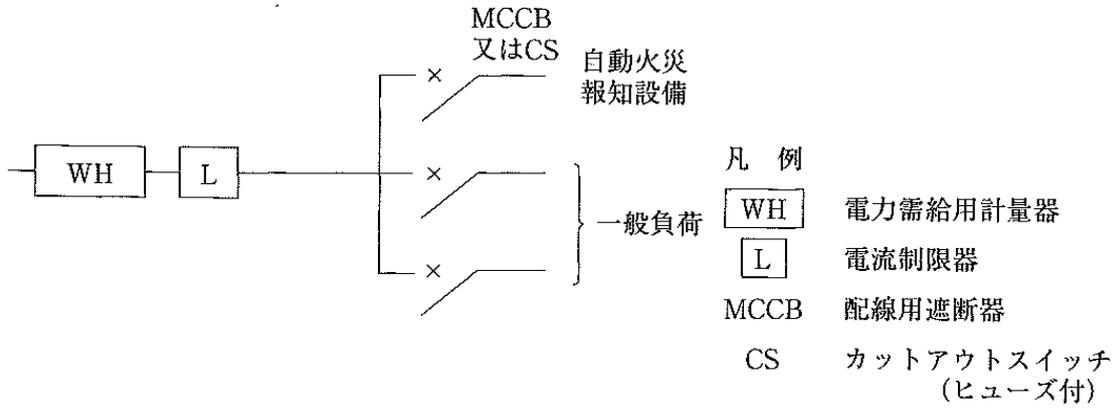


⑬ 無線通信補助設備



別図7 常用電源の分岐方法（規則第24条第1項第3号）

電源は、下図のように交流低圧屋内幹線で、電源までの配線の途中で他の配線を分岐させていないものからとること。



※ 消防用設備等で漏電火災警報器の電源は、電流制限器（電流制限器を設けていない場合にあつては主開閉器）の電源側から分岐すること。

第23-10表 耐火耐熱保護配線の工事方法

電線の種類		工事方法
耐火配線	<ul style="list-style-type: none"> ・600ボルト2種ビニル絶縁電線 ・ハイパロン絶縁電線 ・四ふっ化エチレン絶縁電線 ・シリコンゴム絶縁電線 ・ポリエチレン絶縁電線 ・架橋ポリエチレン絶縁電線 ・EPゴム絶縁電線 ・アルミ被ケーブル ・鋼帯がい装ケーブル ・CDケーブル ・鉛被ケーブル ・クロロプレン外装ケーブル ・架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・EPゴム絶縁クロロプレンシースケーブル ・バスダクト 	<p>1 金属管、2種金属製可とう電線管又は合成樹脂管に収め耐火構造で造った壁、床等に埋設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設ける場合（他の配線と共に施設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあつては、この限りでない。</p> <p>2 埋設工事が困難な場合は、前1と同等以上の耐熱効果のある方法により保護されていること。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火電線 ・MIケーブル 	ケーブル工事等により施設されていること。
耐熱配線	<ul style="list-style-type: none"> ・600ボルト2種ビニル絶縁電線 ・ハイパロン絶縁電線 ・四ふっ化エチレン絶縁電線 ・シリコンゴム絶縁電線 ・ポリエチレン絶縁電線 ・架橋ポリエチレン絶縁電線 ・EPゴム絶縁電線 ・アルミ被ケーブル ・鋼帯がい装ケーブル ・CDケーブル ・鉛被ケーブル ・クロロプレン外装ケーブル ・架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル ・ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル ・EPゴム絶縁クロロプレンシースケーブル ・バスダクト 	<p>金属管工事、可とう電線管工事、金属ダクト工事又はケーブル工事（不燃性のダクトに布設するものに限る。）により施設されていること。ただし、不燃専用室、耐火性能を有するパイプシャフト及びピットの区画内に設ける場合（他の配線と共に施設する場合は、相互に15cm以上隔離するか、不燃性の隔壁を設けたものに限る。）にあつては、この限りでない。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・耐熱電線 ・耐火電線 ・MIケーブル 	ケーブル工事等により施設されていること。

第23-11表 電線の種類・太さ（自動火災報知設備・ガス漏れ火災警報設備・消防機関へ通報する火災報知設備）

工事の種類	電線の種類	電線の太さ
屋内配線に使用する電線	J I S C 3306 (ビニルコード)	断面積0.75mm ² 以上
	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))	導体直径1.0mm以上
	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケープル (VV))	導体直径1.0mm以上
	J C S 3416 (600V耐熱性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE))	導体直径1.0mm以上
	J C S 3417 (600V耐熱性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC))	導体直径1.0mm以上
	J C S 4418 (600V耐熱性ポリエチレンシースケープル)	導体直径1.0mm以上
屋側又は屋外配線に使用する電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))	導体直径1.0mm以上
	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケープル (VV))	導体直径1.0mm以上
	J C S 3416 (600V耐熱性ポリエチレン絶縁電線 (EM-IE))	導体直径1.0mm以上
	J C S 3417 (600V耐熱性架橋ポリエチレン絶縁電線 (EM-IC))	導体直径1.0mm以上
	J C S 4418 (600V耐熱性ポリエチレンシースケープル)	導体直径1.0mm以上
架空配線に使用する電線	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (IV))	導体直径2.0mm以上の硬銅線*
	J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (OW))	導体直径2.0mm以上
	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケープル (VV))	導体直径1.0mm以上
	J C S 4418 (600V耐熱性ポリエチレンシースケープル)	導体直径1.0mm以上
地中配線に使用する電線	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケープル (VV))	導体直径1.0mm以上
	J C S 4418 (600V耐熱性ポリエチレンシースケープル)	導体直径1.0mm以上
使用電圧60V以下の配線に使用する電線**	J C S 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル)	導体直径0.5mm以上

(注) J I S C : 日本産業規格 J C S : 日本電線産業会規格

備考 *は、径間が10m以下の場合は導体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができる。

**は、使用電圧60V以下の配線に使用する電線については、本表の電線の種類の欄に掲げる導体直径又は導体の断面積を有するものを使用できるものとする。

第23-12表 電線の種類・太さ（漏電火災警報器）

工事の種類		電線の種類	電線の太さ
操作電源の配線に用いる電線		J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))	導体直径1.6mm以上
		J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケープル (V V))	導体直径1.6mm以上
変流器の二次側屋内配線に使用する電線		J I S C 3306 (ビニルコード)	断面積0.75mm ² 以上
		J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))	導体直径1.0mm以上
		J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケープル (V V))	導体直径1.0mm以上
変流器の二次側屋側又は屋外配線に使用する電線		J C S 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケープル) *	導体直径0.5mm以上
		J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))	導体直径1.0mm以上
		J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (O W))	導体直径2.0mm以上
変流器の二次側架空配線に使用する電線		J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケープル (V V))	導体直径1.0mm以上
		J C S 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケープル) *	導体直径0.5mm以上
		J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (O W))	導体直径2.0mm以上の硬銅線**
地中配線に使用する電線		J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))	導体直径2.0mm以上の硬銅線**
音響装置の配線に使用する電線		J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケープル (V V))	導体直径1.6mm以上
使用電圧が60Vを超えるもの	地中配線のもの	J I S C 3342 (600Vビニル絶縁電線ビニルシースケープル (V V))	導体直径1.6mm以上
	架空配線のもの	J I S C 3340 (屋外用ビニル絶縁電線 (O W))	導体直径2.0mm以上
	前記以外のもの	J I S C 3307 (600Vビニル絶縁電線 (I V))	導体直径1.6mm以上
使用電圧が60V以下のもの***		J C S 4396 (警報用ポリエチレン絶縁ビニルシースケープル)	導体直径0.5mm以上

備考 *は、屋内型変流器の場合に限る。

**は、径間が10m以下の場合は導体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができる。

***は、使用電圧60V以下の配線に使用する電線については、本表の電線の種類欄に掲げる J C S 4396以外の規格に適合する電線で、それぞれ電線の太さ欄に掲げる導体直径又は導体の断面積を有するものを使用できるものとする。

(注) J I S C : 日本産業規格 J C S : 日本電線産業会規格

第24 総合操作盤（規則第12条、平成16年告示第7号及び第8号関係）

1 用語の意義

(1) 防災監視場所

防火対象物内の防災センター（規則第12条第1項第8号に規定するものをいう。）、中央管理室（建基令第20条の2第2号に規定する中央管理室をいう。以下同じ。）、守衛室及びこれらに類する場所であって総合操作盤が設置されているものをいう。

(2) 副防災監視場所

防火対象物内の防災監視場所のうち、当該防火対象物の部分（防火対象物の部分のうち、用途、管理区分等が同一である一団の部分の部分をいう。以下同じ。）に設置されている消防用設備等に係る総合操作盤が設置されている場所（防災管理を行うために一定の時間帯のみ人が常駐するものを含む。）をいう。

(3) 監視場所

防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことのできる場所のうち、当該防火対象物と同一敷地内にある場所をいう。

(4) 遠隔監視場所

防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことのできる場所のうち、当該防火対象物の敷地外にある場所（警備会社その他の場所を含む。）をいう。

(5) 防災設備等

排煙設備（消防用設備等以外のものに限る。）、非常用の照明装置、非常用エレベーターその他これらに類する防災のための設備をいう。

(6) 一般設備

電力設備、給排水設備、空気調和設備その他のビル管理設備をいう。

(7) 防災要員

防災監視場所において、総合操作盤により、消防用設備等の監視、操作等に従事する者（警備業者その他の委託を受けた者を含む。）をいう。

2 構造及び機能等

(1) 規則第12条第1項第8号に規定する総合操作盤は、認定品とすること。●

(2) 自動火災報知設備の受信機の機能が組み込まれているか、又は受信機の機能を有していること。

(3) 総合操作盤に附置される予備電源又は非常電源の容量は、おおむね2時間以上、複数の消防用設備等の監視、制御等を行うことができるものとすること。

なお、総合操作盤以外の部分（例えば、屋内消火栓設備のポンプ、自動火災報知設備の地区音響装置等）の火災の感知、避難誘導、消防用設備等の監視・制御等に係る部分については、火災時等に所要の活動等を行うために必要な時間有効に作動できる容量とすることが望ましいこと。

(4) 「総合操作盤の基準」（平成16年告示第7号。以下「告示第7号」という。）に規定されていない設備等のシンボルマーク等については、告示第7号別表第一で規定されている設備項目ごとのシンボル等と紛らわしくないものであれば、使用して差し支えないが、シンボルの意味する内容がわかるように措置すること。

なお、この場合において（一社）日本火災報知機工業会が「CRT等における防災設備等のシンボル運用基準」を定めているので、当該運用基準によるシンボルマーク等を用いることが望ましいこと。

(5) 警報音又は音声警報音は、システム異常を示す警報と各消防用設備等の作動等の警報との区分、消防用設備等ごとの区分が明確となるよう、音声、鳴動方法等を適切に設定すること。

(6) 操作スイッチについては、当該防火対象物に設置される消防用設備等の設置状況や使用頻度、操作パネルの構造等により、1対1対応の個別式、テンキーとスイッチの組合せ方式、CRTのライトペンやタッチパネル

方式等の中から適切なものを選択すること。

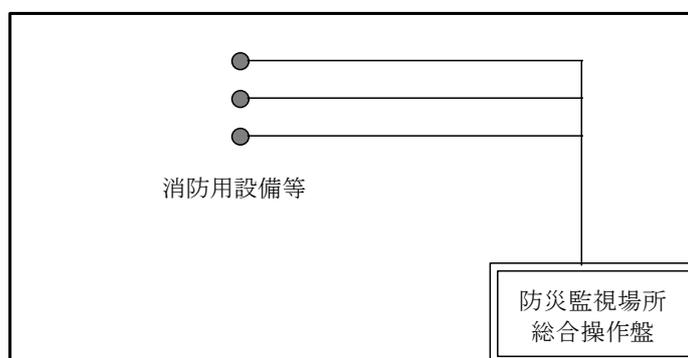
(7) システム構成要素の異常及び故障が全体機能の障害につながる可能性があるため、電源、CPU等の機能分散を図ったハード構成、フェイルセーフを考慮した機能設定、自己診断機能等による異常や故障の早期発見、システム判断、ユニット交換等の方法により設置されていること。

(8) 消防隊への情報提供が円滑に行えるとともに、CRT等の表示が容易に理解できるよう設計されていること。

なお、消防隊到着後においても原則として、総合操作盤に係る操作については、消防隊の指示により防災要員が行うこと。

3 設置場所等

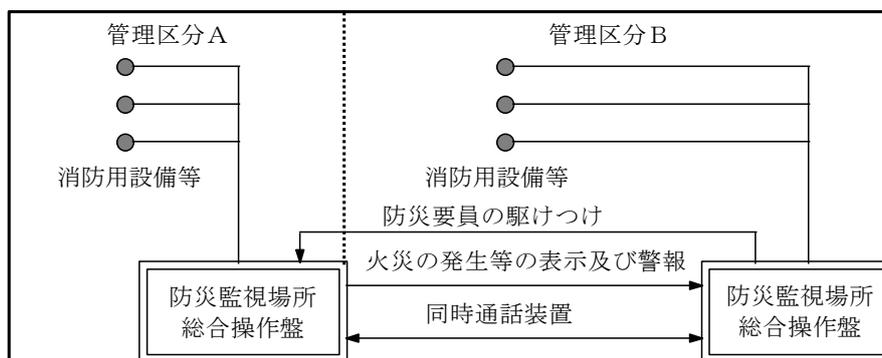
消防用設備等に係る監視、操作等は、当該消防用設備等を設置している防火対象物の常時人がいる防災監視場所に総合操作盤を設置して行うものとする。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合にあっては、この限りでない。



第 24-1 図 防災監視場所のイメージ図

(1) 副防災監視場所

副防災監視場所において、当該防火対象物の部分に設置されている消防用設備等の監視、操作等を行うことができ、かつ、当該部分の火災発生時に必要な措置が次に掲げる要件に適合するように講じられている場合には、防火対象物の部分に設置されている消防用設備等に係る監視、操作等を副防災監視場所において行うことができること。



第 24-2 図 副防災監視場所のイメージ図

ア 副防災監視場所に、当該場所において監視、操作等を行う消防用設備等の総合操作盤が設けられていること。

イ 防火対象物の防災監視場所（常時人がいるものに限る。以下(1)において同じ。）に、総合操作盤が設置さ

れていること。ただし、副防災監視場所に、当該防火対象物の部分に設置されている消防用設備等の総合操作盤が前アにより設けられている場合にあつては、防災監視場所に設置される総合操作盤に、当該防火対象物の部分における火災の発生を表示（火災発生に係る代表表示）及び警報することで足りることとする。

ウ 防災監視場所と副防災監視場所の相互間で同時に通話することができる設備が設けられていること。

エ 次に掲げる防火対象物全体に係る火災発生時の必要な措置を含む所要の計画が作成されていること。

(ア) 防災監視場所と副防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等

(イ) 副防災監視場所が無人となった場合における管理体制

(ウ) 副防災監視場所において監視している部分で火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導等）

オ 防災監視場所には、次に掲げる体制が確保されていること。

(ア) 火災発生時において所要の措置を講じることができる要員（令第4条の2の8第3項各号のいずれかに掲げる者。以下「防災センター要員」という。）が確保されていること。

(イ) 防災監視場所に設置されている総合操作盤により副防災監視場所が監視、操作等を行っている消防用設備等の監視、操作を行うことができない場合には、速やかに、当該防火対象物の防災監視場所の防災センター要員が副防災監視場所に到着できること。

なお、この場合の防火管理体制については、「高層複合用途防火対象物における防火管理体制指導マニュアルについて」（平成3年5月14日付け消防予第98号。以下「防火管理体制指導マニュアル」という。「別紙1」参照）に準じた実効ある体制を確保するものであること。

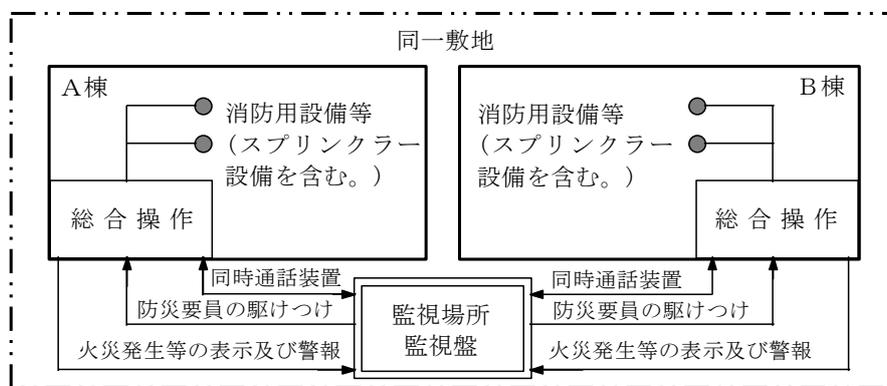
また、防火管理体制指導マニュアル7(2)の検証方法を行うことができない場合は、別紙2の「出火区画等での各対応事項所要時間」を参考とし、各対応事項の所要時間を算定すること。

カ 消防用設備等の操作が防災監視場所及び副防災監視場所の双方において行うことができる場合については、当該操作時点における操作の優先権を有する場所を明確に表示すること。

キ 前アからカまでに掲げるほか、防火対象物の位置、構造及び設備の状況、副防災監視場所の状況並びに防火管理体制の状況に応じ、火災発生時に必要な措置が講じられていること。

(2) 監視場所

監視場所において、防火対象物に設置されている消防用設備等の監視を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置が次に掲げる要件に適合するように講じられている場合には、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を監視場所において行うことができること。



第24-3図 監視場所のイメージ図

ア 監視場所において監視等を行う防火対象物（以下「監視対象物」という。）の防災監視場所には、総合操作盤が設置されていること。

なお、令第8条の規定による区画がなされている場合を除き、当該対象物全体を一の監視対象とすること。

この場合において一の監視対象物の監視等は、一の監視場所において行うこと。

イ 監視対象物には、スプリンクラー設備が設置されていること。ただし、監視対象物が10階以下の非特定用途防火対象物であって、火気の使用がなく、多量の可燃物が存置されていない場合等、当該監視対象物の位置、構造、設備等の状況から、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認められる場合にあっては、この限りでない。

なお、次に掲げる部分については、スプリンクラー設備が設置されているものとして取り扱って差し支えないこと。

(ア) 規則第13条第3項に掲げるスプリンクラーヘッドを設置することを要しない部分（規則第13条第3項第11号及び第12号に掲げる部分を除く。）

(イ) 令第12条に定める技術上の基準により、開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設置されている部分

(ウ) 令第12条に定める技術上の基準により、放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備が設置されている部分

(エ) 令第13条から令第18条までに定める技術上の基準により、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されている部分

ウ 監視対象物が備えるべき要件は、次によること。

(ア) 監視場所は、敷地内の監視対象物に対し円滑な対応ができ、かつ、消防隊が容易に接近できる位置とすること。

(イ) 監視場所には、監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うための監視盤（以下「監視盤」という。）が設置されていること。

(ウ) 監視盤は、監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うために、消防用設備等ごとに告示第7号第5及び第6に規定する表示及び警報ができる機能を有すること。ただし、監視対象物に設置されている総合操作盤から移報されるものなど、監視対象物における火災の発生等を的確に把握できる場合にあっては、当該事項に係る表示及び警報で足りることとする。

エ 監視場所と監視対象物の防災監視場所の相互間で同時に通話することができる設備が設けられていること。

オ 監視対象物において火災が発生した場合における次に掲げる必要な措置を含む敷地全体に係る所要の計画が作成されていること。

(ア) 監視場所と監視対象物の防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等

(イ) 監視対象物の防災監視場所が無人となった場合における管理体制

(ウ) 監視対象物において、火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導）

カ 監視場所には、次に掲げる体制が確保されていること。

(ア) 監視対象物の火災発生時において、所要の措置を講じることができる防災センター要員が確保されていること。

(イ) 監視場所の防災センター要員が、速やかに監視対象物の防災監視場所に到着できること。

なお、この場合の防火管理体制については、防火管理体制指導マニュアルに準じた実効ある体制を確保するものであること。

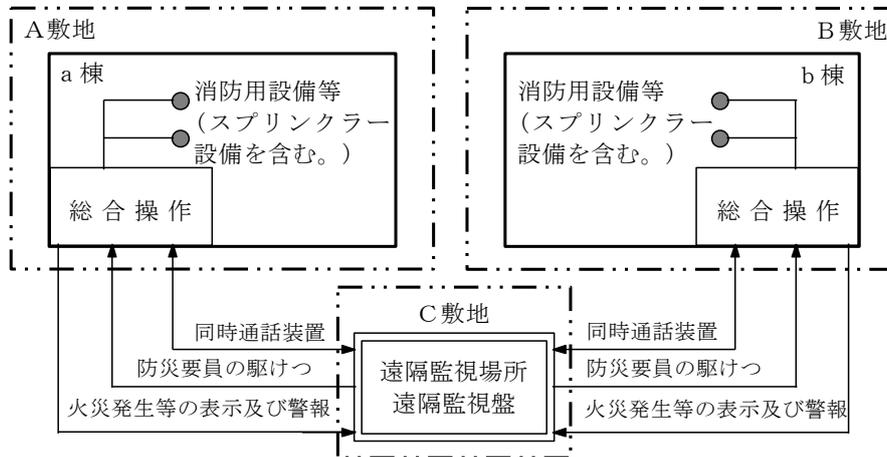
また、防火管理体制指導マニュアル7(2)の検証方法を行うことができない場合は、別紙2の「出火区画等での各対応事項所要時間」を参考とし、各対応事項の所要時間を算定すること。

キ 前アからカまでに掲げるほか、防火対象物の位置、構造及び設備の状況、防災監視場所の状況並びに防火管

理体制の状況から判断し、火災発生時に必要な措置が講じられていること。

(3) 遠隔監視場所

遠隔監視場所において、防火対象物に設置されている消防用設備等の監視を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置が次に掲げる要件に適合するように講じられている場合には、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を遠隔監視場所において行うことができる。



第 24-4 図 遠隔監視場所のイメージ図

ア 遠隔監視場所において監視等を行う防火対象物（以下「遠隔監視対象物」という。）の防災監視場所には、総合操作盤が設置されていること。

なお、令第 8 条の規定による区画がなされている場合を除き、当該対象物全体を一の監視対象とすること。この場合において一の遠隔監視対象物の監視等は、一の遠隔監視場所において行うこと。

イ 遠隔監視対象物には、スプリンクラー設備が設置されていること。

なお、(2)イ(ア)から(エ)までに掲げる部分については、スプリンクラー設備が設置されているものとして取り扱って差し支えないこと。

ウ 遠隔監視場所が備えるべき要件は次によること。

(ア) 遠隔監視場所には、遠隔監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うための監視盤（以下「遠隔監視盤」という。）が設置されていること。

(イ) 遠隔監視盤は、遠隔監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うために、消防用設備等ごとに告示第 7 号第 5 及び第 6 に規定する表示及び警報ができる機能を有すること。ただし、遠隔監視対象物に設置されている総合操作盤から移報される火災が発生した旨及び発生場所に係る情報を受信できる機能を有するものなど、遠隔監視対象物における火災の発生等を的確に把握できる場合にあっては、当該事項に係る表示及び警報で足りることとする。

エ 遠隔監視場所と遠隔監視対象物の防災監視場所の相互間で同時に通話することができる設備が設けられていること。

オ 遠隔監視対象物において火災が発生した場合における次に掲げる必要な措置を含む所要の計画が作成されていること。

(ア) 遠隔監視場所と遠隔監視対象物の防災監視場所の役割分担、代表指揮権、管理体制等

(イ) 遠隔監視対象物の防災監視場所が無人となった場合における管理体制（遠隔監視対象物が夜間、休日（店舗等が存するもの）にあっては、当該店舗等が営業していない時間帯）等で無人となる時間帯に限る。）

(ウ) 遠隔監視対象物において、火災が発生した場合の火災確認（駆けつけ方法）、初期対応（通報連絡、避難誘導）

カ 遠隔監視場所には、次に掲げる体制が確保されていること。

(ア) 遠隔監視対象物の火災発生時において、所要の措置を講じることができる防災センター要員が確保されていること。

(イ) 遠隔監視場所の防災センター要員が速やかに遠隔監視対象物の防災監視場所に到着できること。

なお、遠隔監視対象物の防災監視場所には、一定時間以内に遠隔監視場所の防災センター要員が到着することが必要とされるが、この場合における防火管理体制等については、「遠隔監視システム等における火災通報の取扱い」（昭和 62 年 8 月 10 日付け消防予第 134 号。「別紙 3」参照）、「遠隔移報等に関する要綱」（平成元年 4 月 26 日制定。「別紙 4」参照）及び「遠隔移報等に関する要綱の運用について」（平成元年 4 月 26 日付け消予第 8 号。「別紙 5」参照）に準じて実効性のある体制が確保されていること。

キ 前アからカまでに掲げるほか、防火対象物の位置、構造及び設備の状況、防災監視場所の状況並びに防火管理体制の状況から判断し、火災発生時に必要な措置が講じられていること。

4 その他

防火対象物の用途、管理形態、区画の状況等を踏まえ、一の防火対象物の火災関連情報を複数の総合操作盤により、監視、制御するシステムで、火災監視及び火災制御機能を複数の総合操作盤に機能を分散させているもの（一の総合操作盤の監視及び制御範囲が規則第 12 条第 1 項第 8 号（消防長が指定するものにあつては、「消防法施行規則第 12 条第 1 項第 8 号ハに規定する防火対象物の指定」（平成 19 年 3 月 23 日安全管理局告示第 1 号））の規定によるもので、当該部分が複数あるものに限る。）については、特殊消防用設備等に該当する場合があるので留意すること。

なお、初動体制を円滑に行うために単に火災関連情報を表示するだけの設備が附加されているものは、特殊消防用設備等には、該当しないこと。

別紙 1

高層複合用途防火対象物における防火管理体制マニュアル (平成3年5月14日消防予第98号抜粋)

1 目的

このマニュアルは、高層複合用途建築物における防火管理の一環として、火災が発生した場合に従業員及び来客者（以下「従業員等」という。）の安全確保を図れるようにするために、適切に対応すべき防火管理体制の整備に関する指導方法を示すことを目的とする。

2 対象

このマニュアルの対象は、高さ 31mを超える高層建築物のうち、構成用途が主に事務所及び飲食店舗である複合用途防火対象物とする。

3 考え方

このマニュアルの基本的考え方は、火災発生時に自衛消防隊員（以下「隊員」という。）がとるべき対応事項を示すとともに、個々の防火対象物について建築構造、内装、消防防災設備等に応じて限界時間を設定し、この時間内に所要の対応事項が行われるかどうかを検証し、これによって防火管理体制の整備に資するものである。

4 対応事項

火災発生時に隊員が取るべき対応事項は、おおむね次のとおりであるが、個々の防火対象物の実態に応じたものとなるよう配慮することが必要である。

また、個々の対応事項の実施状況については、防災センター等で情報を一元化して管理する必要がある。

(1) 出火場所の確認

自動火災報知設備（以下「自火報」という。）の受信機又は副受信機により出火場所を確認すること。

(2) 現場の確認

実際に出火場所に行き、現場の状況を確認すること。

(3) 消防機関への通報

電話又は非常通報装置により火災である旨を消防機関へ通報すること。

(4) 初期消火

消火器及び屋内消火栓（設置されている場合）により初期消火を行うこと。

(5) 区画の形成

防火戸及び防火シャッターを閉鎖して、出火区画（注1）、隣接区画（注2）、堅穴隣接区画（注3）の防火区画等（注4）を形成すること。

（注1）出火区画とは、出火場所を含む防火区画（各室ごとに防火区画をしているものを除く。以下同じ。）をいう。

（注2）隣接区画とは、出火区画と防火戸又は防火シャッターが設けられている開口部を介して接する防火区画をいう。

（注3）堅穴隣接区画とは、隣接区画となるいわゆる堅穴区画（エレベーター、エスカレーター等の部分及び一定のアトリウム（注5）に限ることとする。通常の階段室は除くこととするが、特に開口部が大きいなど特別な階段室については個別に検討することとする。）と防火戸又は防火シャッターが設けられている開口部を介して接している防火区画をいう。

（注4）防火区画とは、建基令第112条に定める基準により設けた区画のほか、耐火構造の区画を形成するものも含むものとする。

(注5) アトリウム空間が存在する場合のアトリウム空間及びアトリウム空間に面する開口部を有する区画については、アトリウム空間に面する開口部の構造により次により取り扱う。

	アトリウム空間に面する開口部の構造	出火区画に隣接するアトリウム空間の取り扱い方	出火区画以外のアトリウム空間に面する開口部を有する区画の取り扱い方
1	防火シャッター（特定防火設備）	隣接区画とする	堅穴隣接区画とする
2	防火シャッター以外の防火戸（特定防火設備、はめ殺しでない防火設備）		
3	はめ殺し網入りガラス（防火設備）	隣接区画としない（開口部について耐火構造の壁と同等に扱う）	堅穴隣接区画としない
4	防火シャッター（特定防火設備）＋はめ殺しガラス		

(6) 情報伝達及び避難誘導

- ① 火災を確認後、従業員等及び隊員に火災である旨及び避難すべき旨を伝達・指示するとともに、従業員等を安全な場所へ避難させること。
- ② 火災による煙等の拡散を防ぐため、排煙設備を作動させるとともに、空調設備を停止させること。

(7) 消防隊への情報提供

消防隊の活動が効率的に行われるよう、消防隊に対し情報の提供を行うこと。

5 限界時間の設定

火災の比較的早期に火煙が危険なレベルに達することが想定される出火区画、隣接区画及び堅穴隣接区画に限界時間を設定するものとする。

出火場所の感知器の発報から、出火区画内が危険なレベルに達すると想定されるまでの時間を「出火区画の限界時間」、隣接区画内が危険なレベルに達すると想定されるまでの時間を「隣接区画の限界時間」、堅穴隣接区画が危険なレベルに達すると想定されるまでの時間を「堅穴隣接区画の限界時間」とする。

5.1 出火区画の限界時間

出火区画の限界時間（ T_f ）は、当該建築物の条件により、次表のとおりとする。

条 件		スプリンクラー設備設置の場合（注6）	スプリンクラー設備設置でない場合
出火区画の基準時間（ T_{f1} ）	内装制限がなされている場合（注7）	9分	6分
	内装制限がなされていない場合		3分
延長時間（ T_{f2} ）	6(4)の初期消火において屋内消火栓設備を使用する場合	—	1分
出火区画の限界時間 $T_f = T_{f1} + T_{f2}$			

(注6) 「スプリンクラー設備設置の場合」には、消防法施行規則第13条第3項に基づきスプリンクラー設備のヘッドが設置されていない部分がある場合を含むものとする。(以下同じ。)

(注7) 内装制限がなされている場合とは、建築基準法施行令第129条第1項、第5項及び第6項の基準により、又は基準の例により居室及び通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げがなされている場合をいう。

5.2 隣接区画の限界時間

隣接区画の限界時間 (T_n) は、当該建築物の条件により、次表のとおりとする。

条 件		スプリンクラー設備設置の場合	スプリンクラー設備設置でない場合
隣接区画の基準時間 (T_{n1})		T_f (9分) + 3分	T_f (3~7分) + 2分
隣接区画の延長時間 (T_{n2})	区画を構成する防火戸が全て扉形式の甲種防火戸又は遮煙性能を有する防火シャッターである場合	1分	1分
隣接区画の限界時間 $T_n = T_{n1} + T_{n2}$			

5.3 堅穴隣接区画の限界時間

堅穴隣接区画の限界時間については、次表のとおりとする。

条 件	スプリンクラー設備設置の場合	スプリンクラー設備設置でない場合
堅穴隣接区画の限界時間 (T_n)	T_f (9分) + 8分	T_f (3~7分) + 6分

6 訓練・検証に当たっての対応事項の実施方法

訓練及び検証に当たっての対応事項の実施方法は、おおむね次のとおりであるが、個々の防火対象物の実態に応じたものとなるよう配慮することが必要である。

検証を行う際には、避難誘導の指示があった時点から避難所要時間の経過後までに、逃げ遅れの確認、防火戸等の最終的な閉鎖、隊員の避難等を行うものとする。

(1) 出火場所の確認

- ① 火災が発生した場合に避難が困難となると想定される階、確認に要する時間が長くなると想定される階等を出火点と想定し、出火点に最も近い場所に設置されている感知器を発報させ、自火報を作動させる。この時、出火点の周囲に旗等の目印を設置しておく。
- ② 隊員は正規に勤務する場所（防災センター、各階の事務室等）に待機しているものとする。
- ③ 受信機又は副受信機で火災表示が点灯した場所を警戒区域一覧図と照合し、自火報発報場所を確認する。

(2) 現場の確認

- ① 受信機又は副受信機で出火場所を確認した者は、自ら又は他の隊員に指示（放送設備、肉声、電話、無線機等を用いて）して、発報した感知器の設置されている場所に行き、火災発生の有無を確認する動作を行う。

② 火災発生の確認をした者は、その場で「火事だー！」と2回叫ぶ。

③ 隊員の移動の際のエレベーターの使用については、次による。

ア 非常用エレベーターは、使用できるものとする。

イ 常用エレベーターは、停電時最寄り階停止装置付きのものに限り使用できるものとする。

この場合、火災発生の確認を行う隊員は、出火区画の直下階まではエレベーターを使用できるが、それより上階へは階段を利用しなければならないものとする。

(3) 消防機関への通報

① 対応計画上通報を行うこととされている者が、消防機関への模擬通報を行う。この場合事前に了解を得て、実際に消防機関へ連絡することが望ましいが、訓練用の電話機、内線電話等を利用することでもよい。

② 非常通報装置が設置されている場合には、非常通報装置の起動用押しボタンを押す動作を行い（事前に消防機関の了解を得た場合は、実際に押しボタンを押す。）③は省略できるものとする。

なお、ボタンを押す時点の判断については、非常通報装置と自火報の作動が連動されている場合にあつては現場確認後とし、非常通報装置と自火報の作動が連動されていない場合にあつては④によるものとする。

③ 消防機関への模擬通報の内容は、おおむね次のとおりとする。なお、検証の際には通報内容の細部にこだわらず、おおむね必要事項が通報されていることを確認すればよいものとする。

通報者 119番をする。

消防 「はい、消防です。火事ですか、救急ですか。」

通報者 「火事です。」

消防 「場所はどこですか。」

通報者 「〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号〇〇ビルです。」

消防 「その〇〇ビルは何階建てですか。燃えているところは何階ですか。」

通報者 「〇階建ての〇階が燃えています。」

消防 「近所に目標となる建物がありますか。」

通報者 「〇〇〇〇〇〇〇〇」

消防 「わかりました。すぐいきます。」

④ 消防機関への通報を、現場確認の後にするか、自火報発報後直ちにするかについては、当該防火対象物の非火災報対策の進捗状況と消防機関の指導の実態から、消防機関がそれぞれ判断するものとする。

(4) 初期消火

① 模擬初期消火は、消火器及び屋内消火栓を用いて行うものとする。（屋内消火栓設備が設置されていない場合には、消火器の操作のみを行う。）

② 消火器は、消火薬剤を実際に放出するか、放出のための動作を行った上で放出体勢を取り、15秒間維持する。

③ 屋内消火栓は、放出のための動作をおこなった上で放水体勢を取り、30秒以上維持する。消火開始までの操作は、2人以上（注8）で実施することとする。

（注8）2号消火栓を使用する場合は、1人操作でもよい。

(5) 区画の形成

① 出火区画、隣接区画及び堅穴隣接区画を構成する防火戸は、火災により温度が急激に上昇した場合又は煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸であっても自動閉鎖を待つことなく従業員等の避難終了後直ちに閉鎖する。

なお、従業員等が避難を行う前に、防火戸、防火シャッターが煙により自動的に閉鎖される場合があるので、その際の避難誘導についても考慮すること。

- ② 上記以外の箇所の防火戸で堅穴区画又は水平区画を形成するものは、火災により煙が発生した場合自動的に閉鎖する構造の防火戸にあっては、閉鎖障害がないことを確認すれば足りることとし、その他の防火戸にあっては、手動で閉鎖する。
- ③ エレベーターは、火災発生後の早い時点で従業員が避難階に呼び戻す。
- ④ エレベーター前に防煙のための区画がある場合には、エレベーターを使用停止にしたことを確認した上で直ちに区画を形成する。
- ⑤ エスカレーターを囲む堅穴区画については、それぞれに隊員を配置し、エスカレーターに乗っている従業員等に対してエスカレーターを停止する旨を大声で知らせた上でエスカレーターを停止させ、従業員等を区画から避難させた後直ちに区画を形成する。
- (6) 情報伝達及び避難誘導等
- ① 火災発生の情報伝達は、火災時の混乱を防止するため、原則として隊員に周知した後に、隊員以外の者に行うこととし、その具体的な方法は次による。
- ア 隊員への情報伝達は、館内電話、放送設備等を用いて、火災の発生によって、従業員以外の者の行動に混乱が起きる以前に速やかに知らせる。
- イ 隊員以外の者への情報伝達は、非常放送設備を用いて行い、全館に知らせることとするが、その際の文例については、次のとおりとし、2回以上繰り返すものとする。(当該防火対象物の独自の文例、方法がある場合にはそれによることとする。) また、放送の間に、適宜、警報音を挿入することとする。
- (ア) 出火階及びその上下階への情報伝達文例(特別避難階段又は屋外避難階段が全くない場合は全館に放送する。)
- 「ただ今、〇階〇〇で火災が発生しました。消火作業を行っています。誘導員の指示にしたがって落ち着いて避難を行って下さい。」
- (イ) その他への情報伝達文例
- 「ただ今、〇階〇〇で火災が発生しました。消火作業を行っています。危険が迫っている状況ではありませんので、次の放送があるまで待機して下さい。」
- ② 避難誘導は、出火区画の避難誘導を優先し、次に隣接区画、火災階の上階の堅穴隣接区画の避難誘導を行うことを原則として、その後に下階の堅穴隣接区画の避難誘導を行うものとする。
- ア 各階の避難開始は、非常放送又は各階の責任者の避難指示によるものとする。
- イ 事前に計画された階段及び避難通路への避難誘導を行うこととするが、火点に最も近い階段には避難誘導しないこととする(階段室が直接出火区画に面していない場合は除く)。
- ウ 誘導係員は、所定の計画にしたがって従業員等を誘導する。
- エ 誘導終了後、各室に逃げ遅れがないかを確認する。
- オ 避難終了後、階段室等の防火戸、防火シャッター、くぐり戸等の閉鎖を確実にを行う。
- ③ 出火点の直近の排煙設備及び出火点直近の特別避難階段の附室の排煙設備(出火階に限る。)を出火後速やかに起動させる。
- ④ 空調設備は直ちに停止する。
- (7) 消防隊への情報提供
- 消防隊員に対しおおむね次の内容の情報を提供する。
- ・ 出火場所 「〇階の〇〇〇〇」
 - ・ 避難の状況 「〇～〇階(出火階等)の避難状況は〇〇です。」
 - ・ 自衛消防活動状況 「現在、自衛消防隊は〇～〇階の避難誘導と消火活動を行っています。」

7 検証

(1) 検証の範囲

検証範囲は、特別避難階段が存する場合又は基準階が堅穴部分を除き2以上の防火区画に区画されている場合は、出火階及びその上下階とし、その他の場合は全館を対象とする。

(2) 検証の方法

個々の防火対象物の通常の勤務態勢において、自火報発報以降の対応を6のとおり行った結果、自火報発報から、出火区画での対応事項完了（注9）までに要した時間を R_{tf} 、隣接区画での対応事項完了（注10）までに要した時間を R_{tn} 、堅穴隣接区画での対応事項完了（注11）までに要した時間を R_{tu} 、とした場合

$$R_{tf} \leq T_f、R_{tn} \leq T_n \text{ かつ } R_{tu} \leq T_u$$

であること。（出火区画、隣接区画、堅穴隣接区画それぞれの対応事項完了までに要した時間すべてが、出火区画、隣接区画、堅穴隣接区画それぞれの限界時間に収まること。）を確認すること。

（注9）出火区画での対応事項完了とは、6の(1)から(6)までの対応事項のうち出火区画に係る部分の完了をいう。

（注10）隣接区画での対応事項完了とは、6の(2)から(6)までの対応事項のうち隣接区画に係る部分の完了をいう。

（注11）堅穴隣接区画での対応事項完了とは、6の(2)から(6)までの対応事項のうち堅穴隣接区画に係る部分の完了をいう。

別紙2

出火区画等での各対応事項所要時間

防災センター要員が行う出火区画等での各対応事項については、次の表の数値を参考として、所要時間の算出を行うこと。

対応事項項目		所要時間
移動時間	防災センター要員の水平移動 (現場駆け付け時に水平移動する速度) 2 m/秒	—
	防災センター要員の階段昇降時間 上り：H/0.32 (m/秒) 下り：H/0.40 (m/秒) (H：垂直移動距離 (m))	—
	非常用エレベーターの昇降速度 (設置される非常用エレベーターが目的階に到着するまでに要する時間は、下式で算出する。) $\frac{(1 \text{ 階層の高さ}) \times (\text{階数} - 1)}{\text{エレベーターの速度 (m/分)} / 60 \text{ 秒 (秒速を求めるため)}}$	—
総合操作盤の発報表示箇所の確認時間 (防災LCD等により発報箇所を確認するのに要する時間)		20秒
役割分担の指示、携行品の準備等に要する時間 (消火器、マスターキー、非常用エレベーター消防運転専用キー)		20秒
非常用エレベーターに乗り込んでから動き出すまでの時間 (専用キーを差し込んでONにし、エレベーターの扉が閉まって動きだすまでの時間)		10秒
非常用エレベーターが目的階に到着し、扉が開いて降りるまでの時間 (消防運転を解除、防災センターへ連絡する。)		10秒
火点を探す時間 (警戒区域内の鳴動箇所を確認する。)		20秒
非常電話等で現場の状況を防災センターへ連絡するのに要する時間		20秒
消火器による消火時間		15秒
屋内消火栓設備等を延長するための準備に要する時間		20秒
屋内消火栓設備による消火時間		30秒
防火区画の形成及び避難状況の確認に要する時間 (出火場所を含む防火区画を1周する歩行距離をYmとし、防火区画を形成している防火扉、防火シャッター等が煙感知器等の作動の有無の確認に要する時間 (作動していない場合の手動閉鎖及び障害物の除去等を行う時間を含む。)) は下式で算出する。 $Ym / \text{歩行速度 (0.5m/秒)}$ ※複数人の場合は、分担して行える。		—
排煙設備の起動に要する時間 (起動装置までの移動時間を含む。)		20秒
その他 (防災センター勤務員が、仮眠室で仮眠中の勤務員を起こすような場合) ア 防災センターから仮眠室へ連絡 イ 仮眠状態から行動開始		20秒 15秒

別紙3

遠隔監視システム等における火災通報の取扱い

(昭和62年8月10日付け消防予第134号)

自動火災報知設備の発報の後、火災確認を行う前にできるだけ早期に通報することは、火災の早期覚知の観点から本来望ましいものであり、消防機関としても、将来の目標として、防火対象物に設置された自動火災報知設備と消防機関とを通信回線で直結し、火災が発生した場合に自動的に通報することにより、消防機関が迅速かつ機動的に対応することができる「火災情報等の自動通報システム」の構築を図ることを検討していく必要がある。

また、先の松寿園火災等を契機として、社会福祉施設等災害弱者の入所する施設については、先行的に自動通報システムを導入することが検討されているところである。

一方、自動火災報知設備の火災情報を、まず、警備業者、第三セクター等の第三者機関に移報し、これらの機関の火災対応の一環として消防機関に通報する遠隔移報システムについては、これらの通報が火災確認を経ていない場合は、非火災報の発生確率からみて、消防法第24条に規定する「火災発見の通報」とはいいがたいものであり、非火災であった場合の消防対応についても困難な問題が存することが従来から指摘されてきたところである。

今般、これらの状況を踏まえ、かつ、技術的にも、適切な非火災報対策を施すことにより、非火災報の発生確率を相当程度縮減し得る見込みがたってきていることを考慮し、自動火災報知設備から直接消防機関へ通報される「直接通報」、自動火災報知設備から外部の第三者機関を介して火災確認を経ることなく消防機関に通報される「即時通報」に対する消防機関の当面の対応方針を下記のとおり定めることとしたので、内容御了知のうえ、貴管下市町村にもこの旨示達され、今後の消防対応の指針とするようよろしく御指導願いたい。

記

第1 「即時通報」及び「直接通報」を認めるための条件

夜間、休日等において無人となる防火対象物が、(1)及び(2)に掲げる条件を満たす場合には即時通報を、(1)及び(3)に掲げる条件を満たす場合には直接通報を、それぞれ認めるものとする。

(1) 共通の条件

- ① 自動火災報知設備について、十分な非火災報対策が講じられていること。
- ② 遅くとも消防隊到着後一定時間内に、警備業者、第三セクター等（以下「業者等」という。）で夜間、休日等の防火管理業務の委託を受けた者、又は防火対象物の関係者が現場に到着し、非火災である場合、真火災である場合、いずれにおいても適切な対応ができる体制がとられていること。
- ③ 事前の破壊消防への同意、自動火災報知設備連動解錠、又は業者等若しくは防火対象物の関係者による消防機関よりも早い現場到着等、消防隊が到着後速やかに自動火災報知設備の受信機に到着し、対応できる手段が確保されていること。
- ④ 自動火災報知設備の受信機からNTT回線へ移報する装置・機器が一定の性能を有し、適正な維持管理がなされているものであること。

(2) 即時通報に係る付加条件

以下に掲げる条件を満たす業者等に、火災確認、初期消火等の対応を委託し、これらの業者等から消防機関に通報がなされるものであること。

- ① 防火管理及び火災対応に関する十分な知識及び経験を有する者であること。
- ② 即時通報に適切に対応できる体制を有していること。
- ③ 自動火災報知設備から遠隔移報された火災情報を受信する機器等の維持管理が適正であること。

なお、①に掲げる条件については、昭和58年消防予第227号通知に示した教育担当者講習会の受講者を配置

すること等により担保するよう指導されたいこと。

(3) 直接通報に係る付加条件

(1)②の対応が適切に行えるよう、当該防火対象物の関係者の所在地へも、同時に移報するものであること。

第2 条件適合性に係る審査

(1) 第1に掲げる条件に適合しているか否かの審査は、即時通報又は直接通報を行おうとする防火対象物ごとに、各消防機関において行うものとする。

なお、第1(2)に掲げる業者等側の条件については、各消防機関において登録制度を設け、あらかじめ業者等ごとに審査を行い、条件に適合した業者等を登録しておくことができるものであること。

この場合において、当該登録を受けた業者等については、個別の防火対象物ごとの審査のうち、第1(2)に掲げる業者等側の条件についての審査を省略する等の便宜を与えることとされたいこと。

(2) 条件適合性に係る審査及び登録は、3年ごとに行うものとする。

ただし、3年の期限内であっても、条件に適合しないものであることが明らかとなった場合においては、即時通報又は直接通報を認める旨及び業者等の登録を取り消すこととして差し支えないものであること。

第3 運用方法

(1) 消防機関は、第1に掲げる条件についての適合性が証明されている防火対象物については即時通報及び直接通報を認めるが、この場合の出動等の対応については、当分の間、非火災であるかもしれないことを考慮した体制によって差し支えないものであること。

(2) 消防機関は、即時通報及び直接通報がなされた防火対象物については、真火災・非火災の別、非火災報の原因、業者等の対応状況等について調査を行い、その結果を非火災報対策の一層の充実、業者等への指導等に役立てることとする。

(3) 消防機関は、追って通知する調査・報告要領に基づき、第2(1)の登録に係る事項及び(2)の調査結果等を、定期的に、消防庁に報告するものとする。

第4 地域性の考慮

即時通報及び直接通報に係る消防機関の対応は、非火災報の発生確率、当該消防機関の管内の防火対象物数等により、異なっており当然であるため、各消防機関の実情により、以下に掲げる方法等により、適宜運用して差し支えないものであること。

(1) 即時通報及び直接通報を認める防火対象物を消防法第8条に規定する防火管理義務対象物に限り、又は、火災情報を移報する自動火災報知設備を消防法第17条により義務設置されたものに限る等、対象範囲の限定を行う。

(2) 適合すべき条件として、地域性を勘案した独自の条件を付加する。

(3) 即時通報又は直接通報を認める防火対象物の用途を当面限定し、又は即時通報に限って認める等、段階的な実施を図る。

第5 その他

今回の基準の設定にあたっては、無人化が進み、当面、即時通報及び直接通報に関する対応の明確化の必要性の高いものについて検討したものであるため、基本的に夜間、休日等においても有人であり、火災確認が容易である一般住宅等については、高齢者、身障者等に対する福祉対策の観点から考慮を含めて、今後検討することとするので、その結果が得られるまでの間は、各消防機関の実態に応じて、適宜、適切な対応を図られたいこと。

別紙4

遠隔移報等に関する要綱 <抜粋>

(平成元年4月26日制定)

(平成24年3月1日最近改正)

(趣旨)

第1 この要綱は、夜間、休日等において無人となる防火対象物の火災を早期に覚知することの目的から、遠隔移報システム等による火災通報を、一定条件を満たす場合に限り承認するに必要な事項について定めるものとする。

(用語の意義)

第2 この要綱における用語の意義は、次によるものとする。

1 即時通報

夜間、休日等において無人となる防火対象物に設置された自動火災報知設備（以下「自火報」という。）の作動を、直接監視によらず電話回線等により移報する装置等を経て関係者等が遠隔監視している場合において、作動信号を受信した関係者等が現場を確認することなく当該内容を即時に119番通報することをいう。

2 直接通報

夜間、休日等において無人となる防火対象物に設置された自火報の作動信号を、直接監視によらず、かつ、遠隔監視もしていない場合において、当該作動信号を関係者等の手を経ないで火災通報装置により直接119番通報することをいう。

3 遠隔移報システム等

即時通報及び直接通報（以下「即時通報等」という。）を行うシステムをいう。

4 警備会社等

防火対象物における自火報の作動信号の受信等を受託している警備会社、ビルメンテナンス会社等の機関をいう。

5 関係者等

防火対象物の管理権原者及び当該防火対象物の事業所の従業員並びに当該防火対象物の管理権原者が、自火報の作動信号の受信等を警備会社等に委託している場合における当該警備会社等の従業員をいう。

6 現場派遣者

即時通報等を行った場合に、現場対応行動等の必要な活動を行うため、当該信号を発した防火対象物に出動する関係者等をいう。

7 承認

即時通報等を行おうとする防火対象物の管理権原者が事前にその旨の申請を行った場合に、所轄消防署長（以下「署長」という。）が当該申請内容を認めることをいう。

8 登録

警備会社等が即時通報に係る登録申請を行った場合に、消防局長（以下「局長」という。）が当該申請内容を認めることをいう。

(防火対象物の範囲)

第3 即時通報等を認める防火対象物は、次によるものとする。

1 夜間、休日等において無人となる防火対象物であること。

2 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の規定により、自火報が設置及び維持されている防火対象物であること。

- 3 防火対象物の全体（同一敷地内を含む。）にわたって承認申請がなされる防火対象物であること。ただし、防火対象物の一部から承認申請がなされる場合にあっても、当該防火対象物の全体から消防隊の進入に必要な破壊等の事前承諾が得られる等、一定の条件に適合するときは、この限りではないものとする。

（即時通報承認条件）

第4 即時通報は、次の条件を満たす場合に認めるものとする。

1 予防技術に関する事項

- (1) 自火報は、感知器の適材適所とともに、次のいずれかによる非火災報防止対策が講じられていること。

ア 蓄積式受信機の設置

イ 蓄積式中継器の設置

ウ 蓄積付加装置の設置

- (2) 即時通報に用いる機器等の設置及び維持管理が適正であること。

- (3) 防火管理が適正に行われていること。

2 消防活動に関する事項

- (1) 消防隊到着後20分以内に、関係者等が当該防火対象物に到着できるものであること。

- (2) 消防隊が現場到着後、速やかに自火報の受信機に到達できる対応として、次のいずれかの方策が講じられていること。

ア 当該防火対象物の関係者等による消防機関よりも早い現場到着

イ 消防隊による当該防火対象物の異常の有無を確認するために必要な破壊の事前承諾

ウ 自火報連動若しくは遠隔操作による出入口又はキーボックス等の解錠装置の設置。ただし、この場合であっても、その状況により進入に必要な破壊もやむを得ない場合があることの事前承諾

3 警備会社等に業務委託するものにあつては、当該警備会社等が、次に掲げる全ての事項に適合していること。

- (1) 即時通報に適切に対応できる体制を有していること。

- (2) 自火報から遠隔移報された火災情報を受信する機器等の設置及び維持管理が適正であること。

- (3) 警備会社等又はその営業所ごとに「消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（昭和58年12月2日消防予第227号消防庁次長通知）に基づく教育担当者講習会の修了者（以下「教育担当者」という。）による組織的、計画的な防火・防災教育を実施していること。

（直接通報承認条件）

第5 直接通報は、次の条件を満たす場合に認めるものとする。

1 予防技術に関する事項

- (1) 第4-1-(1)及び(3)に適合するものであること。

- (2) 直接通報に用いる機器等は、法第17条の規定により又は当該規定に準じて設置される消防機関へ通報する火災報知設備のうち、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第25条第2項第1号に規定する火災通報装置で、同条第3項第1号の規定に適合するものとし、かつ、設置及び維持管理が適切であること。

2 消防活動に関する事項

第4-2に適合するものであること。

3 移報に関する事項

第4-2-(1)の対応が適切に行なえるよう、119番通報の後、当該防火対象物の関係者等の所在地へも速やかに移報（常時受信できる場所をあらかじめ2箇所以上指定）するものであること。

－以下省略－

別紙5

遠隔移報等に関する要綱の運用について <抜粋>

(平成元年4月26日付け消予第8号)

1 趣旨

「遠隔移報等に関する要綱」(平成元年4月26日消予第7号。以下「要綱」という。)第11の規定に基づき、即時通報及び直接通報の事務について、必要な事項を要綱の運用として定めるものである。

2 対応の基本方針

即時通報等の承認の諸対応は、自火報の非火災報防止対策の推進及び警備会社等の現場対応行動等の適正化の確保等を前提とし、防火対象物の防火管理対策の強化を期することを目的として実施することとする。

なお、これにより管理権原者及び防火管理者等の消防上の防火管理責任には、何らの変動もないものであること。

3 削除

4 防火対象物の範囲関係(要綱(以下省略)第3)

消防法(昭和23年法律第186号)第17条第1項に規定する自火報の義務設置対象物のほか、横浜市火災予防条例(昭和48年12月横浜市条例第70号)第51条第1項の規定による自火報の義務設置対象物が含まれるものであること。

5 即時通報承認通報関係(第4)

(1) 「即時通報に用いる機器等の設置が適正」とは、当面、自火報の作動信号は、受信機、中継器又は蓄積付加装置の移報端子によるもののほか、一般社団法人 日本火災報知器工業会の自主認定試験に合格した装置を用いるものであればよいものとする。

(2) 「防火管理が適正に行われていること」とは、防火管理者の選任及び消防計画の作成が適正に行われ、届出されていること(防火管理者選任義務の生じる防火対象物に限る。)、並びに避難施設及び防火設備の維持管理が適正であることをいうものであること。

(3) 現場派遣者が常時勤務する場所から当該防火対象物までの走行距離は、次の数値以内とする。

ア 車両(バイクを含む)・・・・・・・・・・10km

イ 自転車・・・・・・・・・・・・・・・・・・6km

ウ 徒歩・・・・・・・・・・・・・・・・・・3km

(4) 「必要な破壊の事前承諾」とは、承諾を得たことにより、無差別の破壊が可能であることを意味するものではなく、内部進入にあたり、諸対策を検討した結果、他に進入する手段が得られない場合において、やむを得ない手段として、施錠の破壊などの方策がとれるものであり、その対応には、慎重を期する必要があること。

(5) 「即時通報に適切に対応できる体制」とは、警備会社等が防火対象物に設置された自火報の作動信号を適切に受信し、消防機関へ確実な119番通報が確保でき、また、現場派遣者の数、車両の有無及び運行など十分な現場到着体制等が確立されているものをいうものであること。

(6) 「自火報から遠隔移報された火災情報を受信する機器等の設置及び維持管理が適正であること。」とは、機器等については、当面、警備会社等が現在、使用しているものでよいものとするが、維持管理に関してその製造会社等の職員等により定期的に機能点検が実施され、その結果が記録されている必要があるものであること。

(7) 「組織的、計画的な防火・防災教育を実施していること。」の確認は、講習修了証及び教育計画書により行うこと。

なお、教育計画書には、おおむね次に掲げる事項が満たされ、かつ、当該記載事項に基づく教育の実施状況について確認すること。

ア 即時通報制度の概要

イ 即時通報による119番通報要領

ウ 現場派遣者による、消防隊等への対応要領

エ 自火報復旧等の応急措置及び事故報告要領

- (8) 教育担当者が在籍していない警備会社等から登録申請があった場合については、「昭和58年12月2日消防予第227号消防庁次長通知」に基づく教育担当者講習会の受講申込を確認できる書類等の提出をもって教育担当者が在籍しているとみなすことができるものであること。この場合、受講後速やかに講習修了証を提出させる等により、受講した旨を確認すること。

—以下省略—

第25 パッケージ型消火設備（令第29条の4、平成16年告示第12号関係）

1 用語の定義

パッケージ型消火設備とは、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成16年総務省令第92号）及び「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年告示第12号。以下第25において「告示第12号」という。）で規定するものをいう。

なお、この章において、パッケージ型消火設備には、当該消防用設備等と同じ消防の用に供する設備等を含むものとする。

2 設置することができる防火対象物の要件

(1) 告示第12号第3の規定によるほか、条例第47条第1項第1号及び第2号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、5に適合するものについても設置することができる。

(2) 告示第12号第3に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」とは、「初期消火及び避難を行う上で有効な、外気に直接開放された開口部又は随時容易に開放できる開口部」（ピロティ、開放廊下、窓、排煙口等、排煙上有効な開口部。以下「有効な開口部」という。）を有しない場所を指す。

なお、有効な開口部を有しない場所であっても、「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」に該当しないものとして取り扱うことができる場合の例は、次によること。（第25-1図参照）

ア 避難口を容易に見とおしでき、かつ、当該場所を警戒しているパッケージ型消火設備の設置場所が次の(ア)及び(イ)に該当する場所

- (ア) 当該階の主要な避難口を容易に見とおしできるなど、避難経路が明確であり、避難上支障ないこと。
- (イ) 有効な開口部を有すること。

イ 次に掲げる場所

- (ア) 階段、浴室、便所その他これらに類する場所
- (イ) エレベーター及びエスカレーターの昇降路並びにリネンシュート及びパイプダクトその他これらに類する部分
- (ウ) 人の立ち入る可能性の全くない部分
- (エ) その他出火のおそれが著しく少ないと認められる場所

3 設置場所

告示第12号第4の規定のほか、次によること。●

- (1) 容易に使用でき、かつ、避難口又は階段に近い場所に設置すること。
- (2) 防護する部分に対して有効に放射できること。この際、ホースを延長する経路、ホースの長さ、放水距離等を総合的に勘案し判断すること。

4 機器

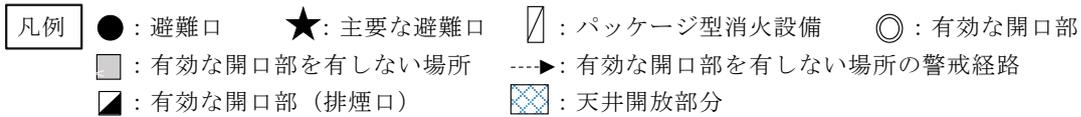
認定品とすること。●

5 条例の規定により設置する場合の取扱い

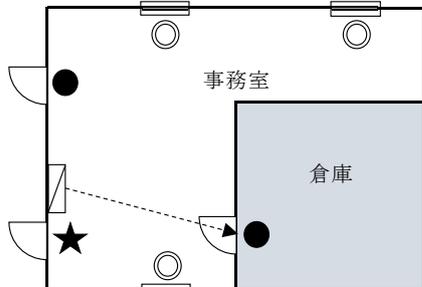
条例の規定により設置義務が生じる通常用いられる消防用設備等に代えて、パッケージ型消火設備を設置する場合、次に掲げる条件により、条例第59条の規定に基づく消防用設備等の基準に係る特例を適用するものとする。

- (1) 令第11条の規定による設置義務である要件を除き、告示第12号に適合していること。
- (2) 設置にあたっては、甲種消防設備士により法第17条の14の規定に準じた届出を行うこと。
- (3) 設置したときは、法第17条の3の2の規定に準じた届出を行い、検査を受けること。
- (4) 設置後は、法第17条の3の3の規定に準じた点検を定期的に行い、その結果を報告すること。

「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所の例



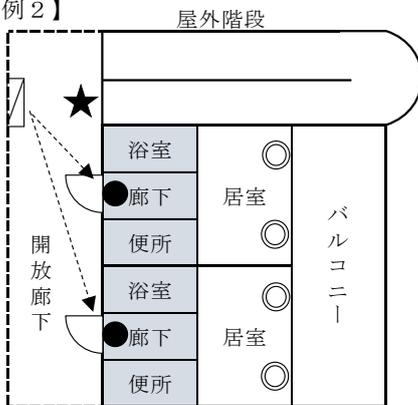
【設置例 1】



(15)項 その他の事業場

- ・事務室は、有効な開口部を有するため、2(2)の「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所に該当
- ・倉庫は、避難口を容易に見とおしでき、かつ、設備設置場所が主要な避難口を容易に見とおしでき、有効な開口部を有するため、2(2)アに適合し「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所に該当

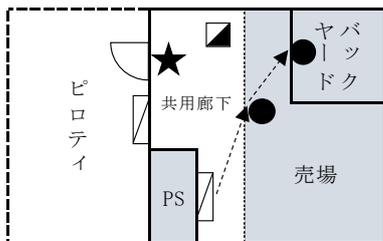
【設置例 2】



(5)項ロ 共同住宅

- ・居室は、有効な開口部を有するため、2(2)の「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所に該当
- ・廊下は、避難口を容易に見とおしでき、かつ、設備設置場所が主要な避難口を容易に見とおしでき、有効な開口部 (開放廊下) を有するため、2(2)アに適合し「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所に該当
- ・浴室及び便所は、2(2)イに適合し「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所に該当

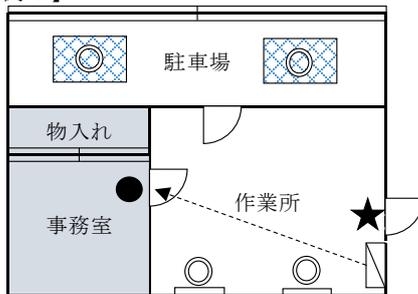
【設置例 3】



(4)項 物品販売店

- ・共用廊下は、有効な開口部 (排煙口) を有するため、2(2)の「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所に該当
- ・売場及びバックヤードは、避難口を容易に見とおしでき、かつ、設備設置場所が主要な避難口を容易に見とおしでき、有効な開口部 (排煙口) を有するため、2(2)アに適合し「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所に該当
- ・PSは、2(2)イに適合し「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所に該当

【設置例 4】



(12)項イ 作業場

- ・駐車場及び作業所は、有効な開口部を有するため、2(2)の「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所に該当
- ・事務室は、避難口を容易に見とおし、かつ、設備設置場所が主要な避難口を容易に見とおしでき、有効な開口部を有するため、2(2)アに適合し「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所に該当
- ・物入れは、人が立ち入らない部分のため、2(2)イに適合し「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所に該当

第26 パッケージ型自動消火設備（令第29条の4、平成16年告示第13号関係）

1 用語の定義

パッケージ型自動消火設備とは、「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成16年総務省令第92号）及び「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年告示第13号。以下第26において「告示第13号」という。）で規定するものをいう。

なお、この章において、パッケージ型自動消火設備には、当該消防用設備等と同じ消防の用に供する設備等を含むものとする。

2 設置することができる防火対象物の要件

(1) I型

告示第13号第3第1号の規定によるほか、令第12条第1項第1号、第3号、第4号及び第9号から第12号まで並びに条例第48条第1項第3号及び第4号に掲げる防火対象物又はその部分（令第12条第2項第2号ロに規定する部分を除く。）のうち、令別表第1(5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(5)項若しくは(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分で、延べ面積が10,000㎡以下のもの（5に適合するものに限る。）についても設置することができる。

(2) II型

告示第13号第3第2号の規定によることとし、「易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるもの」とは、表面が合成皮革製のソファ等で特に燃焼速度が速いものとして次のいずれにも該当するものが設置されている防火対象物又はその部分が考えられること。

ア 座面（正面幅がおおむね800mm以上あるもの）及び背面からなるもの

イ 表面が合成皮革、クッション材が主にポリウレタンで構成されているもの

なお、布団又はベッドが設置されている防火対象物又はその部分（上記に該当するものを除く。）は、「易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるもの」に該当しないと考えられること。

3 設置基準

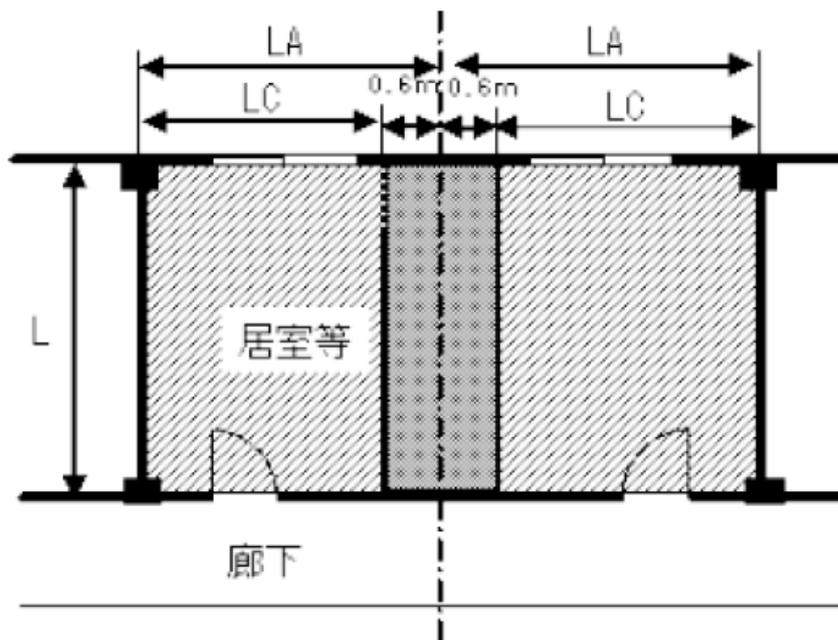
告示第13号第4及び第5の規定のほか、次によること。

(1) 同時放射区域が隣接する場合の取扱い

告示第13号第4第3号により、パッケージ型自動消火設備の防護面積が同時放射区域の面積以上であるものを設置するよう規定されているが、同時放射区画が隣接する場合におけるパッケージ型自動消火設備の防護面積は、隣接する部分（壁、戸等により区画されない部分をいう。）に限り0.6m長くすることができるものであること。ア 1の居室等を2の同時放射区域とする場合

同時放射区域 $L \times L A = L \times (L C + 0.6)$

この場合において、防護面積は、 $L \times (L C + 0.6)$ とすることができる。（第26-1図参照）



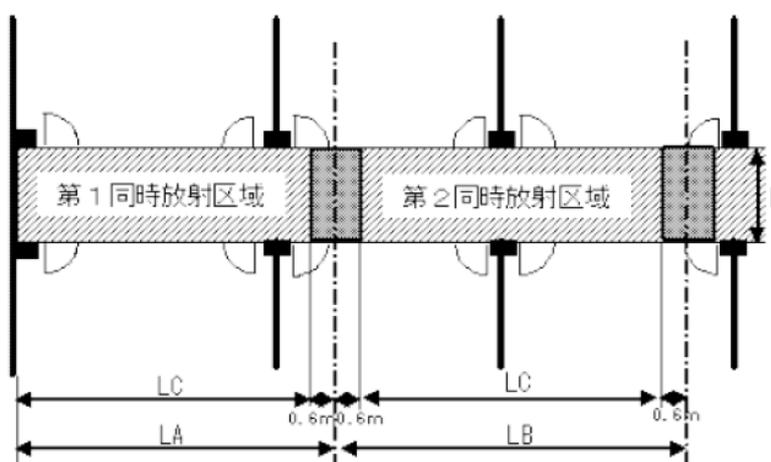
第26-1図

イ 廊下、通路等を2以上の同時放射区域とする場合

第1同時放射区域 $L \times LA = L \times (LC + 0.6)$

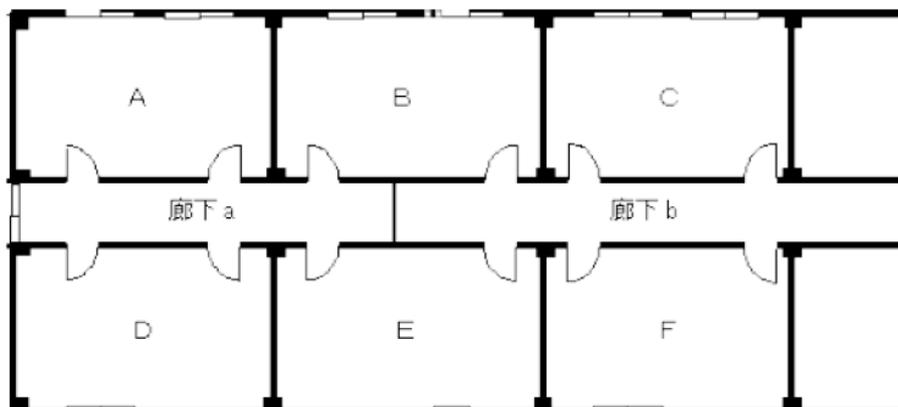
第2同時放射区域 $L \times LB = L \times (0.6 + LC + 0.6)$

この場合において、防護面積は、それぞれ $L \times ((LC + 0.6)$ 又は $(0.6 + LC + 0.6)$) とすることができる。(第26-2図参照)



第26-2図

(2) 告示第13号第4第6号(1)に規定する「隣接する同時放射区域」とは、火災が発生した場合において延焼するおそれのあると考えられる当該同時放射区域に接している区域等を全部含むものであること。(第26-3図参照)



	A	B	C	D	E	F	廊下 a	廊下 b
A	—	○					○	
B	○	—	○				○	○
C		○	—					○
D				—	○		○	
E				○	—	○	○	○
F					○	—		○
廊下 a	○	○		○	○		—	○
廊下 b		○	○		○	○	○	—

備考1 ○印は、隣接するものを示す。

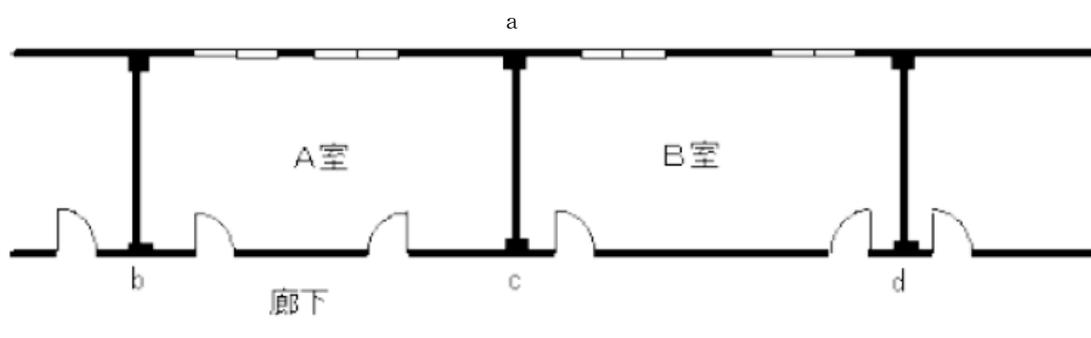
2 廊下 a 及び廊下 b は、同時放射区域 (13 m²) で区画した場合とする。

3 各室は、一の同時放射区域となっている。

第26-3図

(3) I型の場合において、告示第13号第4第6号(1)に規定する「隣接する同時放射区域間の設備を共用」とは、次によること。

ア 第26-4図の左欄に応じ、それぞれ右欄に適合すること。(第26-4図参照)



①A室とB室間において共用できる場合(a-c間 が右の事項を満たす場合)	耐火構造、準耐火構造又はこれらと同等以上の防 火性能を有する壁等で区画されていること。 なお、A室とB室間に開口部があるときは、当該 部分に防火設備が設けられていること。
②A室又はB室と廊下において共用できる場合(b -c間又はc-d間が右の事項に該当する場合)	耐火構造、準耐火構造又はこれらと同等以上の防 火性能を有する壁等で区画されていること。 なお、A室又はB室と廊下の間に開口部がある ときは、当該部分に防火設備が設けられていること。

第26-4図

イ 告示第13号第4第6号(1)ハに規定する防火対象物又はその部分に設置されるI型で、同規定の「火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域に対応する防護区域に設ける放出口から消火薬剤が放射されないように設置する場合」とは、1の同時放射区域が隣接する同時放射区域と壁、床、天井、戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。以下同じ。)等で区画されている場合のほか、次のいずれかにより火災が発生した同時放射区域以外には消火薬剤を放射させない措置をした場合が考えられること。

(ア) 1の同時放射区域に対し消火薬剤を放射した後、他の同時放射区域から異なる2以上の火災信号を受信しても当該他の同時放射区域に係る選択弁等が作動しないように受信装置が制御されたもの

(イ) 火災信号の受信を遮断する機能等を用いることにより、受信装置が1の同時放射区域において異なる2以上の火災信号を受信した後に、他の同時放射区域から火災信号を受信しないように措置されたもの

(ウ) ウにより同時放射区域を重複させる部分の中央付近に天井面から35cm以上下方に突出した難燃性の垂れ壁が設置されたもの

ウ 告示第13号第4第6号(1)ハに規定する防火対象物又はその部分に設置されるI型で、同規定により隣接する同時放射区域間で設備を共用する場合におけるそれぞれの同時放射区域は、隣接する同時放射区域と壁、床、天井、戸等で区画されている場合を除き、境界部分を0.9m以上重複させて設定すること。また、イ(ウ)の場合にあつては、同時放射区域の重複が2を超えないこと。(第26-5図参照)

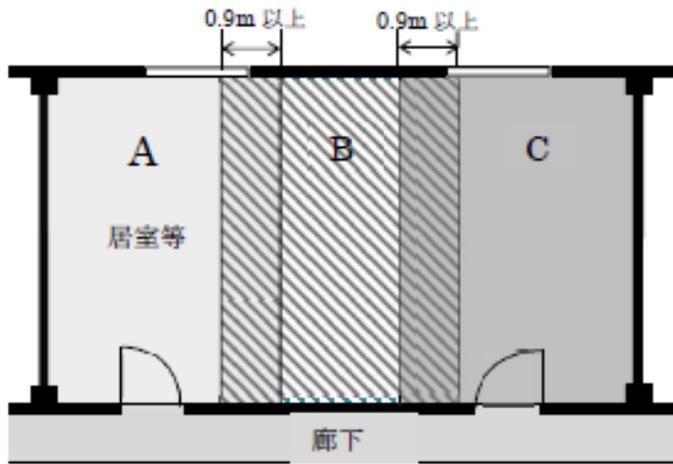


図1 隣接する同時放射区域の設置方法

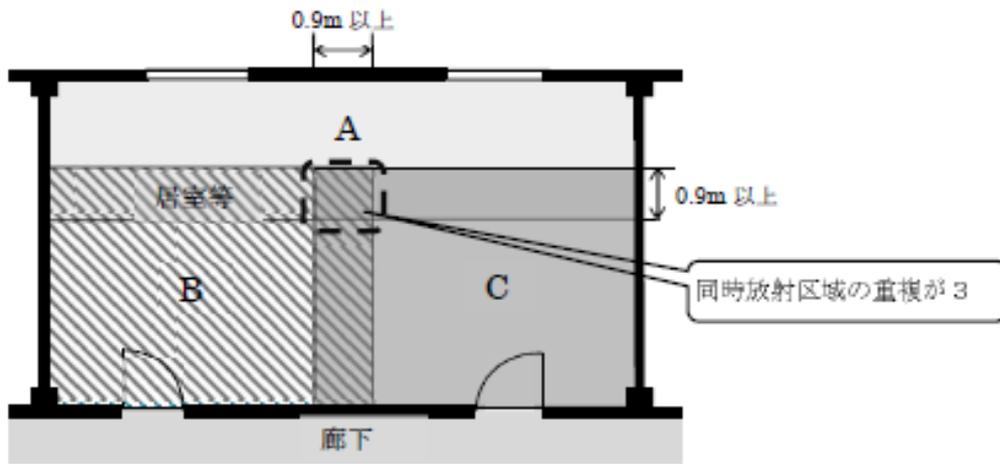


図2 (2)ウの場合において設定できない例①

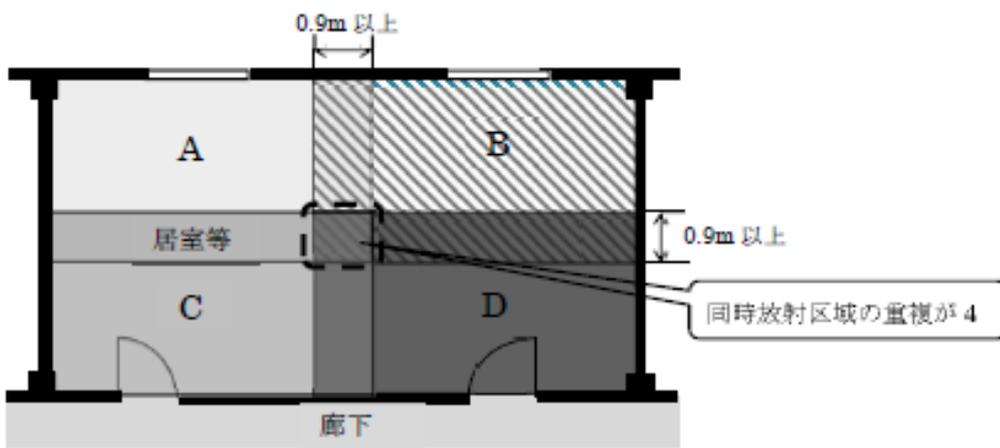


図3 (2)ウの場合において設定できない例②

- 凡例
- | | | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------|
|  | 同時放射区域 A |  | 同時放射区域 C |
|  | 同時放射区域 B |  | 同時放射区域 D |

4 機器

認定品とすること。●

5 条例の規定により設置する場合の取扱い

条例の規定により設置義務が生じる通常用いられる消防用設備等に代えて、パッケージ型自動消火設備を設置する場合、次に掲げる条件により、条例第59条の規定に基づく消防用設備等の基準に係る特例を適用するものとする。

- (1) 令第12条の規定による設置義務である要件を除き、告示第13号に適合していること。
- (2) 設置にあたっては、甲種消防設備士により法第17条の14の規定に準じた届出を行うこと。
- (3) 設置したときは、法第17条の3の2の規定に準じた届出を行い、検査を受けること。
- (4) 設置後は、法第17条の3の3の規定に準じた点検を定期に行い、その結果を報告すること。

第27 特定駐車場用泡消火設備（令29条の4、平成26年総務省令第23号関係）

1 用語の定義

特定駐車場用泡消火設備とは、「特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成26年総務省令第23号。以下第27において「省令第23号」という。）及び「特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成26年告示第5号。以下第27において「告示第5号」という。）で規定するものをいう。

なお、この章において、特定駐車場用泡消火設備には、当該消防用設備等と同じ消防の用に供する設備等を含むものとする。

2 設置することができる防火対象物の要件

省令第23号第2条第1号の規定によるほか、条例第49条第1項第1欄に掲げる部分のうち、床面から天井までの最高高さが10m以下の部分で、6に適合するものについても設置することができる。

3 設備の区分

特定駐車場用泡消火設備とは、省令第23号第2条第2号に規定するものであって、別紙に示す同条第3号から第8号までに区分される。（別紙参照）

4 機器

認定品とすること。●

5 認定品

(1) 認定において確認される性能等

認定の対象となる機器は、特定駐車場用泡消火設備のうち、閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手であるが、当該認定においては、次のアとともにイからエまでの性能等について確認されることとなり、イからエまでについては、付帯条件が付される。

ア 告示第5号第3に掲げる閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手の性能等

イ 有効感知範囲（開放型泡水溶液ヘッドを除く。）

ウ 有効放射範囲（感知継手を除く。）

エ 最大開放個数（閉鎖型泡水溶液ヘッドに限る。）

(2) 付帯条件に係る留意事項

(1) イからエまでの性能等は、使用する泡消火薬剤や泡消火薬剤混合装置等により変動する可能性があることから、特定駐車場用泡消火設備を設置する際に、当該性能等が確認された条件を満たしていない場合は、認定により確認された技術基準に適合していないものとして取り扱うこと。

ア 泡消火薬剤

付帯条件と同一の泡消火薬剤であること。

イ 泡消火薬剤混合装置

消火に有効な泡水溶液の放射に必要な流量の範囲のいずれにおいても、アの泡消火薬剤を付帯条件の希釈容量濃度に適正に混合できるものであること。

なお、当該流量の範囲の下限値及び上限値の算出方法は、次のとおりとする。

(ア) 下限値（同時に放射する閉鎖型泡水溶液ヘッド等が最小（1個）の場合における流量）

$$Q_{\min} = K \sqrt{10P}$$

Q_{\min} ：流量の下限値（L/min）

K：閉鎖型泡水溶液ヘッド等の流量定数（以下同じ。）

P：閉鎖型泡水溶液ヘッド等の使用圧力範囲の下限値（MPa。以下同じ。）

(イ) 上限値（同時に放射する閉鎖型泡水溶液ヘッド等が最大の場合における流量）

$$Q \text{ max} = K \sqrt{10 P \times N}$$

Q max : 流量の上限値(L/min)

N : 設置される特定駐車場用泡消火設備の区分に応じ、省令第23号第4条第2号イ、第5条第4号イ又は第7条第4号イの規定により決定される閉鎖型泡水溶液ヘッド等の開放個数

(3) 有効感知範囲等に係る留意事項

ア 有効感知範囲

有効感知範囲は、発生した火災を有効に感知することができる最大の高さに、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手を設置して確認されたものであるため、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び感知継手は、その高さを付帯条件として、当該高さ以下の範囲に設置する必要があること。

イ 有効放射範囲

有効放射範囲は、使用する泡消火薬剤及びその希釈容量濃度、放射圧力により影響を受けるため、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドに対し、使用する泡消火薬剤及び泡消火薬剤混合装置の組み合わせが適正である必要があること。また、発生した火災を有効に消火することができる最大の高さに、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドを設置して確認されたものであるため、閉鎖型泡水溶液ヘッド及び開放型泡水溶液ヘッドは、その高さを付帯条件として、当該高さ以下の範囲に設置する必要があること。

ウ 最大開放個数

最大開放個数は、発生した火災を有効に消火することができる最小の高さに、閉鎖型泡水溶液ヘッドを設置して確認されたものであるため、閉鎖型泡水溶液ヘッドは、その高さを付帯条件として、当該高さ以上の範囲に設置する必要があること。

6 条例の規定により設置する場合の取扱い

条例の規定により設置義務が生じる通常用いられる消防用設備等に代えて、特定駐車場用泡消火設備を設置する場合、次に掲げる条件により、条例第59条の規定に基づく消防用設備等の基準に係る特例を適用するものとする。

- (1) 令第13条の規定による設置義務である要件を除き、省令第23号に適合していること。
- (2) 設置にあたっては、甲種消防設備士により法第17条の14の規定に準じた届出を行うこと。
- (3) 設置したときは、法第17条の3の2の規定に準じた届出を行い、検査を受けること。
- (4) 設置後は、法第17条の3の3の規定に準じた点検を定期的に行い、その結果を報告すること。

条文	図	機器
<p>第3号</p>	<p style="text-align: center;">単純型平面式泡消火設備</p>	<p>閉鎖型泡水溶液ヘッド</p>
<p>第4号</p>	<p style="text-align: center;">感知継手開放ヘッド併用型 平面式泡消火設備</p>	<p>閉鎖型泡水溶液ヘッド</p> <p>開放型泡水溶液ヘッド</p> <p>感知継手</p>

条文	図	機器
第5号	<p>感知継手泡ヘッド併用型 平面式泡消火設備</p> <p>感知継手</p> <p>閉鎖型泡水溶液ヘッド</p> <p>泡ヘッド</p> <p>ダクト</p> <p>末端試験弁</p>	閉鎖型泡水 溶液ヘッド 泡ヘッド 感知継手
第6号	<p>一斉開放弁開放ヘッド併用型 平面式泡消火設備</p> <p>火災感知用ヘッド等</p> <p>閉鎖型泡水溶液ヘッド</p> <p>開放型泡水溶液ヘッド</p> <p>ダクト</p> <p>一斉開放弁</p> <p>末端試験弁</p>	閉鎖型泡水 溶液ヘッド 開放型泡水 溶液ヘッド 火災感知用 ヘッド・閉 鎖型スプリ ンクラーヘ ッド(標準型 (小区画型を 除く。)) 一斉開放弁

条文	図	機器
第7号		閉鎖型泡水溶液ヘッド 泡ヘッド 火災感知用ヘッド・閉鎖型スプリンクラーヘッド(標準型(小区画型を除く。)) 一斉開放弁 末端試験弁
第8号	<p>※ 開放型泡水溶液ヘッド、泡ヘッド、火災感知用ヘッド等、一斉開放弁、感知継手選択可)</p>	閉鎖型泡水溶液ヘッド 開放型泡水溶液ヘッド※ 泡ヘッド※ 火災感知用ヘッド・閉鎖型スプリンクラーヘッド(標準型(小区画型を除く。))※ 一斉開放弁※ 感知継手※

第4章 そ の 他

第1 「小規模社会福祉施設の防火安全指針」について（平成22年3月25日安指第572号 予防部長通知）

小規模な社会福祉施設において、火災により多数の死傷者が発生していることから、小規模な社会福祉施設の安全を確保するために、指針を定めましたので、所属職員に周知されるよう通知します。

1 趣旨

就寝施設を有する社会福祉施設等に対しては、「就寝施設を有する防火対象物等の防火安全指針」（平成11年3月31日消指導第296号）により指導を行っているところですが、指針を適用する規模に達しない、長崎県の認知症高齢者グループホームや群馬県の老人ホームにおいて、火災による多数の死傷者が発生しました。

そこで、従来の指針で適用範囲外であった、300平方メートル未満の小規模な社会福祉施設に対し、施設の特性を踏まえた新しい指針を策定することにより、施設の設置や運営に携わる方々と協働して、高齢者や障害のある方が将来にわたり、安心して利用できる施設とすることを目的に本指針を策定しました。

2 指針の概要

(1) 適用範囲

令別表第1(6)項口及びハに掲げる防火対象物のうち300平方メートル未満のもののうち居住、入所又は宿泊の施設を有するもの、また、(16)項のうち前記部分を含む防火対象物とします。

(2) 施設の立地及び仕様

施設を新たに建設する場合または既存の建物を転用する場合において、安全上どのような場所が良いのか、また、どのような建物の形状が良いのかを示しています。

(3) 出火防止

入居者の火気使用上の注意点や、喫煙管理、安全なちゅう房設備・暖房器具の選択及び入居室の管理について示しています。

(4) 火災拡大防止対策

施設の内装や区画の施工のほか、法令上義務づけられている防災物品の徹底に加え、寝衣類・寝具類、布製の家具等について、防災製品を使用することにより火災の拡大を防止となることを示しています。

(5) 消防用設備等の設置

法令上設置義務とならない消防用設備等について、施設の実情に応じて設置を指導します。

(6) 地域との連携

日ごろより地域との連携をとることの大切さを、例示を交えて示しています。

(7) 訓練

避難訓練を実施することの大切さや、効果的にできる方法、注意点などを示しています。

3 指導上の留意事項

- (1) この指針は、消防法令及び建築基準法令等を適用することを前提に定めたものです。
本指針の適用にあたっては、行政手続法（平成5年法律第88号）及び横浜市行政手続条例（平成7年3月横浜市条例第15号）に基づき、行政指導となる部分については十分な説明を行い、協力を得た上で指導を行ってください。
- (2) 指導にあたっては、指針中の一の項目で実施不可能な場合には他の項目で補うなど、相互に関連づけ、総合的な視野に立って指導してください。
- (3) 本指針は、新築・既存にかかわらず適用するものとし、関係者等からの開設又は改修の相談、消防同意及び査察の機会をとらえて指導をしてください。特に既存の防火対象物にあつては、改修時に指針の適用が望まれることから、指導の時機を逸しないように留意してください。

4 運用期日

この指針は、平成22年4月1日から運用します。ただし、関係者の理解を得られるものにあつては、同日前に運用しても差し支えないものとします。

小規模社会福祉施設の防火安全指針

横浜市消防局

はじめに（指針作成の目的）

この指針は、小規模な社会福祉施設やグループホームにおいて、火災による犠牲者が発生している現状を踏まえ、これらの施設の設置や運営に携わる皆様へ、火災予防上の提案をすることにより、高齢者や障害のある方が、将来にわたり、安心して利用できることを目的としたものです。

■ 指針の位置付け

この指針は、法令で定めるもの以外に、防火・避難に関する提案であり、関係者の皆様が、それぞれの立場で、火災を知り、どう備えておけばいいのかを考えていただくために作成しました。必ずしも、指針のすべてではなく、施設の実情に応じて選択し実行してください。

なお、指針本文中の下線部分——については、火災による被害を最小限に抑えるために、強く要請します。

■ 指針の構成について

- 基本的な考え方（実線囲み）…施設等の安全に関する基本的な考え方を示したものです。
- 解説……………基本的な考え方についての具体的な取組や例を示しています。

■ 指針の活用方法

この指針は、各項目に分けて示していますが、防火・避難対策として互いに関連するものです。一の項目で実施不可能な場合でも、他の項目で補うようにしてください。

指針の適用範囲

社会福祉施設で、次に掲げる対象物に対して本指針を適用する。

- 1 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(6)項ロ（※1）及び(6)項ハ（※2）に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル未満のもののうち入居等（※3）の施設を有するもの
- 2 令別表第1(16)項（複合用途対象物）に掲げる防火対象物で、前1に掲げる部分を有するもの

【解説】

長崎県の認知症高齢者グループホームや群馬県の老人ホーム（県に無届け）での火災は、床面積が300平方メートル未満の小規模な施設であったにもかかわらず、多数の死傷者が発生しました。

これまで本市は、社会福祉施設に対して「就寝施設を有する防火対象物等の防火安全指針」において、具体的な基準を定め、火災予防及び被害の軽減を目的に指導してきました。しかしながら、従前の指針の適用範囲は、2階以上の階に入居施設があり、かつ延べ面積300平方メートル以上の施設を指導対象としており、今回火災が発生した防火対象物は、従前の指針の適用範囲外となっています。

そこで、この指針では、従前の指針において適用外であった300平方メートル未満の小規模社会福祉施設で、入居施設を有する防火対象物を対象に、ソフト面・ハード面を含めた総合的な指針として作成しました。

- ※1 有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入所させるものに限る。）、認知症高齢者グループホーム、障害者ケアホーム（主として障害の程度の重い者を入所させるものに限る。）など。
- ※2 (6)項ロ以外の有料老人ホーム・障害者ケアホーム、障害者グループホーム、小規模多機能型居宅介護施設など。
- ※3 「入居等」とは、高齢者や障害者などが居住、入所又は宿泊することをいう。

第1 施設の立地及び仕様

小規模社会福祉施設は、入居者が火災時に容易に避難できる場所や施設とすること。

1 新築をして運営する場合

- (1) 避難上支障がないよう、次の点に留意して、場所を選定すること。
 - ア 道路狭隘地区ではないこと。高い崖や擁壁に面していないこと。
 - イ 近隣に住居等がある場所とすること。
- (2) 施設の仕様について
 - ア 2階以上の入居室には、バルコニーを設置すること。
 - イ 施設内の階段、廊下などは、入居者に考慮した傾斜、幅員を確保すること。
 - ウ 入居室は、避難口まで容易に至れるような配置とし、複雑な形態の間取りを有していないこと。
 - エ 入居室又は出入口を施錠して就寝をする場合は、職員により常時解錠可能な場合を除き、自動火災報知設備と連動して解錠できるもの、若しくは一のスイッチで一斉解錠できる装置とすること。

2 既存の建築物を利用して運営する場合

- (1) 前1の条件に合った建築物を選定すること。
- (2) 消防法や建築基準法令等について、適正に維持管理されている建築物であること。

【解説】

施設を新たに運営する場合は、努めて次の事項に注意し、建物の選定を行ってください。

施設の仕様について、既に運営している場合は、改修の機会をとらえて実施することが望まれます。

- 道路狭隘地区は、消防車両や救急車両の進入が困難な場合があります。
- 高い崖や擁壁に面している敷地は、火災時に避難の支障となる場合があります。
- 近隣に住居等があることで、災害時に近隣住民による119番通報や避難・救援活動等が期待できます。
- 入居室からの一時避難ができるように、新築の場合は、2階以上の入居室に面する部分にバルコニーを設置してください。また、既存建物を利用する場合は、バルコニーが設置してある建物を選んでください。

- バルコニーに面する窓は、避難が容易な掃き出し窓としてください。また、バルコニーは、支障なく避難できるように、物などを置かないようにしてください。



バルコニーの設置例

- 階段や廊下は、避難の時に入居されている方が無理なく通行できる傾斜とし、火災時には職員による「手つなぎの避難誘導」ができるように、幅 1.2 メートル以上確保することが望まれます。

さらに、夜間や停電時の避難対策として、廊下や階段に「足元灯」などを設置することで、円滑に避難ができます。



足元灯の設置例

- 入居室から避難口までは、避難者が迷うことがないように、単純な避難経路とすることが必要です。そのためには、入居室出入口から避難口が見通せることが望まれます。

- 自力避難困難者は、避難に時間がかかるので、避難階又は避難口に近い居室を選定する必要があります。また、避難しやすい居室であれば、外部からの救助も期待できます。
- 火災時に、居室や出入口が施錠されていると、避難の障害になることはもとより、施設に到着した消防隊又は近隣協力者の避難誘導の支障となることから、火災時には自動的に解錠されていることが望まれます。
- 既存建物を利用して運営する場合は、建物用途の変更により、消防設備や建築設備の設置義務が生じる場合がありますので、あらかじめ管轄消防署・建築局などの行政機関に必ず相談してください。

消防法令や建築基準法等について、適正に維持管理されている建物を選ぶことが重要です。

- * 本項目の条件が困難な場合には、消防用設備等を設置するなど、他の対策について考慮してください。

【参考】 バルコニーの構造は次によることが望まれます。

- 1 車椅子対応により奥行きは1.0メートル以上とすること。
- 2 転落防止のため高さ1.1メートル以上の手すり等を設置すること。
- 3 2方向避難を確保するため、バルコニーを階段やスロープに接続するか避難器具（例：ハッチ式救助袋）を設置すること。
- 4 避難に際し構造耐力上支障のない構造とすること。

第2 出火防止

直接火災の原因となる火気の管理については、次の事項について、施設職員が認識するだけでなく、入居者へも十分な説明と協力の下で行うこと。

- 1 火気管理
入居室は、原則として裸火の使用を禁止すること。
- 2 喫煙管理
建物内外で喫煙する場合には、喫煙場所を設けること。
- 3 暖房設備
暖房用の火気使用設備器具は、ファンヒーター等の裸火が露出していないものとする。
- 4 ちゅう房設備
ちゅう房設備は、電磁調理器又は安全機能付ガスコンロを使用すること。
- 5 入居室の管理
施設職員及び入居者は、定期に入居室のチェックを行い、火気管理、コンセントのトラッキング現象の防止及び室内の整理整頓について互いに、確認すること。

【解 説】

入居室や台所からの出火は、人的被害に直結するおそれがあります。入居室での喫煙、裸火を用いた暖房器具、仏壇のロウソクや、台所のコンロ等、火気についての使用制限を行うことで出火防止対策が図られます。

- たばこによる出火は、毎年火災原因の上位となっています。社会福祉施設では、入居者が自ら火の取扱いの管理ができない場合や、入居室における喫煙に対して、施設職員の目が行き届かない場合があることから、喫煙場所を特定することが重要です。

喫煙場所を設けることが難しい施設については、喫煙しても火災にならないように、寝たばこをしないことや、灰皿に吸い殻をためないことなどを、施設職員、入居者の双方で認識し、管理することが必要です。

- 暖房用のストーブについては、出火の原因となりやすい熱源が露出しているものは原則として使用せずに、ファンヒーター等を用いることが望まれます。

- 電磁調理器は、コンロ廻りの可燃物や着衣への着火危険などを軽減する効果があります。
- 現在販売されているガスコンロは、すべてのバーナーに安全機能が設置されています（移動できる卓上コンロを除きます）。従前のガスコンロを使用している場合には、最新のものに交換することが望まれます。

安全機能付ガスコンロ

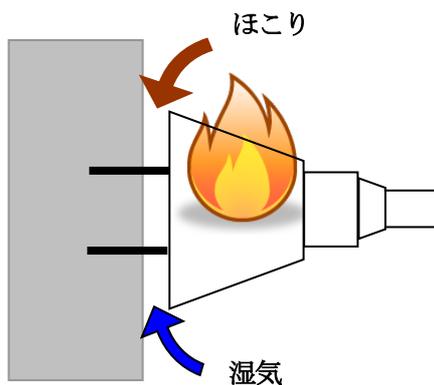
3つの安全機能が設置されています。

- ・調理油過熱防止装置
- ・立ち消え安全装置
- ・消し忘れ消火機能



- プライバシー保護の観点から、入居室の管理を入居者自身に任せている施設においては、火気管理や整理整頓、コンセントの清掃などについて、施設職員の目が行き届かず、火災に至る場合があります。そのため、定期的に施設職員が入居者と共に、清掃、整理整頓を行うことで、火災を未然に防ぐことができます。

トラッキング現象



長期間、電源プラグを、コンセントに差し込んでいると、隙間にほこりがたまり、このほこりが湿気を吸うことにより、放電が起こり、発熱して、火災が起こります。

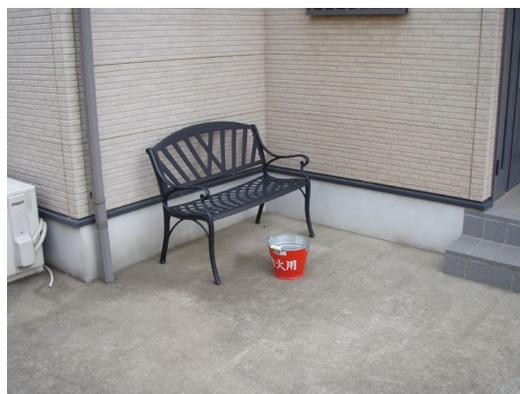
* 火災の発生を防ぐためには、施設内からの出火防止を図るだけでなく、施設の周りには、燃えやすいものを置かない、といった放火に対する対策も必要です。

* 将来、自立を目指す入居者が、火の取扱いに慣れておくことが必要な場合は、一律の規制をすることがそぐわないので、有効な消防用設備等を設置するなど、他の対策について考慮してください。

喫煙場所の設置例

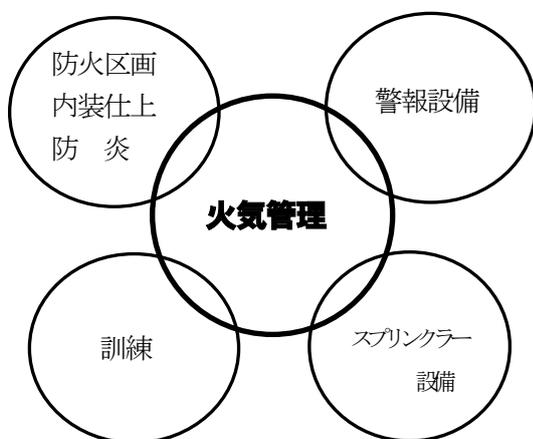


屋内の喫煙場所



屋外の喫煙場所

○ 出火防止対策の関連性



★出火防止を図るには火気管理が重要です。

- 火災が発生した場合でも、警報設備で早期に、火災発生を知ることができる。
- 火災が発生した場合でも、防火区画等やスプリンクラー設備で、火災の拡大を抑制する。
- 日頃の訓練により、火災発生時の行動が迅速に行える。

第3 火災拡大防止対策

火災の拡大を防止し、避難に要する時間を確保するために、構造及び内装の仕上げについて、次の点に留意すること。

1 構造、内装仕上げ

- (1) 入居室は、原則として、壁と天井を石膏ボード等の不燃材料により施工し、内装の仕上げを準不燃材料以上とすること。
- (2) 入居室の出入口は、原則として自動閉鎖式とすること。
- (3) ちゅう房部分は、原則として、(1)及び(2)と同様の施工をすること。

2 防災物品・防災製品

- (1) 施設内のカーテン、じゅうたん等は、防災物品以外の物を入居者が持込まないように入所規約に明記すること。
- (2) 寝具類（敷布、カバー、布団、毛布類等）や寝衣類、ソファ等布製の家具類は防災製品を使用すること。

【解説】

火災による死者の多くは、逃げ遅れによるものです。また、小規模な施設は火災時に施設全体に煙が充満し、短時間で危険な状態となることが予想されます。出火場所からの煙や火災の拡大を防ぐためにも、次の事項に気を付けてください。

既に、施設を運営している場合は、改修の機会をとらえて実施することが望まれます。

- 入居室やちゅう房など、出火のおそれがある部屋を区画し、自動閉鎖式（ドアクローザー等）の扉を設置することは、煙の拡散及び火災の拡大をおさえることができ、避難時間が多くとれます。

引き戸等で、自動閉鎖装置の設置が困難な場合には、常に扉を閉鎖させておくことでも効果があります。また、和室などを入居室として利用する場合は、欄間等を塞ぐことで煙の流入を防止することができます。

- 施設において使用するカーテン、じゅうたん等は、消防法により火災の発生や拡大を防止するために防災性能を有するもの（これを「防災物品」といいます。）の使用が義務づけられています。しかしながら、入居者が今まで暮らしていたような部屋づくりをするために、馴染みのカーテン、じゅうたん等、防災性能を有していないものが使用されるおそれがあります。

そこで、入所規約等に、カーテン、じゅうたん等は防災物品を使用する旨を盛り込むことで、施設者、入居者が共に防災物品の使用について確認できることを期待するものです。

また、長崎県のグループホームでの火災では、石油系材料のソファが、延焼拡大させる要因にもなったことから、布製の家具類や寝具類についても、燃えにくい性能を有するもの（これを「防災製品」といいます。）を使用することが望まれます。

防災物品と防災製品



「防災物品」
カーテン
じゅうたん

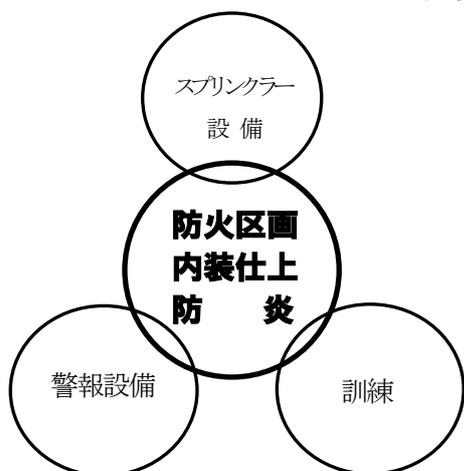




「防災製品」
布製のソファ

◆ 火災拡大防止対策の関連性

★火災の拡大を防止するには、防火区画等が重要です。



- 防火区画等が出来ない場合には、スプリンクラー設備で火災の拡大を抑制する。
- 防火区画等が出来ない場合には、警報設備で早期に火災の発生を知ることができる。
- 日頃の訓練により、火災発生時の行動が迅速に行え、火災の拡大前に初期消火や避難ができる。

第4 消防用設備等の設置

消防法令上の設置義務がない施設においても、次に掲げる消防用設備等を設置すること。

1 消火設備

- (1) 消火器又は簡易消火用具
- (2) スプリンクラー設備又は自動消火装置

2 警報設備

- (1) 自動火災報知設備
なお、居室に設ける自動火災報知設備の感知器は煙式とすること。
- (2) 住宅用火災警報器
自動火災報知設備が設置されない防火対象物については、住宅用火災警報器を設置すること。
- (3) 火災の発生を周囲に知らせるための措置（赤色灯、自動火災報知設備のベルの増設等）を講ずること。

3 消防機関への通報設備

夜間施設職員が不在又は少人数となる施設にあっては、自動火災報知設備と連動した消防機関へ通報する火災報知設備を設置すること。

【解 説】

消防法令の改正により、平成 21 年 4 月から社会福祉施設への、消防用設備等の設置基準が強化されましたが、設置規制に至らない施設であっても、人命安全の確保のため、消防用設備等を設置することにより、火災を早期に発見でき、消火、119 番通報等が行えることから前向きに検討してください。

- 火災の拡大を防ぐためには、消火器による初期消火を行うことが非常に重要です。消火器の他にも小火程度であればスプレー式の消火用具も有効です。
- 火災の時には自動で作動し、消火又は延焼拡大を抑えるスプリンクラー設備を設置することは、施設の安全を確保する上で重要なことといえます。

また、法令基準によるスプリンクラー設備のほか、住宅用下方放出型自動消火装置（※1）を、各居室等に設置することでも効果はあります。

- 自動火災報知設備は、消防法令の改正でも、300 平方メートル未満の(6)項ハには義務づけられていませんが（※2）、火災の早期発見のためには、自動火災報知設備の設置が

望まれます。

また、短時間で煙が充満するおそれのある小規模な施設では、感知器を煙式とすることで、火災の発生をさらに早く知ることができます。

- 住宅には、火災による死者をなくすために住宅用火災警報器の設置が義務化されました。そこで、自動火災報知設備が設置されない施設は、住宅用火災警報器を設置してください。

設置の際には、一つの住宅用火災警報器が感知すると、他の警報器も警報音が鳴る連動型住宅用火災警報器が望まれます。

・単独型住宅用火災警報器



天井設置型・煙式



天井設置型・熱式



壁掛型・煙式

・連動型住宅用火災警報器



連動型・煙式



(感知) 火事です
火事です



火災



(連動) 警報音



(連動) 警報音

住宅用火災警報器は、法令により規格が定められており、規格適合製品には「NSマーク」が表示されています。設置の際の目安としてください。



- 自動火災報知設備のベルや、自動火災報知設備と連動した赤色灯を屋外に設置する

とで、近隣へ早期に火災の発生を知らせることができ、外部からの手助けが期待できます。

- 消防機関へ通報する火災報知設備は、500平方メートル未満の(6)項へには義務づけられていませんが、夜間職員が不在、または、少人数となる施設は、火災の際、消防機関への通報ができないおそれがあります。

そこで、自動火災報知設備を設置し、それと連動した通報装置を設置することによって、自動的に消防機関へ通報することができ、早期に消防隊の出動が可能となります。

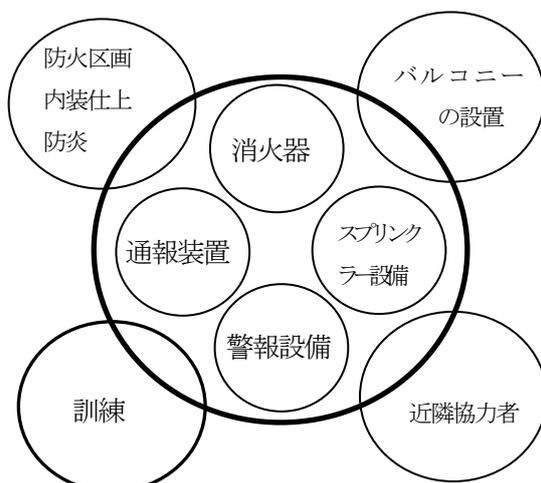
※1 「住宅用下方放出型自動消火装置」

容器に入った消火薬剤を天井又は壁に設置して、火災の際、自動で放出し消火する装置をいいます。

※2 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造以外の施設にあっては横浜市火災予防条例により 200 平方メートル以上で自動火災報知設備が設置義務となります。

- * 消火器で消火できる火災は、天井に炎が及ぶまでといわれています。初期消火が出来ない場合には、消火にとらわれず避難を優先させるなどの行動も必要です。
- * 入居者によっては、自動火災報知設備のベルの音で萎縮して動けない場合があります。訓練でベルの音を聞かせ、ベルが鳴った場合の行動を熟知させるなどの対策も必要です。

◆ 消防用設備等



★スプリンクラー設備が設置出来なくても、警報設備を設置し、火災を早期に発見できるようにするなど、消防用設備相互で補完する。

- 消防用設備等が設置出来ない場合には、延焼を押さえるための防火区画又は一時避難に有効なバルコニーを設置する。
- 通報装置が設置できない場合には近隣協力者との連携体制を確保する。
- 日頃の訓練により火災発生時の行動が迅速に行える。

第5 地域との連携

地域との連携協力体制を確保すること。

【解説】

小規模社会福祉施設は、夜間の職員が少なく、通報、初期消火、避難誘導を実施することが困難であると思われます。そのため、日頃から地域住民等との交流を図ることにより、緊急の場合における連携協力体制を確保することが大切です。また、努めて自治会・町内会等に入会し、地域の行事等に積極的に参加するなど、日頃から地域の一員として付き合うことで、施設の存在や入居者の特性を地域住民等に認識され、火災の際に地域住民との連携が期待できます。

地域住民等との連携がとれている施設の実例

【例1】

区社協、区の災害ボランティアネット、福祉作業所などが中心となり、アドバイザー（横浜市火災予防協会）の助言をもとに、「福祉と地域の防災お見合い会」を開催し、自治会町内会、民生委員、防災拠点役員、地域住民などを招いて、福祉施設の職員及び障害当事者との意見交換会を行いました。この「お見合い会」を通じて相互に理解が深まり、その後、地域の秋祭りに招待され、「地域デビュー」を果たすことができました。

また、施設側は自治会町内会に対し、大災害時に、歩行困難高齢者などの一時預かりを申し出たことによって、地域住民との信頼が生まれ、さらに交流のキッカケを作ることができました。この活動については、障害当事者やその家族が活躍することで、優しいまちづくりに貢献しています。

【例2】

ある市の高齢者ケアホームでは、地域住民が、自治会町内会からの要請をされることなく、自発的に「市民協力員」となり、施設に災害があった場合に、いち早く駆けつけ活動を行います。この施設は、市民協力員26人分の、ヘルメット、ゴム長靴、腕章を負担しています。

実際に平成21年4月に発生した火災では、27人の施設高齢者を、市民協力員、消防団、他の近隣住民で避難誘導や救出活動を行いました。不幸にも一人がお亡くなりになりましたが、多くの利用者は無事であり、市民協力員等の協力活動がなければ大惨事になっていました。

第6 訓練

定期に訓練を実施し、施設職員及び入居者に火災時にとるべき行動を熟知させること。

【解説】

小規模な施設は、火災対応の遅れにより深刻な被害が発生するおそれがあります。

火災という非常事態のなかで、迅速・的確に行動するには、日頃から訓練を積み重ねて、行動力を身につける以外にありません。

訓練を実施することは、施設職員や入居者に防災意識の向上を図るだけでなく、出火防止や避難経路の維持管理など、日常の点検にもつながります。

- 全員の参加で行う訓練は、頻繁にできるものではありません。「通報訓練」、「消火訓練」、「避難訓練」といった行動に分けて、実施することでも効果があります。

その際、無理、無駄がないかをチェックしてみてください。

- 毎回、火災対応行動に要した時間を計測し記録することにより、訓練効果が実感でき、継続的な取り組みへの支えにもなります。

- 火災のとき、避難後に施設に戻ってしまう事例は珍しいことではありません。

理由としては、①避難訓練終了後、すぐに解散して部屋に戻ると、その習慣がついてしまうこと、②避難後に、避難誘導した職員に付いていってしまうことがあげられます。

避難訓練のときに、いったん避難した人のスペースをつくり、しばらくそこで過ごしてから戻るなど、入居者にあつた工夫も必要です。

* 下記の消防用設備等を設置することで、行動の一部が自動化され、避難誘導に専念することができます。

- ・「自動火災報知設備・住宅用火災警報器」・・・火災の発見、避難開始
- ・「スプリンクラー設備等の自動消火」・・・消火
- ・「消防機関へ通報する火災報知設備」・・・119番通報

訓練要領

《4つの活動》

火事だ～！

(大声で近隣に聞こえるように)

火災の発生

① 119番通報

ポイント

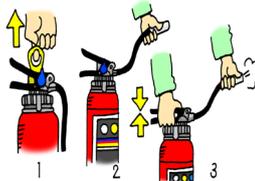
- 119番通報要領の確認
- 消防通報装置等の取扱い要領の習熟
- 近隣の協力体制の確保



② 初期消火

ポイント

- 消火器等の維持管理
- 取扱い方法の習熟
- 消火可能かの判断
- 退路の確保



③ 避難誘導

ポイント

- 入居者への伝達
- 避難経路の確保
- 逃げ遅れの確認
- 搬送方法の習熟
- 睡眠導入剤等を服用している入居者への対応
- 近隣の協力体制の確保



④ 消防隊への情報提供

(出火場所、避難状況、危険物の有無など)



- ・入居者の安全を優先する
- ・訓練の習熟度に合わせ、多様な想定を設定する
- ・訓練は継続して行い、問題点は改善する

横浜市火災予防協会では、火災を想定した通報、初期消火、避難誘導のあり方について施設関係者参加型のシュミレーション研修、「障害者・高齢者社会福祉施設関係者に対する防災安全研修会」を毎年開催しています。研修のねらいは

- ・「失敗」から学び「気づき」を得る。～再検討し、修正を行う。
- ・「継続」し「情報共有」する。～研修で得たことを職場に持ち帰り伝え、失敗や成功事例を共有する。

〔お問い合わせ〕 社団法人横浜市火災予防協会

〒232-0064 横浜市南区別所 1-15-1 KCLビル2階 TEL 045-714-0929

第2 「就寝施設を有する防火対象物等の防火安全指針」の一部改正について（平成22年3月30日安指第577号 予防部長通知）

就寝施設を有する防火対象物については「就寝施設を有する防火対象物等の防火安全指針（平成11年3月31日消指第296号）」により防火安全対策の指導を行っているところですが、作成から10年以上が経ち、その間に消防法令等が改正され、用語の整理等の必要が生じたため、本指針の一部改正を行いましたので、所属職員に周知されるよう通知します。

1 主な改正概要

(1) 用語の定義

「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成16年総務省令第92号）により、パッケージ型自動消火設備がスプリンクラー設備に代えて用いることができる、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等として取扱われたことから、当該項目を削除しました。

(2) 適用の範囲

ア 「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例（平成8年3月25日消指第300号）」が「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成17年総務省令第40号）の公布に伴い廃止されたため当該部分を削除しました。

イ 「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成19年政令第179号）において、令別表第1(6)項が改正されたことに伴い、用語の整理を行いました。

(3) 出火防止対策

防災製品について、グループホームの火災において、石油系材料のソファが延焼拡大の要因になったことから、布製の家具類についても防災製品の使用を指導することとしました。

(4) 消防用設備等

ア 令別表第1(6)項口及びハに掲げる防火対象物のうち、スプリンクラー設備の設置されないものにあつては、火災の拡大を防ぐ上で早期の覚知が必要なことから、規則第23条の規定にかかわらず居室に設ける感知器は煙式としました。

イ 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物のうち、職員が夜間不在又は少人数となるものにあつては、通報が適確に行えないおそれがあることから、自動火災報知設備と連動した火災通報装置を設置することとしました。

(5) 消防活動・救助対策

ア 消防水利については、平成16年6月に「横浜市開発事業の調整等に関する条例」を制定し、一定規模以上の共同住宅や開発行為を伴う令別表(6)項関係の防火対象物に対して設置を義務化したため、本指導指針から削除しました。

イ 消防用活動空地の指導については、「消防用活動空地の指導指針」（平成16年8月消計第129号）を制定したため当該基準により運用することとしました。

(6) その他

用語の整理を行いました（令別表第1(6)項関係、石綿スレート、一斉式非常放送設備等）。

2 指導時の留意事項

本指針は、建築確認申請又は計画通知がなされる建築物について運用するものとされていましたが、既存の防火対象物についても改修の機会等をとらえて指導することとします。

1 改正経過

就寝施設を有する防火対象物等については、「ホテル、病院等の建築同意に係る避難施設の指導指針について（昭和60年11月20日消指導第211号）」及び「高齢者専用防火対象物の建築設計に係る防災上の安全指導指針について（昭和62年5月22日消企第31号・消指導第52号）」を定め防火安全対策の指導を行っているところですが、両指針とも作成後10年以上を経過し、次の理由などから基準の見直しが必要となっていました。そこで現状の社会情勢等にあった合理的な防火安全対策を作成するため、平成9年度の「横浜市消防設備指導基準等検討委員会」において約1年間の検討を行い、「就寝施設を有する防火対象物等の防火安全対策に関する調査検討報告書」が平成10年4月13日に消防局長あて提出され、これを基に新たな指針を作成したものです。

- (1) ホテル、病院等について、高層化したものが現れるなど避難バルコニーの設置が必ずしも合理的な対策とは言えず、また、消防法令で設置義務のない避難バルコニー等を一律に制約を課することが難しくなっていること。
- (2) 消防法令に関して、昭和62年の東京都東村山市の特別養護老人ホーム「松寿園」の火災を契機に、病院、社会福祉施設等に対するスプリンクラー設備の設置範囲が拡大したこと、また、平成6年の福島県福島市の飯坂温泉の火災を契機にホテル、病院、社会福祉施設等に対する消防機関へ通報する火災報知設備の免除規定がなくなり設置を要することとなったこと。
- (3) 現在の社会情勢から法令等に基づかない指導はできるだけ縮小する傾向にあること。
- (4) 就寝施設に対する2つの指針をとりまとめ、消防法令において規定されていない部分を補うことを含め防火対象物の使用実態に合った合理的な防火安全対策を示し、市民の安全に対する要望に応える必要があること。

2 主な概要

- (1) 適用対象を令別表5項イ、5項ロ、6項イ及び6項ロとし、就寝施設を有する点に着目して共通する対策と、各対象物ごとに必要な対策を規定しました。
- (2) 適用範囲について、自動火災報知設備の設置対象で3階以上を基本とし、高齢者等専用のものについては2階以上としました。
- (3) スプリンクラー設備等の初期消火能力の高い設備を設置した防火対象物について、避難バルコニーや防火区画の設置等の規制の一部について制約を課さないこととしました。
- (4) 病院、社会福祉施設等では、利用者等の避難が最重要となるため、就寝施設の存する階は廊下等で2以上に防火区画をすることや、病院の手術室等で避難困難な室を防火区画し、一時避難を確保することとしました。

3 運用上の留意事項

- (1) 用語について
高齢者とは、概ね65歳以上の者とします。
- (2) 増改築等について
増改築等によりこの指針の適用対象物となるものにあつては、申請部分が対象となりますが、建築主、設計者等の理解を求め、既存部分についても本指針に適合するよう指導して下さい。
- (3) 適用対象について
消防法施行令第8条に規定する区画があつても、指針の適用にあつては同一の防火対象物とみなします。
- (4) 消防用設備等について
高齢者等専用の対象物で消防法施行令等の技術上の基準により設置したことにより、支障があり、又はいたずら等が考えられる場合は、当該基準と異なった設置方法でも認めて差し支えないものとします。

(5) 消防水利及び消防用活動空地について

消防水利及び消防用活動空地については、警防部計画課が主管となり設置を指導しますが、その運用については別途主管課から通知する予定です。

(6) 防火管理について

出火防止や避難対策として防火管理面からも次の対策をとるよう指導することが望ましいものであること。

ア 令別表6項イ及びロの防火対象物にあつては、就寝施設内は禁煙とし、その他の場所にあつては喫煙場所を特定すること。また、消毒用のアルコール等の危険物の保管場所、小分け作業室は火気のない専用の部屋とし、保管場所等は施錠すること。

イ 高齢者等に対しては、避難が容易となる階、又は部分に配置されている部屋を提供すること。

(7) その他

この指針は消防法令、建築基準法令及び火災予防条例の一般的基準並びに関係基準、指針等の内容を当然適用することを前提として横浜市消防局建築防火事務処理規程第8条に基づき定めたものです。また、適用にあたっては、行政手続法（平成5年法律第88号）及び横浜市行政手続条例（平成7年3月横浜市条例第15号）の趣旨に基づき、行政指導となる部分については、関係者に説明を十分行い、協力を得た上で指導を行ってください。

4 運用期日

この指針は、平成11年6月1日以降に建築確認申請又は計画通知がなされる建築物について運用するものとします。ただし、関係者の理解が得られるものにあつては同日前に運用しても差し支えないものとします。

なお、この指針の運用に伴い、次の通知は廃止します。

- ・「ホテル、病院等の建築同意に係る避難施設の指導指針（昭和60年11月20日消指導第211号）」
- ・「高齢者専用防火対象物の建築設計に係る防災上の安全指導指針について（昭和62年5月22日消企第31号・消指導第52号）」

就寝施設を有する防火対象物等の防火安全指針

第1 目的

この指針は、人命の安全を確保する観点から、就寝施設を有する防火対象物について関係法令等によるほか、当該防火対象物の特性を考慮しつつ、出火防止対策、火災拡大防止対策、避難対策等に関し、具体的な基準を定め、火災等の災害の予防及び被害の軽減に資することを目的とする。

第2 用語の意義

- 1 就寝施設 宿泊、居住、入院、療養等を目的に就寝する部分を有する室（仮眠室を除く。）をいう。
- 2 高齢者等 高齢者、障害者、病院の患者をいう。

第3 適用の範囲

- 1 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(5)項イに掲げる防火対象物で、延べ面積が300㎡以上あり、かつ、3階以上の階に就寝施設を有するもの
- 2 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物で、延べ面積が500㎡以上あり、かつ、3階（高齢者等専用のものにあつては2階）以上の階に就寝施設を有するもの
- 3 令別表第1(6)項イ、ロ及びハに掲げる防火対象物で、延べ面積が300㎡以上ありかつ、2階以上の階に就寝施設を有するもの
- 4 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、1、2又は3に掲げる部分を有するもののうち、当該部分。
なお、1から3に該当するものであつても、「高層建築物の計画に対する指導指針について（平成10年4月9日消指導第286号）」の適用を受けるものは、この指針を適用しないこととする。

第4 出火防止対策

1 火気使用

暖房用の火気使用設備器具は、強制対流型ストーブ等の裸火に対応したものとすること（令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物又はその部分を除く。）。

2 放火防止

休日、夜間等は、出入口を監視できる体制とし、また、リネン室、機材室、薬品庫等の可燃物を保管する室は、出入口を未使用時施錠できる構造とすること（令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物又はその部分を除く。）。

3 防災製品

寝具類（敷布、カバー、布団、毛布類等）、寝衣類及び布製の家具類（ソファ等）は、努めて防災製品を使用すること（令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物又はその部分を除く。）。

第5 火災拡大防止対策

1 構造

主要構造部は原則として耐火構造とすること。

2 内装

スプリンクラー設備の設置されない防火対象物にあつては、居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料とすること。

3 防火区画等

(1) 令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物又はその部分にあつては、次によること。

ア スプリンクラー設備の設置されない防火対象物にあつては、居室の共用廊下等（外気に有効に開放された部分を除く。）に面する開口部は不燃性のものとし、出入口は自動閉鎖式とすること。

イ 火気使用部分（就寝施設内は除く。）は、他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は常時閉鎖式若しくは火

災により煙が発生した場合若しくは火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸で区画すること。

ウ リネン室、機材室、薬品庫等の可燃物を保管する室は、他の部分と防火上有効に区画し、開口部は不燃性のものとする。

(2) 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又はその部分にあつては、(1)アによること。

(3) 令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物又はその部分にあつては、(1)アからウによるほか、次によること。

ア 手術室、分娩室、重症患者集中治療看護室等の患者等の避難が困難な室は、他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は常時閉鎖式若しくは火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖し、かつ、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有する防火戸で区画(以下「防火防煙区画」という。)することとし、当該区画内の排煙、空調系統は独立したものとする。

イ スプリンクラー設備が設置されない防火対象物について、就寝施設の存する階を共用廊下等で水平避難が可能となるように2以上に防火防煙区画することとし、当該区画の排煙、空調系統は独立したものとする。

(4) 令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物又はその部分にあつては、(1)アからウ及び(3)イによること。

4 消防用設備等

(1) 業務用の厨房で使用する油脂を含む蒸気が発生させる恐れのある設備には、フード等用簡易自動消火装置を設置すること。

(2) 気体燃料を使用する厨房には、ガス漏れ警報設備を設置すること。(令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又はその部分を除く。)

(3) 非常警報設備のうち非常ベル又は自動式サイレンを設置すれば足りる防火対象物であっても、放送設備を設置すること。(令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又はその部分を除く。)

(4) 屋内消火栓設備の設置を要するものにあつては、一人で操作できるものを設置すること。

(5) 防災センター等を有するものにあつては、自動火災報知設備はアナログ式のものを設置すること。(令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物又はその部分を除く。)

(6) 消火器、屋内消火栓等を廊下等の避難経路に設置する場合は、壁に埋め込むなどの措置を講じること。

(7) 令別表第1(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物又はその部分のうちスプリンクラー設備が設置されないものにあつては、居室に設ける自動火災報知設備の感知器は煙式とすること。

(8) 令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物のうち、職員が夜間不在又は少人数となるものにあつては、自動火災報知設備と連動した消防機関へ通報する火災報知設備を設置すること。

第6 避難対策

1 避難バルコニー

スプリンクラー設備の設置されない防火対象物にあつては、就寝施設の外気に面する部分に、次により避難バルコニーを設けること。

(1) 令別表第1(5)項ロ及びロに掲げる防火対象物又はその部分にあつては、次によること。

ア 避難に際し構造耐力上支障のない構造であること。

イ 手すりの高さを考慮する等、転落防止の措置を講じること。

ウ 奥行きは、0.8m以上とすること。

エ 仕切板を設置する場合は、容易に破壊(例 フレキシブル板4mm以下)又は避難方向に開放できる構造で幅0.6m以上、高さ0.8m以上とすること。

オ 居室からのバルコニーへの避難口は、直接手で開くことができる構造で、幅0.8m以上、高さ1.8m以上、下端の床面からの高さ0.15m以下とすること。ただし、避難上支障がないと認められる場合にあつては、高さ1.2m以上、下端の床面からの高さ0.8m以下とすることができる。

カ 2方向避難を確保するため、避難器具（11階以上の階に設けるバルコニーを除く。）、屋外階段（屋内避難階段で、昭和48年消防庁告示第10号に定める部分を有する避難階段を含む。）又は特別避難階段に接続すること。

(2) 令別表第1(6)項イ、ロ及びハに掲げる防火対象物又はその部分にあつては、避難バルコニーは連続バルコニーとし(1)ア及びイによるほか、次によること。

ア 奥行きは、1.0m以上とすること。

イ 仕切板を設置する場合は、いずれの方向からも容易に開放できる構造で、幅0.8m以上、高さ1.0m以上とすること。

ウ 居室からバルコニーへの避難口は、直接手で開くことができる構造で、幅0.8m以上、高さ1.8m以上、下端の床面からの高さ0.15m以下とすること。

エ 2方向避難を確保するため、避難用のスロープ、すべり台（11階以上の階に設けるバルコニーを除く。）、屋外階段又は特別避難階段に接続すること。

2 火災時の解錠

令別表第1(6)項イ、ロ及びハに掲げる防火対象物又はその部分で、居室に施錠をする場合は、自動火災報知設備と連動で解錠し、かつ、宿直室等から手動で解錠できるものとする。

3 避難経路

避難経路となる階段、通路等は、高齢者等の避難を考慮し段差の解消、幅の確保、手すりの設置等の措置を講ずること。

第7 消防活動・救助対策

1 消防用活動空地

はしご付消防自動車が消火・救助活動するために必要な消防用活動空地を「消防用活動空地の指導指針」（平成16年8月消計第129号）に基づき設置すること。

2 エレベーター

エレベーターを設置する場合は、1基以上をトランク付き又はストレッチャーが収納可能なものとする。

第3 「高層建築物の計画に対する指導指針」の改正について（平成10年4月9日消指導第286号 予防部長依命通達）

高層建築物の計画については「高層建築物の計画に対する指導指針（平成2年6月20日消指導第24号）」により、防火安全対策の指導を行っているところですが、平成8年度に横浜市消防設備指導基準等検討委員会から消防局長あて「高層建築物の計画に対する指導指針」の見直し報告書（平成9年3月12日）が提出されました。このため最近の消防法令等の改正やこれまでの指導の実績等を踏まえ、指針の全部改正を行いましたので、所属職員に周知されるよう命により通達します。

1 改正趣旨

本市では、高層建築物の防火安全対策を推進するガイドラインとして「高層建築物の計画に対する指導指針（平成2年6月20日消指導第24号予防部長依命通達。以下「24号通知」という。）」を定め指導を行っているところです。

しかしながら次のような検討事項が生じたことから、平成8年度に「横浜市消防設備指導基準等検討委員会」において見直しに係る検討を行い、約1年間の検討の結果、平成9年3月12日に消防局長あて報告書が提出され、これを受け、改正を行ったものであります。

- (1) MM21地区に建築された「クイーンズスクエア横浜」に見られるような複合用途の大規模高層建築物の建設に対する防火安全対策の確立
- (2) 高層建築物の建築防災設備等の一層のインテリジェント化に対応した消防防災システムの導入
- (3) 指針の制定から6年を経過していることから、実態に即した火気使用規制の見直し、地震対策の強化及び消防法令等の改正に合わせた細部整備

2 主な改正内容

- (1) 都市ガスを使用する火気使用設備器具の規制（第3 1(2)関係）

都市ガスの使用については、展望レストラン等を除き31メートル以下の部分で使用することとしていましたが、31メートルを超える部分での使用の規制を緩和しました。

- (2) 火気使用区画（第4 1(2)関係）

業務用厨房については、他の部分と防火区画するよう規制していましたが、防火区画が形態上又は構造上困難な場合の取扱いを明確にしました。また、業務用厨房以外で火気使用がある場合の取扱いについて新たに定めしました。

- (3) たて穴区画（第4 1(4)関係）

アトリウム空間等の高天井部分については、スプリンクラーヘッドでの消火効果が期待できないため、出火防止対策として使用用途等を規制していましたが、高天井部分の自動消火設備として「放水型ヘッド等」が消防法施行令に定められたことから規制を緩和しました。

- (4) ブロック区画（第4 1(6)関係）

大規模建築物群として複雑に高層棟が接続される建築物については、構造区分等ごとに、延焼防止を目的に防火区画をするとともに、当該防火区画ごとに緊急時に迅速な災害対応が実行できるようサブ防災センターを設置することとしました。

- (5) 消防用活動空地等（第6 1関係）

現行の宅地開発技術基準等に合わせ改めました。

- (6) 非常用エレベーター（第6 2関係）

緊急時に迅速な災害対応が実行できるよう、建築物の出入口又は防災センターに近い位置とし、また、サブ

防災センター同様にブロック区画ごとに設けることとしました。

(7) 防災センター等（第6 4 関係）

サブ防災センターについて規定し、構造等について所要の改正をしました。

(8) 防災設備のインテリジェント化（第7 関係）

総合操作盤、加圧防排煙設備等について新たに定め、また、その他の設備について所要の改正をしました。

(9) 消防用設備等の耐震措置（第8 並びに別表第4 及び第5 関係）

消防用設備等の耐震措置について新たに決めました。

(10) ガス安全システム（別表3 関係）

共同住宅のガス配管で主たて管を屋内立上りとする場合の規制を別添えとして追加しました。

3 運用上の留意事項

この指針は消防法令、建築基準法令及び火災予防条例の一般的基準並びに関係基準、指針等の内容を当然適用することを前提として横浜市消防局建築防火事務処理規程第8 条に基づき定めたものです。また、適用に当たっては、行政手続法（平成5 年法律第88号）及び横浜市行政手続条例（平成7 年3 月横浜市条例第15号）の趣旨に基づき、行政指導となる部分については、関係者に説明を十分行い、協力を得た上で指導を行ってください。

4 運用期日

この指針は、平成10年6 月1 日以降に建築確認申請又は計画通知がなされる新築の建築物について運用するものとします。ただし、関係者の理解が得られるものにあつては同日前に運用しても差し支えないものとします。

なお、この指針の運用に伴い、24号通知は廃止します。

高層建築物の計画に対する指導指針

第1 目的

この指針は、高層建築物における出火防止、火災拡大防止、避難の安全確保、消火活動の容易性の確保等を図るため、横浜市消防局建築防火事務処理規程（平成7年3月消防局達第3号）第8条に基づく審査について、必要な事項を定める。

第2 適用の範囲

高さ31メートルを超え、かつ、15階以上の建築物で建築基準法（昭和25年法律第201号）第34第2項の規定により、非常用の昇降機（以下「非常用エレベーター」という。）の設置を要し、また、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号、以下「建基令」という。）第122条の規定により、特別避難階段の設置を要する建築物とする。

第3 出火防止対策

1 火気使用設備器具

(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具は、次の基準によるものとする。

ア 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）により安全性が確認されているものを使用すること。

イ 赤熱したニクロム線等の発熱部が、外部に露出している火気使用設備器具は使用しないものとし、シーズヒーターを使用したクッキングヒーター、電磁調理器等を使用すること。

ウ 電気配線は、関係法令に基づき、適正に施工すること。

(2) 都市ガスを使用する火気使用設備器具は、次の基準によるものとする。

ア 共同住宅以外の用途で使用する場合

(ア) 防災センター又は管理室等により、常時、災害時の対応が可能な体制がとられていること。

(イ) 厨房設備は、使用中に誤って放置された場合の出火防止性能を有するものを使用するほか、以下の例を参考に努めて必要な措置を講じること。

a こんろ等は、調理油過熱防止装置を有すること。

b 厨房に従業員が不在になった場合には、自動的に熱源を停止すること。

(ウ) 厨房設備は、地震発生時の出火防止性能を有するものを使用するほか、以下の例を参考に努めて必要な措置を講じること。

a 地震時には、緊急地震速報の受信により熱源を迅速に停止できる体制をとること。または、自動的に熱源を停止すること。

b 厨房内は、高温の調理油と裸火又は水を隣接させないレイアウトとすること。

(エ) 努めて、熱源の燃料等の漏洩を検知する装置等を出火防止に活用した体制をとること。

(オ) 火気使用設備器具は、努めて一定の場所に集中し、配置すること。

(カ) ガス配管等の設計施工は、次により行うこと。

a 高さ60メートルを超える建築物にあつては、別表第1「高層建築物のガス安全システム（その1）」によること。

b 高さ60メートル以下の建築物にあつては、別表第2「高層建築物のガス安全システム（その2）」によること。

イ 共同住宅の用途で使用する場合

都市ガスを使用する火気使用設備器具は次の基準によること。

(ア) ガスこんろは「ガス用品の技術上の基準等に関する省令」（昭和46年通商産業省令第27号）に基づく、調理油過熱防止装置、立ち消え安全装置を有すること。

(イ) ガス配管等の設計施工は、別表第3「高層建築物のガス安全システム（その3）」によること。

(3) その他

ア 燃料容器により供給される液化石油ガス（LPG）を燃料とする火気使用設備器具は使用しないこと。

イ 共同住宅の用途で使用する電気こんろ類は、努めて調理油過熱防止装置等の安全装置付のものとする。

ウ 火気使用設備器具を使用する共同住宅の家具・家電類は、地震動等により火気使用設備器具へ転倒、落下しない対策を行うこと。

2 業務用厨房（飲食店等又は社員食堂等の厨房をいう。）で使用する、油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある設備には、フード等用簡易自動消火装置を設けること。

3 受電設備、変電設備等の変圧器及び遮断器は、努めて不燃油使用機器又は乾式の機器を使用すること。

第4 火災拡大防止対策

1 防火区画

(1) 面積区画

ア 一 の面積区画（建基令第112条第1項、第4項、第7項から第9項まで、第18項に定める区画をいう。）は、当該区画のいずれの部分からも2以上の避難経路を確保すること。ただし、当該区画がおおむね100平方メートル以下の場合、この限りでない。

イ 防火戸を設ける場合は、防火戸の上部におおむね30センチメートル以上の耐火構造又は不燃材料の防煙たれ壁を設けること。

ウ 常時閉鎖式以外の防火戸を設ける場合は、努めて火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸とすること。

(2) 火気使用区画

ア 飲食店又は社員食堂等

第3 1の各号に定める火気使用設備器具（電気を熱源とする設備器具で入力合計が24キロワット以下のものを除く。）又は使用に際して火災発生のおそれのある設備器具（以下「火気使用設備器具等」という。）を設ける業務用厨房は、次により区画すること。ただし、業務用厨房で区画することが構造上困難である場合にあつては、当該厨房を含む飲食店又は社員食堂等により区画することができるものとする。

なお、業務用厨房以外の部分に火気使用設備器具等を設ける場合は、当該部分も同様に区画すること。

(ア) 耐火構造の床若しくは壁又は常時閉鎖式若しくは火災により煙が発生した場合若しくは火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸で区画すること。

(イ) (ア) の区画内の壁及び天井の室内に面する部分は、下地及び仕上げとも不燃材料とすること。

(ウ) 電線、給排水管等が(ア)の区画を貫通する場合は、モルタルその他の不燃材料又はこれと同等以上の防火性能を有すると認められる工法で埋戻しをすること。

(エ) 換気、冷暖房設備等のダクトが(ア)の区画を貫通する場合は、当該ダクトが区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火ダンパーを設けるとともに貫通部をモルタルその他の不燃材料で埋戻しをすること。

イ 飲食店又は社員食堂等以外

火気使用設備器具等を設ける部分は、他の部分と不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり及び屋根）又は防火戸で区画すること。

(3) 避難経路等の安全区画

ア 避難経路となる廊下等は、居室、倉庫、機械室等と防火上有効に区画し、当該区画の開口部は、防火戸又は不燃性の戸とすること。

イ 避難階においては、下階に通じる階段の出入口と上階に通じる階段の出入口は、努めて共用しないものとし、耐火構造の壁又は常時閉鎖式の防火戸で区画すること。ただし、特別避難階段又は煙汚染を防ぐための

前室を設けた避難階段にあつてはこの限りでない。

(4) たて穴区画（建基令第112条第11項に定める区画をいう。）

ア 特別避難階段、非常用エレベーターの昇降路及び排煙のためのシャフトを除き、建築物の全階層にわたるたて穴を設けないこと。

イ 高さ100メートルを超える建築物にあつては、非常用エレベーターを除く常用エレベーターは、おおむね15から20階層単位にバンク分けを行うこと。

ウ パイプシャフト、電線シャフト、ダストシュート等は、耐火構造の壁又は特定防火設備である防火戸で区画するとともに各階ごとの床に相当する部分で、防煙性能及び防火性能を有する材料でふさぐこと。また、電線シャフトには、延焼防止上有効な措置を行ったものを除き多量の電線ケーブルをグループ化して設けないこと。

(5) 層間区画

ア 外壁スパンドレル部分（外壁における窓の下枠と下階の窓の上枠との間の壁のことをいう。）の形状及び寸法は、上階延焼防止に有効な構造とすること。

イ 外壁のカーテンウォールと床板との接続部分は、耐火性能を有するモルタルその他の不燃材料を充てんすること。

なお、この場合鋼板等により脱落防止措置を行うこと。

ウ カーテンウォールの支持部材、構造上重要な方立て、ファスナー等は、耐火被覆を行うこと。

エ 換気又は冷暖房設備は、各階に空調機械室を設ける各階方式とし、これらのダクトは、努めて階を貫通しないこと。ただし、耐火構造で造られた専用のシャフトによる新鮮空気供給ダクト又は余剰空気用ダクトにあつては、この限りでない。

オ エによりがたい場合にあつては、多層階にわたらないように空調機械室を数階層ごとに設け、併せて当該数階層ごとに防火区画を行うこと。

(6) ブロック区画

大規模建築物群として複雑に高層棟が接続される建築物で、高さ100メートルを超え、又は延べ面積100,000平方メートル以上となるものについては、次により区画すること。

ア 建築構造区分、用途区分、管理区分等ごとに建築物の規模、形態等を考慮し、延焼防止上及び避難安全上有効な部分で耐火構造の壁又は床で区画すること。また、接続部分の開口部には、常時閉鎖式若しくは火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸を二重に設置し、又は防火戸にドレンチャー設備、ガラススクリーン等を設置することにより有効に区画すること。

イ 避難経路については、アの区画内ごとに有効に避難できるようにすること。

ウ 建築物全体の消防用設備等を監視する防災センター（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「施行規則」という。）第12条第1項第8号に定めるものをいう。）のほか、アの区画ごとに当該区画内の消防用設備等を監視する場所（以下「サブ防災センター」という。）を設置すること。ただし、防災センターの設置される区画には、サブ防災センターの設置は要しないものであること。

2 内装材料等の不燃、難燃化

(1) 内装材料は、下地及び仕上げとも準不燃材料とすること。

(2) 机、椅子等の家具調度品は、努めて不燃化すること。

(3) 装飾物品を使用する場合は、難燃材料又は防災性能を有するものであること。

(4) ホテル、病院等で寝具として使用するふとん類、毛布類等は、防災製品を使用すること。

第5 避難対策

1 特別避難階段

- (1) 特別避難階段の配置は、二方向避難上有効な位置とし、当該階段に通じる廊下等の避難経路は、単純なものとする。
- (2) 附室（バルコニーを含む。）から階段に通じる出入口に設ける防火戸は、常時閉鎖式の防火戸とすること。
- (3) 屋内から附室に通じる出入口の防火戸は、防火シャッター以外の特定防火設備である防火戸とすること。また、火災に伴う風圧等により可動しないようドアチェック等により有効な措置を講じ、常時閉鎖状態を保持すること。
- (4) 屋内から附室に通じる出入口の上部には、おおむね30センチメートル以上の耐火構造又は不燃材料の防煙たれ壁を設けること。
- (5) 階段室内には、その階の階数表示を非常電源内蔵照明器具により確認できるよう設けること。
- (6) 附室は、居室より直接通じていないこと。また、一般通路及び廊下と兼用しないこと。
- (7) 附室内に屋内消火栓又は連結送水管の放水口が設けられている場合は、屋内から附室に通じる出入口に設ける特定防火設備である防火戸の下方に消防用ホース通過孔を設けること。（別図のとおり）

2 補助避難施設

高さ100メートルを超える建築物にあっては、直接外気に開放されている部分を有するバルコニー又は空調設備機械室等に、当該部分より下階に避難できる補助避難施設を設けること。

3 屋上避難広場

- (1) 最上階部分に展望を目的とした飲食店等を設ける場合は、避難場所として十分な広さと安全性を有する屋上避難広場を設けること。
- (2) 屋上避難広場には、当該広場に通じる2以上の階段を設け、そのうち1以上を屋外避難階段又は特別避難階段とすること。

第6 消火・救助・救急対策

1 消防用活動空地等

- (1) 原則として建築物と同じ地盤面に設けることとし、非常用進入口又はこれに代わる開口部から水平距離8メートル以内の場所とすること。
- (2) 当該空地は、幅員5メートル以上、長さ11メートル以上を有し、縦横こう配は、8パーセント以下とすること。
- (3) 消防用活動空地に至る敷地内通路は、原則として幅員5メートル以上とすること。
また、交差部にははしご消防自動車容易に進入できるよう、通路幅員に応じたすみ切りを設けること。
- (4) 消防用活動空地及びこれに至る敷地内通路等には、消防自動車の進入口である旨の表示及び車止めの設置等必要な措置を講じること。
- (5) 消防用活動空地及びそれに至る敷地内通路は、20トンの重量に耐える構造とすること。
- (6) 連結送水管等の送水口の付近には、防災センターと連絡できる専用電話等を設けるとともに消防自動車容易に接近でき、かつ、消防隊が活動できる十分な広さの空地を有すること。また、当該空地は、火災による上階からの落下物等により二次災害が起こらない場所に設けること。

2 非常用エレベーター

- (1) 非常用エレベーターの乗降ロビーは、消防隊の進入する建築物の出入口又は防災センターに近い位置（屋外への出入口から歩行距離30メートル以下であること。）で、かつ、出入口に有効に通じていること。
なお、第4 1 (6)に定めるブロック区画を有する建築物については、非常用エレベーターを区画ごとに前段に準じて設けること。
- (2) 乗降ロビーは、居室より直接通じていないこと。
- (3) 乗降ロビーに屋内消火栓又は連結送水管の放水口が設けられている場合は、屋内から乗降ロビーに通じる出

入口に設ける特定防火設備である防火戸に第5 1 (3)及び(7)の規定により風圧等により可動しないための措置を講じるとともに消防用ホース通過孔を設けること。

- (4) 避難階に乗降ロビーを設けるとともに他の部分と防火区画すること。
- (5) 乗降ロビーには、その階の階数表示及び防災センターと連絡できる専用電話等を設けること。
- (6) 乗降ロビーには、消火活動時に水が昇降路に流入しないよう、水こう配、排水口等を設けること。
- (7) 非常用エレベーターのうち1基以上を救急用担架が収容可能なもの（エレベーターのかごの奥行き等を内のり寸法で2メートル以上確保したもの。）とすること。ただし、非常用エレベーターに専用の救急用担架を備え付けた場合又は常用エレベーターのうち、1基以上を当該担架収容可能なものとした場合にあっては、この限りではない。
- (8) 救急用担架が収容可能な非常用エレベーター又は常用エレベーターは、救急搬送の動線を考慮した位置に設置すること。

3 緊急離着陸場等

- (1) 緊急離着陸場又は緊急救助用スペースは、別に定める『緊急離着陸場等設置指導基準』により設けること。
- (2) 待避場所は、第5 3屋上避難広場を兼ねることができるものであること。

4 防災センター等

防災センター及びサブ防災センター（以下「防災センター等」という。）の構造等は、横浜市火災予防規則（昭和49年3月横浜市規則第23号）第21条の2に定めるところによるほか、次によること。

- (1) 他の部分と耐火構造の床若しくは壁又は防火戸（出入口にあっては、常時閉鎖式のものに限る。）で区画すること。
- (2) 防災設備機器等の監視、制御、操作及び保守が容易にできる大きさとするほか、消防活動の拠点として運用するため、床面積をおおむね40平方メートル以上とすること。
- (3) 隣接して、防災センター等の要員が仮眠、休息等をする部分を設ける場合は、当該部分と耐火構造の壁又は常時閉鎖式の防火戸で区画すること。
- (4) 漏水、浸水等に対して適切な防水措置が講じられていること。
- (5) 換気、冷暖房設備は専用とすること。
- (6) 複数の防災センター等を設置する建築物は当該防災センター等で相互通話可能な専用電話等を設けること。

5 救助用アンカー

屋上に救助用アンカーとして丸環（ステンレス鋼19φ、内径100φ）を強度2、100重量キログラム以上の張力に耐えられるよう設けること。

6 救急対策

円滑な救急活動を考慮し、次による対策を講じること。

- (1) 建物関係者が、救急要請に基づいて出場した消防職員を傷病者のところまで案内・誘導できるよう、防災センター等の付近に緊急車両が接近できるスペースを確保すること。
- (2) 救急要請に基づいて出場した消防職員が早期に傷病者と接触し、搬送できる救急活動動線を確保すること。
- (3) 救急事案発生時の対応を定めたマニュアルを防災センター等へ掲示するなど、防災センター等の要員が円滑に対応できる体制をとること。
- (4) 建物内で傷病者が発生した場合に、おおむね5分以内に搬送できる場所に自動体外式除細動器を設置すること。

第7 消防防災設備のインテリジェント化

消防用設備等をはじめ各種防災設備、機器等は、相互に連携を保ちながら複雑なシステムを構成することから制御の迅速性、監視の容易性及び管理の省力を図るため次によりインテリジェント化を図ること。

1 自動火災報知設備

- (1) 自動試験機能等対応型のアナログ式感知器、中継器及び受信機を設けること（共同住宅を除く）。
- (2) エントランス、トイレ等の火災発生のおそれの少ない共用部分についても、放火対策として感知器を設けること。

2 加圧防排煙設備

高さ100メートルを超える建築物にあつては、廊下、特別避難階段の附室、非常用エレベーターの乗降ロビー等の部分を煙の侵入から防護するため加圧防排煙システムを設けること。

3 無線通信補助設備

地階で、床面積が1,000平方メートル以上のものには、無線通信補助設備を設けること。ただし、業務用無線を消防無線として有効に活用できる場合にあっては、この限りでない。

4 防災監視カメラ

主要な避難施設・不特定多数の人が出入りする場所には災害時等に防災センター等において避難誘導、消火・救助・救急活動の支援として、また、死角となりやすい通路、駐車場等には放火対策として防災監視カメラを設けること。

第8 消防用設備等の耐震措置

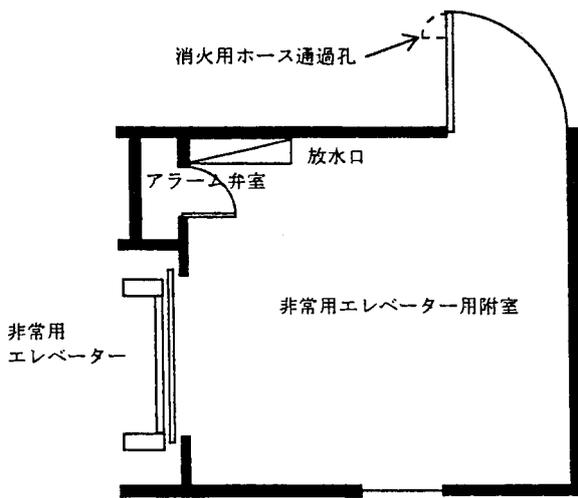
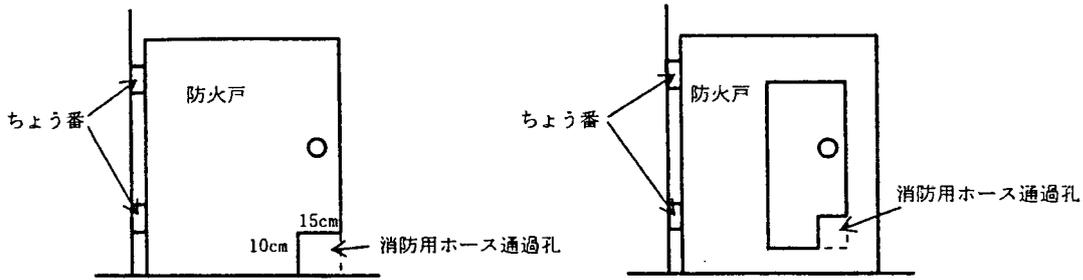
地震時において機能を保持できるよう別表第4及び第5を参考に消防用設備等の耐震措置を講じること。

第9 震災対策・浸水対策

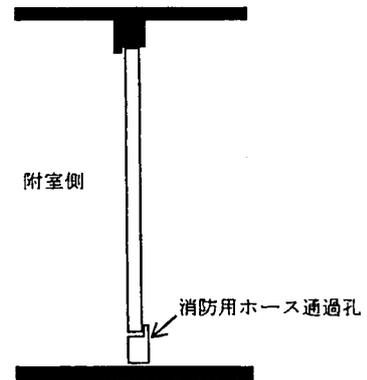
消防用設備等の加圧送水装置や非常電源等の主要な機器は、免震層より上階で、かつ、浸水等のおそれがない場所に設置すること。ただし、設置が困難な場合は、防水板や防水ゲートの設置など、浸水対策を講じた場所に設置すること。

別図

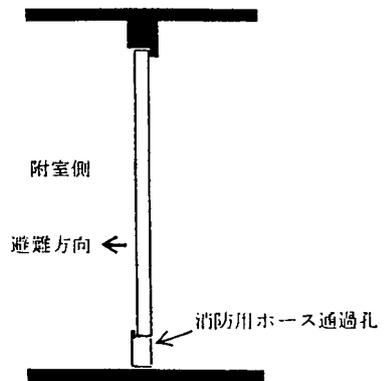
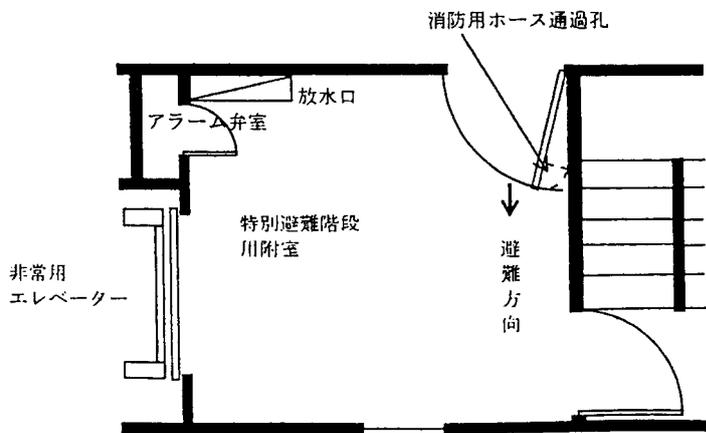
- 消防用ホース通過孔の位置はちょう番の反対側下部とする。
- 消防用ホース通過孔の幅及び高さは、それぞれおおむね15センチメートル及び10センチメートルとすること。
- 消防用ホース通過孔の部分は手動で開閉できるものとし、常時閉鎖状態が保持できる構造とすること。
- 消防用ホース通過孔部分は蛍光性の塗色をする等、容易に位置を確認できるようにすること。
- 防火戸の開閉方向と消防用ホース通過孔の開閉方向は同一方向とすること。
- 消防用ホース通過孔の開閉方向は、特別避難階段にあっては避難方向に、非常用エレベーターの附室にあっては室内方向に開くものとする。



平面



断面



別表第1

高層建築物のガス安全システム（その1 高さ60mを超える共同住宅以外の建築物に適用）

遮断装置 建築物全体遮断	ガス配管		ガス漏れ警報器 メーター 自動ガス遮断装置	消費設備	
	埋設部（建築物外壁貫通部含む）	建築物内部配管 （屋外立上り管含む）		ガス栓・接続具	消費機器
<p>1 建築物の引込管の道路境界線近傍の敷地内に地上から容易に操作し得る引込管ガス遮断装置を設置する。</p> <p>2 建築物の飛込部近傍に感震器と連動可能な緊急ガス遮断装置を次の各号により設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 感震器は250ガル以上の地震を感じし作動するものとし、想定応答加速度が最も高いと想定される階層に設置する。 緊急ガス遮断装置が作動することにより、建築物へのガス供給を遮断する（非常電源に用いる常用防災兼用ガス専焼発電設備の配管を除く。）。 非常時に防災センター等から押ボタンによって建築物へのガス供給を瞬時に遮断する。 緊急ガス遮断装置は停電時作動可能とする。 <ul style="list-style-type: none"> 非常電源駆動式 パネ式 気体圧駆動式（空気圧、炭酸ガス等） 緊急ガス遮断装置は防災センターに作動を表示し、警報を行う。 	<p>1 埋設配管はポリエチレン管又は鋼管等とする。</p> <p>2 耐震及び地盤沈下対策を考慮し、必要に応じて建築物外壁貫通部外側にスネーク管、バンド管等により可とう性を持たせる。</p> <p>3 日本ガス協会発行「中低圧ガス導管耐震設計指針」に基づき以下の条件で耐震計算を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 標準設計地盤変位は低圧管の場合、水平方向5cm以上、鉛直方向2.5cm以上とする。 鋼管の基準ひずみは$\epsilon 0 = 3\%$以内とする。 </p> <p>4 防食措置を施す。</p>	<p>1 たて管及びたて管から分岐第一固定点までは、日本ガス協会発行「超高層建物用ガス配管設計指針」に基づき設計する。主な設計内容は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> 自重により座屈しない支持スパンとする。 地震時の層間変位に耐える配管系とする。 建築物と共振しない配管系とする。 温度変化による応力を吸収する配管とする。 配管及び配管支持は建築物の想定加速度に耐えるものとする。 </p> <p>※ この指針に基づくたて管及びたて管からの分岐第一固定点までの接合は、溶接接合又はネジ結合を原則とする。（別表第3 別添え1参照）</p> <p>2 横引配管は、日本建築センター発行「建築設備耐震設計・施工指針」に基づき設計施工する。</p>	<p>1 ガス消費機器の使用箇所にはガス漏れ警報器を設置する。</p> <p>2 メーター本体及びその取付支持は建築物の想定加速度に耐えるものとする。</p> <p>3 メーター周囲の配管は、建築物と共振しない配管系とする。</p> <p>4 地震時にメーターに大きな力が作用することのないよう配管を強固に取り付ける。</p> <p>5 次の場所で通気が不可能な場合は、ガス漏れ警報器を設置する。 <ul style="list-style-type: none"> ガス遮断弁室 ガスメーター室 たて管シャフト内（別表第3 別添え2参照） </p> <p>6 厨房には自動ガス遮断装置を設置する。</p> <p>7 自動ガス遮断装置は感震遮断機能を有するとともに、ガス漏れや火災発生時の外部信号と連動遮断が可能なものとする。</p> <p>8 自動ガス遮断装置が作動することにより、厨房へのガスの供給を遮断する。</p> <p>9 防災センター等にガス漏れの表示・警報及び自動ガス遮断装置の操作・作動状況を表示する。</p>	<p>1 業務用消費機器の場合は、次のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> 金属管を用いて接続するときは、両端をネジ、フランジ又は溶接により接続する。 金属可とう管を用いて接続するときは、両端をネジ又は迅速継手により接続する。 強化ガスホース又はガスソフトコードを用いて接続するときは、両端をネジ、抜け防止金具又は迅速継手により接続する。 ガスコードを用いて接続するときは、両端を迅速継手により接続する。 直接接続ガス栓を用いて接続するときは、ネジにより接続する。 </p> <p>2 一般家庭用消費機器で、固定型消費機器の場合は、過流出安全機構付きガス栓を使用する。ただし、前1に従い接続する場合は、この限りでない。</p> <p>3 一般家庭用消費機器で、移動型消費機器の場合は、過流出安全機構付きガス栓を使用する。</p>	<p>1 固定型消費機器の固定は想定加速度に耐え得るものとする。</p> <p>2 機器の選定は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 給湯冷暖房・発電機器は、屋外設置型又は密閉燃焼型機器若しくは強制排気方式とする。 </p>

別表第2

高層建築物のガス安全システム（その2 高さ60m以下の共同住宅以外の建築物に適用）

遮断装置	ガス配管		ガス漏れ警報器 メーター 自動ガス遮断装置	消費設備	
	埋設部（建築物外壁貫通部含む）	建築物内部配管 （屋外立上り管含む）		ガス栓・接続具	消費機器
建築物全体遮断					
<p>1 建築物の引込管の道路境界線近傍の敷地内に地上から容易に操作し得る引込管ガス遮断装置を設置する。</p> <p>2 建築物の飛込部近傍に感震器と連動可能な緊急ガス遮断装置を次により設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 感震器は250ガル以上の地震を感知し作動するものとする。 感震器の設置は、緊急ガス遮断装置の操作盤内等とする。 緊急ガス遮断装置が作動することにより、建築物へのガス供給を遮断する（非常電源に用いる常用防災兼用ガス専焼発電設備の配管を除く。）。 非常時に防災センター等から押ボタンによって建築物へのガス供給を瞬時に遮断する。 緊急ガス遮断装置は停電時作動可能とする。 <ul style="list-style-type: none"> 非常電源駆動式 バネ式 気体圧駆動式（空気圧、炭酸ガス等） 緊急ガス遮断装置は防災センターに作動を表示し、警報を行う 	<p>1 埋設配管はポリエチレン管又は鋼管等とする。</p> <p>2 耐震及び地盤沈下対策を考慮し、必要に応じて建築物外壁貫通部外側にスネーク管・バンド管等により可とう性をもたせる。</p> <p>3 日本ガス協会発行「中低圧ガス導管耐震設計指針」に基づき以下の条件で耐震計算を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 標準設計地盤変位は低圧管の場合、水平方向5cm以上、鉛直方向2.5cm以上とする。 鋼管の基準ひずみは$\epsilon_0 = 3\%$以内とする。 </p> <p>4 防食措置を施す。</p>	<p>1 原則として100mm以上の配管は溶接接合とする。</p> <p>2 配管は日本建築センター発行「建築設備耐震設計・施工指針」に基づき設計施工する。</p>	<p>1 ガス消費機器の使用箇所にはガス漏れ警報器の設置を推奨する。</p> <p>2 メーター本体及びその取付支持は建築物の想定加速度に耐えるものとする。</p> <p>3 メーター周囲の配管は、建築物と共振しない配管系とする。</p> <p>4 地震時にメーターに大きな力が作用することのないよう配管を強固に取り付ける。</p> <p>5 厨房には自動ガス遮断装置を設置する。</p> <p>6 自動ガス遮断装置は、感震遮断機能を有するとともに、ガス漏れや火災発生時の外部信号と連動遮断が可能なものとする。</p> <p>7 自動ガス遮断装置が作動することにより、厨房へのガスの供給を遮断する。</p> <p>8 防災センター等にガス漏れの表示・警報及び自動ガス遮断装置の操作・作動状況を表示する。</p>	<p>1 業務用消費機器の場合は、次のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> 金属管を用いて接続するときは、両端をネジ、フランジ又は溶接により接続する。 金属可とう管を用いて接続するときは、両端をネジ又は迅速継手により接続する。 強化ガスホース又はガスソフトコードを用いて接続するときは、両端をネジ、抜け防止金具又は迅速継手により接続する。 ガスコードを用いて接続するときは、両端を迅速継手により接続する。 直接接続ガス栓を用いて接続するときは、ネジにより接続する。 </p> <p>2 一般家庭用消費機器で、固定型消費機器の場合は、過流出安全機構付きガス栓を使用する。ただし、前1に従い接続する場合は、この限りでない。</p> <p>3 一般家庭用消費機器で、移動型消費機器の場合は、過流出安全機構付きガス栓を使用する。</p>	<p>1 機器の固定は日本建築センター発行「建築設備耐震設計・施工指針」に基づき設計・施工する。</p> <p>2 機器の選定は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 給湯冷暖房・発電機器は、屋外設置型又は密閉燃焼型機器若しくは強制排気方式とする。 </p>

別表第3

高層建築物のガス安全システム（その3）（共同住宅に適用）

遮断装置		ガス配管		メーター ガス漏れ警報	消費設備	
建築物全体遮断	各住戸自動遮断 (マイセーフ)	埋設部(建築物外壁 貫通部含む)	建築物内部配管 (屋外立上り管含む)		ガス栓・接続具	消費機器
<p>1 建築物の引込管の道路境界線近傍の敷地内に地上から容易に操作し得る引込管ガス遮断装置を設置する。</p> <p>2 建築物の飛込部近傍に感震器と連動可能な緊急ガス遮断装置を次により設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 感震器は250ガル以上の地震を感知し作動するものとし、想定応答加速度が最も高いと想定される階層に設置とする。 ただし、60m以下の建築物で緊急ガス遮断装置の操作盤内等に設置する場合は、この限りでない。 緊急ガス遮断装置が作動することにより、建築物へのガス供給を遮断する（非常電源に用いる常用防災兼用ガス専焼発電設備の配管を除く。）。 非常時に防災センター等から押ボタンによって建築物へのガス供給を瞬時に遮断する。 緊急ガス遮断装置は停電時作動可能とする。 <ul style="list-style-type: none"> 非常電源駆動式 パネ式 気体圧駆動式（空気圧、炭酸ガス等） 緊急ガス遮断装置は防災センターに作動を表示し、警報を行う 	<p>1 各住戸に遮断装置を内蔵したマイコン遮断装置付メーターを設置し、住戸内でのガスの異常流出又はメーター近傍に設置した各住戸用感震器が概ね200ガル以上を感知した場合、各住戸ごとにガス供給を自動遮断する。</p>	<p>1 埋設配管はポリエチレン管又は鋼管等とする。</p> <p>2 耐震及び地盤沈下対策を考慮し、必要に応じて建築物外壁貫通部外側にスネーク管・バンド管等により可とう性を持たせる。</p> <p>3 日本ガス協会発行「中低圧ガス導管耐震設計指針」に基づき以下の条件で耐震計算を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 標準設計地盤変位は低圧管の場合水平方向5cm以上鉛直方向2.5cm以上とする。 鋼管の基準ひずみは、$\epsilon 0 = 3\%$以内とする。 </p> <p>4 防食措置を施す。</p>	<p>1 たて管及びたて管から分岐第一固定点まで並びに横引配管は、日本ガス協会発行「超高層建物用ガス配管設計指針」に基づき設計する。主な設計内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自重により座屈しない支持スパンとする。 地震時の層間変位に耐える配管系とする。 建築物と共振しない配管系とする。 温度変化による応力を吸収する配管とする。 配管及び配管支持は建築物の想定加速度に耐えるものとする。 <p>※ この指針に基づくたて管及びたて管からの分岐第一固定点までの接合は、溶接接合又はネジ結合を原則とする。（別表第3 別添え1参照）</p> <p>2 60m以下の建築物は、次のとおり施工すれば、前1によらないことが出来る。 <ul style="list-style-type: none"> 原則として、配管口径が100mm以上の配管は溶接接合とする。 配管は日本建築センター発行「建築設備耐震設計・施工指針」に基づき設計施工する。 </p> <p>3 各住戸内配管はフレキシブル配管を原則とする。</p>	<p>1 メーター本体及びその取付支持は建築物の想定加速度に耐えるものとする。</p> <p>2 メーター周囲の配管は建築物と共振しない配管系とする。</p> <p>3 地震時にメーターに大きな力が作用することのないよう配管を強固に取り付ける。</p> <p>4 次の場所で通気が不可能な場合は、ガス漏れ警報器を設置し、エレベーターホール等に表示、警報する。 <ul style="list-style-type: none"> ガス遮断弁室 ガスメーター室 たて管シャフト （別表第3 別添え2参照）</p>	<p>1 固定型消費機器の場合は、過流出安全機構付きガス栓を使用する。</p> <p>ただし、次のいずれかに従い接続する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金属管を用いて接続するときは、両端をネジ、フランジ又は溶接により接続する。 金属可とう管を用いて接続するときは、両端をネジ又は迅速継手により接続する。 強化ガスホース又はガスソフトコードを用いて接続するときは、両端をネジ、抜け防止金具又は迅速継手により接続する。 ガスコードを用いて接続するときは、両端を迅速継手により接続する。 直接接続ガス栓を用いて接続するときは、ネジにより接続する。 <p>2 移動型消費機器の場合は、過流出安全機構付きガス栓を使用する。</p>	<p>1 固定型消費機器の固定は想定加速度に耐えるものとする。</p> <p>2 機器の選定は次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 給湯冷暖房・発電機器は屋外設置型又は密閉燃焼型機器若しくは強制排気方式とする。 </p>

別表第3 別添え

1 たて管からの分岐第一固定点から下流側の配管

(1) 配管口径が100mm以上の場合の配管接合は、原則として溶接とする。

(2) 各階ごとにガスを遮断できるガス栓を設置する。

なお、メーターガス栓をこれに代替することができる。

2 ガス漏れ警報器

(1) パイプシャフト内にたて管を立上げる場合で、パイプシャフト内の換気（*1）が不可能な場合は、パイプシャフト内の密閉空間ごとにガス漏れ警報器を設置し、その作動状況が防災センター等（*2）で監視できるシステムとする。

(2) ガス漏れ警報器の監視盤は、緊急ガス遮断装置の操作盤の近傍に設置する。

*1 換気とは直接外気（開放廊下を含む。）に面している換気設備をいう。

*2 防災センター等の等とは特定のものが監視できる場所をいう。

別表第 4

消火設備の耐震措置

水槽タンク類	<ol style="list-style-type: none"> 1 水槽の設置部分に作用する地震時の力を想定し、これにより発生する曲げ、せん断応力等に十分耐える措置をする。基礎も同様とする。 2 地震の振幅を考慮した貯水の応答等を加味し、強度的に弱いものは、材料の使用制限、補強、スロッシングによる影響度の低減等の措置をする。
加圧送水装置	<ol style="list-style-type: none"> 1 固定は、水槽タンク類に準じる。 2 ポンプケーシング等が強度的に弱い場合は、脆性材の使用制限を考慮する。 3 防振支持は、ずれ、飛び出し防止の措置をする。
配管 (一般事項)	<ol style="list-style-type: none"> 1 配管のネジ接続を制限する。 2 脆性材の使用制限を考慮する。 3 配管系に逃げを考慮する。 4 配管と付属機器の接続箇所及び付属機器の固有振動を考慮する。 5 地盤、建物、機器等との相対変位が考えられる場所には、フレキシビリティを持たせる。 6 床、壁の貫通部は、剛な支持、固定を避ける。
配管 (立上り管)	<ol style="list-style-type: none"> 1 超高層建築物の立ち上がり管は、層間変位に耐えられるように措置する。 2 立ち上がり管の頂部は、四方向プレーシングを措置し、他の部分にも適切な支持を措置する。 3 応力が大きくなると予想される部分は、門型配管を避けるよう考慮する。 4 強制変形が許容応力以下の場合は、許容応力による支持金具の強度とのかねあいを考慮する。
配管 (横引き管)	<ol style="list-style-type: none"> 1 壁を貫通する部分は、できるだけルーズにし、特殊なスリーブ等を用いて充てん材をつめる。 2 横引き配管又は枝管とヘッドまでの間隔は低限值を定める。 3 管のたわみにより、振動が増長されないよう配慮する。 4 配管系の基本寸法、支持金具の配置等の基本寸法を検討する。 5 横引き管の支持は、立ち上がり管の分岐箇所からなるべく長く取る。 6 メイン横管のともぶれ防止（V型つり金具による措置）を配慮する。 7 天井共振現象による部分破壊（ヘッド、末端枝管）を考慮する。
継手類	<ol style="list-style-type: none"> 1 ねじ込み管継手、ユニオン継手等の使用制限を配慮する。 2 曲げモーメントが大きい部分のフランジ型継手の使用制限を配慮する。 3 たわみ継手（ベローズタイプ）の振れ止めを考慮する。 4 ポールジョイントのパッキンの材質、構造を検討する。 5 可とう継手は、その特性内で使用するよう設置場所に適応する種類を決める。
バルブ類	<ol style="list-style-type: none"> 1 配管系における取付け場所を制限する。 2 流水検知装置、一斉開放弁を含み外力に対する強度を考慮する。 3 脆性材の使用制限及びフレキシビリティの持たせ方を検討する。
つり金具 支持金具	<ol style="list-style-type: none"> 1 配管の軸に対し、直角方向にあまり剛とならないように支持する。 2 動的、静的見知から、適切な支持金具、支持方法を検討する。
スプリンク ラーヘッド等	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の設計加速度による応答加速度の2倍の加速度に耐えるようにする。 2 ヘッド周囲の内装部材等の損傷による衝撃に耐えるよう考慮する。 3 内装、天井材等に対するヘッドの拘束をなるべくルーズにする。
基礎・ボルト類	<p>重量機器を設置する部分に作用する地震時の力を想定し、当該機器の据え付け部に生じる応力に十分耐える基礎及びボルト類を用いる。</p>

別表第 5

非常電源の耐震措置

電気室の構造	<p>1 電気室の固仕切り等の区画構成材については、区画材の破損、転倒等による機器等への二次的被害及び機能障害を防止するため無筋ブロック壁等を避け、鉄筋を用いて施工するか、鉄筋コンクリート造とすること。</p> <p>2 天井は、耐震設計がなされたもの以外は設けないこと。</p>
重量機器	<p>1 変圧器、コンデンサー、発電機、蓄電池、配電盤等の重量機器は、地震荷重による移動、転倒等を防止するため、本体及び架台をアンカーボルトにより堅固に固定すること。この場合、アンカーボルトの強度は当該機器の据え付け部に生じる応力に十分耐え得るものとする。</p> <p>2 蓄電池電槽相互の衝撃防止を図るため、緩衝材を用い架台等に堅固に固定すること。</p> <p>3 防振ゴム等を用いるものにあつては、本体の異常振動を防止するためストッパーを設けること。</p>
機器接続部	<p>発電機に接続される燃料管、水管、電線管、変圧器及び蓄電池等に接続される電線、その他振動系のこととなる機器相互間等は、振動による変位に耐え得るように可とう性を持たせること。</p>
配線管等 配気管等	<p>1 電気配線の壁貫通部・機器との接続部等の部分については、可とう性等の措置をすること。</p> <p>2 燃料配管及び冷却水配管等は、バルブ等の重量物の前後及び適当な箇所軸直角二方向の拘束等有効な支持をすること。なお、配管の曲がり部分、壁貫通部等には、可とう管等を用い、可とう管と接続する直管部は三方向の拘束支持とすること。</p> <p>3 発電機の排気管は、熱膨張、地震時の変位が生じないよう、重量機器に準じて支持すること。</p>
継電器 (配電盤)	<p>防災設備の電気回路に用いる継電器で、その誤作動により重大な支障となるものは、無接点継電器を使用するか、共振点の移行等によって誤作動しないようにすること。</p>
タンク等	<p>発電機に付属する燃料タンク及び冷却水タンクは、スロッシングによるタンクの破損を防止するため、タンク本体の強化及び防波板の取付け等の措置をすること。なお、タンクの固定は重量機器に、タンクと配管の接合部は配管に準じて施工すること。</p>

第4 消防ヘリコプター屋上緊急離着陸場等の設置指導について（平成2年3月30日消企第217号・消指導第313号
消防局長通達）（最近改正 令和3年11月1日消指第390号）

1 緊急離着陸場等設置指導基準の策定趣旨

高層建築物の屋上部分に、救助など消防上の活動の拠点として、航空法に定める屋上ヘリポートとは異なる消防ヘリコプター緊急離着陸場等を設置させるため、行政指導の基準となる緊急離着陸場等設置指導基準（以下「基準」という。）を定めたものである。

2 設置指導事務推進上の基本方針

(1) 緊急離着陸場等の活用目的は、消防隊等の屋上からの屋内進入及びやむを得ず屋上に避難した者の救助等消防活動上の拠点とする。

よって、緊急離着陸場等の設置により屋上避難を積極的に指導するものではないことに留意すること。

(2) 緊急離着陸場等の設置は建築確認申請時の同意条件とはせず、設置指導にあたっては、関係者に対して緊急離着陸場等の必要性について十分に説明し、理解と協力を求めて行うものとする。ただし、各種法令の緩和や免除を行う上で、要件の一部として緊急離着陸場等を設置する場合を除く。

(3) 緊急離着陸場等の設置指導は、新設の建築物に対して行うものとする。

(4) 緊急離着陸場等の設置指導にあたっては、建築局等の関係局と十分な連携を図り、高層建築物等に関わる建築計画の早期把握に努め、指導の時機を失することがないよう配慮すること。

(5) 高層建築物の集合が予測される地域については、全体計画が作成されている場合はこの計画に十分配慮し、設置指導を行うものとする。

なお、全体計画が作成されていない場合は、原則として建設計画順に設置指導を行うものとする。

(6) 高層建築物の建設にあたって屋上に航空法で定めるヘリポートを設置する場合は、基準に基づく指導は行わないものとし、国土交通省航空局と協議等を行うように指導を行うものとする。

なお、昼間時のみの使用を予定している屋上ヘリポートについては、緊急離着陸場に必要とされる夜間照明設備の設置を指導し、緊急離着陸場としての活用を図るものとする。

(7) 設置指導にあたっては、建築物屋上の構造、利用形態及び周辺状況を勘案し、この指導基準を弾力的に運用すること。

3 事務処理要領（略）

4 運用上の留意事項について

(1) 第3条（設置対象物）について

ア 設置指導対象物は、進入区域、進入表面及び転移表面が確保されることをその前提条件とする。

イ 3次救急医療機関等を除く設置対象物のうち、はしご消防車を活用し、屋上からの進入、救助等の消防活動が可能な対象物については、緊急離着陸場等の設置指導対象から除外できるものとする。

(2) 第4条（設置区分）について、

ア 建築物の高さについては最高の高さとする。

イ 100メートル未満の高層建築物であっても第一義的には、緊急離着陸場の設置を指導すること。

ウ 100メートル以上の高層建築物で、屋上の広さ等から緊急離着陸場の設置が困難な対象物については、緊急救助用スペースの設置を指導すること。

(3) 第5条、第6条（緊急離着陸場等の設置基準）について

ア 着陸帯等の大きさは、緊急離着陸場については一辺20メートルの正方形、緊急救助用スペースについては一辺10メートルの正方形を原則とするが、建築物の形態によっては必ずしもその大きさが確保できないことが予測されることから、この場合にあつては、次によることができるものとする。

(ア) 緊急離着陸場

待避場所を同一床面上に確保できる場合は、長さ（進入区域に平行な辺）を17メートル以上とし、幅（進入区域に直角な辺）を、15メートル以上とする。

(イ) 緊急救助用スペース

転移表面が2分の1を確保できるものにあつては、長さ及び幅は、それぞれ6メートル以上とする。

イ 緊急離着陸場の着陸帯に表示する許容重量は、床面強度（短期荷重）を2.25で除した数値とすること（小数点以下第2位切捨て）。

* 床面強度（短期荷重）は、活動想定機体の全備重量の2.25倍以上なので、実際の床面強度を2.25（安全率をみて）で除し、当該着陸帯が何tの機体重量まで着陸可能かを表示する。

ウ 進入方向、出発方向の表示については、これが同一直線上に設定できる場合これを省略することができるものとする。

エ Hマーク、Rマークの表示は、進入・出発方向に向け表示すること。

オ 着陸帯、Hマーク、Rマーク、認識番号等の表示は、黄色とするが、特に規格等は定めないので、床面色を考慮し、鮮明なものを選択するよう指導すること。

カ プラットホーム方式の緊急離着陸場を設置する場合は、床面をグレーチングすることは極力避けること。

キ 夜間照明設備は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）に基づく照明設備の設置を指導すること。

ク 脱落転落防止施設については、通常床式の場合、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第126条に基づく高さ1.1メートル以上の手すり壁等で兼用できるものとする。

ケ 燃料流出防止施設は、雨水排出口に直接蓋等を設置する方法でも差し支えないものとする。

コ 待避場所は、屋上広場と兼ねることができるものとする。

(4) 第7条（屋上出入口の構造等）について

3次救急医療機関にあつては、努めて屋上にエレベーターを着床させるよう指導すること。

(5) 第9条（維持管理）について

ア 署長は、緊急離着陸場等が設置された対象物について、常に屋上環境等が基準に適合するよう関係者に対し指導すること。

イ 夜間照明設備等の付帯設備は、半年ごとに機能点検を行うとともに、常時外観点検を実施するよう指導すること。

5 その他

(1) 署長は、緊急離着陸場等が設置された場合は、関係者及び航空科長等と調整し、速やかに、訓練を実施するものとする。また、緊急離着陸場等を活用した訓練は、定期的を実施すること。

(2) 署長、航空科長及び指導課長は、緊急離着陸場等が設置された後は常に周囲の状況把握に努め、新たな建築物の建設等により基準に定める進入区域、進入表面及び転移表面を確保することが困難となった場合は、相互に通知するものとする。

緊急離着陸場等設置指導基準

制 定 平成2年3月30日 消企第217号
消指導第313号
最近改正 令和3年11月1日 消指第390号

(趣旨)

第1条 この基準は、「高層建築物等におけるヘリコプターの屋上緊急離着陸場等の設置推進について」(平成2年2月6日消防消第20号等消防庁消防課長等通知)に基づき、消防活動の有効性を確保するため、高層建築物の屋上に設置する緊急離着陸場等に関し、必要な事項を定めるものとする。

なお、本指導基準は、救助活動で使用する離着陸場等の基準であり、航空法第79条又は第81条ただし書に定める許可を受ける場合は、国土交通省航空局と協議等を行うこと。

(定義)

第2条 この基準の用語の意義は、消防法(昭和23年法律第186号)、消防法施行令(昭和36年政令第37号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、航空法(昭和27年法律第231号)及び航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)の例によるもののほか、次に掲げるところによる。

- (1) 緊急離着陸場 建築物の屋上で航空消防活動を行うヘリコプター(以下「緊急用ヘリコプター」という。)が離着陸する場所をいう。
- (2) 緊急救助用スペース 建築物の屋上で緊急用ヘリコプターがホバリングする場所をいう。
- (3) 3次救急医療機関等 救急医療対策事業実施要綱(昭和52年7月6日厚生省医発第692号)に定める救急救命センター及び大学病院をいう。

(設置対象物)

第3条 緊急離着陸場又は緊急救助用スペース(以下「緊急離着陸場等」という。)の設置対象物は、建築物の高さが31メートルを超える建築物で建築基準法第34条の規定により非常用の昇降機の設置を要するもの又は3次救急医療機関等のうち、進入区域、進入表面及び転移表面が次の各号に定めるものすべてに該当する建築物とする。

- (1) 進入区域の長さが500メートル以上、幅が離着陸地点から500メートル離れた地点で200メートル以上確保できること。
- (2) 進入表面が直線の2方向に設定できること。ただし、進入表面が直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設けて進入表面が設定できること。
- (3) 進入表面の勾配は、緊急離着陸場を設置する場合は原則として8分の1以下、緊急救助用スペースを設置する場合は3分の1以下とし、当該表面上に物件等が突出していないこと。
- (4) 転移表面の勾配は、緊急離着陸場を設置する場合は原則として2分の1以下、緊急救助用スペースを設置する場合は1分の1以下とし、当該表面上に物件等が突出していないこと。
- (5) 緊急救助用スペースの設置について前2号の規定によりがたい場合は、進入表面及び転移表面を最高5メートルまで垂直上方に移行できるものとする。

(設置区分)

第4条 前条の設置対象物には、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める緊急離着陸場を設置するものとする。

- (1) 建築物の高さが31メートルを超え100メートル未満の高層建築物緊急離着陸場又は緊急救助用スペース
- (2) 3次救急医療機関等及び建築物の高さが100メートル以上の高層建築物 緊急離着陸場

(緊急離着陸場の設置基準)

第5条 緊急離着陸場は、次の各号に掲げる基準により設置するものとする。

(1) 着陸帯等

- ア 着陸帯の長さ及び幅は、原則としてそれぞれ20メートル以上とすること。
- イ 着陸帯には、オレンジ系夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントで着陸帯の境界線、Hマークの接地帯標識、許容重量（床面強度を2.25で除した重量）、認識番号及び進入方向、出発方向を別図1に基づき表示すること。
- ウ 着陸帯の床面強度は、ラーメン及びスラブ設計ともに短期荷重とし、その荷重は活動想定機体の全備重量の2.25倍以上とすること。
- エ 床面の構造は、次によること。
 - (ア) プラットホーム式又は通常床式として、床面は滑り防止策を施すこと。
 - (イ) 床面の最大縦横こう配は2パーセント以下とすること。

(2) 夜間照明設備

- ア 着陸帯の付近に進入表面及び移転表面に突出しない範囲で飛行場燈台を設置すること。また、飛行場燈台の形式は、白色若しくは白色及び緑色の回転又は閃光型とすること。
- イ 着陸帯に埋込式又は地上型の境界燈を等間隔に8個以上設けること。ただし、境界燈を設置しがたい場合は、着陸区域照明燈4基を設置すること。
- ウ 着陸帯から10メートル以内の区域で、こう配2分の1の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件は、低光度航空障害燈を設置すること。ただし、低光度航空障害燈を設置しがたい場合は、夜光塗料を塗色すること。
- エ 非常電源装置として連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備又はポータブル式発電機を設置すること。
- オ 点灯方式は、防災センター等からの遠隔操作により、必要時に点灯できるものとする。
- カ 電球、ヒューズ等の予備品を備えること。
- キ 非常電源からの電線は、耐火構造とした主要構造部に埋設すること又はその他これと同等以上の耐熱効果のある方法により保護すること。ただし、屋上に設置されたポータブル式発電機によるものについては、この限りでない。

(3) 脱落転落防止施設

- 緊急用ヘリコプターの脱落及び消防隊員、要救助者等の転落を防止するため、次の基準により脱落転落防止施設を設置すること。
- ア 進入表面又は転移表面に突出しない構造であること。
 - イ 構造は、手すり壁、さく又は金網とすること。
 - ウ 高さは、40センチメートル以上とすること。

(4) 燃料流出防止施設

- 緊急用ヘリコプターの搭載燃料が流出した場合、雨水排水口に流れこまないよう、次の基準により燃料流出防止施設を設置すること。
- ア ためます、側溝等を利用する方法とし、いずれの場合も1,000リットル以上の容量を確保できること。
 - イ ためます等が2か所以上ある場合の貯油量計算は、その合計容量とすること。

(5) 待避場所

- 屋上に緊急用ヘリコプターが接近した場合、要救助者等が待避する待避場所を次により設けること。
- ア 待避場所は、緊急離着陸場の直近に設けること。ただし、緊急着陸場をプラットホーム式とした場合は、屋上部分とすることができる。
 - イ 待避場所から緊急離着陸場に至る部分に段差がある場合は、容易に接近できるよう階段等を設けること。

ウ 待避場所には、別図2に示す待避標識を表示すること。

(6) 消防用設備等

屋上には次により連結送水管及び消火器を設置すること。

ア 連結送水管の放水口は単口型とし、ホース2本以上、噴霧切替ノズル1本の放水用器具を備えた格納箱を設置すること。

イ 消火器は、8リットル以上の泡消火器又は強化液消火器を1本以上設置すること。

(7) 連絡装置

着陸帯の直近に、防災センター等と連絡できる非常電話連絡装置を設置すること。

(緊急救助用スペースの設置基準)

第6条 緊急救助用スペースは、次の各号に掲げる基準により設置するものとする。

(1) 大きさ、構造等

ア 緊急救助用スペースの長さ及び幅は、原則としてそれぞれ10メートル以上とすること。

イ 緊急救助用スペースには、オレンジ系夜光塗料又はビーズ入りのトラフィックペイントで緊急救助用スペースの境界線、Rマークの標識、認識番号及び進入方向・出発方向を別図1に基づき表示すること。

ウ 床面の強度は、通常床強度とすること。

エ 床面の構造は、次によること。

(ア) プラットホーム式又は通常床式として、床面は滑り防止策を施すこと。

(イ) 床面の最大縦横こう配は、消防活動に影響しない程度の表面とすること。

(2) 夜間照明設備、脱落転落防止施設、待避場所、消防用設備等及び連絡装置は、それぞれ前条第1項の基準に基づき設置すること。

(屋上出入口の構造等)

第7条 屋上の出入口は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) 屋上の出入口は、避難階段及び非常用の昇降機等と有効に通じていること。

(2) 屋上の出入口の扉は、災害時に防災センター等で一括解錠できる施錠装置又は煙感知器等の作動により連動して解錠する自動解錠装置を設置すること。

(3) 階段室の屋上部分には、附室、前室等緩衝空間を設置すること。

(4) 3次救急医療機関等の屋上出入口は、担架が通行できるように必要な幅員を確保すること。

(排煙排出口の配置)

第8条 機械排煙設備の排出口は、排出された煙が消防活動や避難の支障とならないよう配置すること。

(維持管理)

第9条 緊急離着陸場等に係る各施設については、消防活動を行う際に有効に活用できるよう適正に維持管理すること。

(基準の特例)

第10条 緊急離着陸場等の設置については、消防局長又は消防署長が防火対象物の位置、構造及び設備等の状況から判断して、この基準によらなくとも消防活動上支障ないと認めるときは、この基準によらないことができるものとする。

(図書の提出)

第11条 緊急離着陸場等を設置するときは、次の各号に掲げる図書を各3部提出すること。

(1) 緊急離着陸場等設置届出書(第1号様式)

(2) 案内図

(3) 配置図(1/500以上)

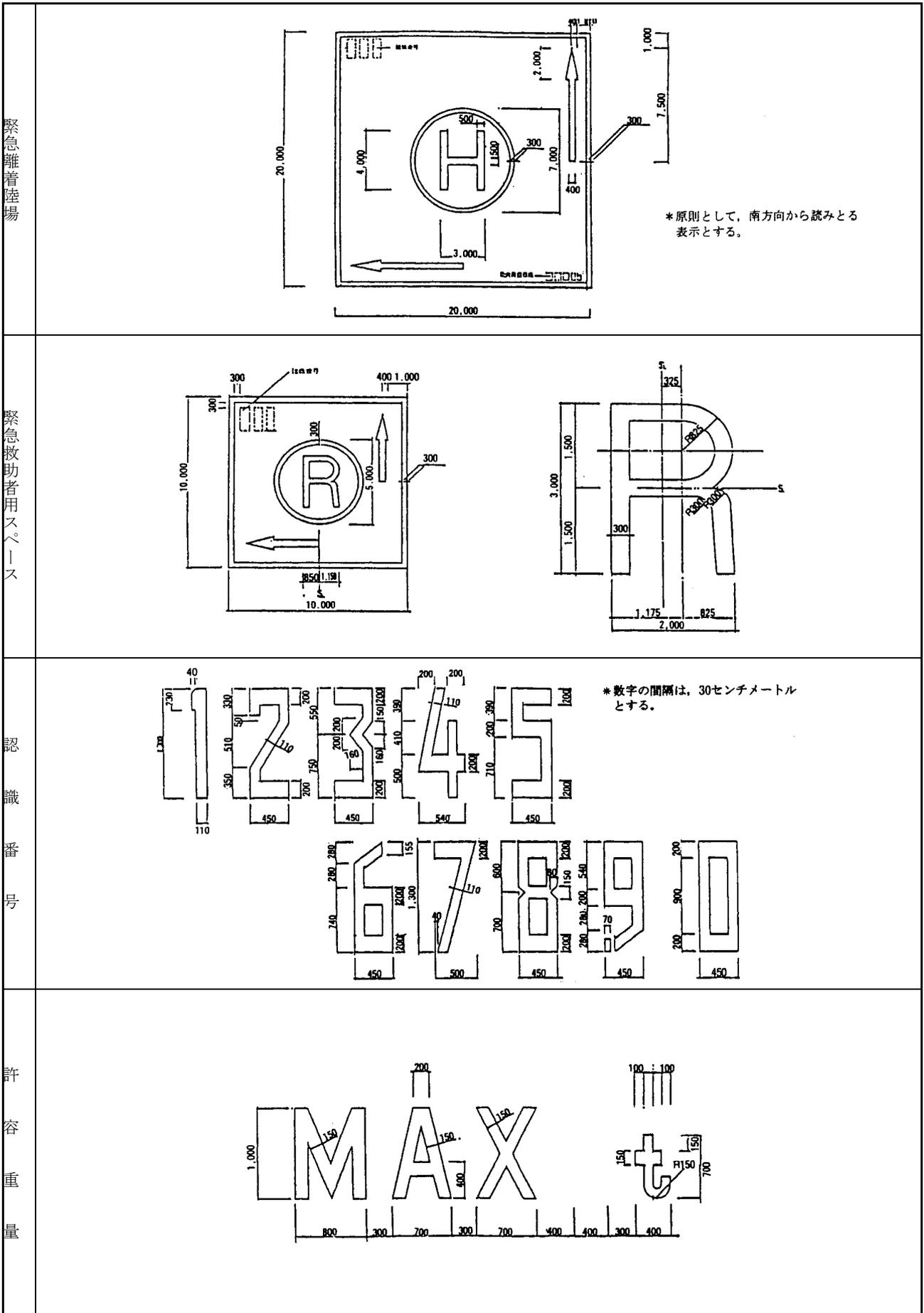
- (4) 各階平面図（1／500以上）
- (5) 進入表面、転移表面の水平投影図
（建築物の屋上内に係るもの 1／200以上、全体図 1／1,000以上）
- (6) 進入表面、転移表面の断面図
（建築物内に係る部分 1／200以上）
- (7) 夜間照明設備、緊急離着陸場等の消防用設備等の配置図
- (8) 構造計算書（緊急離着陸場に限る。）

附則

この基準は、平成2年4月1日から施行する。

別図 1

(単位は、ミリメートル)



緊急離着陸場設置指導基準及び図解

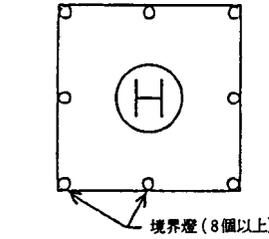
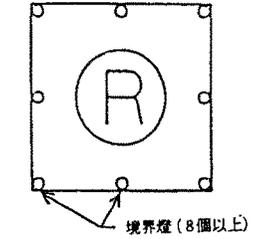
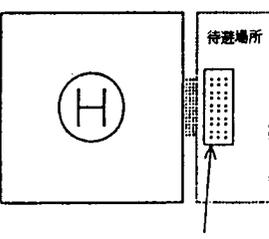
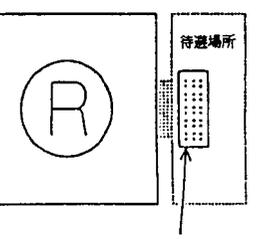
(1/2)

項目	施設	緊急離着陸場		緊急救助用スペース	
		基準	図解	基準	図解
制限表面	進入区域の長さ及び幅	長さは500m以上で、幅は着陸帯から500m離れた地点で200m以上を確保できること。		長さは500m以上で、幅は緊急救助用スペースから500m離れた地点で200m以上を確保できること。	
	進入表面の設定方向	原則として直線の2方向とすること。ただし、直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設けて設定できる。		原則として直線の2方向とすること。ただし、直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設けて設定できる。	
	進入表面のこう配	進入区域上にこう配8分の1以下として設定し、当該表面上に物件等が突出していないこと。		進入区域上にこう配3分の1以下として設定し、当該表面上に物件等が突出していないこと。	
	転移表面	進入表面の両側にこう配2分の1以下として右図に示すとおり設定し、当該表面上に物件等が突出していないこと。		進入表面の両側にこう配1分の1以下として右図に示すとおり設定し、当該表面上に物件等が突出していないこと。ただし、上記の進入表面及び転移表面がとれない場合は、状況により進入表面及び転移表面を最高5mまで垂直上方に移行することができる。	
着陸帯等	大きさ	原則として20m×20m以上とすること。		原則として10m×10m以上とすること。	
	強度	短期荷重として捉え、活動想定機体の全備重量×2.25倍以上とすること。		通常床強度以上とすること。	
	構造	プラットホーム式又は通常床式とし、床面は滑り防止策を施すこと。		プラットホーム式又は通常床式とし、床面は滑り防止策を施すこと。	
	こう配	最大縦こう配は2%以下とすること。		災害活動に影響しない程度の表面であること。	
	標識及び認識番号等の表示	着陸帯の境界線及びHマークの標識並びに着陸帯内に認識番号、許容重量及び進入方向・出発方向を黄色（夜光塗料等）で表示すること。ただし、進入方向・出発方向を同一方向に設定した場合は、この表示を省略することができる。		緊急救助用スペースの境界線及びRマークの標識並びに緊急救助用スペース内に認識番号、許容重量及び進入方向・出発方向を黄色（夜光塗料等）で表示すること。ただし、進入方向・出発方向を同一方向に設定した場合は、この表示を省略することができる。	

* 許容重量は活動想定機体の全備重量【床面強度を2.25で除した重量（小数点以下第2位切り捨て）を表示する。】

緊急離着陸場設置指導基準及び図解

(2/2)

項目	施設	緊急離着陸場		緊急救助用スペース	
		基準	図解	基準	図解
夜間照明設備 (非常用電源付)	飛行場燈台	着陸帯の付近で進入表面及び転移表面上突出しない位置に、飛行場燈台を設置すること。 (白色または白と緑色の回転型または閃光型)	◎ ← 飛行場燈台(回転型又は閃光型)	緊急救助用スペースの付近で進入表面及び転移表面上突出しない位置に、飛行場燈台を設置すること。(白色又は白と緑色の回転型又は閃光型)	◎ ← 飛行場燈台(回転型又は閃光型)
	境界燈	着陸帯に、埋込式または地上式の境界燈を等間隔に8個以上設置すること。(境界燈を設置しがたい場合は、着陸区域照明燈を4基設置すること。)		緊急救助用スペースに、埋込式又は地上式の境界燈を等間隔に8個以上設置すること。(境界燈を設置しがたい場合は、着陸区域照明燈を4基設置すること。)	
	障害燈	着陸帯から10m以内の区域で、こう配2分の1の表面から突出した、避雷針等の夜間視認が困難な物件に設置すること。(夜間塗料でもよい。)	境界燈(8個以上)	緊急救助用スペースから10m以内の区域で、こう配2分の1の表面から突出した、避雷針等の夜間視認が困難な物件に設置すること。(夜間塗料でもよい。)	境界燈(8個以上)
	非常電源装置	連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備又はポータブル式発電機を設置すること。		連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備又はポータブル式発電機を設置すること。	
脱着転落防止施設等	脱着転落防止施設	航空機の脱落及び要救助者等の転落を防止するための施設を設置すること。また、当該施設は進入表面又は転移表面から突出しない構造であること。		要救助者等の転落を防止するための施設を設置すること。また、当該施設は進入表面又は転移表面から突出しない構造であること。	
	燃料流出防止施設	航空機の搭載燃料が流出した場合、雨水排水口に流れ込まない構造とすること。(ためます、側溝等を利用する方法とし、1000L以上の許容量を確保する。)			
	待避場所	屋上にヘリコプターが接近した場合に、要救助者が待避する場所を設け、待避要領を表示すること。			
	消防用設備等	連結送水管及び消火器を設置する。(注)	待避標識 (待避標式等表示)	屋上にヘリコプターが接近した場合に、要救助者等が待避する場所を設け、待避要領を表示すること。	待避標識 (待避要領等表示)
	連絡装置	着陸帯直近に防災センター等と連絡できる非常電話等を設置すること。		緊急救助用スペース直近に防災センター等と連絡できる非常電話等を設置すること。	
その他	屋上出入口の構造等	屋上出入口は、避難階段、非常用EV等と有効に通じていること。また、出入口の扉はセンター等で一括解錠できる装置又は煙感知器等と連動して解錠できる装置を設置すること。		屋上出入口は、避難階段、非常用EV等と有効に通じていること。また、出入口の扉はセンター等で一括解錠できる装置又は煙感知器等と連動して解錠できる装置を設置すること。	
	排煙排出口	排煙口は、排出された煙が消防活動や避難に支障とならない位置に配置すること。		排煙口は、排出された煙が消防活動や避難に支障とならない位置に配置すること。	

(注) 連結送水管の放水口に直近は、噴霧切替ノズル1本、ホース2本以上を備えた格納箱を設置すること。また、消火器は8L以上の泡消火器又は強化液を1本以上設置すること。

緊急離着陸場等設置届出書

年 月 日

横浜市消防局長

届出者 住所
電話
氏名

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

緊急離着陸場等の設置計画について、次のとおり届け出ます。

建築物の名称			
所在地			
設計者 名称・所在地	TEL 担当		
施工者 名称・所在地	TEL 担当		
建築物の 構造・規模等	用途		構造
	面積	建 m^2 、延 m^2	
	階数	最高高さ(軒高)	m (m)
消防用設備等 (主なもの)			
その他	1 屋上部分に直通する階段数	()	
	2 屋上部分の非常用EV着床の有無	()	
	3 屋上部分の扉の解錠方法		
* 受付欄	* 種別	* 認識番号	
	1 緊急離着陸場 2 緊急救助用スペース	認識番号は、 です。	

- (注意) 1 関係図書(案内図、配置図、各階平面図、進入表面及び転移表面の水平投影図、進入表面及び転移表面の断面図、夜間照明設備及び緊急離着陸場の消防用設備等の配置図並びに構造計画書)を添付してください。
- 2 *印の欄は、記入しないでください。

緊急用ヘリコプターが接近したら
この場所に待避してください。

- (備考) 1 標識の大きさは、横125センチメートル、縦35センチメートルとする。
- 2 文字の大きさは、7.5センチメートル角の丸ゴシックとする。
- 3 標識は、白地に赤枠とし、文字は赤色とする。
- 4 標識の材質は任意とする。

第5 「横浜市火災予防条例第4条第1項第19号カの取扱いについて」の一部改正について（平成30年11月26日消指第460号 指導課長通知）

横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号。以下「条例」という。）第4条第1項第19号カただし書に規定する電線、電気開閉器その他の電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合の取扱いについては、「横浜市火災予防条例第4条第1項第19号カの取扱いについて」（平成17年9月15日消査第10019号。以下「10019号通知」という。）により定めています。

しかしながら、情報通信機能を持つ電気メーターやガス計量器（いわゆるスマートメーター等）が出現していることから、10019号通知を一部改正し、防爆工事等の安全措置を講じる必要のある電気開閉器等について定めましたので、適正に運用するよう職員へ周知をお願いします。

1 趣旨

条例第4条第1項第19号カでは、電線、電気開閉器等その他の電気設備（以下「電気開閉器等」という。）が設けられているパイプシャフト、ピットその他漏れた燃料が滞留する場所（以下「パイプシャフト等」という。）には、気体燃料を使用する炉（火を使用する設備）の附属設備である配管及び計量器等（共存して設ける場合に限る。以下「ガス配管等」という。）を設けないよう規定しています。しかし、ただし書では、電気開閉器等に防爆工事等の安全措置を講じた場合はガス配管等を設けることができるとしていることから、ただし書で規定する電気開閉器等に防爆工事等の安全措置を講じた場合の具体的な措置について示すものです。

※ 計量器等とは、ガス計量器及び高層建築物の高層階に設置される昇圧防止装置等をいいます。

2 電気開閉器等

電気開閉器等とは、次に掲げるものをいう。

(1) 電線

電線とは、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（昭和40年6月15日通商産業省令第61号）第2条第6項に定める電線をいい、電話線等の弱電流電線や光ファイバーケーブルは含みません。

(2) 電気開閉器その他の電気設備

電気開閉器その他の電気設備とは、電気設備の開閉器、過電流遮断機、コンセント、その他電気設備のうち、火花等を発生する恐れのある機器をいいます。ただし、電圧がおおむね100V程度であり、火花等を発生する恐れのない機器（機器に付属する配線を含む。以下同じ。）であることが確認できる場合にあっては、電気開閉器等に含みません。

ア 電気開閉器等から除かれる機器

(イ) 電気メーター等

誘導型の電気メーターについては、電圧がおおむね100V程度であり、火花等を発生する恐れのない機器に該当するため電気開閉器等に含みません。

なお、開閉機構又は情報通信機能を有している電気メーター及びガスメーター（いわゆるスマートメーター等）については、次により取り扱うこととします。

a 電力量を計測するスマートメーターについて

東京電力株式会社が設置するスマートメーターについては、内部の開閉機構が難燃材料で覆われており、かつ、性能試験において、一定の安全性が確認されたものを使用していること、また、情報通信を行う部分の電圧も少ないことから、従前の電気メーターと同様に電気開閉器等に含まないこととします。

なお、東京電力株式会社と管理組合等が高圧受電の契約を行い、さらに当該管理組合等と各世帯が低圧

受電の契約を行う場合（いわゆる高圧一括受電）については、使用されているスマートメーターの仕様を確認した結果、電圧がおおむね100V程度であり、火花等を発生する恐れのないことが確認された場合については、同様に電気開閉器等に含まないこととして差し支えありません。

b ガス使用量を計測するスマートメーター等について

東京ガス株式会社が設置する情報通信機能を有するスマートメーターやマイコンメーターについては、内部電池で作動しており、一定の防爆安全措施が講じられていることから、防爆工事等の安全措施が講じられているものとして取り扱うこととします。

※ マイコンメーターとは、ガス漏れや器具の消し忘れ等によるガス事故を未然に防止するマイコン制御器を組み込んだガス遮断装置付ガスメーターをいいます。

(イ) 電気メーター等以外の電気設備

(ア)に掲げるもののほか、通信機器、制御装置その他の電気機器等についても、電圧がおおむね100V程度であり、火花等を発生する恐れのない機器であることが確認できる場合にあつては、電気開閉器等に含まないこととして差し支えありません。ただし、当該機器を接続するコンセントについては、防爆工事等の安全措施が必要となることに留意してください。

3 防爆工事等の安全措施

防爆工事等の安全措施とは、電気開閉器等に次の措置を講じた場合をいいます。

(1) 開閉器、コンセント等の電線以外のもの

安全増防爆構造（正常な運転状態にあれば、火花若しくはアークを発生せず又は高温とならない部分について、異状を生じて火花若しくはアークを発生、又は高温となることを防止するため構造上特に安全度を増した構造をいう。）にすることをいいます。

(2) 電線

電気設備の技術基準の解釈（平成9年5月制定。以下「電気解釈」という。）第193条「可燃性ガス等の存在する場所の低圧の施設」に基づき、電気解釈第178条「金属管工事」又は電気解釈第187条「ケーブル工事」としたうえさらに次のア又はイの措置を講じた場合をいいます。

ア 金属管工事による場合（別図1及び別図2）

(ア) 金属相互及び金属管とボックスその他の附属品等とは、五山以上ねじ合わせて接続するか、これと同等以上の効力のある方法により堅ろうに接続すること。

(イ) 安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を用いるか、これと同等以上の方法によること。

イ ケーブル工事による場合（別図3から別図5まで）

ケーブルを接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を設け、通線部分は、防じんパッキン方式又は防じん固着式により処理するか、これと同等以上の方法によること。

なお、ケーブルの分岐については、分岐接続部の分岐作業を省力化、工期の短縮、信頼性の向上等のため、工場であらかじめプレハブ加工した分岐付ケーブルが普及しており、一般的には一定の基準（分岐部分がケーブルと同等以上の接続強度及び絶縁性を有するもの）を満足した分岐付きケーブルが使用されている。

(3) 防爆工事等の安全措施の確認

必要に応じて、事前相談、中間検査等の際に、開閉器、コンセント等の安全増防爆構造、電線の工事方法等（接続箱の防爆性能、ケーブル、分岐の施設方法等）の資料等を確認すること。

4 その他

本通知のほか、ガス配管等と電気開閉器等を同一のパイプシャフト等に設ける場合の取扱いについては、「横浜

市火災予防条例及び同施行規則の一部改正に伴う運用について」（昭和59年7月3日消予第45号。以下「45号通知」という。）2(4)に、パイプシャフト等の条件を定めています。

(45号通知2(4)の抜粋)(別図6)

(4) 第4条第1項第19号イ^{※1}及びカについて

マンション等の増加に伴ってガス配管及び計量器と電気開閉等がスペースの効率利用から同一パイプシャフト内やピット内の隠ぺい場所に設置することが多くなったため、経年変化や地震等により可燃性ガスが万一漏れて滞留した場合の危険性を配慮して、スパークの発生のおそれのある電気設備は原則として同一パイプシャフト内等の場所に施工しないようにしたものである。「電気開閉器等」とは、電気設備の開閉器、過電流しゃ断器、コンセント、電気メーター^{※2}その他スパークを発生するおそれのある機器をいう。「配管及び計器類」とは、配管及び計量器が共存する場合をいう。

なお、パイプシャフト等が次の条件を満たす場合は、「漏れた燃料が滞留するおそれのない場所」として取り扱うことができる。従ってこの条件を満足した場合は、安全増防爆構造の工事は不要となり一般的な低圧屋内配線で差し支えない。

ア 直接外気（開放廊下を含む。）に面している上部換気口及び下部換気口をこと。

イ 上部換気口は天井（はりがある場合はその下端）に接する位置とし、上下換気口の中心は1.5メートル以上離れていること。

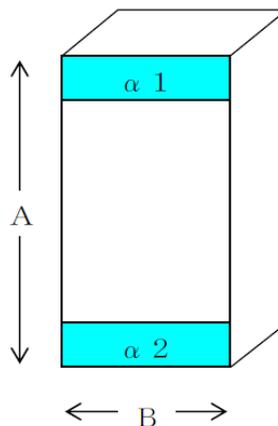
ウ 換気口はパイプシャフト等の外気に面する幅員一杯にとること。

エ 上部換気口及び下部換気口は、それぞれ次の開口面積を有すること。

$$\alpha 1、\alpha 2 \geq A \times B \times 0.05 \times 1 / \chi、\text{かつ } \alpha 1、\alpha 2 \geq 500 \text{ c m}^2$$

ガラリの種類	χ
スチールガラリ	0.5
木製ガラリ	0.4
パンチングガラリ	0.3

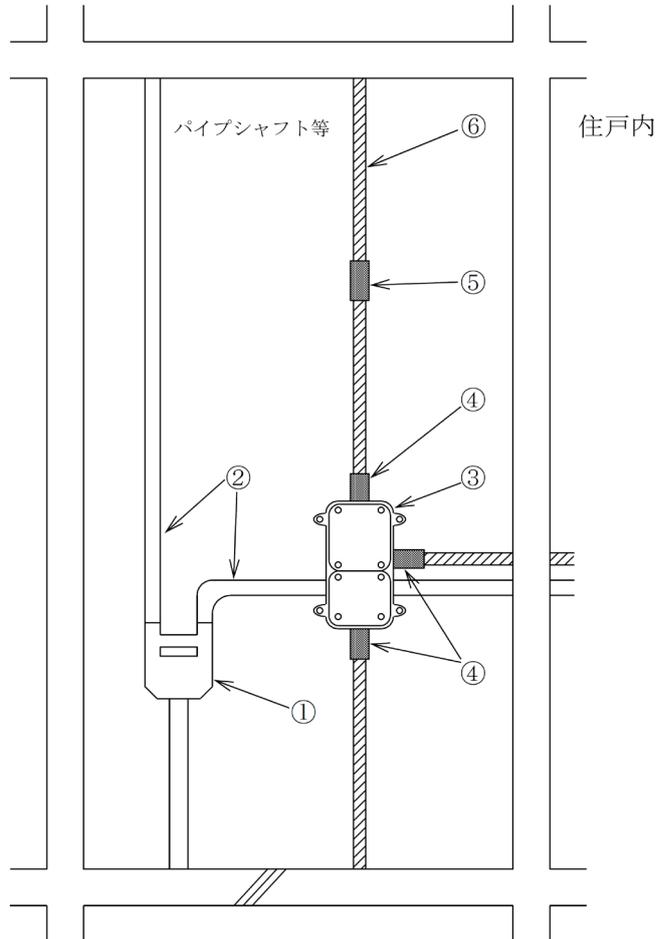
ガラリがない場合は、 $\chi = 1$



※1 第4条第1項第19号イについては、平成2年5月23日に改正条例施行により削除されています。

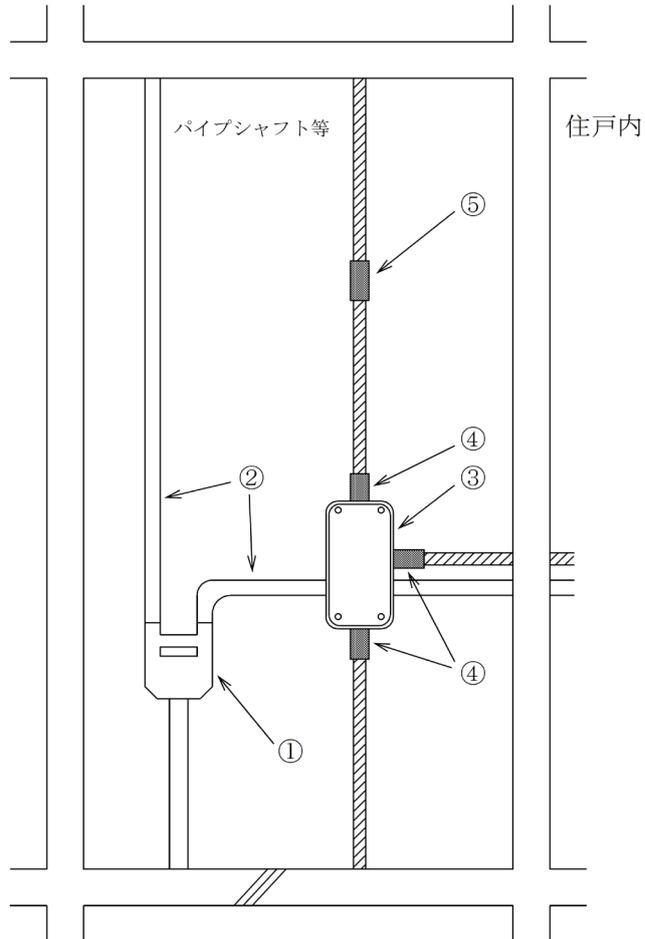
※2 電気メーターについては、「横浜市火災予防条例及び同施行規則の一部改正の概要及びこれに伴う運用について」（平成2年5月23日消予第50号）により、電気開閉器等から除外されています。

金属管工事の例



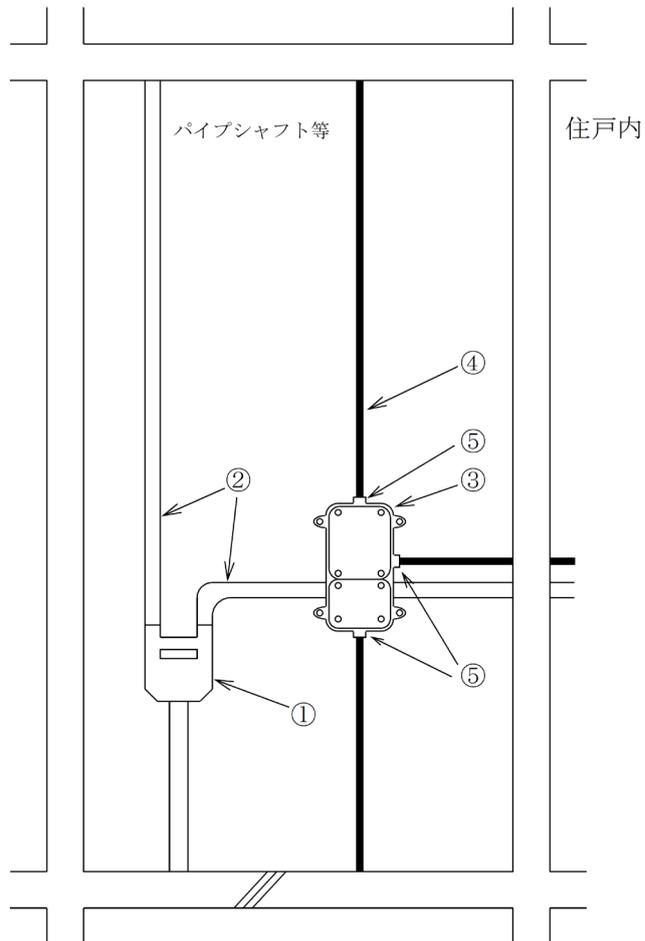
- ① 計量器 (ガスメーター)
- ② ガス配管
- ③ 安全増防爆構造の接続箱
- ④ 金属管と接続箱の接続 (5山以上ねじ合せ)
- ⑤ 金属管相互の接続 (5山以上ねじ合せ)
- ⑥ 金属管

金属管工事の例



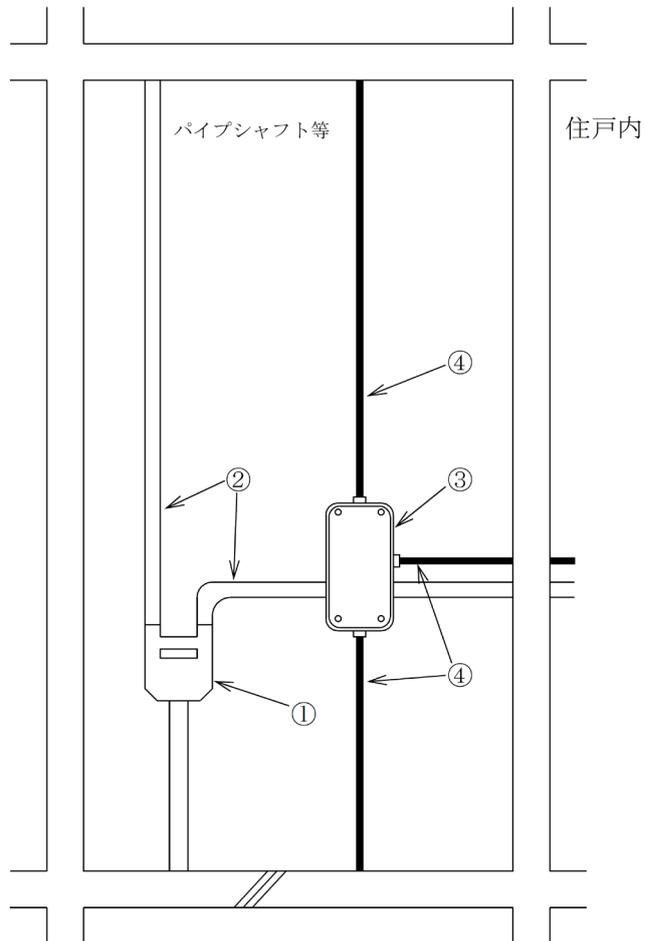
- ① 計量器 (ガスメーター)
- ② ガス配管
- ③ 金属製接続箱 (接続箱内を充てん材で充てんしたもの)
- ④ 金属管と接続箱の接続 (5山以上ねじ合せ)
- ⑤ 金属管相互の接続 (5山以上ねじ合せ)
- ⑥ 金属管

ケーブル工事の例



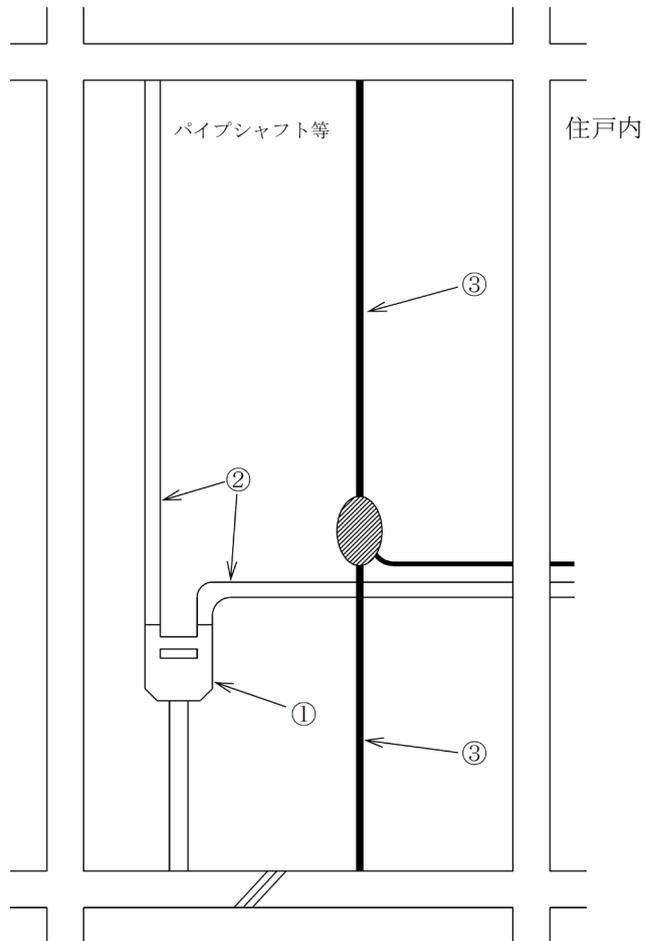
- ① 計量器 (ガスメーター)
- ② ガス配管
- ③ 安全増防爆構造の接続箱
- ④ 電気解釈第187第1項第1号で定めるケーブル
- ⑤ 防じんパッキン方式又は防じん固定式により処理

ケーブル工事の例



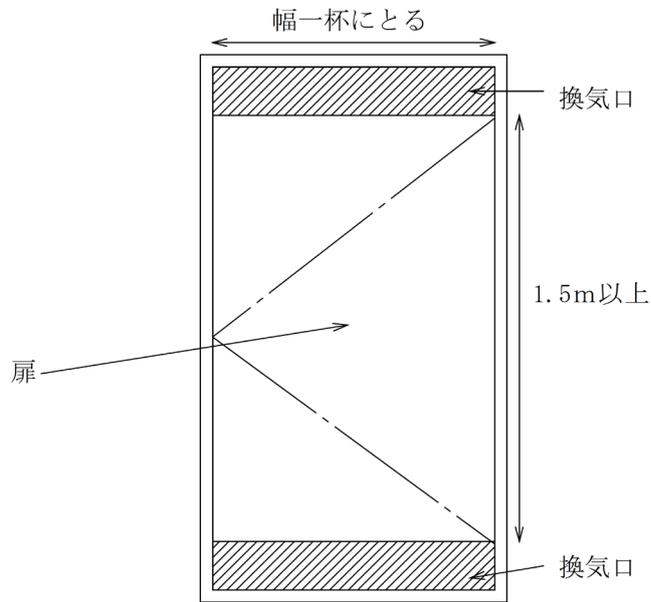
- ① 計量器 (ガスメーター)
- ② ガス配管
- ③ 金属製接続箱 (接続箱内を充てん材で充てんしたもの)
- ④ 電気解釈第187第1項第1号で定めるケーブル

ケーブル工事の例



- ① 計量器 (ガスメーター)
- ② ガス配管
- ③ 分岐付ケーブル (分岐部分がケーブルと同等以上の接続強度及び絶縁性を有するもの)

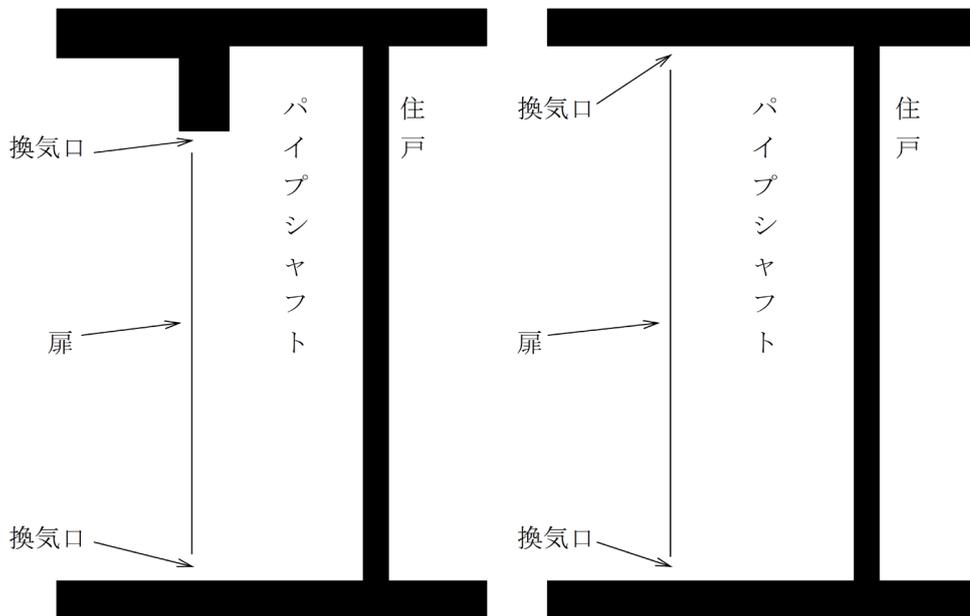
パイプシャフトの条件



(正面)

(はりがある場合)

(はりがない場合)



(断面)

第6 ちゅう房設備に附属するフード及び排気用ダクトの基準（昭和60年8月26日消指導第115号 予防部長通知）

（最近改正 令和3年9月6日消指第276号）

（趣旨）

第1条 この基準は、横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号。以下「条例」という。）第4条の4第1項第2号から第5号までに定めるちゅう房設備に附属するフード及び排気用ダクト（以下「フード等」という。）について、必要な細部基準を定める。

（用語の定義）

第2条 この基準における用語の意義は、条例の規定によるほか、次に定めるところによる。

- (1) ちゅう房設備とは、調理を目的として使用するレンジ、フライヤー等の設備をいう。
- (2) 業務用ちゅう房設備とは、営業用、一般事務所の従業員食堂用、学校や病院の給食用等のちゅう房設備をいう。
- (3) グリスフィルターとは、排気中の油脂、じんあい等を排気用ダクトに入る前に分離し、除去する目的で、フード内部に設けられる媒介物をいう。
- (4) グリスエクストラクターとは、フード内部で機械的に排気気流を縮流加速し、その遠心力によって排気中に含まれる油脂、じんあい等を分離し、除去する装置をいう。
- (5) たわみ継手とは、排気用ファンと排気用ダクトを接続する場合に、振動絶縁のために用いる継手をいう。
- (6) レンジフードファンとは、ちゅう房用の換気扇（電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号）別表第2.8(42)に規定する換気扇）で、器体の一部をフードとした金属製のものをいう。
- (7) 下引ダクトとは、無煙ロースター等燃焼排気ガスを強制的に床下等の下方に引き排気するガス機器（以下「下方排気方式ガス機器」という。）に接続する排気用ダクトをいう。（別図第1）
- (8) 対象火気基準により得られる距離とは、「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」（平成14年消防庁告示第1号）により得られる距離（消防長又は消防署長が認めるものに限る。）をいう。

（業務用ちゅう房設備）

第3条 業務用ちゅう房設備に附属するフード等の位置、構造及び管理の基準は、次のとおりとする。

1 フードの位置及び構造は、次に定めるところによる。

- (1) 条例第4条の4第1項第2号アに定める「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料」とは、ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐食性、耐熱性及び強度を有する不燃材料をいう。ただし、油脂を含む蒸気を発生するおそれのないちゅう房設備に附属するフードにあつては、亜鉛鉄板（JIS G 3302によるもの。以下「亜鉛鉄板」という。）又はこれと同等以上の耐食性、耐熱性及び強度を有する不燃材料を使用することができる。
- (2) 板厚は、次の表の左欄に掲げるフードの長辺の区分に応じ、同表右欄に掲げるものとする。

フードの長辺(単位mm)	板厚(単位mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
450以下	0.5以上	0.6以上
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	1.0以上	1.2以上

- (3) 板の継目は、気密性を有すること。
- (4) 幅及び奥行は、ちゅう房設備の幅及び奥行の寸法以上とすること。ただし、周囲が耐火構造等で延焼のおそれのない場合は、これによらないことができる。(別図第2)
- (5) グリスフィルターを容易に着脱できる構造とし、水、油脂等の滴下を防止し、かつ、それらを回収できるものとする。(別図第3)
- (6) 条例第4条の4第1項第2号ウただし書の「金属以外の不燃材料で有効に被覆」とは、可燃性の部分を厚さ9mm以上の繊維強化セメント板(JIS A 5430によるもの。以下「繊維強化セメント板」という。)又はこれと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合とする。この場合、10cm以上の隔離距離を0cmまで短縮することができる。(別図第4)
- (7) 支持金具等により堅固に取り付けること。
- (8) 照明設備をフード内に設ける場合は、次によること。
- ア 照明器具は、耐食性及び耐熱性を有するガラス、ステンレス鋼板等の不燃材料で覆い、可燃性の部分が露出しないように措置すること。
- イ ちゅう房設備から条例別表第3に掲げる距離又は対象火気基準により得られる距離以上離れた箇所に設けること。
- (9) 熱の影響を受けるおそれのある部分の電気配線は、けい素ゴム絶縁ガラス編組電線又はふっ素樹脂電線若しくはこれらと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること。
- (10) フードは、油脂を含む蒸気が当該フード以外の一般空調用排気口、ちゅう房設備以外の火を使用する設備の空気取入口等に流入するおそれの少ない位置に設けること。
- なお、流入するおそれのある位置に設ける場合は、仕切り板を設けるなどにより流入を防止する措置を講ずること。

2 排気用ダクトの位置及び構造は、次に定めるところによる。

- (1) 条例第4条の4第1項第2号アに定める「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料」とは、ステンレス鋼板又は亜鉛鉄板若しくはこれらと同等以上の耐食性、耐熱性及び強度を有する不燃材料をいう。
- (2) 板厚は、次の表の左欄に掲げる排気用ダクトの長辺又は直径に応じ、同表右欄に掲げるものとする。

排気用ダクト(単位mm)	板厚 (単位mm)		排気用ダクト(単位mm)	板厚 (単位mm)	
長 辺 (長方形)	ステンレス 鋼板	亜鉛鉄板	直 径 (円形)	ステンレス 鋼板	亜鉛鉄板
450以下	0.5以上	0.6以上	300以下	0.5以上	0.5以上
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上	300を超え 750以下	0.5以上	0.6以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上	750を超え1,000以下	0.6以上	0.8以上
1,800を超えるもの	0.8以上	1.2以上	1,000を超え1,250以下	0.8以上	1.0以上
			1,250を超えるもの	0.8以上	1.2以上

- (3) 板の継目は、気密性を有すること。
- (4) 排気用ダクトの継目は、排気用ダクトの外部に出すようにすること。
- なお、やむを得ず内部に設ける場合は、気流の方向とすること。
- (5) 排気用ダクトの接続は、フランジ接続、溶接又は差込み接続により容易に離脱しないような構造とし、パッキン、シール材等により気密性のある措置とすること。

なお、パッキン等は難燃性以上の防火性を有するものを使用し、不燃材料を素材としたもの以外のものを使用する場合にあっては、当該部分を不燃材料を素材としたもので被覆すること。

(6) わん曲部等の必要な箇所の側面には、一辺の長さが300mm（断面の側方の一辺の長さ又は直径が1,200mm以上の排気用ダクトに設ける場合にあっては、450mm）以上の点検及び清掃に必要な点検口を設けること。

なお、点検口は気密性を有し、かつ、容易に開口しない構造とすること。

(7) たわみ継手を設ける場合は、排気用ファンに近接する部分に設け、長さは必要最小限とすること。

(8) たわみ継手は、ロックウール等の不燃材料を使用すること。

(9) 吹出口は、可燃性の部分から60cm以上離隔し、かつ、吹出方向に可燃物がない位置に設けること。ただし、可燃物の部分を金属以外の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合は、この限りでない。

(10) 支持金具等により堅固に取り付けること。

(11) 電気配線は、排気用ダクト内に設けないこと。

(12) 条例第4条の4第1項第2号ウただし書の「金属以外の不燃材料で有効に被覆」とは、ロックウール保温材（JIS A 9504によるもの。以下「ロックウール保温材」という。）又はけい酸カルシウム保温材（JIS A 9510によるもの。以下「けい酸カルシウム保温材」という。）若しくはこれらと同等以上の遮熱性及び耐久性を有する不燃材料で、厚さ50mm以上被覆した場合とする。この場合、10cm以上の離隔距離を0cmまで短縮することができる。

(13) 条例第4条の4第1項第2号エに定める「排気が十分行える能力」とは、次の式によって計算した数値以上の排気量をいう。

$$V = K Q$$

Vは、フードの有効排気量（ m^3/h ）

Kは、燃料の単位燃焼量当たりの理論燃焼ガス量に30（排気フードI型）又は20（排気フードII型）を乗じて得た量（単位 m^3/kWh ）

Qは、最大表示消費量（単位 kW）

ガスの名称	発熱量	理論燃焼ガス量
都市ガス	—	0.93 (m^3/kWh)
LPGガス(プロパン主体)	50.2 (MJ/kg)	0.93 (m^3/kWh)

(14) 条例第4条の4第1項第2号オに定める「他の用途のダクト等」とは、一般空調用のダクト、給湯湯沸設備の煙突等をいう。ただし、給湯湯沸設備の煙突等のうち「給湯湯沸設備等の煙突をちゅう房設備の排気ダクトに接続する場合の取扱いについて」（平成17年3月25日消査第228号）に適合する場合にあっては、ちゅう房設備に附属する排気用ダクトに接続することができるものとする。

3 条例第4条の4第1項第3号アに定めるグリス除去装置の位置及び構造は、次に定めるところによる。

(1) グリスフィルター及びグリスエクストラクターは、ステンレス鋼板又はこれと同等以上の耐食性、耐熱性及び強度を有する不燃材料を使用すること。

(2) グリスフィルターを使用するグリス除去装置は、排気中に含まれる油脂分を75%以上除去することができ、かつ、その除去した油脂分を自動的に回収できる性能を有すること。

(3) グリスエクストラクターは、排気中に含まれる油脂分を90%以上除去することができる性能を有すること。

(4) グリスフィルターは、容易に取り外して清掃ができる構造とし、清掃する場合に必要な予備品を備えること。

(5) グリスフィルターは、水平面に対して45度以上の傾斜を有すること。

(6) グリス除去装置は、過度に温度上昇して性能がそこなわれることのない位置に設けること。

(7) グリスフィルター及びグリスエクストラクターは、一般社団法人日本厨房工業会の認定品等を使用すること。

(8) グリス除去装置と火源との離隔距離は、次によること。ただし、フライヤー及びグリドルのうち、火源が露出せず、自動温度調節装置及び過熱防止装置が設けられており、油温、熱板温度等が発火危険に至らない構造の設備及び下方排気方式ガス機器に設けるものにあつては、これによらないことができる。

ア グリスフィルターにあつては、1 m（ブローラー（食肉等を放射熱で焼く構造の熱器具をいう。）等に設けるものにあつては、1.2m）以上とすること。ただし、グリスフィルターより15cm以下の部分にバッフル板を取り付ける場合は、バッフル板にそつた距離を含めることができるものとする。

イ グリスエクストラクターにあつては、45cm以上とすること。

(9) グリス除去装置は、油脂分が火源及び作業面上に滴下しない構造とすること。

(10) グリス回収容器は、火源の直上に設けないこと。

(11) 条例第4条の4第1項第3号ア及びウただし書の「屋外へ直接排気を行う構造のもの」とは、フードが建築物外部に面する壁に設けられており、この接続部に存する排気口から屋外へ直接排気を行うものをいう。

4 条例第4条の4第1項第3号ウに定める火炎伝送防止装置の位置及び構造は、次に定めるところによる。

(1) 火炎伝送防止装置は、自動消火装置又は防火ダンパーとする。

(2) 自動消火装置は、「フード等用簡易自動消火装置の設置基準」（平成6年4月1日消指第2号）により設置すること。

(3) 火炎伝送防止装置として、自動消火装置を設置するちゅう房設備は、条例第4条の4第1項第3号エに掲げる防火対象物に存するもののほか、次に掲げるちゅう房設備とする。

ア 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ又は（16）項イに掲げる防火対象物の地階、無窓階又は11階以上の階に設けるちゅう房設備

イ アに掲げるもののほか、最大消費熱量の合計が350kW以上のちゅう房設備

(4) 火炎伝送防止装置として防火ダンパーを設置する場合は、次によること。

ア 防火ダンパーは、フードと排気用ダクトの接続部で、グリス除去装置に近接する部分に設けること。

イ 防火ダンパーは、点検及び清掃の容易な位置に設けること。

ウ 防火ダンパーの羽は、1.5mm以上のステンレス鋼板又は2.3mm以上の亜鉛鉄板若しくはこれらと同等以上の耐食性、耐熱性及び強度を有する不燃材料を使用すること。

エ 防火ダンパーのケーシングは、1.5mm以上の鋼板（JIS G 3141によるもの）又はこれと同等以上の耐食性、耐熱性及び強度を有する不燃材料を使用すること。

オ 防火ダンパーは、火災等により温度が上昇した場合に自動的に閉鎖する構造とし、その自動閉鎖の設定温度は、周囲温度を考慮し、誤作動しない範囲でできる限り低い値とすること。

カ 防火ダンパーは、羽を排気ファンの方向に向かせる等、内部抵抗をできるだけ少なくするよう設置すること。

(5) 条例第4条の4第1項第3号ウただし書の「排気用ダクトの長さにより火災予防上支障がないと認められるもの」とは、当該ちゅう房室内に排気用ファンの停止用スイッチを設け、かつ、その旨の表示が行われている場合であつて、次に掲げるものをいう。

ア ちゅう房室から直接屋外に出る水平部分の長さが4 m以下の排気用ダクトで、ちゅう房室内に露出して設置されるもの

イ 耐火構造の共用排気用ダクトに接続されている水平部分の長さが2 m以下の排気用ダクトで、ちゅう房室内に露出して設置されるもの

5 フード等の点検及び清掃については、次に定めるところによる。

(1) 点検の頻度は、次によること。

ア フード及びグリスフィルターにあつては、1週間に1回以上

- イ グリスエクストラクターにあつては、1か月に1回以上
 - ウ 火炎伝送防止装置のうち自動消火装置にあつては6か月に1回以上、防火ダンパーにあつては、1か月に1回以上
 - エ 排気用ダクトにあつては、3か月に1回以上
- (2) 清掃の頻度は、次によること。
- ア グリスフィルターにあつては、1か月に1回以上
 - イ フードにあつては、3か月に1回以上
 - ウ グリスエクストラクター及び火炎伝送防止装置のうち防火ダンパーにあつては、3か月に1回以上
 - エ 火炎伝送防止装置のうち自動消火装置にあつては、6か月に1回以上
 - オ 排気用ダクトにあつては、1年に1回以上

(業務用以外のちゅう房設備)

第4条 業務用以外のちゅう房設備に附属するフード等の位置、構造及び管理の基準は、次のとおりとする。

- 1 条例第4条の4第1項第2号ア、第3号イ及びウただし書の「当該ちゅう房設備の入力及び使用状況により火災予防上支障がないと認められるもの」とは、当該ちゅう房設備の入力が21kW以下であつて、かつ、使用頻度が一般の家庭において通常行われている程度の場合をいう。
- 2 前1の場合、レンジフードファンを設置することができる。
- 3 フードの位置及び構造は、次に定めるところによる。
 - (1) 条例第4条の4第1項第2号アに定める「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料」とは、ステンレス鋼板又は亜鉛鉄板若しくはこれらと同等以上の耐食性、耐熱性及び強度を有する不燃材料をいう。ただし、レンジフードファンにあつてはこれによらないことができる。
 - (2) 板厚は、次の表の左欄に掲げるフードの長辺の区分に応じ、同表右欄に掲げるものとする。ただし、レンジフードファンにあつてはこれによらないことができる。

フードの長辺(単位mm)	板厚(単位mm)	
	ステンレス鋼板	亜鉛鉄板
800以下	0.5以上	0.6以上
800を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	1.0以上	1.2以上

- (3) 板の継目は、気密性を有すること。
- (4) 幅及び奥行は、ちゅう房設備の幅及び奥行の寸法以上とすること。(別図第5 その1)
- (5) グリスフィルターを容易に着脱できる構造とすること。
- (6) 条例第4条の4第1項第2号ウただし書については、次によること。(別図第5 その1)
 - ア フードの側方にあつては、可燃性の部分を厚さ9mm以上の繊維強化セメント板又はこれと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合とする。この場合、10cm以上の離隔距離を0cmまで短縮することができる。
 - イ フードの上方にあつては、可燃性の部分を厚さ5mm以上の繊維強化セメント板又はこれと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合とする。この場合、10cm以上の離隔距離を2cmまで短縮することができる。
- (7) 支持金具等により堅固に取り付けること。

(8) 照明設備をフード内に設ける場合は、次によること。ただし、レンジフードファンにあってはこれによらないことができる。

ア 照明器具は、耐食性及び耐熱性を有するガラス、ステンレス鋼板等の不燃材料で覆い、可燃性の部分が露出しないように措置すること。

イ ちゅう房設備から条例別表第3に掲げる距離又は対象火気基準により得られる距離以上離れた箇所に設けること。

(9) 熱の影響を受けるおそれのある部分の電気配線は、けい素ゴム絶縁ガラス編組電線又はふっ素樹脂電線若しくはこれらと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること。

4 排気用ダクトの位置及び構造は、次に定めるところによる。

(1) 条例第4条の4第1項第2号アに定める「耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料」とは、ステンレス鋼板又は亜鉛鉄板若しくはこれらと同等以上の耐食性、耐熱性及び強度を有する不燃材料をいう。

(2) 板厚は、次の表の左欄に掲げる排気用ダクトの長辺又は直径に応じ、同表右欄に掲げるものとする。

排気用ダクト(単位mm)	板厚 (単位mm)		排気用ダクト(単位mm)	板厚 (単位mm)	
長 辺 (長方形)	ステンレス 鋼板	亜鉛鉄板	直 径 (円形)	ステンレス 鋼板	亜鉛鉄板
300以下	0.5以上	0.5以上	300以下	0.5以上	0.5以上
300を超え 450以下	0.5以上	0.6以上	300を超え 750以下	0.5以上	0.6以上
450を超え1,200以下	0.6以上	0.8以上	750を超え1,000以下	0.6以上	0.8以上
1,200を超え1,800以下	0.8以上	1.0以上	1,000を超え1,250以下	0.8以上	1.0以上
1,800を超えるもの	0.8以上	1.2以上	1,250を超えるもの	0.8以上	1.2以上

(3) 板の継目は、気密性を有すること。

(4) 排気用ダクトの接続は、フランジ接続、溶接又は差込み接続により容易に離脱しないような構造とし、パッキン、シール材等により気密性のある措置とすること。

なお、パッキン等は難燃性以上の防火性を有するものを使用し、不燃材料を素材としたもの以外のものを使用する場合にあっては、当該部分を不燃材料を素材としたもので被覆すること。

(5) たわみ継手を設ける場合は、排気用ファンに近接する部分に設け、長さは必要最小限とすること。

(6) たわみ継手は、ロックウール等の不燃材料を使用すること。

(7) 吹出口は、可燃性の部分から60cm以上離隔し、かつ、吹出方向に可燃物がない位置に設けること。ただし、可燃性の部分を金属以外の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合は、この限りでない。

(8) 支持金具等により堅固に取り付けること。

(9) 条例第4条の4第1項第2号ウただし書については、次によること。

ア 可燃性の部分を厚さ5mm以上の繊維強化セメント板又はこれと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合（隠蔽部は除く。）とする。この場合、10cm以上の離隔距離を5cmまで短縮することができる。（別図第5 その2）

イ 排気用ダクトをロックウール保温材、グラスウール保温材（JIS A 9504によるもの）又はけい酸カルシウム保温材若しくはこれらと同等以上の遮熱性及び耐久性を有する不燃材料で、厚さ50mm以上被覆した場合とする。この場合、10cm以上の離隔距離を0cmまで短縮することができる。（別図第5 その1）

(10) 電気を熱源とするものの条例第4条の4第1項第2号ウただし書については、前(9)によらず、次によるこ

と。

ア 可燃性の部分を厚さ3mm以上の繊維強化セメント板又はこれと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合（隠蔽部は除く。）とする。この場合、10cm以上の離隔距離を2cmまで短縮することができる。

イ 排気用ダクトをロックウール保温材、グラスウール保温材又はけい酸カルシウム保温材若しくはこれらと同等以上の遮熱性及び耐久性を有する不燃材料で、厚さ20mm以上被覆した場合とする。この場合、10cm以上の離隔距離を0cmまで短縮することができる。

5 グリス除去装置はグリスフィルターとし、その位置及び構造は、次に定めるところによる。

(1) 火源から1m以上離隔して設置すること。ただし、レンジフードファンにあっては、80cm以上とすることができる。（別図第5 その1）

(2) グリスフィルターは、容易に清掃ができる構造とすること。

(3) グリスフィルターは、金属製のものを使用すること。

(4) 条例第4条の4第1項第3号ア及びウただし書の「屋外へ直接排気を行う構造のもの」とは、フードが建築物外部に面する壁に設けられており、この接続部に存する排気口から屋外へ直接排気を行うものをいう。

6 フード等の点検及び清掃については、次に定めるところによる。

フード等及びグリス除去装置は、油脂の付着状況に応じて、適宜点検及び清掃するように努めるものとする。

（特例）

第5条 この基準の規定は、予防部長がフード等の位置、構造等の状況から判断して、この基準によらなくても火災の発生のおそれが著しく少なく、かつ、この基準による場合と同等以上の効力があると認めるときは適用しないことができる。

附則

（施行期日）

1 この基準は、平成4年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この基準の施行の際、現に設置されている厨房設備に附属するフード等で、この基準に適合しないものについては、第3条第5項及び第4条第4項を除いて、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

（施行期日）

1 この基準は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

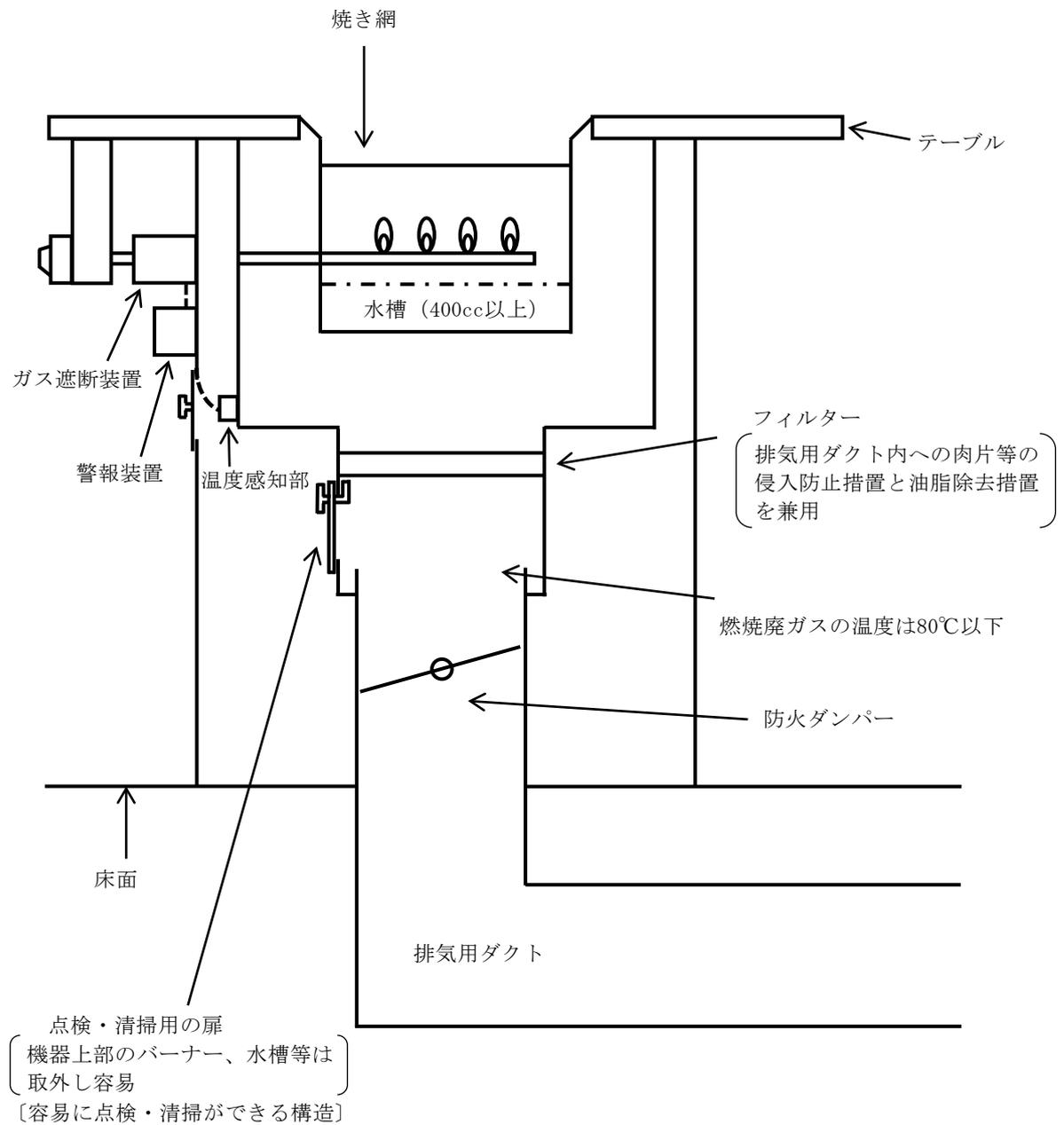
2 この基準の施行の際、現に設置されている厨房設備に附属するフード等で、この基準に適合しないものについては、第3条第5項及び第4条第4項を除いて、当該規定にかかわらず、なお従前の例によるが、増改築や修繕工事等の機会に、改修・交換等を行うよう指導するなど、計画的かつ弾力的な運用を行うこと。

附則

（施行期日）

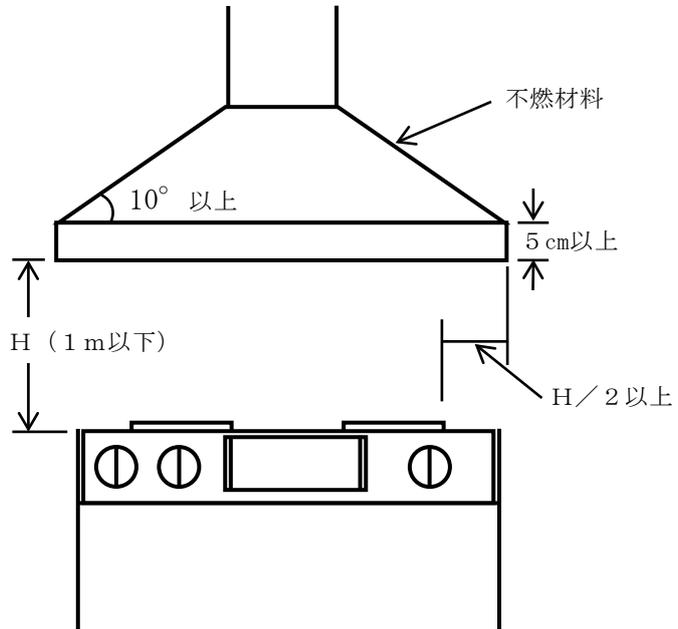
1 この基準は、令和3年9月6日から施行する。

別図第1 下方排気方式ガス機器及び下引ダクト（概略図）

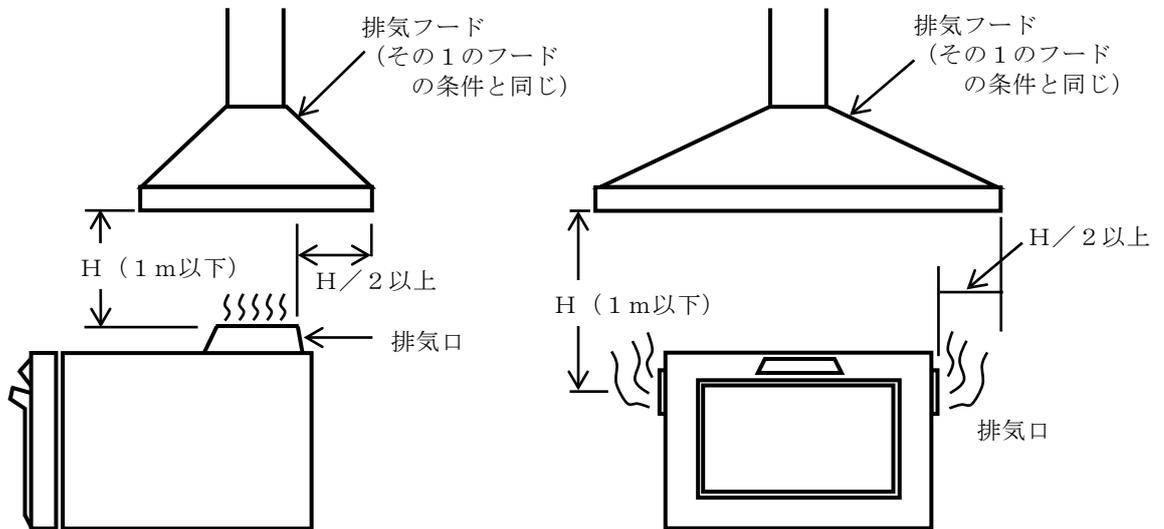


別図第2 フードの位置 (排気フードⅡ型の場合の例)

その1 火源の周囲を十分に覆った排気フード

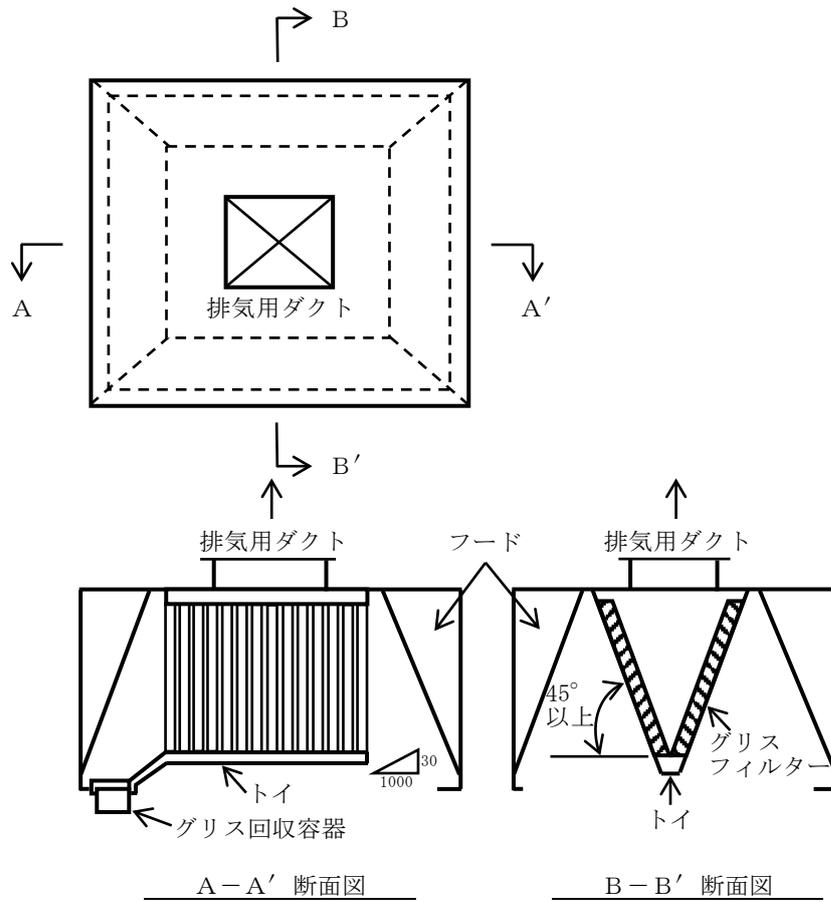


その2 排気口の周囲を十分に覆った排気フード

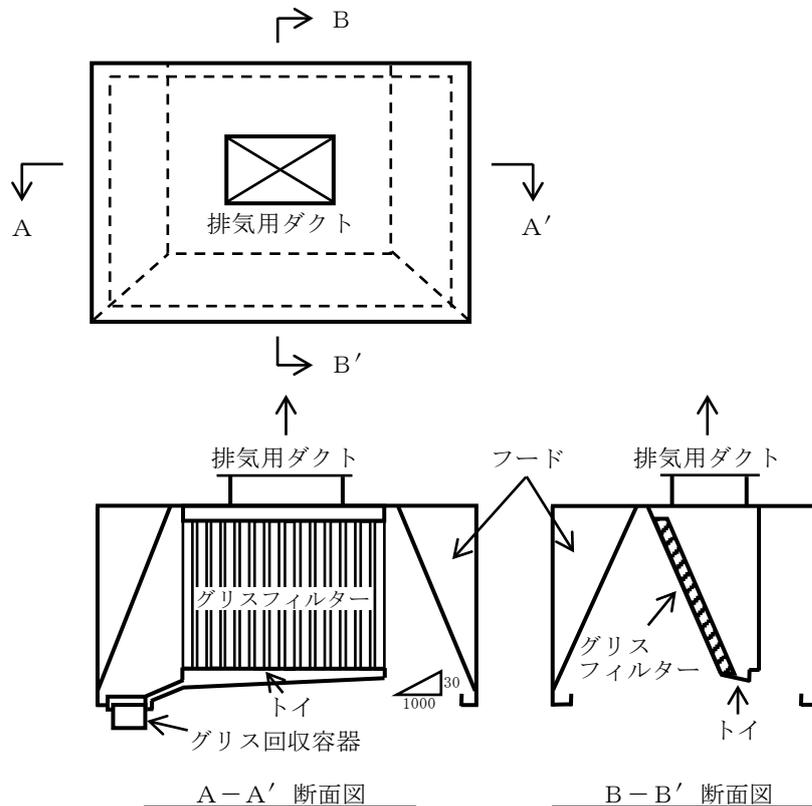


別図第3 フードの構造（排気フードI型の場合の例）

その1

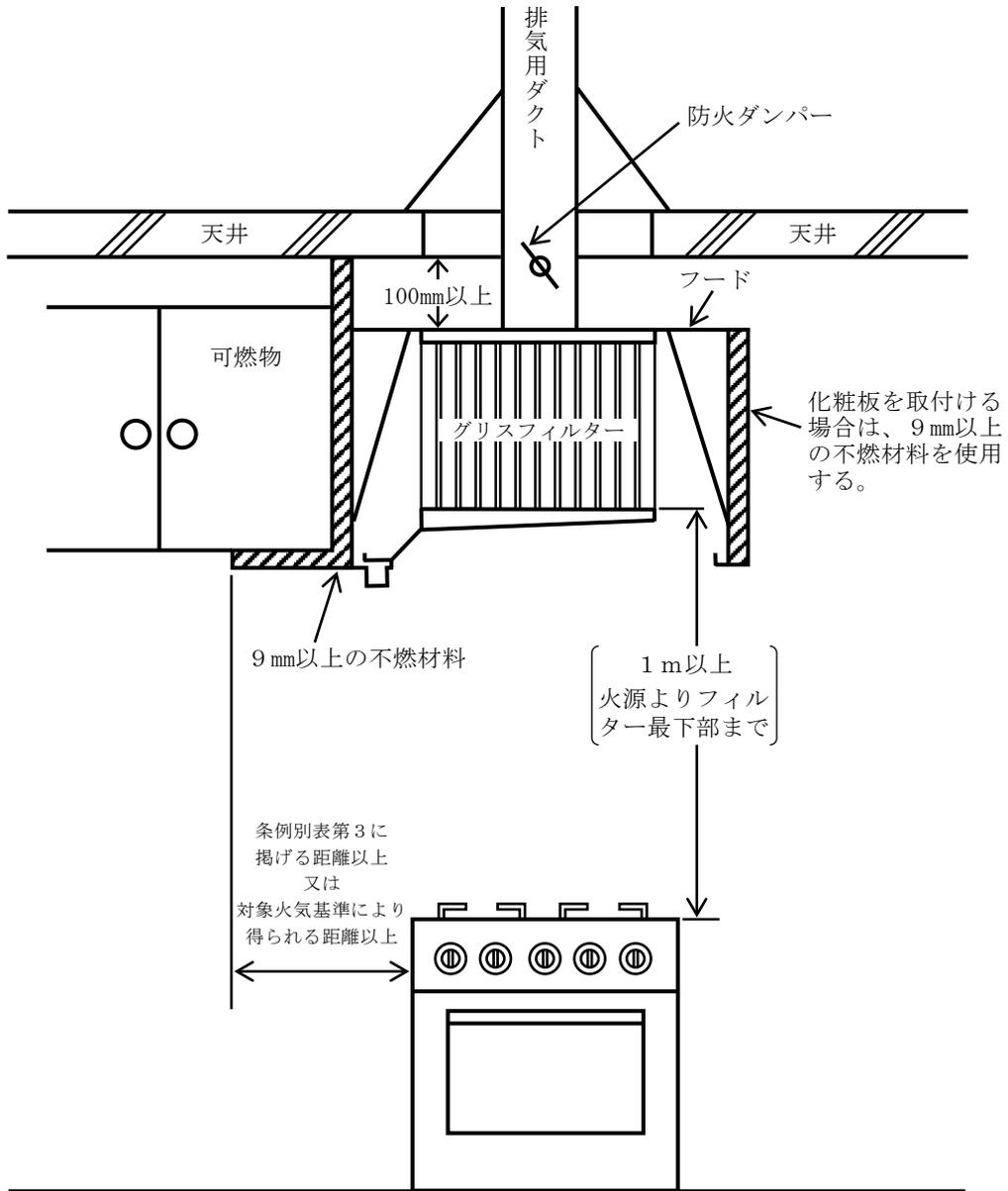


その2

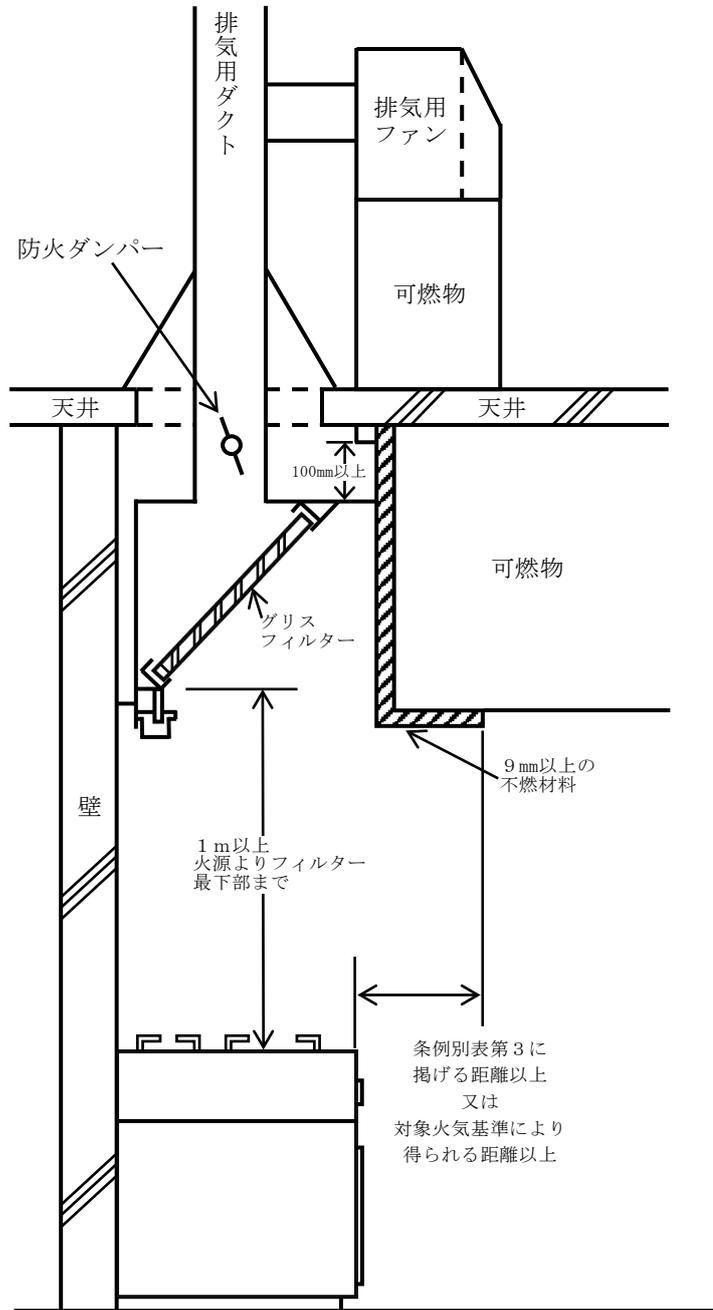


別図第 4

その 1

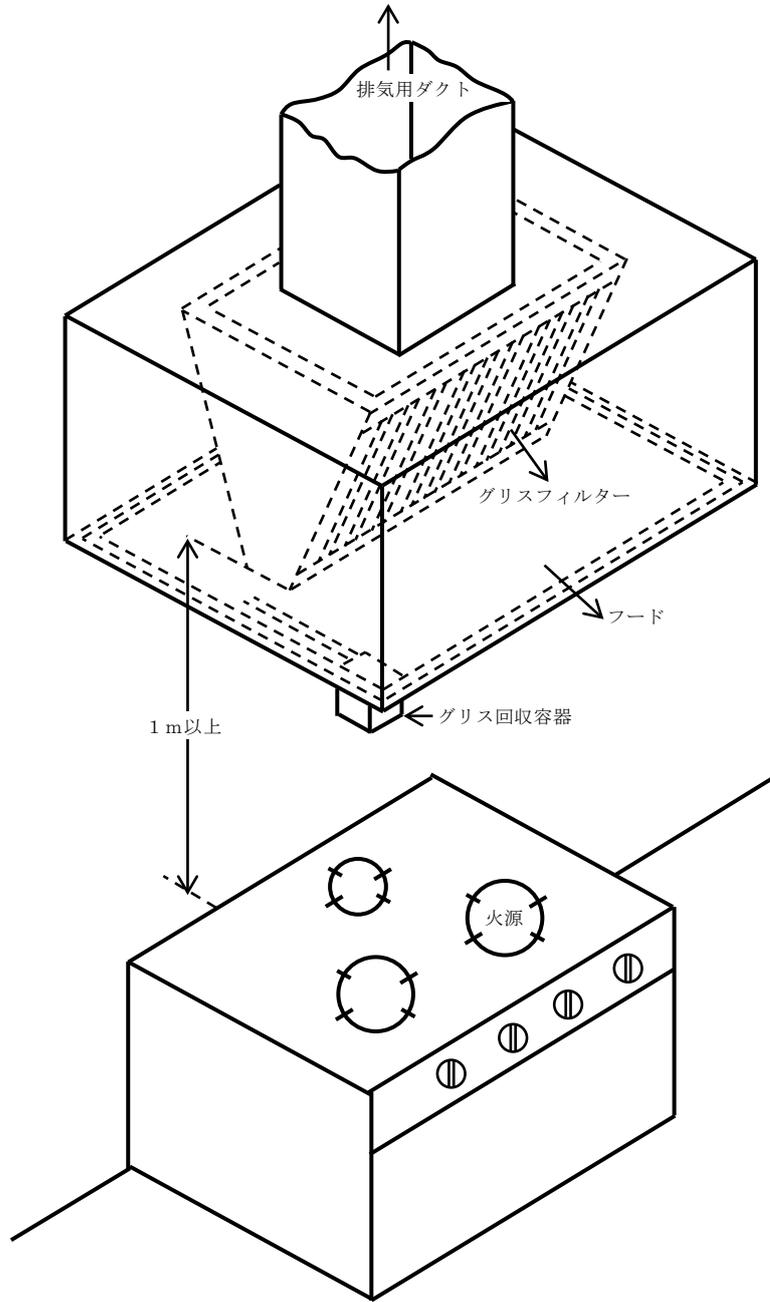


その2



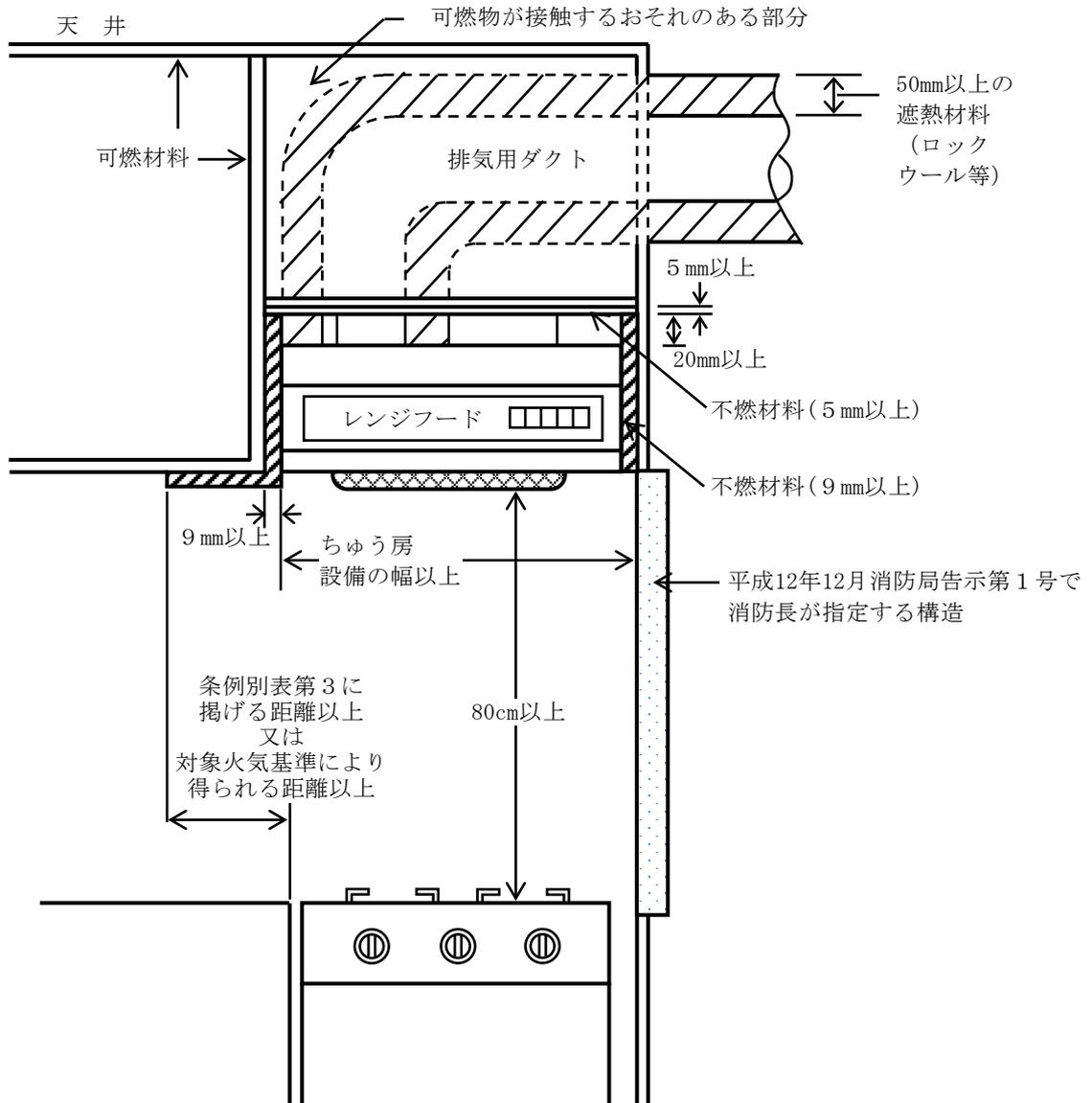
壁体は、厚さ10cm以上の空洞コンクリートブロック、軽量気泡コンクリート（JIS A 5416によるもの）、レンガ又はこれらと同等以上の耐熱性、断熱性を有する材料で作られており、その範囲は、条例別表第3に掲げる距離以上又は対象火気基準により得られる距離以上とすること。

その3

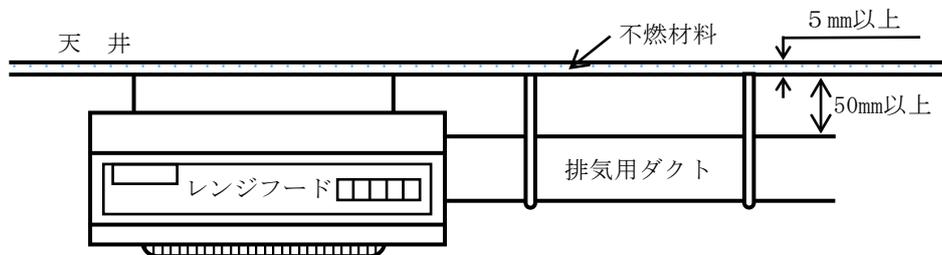


別図第5 レンジフードファンの設置例

その1



その2



参考資料 1

ロックウール等50mm以上の被覆と同等以上と認める新断熱材について

横浜市火災予防条例第4条の4第1項第2号ウに定める排気用ダクトと可燃性の部分との離隔距離10cmについては、ロックウール保温材又はけい酸カルシウム保温材若しくはこれらと同等以上の遮熱性及び耐久性を有する金属以外の不燃材料で厚さ50mm以上被覆した場合はこの限りでないと審査基準が示されています。

横浜市消防局において、金属以外の不燃材料で厚さ50mm以上被覆した場合と同等以上の性能を有するものとして取り扱っている製品名は次のとおりです。

(令和4年6月20日現在)

●「ネットルマット」(厚さ20mm以上の被覆)	消指導第294号	平成元年2月6日
●「セラカバー」(厚さ20mm以上の被覆)	消指導第47号	平成元年8月8日
●「不燃カバー」(厚さ20mm以上の被覆)	消指導第324号	平成3年2月25日
●「ダンスリム」(厚さ20mm以上の被覆)	消指導第295号	平成4年12月9日
●「ネオダクトM」(厚さ20mm以上の被覆)	消指導第330号	平成7年3月31日
●「フジエアダクトM」(厚さ20mm以上の被覆)	消指導第138号	平成7年9月19日
●「セラカバーS」(厚さ20mm以上の被覆)	消指導第336号	平成8年4月2日
●「F. P. Dカバー」(厚さ20mm以上の被覆)	消指導第130号	平成12年11月15日
●「シュバリエFP」(厚さ20mm以上の被覆)	安査第71号	平成19年5月9日
●「SSカバー」(厚さ21.6mm以上の被覆)	安査第80号	平成20年5月13日
●「ヘスティアブロック」(厚さ20mm以上の被覆)	消査第291号	平成24年11月6日
●「USLIM」(厚さ20mm以上の被覆)	消査第265号	平成28年8月18日
●「セーフティダクト」(厚さ14mm以上の被覆)	消査第322号	平成28年8月31日
●「SSプレミアム」(厚さ5mm以上の被覆)	消指第79号	令和4年6月20日

火炎伝送防止装置と同等の効力を有するものとして取扱っている消防防災用設備機器について

横浜市消防局において、横浜市火災予防条例第4条の4第1項第3号ウ及びエの規定に基づく火炎伝送防止装置と同等の効力を有するものとして取扱っている消防防災用設備機器は次のとおりです。

なお、消防防災用設備機器性能評定委員会等による評定報告書のとおり設置した場合に限るため、別途、レンジ、フライヤー及びフード部分の火災を有効に消火できる自動消火装置を設けることとなります。

(令和4年6月20日現在)

●「アクアクリーンシステム」	消指導第115号	平成4年7月6日
●「ぶくぶくジェット」	消指第346号	平成29年9月11日

参考資料 2

火を使用する設備・器具の火災予防上安全な距離について

ちゅう房設備等の火を使用する設備・器具は、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物その他の土地に定着する工作物及び可燃性の物品から次のいずれかの距離以上の距離を保つ必要があります。

- 1 「横浜市火災予防条例」(昭和48年12月横浜市条例第70号)別表第3の左欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める距離
- 2 「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」(平成14年消防庁告示第1号)により得られる距離(消防長又は消防署長が認めるものに限る。)

これらの関係を表で示すと次のとおりです。

火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合
火災予防上安全な距離を保つ場合
横浜市火災予防条例別表第3の左欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める距離
「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」により得られる距離(消防長又は消防署長が認めるものに限る。)

※1 「火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合」とは

次のいずれかの場合をいいます。

- (1) 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の構造が耐火構造であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものである場合
- (2) 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの(消防長が指定する有効に遮熱できるものに限る。)である場合

これらの関係を表で示すと次のとおりです。

不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分の構造	間柱、下地その他主要な部分	備 考
耐火構造	準不燃材料	—
耐火構造以外の構造	不燃材料	消防長が指定する有効に遮熱できるものに限る。

※2 ※1の「消防長が指定する有効に遮熱できるもの」とは

「横浜市火災予防条例第4条第1項第1号及び別表第3備考3の規定により消防長が指定するもの」(平成12年消防局告示第1号)第1項のとおりです。

※3 横浜市火災予防条例別表第3の「不燃以外」に掲げる距離とは

不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいいます。

※4 横浜市火災予防条例別表第3の「不燃」に掲げる距離とは

不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分（その部分の構造が、消防長が指定するものである場合に限る。）又は防熱板までの距離をいいます。

※5 ※4の「消防長が指定するもの」とは

「横浜市火災予防条例第4条第1項第1号及び別表第3備考3の規定により消防長が指定するもの」第2項のとおりです。

参考資料 3

○横浜市火災予防条例第4条第1項第1号及び別表第3備考3の規定により消防長が指定するもの

制 定 平成12年12月25日消防局告示第1号

最近改正 平成31年4月5日消防局告示第3号

横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号。以下「条例」という。）第4条第1項第1号及び別表第3備考3に規定する消防長が指定するものを次のとおり指定する。

1 条例第4条第1項第1号に規定する消防長が指定する有効に遮熱できるものは、間柱及び下地を不燃材料で造り、かつ、次に定める構造とする。

- (1) 鉄網モルタル塗で塗厚さが15ミリメートル以上のもの
- (2) 木毛セメント板張又はせっこうボード（強化せっこうボードを含む。以下同じ。）張の上に厚さ10ミリメートル以上モルタル又はしっくい塗ったもの
- (3) 木毛セメント板の上にモルタル又はしっくいを塗り、その上に金属板を張ったもの
- (4) モルタル塗の上にタイルを張ったもので、その厚さの合計が25ミリメートル以上のもの
- (5) セメント板張又は瓦張の上にモルタルを塗ったもので、その厚さの合計が25ミリメートル以上のもの
- (6) 厚さが12ミリメートル以上のせっこうボード張の上に金属板を張ったもの
- (7) 厚さが25ミリメートル以上のロックウール保温板張の上に金属板を張ったもの
- (8) 厚さが18ミリメートル以上の硬質木片セメント板を張ったもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、これらと同等以上の遮熱性能を有するもの

2 条例別表第3備考3に規定する消防長が指定するものは、間柱又は下地を不燃材料以外の材料で造り、かつ、次に定める構造とする。

- (1) 土蔵造
- (2) 土塗真壁造の裏返塗りをしたもので、それぞれの塗厚さが20ミリメートル以上のもの
- (3) 鉄網モルタル塗又は木ずりしっくい塗りで塗厚さが20ミリメートル以上のもの
- (4) 木毛セメント板張又はせっこうボード張の上に厚さ15ミリメートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの
- (5) 土塗壁で塗厚さが20ミリメートル以上のもの（下見板を張ったものを含む。）
- (6) 厚さが12ミリメートル以上の硬質木片セメント板を張ったもの
- (7) 厚さが15ミリメートル以上の窯業系サイディング（中空部を有する場合にあっては、厚さが18ミリメートル以上で、かつ、中空部を除く厚さが7ミリメートル以上のもの）を張ったもの
- (8) 塗厚さが20ミリメートル以上の鉄網軽量モルタル（モルタル部分に含まれる有機物の量が当該部分の重量の8パーセント以下のものに限る。以下同じ。）
- (9) 厚さが35ミリメートル以上の軽量気泡コンクリートパネル
- (10) 厚さが12ミリメートル以上の硬質木片セメント板の上に厚さが10ミリメートル以上の鉄網軽量モルタルを塗ったもの
- (11) 前項第4号から第7号までのいずれかに該当するもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、これらと同等の遮熱性能を有するもの

※ 告示第1号の構造は、「防火構造の構造方法を定める件」（平成12年5月建設省告示第1359号）の耐力壁である外壁の屋外側の構造方法と同じ構造を指定したものであるため、第1項第9号及び第2項第12号の「これらと同等の遮熱性能を有するもの」として取り扱えるものは、次のいずれかの場合等をいいます。

1 次の国土交通大臣が定めた構造方法のうち耐力壁で外壁の屋外側の構造方法に該当するもの

- ・ 「耐火構造の構造方法を定める件」（平成12年5月建設省告示第1399号）
- ・ 「準耐火構造の構造方法を定める件」（平成12年5月建設省告示第1358号）

2 国土交通大臣の認定を受けた耐火構造、準耐火構造及び防火構造のうち耐力壁で外壁の屋外側の構造方法に該当するもの

＜例＞けい酸カルシウム板総厚12ミリメートル以上（JIS A 5430のけい酸カルシウム板に適合するもので、NM-8576、NM-8577、NM-8578及びNM-8579に該当するもの）

* 上記1及び2については、「下地等を不燃材料としている構造」である場合は、告示第1号第2項と同等以上の性能を有しているものとしては取り扱うことはできません。

3 上記以外で、告示第1号と同等以上の遮熱性能を有するものの取扱い

試験結果等により、告示第1号のいずれかの構造と同等以上の遮熱性能を有することが確認できるもの

(1) 告示第1号のいずれかの構造を構成する不燃材料と同等以上の遮熱性能を有する不燃材料とした構造

＜例＞告示第1号第1項第6号と同等以上の遮熱性能を有するもの

ア 厚さが12ミリメートル以上のせっこうボード張の上にステンレスを張ったもの

イ 厚さが12ミリメートル以上のせっこうボード張の上に厚さが5ミリメートル以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板等の不燃材料を張ったもの（繊維混入ケイ酸カルシウム板等の不燃材料が耐食性を有しない場合は、繊維混入ケイ酸カルシウム板等の不燃材料の上に、タイル等の耐食性のある不燃材料で仕上げする必要があります。）

ウ 厚さが12ミリメートル以上のせっこうボード張の上に化粧板等の耐食性のある不燃材料を張ったもの

(2) 室温35度で火を使用する設備等を使用したとき、不燃材料で有効に仕上げをした部分に接する不燃材料以外の材料の部分の温度が100度を越えない構造

第7 フード等用簡易自動消火装置の設置基準について（平成6年4月1日消指導第2号 予防部長通知）

フード・ダクト用、レンジ用及びフライヤー用簡易自動消火装置の設置については、「フード・ダクト用、レンジ用又はフライヤー用簡易自動消火装置の設置基準」（昭和60年8月26日消指導第115号「厨房設備に附属するフード及び排気用ダクトの基準」の別添）により運用されているところであるが、これらに、ダクト用、フード・レンジ用、フード・フライヤー用及び下引ダクト用簡易自動消火装置を加えた「フード等用簡易自動消火装置の設置基準」を定めたので、適正に運用されるよう通知します。

フード等用簡易自動消火装置の設置基準

(目的)

第1条 この基準は、横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号。以下「条例」という。）第4条の4第1項第3号ウに規定する火炎伝送防止装置としての自動消火装置の設置に係る細目を定め、適正な設置を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準における用語の意義は、条例の規定によるほか、次に定めるところによる。

(1) 自動消火装置

フード・ダクト用簡易自動消火装置、ダクト用簡易自動消火装置、レンジ用簡易自動消火装置、フライヤー用簡易自動消火装置、フード・フライヤー用簡易自動消火装置及び下引ダクト用簡易自動消火装置をいう。

(2) 防護対象物

自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。

(3) 下方排気方式ガス機器

無煙ロースター等燃焼排気ガスを強制的に床下等の下方に引き排気するガス機器をいう。

(4) フード・ダクト用簡易自動消火装置（以下「フード・ダクト用」という。）

フード部分及び排気用ダクト内部を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。

(5) ダクト用簡易自動消火装置（以下「ダクト用」という。）

排気用ダクト内部を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するもので、複数の排気用ダクトが存在する場合に、フード・ダクト用、フード・レンジ用及びフード・フライヤー用と組み合わせて使用するものをいう。

(6) レンジ用簡易自動消火装置（以下「レンジ用」という。）

レンジ（フライヤー以外で、油脂を含む蒸気が直接フード内に排出されるものを含む。以下同じ。）部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。

(7) フライヤー用簡易自動消火装置（以下「フライヤー用」という。）

フライヤー部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。

(8) フード・レンジ用簡易自動消火装置（以下「フード・レンジ用」という。）

フード部分及びレンジ部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。

(9) フード・フライヤー用簡易自動消火装置（以下「フード・フライヤー用」という。）

フード部分及びフライヤー部分を防護対象物とし、当該部分の火災を自動的に感知し消火するものをいう。

(10) 下引ダクト用簡易自動消火装置（以下「下引ダクト用」という。）

下方排気方式ガス機器内部及びこれに接続する排気用ダクト内部の火災を自動的に感知し消火するものをいう。

(11) 公称防護面積

一の自動消火装置で警戒することのできる範囲の面積をいい、「短辺（m）×長辺（m）」で表されたものをいう。

(12) ダクト公称防護断面積

一のフード・ダクト用又はダクト用で警戒することができる範囲のダクトの断面積をいい、「短辺（m）×長辺（m）」で表されたものをいう。

(13) ダクト公称防護長さ

一のフード・ダクト用又はダクト用で警戒することができる長さで、ダクトの水平部分5mをいう。

(14) 公称防護面積等

公称防護面積、ダクト公称防護断面積及びダクト公称防護長さをいう。

(15) 被防護面積

一の自動消火装置で警戒を要する範囲の面積をいう。

(16) ダクト被防護断面積

一のフード・ダクト用又はダクト用で警戒を要する断面積をいう。

(17) ダクト被警戒長さ

一のフード・ダクト用又はダクト用で警戒を要するダクトの長さをいう。

(18) 防護面積等

被防護面積、ダクト被防護断面積及びダクト被警戒長さをいう。

(自動消火装置の構造及び性能の基準)

第3条 自動消火装置の構造及び性能は次の(1)及び(2)に適合するものであること。

- (1) 自動消火装置の構造及び性能の基準は、別添(省略)の「自動消火装置の技術基準」(以下「技術基準」という。)に定めるところによること。
- (2) 技術基準への適合性についての試験は、一般財団法人日本消防設備安全センター(以下「安全センター」という。)で行うものであること。

(設置基準)

第4条 自動消火装置は、次の各号に適合するよう設置すること。

(1) 設置区分

自動消火装置は、防護対象物の種類に応じ、次により設置すること。

- ア フード部分と排気用ダクト内部は同時に消火薬剤を放出するものであること。
- イ 自動消火装置の種別に応じ、防護対象物に適し、それぞれの被防護面積等を警戒できる公称防護面積等を有するものを設置すること。この場合、フライヤー用及びフード・フライヤー用のうち、レンジ部分を有効に消火できるものについては、レンジ部分を防護対象物に含めて差し支えないこと。
- ウ 自動消火装置は防護対象物に応じ、次のいずれかの組合せにより設置すること。
 - (ア) フード・ダクト用及びレンジ用
 - (イ) ダクト用及びフード・レンジ用
 - (ウ) フード・ダクト用及びフライヤー用
 - (エ) ダクト用及びフード・フライヤー用
 - (オ) 厨房等に複数のダクトの立上りがあって警戒を必要とする場合は、ダクト用をフード・ダクト用、フード・レンジ用又はフード・フライヤー用と組み合わせて設置することができるものとする。
 - (カ) 下引ダクト用

(2) フード・ダクト用の基準

- ア 排気用ダクトのダクト被防護断面積、ダクト被警戒長さ及び風速等に応じて、十分な消火薬剤量を確保すると共に感知部(技術基準第2条(2)に掲げるものをいう。以下(5)までにおいて同じ。)及び放出口(技術基準第6条に掲げるものをいう。以下(5)までにおいて同じ。)を防護対象物に対し有効に消火できるよう設置すること。
- イ 排気用ダクト内部の風速が毎秒5mを超える場合には、ダクト被警戒長さの外側(フードに接続されていない側に限る。)に消火薬剤放出のための起動装置と連動して閉鎖するダンパーを設置すること。ただし、当該ダンパーが設置されていなくても有効に消火できるものにあつては、この限りでない。
- ウ 消火時にダクト内に設けたダンパーを閉鎖することにより、所要の消火性能を確保する方式のものにあつては、この限りでない。

ては、当該ダンパーはイの規定に準じて設置すること。この場合、フード部分から当該ダンパーまでの体積に応じ十分な消火薬剤量を確保すること。

エ 一の排気用ダクトに複数の放出口を設置する場合には、すべての放出口から一斉に消火薬剤を放出できるように設置すること。

オ 放出口は、消火薬剤の放出によって可燃物が飛び散らない箇所に設けること。

カ 消火薬剤の貯蔵容器及び加圧ガス容器は、温度40度以下で温度変化が少なく、かつ、点検の容易な場所に設けること。

キ フード・ダクト用の作動と連動して、放出された消火薬剤の影響を受けるおそれのある器具への燃料ガスの供給停止又は熱源が電気によるものにあつては、当該機器への電源遮断ができるものであること。

なお、ガス器具への燃料停止装置（電磁弁等）の設置位置等については、次によること。ただし、ガス事業者の設置する業務用の自動ガス遮断装置にあつては、この限りでない。

(ア) 燃料停止装置の設置位置

a 燃料停止装置は、原則としてガス工作物以外の範囲（ガスコック以降の配管若しくは厨房設備）に設けること。（図1）

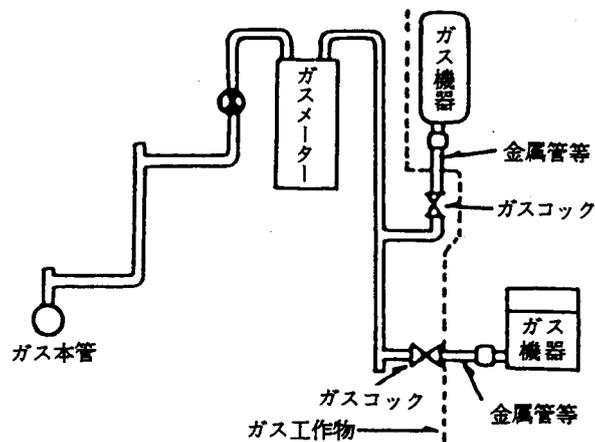


図1

b 水及び熱の影響並びに機械的衝撃等を受けない位置に設けること。

(イ) 電磁弁の性能等

a 電磁弁は、ガス器具用電磁弁又はこれと同等以上の性能を有するものとし、原則として直接操作によってのみ復旧するものとする。

b 電気配線は、「電気設備に関する技術基準を定める省令」（平成9年通商産業省令第52号）に定めるところによること。

ク 手動起動装置は、火災のとき容易に接近することができ、かつ、床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けること。

ケ 電源の供給方式は、次による場合を除き、コンセントを使用しないものであること。

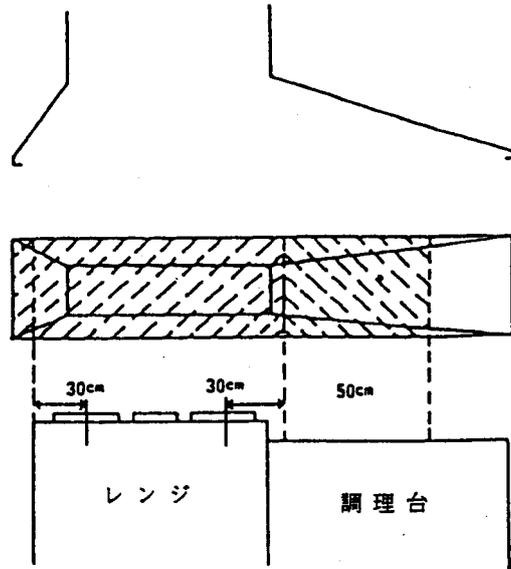
(ア) コンセントは容易に離脱しない構造のものであること。

(イ) コンセントはフード・ダクト用専用のものとする。

コ フードの被防護面積の算定は次によること。

フードの被防護面積は、当該フードの水平投影面積とする。ただし、次の（ア）及び（イ）に掲げる場合にあつては、これによらないことができる。

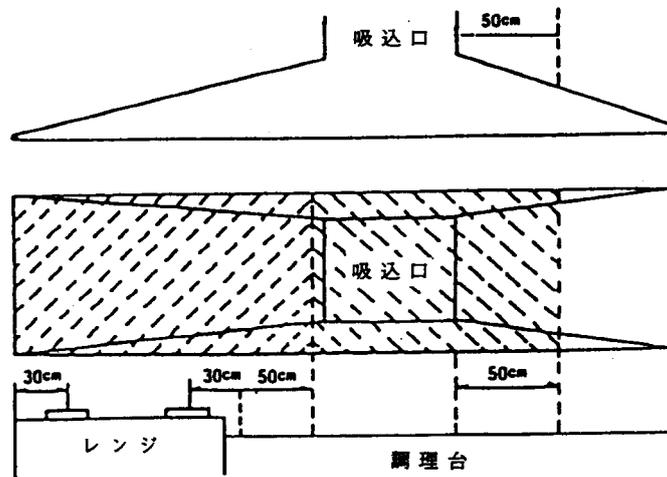
(ア) レンジ又はフライヤーが調理台等と接続されていて、調理台等を包括するフードが設置されている場合にあつては、レンジ又はフライヤーの被防護面積から周囲50cmの水平投影部分に含まれる範囲をフードの被防護面積とする。（図2）



※  レンジ等被防護面積
 +  フード被防護面積

図2 レンジ又はフライヤーの被防護面積よりフードが大きい場合の
 フード被防護面積

(イ) 前(ア)のフードの被防護面積外にダクトの吸込口がある場合は、その吸込口の周囲50cmの部分を含めた面積をフードの被防護面積とする。(図3)



※  +  フード被防護面積

図3 ダクト吸込口がレンジの直上部以外の位置にある場合のフード
 被防護面積

サ ダクト被警戒長さ及びダクト被防護断面積の算定は次によること。

(ア) ダクト被警戒長さは、当該ダクトの水平部分5mとすること。(図4)

(イ) ダクト被防護断面積は、当該ダクトのダクト被警戒長さの範囲内における最大の断面積とすること。

(図4)

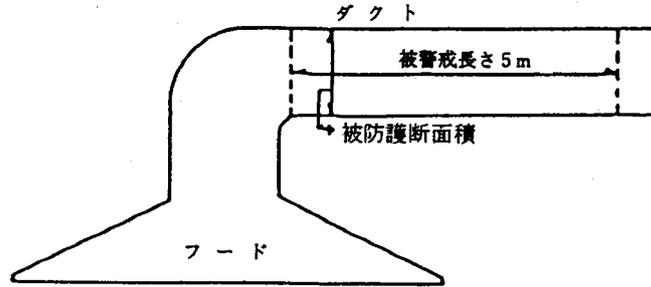


図4 ダクトの被警戒長さ及び被防護断面積

(3) ダクト用の基準

フード部分に関する事項を除き、(2)の規定の例によること。

(4) レンジ用、フライヤー用、フード・レンジ用又はフード・フライヤー用の基準

(2)オからコの規定の例によるほか、次により設置すること。

ア フード、レンジ又はフライヤーの大きさ及び形状に応じて、十分な消火薬剤量及び公称防護面積を有するものを設置すること。

イ 消火薬剤に二酸化炭素等を使用するものにあつては、常時人がいる場所には設置しないこと。

ウ レンジ又はフライヤーの被防護面積の算定は次によること。

(ア) レンジの場合

a 一のレンジでコンロが1口の場合は、コンロの中心から半径30cmの円を描き、その円を包含する長方形の面積(この範囲内に壁が設けられている場合は壁までの面積とする。以下同じ。)を被防護面積とする。(図5)

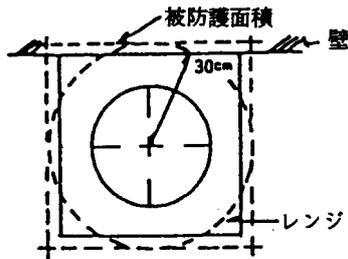
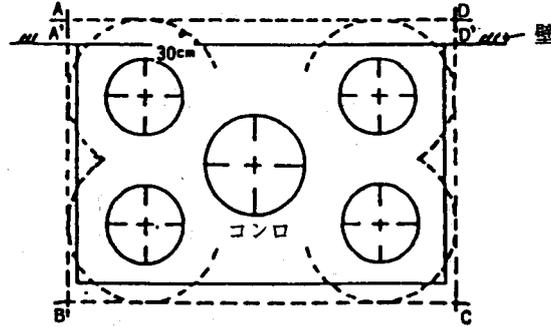


図5 レンジの被防護面積 (コンロが1口の場合)

- b 一のレンジでコンロが複数ある場合は、それぞれのコンロから前 a と同様の円を描き、その全ての円を包含する長方形の面積を被防護面積とする。(図 6)

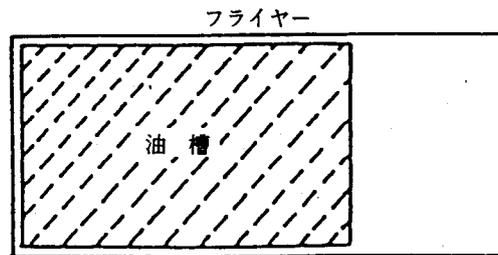


- * レンジが不燃材料等の壁に接して設置されている場合の被防護面積は $A' \cdot B \cdot C \cdot D'$ 点を結んで得られる長方形の面積とする。
- * レンジが壁に接していない場合の被防護面積は、 $A \cdot B \cdot C \cdot D$ 点を結んで得られる長方形の面積とする。

図 6 レンジの被防護面積 (コンロが複数の場合)

- (イ) フライヤーの場合

フライヤーの被防護面積は、当該フライヤーの油槽の水平投影面積とする。(図 7)



- * 斜線部分を被防護面積とする。

図 7 フライヤーの被防護面積

エ 放出口はグリスフィルター、グリスエクストラクター、その他の物品により放出が妨げられない位置に設置すること。

- (5) 下引ダクト用基準

(2)カからケ及びサの規定の例によるほか、次により設置すること。

なお、当該ダクト部分とはグリスフィルター又はグリスエクストラクター等より排気口側の部分をいう。

ア 下方排気方式ガス機器内部及び接続するダクトの容積並びに風速等に応じて十分な消火薬剤量を、また、感知部及び放出口は、下方排気方式ガス機器の構造に応じて製造者が指定する位置に、有効に消火ができるよう設置すること。

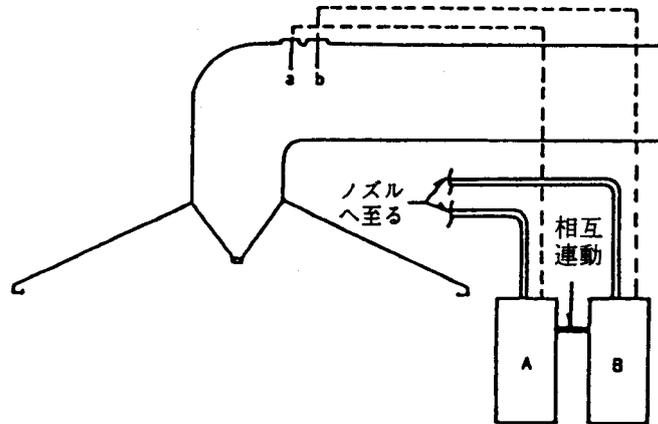
イ 一の下引ダクト用に複数の放出口を設置する場合には、すべての放出口から一斉に消火薬剤を放出できるよう設置すること。

ウ フード・ダクト用等簡易自動消火装置を用いて、下方排気方式ガス機器内部及び下引ダクト内部を有効に消火できる場合は、ア、イによらないことができる。

- (6) 設置要領

ア 自動消火装置を設置する場合、一の認定合格品で前(2)コ及びサ並びに(4)ウにより算出した被防護面積等を警戒できる公称防護面積等を有するものを設置することを原則とするが、次に掲げる場合にあっては、認定合格品を組み合わせ設置することができる。

なお、認定合格品を組み合わせにより設置する場合の機器は、同一型式のものを使用するほか、相互に連動させること。この場合、認定試験合格時の放出口の数及び消火薬剤量は省略することはできないが、感知部が同一箇所に設置される場合にあつては、一の感知部で連動起動することができるものであること。(図8)



* 感知部は a 又は b の何れかを設置すればよい。

図8

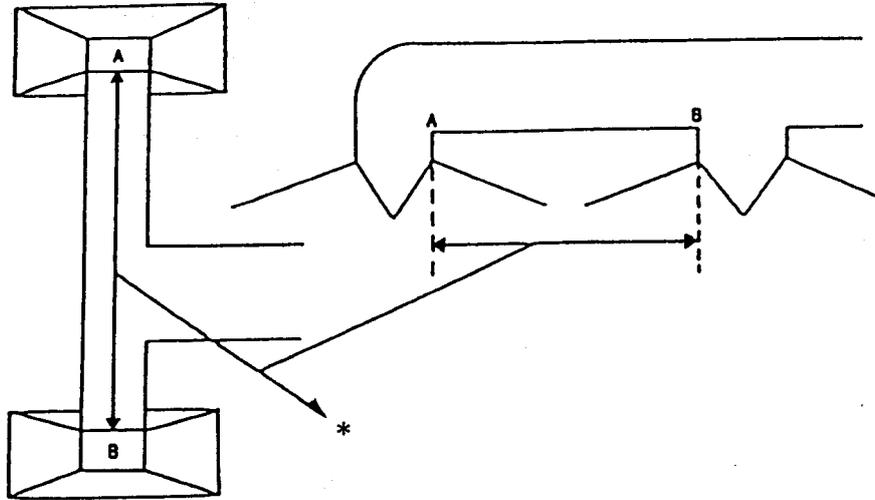
- (ア) 同一フードに複数のダクトの立上りがある場合（この場合、ダクトの立上りの数と同数の認定合格品を組み合わせで設置すること。）
- (イ) 各防護対象物が大きく、一の認定合格品で警戒することができない場合（図9）



* 同一型式の複数の消火装置を被防護面積等が警戒できるように設け、相互に連動させる。

図9 防護対象物が大きく一の装置で警戒できない場合

イ 二以上のフードが同一のダクトに接続されている場合で、ダクトの分岐点を経由して、それぞれのフード間の距離が5 m未満の場合にあってはそれぞれのフードに設置される機器相互を連動させること。(図10)



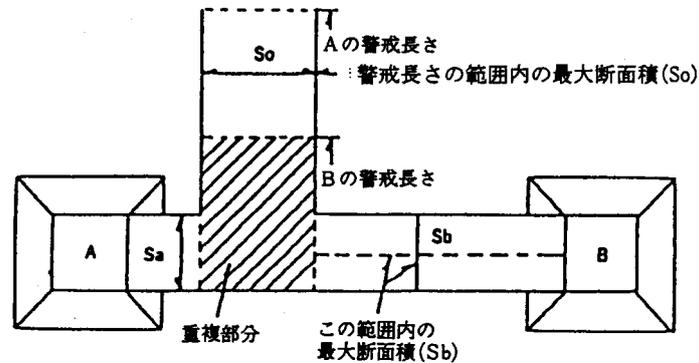
* A、B間の距離が5 m未満の場合、A、B双方の自動消火装置を相互に連動させる。

図10

なお、この場合のダクト被防護断面積は、前(2)サによるほか、次によることができるものであること。

(ア) 二以上のフードが同一ダクトに接続され、かつ、二以上の自動消火装置が連動される場合にあっては、ダクト部分をそれぞれのフード・ダクト用又はダクト用で重複して警戒する必要はないものであること。

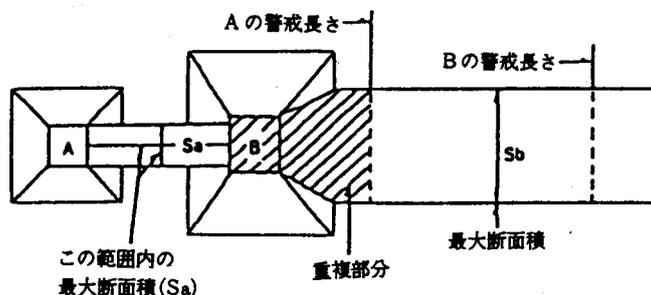
(図11)



* Aに設置するフード・ダクト用又はダクト用は、ダクトの公称防護断面積が S_o 以上のものでなければならないが、Bに設置するフード・ダクト用又はダクト用は、ダクトの公称防護断面積が S_b 以上のものとすることができる。

図11

(イ) 二以上のフードが同一ダクトに接続され、かつ、二以上の自動消火装置が連動される場合、一のフード・ダクト用又はダクト用のダクト被警戒長さの範囲内に他のフード・ダクト用又はダクト用が設置される場合のダクト被防護断面積は、他の装置に至るまでのダクトの最大面積とすることができるものであること。(図12)



* Bに設置するフード・ダクト用又はダクト用は、ダクトの公称防護断面積が S_b 以上のものでなければならないが、Aに設置するフード・ダクト用又はダクト用は、ダクトの公称防護断面積が S_a 以上のものとするができる。

図12

(7) 他の装置との関連

ア 排気用ダクト部分でダクト被警戒長さの範囲内に防火区画のために供されるダンパーが設置されている場合には、当該ダンパーの設置により自動消火装置の機能に障害を生じないものとする。

イ 自動消火装置は、火炎伝送防止装置としての防火ダンパーとは併用しないものとする。

(消防用設備等の緩和)

第5条 この基準により自動消火装置を設置した場合、次の各号により消防用設備等を緩和することができる。

- (1) この基準に適合する自動消火装置を設置した厨房等の防火対象物の部分については、消火器具の能力単位を減ずることができるものであること。また、自動消火装置が設置された厨房機器の部分は消防法施行規則第6条第6項の規定については、適用しないことができる。ただし、消火器具の能力単位の5分の1以上を緩和することは適当でないものである。
- (2) 厨房設備（液体燃料を使用するものを除く。）が設置されている部分に、消防法施行令（以下「令」という。）第12条に定める技術上の基準の例によりスプリンクラー設備を設置し、かつ、すべてのフード等に自動消火装置が本基準により設置されている場合にあつては、令第32条の規定を適用し、令第13条第1項第7欄に規定する消火設備を設置しないことができるものであること。

附則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準の施行の際、現に設置されている自動消火装置で、この基準に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例によるが、増改築や修繕工事等の機会に、改修・交換等を行うよう指導するなど、計画的かつ弾力的な運用を行うこと。

(その他)

- 3 この基準の施行に伴い、「フード・ダクト用、レンジ用又はフライヤー用簡易自動消火装置の設置基準」（昭和60年8月26日消指第115号「厨房設備に附属するフード及び排気用ダクトの基準」の別添）は、廃止する。

第8 可動式ブースの取扱い

1 関係通知

- (1) 「消防用設備等に係る執務資料の送付について」（令和3年2月19日消指第585号、平成30年12月18日消指第505号）
- (2) 「住宅用下方放出型自動消火装置の性能及び設置の基準について」（平成6年3月9日消防予第53号。以下「53号通知」という。）

2 用語の定義

- (1) 可動式ブースとは、天井及び壁により囲われたブースで、防火対象物の床や壁に固定（工具等で簡単に取り外すことができるものを除く。）されておらず、人が出入りして利用するものをいう。
- (2) 火気設備等とは、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号）第2条第1号及び第2号に規定する対象火気設備等及び対象火気器具等をいう。
- (3) 連動型住宅用防災警報器とは、「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令」（平成17年総務省令第11号）第2条第4号の3に規定する連動型住宅用防災警報器をいう。
- (4) 住宅用下方放出型自動消火装置とは、53号通知に定める基準に適合するものをいう。
- (5) 40号省令とは、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成17年総務省令第40号）をいう。
- (6) 特定共同住宅等とは、40号省令第2条第1号に規定する特定共同住宅等（これに類する防火対象物であって、火災の発生又は延焼のおそれの少ないものとして消防長又は消防署長が認めるものを含む。）をいう。
- (7) 共用室とは、特定共同住宅等において、居住者が集会、談話等の用に供する室をいう。
- (8) 共用部分とは、特定共同住宅等の廊下、階段、エレベーターホール、エントランスホール、駐車場その他これらに類する特定共同住宅等の部分であって、住戸、共用室、管理人室、倉庫、機械室その他これらに類する室以外の部分をいう。
- (9) 2号告示とは、「特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件」（平成17年告示第2号）をいう。
- (10) 3号告示とは、「特定共同住宅等の構造類型を定める件」（平成17年告示第3号）をいう。

3 消防用設備等

- (1) 可動式ブースが次のいずれかに該当する場合は、スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッド（以下「スプリンクラーヘッド」という。）、自動火災報知設備の感知器、排煙設備の排煙口及び連結散水設備の散水ヘッド（以下「散水ヘッド」という。）を設置しないことができる（火気設備等の使用を行うもの及び宿泊を目的とするものを除く。）。

なお、スプリンクラーヘッドを免除する場合でも、屋内消火栓設備又は補助散水栓による警戒は不要とする。

ア 事務作業又は事務作業以外の目的のために使用するもの（仮眠を伴うおそれがあるものを除く。）であって、次の全てに適合するもの

- (ア) 床面積が3㎡以下であること。
- (イ) 天井及び壁が不燃材料で仕上げられていること。
- (ウ) 外部から当該ブース内で発生した火災を目視等で確認できること。

なお、可動式ブースの内部及び外部直近に煙を感知する連動型住宅用防災警報器が有効に設置され、火災を感知した際に相互に連動する措置が講じられている場合は、「火災を目視等で確認できる」ものとして取り扱う。

- (エ) 住宅用下方放出型自動消火装置を設置することにより、当該ブース内で火災が発生しても確実に消火できることが消火実験等により確認されていること。
- なお、次のいずれにも該当しない場合は、「消火実験等により確認されている」ものとして取り扱う。
- ア 当該ブース内に可燃性の可燃物が存し消火困難と認められる場合
 - イ 53号通知別添の「住宅用下方放出型自動消火装置の技術基準」第17条の消火実験で想定されていない方法により当該装置が設置される場合
- (オ) (エ)について、パッケージ型自動消火設備Ⅱ型の点検基準（該当する点検項目に限る。）に準じた点検が定期に実施され、適切に維持管理されていること。
- イ 事務作業以外の目的のために使用するもの（仮眠を伴うおそれがあるもののうち、喫煙その他の火気の使用を行うものを除く。）であって、次の全てに適合するもの
- (ア) ア(ア)から(オ)までに適合していること。
 - (イ) ア(イ)なお書の措置が講じられ、火災を覚知した場合は、当該防火対象物における従業員等の常駐場所で火災の覚知ができるよう措置されていること。
 - (ウ) 出入口扉に施錠装置が設けられていないこと（非常の際に外部から容易に解錠できる場合を除く。）。
 - (エ) 当該ブース内の見やすい箇所に喫煙その他の火気の使用を禁止する旨の表示が設けられていること。
- (2) 可動式ブースが事務作業又は事務作業以外の目的のために使用するもの（カラオケボックスその他これに類する遊興の用に供することを目的とするものを除く。）に該当し、かつ、次の全てに適合する場合は、放送設備のスピーカーを設置しないことができる。
- ア 当該ブース内における音圧が65dB以上となることが確認できること。
 - イ 床面積が3㎡以下であること。
 - ウ 内部から当該ブース外で発生した火災を目視等で確認できること。
- なお、(1)ア(ウ)なお書を準用することができる。

4 特定共同住宅等

(1) 共用室に可動式ブースを設置する場合

ア 可動式ブースが3(1)ア又はイのいずれかに該当する場合は、共同住宅用スプリンクラー設備のスプリンクラーヘッド（以下「共同住宅用スプリンクラーヘッド」という。）、共同住宅用自動火災報知設備（以下「共同住宅用自火報」という。）の感知器、住戸用自動火災報知設備（以下「住戸用自火報」という。）及び散水ヘッドを設置しないことができる（火気設備等の使用を行うもの及び宿泊を目的とするものを除く。）。

なお、共同住宅用スプリンクラーヘッドを免除する場合でも、屋内消火栓設備による警戒は不要とする。

イ 可動式ブースが3(2)に該当する場合は、共同住宅用自火報の音声警報装置を設置しないことができる。

(2) 共用部分に事務作業の目的のために使用する可動式ブースを設置する場合

ア 可動式ブースが3(1)ア(ア)から(オ)までの全てに適合する場合は、共同住宅用スプリンクラーヘッド、共同住宅用自火報の感知器、住戸用自火報及び散水ヘッドを設置しないことができる。

イ 可動式ブースが3(2)アからウまでの全てに適合する場合は、共同住宅用自火報の音声警報装置を設置しないことができる。

5 補足事項

(1) 連動型住宅用防災警報器（3(1)ア(ウ)及び(2)ウ関係）

連動型住宅用防災警報器の定期的な点検については、当該機器の製造者が定める期間、方法等に基づき実施

すること。

- (2) 可燃物の可燃物が存し消火困難と認められる場合（3(1)ア(エ)関係）

第3章第1節第26、2(2)と同様とする。

- (3) 従業員等の常駐場所（3(1)イ(イ)関係）

仮眠を伴うおそれがある可動式ブースを設置する店舗の事務室等又は自動火災報知設備の受信機が設けられている防災センター等で、従業員等が不在とならない場所をいう。

なお、当該場所に常駐する従業員等は、火災を覚知した場合における避難誘導に係る対応要領を把握し、特に、自動火災報知設備が作動した場合における、当該ブース内の利用者に対する避難誘導體制の確立を徹底すること。●

- (4) 非常の際に外部から容易に解錠できる構造（3(1)イ(ウ)関係）

条例第66条第2項ただし書の規定に準じ、非常時に自動的に解錠できる機能を有するもの又は当該ブースの外側から鍵等を用いることなく容易に解錠できる構造（一の動作で解錠できる構造に限る。）とする。

- (5) カラオケボックスその他これに類する遊興の用に供することを目的とするもの（3(2)関係）

可動式ブースの使用形態が次のいずれかであるもの

ア 規則第25条の2第2項第3号イ(ロ)において、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所として規定されるもの

イ 遊興のためにヘッドホン、イヤホンその他これに類する物品を客に利用させる役務の用に供するもの

- (6) 共同住宅用自火報の構成機器等（4(1)及び(2)関係）

可動式ブース内に設置が必要となる消防用設備等に係る構成機器等を含めて免除することができるが、共同住宅用自火報の構成機器等は、共同住宅用受信機及び戸外表示器に限ることとし、共同住宅用自火報の感知器又は音声警報装置のうち、設置しないことができる要件に適合しないものを免除することはできない。

- (7) 共用部分の取扱い（4(2)関係）

可動式ブースを設けることで、防火対象物全体が2号告示若しくは3号告示又は従前に適用された特例適用要件に適合しないこととなり、40号省令に基づく必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置等が認められないこととなる場合でも、当該設備を引き続き設置し、又は、従前に適用された特例を継続することができる。

- (8) 廊下や避難通路など法令の規定により必要となる幅員を確保し、避難上支障とならない場所に設置すること。また、設置した場所においてスプリンクラー設備のヘッドの散水障害、自動火災報知設備の感知器の感知障害、誘導灯の視認障害等が発生しないこと。

6 その他

条例第73条の規定に基づく防火対象物の使用開始（変更）の届出については、おおむね次に掲げる図書を添付すること。

- (1) 付近見取図

- (2) 設置階の平面図

- (3) 設置場所の立面図、写真等

- (4) 可動式ブースの仕様書

- (5) 不燃材料の認定書

- (6) 住宅用下方放出型自動消火装置の性能に関する図書

- (7) 既設消防用設備等の設置状況に関する図書

- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、3又は4及び5に適合していることを確認できる図書

7 別添資料

53号通知

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

住宅用下方放出型自動消火装置の性能及び設置の基準について(通知)

住宅に設ける自動消火装置については、「下方放出型簡易自動消火装置」にあつては「簡易自動消火装置等の性能及び設置の基準について」(昭和 55 年 7 月 26 日付け消防予第 145 号。以下「145 号通知」という。)により、「住宅用フードファン付レンジ用自動消火装置」にあつては「住宅用フードファン付レンジ用自動消火装置について」(平成 2 年 7 月 12 日付け消防予第 96 号。)により、それぞれ運用を願っているところである。この度、これら住宅に設ける自動消火装置のうち下方放出型簡易自動消火装置の名称を「住宅用下方放出型自動消火装置」とし、これに伴い、145 号通知を廃止するとともに、下記のとおり定めたので通知する。

については、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。

記

1 住宅用下方放出型自動消火装置の基準

住宅用下方放出型自動消火装置とは、一般家庭又は小規模な防火対象物の天井、壁等に設置し、下方に放出して消火対象物を覆い消火する方式のものをいい、この住宅用下方放出型自動消火装置の構造及び性能の基準は、別添に定めるところによるものとする。

2 設置対象

住宅用下方放出型自動消火装置は、次のいずれかに該当する防火対象物(防火対象物の部分を含む。以下同じ。)以外の防火対象物に限り設置することができる。

(1) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 17 条の規定により消火器具以外の消火設備(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備等)の設置が義務付けられている防火対象物

(2) 消防法第 10 条に規定する製造所等に該当する防火対象物

3 設置基準

(1) 一般的な火災が予想される消火すべき対象物(以下「消火対象物」という。)にあつては一般火災用又は一般火災・油火災用のものを、油火災が予想される消火対象物にあつては油火災用又は一般火災・油火災用のものというように、それぞれ消火対象物の火災の類型に応じたものを設置すること。

(2) 住宅用下方放出型自動消火装置は、消火対象物の状況に応じ、壁ぎわ、室の中央部、厨房等に当該消火対象物を有効に防護することができるように、当該装置に表示されている取付け高さに応じて有効防護面積内ごとに設けること。

(3) 天井面に取り付ける場合は、天井面との距離を考慮して、火災を有効に感知することができるように設けること。

(4) 取付けは天井、壁等に確実に行うこと。

(5) 消火薬剤に二酸化炭素又はハロゲン化物(ハロン 1301 を除く。)を使用するものにあつては、常時人が居る場所には設置しないこと。

なお、消火薬剤にハロン 1301 を使用するものにあつては、次により設置すること。

① 次に掲げる室に限り設置することができるものであること。

ア 電子計算機室、データプリント室その他これらに類する室

イ 機械換気設備を設ける機械室、ポンプ室、エレベーターの機械室その他これらに類する室

ウ 放射線源を使用し、貯蔵し、又は取り扱う室

エ 工場、作業所において生産又は加工を行う室

オ 厨房設備のある室

カ 物品を貯蔵する室及び一般事務室

キ 宝石、毛皮、貴金属その他これらに類する高価な物品を展示し、又は販売する室

ク 重要文化財その他これに準ずる物品を格納し又は展示する室

② 消火薬剤が放出した場合、消火剤濃度が 10% 以下となるよう設置すること。

なお、この場合の消火剤濃度は、次の式により計算するものとする。

$$\text{消火剤濃度 (\%)} = \frac{\text{消火薬剤量 (kg)} \times 0.16}{\text{当該室の容積 (m}^3\text{)}} \times 100$$

③ 設置場所から容易に避難できること。

- ④ 放出した消火薬剤を室外に安全に排出できること。
- (6) 設置場所の周囲の最高温度が装置に表示された使用温度範囲内であること。
- (7) 同一室内に2以上の装置を設ける場合は、必ず出火場所を防護範囲とする方の装置が先に作動するように設置すること。
- (8) 床面積100㎡以上の部分に設置する場合は、床面積100㎡未満ごとに不燃材料、難燃材料等で区画して設けるものであること。

4 消防用設備等の緩和

設置された機器の有効防護面積に応じて消火器具の設置能力単位を減ずることができるものであること。また、当該有効防護面積の部分は、消防法施行規則第6条第6項の規定については適用しないことができること。

ただし、消火器具の能力単位の5分の1以上を緩和することは適当でないものであること。

5 その他

- (1) 「住宅用下方放出型自動消火装置」及び「住宅用フードファン付レンジ用自動消火装置」を「住宅用自動消火装置」とすること。
- (2) この基準は、平成6年4月1日から施行すること。
- (3) この基準の施行に伴い、145号通知は、廃止するものであること。

別添

住宅用下方放出型自動消火装置の技術基準

(趣旨)

第1条 この基準は、火災による煙、熱又は炎により感知し、自動的に水又はその他の消火薬剤(以下「消火薬剤」という。)を圧力により放射して消火を行う固定した小規模の消火装置の構造及び性能に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅用下方放出型自動消火装置 感知部を有し、放出口と消火薬剤貯蔵容器とが一体となつているもの又は放出導管等により接続されているもので天井、壁等に設置し、下方に放出して消火対象物を覆い消火する方式のものをいい、一般火災用、台所火災用、油火災用又はこれらを組み合わせたものに区分する。

(2) 感知部 火災によつて生ずる煙、熱又は炎により自動的に火災の発生を感知するものをいい、次の分類によるものとする。

ア 感知器型感知部 火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年6月20日自治省令第17号、以下「感知器等の技術上の規格」という。)第2条第1号に規定する感知器をいう。

イ 易融性金属型感知部 易融性金属により融着され又は易融性物質等により組み立てられた感知体が、火熱により一定温度に達し溶融、変形又は破壊を生じることにより感知するものをいう。

ウ 温度センサー型感知部 熱半導体、熱電対等により組み立てられた感熱体が、火熱の温度を検出し感知するものをいう。

エ 炎検知型感知部 炎の熱放射又はちらつきを検出し、感知するものをいう。

(住宅用下方放出型自動消火装置の一般的性能)

第3条 住宅用下方放出型自動消火装置の一般的性能は、次に定めるところによる。

- (1) 確実に作動するものであり、かつ、取扱い及び点検、整備が容易にでき、耐久性を有するものであること。
- (2) ほこり、湿気等によつて機能に異常を生じないものであること。
- (3) 住宅用下方放出型自動消火装置の各部分は、良質の材料で作るとともに、充てんした消火薬剤に侵されない材料で作られ、又は耐食性を有しないものにあつては、当該部分に耐食加工を施し、かつ、外気に接触する部分を容易にさびない材料で作られ、又は当該部分には防錆加工が施されたものであること。
- (4) 住宅用下方放出型自動消火装置の主要部は、不燃性又は難燃性の材料で作られているものであること。
- (5) 電気を使用するものにあつては、電圧を+10%から-10%の範囲で変動させた場合、機能に異常を生じないものであること。
- (6) 配線は、十分な電流容量を有するものとし、かつ、配線の接続が的確であること。
- (7) 配線は、誤接続を防止するための適切な措置が講じられているものであること。
- (8) 部品の取付けは、機能に異常を生じないように的確、かつ、容易にゆるまないようになされているものであること。
- (9) 電線以外の電流が通過する部分で、すべり又は可動軸の部分の接触が十分でない箇所には、接触部の接触不良を防ぐための適切な措置が講じられているものであること。
- (10) 外部から容易に人が触れるおそれのある充電部は、十分に保護されているものであること。
- (11) 時間の経過による変質により、性能に悪影響を及ぼさないものであること。
- (12) 人に危害を与えるおそれがないものであること。
- (13) 造営材に接する基板から浸入する水によつて、機能に異常を生じないものであること。
- (14) 調整部は、調整後変動しないように固定されているものであること。
- (15) 住宅用下方放出型自動消火装置は、0℃以上40℃以下の温度範囲(10℃単位で拡大した場合においてもなお消火及び放射の機能を有効に発揮する性能を有するものにあつては、当該拡大した温度範囲。以下「使用温度範囲」という。)で使用した場合において、消火及び放射の機能を有効に発揮することができるものであること。

(感知部の構造、強度、材質及び性能)

第4条 感知部の構造、強度、材質及び性能は、次の各号に適合するものであること。

- (1) 感知器型感知部は、感知器等の技術上の規格を定める省令に適合するものであること。
- (2) 易融性金属型感知部、温度センサー型感知部及び炎検知型感知部は、次の各号に適合するものであること。
 - ア 感知部の受ける気流の方向によつて機能に著しい変動を生じないものであること。
 - イ 感知部に用いる金属薄板又は細い線等は、これらの機能に有害な影響を及ぼすおそれがあるきず、ひずみ、腐食等を生じないものであること。
 - ウ 感知部は、その基板面を取り付け、定位置から45度傾斜させた場合に、機能(炎検知型の指向性を除く。)に異常を生じないものであること。
 - エ 感知部は、次の(ア)及び(イ)の試験に合格するものであること。この場合において、特に定めがある場合を除き、室温5℃以上35℃以下で相対湿度45%以上85%以下の状態で行うものとする。
 - (ア) 通電を要するものにあつては、端子と外箱との間に50Hz又は60Hzの正弦波に近い実効電圧500V(定格電圧が60Vを超え、150V以下のものにあつては1000V、150Vを超えるものにあつては定格電圧に2を乗じて得た値に1000Vを加えた値)の交流電圧を1分間加えた場合、これに耐えるものであること。
 - (イ) 通電を要するものにあつては、絶縁された端子間及び端子と外箱との間の絶縁低抗は、500Vの絶縁抵抗計で測定した値で5MΩ以上のものであること。
 - オ 易融性金属型感知部及び温度センサー型感知部は、前アからエまでによるほか、次によること。
 - (ア) 公称作動温度の125%の温度の風速1m/秒の垂直気流に投入したとき、次の式で定める時間(t)以内で作動すること。

$$t = \frac{300 \log_{10} \left(1 + \frac{\theta - \theta_r}{\delta} \right)}{\log_{10} \left(1 + \frac{\theta}{\delta} \right)}$$

- θ = 公称作動温度 (℃)
- δ = 公称作動温度と作動試験温度との差 (℃)
- θ_r = 室温 (℃)
- t = 作動時間 (秒)

(イ) 公称作動温度より20℃低い温度(公称作動温度が75℃以上のものにあつては、次の表で定める公称作動温度に応じた最高周囲温度より20℃低い温度)の空气中に10日間放置しても異常を生じないものであること。

公称作動温度	79℃未満	79℃以上 121℃未満	121℃以上 162℃未満	162℃以上 204℃未満	204℃以上
最高周囲温度	75℃	79℃	121℃	162℃	184℃

カ 炎検知型感知部は、前アからエまでによるほか次によること。

- (ア) 光電素子は、感度の劣化や疲労現象が少なく、かつ、長時間の使用に十分耐えるものであること。
- (イ) 清掃を容易に行えるものであること。
- (ウ) 通電状態において次のa及びbの試験を15秒間行つた場合に、異常を生じないものであること。
 - a 内部抵抗50Ωの電源から500Vの電圧をパルス幅1μs、繰返し周期100Hzで加える試験
 - b 内部低抗50Ωの電源から500Vの電圧をパルス幅0.1μs、繰返し周期100Hzで加える試験
- (エ) 通電状態において濃度が減光率で30cm当たり20%のJIS(工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項の日本工業規格をいう。以下同じ。)Z 8901(試験用ダスト)の5種を含む空氣に15分間触れた後において、機能に異常を生じないものであること。
- (オ) 50cm四方の火皿にヘプタン(JIS K 0505(n-ヘプタン)をいう。以下同じ)1ℓを入れ水平距離4m、垂直距離2.5mの位置に置き、火皿に着火後30秒以内に作動するものであること。
- (カ) 5000Lxの発熱電灯による光により作動しないものであること。
- (キ) 1m離れたキセノンランプ(ガイドナンバー64相当)の閃光により作動しないものであること。

(消火薬剤貯蔵容器等の構造、強度及び材質)

第5条 消火薬剤貯蔵容器等は、容器の形状及び接合方法等により計算し、安全上十分な肉厚を有する堅ろうな金属性のものであること。

2 消火薬剤貯蔵容器等の耐圧は、次の各号に適合するものであること。

(1) 加圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあつては、その内部温度を使用温度範囲の最高温度とした場合における閉そく圧力の最大値の1.5倍の水圧力で、また、蓄圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあつてはその内部温度を使用温度範囲の最高温度とした場合における使用圧力の上限値の1.5倍の空気圧力で5分間加圧する試験を行つた場合において、漏れを生じず、かつ、強度上支障のある永久歪みを生じないものであること。

(2) 前号に規定するもののほか、加圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあつては、閉そく圧力の最大値の2倍の水圧力で、また、蓄圧式の消火薬剤貯蔵容器等にあつては、使用圧力の上限値の2倍の水圧力で5分間加圧する試験を行つた場合において、亀裂又は破断を生じないものであること。

3 高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)の適用を受ける本体容器は、前項の規定にかかわらず、同法及び同法に基づく命令の定めるところによるものであること。

(放出口及び放出導管)

第6条 放出口及び放出導管は、次の各号に適合するものであること。

- (1) 不燃材料で作られていること。

- (2) 前条第2項第1号に規定する耐圧試験を行つた場合において、著しい漏れを生じず、かつ、変形を生じないものであること。
- (3) 内面は平滑に仕上げられたものであること。
- (4) 使用温度範囲で作動させた場合、漏れを生じず有効、かつ、均一に消火薬剤を放射することができるものであること。
- (5) 放出導管及び管継手は JIS H 3300(銅及び銅合金継目無管)に適合するもの、又はこれらと同等以上の強度及び耐食性(耐食加工したものを含む)並びに耐熱性を有するものであること。
- (6) 放出導管の長さは 10m 以下のものであること。
- (7) 放出導管の分岐は、2 以下とし、各分岐管の流量抵抗値は等しいものであること。

(バルブ)

第7条 バルブは、次の各号に適合するものであること。

- (1) 第5条第2項第1号に規定する耐圧試験を行つた場合において、漏れを生じず、かつ、変形を生じないものであること。
- (2) バルブを開放した場合において、当該バルブが消火薬剤の有効、かつ、均一に放射することを妨げないものであること。

(プラグ、口金及びパッキン等)

第8条 プラグ、口金及びパッキン等は、次の各号に適合するものであること。

- (1) プラグのかん合部分は、パッキン等とはめ込んだ場合において、かん合部が確実に第5条第2項第1号に規定する耐圧試験を行つた場合において、漏れを生じず、かつ、同圧力に十分耐えるように口金にかみあうものであること。
- (2) パッキン等は、充てんされた消火薬剤に侵されないものであること。

(固定装置)

第9条 住宅用下方放出型自動消火装置は、安定した状態に保たせるための固定装置を設けたものであること。

(加圧用ガス容器)

第10条 住宅用下方放出型自動消火装置に用いる加圧用ガス容器は、消火器の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第27号)第25条の規格に適合するものであること。

(指示圧力計)

第11条 蓄圧式の住宅用下方放出型自動消火装置(ハロン1301及び二酸化炭素住宅用下方放出型自動消火装置を除く。)には指示圧力計を設けること。

2 前項の指示圧力計は、消火器の技術上の規格を定める省令第28条の規定に適合するもの又はこれと同等以上のものであること。

(作動軸及びガス導入管)

第12条 放射圧力源であるガスを住宅用下方放出型自動消火装置の本体容器内に導入するための作動軸及びガス導入管は、加圧ガス容器のふたを容易に、かつ、確実にあけるのに適した構造及び強度を有するものであること。

(容器弁及び安全弁)

第13条 二酸化炭素住宅用下方放出型自動消火装置、ハロン1211住宅用下方放出型自動消火装置及びハロン1301住宅用下方放出型自動消火装置の容器弁及び安全弁は、二酸化炭素消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準(昭和51年消防庁告示第9号)又は消火器の技術上の規格を定める省令第24条に適合するものであること。

(消火薬剤)

第14条 住宅用下方放出型自動消火装置に充てんされる消火薬剤は、消火器用消火薬剤の技術上の規格を定める省令(昭和39年自治省令第28号)第1条の2、第3条、第4条、第5条(ハロン2402に係る事項に限る。)、第6条、第7条及び第8条の規定に適合するもの(二酸化炭素にあつては JIS K 1106 の2種又は3種)若しくは泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令(昭和50年自治省令第26号)の規定に適合するもの又はこれらと同等以上のものであること。

(二酸化炭素簡易自動消火装置等の充てん比)

第15条 二酸化炭素住宅用下方放出型自動消火装置、ハロン1211住宅用下方放出型自動消火装置及びハロン1301住宅用下方放出型自動消火装置の本体容器の内容積は、充てんする二酸化炭素、ハロン1211及びハロン1301の重量1kgにつき1500cm³、700cm³及び900cm³以上であること。

(消火性能)

第16条 住宅用下方放出型自動消火装置は、煙、熱又は炎により感知した後、消火薬剤を放射した場合において、次の各号に適合するものであること。

- (1) 感知部が確実に作動した後、速やかに消火薬剤を有効に放射するものであること。
- (2) 消火に有効な放射状態を有するものであること。
- (3) 充てんされた消火薬剤の容量又は重量の90%以上の消火薬剤を放射できるものであること。

2 住宅用下方放出型自動消火装置は、使用温度範囲で作動した場合において、放射及び消火の機能を有効に発揮することができるものであること。

3 住宅用下方放出型自動消火装置は、第1項及び前項の消火性能を有するほか、次のいずれか又はこれらの組合せに該当するものであること。

(1) 一般火災用は、次条に規定する第一消火試験及び第二消火試験の消火が確実にできるものであること。この場合の貯蔵消火薬剤量は、機種に明示された有効に消火しうる面積(以下「公称防護面積」という。)に応じ、別表1に掲げる以上の容量又は重量とすること。

(2) 台所火災用は、次条に規定する第一消火試験、第二消火試験及び第三消火試験により消火が確実にできるものであること。この場合、貯蔵消火薬剤量は、公称防護面積に応じ、別表 2 に掲げる以上の容量又は重量とすること。

(3) 油火災用は、次条に規定する第四消火試験により、消火が確実にできるものであること。この場合の貯蔵消火薬剤量は、公称防護面積に応じ、別表 3 に掲げる以上の容量又は重量及び性能を有するものであること。

4 放出口が感知部と連動可動して火源の方向に集中して向けられるものにあつては、公称防護面積の表示を増加することができるものであること。

5 公称防護面積は 1 m²、2 m²、3 m²、5 m²、8 m²、13 m²、21 m²及び 34 m²の区分とすること。

(消火試験)

第 17 条 住宅用下方放出型自動消火装置の消火性能を判定する消火試験方法は、次によるものであること。

(1) 第一消火試験

ア 第一消火試験は、厚さ 4 mm の合板(普通合板の日本農林規格(昭和 39 年農林省告示第 383 号)第 2 条に規定する普通合板で難燃処理のしていないものをいう。)を用いた壁体模型、放出口及び別図 5 の着火用クリブ(小口 15 mm × 15 mm の大きさをもつ杉の気乾材)を別図 1 のように配置し、着火用クリブを用いて点火燃焼させて消火性能を判定するものとする。

イ 着火用クリブには、JIS K 1505(工業用アルコール)のエタノール 100mℓをふりかけて点火するものとする。

ウ 消火薬剤の放射終了後 1 分以内において残炎が認められず、かつ、放射終了後 2 分以内に再燃しない場合においては、完全に消火されたものと判定するものとする。

(2) 第二消火試験

ア 第二消火試験は、放出口及び別図 6 のクリブ(小口 40 mm × 40 mm の大きさをもつ杉の気乾材)を 5 分間予燃後別図 2 のように配置し、消火性能を判定するものとする。ただし、クリブを放出口の直下で予燃する場合は、感知部を覆うものとする。

イ クリブは、ヘプタン 1.5ℓを燃焼皿に入れて予燃するものとする。

ウ 消火薬剤の放射終了後 1 分以内において残炎が認められず、かつ、放射終了後 2 分以内に再燃しない場合においては、完全に消火されたものと判定するものとする。

(3) 第三消火試験

ア 第三消火試験は、放出口及び 1 口コンロ(1700kcal/hr 程度のもの)上に直径 30cm の鉄製なべの中に菜種油 500mℓを入れたものを別図 3 のように配置し、菜種油を加熱し、着火炎上させて消火性能を判定するものとする。

イ 消火薬剤の放射終了後 2 分以内に再燃しない場合においては、完全に消火されたものと判定するものとする。

(4) 第四消火試験

ア 第四消火試験は、放出口及び 1 辺の長さを 50cm とした深さ 20cm の鉄板製燃焼皿に、ヘプタンを深さ 3cm 以上入れたものを別図 4 のように配置し、燃焼皿のヘプタンを点火炎上させて消火性能を判定するものとする。

イ 消火薬剤の放射終了後 2 分以内に再燃しない場合においては、完全に消火されたものと判定するものとする。

(表示)

第 18 条 住宅用下方放出型自動消火装置の本体容器には、次の各号に掲げる事項を記載した簡明な表示を付するものとする。

(1) 住宅用下方放出型自動消火装置である旨(住宅に用いないものとして申請者の申請により、下方放出型簡易自動消火装置とすることができる。)

(2) 一般火災用、台所火災用、油火災用又はこれらの組合せによる区分

(3) 使用消火薬剤の種類

(4) 使用温度範囲

(5) 公称防護面積(m²)

(6) 放射時間

(7) 製造年月

(8) 製造番号

(9) 型式番号

(10) 充てんされた消火薬剤の容量(ℓ)又は重量(kg)

(11) 総重量(kg)

(12) 取扱い上の注意事項

(13) 取扱方法

別表 1

消火薬剤	容量又は重量
水	3.60 ℓ/m ²
第一種浸潤剤等入水(強化液と同等以上の消火性能を有するものに限る)	2.40 ℓ/m ²
第二種浸潤剤等入水(強化液の 1.6 倍以上の消火性能を有するものに限る)	1.50 ℓ/m ²
第三種浸潤剤等入水(強化液の 2.6 倍以上の消火性能を有するものに限る)	0.96 ℓ/m ²
強化液	2.40 ℓ/m ²
機械泡水溶液	2.40 ℓ/m ²
第三種粉末	0.96 kg/m ²

ハロン 1301	2.2 kg/m ²
----------	-----------------------

別表 2

消火薬剤	容量又は重量
第一種浸潤剤等入水(強化液と同等以上の消火性能を有するものに限る)	2.40 ℓ/m ²
第二種浸潤剤等入水(強化液の 1.6 倍以上の消火性能を有するものに限る)	1.50 ℓ/m ²
第三種浸潤剤等入水(強化液の 2.6 倍以上の消火性能を有するものに限る)	0.96 ℓ/m ²
強化液	2.40 ℓ/m ²
機械泡水溶液	2.40 ℓ/m ²
第三種粉末	0.96 kg/m ²

別表 3

消火薬剤	容量又は重量	性能
機械泡水溶液	2.40 ℓ/m ²	80m ℓ/s m ²
二酸化炭素	2.40kg/m ²	240g/s m ²
ハロン 2402	1.60kg/m ²	160g/s m ²
ハロン 1211	1.44kg/m ²	144g/s m ²
ハロン 1301	1.28kg/m ²	128g/s m ²
第一種粉末	1.60kg/m ²	160g/s m ²
第二種粉末	0.96kg/m ²	96g/s m ²
第三種粉末	0.96kg/m ²	96g/s m ²
第四種粉末	0.64kg/m ²	64g/s m ²

別図2

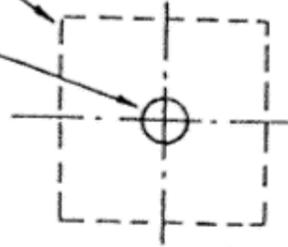
第2消火試験図

[単位：ミリメートル]

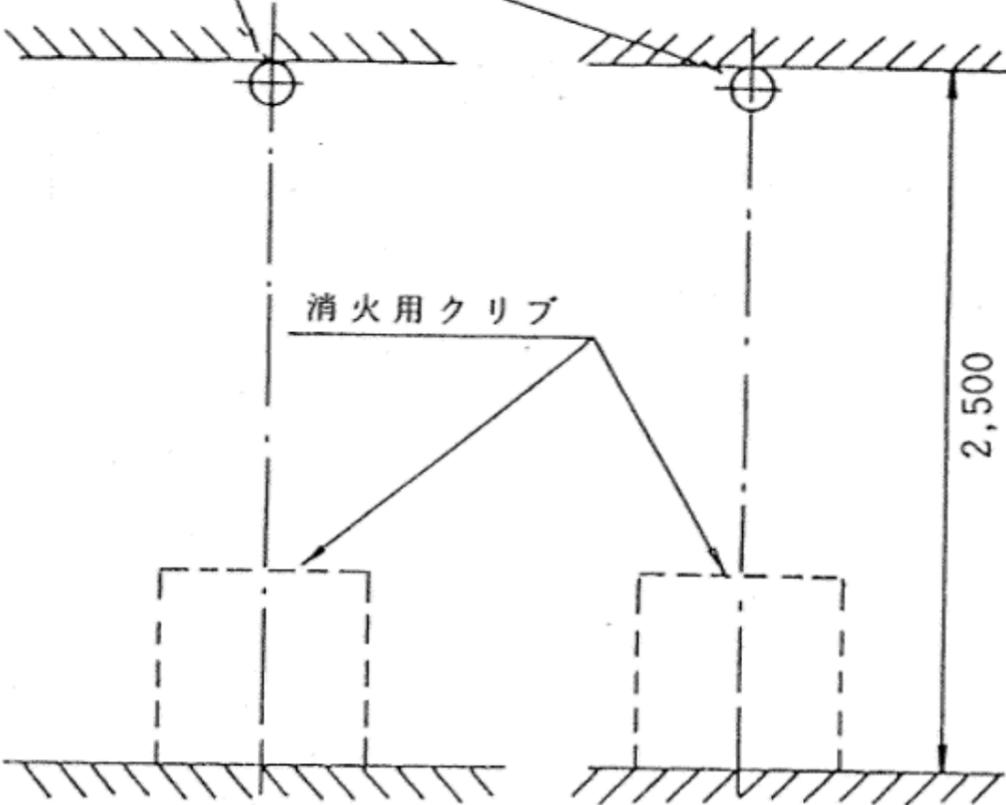
(平面)

消火用クリブ

放出口



放出口



(側面)

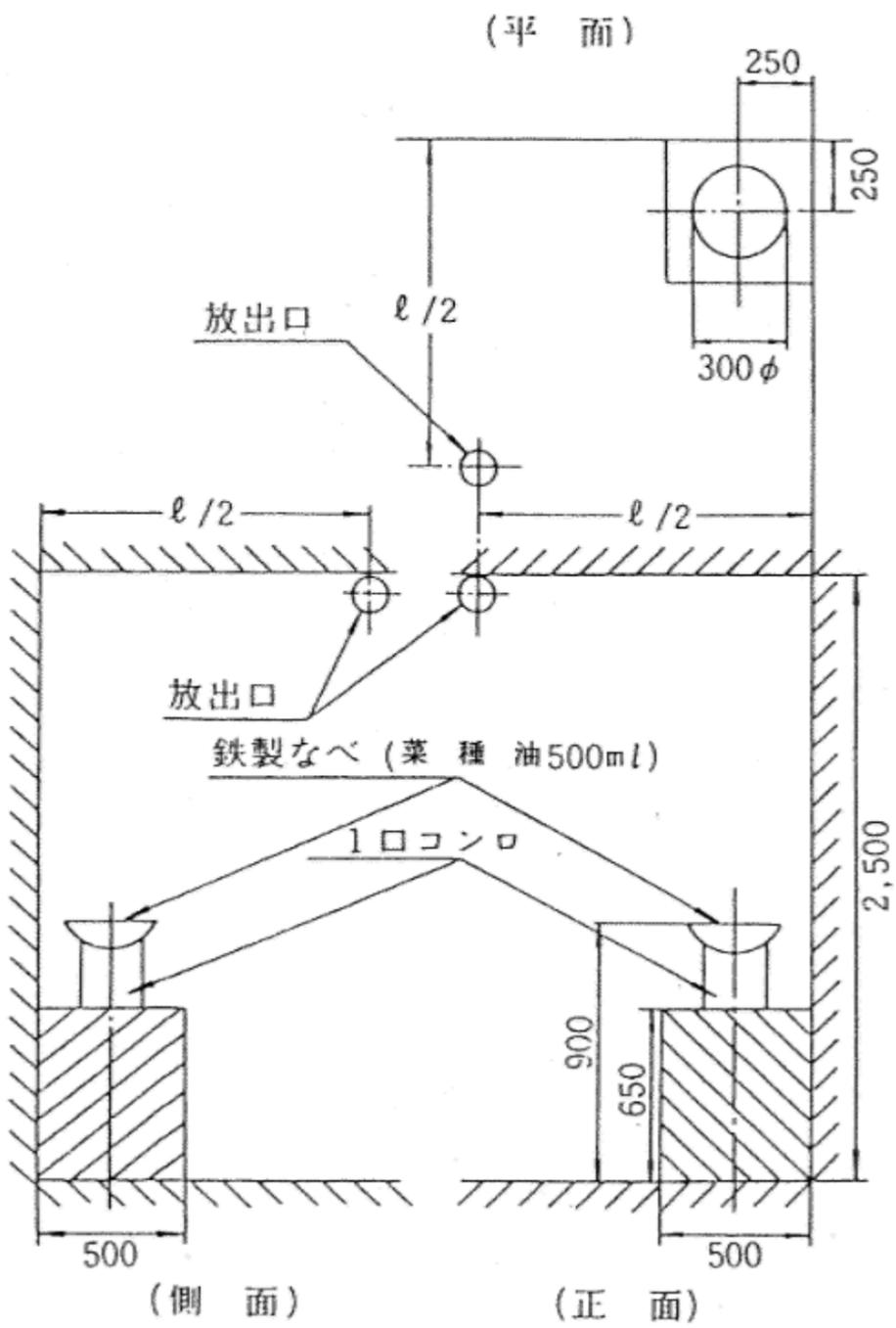
(正面)

別図3

第3消火試験図

[単位：ミリメートル]

l ：公称防護面積の一辺の長さ
をいう。

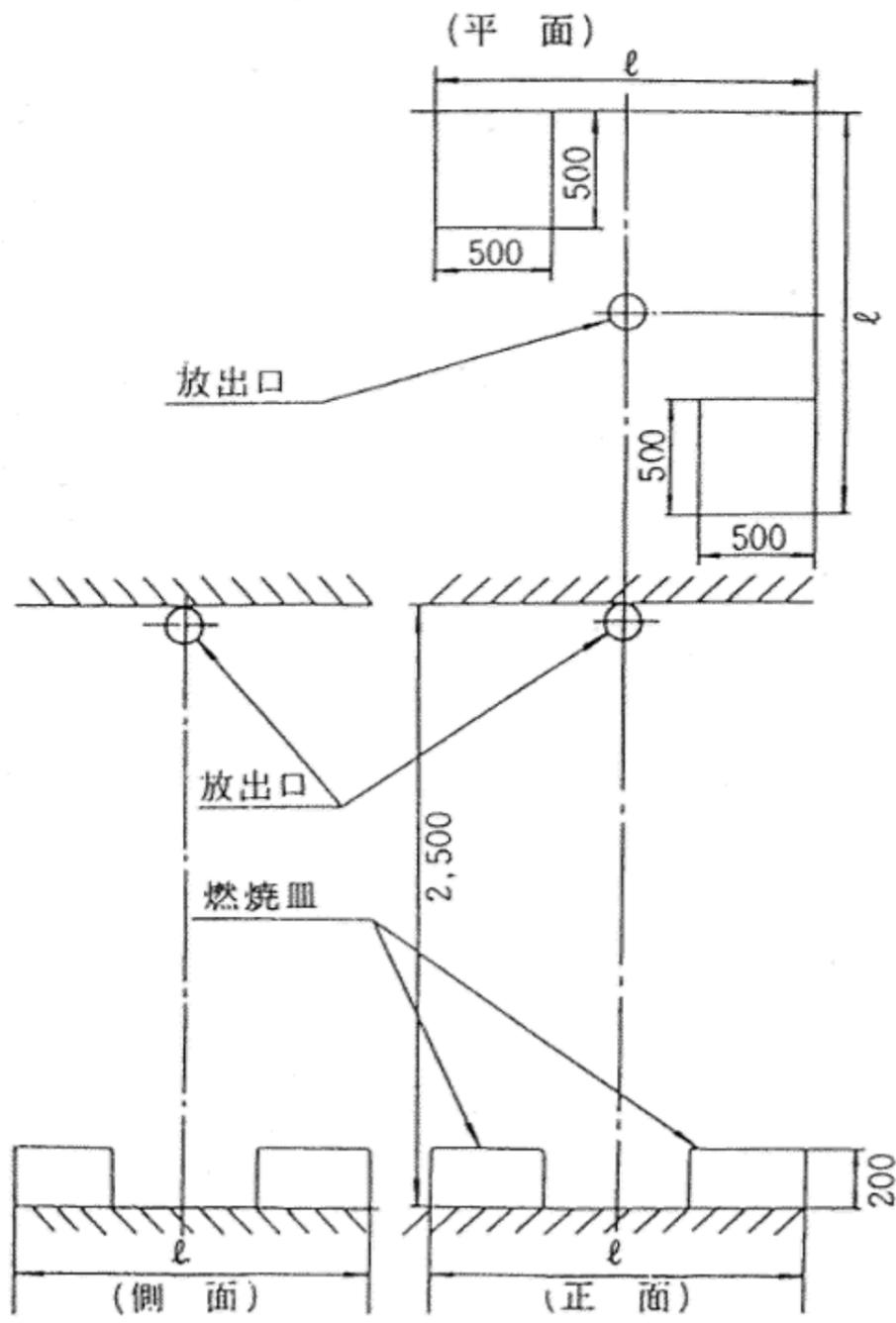


別図4

第4消火試験図

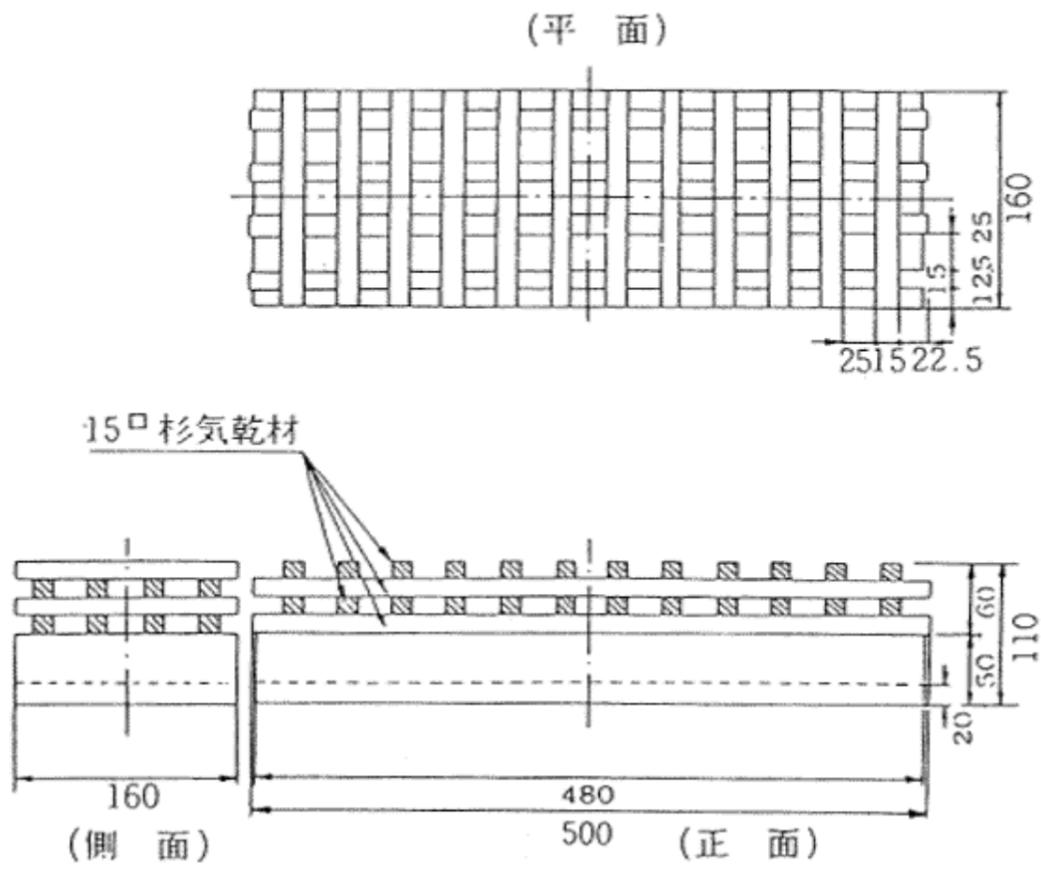
(単位：ミリメートル)

ℓ ：公称防護面積の一辺の長さ
をいう。



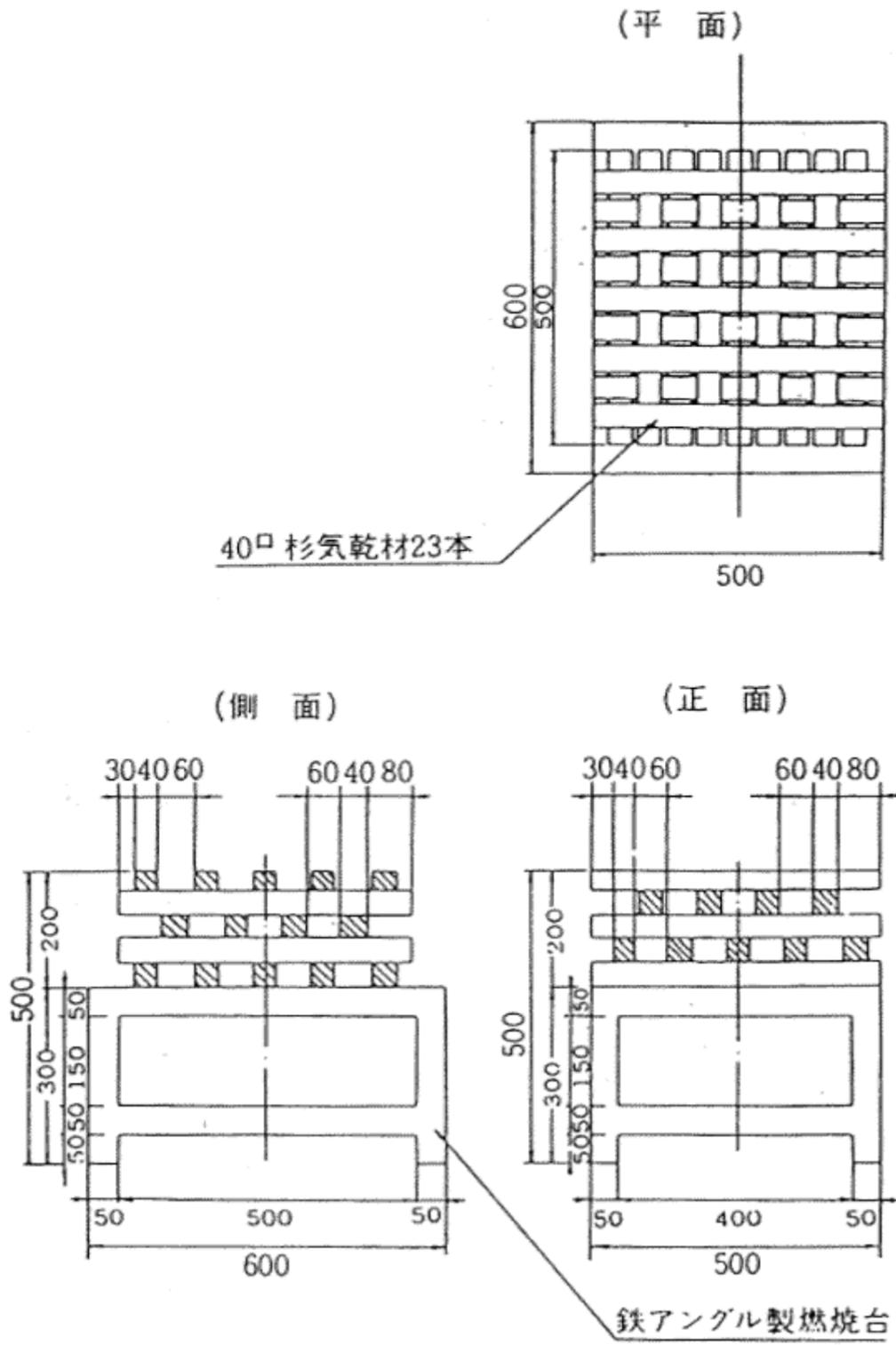
別図5

着火用クリブ皿図
〔単位：ミリメートル〕



別添6

消火試験用クリブ火災模型図
〔単位：ミリメートル〕



消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(1)項イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 濱 市 火 災 予 防 条 例	
消 火 器 (令第10条)	一 般 全 部		(第45条) ・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
	指 定 可 燃 物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	
大 型 消 火 器 (規則第7条)	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋 内 消 火 栓 設 備 (令第11条)	一 般	延べ面積 500㎡以上 (注-1)	(第47条)
	地 階、無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	床面積 100㎡以上 (注-1)	地階を除く階数5以上 (注-2)
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 (令第12条)	舞 台 部	床面積 ・地階、無窓階、4階以上の階300㎡以上 ・その他の階500㎡以上 (開放型ヘッド)	(第48条) 地階の部分で、(16の2)項と一体を成すものとして消防長に指定されたもの
	平 屋 建 以 外	床面積の合計 6,000㎡以上 (注-3)	
	地 階、無 窓 階	床面積 1,000㎡以上	
	4 階 以 上 10 階 以 下 の 階	床面積 1,500㎡以上 (注-3)	
	階 数 11 以 上 の も の 全 部	(注-3)	
指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)		
水 噴 霧 消 火 設 備 等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路	床面積 ・屋上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 ・屋上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機、変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・1,000kW以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場、ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室、冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋 外 消 火 栓 設 備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
動 力 消 防 ポ ンプ 設 備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物	(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-4)	
自 動 火 災 報 知 設 備 (令第21条)	一 般	延べ面積 300㎡以上	
	特 定 一 階 段 等 全 部	(注-5)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道 路	屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階		
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 (令第21条の2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注-6)	
	地 階	床面積の合計 1,000㎡以上	

令別表第1(1)項イ 劇場、映画館、演芸場、観覧場

消防法、消防法施行令、消防法施行規則		横浜市火災予防条例
漏電火災警報器 (令第22条)	一般	延べ面積 300㎡以上 (注-7)
	契約電流量	50アンペアを超えるもの (注-7)
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一般	延べ面積 500㎡以上 (電話があれば免除)
非常警報設備 (令第24条)	非常ベル等	・収容人員50人以上 ・地階及び無窓階の収容人員が20人以上
	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備	・収容人員300人以上 ・地階を除く階数が11以上 ・地階の階数が3以上
避難器具 (令第25条)	2階以上の階、地階	収容人員50人以上 (耐火構造の場合は2階を除く。)
	3階以上の階 (注-8)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上
固定避難用タラップ		(第54条) 6階以上の階で収容人員30人以上
誘導灯 (令第26条)	避難口	全部
	通路 客席 標識	
消防用水 (令第27条)		・敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・高さ31mを超え、かつ、延べ面積 (地階を除く。) 25,000㎡以上
排煙設備 (令第28条)	舞台部	床面積 500㎡以上
連結散水設備 (令第28条の2)	地階	床面積の合計 700㎡以上
連結送水管 (令第29条)	一般	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上
	道路	全部
非常コンセント設備 (令第29条の2)	屋上	(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
	地階	(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)		
非常電源		・延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・その他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備
総合操作盤		・延べ面積50,000㎡以上 ・地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注-9)
防災センター (注-10)		(第68条の2) ・11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・延べ面積50,000㎡以上
簡易自動火装置		(第4条の4) ・延べ面積6,000㎡以上 ・地階厨房入力合計350kW以上 ・軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注-1 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注-2 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡ (主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡ (壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注-3 規則第13条で定める部分を除く。
- 注-4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注-5 避難階以外の階 (1階及び2階を除く。) に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2 (階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1) 以上設けられていないものに設置
- 注-6 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則 (昭和23年厚生省令第35号) 第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管 (可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。) をいう。
- 注-7 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注-8 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること (収容人員については、階全体で算定)。
- 注-9 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注-10 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(1)項口 公会堂、集会場

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横 浜 市 火 災 予 防 条 例
消 火 器 (令第10条)	一 般	延べ面積 150㎡以上	(第45条) ・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
	地階、無窓階又は3階以上の階	床面積 50㎡以上	
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	
大 型 消 火 器 (規則第7条)	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋 内 消 火 栓 設 備 (令第11条)	一 般	延べ面積 500㎡以上 (注-1)	(第47条) 地階を除く階数5以上 (注-2)
	地階、無窓階又は4階以上の階	床面積 100㎡以上 (注-1)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	舞 台 部	床面積 ・地階、無窓階、4階以上の階300㎡以上 ・その他の階500㎡以上 (開放型ヘッド)	(第48条) 地階の部分で、(16の2)項と一体を成すものとして消防長に指定されたもの
	平 屋 建 以 外	床面積の合計 6,000㎡以上 (注-3)	
	地 階 、 無 窓 階	床面積 1,000㎡以上	
	4 階 以 上 10 階 以 下 の 階	床面積 1,500㎡以上 (注-3)	
	階 数 11 以 上 の も の	全 部 (注-3)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水 噴 霧 消 火 設 備 等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路	床面積 ・屋 上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1 階 500㎡以上 ・屋 上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・1,000kW以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋 外 消 火 栓 設 備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
動 力 消 防 ポ ンプ 設 備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物	(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-3)	
自 動 火 災 報 知 設 備 (令第21条)	一 般	延べ面積 300㎡以上	
	特 定 一 階 段 等	全 部 (注-5)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道 路	屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階	
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 (令第21条の2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。)) が設置されているもの (注-6)	
	地 階	床面積の合計 1,000㎡以上	

令別表第1(1)項口 公会堂、集会場

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 濱 市 火 災 予 防 条 例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一 般	延べ面積 300㎡以上 (注-7)
	契 約 電 流 容 量	50アンペアを超えるもの (注-7)
消 防 機 関 へ 通 報 する 火 災 報 知 設 備 (令第23条)	一 般	延べ面積 500㎡以上 (電話があれば免除)
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等	・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上
	非 常 ベ ル + 放 送 設 備 又 は サイ レ ン + 放 送 設 備	・ 収容人員300人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階	収容人員50人以上 (耐火構造の場合は2階を除く。)
	3 階 以 上 の 階 (注-8)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上
固 定 避 難 用 タ ラ ッ プ		(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	全 部
	通 路	
	客 席	
	標 識	
消 防 用 水 (令第27条)	・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ その他 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積 (地階を除く。) 25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)	舞 台 部	床面積 500㎡以上
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階	床面積の合計 700㎡以上
連 結 送 水 管 (令第29条)	一 般	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上
	道 路	全 部
	屋 上	(第57条) 回 転 翼 航 空 機 の 発 着 場 、 駐 車 場
非 常 コ ン セ ント 設 備 (令第29条の2)	一 般	地階を除く階数が11以上
	地 階	(第58条) 床面積1,000㎡以上
無 線 通 信 補 助 設 備 (令第29条の3)		
非 常 電 源	・ 延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・ その他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	
総 合 操 作 盤	・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注-9)	
防 災 セ ン タ ー (注-10)	(第68条の2) ・ 11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・ 5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・ 延べ面積50,000㎡以上	
簡 易 自 動 消 火 装 置	(第4条の4) ・ 延べ面積6,000㎡以上 ・ 地階厨房入力合計350kW以上 ・ 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上	

- 注-1 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注-2 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡ (主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以下のもの又は構造部を主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡ (壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注-3 規則第13条で定める部分を除く。
- 注-4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注-5 避難階以外の階 (1階及び2階を除く。) に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2 (階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1) 以上設けられていないものに設置
- 注-6 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則 (昭和23年厚生省令第35号) 第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管 (可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。) をいう。
- 注-7 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注-8 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること (収容人員については、階全体で算定)。
- 注-9 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注-10 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(2)項イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 浜 市 火 災 予 防 条 例
消 火 器 (令第10条)	一 般 全 部	(第45条) ・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」
大 型 消 火 器 (規則第7条)	指 定 可 燃 物	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋 内 消 火 栓 設 備 (令第11条)	一 般 延 べ 面 積 700㎡以上 (注一)	(第47条) 地階を除く階数5以上 (注二)
	地 階、無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階 指 定 可 燃 物	
	指 定 可 燃 物	
ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 (令第12条)	平 屋 建 以 外 延 べ 面 積 の 合 計 6,000㎡以上	(第48条) ・2以上の階のうち、地階、無窓階又は4階以上の階に達する吹き抜け部分を共有するものの床面積の合計が1,000㎡以上 ・地階の部分で、(16の2)項と一体を成すものとして消防長に指定されたもの
	地 階、無 窓 階 4 階 以 上 10 階 以 下 の 階 指 定 可 燃 物	
	指 定 可 燃 物	
水 噴 霧 消 火 設 備 等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分 回 転 翼 航 空 機、垂 直 離 着 陸 航 空 機 の 発 着 場 (泡、粉末)	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上 (第49条) ・油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・1,000kW以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等
	道 路 床 面 積 ・屋 上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分 床 面 積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場 床 面 積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 ・屋 上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	発 電 機、変 圧 器 等 電 気 設 備 床 面 積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	鍛 造 場、ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室 床 面 積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等 床 面 積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	指 定 可 燃 物 危 令 別 表 第 4 の 数 量 の 1,000 倍 以 上 の 「 指 定 可 燃 物 」	
	冷 凍 室、冷 蔵 室	
	屋 外 消 火 栓 設 備 (令第19条)	
動 力 消 防 ポ ンプ 設 備 (令第20条)	屋 内、屋 外 消 火 栓 設 備 設 置 対 象 物	(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注三)
自 動 火 災 報 知 設 備 (令第21条)	一 般 延 べ 面 積 300㎡以上	
	特 定 一 階 段 等 全 部 (注四)	
	地 階、無 窓 階 床 面 積 100㎡以上	
	指 定 可 燃 物 危 令 別 表 第 4 の 数 量 の 500 倍 以 上 の 「 指 定 可 燃 物 」	
	駐 車 場 部 分 地 階、2 階 以 上 の 階 床 面 積 200㎡以上	
	道 路 屋 上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
階 数 11 以 上 の 階 11階以上の階		
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 (令第21条の2)	一 般	建築物その他の工作物(収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。)で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの(温泉法(昭和23年法律第125号)第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。)が設置されているもの (注五)
	地 階	床面積の合計 1,000㎡以上

令別表第1(2)項イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 濱 市 火 災 予 防 条 例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一 般	延べ面積 300㎡以上 (注-6)
	契 約 電 流 容 量	50アンペアを超えるもの (注-6)
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一 般	延べ面積 500㎡以上 (電話があれば免除)
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等	・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上
	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備	・ 収容人員300人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階	収容人員50人以上 (耐火構造の場合は2階を除く。)
	2 階 以 上 の 階 (注-7)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上
固定避難用タラップ		(第54条) 6階以上の階で収容人員30人以上
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	
	通 路 全 部 標 識	
消 防 用 水 (令第27条)		・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積(地階を除く。)25,000㎡以上
排 煙 設 備 (令第28条)	地 階 、 無 窓 階	床面積 1,000㎡以上
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階	床面積の合計 700㎡以上
連 結 送 水 管 (令第29条)	一 般	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上
	道 路 全 部	
	地 階 、 無 窓 階 (1、2階を除く。)	(第57条) 床面積1,000㎡以上
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一 般	地階を除く階数が11以上
	地 階	(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
無線通信補助設備 (令第29条の3)		(第58条) 床面積1,000㎡以上
非 常 電 源		・ 延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・ そ の 他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備
総 合 操 作 盤		・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注-8)
防 災 セ ン タ ー (注-9)		(第68条の2) ・ 11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・ 5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・ 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置		(第4条の4) ・ 延べ面積6,000㎡以上 ・ 地階厨房入力合計350kW以上 ・ 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注-1 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。

注-2 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡ (主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあつては、200㎡) 以下のもの又は、主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡ (壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあつては200㎡) 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注-3 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注-4 避難階以外の階 (1階及び2階を除く。) に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合には、1) 以上設けられていないものに設置

注-5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則 (昭和23年厚生省令第35号) 第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれら間の配管 (可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。) をいう。

注-6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置

注-7 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること (収容人員については、階全体で算定)。

注-8 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注-9 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(2)項口 遊技場、ダンスホール

消防法、消防法施行令、消防法施行規則		横浜市火災予防条例
消 火 器 (令第10条)	一 般 全 部	(第45条) ・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」
大 型 消 火 器 (規則第7条)	指 定 可 燃 物	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋 内 消 火 栓 設 備 (令第11条)	一 般	延べ面積 700㎡以上 (注-1)
	地 階、無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	床面積 150㎡以上 (注-1)
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)
ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 (令第12条)	平 屋 建 以 外	床面積の合計 6,000㎡以上
	地 階、無 窓 階 4 階 以 上 10 階 以 下 の 階	床面積 1,000㎡以上
	階 数 11 以 上 の も の	全 部
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)
水 噴 霧 消 火 設 備 等 (令第13条) ・水 噴 霧 消 火 設 備 (令第14条) ・泡 消 火 設 備 (令第15条) ・不 活 性 ガ ス 消 火 設 備 (令第16条) ・ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備 (令第17条) ・粉 末 消 火 設 備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)
	道 路	床面積 ・屋 上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)
	駐 車 場	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1 階 500㎡以上 ・屋 上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、活性、ハロゲン、粉末)
	発 電 機、変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	鍛 造 場、ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」
	冷 凍 室、冷 蔵 室	
	屋 外 消 火 栓 設 備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上
動 力 消 防 ポ ンプ 設 備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物	(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の 延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-3)
自 動 火 災 報 知 設 備 (令第21条)	一 般	延べ面積 300㎡以上
	特 定 一 階 段 等	全 部 (注-4)
	地 階、無 窓 階	床面積 100㎡以上
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」
	駐 車 場 部 分	地階、2階以上の階 床面積 200㎡以上
	道 路	屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 (令第21条の2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注-5)
	地 階	床面積の合計 1,000㎡以上

令別表第1(2)項ロ 遊技場、ダンスホール

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 濱 市 火 災 予 防 条 例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一 般	延べ面積 300㎡以上 (注一六)
	契 約 電 流 容 量	50アンペアを超えるもの (注一六)
消 防 機 関 へ 通 報 する 火 災 報 知 設 備 (令第23条)	一 般	延べ面積 500㎡以上 (電話があれば免除)
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等	・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上
	非 常 ベ ル + 放 送 設 備 又 是 サイ レ ン + 放 送 設 備	・ 収容人員300人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階	収容人員50人以上 (耐火構造の場合は2階を除く。)
	2 階 以 上 の 階 (注一七)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上
固 定 避 難 用 タ ラ ッ プ		(第54条) 6階以上の階で収容人員30人以上
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	
	通 路 標 識	全 部
消 防 用 水 (令第27条)		・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積 (地階を除く。) 25,000㎡以上
排 煙 設 備 (令第28条)	地 階 、 無 窓 階	床面積 1,000㎡以上
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階	床面積の合計 700㎡以上
連 結 送 水 管 (令第29条)	一 般	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上
	道 路	全 部
	地 階 、 無 窓 階 (1、2階を除く。)	
非 常 コ ン セ ン ト 設 備 (令第29条の2)	一 般	地階を除く階数が11以上
	地 階	
無 線 通 信 補 助 設 備 (令第29条の3)		
非 常 電 源		・ 延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・ そ の 他 自 家 発 電 設 備 、 蓄 電 池 設 備 、 燃 料 電 池 設 備 又 は 専 用 受 電 設 備
総 合 操 作 盤		・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注一八)
防 災 セ ン タ ー (注一九)		(第68条の2) ・ 11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・ 5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・ 延べ面積50,000㎡以上
簡 易 自 動 消 火 装 置		(第4条の4) ・ 延べ面積6,000㎡以上 ・ 地階厨房入力合計350kW以上 ・ 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注一 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注二 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡ (主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以下のものまたは主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡ (壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以内ごとに 耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注三 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注四 避難階以外の階 (1階及び2階を除く。) に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2 (階段が屋外に設けられ、または避難上有効な構造を有する場合には、1) 以上設けられていないものに設置
- 注五 収容人員に係る「総務省令で定める数」は一人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則 (昭和23年厚生省令第35号) 第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管 (可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。) をいう。
- 注六 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注七 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部 (有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること (収容人員については、階全体で算定))。
- 注八 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注九 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(2)項ハ

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（(1)項イ、(2)項二、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 浜 市 火 災 予 防 条 例
消 火 器 (令第10条)	一 般 全 部	(第45条) ・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 電気設備等 ・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・ 危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」
大 型 消 火 器 (規則第7条)	指 定 可 燃 物	(第46条) ・ 乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・ 油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・ 500kW以上1,000kW未満の発電 ・ 駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋 内 消 火 栓 設 備 (令第11条)	一 般	延べ面積 700㎡以上 (注-1)
	地 階、窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	床面積 150㎡以上 (注-1)
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)
ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 (令第12条)	平 屋 建 以 外	床面積の合計 6,000㎡以上
	地 階、無 窓 階 4 階 以 上 10 階 以 下 の 階	床面積 1,000㎡以上
	階 数 11 以 上 の も の	全 部
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)
水 噴 霧 消 火 設 備 等 (令第13条) ・ 水 噴 霧 消 火 設 備 (令第14条) ・ 泡 消 火 設 備 (令第15条) ・ 不 活 性 ガ ス 消 火 設 備 (令第16条) ・ ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備 (令第17条) ・ 粉 末 消 火 設 備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)
	道 路	床面積 ・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積 ・ 地階、2階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)
	駐 車 場	床面積 ・ 地階、2階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)
	発 電 機、変 圧 器 等 備 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	鍛 造 場、ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」
	冷 凍 室、冷 蔵 室	
	屋 外 消 火 栓 設 備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上
動 力 消 防 ポ ンプ 設 備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物	(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の 延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-3)
自 動 火 災 報 知 設 備 (令第21条)	一 般	延べ面積 300㎡以上
	特 定 一 階 段 等	全 部 (注-4)
	地 階、無 窓 階	床面積 100㎡以上
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」
	駐 車 場 部 分	地階、2階以上の階 床面積 200㎡以上
	道 路	屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上
階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階	
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 (第21条の2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注-5)
	地 階	床面積の合計 1,000㎡以上

令別表第1(2)項ハ

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（(1)項イ、(2)項二、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 濱 市 火 災 予 防 条 例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一 般	延べ面積 300㎡以上 (注一6)
	契 約 電 流 容 量	50アンペアを超えるもの (注一6)
消 防 機 関 へ 通 報 する 火 災 報 知 設 備 (令第23条)	一 般	延べ面積 500㎡以上（電話があれば免除）
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等	・ 収容人員 50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上
	非 常 ベ ル + 放 送 設 備 又 は サイ レ ン + 放 送 設 備	・ 収容人員300人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階	収容人員50人以上（耐火構造の場合は2階を除く。）
	2 階 以 上 の 階（注一7）	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上
固 定 避 難 用 タ ラ ッ プ		(第54条) 6階以上の階で収容人員30人以上
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	
	通 路 全 部 標 識	
消 防 用 水 (令第27条)		・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積（地階を除く。）25,000㎡以上
排 煙 設 備 (令第28条)	地 階 、 無 窓 階	床面積 1,000㎡以上
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階	床面積の合計 700㎡以上
連 結 送 水 管 (令第29条)	一 般	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上
	道 路 全 部	
	地 階 、 無 窓 階 (1、2階を除く)	
非 常 コ ン セ ン ト 設 備 (令第29条の2)	一 般	地階を除く階数が11以上
	地 階	
無 線 通 信 補 助 設 備 (令第29条の3)		
非 常 電 源		・ 延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・ そ の 他 自 家 発 電 設 備 、 蓄 電 池 設 備 、 燃 料 電 池 設 備 又 は 専 用 受 電 設 備
総 合 操 作 盤		・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注一8)
防 災 セ ン タ ー (注一9)		(第68条の2) ・ 11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・ 5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・ 延べ面積50,000㎡以上
簡 易 自 動 消 火 装 置		(第4条の4) ・ 延べ面積6,000㎡以上 ・ 地階厨房入力合計350kW以上 ・ 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注一1 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注一2 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡（主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以下のものまたは主要構造部が耐火構造であるので、5階以上の部分が床面積の合計100平方メートル（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注一3 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消防設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注一4 避難階以外の階（1階及び2階を除く。）に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2（階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1）以上設けられていないものに設置
- 注一5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）をいう。
- 注一6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注一7 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること（収容人員については、階全体で算定）。
- 注一8 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注一9 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(2)項二 カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 浜 市 火 災 予 防 条 例
消 火 器 (令第10条)	一 般 全 部	(第45条) ・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」
大 型 消 火 器 (規則第7条)	指 定 可 燃 物	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋 内 消 火 栓 設 備 (令第11条)	一 般 延 べ 面 積 700㎡以上 (注-1)	(第47条) 地階を除く階数5以上 (注-2)
	地 階、無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階 指 定 可 燃 物	
ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 (令第12条)	平 屋 建 以 外 床 面 積 の 合 計 6,000㎡以上	(第48条) ・2以上の階のうち、地階・無窓階又は4階以上の階に達する吹き抜け部分を共有するものの床面積の合計が1,000㎡以上 ・地階の部分で、(16の2)項と一体を成すものとして消防長に指定されたもの
	地 階、無 窓 階 4 階 以 上 10 階 以 下 の 階 指 定 可 燃 物	
	床 面 積 1,000㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の 全 部	
水 噴 霧 消 火 設 備 等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回 転 翼 航 空 機、垂 直 離 着 陸 航 空 機 の 発 着 場 (泡、粉末)
	道 路	床 面 積 ・屋 上 600㎡以上 ・そ の 他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床 面 積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)
	駐 車 場	床 面 積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1 階 500㎡以上 ・屋 上 300㎡以上 ・機 械 装 置 駐 車 収 容 台 数 10 台 以 上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)
	発 電 機、変 圧 器 等 電 気 設 備	床 面 積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	鍛 造 場、ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床 面 積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	通 信 機 器 室 等	床 面 積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	指 定 可 燃 物	危 令 別 表 第 4 の 数 量 の 1,000 倍 以 上 の 「 指 定 可 燃 物 」
	冷 凍 室、冷 蔵 室	
	屋 外 消 火 栓 設 備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上
動 力 消 防 ポ ン プ 設 備 (令第20条)	屋 内、屋 外 消 火 栓 設 備 設 置 対 象 物	(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-3)
自 動 火 災 報 知 設 備 (令第21条)	一 般 全 部	
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 (令第21条の2)	一 般	建 築 物 そ の 他 の 工 作 (収 容 人 員 が 総 務 省 令 で 定 め る 数 に 満 た ない も の を 除 く。) で 内 部 に 温 泉 の 採 取 の た め の 設 備 で 総 務 省 令 で 定 め る も の (温 泉 法 (昭 和 23 年 法 律 第 125 号) 第 14 条 の 5 第 1 項 の 確 認 を 受 け た 者 が 当 該 確 認 に 係 る 温 泉 の 採 取 の 場 所 に お い て 温 泉 を 採 取 す る た め の 設 備 を 除 く。) が 設 置 さ れ て い る も の (注-4)
	地 階	床 面 積 の 合 計 1,000㎡以上

令別表第1(2)項ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に
利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 浜 市 火 災 予 防 条 例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一 般	延べ面積 300㎡以上 (注-5)
	契 約 電 流 容 量	50アンペアを超えるもの (注-5)
消 防 機 関 へ 通 報 する 火 災 報 知 設 備 (令第23条)	一 般	延べ面積 500㎡以上 (電話があれば免除)
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等	・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上
	非 常 ベ ル + 放 送 設 備 又 是 サイ レ ン ト 放 送 設 備	・ 収容人員300人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階	収容人員50人以上 (耐火構造の場合は2階を除く。)
	2 階 以 上 の 階 (注-6)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上
固 定 避 難 用 タ ラ ッ プ		(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	全 部
	通 路 標 識	
消 防 用 水 (令第27条)		・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積(地階を除く。)25,000㎡以上
排 煙 設 備 (令第28条)	地 階 、 無 窓 階	床面積 1,000㎡以上
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階	床面積の合計 700㎡以上
連 結 送 水 管 (令第29条)	一 般	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上
	道 路	全 部
	地 階 、 無 窓 階 (1、2階を除く。)	(第57条) 床面積1,000㎡以上
	屋 上	(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非 常 コ ン セ ン ト 設 備 (令第29条の2)	一 般	地階を除く階数が11以上
	地 階	(第58条) 床面積 1,000㎡以上
無 線 通 信 補 助 設 備 (令第29条の3)		
非 常 電 源		・ 延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・ そ の 他 自 家 発 電 設 備 、 蓄 電 池 設 備 、 燃 料 電 池 設 備 又 は 専 用 受 電 設 備
総 合 操 作 盤		・ 延べ面積 50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計 5,000㎡以上 (注-7)
防 災 セ ン タ ー (注-8)		(第68条の2) ・ 11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・ 5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・ 延べ面積50,000㎡以上
簡 易 自 動 消 火 装 置		(第4条の4) ・ 延べ面積6,000㎡以上 ・ 地階厨房入力合計350kW以上 ・ 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注-1 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注-2 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡(主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあつては、200㎡)以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあつては、200㎡)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注-3 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注-4 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管(可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。
- 注-5 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注-6 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること(収容人員については、階全体で算定)。
- 注-7 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注-8 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(3)項イ 待合、料理店その他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 濱 市 火 災 予 防 条 例	
消 火 器 (令第10条)	小規模特定飲食店等	全部	(注-1)
	上 記 以 外	延べ面積	150㎡以上
大型消火器 (規則第7条)	地 階 、 窓 階 又 3 階 以 上 の 階	床面積	50㎡以上
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般	延べ面積	700㎡以上 (注-2)
	地 階 、 無 窓 階 又 4 階 以 上 の 階	床面積	150㎡以上 (注-2)
スプリンクラー設備 (令第12条)	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
	平 屋 建 以 外	床面積の合計	6,000㎡以上 (注-4)
水噴霧消火設備等 (令第13条)	地 階 、 無 窓 階	床面積	1,000㎡以上
	4 階 以 上 10 階 以 下 の 階	床面積	1,500㎡以上 (注-4)
・水噴霧消火設備 (令第14条)	階 数 11 以 上 の も の	全部	(第48条) 地階の部分で、(16の2)項と一体を成すものとして消防長に指定されたもの
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
・泡消火設備 (令第15条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場(泡、粉末)	
	道 路	床面積	・屋上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)
・不活性ガス消火設備 (令第16条)	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積	・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)
	・ハロゲン化物消火設備 (令第17条)	駐 車 場	床面積
・粉末消火設備 (令第18条)	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積	200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
屋外消火栓設備 (令第19条)	鍛 造 場 、 ポ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積	200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	通 信 機 器 室 等	床面積	500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室	(第49条) 床面積合計500㎡以上	
自動火災報知設備 (令第21条)	1、2階床面積合計	耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
	屋 内 、 屋 外 消 火 栓 設 備 設 置 対 象 物	(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-5)	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	一 般	延べ面積	300㎡以上
	特 定 一 階 段 等	全部	(注-6)
自動火災報知設備 (令第21条)	地 階 、 無 窓 階	床面積	100㎡以上
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	駐 車 場 部 分	地階、2階以上の階	床面積 200㎡以上
	道 路	屋上	600㎡以上 其他 400㎡以上
自動火災報知設備 (令第21条)	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階	
	一 般	建築物その他の工作物(収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。)で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの(温泉法(昭和23年法律第125号)第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。)が設置されているもの (注-7)	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	地 階	床面積の合計	1,000㎡以上

令別表第1(3)項イ 待合、料理店その他これらに類するもの

消防法、消防法施行令、消防法施行規則		横浜市火災予防条例
漏電火災警報器 (令第22条)	一般	延べ面積 300㎡以上 (注-8)
	契約電流量	50アンペアを超えるもの (注-8)
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一般	延べ面積 1,000㎡以上 (電話があれば免除)
非常警報設備 (令第24条)	非常ベル等	・収容人員50人以上 ・地階及び無窓階の収容人員が20人以上
	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備	・収容人員300人以上 ・地階を除く階数が11以上 ・地階の階数が3以上
避難器具 (令第25条)	2階以上の階、地階	収容人員50人以上 (耐火構造の場合は2階を除く。)
	2階以上の階 (注-9)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上
固定避難用タラップ		(第55条) ・地階を除く階数11以上 ・高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘導灯 (令第26条)	避難口	全部
	通路	
消防用水 (令第27条)		・敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・高さ31mを超え、かつ、延べ面積(地階を除く。)25,000㎡以上
排煙設備 (令第28条)		
連結散水設備 (令第28条の2)	地階	床面積の合計 700㎡以上
連結送水管 (令第29条)	一般	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上
	道路	全部
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一般	地階を除く階数が11以上
	地階	
無線通信補助設備 (令第29条の3)		
非常電源		・延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・その他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備
総合操作盤		・延べ面積50,000㎡以上 ・地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 (注-10)
防災センター (注-11)		(第68条の2) ・11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置		(第4条の4) ・延べ面積6,000㎡以上 ・地階厨房入力合計350kW以上 ・軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注-1 規則第5条の2で定める防火上有効な措置を講じたものは除く。

注-2 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。

注-3 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡ (主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以下のものまたは主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡ (壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注-4 規則第13条で定める部分を除く。

注-5 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注-6 避難階以外の階 (1階及び2階を除く。) に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2 (階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1) 以上設けられていないものに設置

注-7 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則 (昭和23年厚生省令第35号) 第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれら間の配管 (可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。) をいう。

注-8 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床または天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置

注-9 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること (収容人員については、階全体で算定)。

注-10 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注-11 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(3)項口 飲食店

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 浜 市 火 災 予 防 条 例	
消 火 器 (令第10条)	小規模特定飲食店等	全部	(注-1)
	上 記 以 外	延べ面積	150㎡以上
大 型 消 火 器 (規則第7条)	地 階、無 窓 階 又 は 3 階 以 上 の	床面積	50㎡以上
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
屋 内 消 火 栓 設 備 (令第11条)	一 般	延べ面積	700㎡以上 (注-2)
	地 階、無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の	床面積	150㎡以上 (注-2)
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	平 屋 建 以 外	床面積の合計	6,000㎡以上 (注-4)
	地 階、無 窓 階	床面積	1,000㎡以上
	4 階 以 上 10 階 以 下 の	床面積	1,500㎡以上 (注-4)
	階 数 11 以 上 の も の	全部	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水 噴 霧 消 火 設 備 等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路	床面積	・屋 上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積	・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)
	駐 車 場	床面積	・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1 階 500㎡以上 ・屋 上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)
	発 電 機、変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積	200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	鍛 造 場、ボ イ ラー 室 乾 燥 室	床面積	200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	通 信 機 器 室 等	床面積	500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室、冷 蔵 室		
屋 外 消 火 栓 設 備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上		
動 力 消 防 ポンプ 設 備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物		(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-5)
自 動 火 災 報 知 設 備 (令第21条)	一 般	延べ面積	300㎡以上
	特 定 一 階 段 等	全部	(注-6)
	地 階・無 窓 階	床面積	100㎡以上
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2階以上の階	床面積 200㎡以上
	道 路	屋上	600㎡以上 其他 400㎡以上
	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階	
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 (令第21条の2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注-7)	
	地 階	床面積の合計	1,000㎡以上

令別表第1(3)項口 飲食店

消防法、消防法施行令、消防法施行規則		横浜市火災予防条例
漏電火災警報器 (令第22条)	一般	延べ面積 300㎡以上 (注-8)
	契約電流量	50アンペアを超えるもの (注-8)
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一般	延べ面積 1,000㎡以上 (電話があれば免除)
非常警報設備 (令第24条)	非常ベル等	・収容人員50人以上 ・地階及び無窓階の収容人員が20人以上
	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備	・収容人員300人以上 ・地階を除く階数が11以上 ・地階の階数が3以上
避難器具 (令第25条)	2階以上の階、地階	収容人員50人以上 (耐火構造の場合は2階を除く。)
	2階以上の階(注-9)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上
固定避難用タラップ		(第54条) 6階以上の階で収容人員30人以上
誘導灯 (令第26条)	避難口	
	通路	全部
消防用水 (令第27条)		・敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・高さ31mを超え、かつ、延べ面積(地階を除く。)25,000㎡以上
排煙設備 (令第28条)		
連結散水設備 (令第28条の2)	地階	床面積の合計 700㎡以上
連結送水管 (令第29条)	一般	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上
	道路	全部
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一般	地階を除く階数が11以上
	地階	
無線通信補助設備 (令第29条の3)		
非常電源		・延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・その他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備
総合操作盤		・延べ面積 50,000㎡以上 ・地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・地階の床面積の合計 5,000㎡以上 (注-10)
防災センター (注-11)		(第68条の2) ・11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置		(第4条の4) ・延べ面積6,000㎡以上 ・地階厨房入力合計350kW以上 ・軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注-1 規則第5条の2で定める防火上有効な措置を講じたものは除く。

注-2 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。

注-3 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡(主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあつては、200㎡)以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあつては、200㎡)以内ごとに耐火構造の若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注-4 規則第13条で定める部分を除く。

注-5 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注-6 避難階以外の階(1階及び2階を除く。)に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2(階段が屋外に設けられ、または避難上有効な構造を有する場合には、1)以上設けられていないものに設置

注-7 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号に規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管(可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。

注-8 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置

注-9 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること(収容人員については、階全体で算定)。

注-10 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注-11 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(4)項 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、展示場

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 濱 市 火 災 予 防 条 例
消 火 器 (令第10条)	一 般 延べ面積 150㎡以上	(第45条)
	地階、無窓階又は3階以上の階 床面積 50㎡以上	・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	
大 型 消 火 器 (規則第7条)	指 定 可 燃 物 危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋 内 消 火 栓 設 備 (令第11条)	一 般 延べ面積 700㎡以上 (注-1)	(第47条) 地階を除く階数5以上 (注-2)
	地階、無窓階又は4階以上の階 床面積 150㎡以上 (注-1)	
	指 定 可 燃 物 危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 (令第12条)	平 屋 建 以 外 床面積の合計 3,000㎡以上	(第48条) 地階の部分で、(16の2)項と一体を成すものとして消防長に指定されたもの
	地階、無窓階4階以上10階以下の階 床面積 1,000㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の 全 部	
水 噴 霧 消 火 設 備 等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分 回 転 翼 航 空 機、垂 直 離 着 陸 航 空 機 の 発 着 場 (泡、粉末)	
	道 路 床面積 ・屋上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分 床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場 床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 ・屋上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機、変 圧 器 等 備 用 電 気 設 備 床面積 200㎡以上(不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・1,000kW以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場、ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室 床面積 200㎡以上(不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等 床面積 500㎡以上(不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物 危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室、冷 蔵 室	(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋 外 消 火 栓 設 備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上
動 力 消 防 ポ ンプ 設 備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物	(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-3)
自 動 火 災 報 知 設 備 (令第21条)	一 般 延べ面積 300㎡以上	
	特 定 一 階 段 等 全 部 (注-4)	
	指 定 可 燃 物 危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分 地階、2階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道 路 屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
階 数 11 以 上 の も の 11階以上の階		
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 (令第21条の2)	一 般 建築物その他の工作物(収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。)で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの(温泉法(昭和23年法律第125号)第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。)が設置されているもの (注-5)	
	地 階 床面積の合計 1,000㎡以上	

令別表第1(4)項 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、展示場

消防法、消防法施行令、消防法施行規則		横浜市火災予防条例
漏電火災警報器 (令第22条)	一般	延べ面積 300㎡以上 (注一六)
	契約電流量	50アンペアを超えるもの (注一六)
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一般	延べ面積 500㎡以上 (電話があれば免除)
非常警報設備 (令第24条)	器具	・収容人員20人以上50人未満
	非常ベル等	・収容人員50人以上 ・地階及び無窓階の収容人員が20人以上
	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備	・収容人員300人以上 ・地階を除く階数が11以上 ・地階の階数が3以上
避難器具 (令第25条)	2階以上の階、地階	収容人員50人以上 (耐火構造の場合は2階を除く。)
	3階以上の階 (注一七)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上
固定避難用タラップ		(第55条) ・地階を除く階数11以上 ・高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘導灯 (令第26条)	避難口	全部
	通路	
	標識	
消防用水 (令第27条)		・敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・高さ31mを超え、かつ、延べ面積 (地階を除く。) 25,000㎡以上
排煙設備 (令第28条)	地階、無窓階	床面積 1,000㎡以上
連結散水設備 (令第28条の2)	地階	床面積の合計 700㎡以上
連結送水管 (令第29条)	一般	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上
	道路	全部
	地階、無窓階 (1、2階を除く)	
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一般	地階を除く階数が11以上
	地階	
無線通信補助設備 (令第29条の3)		
非常電源		・延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・その他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備
総合操作盤		・延べ面積 50,000㎡以上 ・地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・地階の床面積の合計 5,000㎡以上 (注一八)
防災センター (注一九)		(第68条の2) ・11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置		(第4条の4) ・延べ面積6,000㎡以上 ・地階厨房入力合計350kW以上 ・軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注一 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注二 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡ (主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあつては、200㎡) 以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡ (壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあつては、200㎡) 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注三 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注四 避難階以外の階 (1階及び2階を除く。) に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2 (階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合にあつては、1) 以上設けられていないものに設置
- 注五 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則 (昭和23年厚生省令第35号) 第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管 (可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。) をいう。
- 注六 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注七 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること (収容人員については、階全体で算定)。
- 注八 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注九 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(5)項イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横 浜 市 火 災 予 防 条 例
消 火 器 (令第10条)	一 般	延べ面積 150㎡以上	(第45条)
	地階、無窓階又は3階以上の階	床面積 50㎡以上	・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
大型消火器 (規則第7条)	少量危険物 指定可燃物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	
	指定可燃物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般	延べ面積 700㎡以上 (注一)	
	地階、無窓階又は4階以上の階	床面積 150㎡以上 (注一)	(第47条) 地階を除く階数5以上 (注二)
	指定可燃物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	平屋建以外	床面積の合計 6,000㎡以上 (注三)	
	地階、無窓階	床面積 1,000㎡以上	
	4階以上10階以下の階	床面積 1,500㎡以上 (注三)	(第48条) 地階の部分で、(16の2)項と一体を成すものとして消防長に指定されたもの
	階数11以上のもの	全部 (注三)	
水噴霧消火設備等 (令第13条)	屋上部分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路	床面積 ・屋上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自動車の修理整備部分	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 ・屋上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発電機、変圧器等 電気設備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・1,000kW以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等
	鍛造場、ボイラー室 乾燥室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通信機器室等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指定可燃物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷凍室、冷蔵室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物	(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注四)	
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般	延べ面積 全 部	
	特 定 一 階 段 等	全 部 (注五)	
	指定可燃物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道 路	屋上 600㎡以上 其他 400㎡以上	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注六)	
	地 階	床面積の合計 1,000㎡以上	

令別表第1(5)項イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 濱 市 火 災 予 防 条 例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一 般	延べ面積 150㎡以上 (注-7)
	契 約 電 流 容 量	50アンペアを超えるもの (注-7)
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一 般	延べ面積 500㎡以上
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等	・ 収容人員20人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上
	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備	・ 収容人員300人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階	・ 収容人員30人以上 ・ 収容人員10人以上 (下階に(1)~(4)、(9)、(12)イ、(13)イ、(14)、(15)項が存するもの)
	3 階 以 上 の 階 (注-8)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上
固定避難用タラップ		(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口 通 路 全 部 標 識	
消 防 用 水 (令第27条)		・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積(地階を除く。)25,000㎡以上
排 煙 設 備 (令第28条)		
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階	床面積の合計 700㎡以上
連 結 送 水 管 (令第29条)	一 般	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上
	道 路 全 部	
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一 般	地階を除く階数が11以上
	地 階	
無線通信補助設備 (令第29条の3)		
非 常 電 源		・ 延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・ そ の 他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備
総 合 操 作 盤		・ 延べ面積 50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計 5,000㎡以上 (注-9)
防 災 セ ン タ ー (注-10)		(第68条の2) ・ 11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・ 5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・ 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置		(第4条の4) ・ 延べ面積6,000㎡以上 ・ 地階厨房入力合計350kW以上 ・ 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注-1 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。

注-2 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡(主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注-3 規則第13条で定める部分を除く。

注-4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注-5 避難階以外の階(1階及び2階を除く。)に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2(階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1)以上設けられていないものに設置

注-6 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管(可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。

注-7 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置

注-8 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること(収容人員については、階全体で算定)。

注-9 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注-10 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(5)項ロ 寄宿舍、下宿、共同住宅

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横 浜 市 火 災 予 防 条 例
消 火 器 (令第10条)	一 般	延べ面積 150㎡以上	(第45条) ・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
	地階、無窓階又は3階以上の階	床面積 50㎡以上	
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	
大型消火器 (規則第7条)	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般	延べ面積 700㎡以上 (注-1)	(第47条) 地階を除く階数5以上 (注-2)
	地階、無窓階又は4階以上の階	床面積 150㎡以上 (注-1)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	地階、無窓階		(第48条) 床面積2,000㎡以上
	階数11以上のもの	11階以上の階	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場(泡、粉末)	
	道 路	床面積 ・屋上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自動車の修理整備部分	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 ・屋上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・1,000kW以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場 、 ポ イ ラ ー 室 乾 燥	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物	(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-3)	
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般	延べ面積 500㎡以上	(第51条) 延べ面積200㎡以上 (耐火、準耐火構造を除く。)
	地階、無窓階又は3階以上の階	床面積 300㎡以上	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道 路	屋上 600㎡以上 其他 400㎡以上	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	階数11以上のもの	11階以上の階	
	一 般	建築物その他の工作物(収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。)で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの(温泉法(昭和23年法律第125号)第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。)が設置されているもの (注-4)	

令別表第1(5)項口 寄宿舍、下宿、共同住宅

消防法、消防法施行令、消防法施行規則		横浜市火災予防条例
漏電火災警報器 (令第22条)	一般	延べ面積 150㎡以上 (注-5)
	契約電流量	50アンペアを超えるもの (注-5)
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一般	延べ面積 1,000㎡以上 (電話があれば免除)
非常警報設備 (令第24条)	非常ベル等	・収容人員50人以上 ・地階及び無窓階の収容人員が20人以上
	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備	・収容人員80人以上 ・地階を除く階数が11以上 ・地階の階数が3以上
避難器具 (令第25条)	2階以上の階、地階	・収容人員30人以上 ・収容人員10人以上 (下階に(1)~(4)、(9)、(12)イ、(13)イ、(14)、(15)項が存するもの)
	3階以上の階 (注-6)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上
固定避難用タラップ		(第55条) ・地階を除く階数11以上 ・高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘導灯 (令第26条)	避難口	地階、無窓階、11階以上の部分
	通路	地階、無窓階、11階以上の部分
	標識	全部
消防用水 (令第27条)		・敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・高さ31mを超え、かつ、延べ面積 (地階を除く。) 25,000㎡以上
排煙設備 (令第28条)		
連結散水設備 (令第28条の2)	地階	床面積の合計 700㎡以上
連結送水管 (令第29条)	一般	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上
	道路	全部
	地階、無窓階 (1、2階を除く)	
	屋上	(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一般	地階を除く階数が11以上
	地階	(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)		
非常電源	自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	・11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総合操作盤	・延べ面積 50,000㎡以上 ・地階を除く階数が15以上で、延べ面積30,000㎡以上 ・地階の床面積の合計 5,000㎡以上 (注-7)	
防災センター (注-8)		(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動火災装置		(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注-1 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注-2 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡ (主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡ (壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注-3 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消防設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注-4 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則 (昭和23年厚生省令第35号) 第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管 (可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。) をいう。
- 注-5 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注-6 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること (収容人員については、階全体で算定)。
- 注-7 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注-8 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(6)項イ(1)～(4) 病院、診療所、助産所

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則				横 濱 市 火 災 予 防 条 例	
消 火 器 (令第10条)	一 般	(6)イ(1)～(3)	(6)イ(4)		(第45条) ・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」			
大 型 消 火 器 (規則第7条)	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」			(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋 内 消 火 栓 設 備 (令第11条)	一 般	延べ面積 700㎡以上 (注-1) (注-2)		(第47条) 地階を除く階数5以上 (注-3)	
	地 階、無 窓 階 又 は 4 階 以 上 の 階	床面積 150㎡以上 (注-1)			
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)			
ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 (令第12条)	平 屋 建 以 外	(6)イ(1)(2) 全 部 (注-4) 上 記 以 外 で 床 面 積 の 合 計 3,000㎡ 以 上 (注-5)	(6)イ(3) 床 面 積 の 合 計 3,000 ㎡ 以 上 (注-5)	(6)イ(4) 床 面 積 の 合 計 6,000 ㎡ 以 上 (注-5)	(第48条) 地階の部分で、(16の2)項と一体を成すものとして消防長に指定されたもの
	地 階、無 窓 階	床面積 1,000㎡以上			
	4 階 以 上 10 階 以 下 の 階	床面積 1,500㎡以上 (注-5)			
	階 数 11 以 上 の も の	全 部 (注-5)			
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)			
水 噴 霧 消 火 設 備 等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場(泡、粉末)			
	道 路	床面積	・屋 上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)		
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積	・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)		
	駐 車 場	床面積	・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1 階 500㎡以上 ・屋 上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)		
	発 電 機、変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積	200㎡以上(不活性、ハロゲン、粉末)		
	鍛 造 場、ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積	200㎡以上(不活性、ハロゲン、粉末)		
	通 信 機 器 室 等	床面積	500㎡以上(不活性、ハロゲン、粉末)		
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」			
	冷 凍 室、冷 蔵 室	(第49条) 床面積合計500㎡以上			
	屋 外 消 火 栓 設 備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上			
動 力 消 防 ポ ンプ 設 備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物			(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の 延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-6)	
自 動 火 災 報 知 設 備 (令第21条)	一 般	(6)イ(1)～(3)	(6)イ(4)		
	全 部	延べ面積300㎡以上			
	特 定 一 階 段 等	全 部 (注-7)			
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」			
	駐 車 場 部 分	地階、2階以上の階	床面積 200㎡以上		
道 路	屋上	600㎡以上	その他 400㎡以上		
階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階				
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 (令第21条の2)	一 般	建築物その他の工作物(収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。)で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの(温泉法(昭和23年法律第125号)第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するの設備を除く。)が設置されているもの (注-8)			
	地 階	床面積の合計 1,000㎡以上			

令別表第1(6)項イ(1)～(4) 病院、診療所、助産所

消防法、消防法施行令、消防法施行規則		横浜市火災予防条例
漏電火災警報器 (令第22条)	一般	延べ面積 300㎡以上 (注-9)
	契約電流量	50アンペアを超えるもの (注-9)
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一般	(6)項イ(1)～(3)
		(6)項イ(4)
非常警報設備 (令第24条)	非常ベル等	収容人員20人以上
	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備	・収容人員300人以上 ・地階を除く階数が11以上 ・地階の階数が3以上
避難器具 (令第25条)	2階以上の階、地階	・収容人員20人以上 ・収容人員10人以上(下階に(1)～(4)、(9)、(12)イ、(13)イ、(14)、(15)項が存するもの)
	3階以上の階(注-10)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上
固定避難用タラップ		(第55条) ・地階を除く階数11以上 ・高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘導灯 (令第26条)	避難口	
	通路全部 標識	
消防用水 (令第27条)		・敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・高さ31mを超え、かつ、延べ面積(地階を除く。)25,000㎡以上
排煙設備 (令第28条)		
連結散水設備 (令第28条の2)	地階	床面積の合計 700㎡以上
連結送水管 (令第29条)	一般	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上
	道路全部	
	地階、無窓階 (1、2階を除く。)	
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一般	地階を除く階数が11以上
	地階	(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)		
非常電源		・延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・その他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備
総合操作盤		・延べ面積50,000㎡以上 ・地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注-11)
防災センター (注-12)		(第68条の2) ・11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置		(第4条の4) ・延べ面積6,000㎡以上 ・地階厨房入力合計350kW以上 ・軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注-1 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注-2 (6)項イ(1)及び(2)は、主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」又は1,000㎡に施行令第12条第2項第3号の2で定める部分の床面積の合計、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」又は1,000㎡に施行令第12条第2項第3号の2で定める部分の床面積の合計のいずれか小さい数値
- 注-3 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡(主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあつては、200㎡)以下のもの又は主要構造部が耐火構造が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあつては、200㎡)の以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注-4 規則第12条の2で定める構造を有するもの以外のもの
- 注-5 規則第13条で定める部分を除く。
- 注-6 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注-7 避難階以外の階(1階及び2階を除く。)に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2(階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合には、1)以上設けられていないものに設置
- 注-8 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号に規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管(可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。
- 注-9 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注-10 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること(収容人員については、階全体で算定)。
- 注-11 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注-12 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(6)項口(1)～(5) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）、老人福祉法第5条の2第4項、第5項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第5条第8項若しくは第15項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）若しくは短期入所等施設

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横 浜 市 火 災 予 防 条 例
消 火 器 (令第10条)	一 般 全 部		(第45条) ・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	
大 型 消 火 器 (規則第7条)	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入5,000kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋 内 消 火 栓 設 備 (令第11条)	一 般	延べ面積 700㎡以上 (注-1) (注-2)	(第47条) 地階を除く階数5以上 (注-3)
	地 階、無 窓 階 又 4 階 以 上 の 階	床面積 150㎡以上 (注-1)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 (令第12条)	一 般 全 部	(6)項口 (注-4) (注-5)	(6)項口(2)(4)(5) 左記以外で延べ面積275㎡以上 (注-5)
	平 屋 建 以 外	床面積の合計 6,000㎡以上 (注-5)	(第48条) 地階の部分で、(16の2)項と一体を成すものとして消防長に指定されたもの
	地 階、無 窓 階	床面積 1,000㎡以上	
	4 階 以 上 10 階 以 下 の 階	床面積 1,500㎡以上 (注-6)	
	階 数 11 以 上 の も の	全 部 (注-6)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場(泡、粉末)	
道 路	床面積 ・屋上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)		
水 噴 霧 消 火 設 備 等 (令第13条)	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	・水噴霧消火設備 (令第14条)	・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上	
・泡消火設備 (令第15条)	駐 車 場	床面積 ・屋上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン・粉末)	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上
・不活性ガス消火設備 (令第16条)	発 電 機、変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・1,000kW以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等
・ハロゲン化物消火設備 (令第17条)	鍛 造 場、ポ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
・粉末消火設備 (令第18条)	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室、冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
屋 外 消 火 栓 設 備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上		
動 力 消 防 ポ ンプ 設 備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物		(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-7)
自 動 火 災 報 知 設 備 (令第21条)	一 般 全 部		
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 (令第21条の2)	一 般	建築物その他の工作物(収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。)で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの(温泉法(昭和23年法律第125号)第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。)が設置されているもの (注-8)	
	地 階	床面積の合計 1,000㎡以上	

令別表第1(6)項口(1)～(5) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）、老人福祉法第5条の2第4項、第5項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第5条第8項若しくは第15項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）若しくは短期入所等施設

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 浜 市 火 災 予 防 条 例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一 般	延べ面積 300㎡以上 (注一9)
	契 約 電 流 容 量	50アンペアを超えるもの (注一9)
消 防 機 関 へ 通 報 する 火 災 報 知 設 備 (令第23条)	一 般	全 部
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	器 具	収容人員20人以上50人未満
	非 常 ベ ル 等	・収容人員50人以上 ・地階及び無窓階の収容人員が20人以上
避 難 器 具 (令第25条)	非 常 ベ ル + 放 送 設 備 又 是 サイレン+放送設備	・収容人員300人以上 ・地階を除く階数が11以上 ・地階の階数が3以上
	2 階 以 上 の 階 ・ 地 階	収容人員20人以上（下階に(1)～(4)、(9)、(12)イ、(13)イ、(14)、(15)項が存するもの10人以上)
固 定 避 難 用 タ ラ ッ プ	3 階 以 上 の 階 (注一10)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上
		(第55条) ・地階を除く階数11以上 ・高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	
	通 路 標 識	全 部
消 防 用 水 (令第27条)		・敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他5,000㎡以上 ・高さ31mを超え、かつ、延べ面積（地階を除く。）25,000㎡以上
排 煙 設 備 (令第28条)		
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階	床面積の合計 700㎡以上
連 結 送 水 管 (令第29条)	一 般	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上
	道 路	全 部
	地 階 、 無 窓 階 (1、2階を除く)	
非 常 コ ン セ ン ト 設 備 (令第29条の2)	一 般	地階を除く階数が11以上
	地 階	
無 線 通 信 補 助 設 備 (令第29条の3)		
非 常 電 源		・延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・そ の 他 自 家 発 電 設 備 、 蓄 電 池 設 備 、 燃 料 電 池 設 備 又 は 専 用 受 電 設 備
総 合 操 作 盤		・延べ面積5,000㎡以上 ・地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注一11)
防 災 セ ン タ ー (注一12)		(第68条の2) ・11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・延べ面積50,000㎡以上
簡 易 自 動 消 火 装 置		(第4条の4) ・延べ面積6,000㎡以上 ・地階厨房入力合計350kW以上 ・軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注一1 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注一2 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」又は1,000㎡に施行令第12条第2項第3号の2で定める部分の床面積の合計、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」又は1,000㎡に施行令第12条第2項第3号の2で定める部分の床面積の合計のいずれか小さい数値
- 注一3 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡（主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以下のもの又は主要構造部が耐火構造で、5階以上の部分が床面積の合計100㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注一4 (6)項口(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物で、介助がなければ避難できない者として規則第12条の3で定める者を主として入所させるものに限る。
- 注一5 規則第12条の2で定める構造のものを除く。
- 注一6 規則第13条で定める部分を除く。
- 注一7 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注一8 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）をいう。
- 注一9 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注一10 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること（収容人員については、階全体で算定）。
- 注一11 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注一12 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(6)項ハ(1)～(5) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）、児童福祉法第6条の2の2第2項若しくは第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第5条第7項、第8項、若しくは第12項から第15項までに規定する生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所施設を除く。）」

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横 浜 市 火 災 予 防 条 例
消 火 器 (令第10条)	一 般	延べ面積 150㎡以上	(第45条) ・ 火花を生ずる設備のある場所 ・ 電気設備等 ・ 多量の火気を使用する場所 ・ 核燃料等 ・ 危険物、指定可燃物
	地階、無窓階又は3階以上の階	床面積 50㎡以上	
	少量危険物 指定可燃物	・ 危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・ 危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	
大型消火器 (規則第7条)	指定可燃物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・ 乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・ 油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・ 500kW以上1,000kW未満の発電 ・ 駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般	延べ面積 700㎡以上 (注-1)	(第47条) 地階を除く階数5以上 (注-2)
	地階、無窓階又は4階以上の階	床面積 150㎡以上 (注-1)	
	指定可燃物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	平屋建以外	床面積の合計 6,000㎡以上 (注-3)	(第48条) 地階の部分で、(16の2)項と一体を成すものとして消防長に指定されたもの
	地階、無窓階	床面積 1,000㎡以上	
	4階以上10階以下の階	床面積 1,500㎡以上 (注-3)	
	階数11以上のもの	全 部	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・ 水噴霧消火設備 (令第14条) ・ 泡消火設備 (令第15条) ・ 不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・ 粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場（泡、粉末）	(第49条) ・ 床面積の合計700㎡以上 ・ 吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上
	道 路	床面積 ・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自動車の修理整備部分	床面積 ・ 地階、2階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・ 地階、2階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上（不活性、ハロゲン、粉末）	
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上（不活性、ハロゲン、粉末）	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上（不活性、ハロゲン、粉末）	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室		
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物	(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-4)	
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般	全 部 又は延べ面積300㎡以上 (注-5)	(第51条) 延べ面積200㎡以上 (耐火、準耐火構造を除く。) (注-7)
	特 定 一 階 段 等	全 部 (注-6)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2階以上の階 床面積 200㎡以上	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	道 路	屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	建 築 物 其 他 の 工 作 物（収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。）で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの（温泉法昭和23年法律第125号）第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。）が設置されているもの (注-8)
	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階	
	地 階	床面積の合計 1,000㎡以上	

令別表第1(6)項ハ(1)～(5) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）、児童福祉法第6条の2第2項若しくは第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第5条第7項、第8項、若しくは第12項から第15項までに規定する生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所施設を除く。）

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 浜 市 火 災 予 防 条 例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一 般	延べ面積 300㎡以上 (注一9)
	契 約 電 流 容 量	50アンペアを超えるもの (注一9)
消 防 機 関 へ 通 報 する 火 災 報 知 設 備 (令第23条)	一 般	延べ面積 500㎡以上
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	器 具	・ 収容人員20人以上50人未満
	非 常 ベ ル 等	・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上
	非 常 ベ ル + 放 送 設 備 又 は サイ レ ン + 放 送 設 備	・ 収容人員300人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階	収容人員20人以上（下階に(1)～(4)、(9)、(12)イ、(13)イ、(14)、(15)項が存するもの10人以上）
	3 階 以 上 の 階 (注一10)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上
固 定 避 難 用 タ ラ ッ プ		(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	全 部
	通 路	
	標 識	
消 防 用 水 (令第27条)		・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積（地階を除く。）25,000㎡以上
排 煙 設 備 (令第28条)		
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階	床面積の合計 700㎡以上
連 結 送 水 管 (令第29条)	一 般	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上
	道 路	全 部
	地 階 、 無 窓 階 (1、2階を除く。)	
	屋 上	(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非 常 コ ン セ ント 設 備 (令第29条の2)	一 般	地階を除く階数が11以上
	地 階	(第58条) 床面積1,000㎡以上
無 線 通 信 補 助 設 備 (令第29条の3)		
非 常 電 源		・ 延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・ そ の 他 自 家 発 電 設 備 、 蓄 電 池 設 備 、 燃 料 電 池 設 備 又 は 専 用 受 電 設 備
総 合 操 作 盤		・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注一11)
防 災 セ ン タ ー (注一12)		(第68条の2) ・ 11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・ 5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・ 延べ面積50,000㎡以上
簡 易 自 動 消 火 装 置		(第4条の4) ・ 延べ面積6,000㎡以上 ・ 地階厨房入力合計350kW以上 ・ 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注一1 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。

注一2 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡（主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以下のもの又は 主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注一3 規則第13条で定める部分を除く。

注一4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注一5 利用者を入居又は宿泊させる施設以外にあっては、延面積300㎡以上に設置

注一6 避難階以外の階（1階及び2階を除く。）に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2（階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1）以上設けられていないものに設置

注一7 児童養護施設、児童自立支援施設（通所施設を除く。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第5条第10項または第16項に規定する共同生活介護又は共同生活援助を行う施設その他これらに類するものに限る。

注一8 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれら間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）をいう。

注一9 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置

注一10 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること（収容人員については、階全体で算定）。

注一11 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注一12 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(6)項二 幼稚園、特別支援学校

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横 浜 市 火 災 予 防 条 例
消 火 器 (令第10条)	一 般	延べ面積 150㎡以上	(第45条) ・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
	地階、無窓階又は3階以上の階	床面積 50㎡以上	
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	
大型消火器 (規則第7条)	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般	延べ面積 700㎡以上 (注-1)	(第47条) 地階を除く階数5以上 (注-2)
	地階、無窓階又は4階以上の階	床面積 150㎡以上 (注-1)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	平 屋 建 以 外	床面積の合計 6,000㎡以上	(第48条) 地階の部分で、(16の2)項と一体を成すものとして消防長に指定されたもの
	地階、無窓階	床面積 1,000㎡以上	
	4階以上10階以下の階	床面積 1,500㎡以上 (注-3)	
	階数11以上のもの	全 部	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場(泡、粉末)	
	道 路	床面積 ・屋上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自動車の修理整備部分	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 ・屋上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・1,000kW以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物	(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-4)	
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般	延べ面積 300㎡以上	(注-5)
	特 定 一 階 段 等	全 部	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道 路	屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
	階数11以上のもの	11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	一 般	建築物その他の工作物(収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。)で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの(温泉法(昭和23年法律第125号)第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。)が設置されているもの (注-6)	
	地 階	床面積の合計 1,000㎡以上	

令別表第1(6)項二 幼稚園、特別支援学校

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横 浜 市 火 災 予 防 条 例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一	般	延べ面積 300㎡以上 (注-7)
		契 約 電 流 容 量	50アンペアを超えるもの (注-7)
消 防 機 関 へ 通 報 する 火 災 報 知 設 備 (令第23条)	一	般	延べ面積 500㎡以上 (電話があれば免除)
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	器 具		収容人員20人以上50人未満
	非 常 ベ ル 等		・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上
	非 常 ベ ル + 放 送 設 備 又 是 サイ レ ン + 放 送 設 備		・ 収容人員300人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階		収容人員20人以上 (下階に(1)~(4)、(9)、(12)イ、(13)イ、(14)、(15)項が存するもの10人以上)
	3 階 以 上 の 階 (注-8)		避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上
固 定 避 難 用 タ ラ ッ プ			(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口		
	通 路 標 識	全 部	
消 防 用 水 (令第27条)			・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積 (地階を除く。) 25,000㎡以上
排 煙 設 備 (令第28条)			
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階		床面積の合計 700㎡以上
連 結 送 水 管 (令第29条)	一	般	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上
	道 路	全 部	
	地 階 、 無 窓 階 (1、2階を除く。)		
	屋 上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非 常 コ ン セ ン ト 設 備 (令第29条の2)	一	般	地階を除く階数が11以上
	地 階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無 線 通 信 補 助 設 備 (令第29条の3)			
非 常 電 源			・ 延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・ そ の 他 自 家 発 電 設 備 、 蓄 電 池 設 備 、 燃 料 電 池 設 備 又 は 専 用 受 電 設 備
総 合 操 作 盤			・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注-9)
防 災 セ ン タ ー (注-10)			(第68条の2) ・ 11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・ 5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・ 延べ面積50,000㎡以上
簡 易 自 動 消 火 装 置			(第4条の4) ・ 延べ面積6,000㎡以上 ・ 地階厨房入力合計350kW以上 ・ 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注-1 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。

注-2 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡ (主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡ (壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注-3 規則第13条で定める部分を除く。

注-4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注-5 避難階以外の階 (1階及び2階を除く。) に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2 (階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1) 以上設けられていないものに設置

注-6 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則 (昭和23年厚生省令第35号) 第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれら間の配管 (可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。) をいう。

注-7 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置

注-8 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること (収容人員については、階全体で算定)。

注-9 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注-10 防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(7)項 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 浜 市 火 災 予 防 条 例
消 火 器 (令第10条)	一 般	延べ面積 300㎡以上
	地階、無窓階又は3階以上の階	床面積 50㎡以上
大型消火器 (規則第7条)	少量危険物 指定可燃物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」
	指定可燃物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般	延べ面積 700㎡以上 (注-1)
	地階、無窓階又は4階以上の階	床面積 150㎡以上 (注-1)
	指定可燃物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)
スプリンクラー設備 (令第12条)	地階、無窓階	(第48条) 床面積2,000㎡以上
	階数11以上のもの	11階以上の階
	指定可燃物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋上部分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)
	道 路	床面積 ・屋上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)
	自動車の修理整備部分	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)
	駐 車 場	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 ・屋上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)
	発電機、変圧器等 電気設備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	鍛造場、ボイラー室 乾燥室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	通信機器室等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	指定可燃物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」
	冷凍室、冷蔵室	(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物	(第50条) (注-4) 同一敷地内にある2以上の建築物の 延べ面積の合計3,000㎡以上
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般	延べ面積 500㎡以上
	地階、無窓階又は3階以上の階	床面積 300㎡以上
	指定可燃物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」
	駐 車 場 部 分	地階、2階以上の階 床面積 200㎡以上
	道 路	屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注-6)

令別表第1(7)項 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
漏電火災警報器 (令第22条)	一 般	延べ面積 300㎡以上 (注-6)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一 般	延べ面積 1,000㎡以上 (電話があれば免除)	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等	・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備	・ 収容人員800人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階	収容人員50人以上 (耐火構造の場合は2階を除く。)	(第54条)
	3 階 以 上 の 階 (注-7)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	6階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ			(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	地階、無窓階、11階以上の階	(第56条) 延べ面積300㎡以上 (注-8)
	通 路	地階、無窓階、11階以上の階	
	標 識 全 部		
消 防 用 水 (令第27条)		・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積 (地階を除く。) 25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)			
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階	床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	一 般	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道 路	全 部	
	屋 上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一 般	地階を除く階数が11以上	
	地 階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)			
非 常 電 源		自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	・ 11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・ 7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総 合 操 作 盤		・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が15以上で、延べ面積30,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注-9)	
防 災 セ ン タ ー (注-10)			(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置			(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注-1 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注-2 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡ (主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあつては、200㎡) 以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡ (壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあつては、200㎡) 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注-3 規則第13条で定める部分を除く。
- 注-4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注-5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管(可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。
- 注-6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注-7 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること(収容人員については、階全体で算定)。
- 注-8 日出から日没までの間のみ使用する防火対象物で、採光が避難上十分であるものを除く。
- 注-9 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注-10 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(8)項 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 濱 市 火 災 予 防 条 例
消 火 器 (令第10条)	一 般	延べ面積 300㎡以上
	地階、無窓階又は3階以上の階	床面積 50㎡以上
大型消火器 (規則第7条)	少量危険物 指定可燃物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」
	指定可燃物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般	延べ面積 700㎡以上 (注-1)
	地階、無窓階又は4階以上の階	床面積 150㎡以上 (注-1)
	指定可燃物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)
スプリンクラー設備 (令第12条)	地階、無窓階	
	階数11以上のもの	11階以上の階 (注-3)
	指定可燃物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)
	道 路	床面積 ・屋 上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)
	自動車の修理整備部分	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)
	駐 車 場	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1 階 500㎡以上 ・屋 上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室	
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物	(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-4)
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般	延べ面積 500㎡以上
	地階、無窓階又は3階以上の階	床面積 300㎡以上
	指定可燃物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」
	駐 車 場 部 分	地階、2階以上の階 床面積 200㎡以上
	道 路	屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上
	階数11以上のもの	11階以上の階
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注-5)

令別表第1(8)項 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横 浜 市 火 災 予 防 条 例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	—	般 延べ面積 500㎡以上 (注-6)	
消 防 機 関 へ 通 報 する 火 災 報 知 設 備 (令第23条)	—	般 延べ面積 1,000㎡以上 (電話があれば免除)	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等	・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非 常 ベ ル + 放 送 設 備 又 是 サイ レ ン + 放 送 設 備	・ 収容人員800人以上 ・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階	収容人員50人以上 (耐火構造の場合は2階を除く。)	(第54条)
	3 階 以 上 の 階 (注-7)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	6階以上の階で収容人員30人以上
固 定 避 難 用 タ ラ ッ プ			(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	地階、無窓階、11階以上の部分	
	通 路	地階、無窓階、11階以上の部分	
	標 識 全 部		
消 防 用 水 (令第27条)		・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積(地階を除く。)25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)			
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階	床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	—	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道 路	全 部	
	屋 上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非 常 コ ン セ ン ト 設 備 (令第29条の2)	—	地階を除く階数が11以上	
	地 階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無 線 通 信 補 助 設 備 (令第29条の3)			
非 常 電 源		自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	・ 11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・ 7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総 合 操 作 盤		・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が15以上で、延べ面積30,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注-8)	
防 災 セ ン タ ー (注-9)			(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡 易 自 動 消 火 装 置			(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注-1 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注-2 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡(主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以下のもの又は(主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注-3 規則第13条で定める部分を除く。
- 注-4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注-5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれら間の配管(可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。
- 注-6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注-7 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること(収容人員については、階全体で算定)。
- 注-8 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注-9 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(9)項イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横 浜 市 火 災 予 防 条 例	
消 火 器 (令第10条)	一 般	延べ面積 150㎡以上	(第45条)	
	地階、無窓階又は3階以上の階	床面積 50㎡以上	・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物	
大型消火器 (規則第7条)	少量危険物 指定可燃物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」		
	指定可燃物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上	
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般	延べ面積 700㎡以上 (注-1)		
	地階、無窓階又は4階以上の階	床面積 150㎡以上 (注-1)	(第47条) 地階を除く階数5以上 (注-2)	
	指定可燃物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)		
スプリンクラー設備 (令第12条)	平屋建以外	床面積の合計 6,000㎡以上 (注-3)		
	地階、無窓階	床面積 1,000㎡以上		
	4階以上10階以下の階	床面積 1,500㎡以上 (注-3)	(第48条) 地階の部分で、(16の2)項と一体を成すものとして消防長に指定されたもの	
	階数11以上のもの	全部 (注-3)		
水噴霧消火設備等 (令第13条)	屋上部分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)		
	道 路	床面積 ・屋上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)		
	自動車の修理整備部分	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)		
	駐 車 場	床面積	・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 ・屋上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上
		発電機、変圧器等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・1,000kW以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等
	鍛造場、ボイラー室 乾 燥	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)		
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」		
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上	
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上		
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物	(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-4)		
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般	延べ面積 200㎡以上		
	特 定 一 階 段 等	全部 (注-5)		
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」		
	駐 車 場 部 分	地階、2階以上の階 床面積 200㎡以上		
	道 路	屋上 600㎡以上 其他 400㎡以上		
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	階数11以上のもの	11階以上の階		
	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注-6)		
	地 階	床面積の合計 1,000㎡以上		

令別表第1(9)項イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横浜市火災予防条例
漏電火災警報器 (令第22条)	一般	延べ面積 150㎡以上 (注一七)
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一般	延べ面積 1,000㎡以上 (電話があれば免除)
非常警報設備 (令第24条)	非常ベル等	収容人員20人以上
	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備	・収容人員300人以上 ・地階を除く階数が11以上 ・地階の階数が3以上
避難器具 (令第25条)	2階以上の階、地階	収容人員50人以上 (耐火構造の場合は2階を除く。)
	3階以上の階(注一八)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上
固定避難用タラップ		(第54条) 6階以上の階で収容人員30人以上
誘導灯 (令第26条)	避難口	
	通路全部 標識	
消防用水 (令第27条)		・敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・高さ31mを超え、かつ、延べ面積(地階を除く。)25,000㎡以上
排煙設備 (令第28条)		
連結散水設備 (令第28条の2)	地階	床面積の合計 700㎡以上
連結送水管 (令第29条)	一般	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上
	道路全部	
非常コンセント設備 (令第29条の2)	屋上	
	一般	地階を除く階数が11以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)	地階	
	階	
非常電源		・延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・その他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備
総合操作盤		・延べ面積50,000㎡以上 ・地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注一九)
防災センター (注一十)		(第68条の2) ・11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置		(第4条の4) ・延べ面積6,000㎡以上 ・地階厨房入力合計350kW以上 ・軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注一 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。

注二 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡(主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注三 規則第13条で定める部分を除く。

注四 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注五 避難階以外の階(1階及び2階を除く。)に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2(階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1)以上設けられていないものに設置。

注六 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれら間の配管(可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。

注七 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置

注八 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するもの(収容人員については、階全体で算定)。

注九 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注一十 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(9)項 (9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 浜 市 火 災 予 防 条 例
消 火 器 (令第10条)	一 般 延べ面積 150㎡以上	(第45条)
	地階、無窓階又は3階以上の階 床面積 50㎡以上	・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
大型消火器 (規則第7条)	少量危険物 指定可燃物 ・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入5,000kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般 延べ面積 700㎡以上 (注-1)	(第47条) 地階を除く階数5以上 (注-2)
	地階、無窓階又は4階以上の階 床面積 150㎡以上 (注-1)	
	指定可燃物 危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	階数11以上のもの 11階以上の階 (注-3)	
	指定可燃物 危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋上部分 回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場(泡、粉末)	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上
	道路 床面積 ・屋上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自動車の修理整備部分 床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐車場 床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 ・屋上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	発電機、変圧器等 電気設備 床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	鍛造場、ボイラー室 乾燥室 床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通信機器室等 床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	指定可燃物 危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷凍室、冷蔵室	
	屋外消火栓設備 (令第19条)	
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物	(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-4)
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般 延べ面積 500㎡以上	
	地階、無窓階又は3階以上の階 床面積 300㎡以上	
	指定可燃物 危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐車場部分 地階、2階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道路 屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
階数11以上のもの 11階以上の階		
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	一 般 建築物その他の工作物(収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。)で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの(温泉法(昭和23年法律第125号)第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。)が設置されているもの (注-5)	

令別表第1(9)項ロ (9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 浜 市 火 災 予 防 条 例
漏電火災警報器 (令第22条)	— 般 延べ面積 150㎡以上 (注-6)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	— 般 延べ面積 1,000㎡以上 (電話があれば免除)	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	器 具 収容人員20人以上50人未満	
	非 常 ベ ル 等 ・収容人員50人以上 ・地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備 ・地階を除く階数が11以上 ・地階の階数が3以上	
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階 収容人員50人以上 (耐火構造の場合は2階を除く。)	(第54条)
	3 階 以 上 の 階 (注-7) 避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	6階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ		(第55条) ・地階を除く階数11以上 ・高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口 通 路 全 部 標 識	
消 防 用 水 (令第27条)	・敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・高さ31mを超え、かつ、延べ面積(地階を除く。)25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)		
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階 床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	— 般 地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道 路 全 部	
	地 階 、 無 窓 階 (1、2階を除く)	(第57条) 床面積1,000㎡以上
	屋 上	回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	— 般 地階を除く階数が11以上	
	地 階	(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)		
非 常 電 源	自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	・11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総 合 操 作 盤	・延べ面積50,000㎡以上 ・地階を除く階数が15以上で、延べ面積30,000㎡以上 ・地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注-8)	
防 災 セ ン タ ー (注-9)		(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置		(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注-1 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。

注-2 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡(主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注-3 規則第13条で定める部分を除く。

注-4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注-5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管(可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。

注-6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置

注-7 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること(収容人員については、階全体で算定)。

注-8 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注-9 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(10)項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 濱 市 火 災 予 防 条 例
消 火 器 (令第10条)	一 般	延べ面積 300㎡以上 (第45条)
	地階、無窓階又は3階以上の階	床面積 50㎡以上 ・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
大型消火器 (規則第7条)	少量危険物 指定可燃物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」
	指定可燃物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」 (第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般	延べ面積 700㎡以上 (注-1)
	地階、無窓階又は4階以上の階	床面積 150㎡以上 (注-1)
	指定可燃物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)
スプリンクラー設備 (令第12条)	階数11以上のもの	11階以上の階 (注-3)
	指定可燃物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋上部分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場（泡、粉末）
	道路	床面積 ・屋上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)
	自動車の修理整備部分	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)
	駐車場	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 ・屋上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)
	発電機、変圧器等 電気設備	床面積 200㎡以上（不活性、ハロゲン、粉末） (第49条) ・油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・1,000kW以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等
	鍛造場、ボイラー室 乾燥室	床面積 200㎡以上（不活性、ハロゲン、粉末）
	通信機器室等	床面積 500㎡以上（不活性、ハロゲン、粉末） (第49条) 11階以上の階
	指定可燃物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」
	冷凍室、冷蔵室	(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物 (第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-4)	
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般	延べ面積 500㎡以上
	地階・無窓階又は3階以上の階	床面積 300㎡以上
	指定可燃物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」
	駐車場部分	地階、2階以上の階 床面積 200㎡以上
	道路	屋上 600㎡以上 其他 400㎡以上
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	階数11以上のもの	11階以上の階
	一 般	建築物その他の工作物（収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。）で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの（温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。）が設置されているもの (注-5)

令別表第1(10)項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 浜 市 火 災 予 防 条 例
漏電火災警報器 (令第22条)	— 一般	延べ面積 500㎡以上 (注-6)
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	— 一般	延べ面積 1,000㎡以上 (電話があれば免除)
非常警報設備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等	・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上
	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備	・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階	収容人員50人以上 (耐火構造の場合は2階を除く。)
	3 階 以 上 の 階 (注-7)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上
固定避難用タラップ		(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	地階、無窓階、11階以上の部分
	通 路	地階、無窓階、11階以上の部分
	標 識	全 部
消 防 用 水 (令第27条)		・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積(地階を除く。)25,000㎡以上
排 煙 設 備 (令第28条)	地 階 、 無 窓 階	床面積 1,000㎡以上
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階	床面積の合計 700㎡以上
連 結 送 水 管 (令第29条)	— 一般	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上
	道 路	全 部
	地 階 、 無 窓 階 (1、2階を除く)	
非常コンセント設備 (令第29条の2)	— 一般	地階を除く階数が11以上
	地 階	
無線通信補助設備 (令第29条の3)		
非 常 電 源	自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	・ 11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・ 7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総 合 操 作 盤		・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が15以上で、延べ面積30,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注-8)
防 災 セ ン タ ー (注-9)		(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置		(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注-1 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注-2 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡(主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあつては、200㎡)以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあつては、200㎡)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注-3 規則第13条で定める部分を除く。
- 注-4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注-5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管(可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。
- 注-6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注-7 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること(収容人員については、階全体で算定)。
- 注-8 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注-9 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(11)項 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 浜 市 火 災 予 防 条 例
消 火 器 (令第10条)	一 般	延べ面積 300㎡以上
	地階、無窓階又は3階以上の階	床面積 50㎡以上
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・ 危令別表第3の数量の1/5以上数量未滿の「危険物」 ・ 危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」
大 型 消 火 器 (規則第7条)	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」
屋 内 消 火 栓 設 備 (令第11条)	一 般	延べ面積 1,000㎡以上 (注-1)
	地階、無窓階又は4階以上の階	床面積 200㎡以上 (注-1)
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)
スプリンクラー設備 (令第12条)	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階 (注-3)
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)
水 噴 霧 消 火 設 備 等 (令第13条) ・ 水 噴 霧 消 火 設 備 (令第14条) ・ 泡 消 火 設 備 (令第15条) ・ 不 活 性 ガ ス 消 火 設 備 (令第16条) ・ ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備 (令第17条) ・ 粉 末 消 火 設 備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)
	道 路	床面積 ・ 屋 上 600㎡以上 ・ その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積 ・ 地階、2階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)
	駐 車 場	床面積 ・ 地階、2階以上の階 200㎡以上 ・ 1 階 500㎡以上 ・ 屋 上 300㎡以上 ・ 機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室	
	屋 外 消 火 栓 設 備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上
動 力 消 防 ポ ンプ 設 備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物	(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-4)
自 動 火 災 報 知 設 備 (令第21条)	一 般	延べ面積 1,000㎡以上
	地階、無窓階又は3階以上の階	床面積 300㎡以上
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」
	駐 車 場 部 分	地階、2階以上の階 床面積 200㎡以上
	道 路	屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上
	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 (令第21条の2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注-5)

令別表第1(11)項 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
漏電火災警報器 (令第22条)	— 一般	延べ面積 500㎡以上 (注-6)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	— 一般	延べ面積 1,000㎡以上 (電話があれば免除)	
非常警報設備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等	・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備	・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上	
避難器具 (令第25条)	2階以上の階、地階	収容人員50人以上 (耐火構造の場合は2階を除く。)	(第54条)
	3階以上の階 (注-7)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	6階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ			(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	地階、無窓階、11階以上の部分	
	通 路	地階、無窓階、11階以上の部分	
	標 識	全 部	
消 防 用 水 (令第27条)		・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積 (地階を除く。) 25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)			
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階	床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	— 一般	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道 路	全 部	
	屋 上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	— 一般	地階を除く階数が11以上	
	地 階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)			
非 常 電 源		自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	・ 11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・ 7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総 合 操 作 盤		・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が15以上で、延べ面積30,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注-8)	
防 災 セ ン タ ー (注-9)			(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置			(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注-1 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。

注-2 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡ (主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡ (壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡) 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注-3 規則第13条で定める部分を除く。

注-4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注-5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則 (昭和23年厚生省令第35号) 第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれら間の配管 (可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。) をいう。

注-6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置

注-7 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること (収容人員については、階全体で算定)。

注-8 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注-9 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(12)項イ 工場、作業場

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横 濱 市 火 災 予 防 条 例
消 火 器 (令第10条)	一 般	延べ面積 150㎡以上	(第45条) ・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
	地階、無窓階又は3階以上の階	床面積 50㎡以上	
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	
大型消火器 (規則第7条)	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般	延べ面積 700㎡以上 (注-1)	(第47条) 地階を除く階数5以上 (注-2)
	地階、無窓階又は4階以上の階	床面積 150㎡以上 (注-1)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階 (注-3)	(第48条) 床面積2,000㎡以上
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
	地 階 、 無 窓 階		
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上 (第49条) ・油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・1,000kW以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等
	道 路	床面積 ・屋上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 ・屋上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	発 電 機 、 変 圧 器 等 備 電 気	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ ー 室 乾 燥	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室		
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物	(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-4)	
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般	延べ面積 500㎡以上	
	地階、無窓階又は3階以上の階	床面積 300㎡以上	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道 路	屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注-5)	

令別表第1(12)項イ 工場、作業場

消防法、消防法施行令、消防法施行規則			横浜市火災予防条例
漏電火災警報器 (令第22条)	—	一般 延べ面積 300㎡以上 (注-6)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	—	一般 延べ面積 500㎡以上 (電話があれば免除)	
非常警報設備 (令第24条)	器 具	収容人員 20人以上50人未満	
	非 常 ベ ル 等	・収容人員50人以上 ・地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備	・地階を除く階数が11以上 ・地階の階数が3以上	
避難器具 (令第25条)	3階以上の階、地階	収容人員150人以上 地階、無窓階の収容人員100人	(第54条)
	3階以上の階(注-7)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	6階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ			(第55条) ・地階を除く階数11以上 ・高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	地階、無窓階、11階以上の部分	(第56条) 延べ面積300㎡以上
	通 路	地階、無窓階、11階以上の部分	
	標 識 全 部		
消 防 用 水 (令第27条)		・敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・高さ31mを超え、かつ、延べ面積(地階を除く。)25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)			
連結散水設備 (令第28条の2)	地 階	床面積の合計 700㎡以上	
連結送水管 (令第29条)	—	一般 地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道 路	全 部	
	屋 上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	—	一般 地階を除く階数が11以上	
	地 階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)			
非 常 電 源		自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	・11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総合操作盤		・延べ面積50,000㎡以上 ・地階を除く階数が15以上で、延べ面積30,000㎡以上 ・地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注-8)	
防災センター (注-9)			(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置			(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注-1 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。

注-2 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡(主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては200㎡)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注-3 規則第13条で定める部分を除く。

注-4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注-5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれら間の配管(可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。

注-6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置

注-7 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること(収容人員については、階全体で算定)。

注-8 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注-9 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(12)項ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 浜 市 火 災 予 防 条 例
消 火 器 (令第10条)	一 般 延べ面積 150㎡以上	(第45条) ・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
	地階、無窓階又は3階以上の階 床面積 50㎡以上	
大型消火器 (規則第7条)	少量危険物 指定可燃物 ・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
	指定可燃物 危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般 延べ面積 700㎡以上 (注-1)	(第47条) 地階を除く階数5以上 (注-2)
	地階、無窓階又は4階以上の階 床面積 150㎡以上 (注-1)	
	指定可燃物 危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	階数11以上のもの 11階以上の階 (注-3)	(第48条) ・地階、無窓階、4階以上の階：床面積300㎡以上 ・その他の階：床面積500㎡以上
	指定可燃物 危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
	スタジオ部分	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分 回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上
	道 路 床面積 ・屋 上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自動車修理整備部分 床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場 床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 ・屋 上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備 床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室 床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等 床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	指 定 可 燃 物 危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室	
	屋外消火栓設備 (令第19条)	
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物	(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-4)
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般 延べ面積 500㎡以上	
	地階、無窓階又は3階以上の階 床面積 300㎡以上	
	指 定 可 燃 物 危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分 地階、2階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道 路 屋上 600㎡以上 其他 400㎡以上	
	階数11以上のもの 11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	一 般 建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注-5)	

令別表第1(12)項 映画スタジオ、テレビスタジオ

消防法、消防法施行令、消防法施行規則			横浜市火災予防条例
漏電火災警報器 (令第22条)	—	般 延べ面積 300㎡以上 (注-6)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	—	般 延べ面積 500㎡以上 (電話があれば免除)	
非常警報設備 (令第24条)	器 具	収容人員20人以上50人未満	
	非 常 ベ ル 等	・収容人員50人以上 ・地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
避難器具 (令第25条)	3階以上の階、地階	収容人員150人以上 地階、無窓階の収容人員100人	(第54条)
	3階以上の階(注-7)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	6階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ			(第55条) ・地階を除く階数11以上 ・高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	地階、無窓階、11階以上の部分	(第56条) 延べ面積300㎡以上
	通 路	地階、無窓階、11階以上の部分	
	標 識	全 部	
消 防 用 水 (令第27条)		・敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・高さ31mを超え、かつ、延べ面積(地階を除く。)25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)			
連結散水設備 (令第28条の2)	地 階	床面積の合計 700㎡以上	
連結送水管 (令第29条)	—	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道 路	全 部	
	屋 上		(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	—	地階を除く階数が11以上	
	地 階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)			
非 常 電 源		自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	・11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総合操作盤		・延べ面積50,000㎡以上 ・地階を除く階数が15以上で、延べ面積30,000㎡以上 ・地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注-8)	
防災センター (注-9)			(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置			(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注-1 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注-2 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡(主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注-3 規則第13条で定める部分を除く。
- 注-4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注-5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれら間の配管(可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。
- 注-6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注-7 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること(収容人員については、階全体で算定)。
- 注-8 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注-9 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(13)項イ 自動車車庫、駐車場

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 浜 市 火 災 予 防 条 例
消 火 器 (令第10条)	一 般 延べ面積 150㎡以上	(第45条) ・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
	地階、無窓階又は 3階以上の階 床面積 50㎡以上	
大 型 消 火 器 (規則第7条)	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物 ・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
	指 定 可 燃 物 危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
屋 内 消 火 栓 設 備 (令第11条)	指 定 可 燃 物 危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	(第47条) (注-1)
	地階を除く階数5以上	
スプリンクラー設備 (令第12条)	階 数 11 以 上 の も の 11階以上の階 (注-2)	
	指 定 可 燃 物 危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分 回 転 翼 航 空 機 、 垂 直 離 着 陸 航 空 機 の 発 着 場 (泡、粉末)	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上 (第49条) ・油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・1,000kW以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等
	道 路 床面積 ・屋上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分 床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場 床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 ・屋上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	発 電 機 、 変 圧 器 等 備 電 気 設 備 床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室 床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等 床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	指 定 可 燃 物 危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室	
	屋 外 消 火 栓 設 備 (令第19条)	
動 力 消 防 ポ ンプ 設 備 (令第20条)	屋 内 、 屋 外 消 火 栓 設 備 設 置 対 象 物	(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-3)
自 動 火 災 報 知 設 備 (令第21条)	一 般 延べ面積 500㎡以上	
	地階、無窓階又は 3階以上の階 床面積 300㎡以上	
	指 定 可 燃 物 危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分 地階、2階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道 路 屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
階 数 11 以 上 の も の 11階以上の階		
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 (令第21条の2)	一 般	建築物その他の工作物(収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。)で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの(温泉法(昭和23年法律第125号)第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。)が設置されているもの (注-4)

令別表第1(13)項イ 自動車車庫、駐車場

消防法、消防法施行令、消防法施行規則		横浜市火災予防条例
漏電火災警報器 (令第22条)		
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一般 延べ面積 1,000㎡以上(電話があれば免除)	
非常警報設備 (令第24条)	非常ベル等 ・収容人員50人以上 ・地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備 ・地階を除く階数が11以上 ・地階の階数が3以上	
避難器具 (令第25条)	3階以上の階(注-5)	(第54条) 6階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ		(第55条) ・地階を除く階数11以上 ・高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘導灯 (令第26条)	避難口	地階、無窓階、11階以上の部分
	通路	地階、無窓階、11階以上の部分
	標識	全部
消防用水 (令第27条)	敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・高さ31mを超え、かつ、延べ面積(地階を除く。)25,000㎡以上	
排煙設備 (令第28条)	地階、無窓階	床面積 1,000㎡以上
連結散水設備 (令第28条の2)	地階	床面積の合計 700㎡以上
連結送水管 (令第29条)	一般	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上
	道路	全部
	屋上	(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一般	地階を除く階数が11以上
	地階	(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)		
非常電源	自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	・11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総合操作盤	・延べ面積50,000㎡以上 ・地階を除く階数が15以上で、延べ面積30,000㎡以上 ・地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注-6)	
防災センター (注-7)		(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置		(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注-1 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡(主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以下のもの又は主要構造が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注-2 規則第13条で定める部分を除く。

注-3 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注-4 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管(可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。

注-5 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること(収容人員については、階全体で算定)。

注-6 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注-7 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(13)項 飛行機又は回転翼航空機の格納庫

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 浜 市 火 災 予 防 条 例
消 火 器 (令第10条)	一 般	延べ面積 150㎡以上
	地階、無窓階又は3階以上の階	床面積 50㎡以上
大型消火器 (規則第7条)	少量危険物 指定可燃物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」
	指定可燃物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」
屋内消火栓設備 (令第11条)	指定可燃物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)
	地階を除く階数5以上	(第47条) (注-1)
スプリンクラー設備 (令第12条)	階数11以上のもの	11階以上の階 (注-2)
	指定可燃物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	一 般	全 部 (泡、粉末)
	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)
	道 路	床面積 ・屋 上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)
	自動車の修理整備部分	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)
	駐 車 場	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 ・屋 上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室	(第49条) 床面積合計500㎡以上
屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物	(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-3)
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般	全 部
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注-4)

令別表第1(13)項ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫

消防法、消防法施行令、消防法施行規則		横浜市火災予防条例
漏電火災警報器 (令第22条)		
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第22条)	一般 延べ面積 1,000㎡以上(電話があれば免除)	
非常警報設備 (令第24条)	非常ベル等 ・収容人員50人以上 ・地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備 ・地階を除く階数が11以上 ・地階の階数が3以上	
避難器具 (令第25条)	3階以上の階(注-5) 避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	(第54条) 6階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ		(第55条) ・地階を除く階数11以上 ・高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘導灯 (令第26条)	避難口 地階、無窓階、11階以上の部分	
	通路 地階、無窓階、11階以上の部分	
	標識 全部	
消防用水 (令第27条)	・敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火:15,000㎡以上、準耐:10,000㎡以上、その他:5,000㎡以上 ・高さ31mを超え、かつ、延べ面積(地階を除く。)25,000㎡以上	
排煙設備 (令第28条)	地階、無窓階 床面積 1,000㎡以上	
連結散水設備 (令第28条の2)	地階 床面積の合計 700㎡以上	
連結送水管 (令第29条)	一般 地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道路 全部	
	屋上	(第57条) 回転翼航空機の発着場・駐車場
	地階、無窓階 (1、2階を除く。)	(第57条) 床面積 1,000㎡以上
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一般 地階を除く階数が11以上	
	地階	(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)		
非常電源	自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	・11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総合操作盤	・延べ面積50,000㎡以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注-6)	
防災センター (注-7)		(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置		(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注-1 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡(主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあつては、200㎡)以下のもの又はしたも主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限のにあつては、200㎡)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注-2 規則第13条で定める部分を除く。

注-3 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注-4 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれら間の配管(可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。

注-5 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること(収容人員については、階全体で算定)。

注-6 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注-7 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(14)項 倉庫

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 浜 市 火 災 予 防 条 例	
消 火 器 (令第10条)	一 般	延べ面積 150㎡以上	(第45条)
	地階、無窓階又は3階以上の階	床面積 50㎡以上	・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
大型消火器 (規則第7条)	少量危険物 指定可燃物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	
	指定可燃物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般	延べ面積 700㎡以上 (注-1)	
	地階、無窓階又は4階以上の階	床面積 150㎡以上 (注-1)	(第47条) 地階を除く階数5以上 (注-2)
	指定可燃物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	ラック式倉庫	天井の高さが10mを超え、かつ、延べ面積700㎡以上 (注-1)	
	階数11以上のもの	11階以上の階 (注-3)	
	指定可燃物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋上部分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路	床面積 ・屋上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自動車の修理整備部分	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 ・屋上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・1,000kW以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場 、 ポ イ ラ ー 室 乾 燥	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物	(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-4)	
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般	延べ面積 500㎡以上	
	地階、無窓階又は3階以上の階	床面積 300㎡以上	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道 路	屋上 600㎡以上 其他 400㎡以上	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注-5)	

令別表第1(14)項 倉庫

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横 濱 市 火 災 予 防 条 例
漏電火災警報器 (令第22条)	—	一般 延べ面積 1,000㎡以上 (注-6)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	—	一般 延べ面積 1,000㎡以上 (電話があれば免除)	
非常警報設備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等	・ 収容人員50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備	・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上	
避難器具 (令第25条)	3階以上の階(注-7)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	(第54条) 6階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ			(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	地階、無窓階、11階以上の部分	
	通 路	地階、無窓階、11階以上の部分	
	標 識	全 部	
消 防 用 水 (令第27条)		・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積(地階を除く。)25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)			
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地	階 床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	—	一般 ・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道	路 全 部	
	屋	上	(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	—	一般 地階を除く階数が11以上	
	地	階	(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)			
非 常 電 源		自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	・ 11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・ 7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総 合 操 作 盤		・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が15以上で、延べ面積30,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注-8)	
防 災 セ ン タ ー (注-9)			(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置			(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

- 注-1 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注-2 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡(主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注-3 規則第13条で定める部分を除く。
- 注-4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注-5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管(可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。
- 注-6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注-7 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること(収容人員については、階全体で算定)。
- 注-8 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注-9 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(15)項 前各項に該当しない事業場（令第31条第2項第1号で定めるものを除く。）

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横 浜 市 火 災 予 防 条 例
消 火 器 (令第10条)	一 般	延べ面積 300㎡以上	(第45条) ・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
	地階、無窓階又は3階以上の階	床面積 50㎡以上	
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	
大 型 消 火 器 (規則第7条)	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋 内 消 火 栓 設 備 (令第11条)	一 般	延べ面積 1,000㎡以上 (注-1)	(第47条) 地階を除く階数5以上 (注-2)
	地階、無窓階又は4階以上の階	床面積 200㎡以上 (注-1)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 (令第12条)	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階 (注-3)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水 噴 霧 消 火 設 備 等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路	床面積 ・屋上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 ・屋上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・1,000kW以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場 、 ポ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋 外 消 火 栓 設 備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
動 力 消 防 ポ ンプ 設 備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物		(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-4)
自 動 火 災 報 知 設 備 (令第21条)	一 般	延べ面積 1,000㎡以上	
	地階、無窓階又は3階以上の階	床面積 300㎡以上	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道 路	屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階		
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 (令第21条の2)	一 般	建築物その他の工作物（収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。）で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの（温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。）が設置されているもの (注-5)	

令別表第1(15)項 前各項に該当しない事業場（令第31条第2項第1号で定めるものを除く。）

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 浜 市 火 災 予 防 条 例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一 般	延べ面積 1,000㎡以上 (注一6)
	契 約 電 流 容 量	50アンペアを超えるもの (注一6)
消 防 機 関 へ 通 報 する 火 災 報 知 設 備 (令第23条)	一 般	延べ面積 1,000㎡以上 (電話があれば免除)
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等	・ 収容人員 50人以上 ・ 地階及び無窓階の収容人員が20人以上
	非 常 ベ ル + 放 送 設 備 又 是 サイ レ ン + 放 送 設 備	・ 地階を除く階数が11以上 ・ 地階の階数が3以上
避 難 器 具 (令第25条)	3 階 以 上 の 階 、 地 階	収容人員150人以上、地階、無窓階の収容人員100人 (第54条)
	3 階 以 上 の 階 (注一7)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上 6階以上の階で収容人員30人以上
固 定 避 難 用 タ ラ ッ プ		(第55条) ・ 地階を除く階数11以上 ・ 高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	地階、無窓階、11階以上の部分
	通 路	地階、無窓階、11階以上の部分
	標 識	全 部
消 防 用 水 (令第27条)		・ 敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・ 高さ31mを超え、かつ、延べ面積（地階を除く。）25,000㎡以上
排 煙 設 備 (令第28条)		
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階	床面積の合計 700㎡以上
連 結 送 水 管 (令第29条)	一 般	・ 地階を除く階数が7以上 ・ 地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上 (第57条) 屋上に放水口設置
	道 路	全 部
	屋 上	(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非 常 コ ン セ ン ト 設 備 (令第29条の2)	一 般	地階を除く階数が11以上
	地 階	(第58条) 床面積1,000㎡以上
無 線 通 信 補 助 設 備 (令第29条の3)		
非 常 電 源	自 家 発 電 設 備 、 蓄 電 池 設 備 、 燃 料 電 池 設 備 又 は 専 用 受 電 設 備	・ 11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・ 7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総 合 操 作 盤	・ 延べ面積50,000㎡以上 ・ 地階を除く階数が15以上で、延べ面積30,000㎡以上 ・ 地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注一8)	
防 災 セ ン タ ー (注一9)		(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡 易 自 動 消 火 装 置		(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注一1 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。

注一2 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているものを、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡（主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の階の部分の床面積の合計100㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火で区画されているものを除く。

注一3 規則第13条で定める部分を除く。

注一4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注一5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）以内第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれら間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）をいう。

注一6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置

注一7 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること（収容人員については、階全体で算定）。

注一8 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注一9 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(16)項イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されるもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 浜 市 火 災 予 防 条 例	
消 火 器 (令第10条)	一 般	(注-9)	(第45条) ・延べ面積 150㎡ ・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
	地階、無窓階又は3階以上の階	(注-9)	
	少量危険物 指定可燃物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	
大型消火器 (規則第7条)	指定可燃物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般	(注-9)	
	地階、無窓階又は4階以上の階	(注-9)	(第47条) ・延べ面積1,000㎡以上 (注-1) ・地階を除く階数5以上 (注-2)
	指定可燃物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	一 般	(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イの床面積の合計3,000㎡以上で当該部分が存する階 (注-3) (注-9)	
	地階、無窓階	(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イの存する階で当該部分の床面積1,000㎡以上	(第48条) ・地階又は無窓階で、(5)項口、(7)項、(8)項、(12)項の床面積の合計2,000㎡以上 ・地階の部分で、(16の2)項と一体を成すものとして消防長が指定したもの (注-9)
	4階以上10階以下の階	床面積 ・(1)項、(3)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの存する階 1,500㎡以上 ・(2)項、(4)項の存する階 1,000㎡以上	
	階数11以上のもの	全部 (注-3)	
	指定可燃物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋上部分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路	床面積 ・屋上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自動車の修理整備部分	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 ・屋上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・1,000kW以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ ー 室 乾 燥	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋外消火栓設備 (令第19条)		(注-9)
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物		(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-4)
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般	延べ面積 300㎡以上 (注-14)	
	特 定 一 階 段 等	全部 (注-5)	
	地階、無窓階	(2)項、(3)項の床面積の合計 100㎡以上	(第51条) (5)項口、(6)項口、(6)項ハの用途に供される部分の床面積の合計が200㎡以上 (耐火、準耐火構造を除く。) (注-6)
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2階以上の階 床面積 200㎡以上	
	道 路	屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
	階数11以上のもの	11階以上の階	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注-7)	
	地 階	床面積の合計1,000㎡以上、かつ、(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの床面積の合計500㎡以上	

令別表第1(16)項イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されるもの

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横 濱 市 火 災 予 防 条 例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一 般	延べ面積500㎡以上、かつ、(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの床面積の合計300㎡以上 (注-8)	
	契 約 電 流 容 量	50アンペアを超えるもの (注-8)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一 般		(注-9)
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等	・収容人員 50人以上 ・地階及び無窓階の収容人員が20人以上	
	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備	・収容人員 500人以上 ・地階を除く階数が11以上 ・地階の階数が3以上	(注-9)
避 難 器 具 (令第25条)	3階(2階)以上の階 (注-10)	避難階又は地上に直通する階段が1の階(2)項、(3)項の用途の部分があるものは2階) 収容人員10人以上 (注-9)	(第54条) 6階以上の階で収容人員30人以上
固定避難用タラップ			(第55条) ・地階を除く階数11以上 ・高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	全 部	(注-14)
	通 路	全 部	(注-14)
	客 席	(1)項の部分に限る。	
	標 識	全 部	
消 防 用 水 (令第27条)		・(注-9) ・高さ31mを超え、かつ、延べ面積(地階を除く。)25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)	地 階 、 無 窓 階		(注-9)
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階		(注-9)
連 結 送 水 管 (令第29条)	一 般	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	(第57条) 屋上に放水口設置
	道 路	全 部	
	地 階 、 無 窓 階		(注-9)
非 常 コ ン セ ン ト 設 備 (令第29条の2)	一 般	地階を除く階数が11以上	(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
	地 階		(第58条) 床面積1,000㎡以上
無 線 通 信 補 助 設 備 (令第29条の3)			
非 常 電 源		・延べ面積1,000㎡以上(小規模特定用途複合防火対象物を除く。)は、自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・その他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	小規模特定用途複合防火対象物は、 ・11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総 合 操 作 盤		・延べ面積50,000㎡以上 ・地階を除く階数が11以上で、延べ面積10,000㎡以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積20,000㎡以上 ・地階の床面積の合計5,000㎡以上 (注-14) (注-14) (注-11) (注-14)	
防 災 セ ン タ ー (注-12)			(第68条の2) ・11階以上、かつ、延べ面積10,000㎡以上 ・5階以上、かつ、延べ面積20,000㎡以上 ・延べ面積50,000㎡以上(注-13) (注-14)
簡 易 自 動 消 火 装 置			(第4条の4) ・(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イの床面積の合計3,000㎡以上で当該部分が存する階 ・地階厨房入力合計350kW以上 ・軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注-1 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは、「2倍」の数値とすることができる。

注-2 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡(主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注-3 規則第13条で定める部分を除く。

注-4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注-5 避難階以外の階(1階及び2階を除く。)に当該用途が存する防火対象物で、避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2(階段が屋外に設けられ、又は避難上有効な構造を有する場合にあっては、1)以上設けられていないものに設置(小規模特定用途複合防火対象物を除く。)

注-6 (6)項ハにあっては児童養護施設、児童自立支援施設(通所施設を除く。)、障害者自立支援法第5条第10項又は第16項に規定する共同生活介護又は共同生活援助を行う施設その他これらに類するものに限る。

注-7 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管(可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。

注-8 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置

注-9 本欄のほか、防火対象物の部分に令別表第一(1)項~(15)項の防火対象物が存するものについては、それぞれの用途ごとに規制される。

注-10 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階の個数を算出するものであること(収容人員については、階全体で算定)。

注-11 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注-12 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

注-13 (5)項口の用途に供する部分とその他の部分が令第8条の規定に該当する場合は、(5)項口の用途に供する部分を除く。

注-14 小規模特定用途複合防火対象物を除く。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(16)項口 (16)項イ以外の複合用途防火対象物

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 濱 市 火 災 予 防 条 例
消 火 器 (令第10条)	一 般 (注-7)	(第45条) ・延べ面積 150㎡以上 ・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
	地階、無窓階又は3階以上の階 (注-7)	
大 型 消 火 器 (規則第7条)	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物 ・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	
	指 定 可 燃 物 危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋 内 消 火 栓 設 備 (令第11条)	一 般 (注-1) (注-7)	(第47条) ・延べ面積1,000㎡以上 (注-1) ・地階を除く階数5以上 (注-2)
	地階、無窓階又は4階以上の階 (注-1) (注-7)	
	指 定 可 燃 物 危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	一 般 (注-7)	(注-7)
	地階、無窓階	(第48条) 地階又は無窓階で、(5)項口、(7)項、(8)項、(12)項の床面積の合計2,000㎡以上
	階数11以上のもの 11階以上の階 (注-3)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分 回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路 床面積 ・屋上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分 床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場 床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 ・屋上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡・不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備 床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・1,000kW以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ 一 室 乾 燥 室 床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等 床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物 危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室	(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋 外 消 火 栓 設 備 (令第19条)	(注-7)
動 力 消 防 ポ ンプ 設 備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物	(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-4)
自 動 火 災 報 知 設 備 (令第21条)	一 般 (注-7)	(第51条) ・延べ面積1,000㎡以上 ・2階以上の階を(5)項に掲げる用途に供するもので、延べ面積300㎡以上 (耐火、準耐火構造を除く。)
	地階、無窓階又は3階以上の階 床面積 300㎡以上	
	指 定 可 燃 物 危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分 地階、2階以上の階 床面積 200㎡以上	
	通 信 機 器 室 床面積 500㎡以上	
	道 路 屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 (令第21条の2)	階数11以上のもの 11階以上の階	
	一 般 建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注-5)	

令別表第1(16)項口 (16)項イ以外の複合用途防火対象物

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 浜 市 火 災 予 防 条 例
漏 電 火 災 警 報 器 (令第22条)	一 般 契 約 電 流 容 量 50アンペアを超えるもの	(注-6) (注-7) (注-6)
消 防 機 関 へ 通 報 する 火 災 報 知 設 備 (令第23条)	一 般	(注-7)
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非 常 ベ ル 等 ・ 収 容 人 員 50人 以上 ・ 地 階 及 び 無 窓 階 の 収 容 人 員 が 20人 以上	
	非 常 ベ ル + 放 送 設 備 又 は サイ レ ン + 放 送 設 備 ・ 地 階 を 除 く 階 数 が 11以 上 ・ 地 階 の 階 数 が 3以 上	
避 難 器 具 (令第25条)	2 階 以 上 の 階 、 地 階	(注-7) (第54条)
	3 階 以 上 の 階 (注-8)	避 難 階 又 は 地 上 に 直 通 する 階 段 が 1の 階 収 容 人 員 10人 以 上 6 階 以 上 の 階 で 収 容 人 員 30人 以 上
固 定 避 難 用 タ ラ ッ プ		(第55条) ・ 地 階 を 除 く 階 数 11以 上 ・ 高 さ 31mを 超 える もの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	地 階 、 無 窓 階 、 11階 以 上 の 階
	通 路	地 階 、 無 窓 階 、 11階 以 上 の 階
	標 識	全 部
消 防 用 水 (令第27条)	・ (注-7) ・ 高 さ 31mを 超 え 、 か つ 、 延 べ 面 積 (地 階 を 除 く 。) 25, 000㎡ 以 上	
排 煙 設 備 (令第28条)	地 階 、 無 窓 階	(注-7)
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地 階	(注-7)
連 結 送 水 管 (令第29条)	一 般	・ 地 階 を 除 く 階 数 が 7以 上 ・ 地 階 を 除 く 階 数 が 5以 上 で 、 延 べ 面 積 6, 000㎡ 以 上
	道 路	全 部
	地 階 、 無 窓 階	
	屋 上	(第57条) 回 転 翼 航 空 機 の 発 着 場 、 駐 車 場
非 常 コ ン セ ン ト 設 備 (令第29条の2)	一 般	地 階 を 除 く 階 数 が 11以 上
	地 階	(第58条) 床 面 積 1, 000㎡ 以 上
無 線 通 信 補 助 設 備 (令第29条の3)		
非 常 電 源	自 家 発 電 設 備 、 蓄 電 池 設 備 、 燃 料 電 池 設 備 又 は 専 用 受 電 設 備	・ 11階 以 上 、 か つ 、 延 べ 面 積 3, 000㎡ 以 上 ・ 7 階 以 上 、 か つ 、 延 べ 面 積 6, 000㎡ 以 上 自 家 発 電 設 備 、 蓄 電 池 設 備 又 は 燃 料 電 池 設 備
総 合 操 作 盤	・ 延 べ 面 積 50, 000㎡ 以 上 ・ 地 階 を 除 く 階 数 が 15以 上 で 、 延 べ 面 積 30, 000㎡ 以 上 ・ 地 階 の 床 面 積 の 合 計 5, 000㎡ 以 上	(注-9)
防 災 セ ン タ ー (注-10)		(第68条の2) 延 べ 面 積 50, 000㎡ 以 上
簡 易 自 動 消 火 装 置		(第4条の4) 軒 高 31m以 上 の 建 築 物 で 厨 房 入 力 合 計 350kW以 上

- 注-1 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。
- 注-2 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡（主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡（壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。
- 注-3 規則13条で定める部分を除く。
- 注-4 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。
- 注-5 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）をいう。
- 注-6 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置
- 注-7 本欄のほか、防火対象物の部分に令別表第一(1)項～(15)項の防火対象物が存するものについては、それぞれの用途ごとに規制される。
- 注-8 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること（収容人員については、階全体で算定）。
- 注-9 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。
- 注-10 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

令別表第1(16の2)項 地下街

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横 浜 市 火 災 予 防 条 例
漏電火災警報器 (令第22条)	— 般	延べ面積 300㎡以上 (注-4)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	— 般	全 部 (電話があれば免除)	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備	全 部	
避 難 器 具 (令第25条)			
固定避難用タラップ			
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口	全 部	
	通 路	全 部	
	客 席	(1)項の部分に限る。	
	標 識		
消 防 用 水 (令第27条)			
排 煙 設 備 (令第28条)	— 般	延べ面積 1,000㎡以上	
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	— 般	延べ面積 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	— 般	延べ面積 1,000㎡以上	(第57条) 全 部
	道 路	全 部	
非常コンセント設備 (令第29条の2)	— 般	延べ面積 1,000㎡以上	(第58条) 全 部
無線通信補助設備 (令第29条の3)	— 般	延べ面積 1,000㎡以上	
非 常 電 源	・延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・そ の 他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備		
総 合 操 作 盤	延べ面積 1,000㎡以上		
防 災 セ ン タ ー (注-5)			(第68条の2) 延べ面積1,000㎡以上
簡易自動消火装置			(第4条の4) 全 部

注-1 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものは「3倍」、主要構造部を耐火構造としたもの又は主要構造部を準耐火構造とし内装制限したものは「2倍」の数値とすることができる。

注-2 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注-3 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれら間の配管(可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。

注-4 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置

注-5 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(16の3)項

準地下街

建築物の地階（地下街を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 浜 市 火 災 予 防 条 例	
消 火 器 (令第10条)	一 般 全 部	(第45条) ・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物	
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	
大 型 消 火 器 (規則第7条)	指 定 可 燃 物	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上	
屋 内 消 火 栓 設 備 (令第11条)	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	一 般	延べ面積1,000㎡以上、かつ、(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの床面積の合計500㎡以上	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路	床面積 ・屋上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 ・屋上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・1,000kW以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋 外 消 火 栓 設 備 (令第19条)		
動 力 消 防 ポ ンプ 設 備 (令第20条)	屋 内 、 屋 外 消 火 栓 設 備 設 置 対 象 物	(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-1)	
自 動 火 災 報 知 設 備 (令第21条)	一 般	延べ面積500㎡以上、かつ、(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イの床面積の合計300㎡以上	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	道 路	屋上 600㎡以上 其他 400㎡以上	
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 (令第21条の2)	一 般	建築物その他の工作物（収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。）で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの（温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。）が設置されているもの (注-2)	
		延べ面積1,000㎡以上、かつ、(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項及び(9)項イの床面積の合計500㎡以上	

令別表第1(16の3)項 準地下街

建築物の地階（地下街を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横浜市火災予防条例
漏電火災警報器 (令第22条)	— 般	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	— 般 全 部（電話があれば免除）	
非 常 警 報 設 備 (令第24条)	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備 全 部	
避 難 器 具 (令第25条)		
固定避難用タラップ		
誘 導 灯 (令第26条)	避 難 口 全 部	
	通 路 全 部	
	標 識	
消 防 用 水 (令第27条)		
排 煙 設 備 (令第28条)		
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)		
連 結 送 水 管 (令第29条)	道 路 全 部	
非常コンセント設備 (令第29条の2)	地 階	(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)		
非 常 電 源	・延べ面積 1,000㎡以上は自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備 ・そ の 他 自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	
総 合 操 作 盤	地階の床面積の合計 5,000㎡以上 (注-3)	
防 災 セ ン タ ー (注-4)		(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置		

注-1 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注-2 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管(可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。

注-3 地階の床面積の合計が5,000平方メートル以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注-4 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(17)項

重要文化財

文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 浜 市 火 災 予 防 条 例	
消 火 器 (令第10条)	一 般 全 部	(第45条) ・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物	
	少 量 危 険 物 指 定 可 燃 物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	
大 型 消 火 器 (規則第7条)	指 定 可 燃 物	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上	
屋 内 消 火 栓 設 備 (令第11条)	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
	地 階 を 除 く 階 数 5 以 上	(第47条) (注-1)	
ス プ リ ン ク ラ ー 設 備 (令第12条)	階 数 11 以 上 の も の	11階以上の階 (注-2)	
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水 噴 霧 消 火 設 備 等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路 床 面 積	・屋上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自 動 車 の 修 理 整 備 部 分	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 ・屋上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・油入特別高圧1,000kW以上変電 ・1,000kW以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋 外 消 火 栓 設 備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
動 力 消 防 ポ ンプ 設 備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物	(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の 合計3,000㎡以上 (注-3)	
自 動 火 災 報 知 設 備 (令第21条)	一 般 全 部		
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 (令第21条の2)	一 般	建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注-4)	

令別表第1(17)項 重要文化財

文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則			横浜市火災予防条例
漏電火災警報器 (令第22条)	一	般 全 部 (注-5)	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)	一	般 延べ面積 500㎡以上 (電話があれば免除)	
非常警報設備 (令第24条)		非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備 ・地階を除く階数が11以上 ・地階の階数が3以上	
避難器具 (令第25条)	3階以上の階 (注-6)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上	
固定避難用タラップ			(第55条) ・地階を除く階数11以上 ・高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘導灯 (令第26条)		避 難 口 通 路 標 識	
消 防 用 水 (令第27条)		敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火：15,000㎡以上、準耐：10,000㎡以上、その他：5,000㎡以上 ・高さ31mを超え、かつ、延べ面積(地階を除く。)25,000㎡以上	
排 煙 設 備 (令第28条)			
連 結 散 水 設 備 (令第28条の2)	地	階 床面積の合計 700㎡以上	
連 結 送 水 管 (令第29条)	一	般 ・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延べ面積6,000㎡以上	
	道	路 全 部	
	屋	上	(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一	般 地階を除く階数が11以上	
	地	階	(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)			
非 常 電 源		自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	・11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総 合 操 作 盤		地階の床面積の合計 5,000㎡以上 (注-7)	
防 災 セ ン タ ー (注-8)			(第68条の2) 延べ面積50,000㎡以上
簡易自動消火装置			(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注-1 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡(主要構造部が耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以内以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計100㎡(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあっては、200㎡)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注-2 規則第13条で定める部分を除く。

注-3 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。また、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注-4 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管(可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。

注-5 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置

注-6 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること(収容人員については、階全体で算定)。

注-7 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物のうち、防火対象物の規模、利用形態、防火管理体制、消防用設備等の設置状況から判断して、消防用設備等の監視、操作等に支障がないものを除く。

注-8 消防用設備等その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うためのものにより、当該防火対象物の防災設備等を管理する場所をいう。

消防用設備等設置基準項別早見表

令別表第1(18)項 延長50m以上のアーケード

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 浜 市 火 災 予 防 条 例	
消 火 器 (令第10条)	地階、無窓階又は3階以上の階	床面積 50㎡以上	(第45条) ・火花を生ずる設備のある場所 ・電気設備等 ・多量の火気を使用する場所 ・核燃料等 ・危険物、指定可燃物
	少量危険物 指定可燃物	・危令別表第3の数量の1/5以上数量未満の「危険物」 ・危令別表第4の数量以上の「指定可燃物」	
大型消火器 (規則第7条)	指定可燃物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	(第46条) ・乾式の特高、1,000kW以上の変電 ・油入500kW以上1,000kW未満の変電 ・500kW以上1,000kW未満の発電 ・駐車場、修理工場で床面積150㎡以上
屋内消火栓設備 (令第11条)	一 般		(第47条) 地階を除く階数5以上 (注-1)
	指定可燃物	危令別表第4の数量の750倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
スプリンクラー設備 (令第12条)	階数11以上のもの	11階以上の階 (注-2)	
	指定可燃物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」 (可燃性液体類に係るものを除く。)	
水噴霧消火設備等 (令第13条) ・水噴霧消火設備 (令第14条) ・泡消火設備 (令第15条) ・不活性ガス消火設備 (令第16条) ・ハロゲン化物消火設備 (令第17条) ・粉末消火設備 (令第18条)	屋 上 部 分	回転翼航空機、垂直離着陸航空機の発着場 (泡、粉末)	
	道 路	床面積 ・屋 上 600㎡以上 ・その他 400㎡以上 (水噴、泡、不活性、粉末)	
	自動車の修理整備部分	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 (泡、不活性、ハロゲン、粉末)	
	駐 車 場	床面積 ・地階、2階以上の階 200㎡以上 ・1階 500㎡以上 ・屋 上 300㎡以上 ・機械装置駐車 収容台数10台以上 (水噴、泡、不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・床面積の合計700㎡以上 ・吹抜共有2以上の階、床面積の合計200㎡以上
	発 電 機 、 変 圧 器 等 電 気 設 備	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) ・油入特別高圧、1,000kW以上変電 ・1,000kW以上発電 ・無人変電、無人発電 ・11階以上の階の変圧器等
	鍛 造 場 、 ボ イ ラ ー 室 乾 燥 室	床面積 200㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	
	通 信 機 器 室 等	床面積 500㎡以上 (不活性、ハロゲン、粉末)	(第49条) 11階以上の階
	指 定 可 燃 物	危令別表第4の数量の1,000倍以上の「指定可燃物」	
	冷 凍 室 、 冷 蔵 室		(第49条) 床面積合計500㎡以上
	屋外消火栓設備 (令第19条)	1、2階床面積合計 耐火：9,000㎡以上、準耐：6,000㎡以上、その他：3,000㎡以上	
動力消防ポンプ設備 (令第20条)	屋内、屋外消火栓設備設置対象物		(第50条) 同一敷地内にある2以上の建築物の延べ面積の合計3,000㎡以上 (注-3)
自動火災報知設備 (令第21条)	一 般		
	地階、無窓階又は3階以上の階	床面積 300㎡以上	
	指定可燃物	危令別表第4の数量の500倍以上の「指定可燃物」	
	駐 車 場 部 分	地階、2階以上の階 床面積 200㎡以上	
	通 信 機 器 室	床面積 500㎡以上	
	道 路	屋上 600㎡以上 その他 400㎡以上	
ガス漏れ火災警報設備 (令第21条の2)	一 般		
		建築物その他の工作物 (収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。) で内部に温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの (温泉法 (昭和23年法律第125号) 第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。) が設置されているもの (注-4)	

令別表第1(18)項 延長50m以上のアーケード

消 防 法 、 消 防 法 施 行 令 、 消 防 法 施 行 規 則		横 浜 市 火 災 予 防 条 例
漏電火災警報器 (令第22条)		
消防機関へ通報する 火災報知設備 (令第23条)		
非常警報設備 (令第24条)	非常ベル+放送設備 又は サイレン+放送設備	・地階を除く階数が11以上 ・地階の階数が3以上
避難器具 (令第25条)	3階以上の階(注-5)	避難階又は地上に直通する階段が1の階 収容人員10人以上
固定避難用タラップ		(第55条) ・地階を除く階数11以上 ・高さ31mを超えるもの (昭和49年4月1日以降の新築に限る。)
誘導灯 (令第26条)		
消防用水 (令第27条)	・敷地面積20,000㎡以上で1、2階床面積合計 耐火:15,000㎡以上、準耐:10,000㎡以上、その他:5,000㎡以上 ・高さ31mを超え、かつ、延べ面積(地階を除く。)25,000㎡以上	
排煙設備 (令第28条)		
連結散水設備 (令第28条の2)		
連結送水管 (令第29条)	一般	全部
	屋上	(第57条) 回転翼航空機の発着場、駐車場
非常コンセント設備 (令第29条の2)	一般	地階を除く階数が11以上
	地階	(第58条) 床面積1,000㎡以上
無線通信補助設備 (令第29条の3)		
非常電源	自家発電設備、蓄電池設備、燃料電池設備又は専用受電設備	・11階以上、かつ、延べ面積3,000㎡以上 ・7階以上、かつ、延べ面積6,000㎡以上 自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備
総合操作盤		
防災センター		
簡易自動消火装置		(第4条の4) 軒高31m以上の建築物で厨房入力合計350kW以上

注-1 主要構造部が耐火構造であるか、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100㎡(主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあつては、200㎡)以下のもの又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分の床面積の合計100㎡(壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを内装制限したものにあつては、200㎡)以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。

注-2 規則第13条で定める部分を除く。

注-3 耐火建築物及び準耐火建築物を除く。又、他の固定消火設備等の有効範囲内の床面積を除く。

注-4 収容人員に係る「総務省令で定める数」は1人。「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」は、温泉法施行規則(昭和23年厚生省令第35号)第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管(可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。)をいう。

注-5 当該階に総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出するものであること(収容人員については、階全体で算定)。